

昭和53年 9 月26日開会
昭和53年10月19日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会

Handwritten text, possibly a title or header, located in the upper middle section of the page.

Handwritten text, possibly a signature or footer, located in the lower middle section of the page.

和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和53年9月26日(火曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 開会宣告(午前10時15分)	3頁
○ 会議録署名議員(赤阪和見君、横田憲治郎君、木下甲子三君)	3頁
○ 市長開会あいさつ	3頁
○ 会期の決定(9月26日～10月14日 19日間)	3頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に15番 横田 憲治郎 君	4頁
2番に20番 田中 包治 君	14頁
3番に12番 藤原 要馬 君	29頁
4番に21番 直村 静二 君	35頁
○ 散会宣告(午後4時27分)	47頁

昭和53年9月27日(水曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	49頁
○ 議事説明員その他	49頁
○ 開会宣告(午前10時14分)	50頁
○ 一般並びに総括質問	
1番に22番 勝部 津喜枝 君	51頁
2番に 2番 天堀 博 君	65頁
3番に13番 赤阪 和見 君	74頁
4番に 1番 寺田 茂 君	85頁
○ 散会宣告(午後4時5分)	97頁

昭和53年9月29日(木曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員	99頁
○ 議事説明員その他	99頁
○ 議事日程	101頁

○ 開会宣告(午前10時30分)	103頁
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和52年度昭和53年4月分)	} 104頁 一括上程 207頁 まで
○ 日程第2 " (収入役扱昭和53年4月分)	
○ 日程第3 " (水道部企業出納員扱昭和53年4月分)	
○ 日程第4 " (市立病院企業出納員扱昭和53年4月分)	
○ 日程第5 " (水道部企業出納員扱昭和53年5月分)	
○ 日程第6 " (市立病院企業出納員扱昭和53年5月分)	
○ 日程第7 " (収入役扱昭和52年度昭和53年5月分)	
○ 日程第8 " (収入役扱昭和53年5月分)	
○ 日程第9 " (水道部企業出納員扱昭和53年6月分)	
○ 日程第10 " (市立病院企業出納員扱昭和53年6月分)	
○ 日程第11 定期監査(第1次分)結果報告	} 209頁 391頁 まで 391頁
○ 日程第12 昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について	
○ 日程第13 昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について	
○ 日程第14 土地改良事業の施行について(老朽ため池事業中野池改修工事)	
○ 日程第15 市街地の区域及び当該区域における住居表示の実施方法について	
○ 日程第16 工事請負契約締結について(市立横山小学校増改築工事)	
○ 日程第17 和泉市公共施設整備基金条例制定について	
○ 日程第18 和泉市立図書館設置条例制定について	
○ 日程第19 和泉市立市民体育館条例等の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第20 和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議 に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○ 散会宣告(午後4時38分)	499頁

昭和53年10月2日(月曜日)第4日目

○ 出席議員、欠席議員	501頁
○ 議事説明員その他	501頁
○ 議事日程	508頁
○ 開会宣告(午前10時27分)	504頁
○ 日程第1 昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	504頁
○ 日程第2 昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	511頁

○ 日程第 3	人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて	544頁
○ 日程第 4	公平委員会委員の選任について	546頁
○ 日程第 5	固定資産評価審査委員会委員の選任について	548頁
○ 日程第 6	監査委員の選任について	550頁
○ 日程第 7	和泉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	552頁
○ 日程第 8	農地の固定資産税に関する請願	555頁
○ 日程第 9	鶴山台校区変更に反対し新設校建設を要求する請願	557頁
○ 日程第 10	「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願	559頁
○ 日程第 11	盲人障害者(用)に対する制度並びに対策に関する請願	560頁
○ 日程第 12	一般消費税の導入に反対する決議	562頁
○ 日程第 13	同和行政の改善要望決議	565頁
○ 日程第 14	国際児童年にふさわしい行動計画の具体化を求める要望決議	567頁
○ 日程 追加	議長の辞職許可について	571頁
○ 日程 追加	議長選挙について	572頁
○	散会宣告(午後4時27分)	578頁

昭和53年10月3日(火曜日)第5日目

○	出席議員、欠席議員	575頁
○	議事説明員その他	575頁
○	議事日程	577頁
○	開会宣告(午前11時7分)	577頁
○	日程第 1 議長選挙について	578頁
○	自然散会(午前11時12分)	578頁

昭和53年10月13日(金曜日)第6日目

○	出席議員、欠席議員	579頁
○	議事説明員その他	579頁
○	議事日程	581頁
○	開会宣告(午後1時33分)	581頁
○	日程第 1 議長選挙について	581頁

○ 日程 追加 会期の延長について	582頁
○ 散会宣告(午後1時37分)	582頁

昭和53年10月17日(火曜日)第7日目

○ 出席議員、欠席議員	583頁
○ 議事説明員その他	583頁
○ 議事日程	585頁
○ 開会宣告(午後4時37分)	585頁
○ 日程第1 議長選挙について	585頁
○ 日程 追加 会期の延長について	585頁
○ 散会宣告(午後7時40分)	586頁

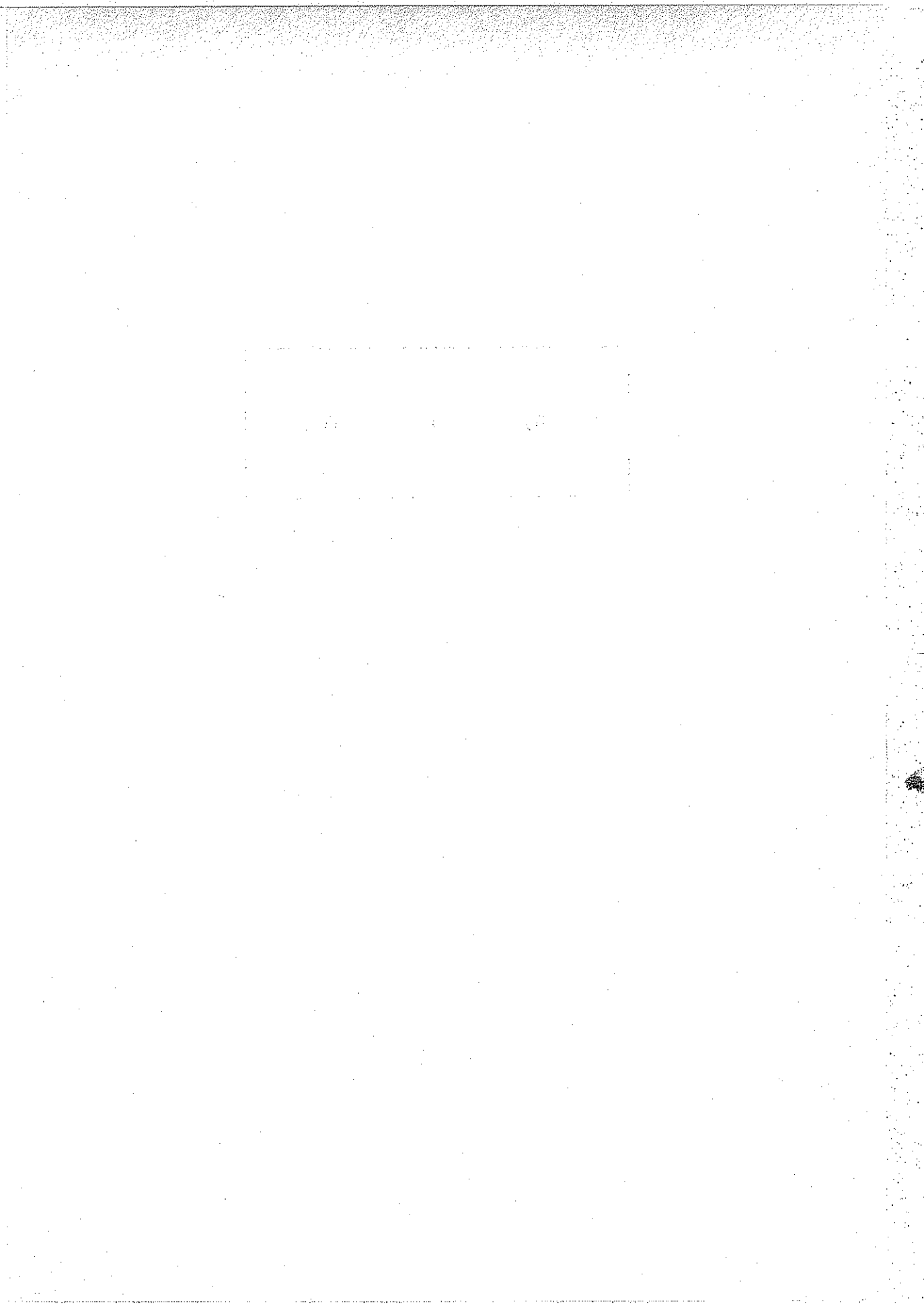
昭和53年10月19日(木曜日)最終日

○ 出席議員、欠席議員	587頁
○ 議事説明員その他	587頁
○ 議事日程	589頁
○ 開会宣告(午前10時45分)	590頁
○ 日程第1 議長選挙について	590頁
○ 日程第2 副議長の辞職許可について	594頁
○ 日程第3 副議長選挙について	595頁
○ 日程第4 常任委員会委員の辞職許可について	
○ 日程第5 議会運営委員会委員の辞職許可について	
○ 日程第6 交通公害対策委員会委員の辞職許可について	
○ 日程第7 開発事業対策委員会委員の辞職許可について	595頁
○ 日程第8 第2阪和国道対策委員会委員の辞職許可について	
○ 日程第9 同和対策特別委員会委員の辞職許可について	
○ 日程第10 関西新国際空港対策特別委員会委員の辞職許可について	
○ 日程第11 土地開発公社特別委員会委員の辞職許可について	596頁
○ 日程第12 常任委員会委員の選任について	まで
○ 日程第13 議会運営委員会委員の選任について	
○ 日程第14 交通公害対策委員会委員の選任について	

○ 日程第 15	開発事業対策委員会委員の選任について	}	597 頁
○ 日程第 16	第 2 阪和国道対策委員会委員の選任について		
○ 日程第 17	同和対策特別委員会委員の選任について		
○ 日程第 18	関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について		
○ 日程第 19	土地開発公社特別委員会委員の選任について		
○ 日程第 20	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について		600 頁
○ 日程第 21	泉北水道企業団議会議員の選挙について		まで
○ 日程第 22	決算審査特別委員会委員の選任について		601 頁
○	市長閉会あいさつ		602 頁
○	議長閉会あいさつ		603 頁
○	閉会宣告（午後 4 時 3 2 分）		603 頁

1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1880
1881
1882
1883
1884
1885
1886
1887
1888
1889
1890
1891
1892
1893
1894
1895
1896
1897
1898
1899
1900

第 1 日



昭和53年9月26日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	18番	池辺秀夫君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	20番	田中包治君
6番	大谷昌幸君	21番	直村静二君
8番	成田秀益君	22番	勝部津喜枝君
9番	松下定君	23番	三井正光君
10番	山口義一君	25番	竹内修一君
11番	上代卯之松君	26番	柳瀬美樹君
12番	藤原要馬君	27番	竹下義章君
13番	赤阪和見君	28番	坂上國治君
15番	横田憲治郎君	29番	藤原利一君

欠席議員(2名)

7番	金沢勝君	17番	富山敏治君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部長	麻生和義
助役	坂口禮之助	財務部次長	北野敦雄
収入役	中塚白	財政課長	大塚孝之
兼市長公室長 参与事務取扱	西川喜久	同和対策部長	中西淳富
参与・土地開発公 事・務局社長	林徳次	同和対策部次長	生田稔
市長公室企画担当理事	佐原行雄	市民部長	森保
市長公室次長兼秘書 課長事務取扱	竹田明郎	市民部次長兼 福祉事務所長	富田宏之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産 業 衛 生 部 長	内 田 繁	消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	湯 川 行 夫
産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫	用 地 担 当 参 事 長	岩 井 益 一
建 設 部 長	山 本 俊 兼	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	堀 内 由 延
建 設 部 次 長	吉 田 日 出 男	教 育 委 員 長	葛 城 宗 一
兼 建 設 総 務 課 長 事 務 取 扱		教 育 長	廣 岡 史 郎
改 良 事 業 部 長	逢 野 一 郎	教 育 次 長	杉 本 弘 文
改 良 事 業 部 次 長	明 坂 貞 士	管 理 部 長	青 木 孝 之
兼 改 良 総 務 課 長 事 務 取 扱		管 理 部 次 長	高 橋 貞 良
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 兼	萩 本 啓 介	指 導 部 長	橋 本 昭 夫
総 務 課 長 事 務 取 扱		指 導 部 次 長	味 谷 日 吉
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	岸 田 秀 仁
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	向 井 洋
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 光 夫	監 査 事 務 局 長 兼	信 田 種 行
兼 管 理 課 長		公 平 委 員 会 事 務 局 長	
水 道 部 長	田 中 稔	農 業 委 員 会 事 務 局 長	
水 道 部 理 事 兼	福 本 喬 久		
工 務 課 長 事 務 取 扱			
消 防 長	松 村 吉 堯		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

(午前10時15分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しいところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまより昭和53年和泉市議会第3回定例会を開会いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは23名でございます。金沢議員さん、富山議員さんから欠席届がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、23名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 会議録の署名議員を13番・赤阪君、15番・横田君、16番・木下君の3名にお願いいたします。

なお、議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、御了承願います。

この際、市長のあいさつを許可いたします。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和53年第3回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、昭和53年度一般会計補正予算外10件、認定2件、諮問1件でございます。議案の内容につきましては別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認くださいますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてこのごあいさつといたします。よろしくお祈りを申し上げます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月14

日までの19日間と決定したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本定例会の会期を本日より10月14日までの19日間と決定いたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) それでは、これより一般質問に入ります。15番・横田君。

○ 15番(横田憲治郎君) 本年第3回の定例会の冒頭、一般質問のトップを承りまして、大要2点につきまして、理事者、教育委員会当局を中心に質問させていただきます。簡潔に質問要旨を述べたいと思いますので、責任と誠意のある答弁を要求いたします。

最初に、通告に申し上げておりますように、学校教育施設の現況とその対策、充実についてでございます。まず、その第1点といたしまして、教育現場の施設の格差が、その是正が叫ばれて久しいわけでございますが、本年度国家予算の公共事業投資を中心とした国家予算をにらみながら、本年度における学校教育施設の充実につきましては、一定の計画を立てておられるところでもありますけれども、まず、基本的に第1点として、現況の木造老朽校舎の認定作業は、本年度の認定状況としてはどのような状態にあるのか。教室数、平米数等々、施設数でもってお示しいただきたい。現況木造施設に占める本年度老朽認定の比率はいかかなものなのかもあわせてお伺いいたします。

第2点といたしましては、それら認定状況の中で今後、増改築計画をどのように策定されようとしているのか。来年度、小学校、中学校によっては教室不足も懸念される学校が散在する中で、本定例会に上程が予定されている以外の老朽認定等々については、明確にお示し賜りたいと思うのであります。

2点目に、特に問題となっている小学校を二、三提示しながら、その対応、対策をお伺いしてまいりたいと思います。まず、国府小学校の木造老朽認定の状況はどのようになったのか。それにかわるべき増改築の計画はいかになっていくのか、具体的にこの際お示しをいただきたいと思うのであります。

過日、教育委員会と学校当局あるいはPTA役員等々に示された内容では、10月定例会に付議し、講堂あるいは校舎の増築を図るとの責任ある当局者に対する回答がなされているやに聞いているわけですが、これらの具体的な対応をお示しいただきたい。

さらに、南横山小学校あるいは南松尾小学校の講堂、校舎の木造あるいは和泉中学校、伯太小学校の昭和30年当初に建築され、非常に老朽はなはだしいこれら伯太小、和泉中の講堂についての対応もこの際、お伺いをしておきたいと思います。

まとめて結果的にこれらの施設格差是正のためへの対応を積極的に取り組む中、年次的な計画プログラムを樹立すべきであると思いますが、基本的な見解もあわせて伺っておきたいと思ひます。

第2点といたしましては、(仮称)池上小学校開校の問題でございます。過日、用地手当がおくれながらも整い、現在、設計段階にあるというふうに伝え聞いているわけでございますが、来年度当初開校に照準を合わせこの諸準備は整っているのか、この際、御報告いただきたいと思ひます。

第3点として、鶴山台南北小学校の校区変更にかからんだ問題でございます。本定例会にも予定されている請願にも出てくるであろうと思ひますけれども、教育委員会の試算では、ピーク時として57年度には2千5百数十の生徒数が見込まれているやに報告されているわけであります。この数値の出し方について、いろんな疑念等々が渦巻いているのが現状でございます。客観的、普遍的な立場での掌握が絶対的に要求されるところでございます。この2千5百数十の予定発生児童数をどのような形で掌握されたのか、お伺いしておきたいと思ひます。

第2点といたしましては、第三の小学校の建築が不可避ではなからうかという点であります。仮に教育委員会の推定計数が是という立場に立っても、当該地域では二千五百有余の児童が発生するわけでありますので、適正規模標準の立場から考えても、第三の小学校の必要性が当然出てくるわけでございます。

しかし、ヤングタウン化的な要素を持つ賃貸住宅三千余戸の当該地域の実態を見ますに、児童数の増強はこれにとどまることはないであろうということが容易に予測されるわけでありますけれども、教育の責任ある立場に立つ市教委はどのような基本的見解をお持ちになっているのか、お示しいただきたいと思ひます。

最後に、この南北小学校の来年度を目途とした校区変更に対する対応でございます。あくまでも第三小学校を設定する中で将来の状況を把握、現況に対応するのが基本でなからうかと思ひわけでございますが、これらに対する具体的な対応策についてもこの際、明確にお示しいただきたいと思ひます。

2点目は、生活道路の問題でございます。これについても数年来、本会議あるいは建築委員会等々を通じて論議され、本年度予算で一定の予算措置がされているわけでありすけれども、これらの対応は現課においてどのように取り組まれているのか、現況の御報告をいただきたい。

2点目には、生活道路の認定をすべきではなからうかと思ひわけでございます。入り込んだ生活環境の状況の客観的な把握の中で、生活道路としての位置づけが絶対必要ではなからうか、このような立場から提起申し上げるわけでありすけれども、見解をお示しいただきたい。

さらに、生活道路の維持管理要綱のようなものをこの際、策定すべきではなからうか、このように思うわけですが、当局側の見解をいただきたいと思います。さらに、これらへの対応を年次の計画策定の中でスムーズに、あるいは円滑裏に積極的に推進すべきであろうと考えますが、予算措置等々も含めて次年度の対応を市長、部長にお伺いいたしまして、私の一般質問要旨の通告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 教育次長（広岡史郎君） 教育委員会に寄せられました御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、木造老朽校舎等を踏まえての現状の認定状況を説明せよということでございますけれども、本年8月に耐力度調査を受けておりますのが小学校では5校、中学校で1校でございます。教室総数で33室、ほか用務員、倉庫等々も含め、合計4千9百50平米を受けております。すべて建築の基準が4千5百点プラス千点等の基準に該当するのではないかという中で責任を持ってこの申請で調査を受けたものでございます。

これらの対応にかけまして今後、増築計画をどのように考えているのかという御質問でございますけれども、教育委員会では、木造校舎の改築の具体化に当たっては、その都度基本方針に照らして参照し、対処してまいっております。第1は、国の補助対象事業であること。これは絶対条件でございます。

そして2番目には、全市の見ても、現状の学校の置かれている特殊性を尊重してまいることでございます。2点目の特殊性の尊重とその一つとして、今後見込まれる社会増、つまり増改築併用事業の可能性を考えてまいっております。二つ目として、限られた学校敷地の中で、改築等によって狭わいな運動場をより広く確保できる等、環境整備、校舎の適正配置が強く期待できること。三つ目として、校舎全体から見た鉄筋比率でございます。

これを第2点といたしております。

第3点といたしまして、いわゆる外部からの公団等の資金導入が可能である。具体化できるといふようなことでございます。

次に第4点目として、招かざるものでございますが、天変地変、不慮の火災等によりまして緊急改築を要す。

というようなことについて、具体化するに当たっての基本方針の定めとなっております。

この具体化の計画即実現は、その事業実施で最も肝要な事項に属するものと判断しております。この市の財政計画の中で取り上げていただけるかどうか、採用の問題でございます。過去8年間、昭和45年以降を振り返ると、小学校では黒鳥小学校、鶴山台南北小学校、和気小学校、光

明台南小学校と5校、中学校では郷荘中学校、富秋中学校、光明台中学校の3校、合計8校が新設開校され、毎年1校建設されている実態でございます。

一方では、年々児童生徒の急増に対処しての増築が行われております。また、木造校舎には大変厳しい行財政需要の中、文教施設の整備に多額の投資がなされてまいっております。国の文教施設の整備振興策のてこ入れともあわせ、今後も木造校舎の改築等に鋭意取り組んでまいりたい、かより存じておる次第でございます。

なお、具体的に指摘されております学校の現状等からいかに考えてるかということでございます。まず、国府小学校でございますが、現状13教室と図書室の木造2階建て千六百六十四平米がございまして、この建物はすでに27年経過し、危険認定が受け得られる対象ではないか、かように存じております。先ほど申し上げました小学校5校、中学校1校の耐力度調査にこの当該校が含まれておるものでございます。

御承知のように、住宅供給公社が府中団地に進出して参り、369戸が建設中でございます。明年4月には240戸、7月には129戸の入居が始まるということでございます。一方、いまだ不確定要素を多分に含んでおりますが、住宅公団の府中団地計画があるということございまして、194戸の建設計画がされております。これらを合わせて見まして、170名と80名、合計250名余の児童発生が見込まれるわけでございます。現状13教室プラス図書室の危険校舎に合わせ、体育館を含めまして、当該校の児童の増加と危険校舎の改築等に対処してまいらなければならない、かように感じておるわけでございます。

御承知のように、体育館も478平米の鉄骨でございますが、この学校の体育館は講堂形式で建てられ、大変床が傾斜になっておりまして、府の方からも不適格体育館であるという考えを指示されております。

これらを合わせまして今後、増改築事業に公団資金の導入、いまだ不確定要素を含んでおります府中団地の進出でございますが、ここの期限が明確化され、資金導入が可能であると確定を得た段階でいろいろと取り組んでまいりたい、かよう思うわけでございます。

それから、和泉中学校の体育館も指摘されておりますが、この体育館は鉄骨で739平米、昭和30年に建設いたしましたので、いまだ23年経過ということで、府と十分協議してまいっておりますけれども、危険校舎認定自体の対象にもならないという現状でございます。

なお、伯太小学校の体育館でございますが、この体育館も昭和32年建設され21年経過、面積は鉄骨で477平米でございますけれども、これについても現状、危険体育館としての検査対象にはならないという指示を受けております。しかし、雨漏り等の常々補修を行ってまいりまして、4年前にも内部改装等大きな工事を施行した経過がございます。

それから、南松尾の体育館でございますが、当該校においても建設年次の経過が新しく、いま認定の対象にならんということでございます。

たまたま、南横山の体育館でございますけれども、この体育館はすでに危険認定を受けております。近い将来鉄筋化し、新しく改築したいと考えております。

以上が各学校を含めての増改築の考え方及び取り組みの現状でございますので、一応、御報告申し上げます。

○ 15番(横田憲治郎君) 簡単に再質問いたします。

まず、答弁漏れですけど、老朽認定を受けたのが、現状木造校舎、講堂の中で何%くらい占めるのかということの御答弁を要求しましたが、お答えいただきたい。

それと、国府小学校の関係ですけど、結論的に聞いておりますと、老朽認定を受けた、あるいはまた公団、供給公社等々の社会増があるのでやらなければならないという程度の御答弁です。それでは具体的に、タイミング的にいったら、どの程度のものの建設に入るのかということまで聞いてないのかどうか。私、最初に申し上げましたように、児童生徒のPTAの役員さん、あるいは校長、教頭先生から、6年生の卒業式は今度は新しい講堂で、完成はしなくてもできるんやと非常に楽しみにしている。教育委員会にお伺いに行ったとき、そのような言辭が回答としてあったということで非常に期待しているんです。やはり不用意に無責任なことを言ってもらっては困りますし、だからといって、責任ある手当を早期にしていってほしい、その点の状況をいまひとつ突っ込んでお答えいただきたい。

もう一つは、老朽認定の問題です。いまも出てきましたけれども、建設年次が何年以上ということできちんと決められてるのか。当時の建築資材、建築工法等々の関係で内容的なものもあると思う。一概に建設年次が新しいから増改築に入らない、認定の対象にもかからんということでは、余りにも上のベース一辺倒じゃないかと思う。やはり教育現場に精通していらっしゃる市教委幹部の皆さん方は、教育現場の実態というものについて対応してもらわなければならないと思います。この点くどくど申し上げますが、1点目の答弁漏れと、2、3点目の御答弁を再度いただきたいと思います。

○ 教育次長(広岡史郎君) 今回、耐力度調査を受けた木造校舎は、現状の中で何%を占めるかという御質問でございますけれども、3月31日現在、鉄筋化された比率は、小学校では86%、府下平均の91%に及んでおりません。中学校の場合は98%で、府下平均の92%を大きく上回っております。

今回、4,960平米の耐力度調査を受けましたが、これは現状の木造校舎の何%を占めるかということでございますが、小学校では約2分の1、中学校の場合80%近く受けております。

なお、認定に当たっての問題でございますけれども、従来、国の景気浮揚施策外の年度の場合、木造校舎の危険認定度の点数が4,500点でしたが、これに1,000点加えます。一方、木造校舎は建設後30年経過した老朽校舎であるということでございます。これらを合わせまして、補助対象の危険認定ということの方針を示されております。

申すまでもなく、今回の総合経済対策は二つの大きな柱を主軸として6項目の施策を決められております。その中の1項目に、文教施設、社会教育施設、体育施設を含めて整備に重点を置いた国内需要の振興策という形でとらえておる措置でございます。資金面でも従来、補助対象外経費の75%の起債を政府債で95%まで認めている。今回の第1次の追加補正は、現在行われている臨時国会でいろいろ論議されてございますが、18カ月予算の中で補正が行われたもので、文教施策の施設整備にいろいろ配慮されておるわけでございます。

それから、建築年度が主となるのかということを含めての御質問でございますけれども、建築後すでに30年経過した木造校舎の中でも、なお、4,500点プラス1,000点の耐力度認定の点数が出た場合採用するというところでございます。いろいろと御論議をいただく中、過去の経過から木造100%の学校がございまして、その校舎自体30年経過しておりますけれども、なかなか危険認定に合致しないという形で、ようやく8月に行われた耐力度調査の中で新しいきざしが見えたというように判断しております。

それから、国府小学校を含めての増改築の中でいかに対処していくのか、建設年度等を明確に示していただきたいという再質問でございます。国府小学校は住宅供給公社並びに住宅公団の進出が見込まれておまして、現状校舎は建設に入っております。これらの児童増に対処する中で、先ほど基本的な方針の中で増改築にいかに取り組むかでございますが、限られた学校敷地が狭小でございますので、今回、体育館等を合わせ適正配置することによって運動場を広く確保したいというような基本的な考えもございまして、しかし、いまだ不確定要素を含んでおりますので、住宅公団の用地確保が明らかになり、団地進出の建設計画が具体化した段階で資金の導入等を協議し、近く議会の方にいろいろと資金面等の御審議をお願いしたい、かように思っているわけでございます。推測ではございますが、年内にはそれらの公団の態度が明らかになるんじゃないか、かよう予し、期待もしているわけでございます。

続きまして、池上小学校の御質問でございます。池上小学校の用地獲得にはいろいろと紆余曲折がございまして、地元町会並びに水利権者、池の直接の関係者等との協議の中で御協力を得たものの長い期間を経、本年7月契約の件を含めまして、計画の14,463平米を取得いたしました。校舎建設地の遺跡調査もすでに完了しておまして、校舎の実設計に入っており、11月末には完了する予定でございます。

なお、造成工事の盛り土、また学校敷地外の周辺の造成等、また擁壁、水路の改修等もあわせて11月末には完了する予定でございます。現状から見て、日程的には、学校建設の完了が明年10月末ごろではないかと見込まれるわけでございます。

これらの日程から御質問のございます学校の開校はいつかということでございます。これらの学校運営、いわゆる教育効果の振興向上の中からいろいろ御論議がございませうけれども、教育委員会の経験では、年度内途中はいろいろと大変障害があるんじゃないかということでございます。仮に年度内開校するとすれば、伯太小学校及び信太小学校の中で池上小学校の開校がされるということが第一に考えられるわけでございます。これが同一校の中で2校に分かれて学校運営がされることになると、常に連帯感の感情と同居し、また教職員の中にも方針の違いが生じ、学校管理面に問題が生じてまいります。また、学校としてのまとまりがないばかりか、10月に同居したとき、学習の進度、その他統一を図るための苦勞が大変大きくなるとともに、信太から来た者、伯太から来た者という意識感が強くなり、融和に欠けるんじゃないかというような関係も出てまいります。

また、教職員の組織から考えると、4月開校するといいたしますと、池上小学校の規模に合わせて教職員が配置されますので、配置された学校の先生方は、それぞれ伯太、信太に分かれて子供を教えることになり、手薄という現象が生じてまいるわけでございます。

さすれば4月開校ということで、振り返って校舎が建設されてない時点で、工事等の支障のない限りの中でプレハブ等での開校を考えますと、(仮称)池上小学校は700名を超える学校規模という推定が出ております。これには24教室が必要でございます。1教室100万円から300万円等の範囲でいろいろございませうが、仮に100万円としても、2,400万円、300万円とすると7,200万円の多額の投資となるわけでございます。これらがわずか6カ月間の使用という形になるわけでございます。

過日、池上町会の御要請によりまして地元へ参り、過去の経過と現状、今後の取り組み等についていろいろ協議させていただき、御質問にお答えしてまいりましたけれども、1日も早い開校を望まれておられるのが実態でございます。過去の計画の中で52年4月開校等の時点もございましたし、それらの中で現在までおくれしてまいりました。いろいろな事情を御説明申し上げ、御理解を得るように努めてまいりましたが、大変おしかりも受け、謝罪もしてまいっております。

一方、またおくれの取り戻しもさることながら、開校に当たっては児童のいろんな心理状況等も見て、ふさわしい学校の運営という形で、あせらずにすんなりした形で開校していただきたいという声も承っております。いずれにしても、早期開校を望まれる中でかように遅延いたしてまいることを深くおわび申し上げたい、かよう思うわけでございます。

続きまして、鶴山台の就学区変更についての御質問でございます。教育委員会としては地元
に説明に参りまして、教育委員会の基本的な考え方等々をるる御説明申し上げてまいっておりま
す。その席上、いろいろと御意見なり御質問を受けておりますけれども、十分御理解をいただい
てないという現状でございます。今後、いろいろと取り組む中で理解等を深めてまいらなければ
ならないと存じております。

御承知のように、鶴山台南北小学校の開校は同時開校ではありません。46年の……。

- 15番（横田憲治郎君） 年次結構ですから、第三小学校の必要性、来年当初に向けての校区
の変更問題にしほってお答えください。
- 教育次長（広岡史郎君） 端的にお答え申し上げます。

第三小学校を考えた中で二校の校区変更かということの御質問と、57年度のピーク時の数
値の出し方等でございますが、57年度のピークの数値は、過去の住民台帳、コンピューターか
ら見たもの、それから団地内での社会増を含む社会減もございまして、それらを総合して児童
数の推計を出させていただいたということでございます。

第三校目の建設につきましては、なお今後の動きを十分把握する中で取り組みが必要だと存じ
ております。常々、各校の動きをそれらの形で把握しております。今回、57年ピーク時におい
ても2校運営が可能であるという中で、理解を求めて協力を得られるよう説明に参った現状はい
までも変わっておりません。

なお対応として、第三校の認定基準に取り組むべきではないのかという御質問でございますが、
現状、いまの基本方針をいろいろと御理解をいただく方向で推進してまいりたい、かよう考えて
るわけでございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 建設部長（山本俊兼君） 第2点目の生活道路対策について御説明申し上げます。

生活道路関係につきましては昨年来、議会の皆さん方からいろいろと御教示いただき、本年度
予算に1,000万円の事業費を計上いただいております。本件の執行につきましては4月以来、
われわれ事務当局において再度検討を加えてるところでございます。過日来、関係の地元の方
々とも協議に入っております。この協議が整い次第、順次執行してまいりたい、こいう現状で
ございます。

それから2点目の生活道路としての認定、位置づけ、さらには、これらの取り組みの基本とな
る要綱等をつくるべきではないか、こいう御意見でございます。こもつともな御意見だと思ひ
ますが、われわれといたしましては、市内の生活道路的な現況というものを一応図上で検討し、
さらに、その中でも頻度の高いところについて検討を加えておりますが、できますれば、53年

度のこういった取り組みの経験を十分踏まえて今後、要綱等の問題を諮ってまいりたい、かように思うわけでございます。

なお、申しおくれましたが、生活道路対策の基本的な考え方といたしましては、まず、原則的には簡易舗装を考えております。多少立地条件等によっても変わってまいるとは思いますが、原則的には簡易舗装でございます。それから、生活道路の整備に対する道路敷地の市に対する帰属ということについても原則として御協力をお願いしたい、このように考えてる次第でございます。

なお、これらの整備についての一定の事業費がかかるわけでございますが、原則的には、地元の方々からも30%の御協力をぜひお願いしたい、こういった基本的な考え方を持ってるわけでございまして、これに基づきまして地元の方々とも協議を重ねていき、これらの改善を図ってまいりたい、かように考えている次第でございます。

なお、次年度の対応等についても、先ほどの要綱、認定、位置づけと並行して、こういう経験の上に乗ってよりよき効果の上がる方法を考えてまいりたい、かように存する次第でございます。

○ 15番(横田憲治郎君) 一応、全部答弁をいただきましたので、簡単に再質問をいたします。

まず、教育長に確認と要望を含めて少々申し上げたい。老朽認定問題ですけど、先ほどの教育次長の答弁では国庫補助あるいは特殊性、鉄筋比率、外部資金の導入、天変地異等ほとんど外的な要因なんですよ、教育委員会の主体性が非常に乏しい。これは国にも教育施設整備の責任があるのですがね。南松尾小学校のオール木造あるいは建築資材の非常に低質な状態での建築で、たとい建築年次が新しくても非常に危険で老朽はなほだしい施設については、積極的に上部行政機関に対する説得力にあふれた対応をお願いしたいと強く要望したいと思います。見解があれば一言でも聞いておきたいと思いますが、それが一つ。

それと、国府小学校の件でございます。外部資金の導入依存という形での答弁、住宅公団が来るか来ないかはっきりせんことには、ということまで出てますが、老朽認定13教室プラス図書室が8月に受けてるわけですから、私は、公団さんが決まらんことには何も手を打てないということとはちょっと乏しいと思います。あえて問題にしたいとございせんが、学校当局、PTA等が期待しておりますし、そのような言ひ、言わんというようなことを部分的に取り上げて言うつもりはさらさらございせんが、現実的には、そういうことがあるのは事実です。その対応をこの10月定例会は無理としても、12月定例会、当初に向けて一定の対処してもらわなければならない問題だと思ひんです。これらについての見解は必ずいただきたい。老朽については所見があれば聞いておきたいし、なかつたら要望にとどめておきます。

池上小ですが、52年当初開校が大幅におくれ、55年当初にならざるを得ないと結論した。そういうことでございせんね。問題は、地元に対する当該校区に予定されている対象者に対して、

私はやはり一定の御了解というか、御理解というか、誠意ある態度を示していただきたいと思う。これは要望にとどめておきます。

それと、鶴山南北の問題ですが、第三小学校については、頭から住民台帳で調べたらええんや、そういう硬直的な考え方では、教育行政はスムーズに運営できないと思います。やはりすべての人たちの意見も網羅する中で、普遍的、客観的な妥当性のある数値の出し方をしなければならぬし、よりよき環境の充実を目指す立場で教育委員会が目標を設定しなければ、本市教育行政すべてにわたっての発展はないと思う。そういう見地から、これは教育長の見解を承っておきたいと思います。

土木関係ですが、最初の位置づけは、私はとても大事なことだと思う。80%云々という地元負担あるいは当該数地の市への帰属という問題が、大きなネックになっていると常識的に判断いたしますが、そうであればある程度、最初に基本というものははっきりしておかなければならないと思います。体験的、経験的な立場に立って次年度云々という答弁ですが、いままでも臨機応変という措置の中で、いわゆる必要不可欠の生活道路と認められるところについてはしこるはずで、そういう体験的、経験をお持ちなんですから、今後、生活道路を積極的にいままでの経験を踏まえて、より秩序ある、計画性のあるものでやっていこうということによくなった、その出発点ですので、私はそういう位置づけについて、当該常任委員会もありますので、要望にとどめておきます。

以上を要望して、あと所見だけ伺って終わっておきます。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

まず、木造校舎の認定等の問題でございますが、基本的なことは、次長からお答え申し上げたとおりでございます。御承知のように、昨年、国が打ち出した景気浮揚策、それに対処しての耐力認定の基準が非常に緩和され、しかも、国は3カ年を目標にして社会増並びに危険老朽校舎を解消するという方針を明らかに打ち立てているのでございます。これらの基準に基づいて、該当すると見込み得るすべての木造校舎は一応対象にし、3カ年解消計画を立て、一応事務的には国の協定等の手続を終わっているわけでございます。これらの基準に基づいて、新設校、既設校の施設格差について住民の方々の声の高い中、木造校舎の解消施策を立ててまいりたい、かよう考えます。

なお、国府小学校の増改築でございますが、次長からお答え申し上げたとおりではございますが、たとえば住宅公団分譲云々ということで、一次的つなぎ融資資金あるいは一般財政の当面の資金等に苦慮する面はございますが、基本は、やはり今回の国の施策の国庫補助対象事業として、早急にこの木造危険老朽あるいは極度に狭わいな体育館、運動場を含めて解消を図るというのが

基本的な考え方でございます。

たまたま、本年度実施できるかどうかの見解云々でいろいろ御指摘ございましたけれども、議会議決をいただかずしてその見通しを明らかにすることは慎んでおりますし、なお、当該校は非常に校地面積が5,000坪に足りない狭わいで、現在、体育指導にも事欠いてるという実態でございます。したがって、裏の第一生命の敷地等の買収についても力を入れ、これらを含めて何とか国の今回の債務負担行為を補助対象としてまいりたい。本校に限らず、木造100%校についてもその基本方針で、事務的あるいは政治的にも積極的に対処してるのが実態でございます。この点御理解いただきたいと思えます。

続いて、今回の鶴山台南北小学校の規模の適正化、これらの人口動態、児童推計等の基本的な問題につきましては、適正就学審議会にお諮り申し上げ、いろいろ資料提出が要請されるであろう中で御検討をいただき明らかにし、御協議、御教示をいただくより考えるのでございます。

なお、さらに1校必要であるかどうかの御指摘でございます。御承知のように北小学校は48年開校いたしました。当時、信太小学校が1,533名という規模でございました。しかも、校舎は木造で老朽化し、それらの事情から、地域の北小学校建設に伴う接近地域の方々の強い要請もございまして、一部上代、上町あるいは舞町等の校区も北に入れてるわけでございます。

これらの実態等を考えたとき、御承知のように、年々当該信太地域では、自然的な社会増、年間100戸を見込んで今回も推定しておりますが、ふえております。あわせて、御承知の泉大津松原線が事業も進捗し、加えて、本市の境界等審議会でも審議されている葛の葉と泉大津の境界線上に府住公社が930余戸の住宅建設計画を持っております。これらの行政区域等の問題のからみもあり、これが和泉市の領域になるのか、ならないのかという町づくりの基本構想の上で立って、今後、もう1校必要であるかどうかということをも十分適正就学審議会の中で資料をお出しし、謙虚な気持で将来の見通しの上で立ってその方向づけを御教示願いたい、かより考えておりますので、その点御賢察いただきたいと思えます。

- 15番(横田憲治郎君) これですべて終わります。いろいろと再質問をしたい点もございしますが、細かくは当該委員会もあることとございしますので、不満ではございますが終わります。ありがとうございました。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者に一言注意いたします。

質問の要旨を十分理解し、簡単明瞭に答弁されるようお願いいたします。

次に、20番・田中包治君。

- 20番(田中包治君) 通告に基づきまして、4点にわたりまして質問いたします。

第1点は、松尾山廃棄物処理場建設についてであります。3月の補正予算におきまして、松尾山の用地買収が、地元の了解も全然なく、やるんだという通告もなく強行されたことは、皆さんも御存知だと思います。私たちは、この処理場につきましては、やはり必要であるということは何れにもわかります。しかし、どこの市においても、自分のところへ持ってくることは反対であることは、はっきりしていると思います。こういう立場の中で、多数決で決まったら、地元がいかに反対しようが、了解がなくてもできるんだという考えに立ってこの問題が提案され、可決されたものと考えております。

そこで私は、この問題について知り得た情報なりをもって、この問題についての理事者の考え方を聞きたいと思っております。まず第1に、この松尾山廃棄物処理場につきましては、皆様方も御存知のとおり、約2年前に中山製鋼がここに鋼さいを廃棄するという事が出てきました。このときにおいてもどうであったかといいますと、一応、松尾寺の部落あるいは通過する横山の問題あるいは若極の了解を得、この問題は、市が了解したと思っております。

そして、現実には被害をこうむる私たち内田町なり、そういう松尾寺町の問題もあったと思っております。というのは、この松尾寺廃棄物処理場の真下は内田用地で、ここに池が3つか4つあります。この3、4の池の松尾の観音様の奥ですが、これは内田の用地、そして、その上がいま計画されておる廃棄物処理場でございます。

そうすると、その水が一たん池に入り、これが松尾川、松尾の下を通過して、松尾寺から内田の用水路につながっておるわけでございます。そして、内田の松尾寺街道に沿って水がそこへ流れてくる、こういう実態でございます。

ところが、その中で私たちが問題としなければいけないのは、全然了解もなくやられたことです。当時は、相当問題になり論議したことがございます。そして、後から中山製鋼なり市が来て、何とか了解してくれないかという問題が出てきたと思っております。しかし、黙ってしておいてけしからん、この話には乗らないとなってきた。そして、ごたごたしておったが、やはりやろうということで鋼さいの検査等々の問題を考え、どうするかと協議中において、いわゆる中山製鋼の経営悪化によってこの問題が一応中止されております。その近くが松尾山廃棄物処理場でございます。

そしてもう一つは、地元の業者が考えておるのがありまして、計三つがこの松尾寺周辺において建設されようとしておるのが事実だと思います。

もう一つ、皆様方も御存知のとおり、青葉台の横の農免道路のところにも、大阪の何とかいう会社が府に申請しております。この水が同じように納花の部落の了解を得てやっております。ところが、現実にはこの問題についても、一たん青葉台の下に池にほり込んで、そして緑ヶ丘の小川、

いわゆる松尾川に流れる小川に水を導入し、それを内田の川中道に流すという計画でございます。

こういう中で私が言いたいのは、いかに現在の世の中が多数決とはいえども、こういうことがあっていいものかどうかということです。私たちにとっても生活の問題であり、生命の問題であるので、あくまでも反対したいと思いますけれども、いまさら市と話し合いする気持は毛頭ございません。私たちもやはり水利という、法的には自治体と同じくらい権限を持っておる水利組合によって、この問題を法廷の中で対決せざるを得ないと考えております。したがって、皆さんが何でもかんでもつくればええんだ、被害地はほっといたらええんだという考え方についてはどうしても理解できない。私はどうこう言いませんので、私の言ったことが間違ってるか、間違っていないか結構ですから、御答弁願いたいと思います。

第2点に、宅造による近隣町内における被害についてでございます。この問題については、1年ほど前にも私は質問しております。そのときには調査し、府と話し合いしてどこかへ抜くということだったと思います。というのは、緑ヶ丘へ上がる150ぐらいで12メートルの道が、雨があふれて川になるということです。そして、近隣の私が言った水路に流れて道にあふれているという実態やと思います。

もう一つは、農道の管理でございます。市の建設部の総務課が、私ははっきり言って、農道にアスファルトを引くこと、果たしてそういう権限があるのだろうかということをまず考えております。ところが、そういう山道にアスファルトを引くことによって、それがみぞになって近隣の部落の家の中に水が入る、こういう問題について再度質問したいと思います。

第3、第4点は関連があるので、一括して申し上げます。同和行政は、あくまでも同対審なり措置法によって、そして、私たち自治体の責任であり、国の責任でもあり、何とか生活を向上し、やらなくてはならないことは事実でございます。ところがこのやり方についても、お互いに100人おれば100人とも違うことは、私は当然だと思っております。

そこで私が言いたいのは、前の議会で質問したとおり、同和施策として保育料が御存知のとおり、所得にかかわらず2,400円でやっておる。私たち、わずか15万円足らずの月給取りが35,000円払われている。これが悪いとは言いませんが、こういうふうに必要なとするならば、なぜ市民に訴えないのかということです。国保の問題でもそうだと思います。国保についても同様、550件ほど減免されておりますが、これについても所得制限がないわけです。私たちが松阪に行ったとき、こういうことを松阪市がやっておりますか、と聞いたところ、それをやるとかえって差別になるからやっておりません、ということです。学校給食問題にしても、どういふ状態だから必要でやらなければならないかということを市民の中で発表し、理解と協力を求めることが市民合意の同和行政ではなからうかと考えております。

ただ私たちが考えておるばかりです。私も議員になってから6年、2期目になって初めてこういう問題がわかったほど、同和行政についてはベールに包まれているのではないかということをはっきり指摘したいと思っております。その端的なあらわれとして出てきたのが、市同促の人員構成だと思っております。まず最初に市会代表となっており、しかも議長、副議長が入っております。私は前の議会の中で代表者会議等で決められた、やはり市会の総意に基づいて選出されたと思っておったのですが、それは違うんだという話を聞きました。そうするならば、この議会代表として、いつの議会で承認を得たかということです。まず、それを聞きたいと思います。

もう一つは、市の幹部が市同促の委員になっております。私、不思議でならないのは、市長と市の幹部は一致しているんです。もし一致していなければ、だれもやめざるを得ない。市長イコール助役であり収入役であり、あるいは各部長なんですね。それらの人たちが市同促の中へ入っている。そうすると、いわゆる助役とか学校の先生もおりますが、これらは単なる賛成要員にすぎないのではないだろうか。私は、それを言ってるわけです。私は、この市同促は諮問機関だと言ってるが、実質的には、執行機関という任務も帯びてると思っています。

そこで私が言いたいのは、議会代表という話が入ってくると非常に問題がある。一遍この轍を踏んでると思つて。いわゆる開発協会です。46年ごろに市長が理事長、議長が副理事長、公社事務局長が専務理事になったわけで、その結果が現在どうなっているか。市会の代表も入ってるし市長も入ってるんだ、皆三役一任となる。これは理事会で議事録があるからはっきりして思つて。その結果がどうなってるか、16億円の不良地財産を抱え、しかも代替地として5億以上のならない財産を抱えている。それをどうしても売却しなくてはならないが、それが今議会に提案されておる議案なんです。いまの市長なり専務理事は責任はない、やったんじゃないからね、倒産企業の管理人的な任務を持った人です。ほっとけばほっとくほど金利がかさむわけです。

それと同じケースです。だから、こういう賛成要員的な要素の中で市同促の人員選考をやったが、これをやり直すのか、やり直さないのか、この点について、まずお聞きしたいと思つています。

もう一つは、同和行政はいつでも関連各部につながつてると言ってるが、私はそうは考えられない。同対審答申等々を考えたならば、これはあくまでも一般行政の中でやるんだと言ってる。そうするならば、われわれの考えでは、保育所問題は市民部がやっており、いまの環境整備は、土地改良法という一般の法律の中でやられているわけです。教育の問題は、教育行政が行つてるんです。これは私たちが緑ヶ丘であろうが、内田に住んでおろうが、一市民となればどこでもつながつてるんですよ。なぜこの問題だけはつながつてるんだから特別委員会をつくつてるんだ、私は、つくつた理由はわかりませんが、私が出たときからすでにあるんだから……。そこらぐわらない。

私たちが言いたいのは、あくまでもこの同和行政というものは、一般行政の中で、しかも重点施策として対処し、どうして差別をなくしていくが、過去の災いを二度と起こさないために行わなければならない。そのためには市民合意でなければいけない、こういうことだと思います。その意味で、私はこの問題について再度質問したい。

もう一つは解放センター問題。解放会館は皆様御存知のとおり、特別措置法に言う隣保館なんですね、隣保館という取り扱いで政府あるいは府から補助金がきております。それから、文化センターについては、一般の市民会館と同様なタイプの補助対象の中で行われていることは事実です。

そうなってくると、解放会館と文化センターの使用の問題もおのずから考えなくてはならない。そこで私が言いたいのは、解放会館、文化ホールをうちの副委員長が借りに行つて蹴られたということ。条例では市長が決めるわけですが、これは受付で蹴られたと思う。受付の人が、それを拒否するだけの権限があるのか、ないのか。そこまで受付に権限を委譲してるのかということ。そこらが問題だと思ふ。

いま、文化センターがどれほど使用されておるのか、こゝらに私は問題があると思ふ。私も運営委員に選ばれましたが、私が出てると運営委員会を全然やらない、やめたらすぐやる。こういうべールに包まれた同和行政についてはどうしても理解できない。

それともう一つ聞きたいが、あそこをいろいろ貸してると思ふが、この光熱費はどうなってるかということ。す。

もう一つは、隣保館の扱いになると、この運営費用の6割は国から、2割は府からと合計8割です。ところが予算書を見ると、8割もとてもきておらない。どこに措置法との違いがあるか、この点について、はっきりとした御答弁を願いたいと思ふ。

簡単ですが、答弁によって再質問いたしたいと思ふので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。

なお、田中議員に対する答弁は午後にていたします。

（午前11時45分休憩）

○
（午後1時7分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） 午前に引き続き会議を開きます。

それでは、20番・田中包治君の質問に対し理事者答弁。

○ 産業衛生部長（内田 繁君） 1番目の松尾山廃棄物処理場建設問題についての議員さんの考え方について間違ってるか、間違っていないかというよりの御指摘でございます。そういう問題

ではなく、市の廃棄物処理問題に対する基本的な考え方を申し上げて御理解を賜りたいわけでございます。

御承知のとおり、廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物がござります。これらの処理につきましては法律がござります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定があることは御承知と思ひます。一般家庭における一般廃棄物は、市町村が処理しなければいけないと規定されておりますし、産業廃棄物については、知事の認可を得て行方ということ。府といたしましても、産業廃棄物処理場の認可に当たっては、やはり地元の同意を取るべきであると指導されております。市といたしましてもこれらの設置につきましては、やはり地元あるいは関係者等に十分説明しよく協議を重ねる中、地元関係者等の深い御理解と御協力を得られるよう進めていくべきであるという考え方のもとで今後も進めていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

- 20番(田中包治君) ここで問題になるのは、この周辺に土地があるから地元だ、公害場所は別だから関係ないんだ、こういう考え方なんです。はっきり言って市の考え方はね。そこらに問題があるんです。御承知のとおり、松尾山の真下が内田の飛び地です。しかし、内田町の水源地の池が三つあるんです。その水源地がいかれるわけです。市の農林課はよく知ってるんです。ところが行政を執行する場合は、農林課の意見は、同じ部でも全然わからない。お前とは関係ないんだとね。お前とこの了解は要らないんだということですね。

ところが内田町としては、この水源地から村を縦断し、大体20町歩程度のたんぼ、その他があるわけです。そして、現在でもこの周辺で井戸水半分の水道半分というのが常識なんです。飲み水は井戸、洗濯とかは水道を使うことは大体内田の実態なんです。それが中山製鋼のときに問題があったと思ひます。市が知らんとは言えない。あれほど問題になって騒ぎ、結局、どうにもならなくなった。中山の鋼さいの場合は分析したことで、一応、被害は少ないんじゃないかという考え方が成り立つと思ひます。しかし、絶対被害がないとは言えない。それで、もしあった場合のために金を積んでやりなさい、こういう問題が出てきた。それでいろいろすったもんだやってる間に、中山製鋼の経営悪化によってこの話は中止しましよ、再度お願いに上がりますが、いまはともじかないができない、それで一応話が終わったはず。す。

ところが今度は、市の廃棄物でしょう。これは分析しても公害がなくなるということはありません。何をほかすかもわからない。そこらに問題があると同時に、なぜやるならやるで、地元の了解、了解は得なくても、やりますぜ。というあいさつくらいあってしかるべきやないかと思ひます。

もう一つ私が言いたいのは、この市の廃棄物処理場は和泉市だけのものか。それとも、よその近隣都市を含めてやるのかです。ここに地元の住民感情が非常に変わってくると思ひます。よその市

からのものまでやるんだとなると、建設費は要らなくなるでしょう、よその市が負担するから。ところが、これに伴う被害をどういふふうに考えるのかという問題が起こってくるんです。

あとの二カ所の問題についても、すでに府に申請している。納花町の了解を得たと言ってるが、それならなぜ榎尾川へ流さないのか。何も池へほり込んで松尾川へ、内田の領地へ水を流す必要はない。確かにあなた方が言うように府の認可事項です。しかし大きな金を投じてやる以上、やはり事前に了解を求めるべきです。吹田がいい例です。よその土地を買って建てます、とね。だれが了解しますか。昔の軍隊やないんですよ。その点をどう思ってるのかと言ってる。和泉市以外やったら絶対断るのか、その点ははっきりしてください。

○ 産業衛生部長(内田 繁君) この松尾山に対する他市の申し入れがあるかどうかのお尋ねでございますが、その対処ですが、現段階では、そういう話というか、申し入れはございません。ただ泉北環境施設組合の内部では、ちなみにそういう考え方があるというように聞いております。もし、他市から利用したいという申し入れがあった場合の措置でございますが、これらについては、やはり慎重に検討していくべきであるという考えを持っておりますので、御了解賜りたいと思います。

○ 20番(田中包治君) 私が聞いているのは、やらずのか、やらさないのかということです。住民に話す場合、和泉市に住んでおっぺお互いに同じ市民だからやむを得ない、できるだけの協力をしてくれというのか。それとも、よその公害まで和泉市に持ってくるのか、そこが問題だと言ってるんです。はっきり言ったら隠してるんだ。私たちは、3月の補正が出るまで全然知らなかった。出て初めて議会で反対したが、多数決の原則でしょう。しかし、こちらは人命にかかわる問題ですよ。この問題をどう理解しようとしているのか、その点を聞きたい。

○ 産業衛生部長(内田 繁君) いわゆる公害問題につきましては、われわれ市といたしましても、十分に対処していかなければいけないことも法的に決められており、それ以上に市としても考えていかなければならない。そういう観点から、もし起きた場合のことについては、現段階では、まだ何ら申し入れもございませんが、申し入れがありましたら、その時点で慎重にそういう問題が発生しないような方策等も十分研究しながら対処していきたいと思ひます。現段階では、そういう申し入れはないということで御理解いただきたいと思ひます。

○ 20番(田中包治君) ないとか、あるとかいう問題と違ひまんね。和泉市以外の廃棄物の処理をするのか、しないのかという問題です。申し入れがあったら慎重に対処するということは、やはりやるということと違ひるんですか、はっきり言ってください。

黒石で泉北環境がやっぺるが、後始末の実態を見ていかにずさんなことをやっぺるかです。雨が降ったら、地元の人是非常に困っている。年間10万か20万の協力資金をもらっぺね。私は、

あの愚を再び繰り返したくないわけです。

お互いに理解と納得のいく方向で処理するんなら問題ないと思う。

それとね、私のはっきり言いたいのは、泉大津にしる高石にしる、産業廃棄物をどこにほるのか、最終的にほかすところがないでしょう。忠岡町もね。近隣都市であるのは岸和田と堺だけ、堺へ行くのか、和泉へ来るのかどっちかですよ、違いまっか。慎重、慎重と、何が慎重なんだ。私が質問してるのは、来るのか、来ないのかです。来た場合どうするのかではなくてね。そこらの話が違うわけですよ。

やはり3,000か5,000の人命の問題ですよ。この点は市もはっきりすべきだと思ふ。恐らく泉北環境あるいは三市のものまでやる予定でやるんでしょ。そして、地元の了解を得たといって、そこからバサッと来る、そういう方向なんです。だから、ここで言明できないでしょう。市長も皆おるんです。それでも、これを買っただがどうですか、と一言相談してくれたら話の仕方もあるんです。昔の軍隊みたいなやり方でやられる。それやったら法的に争わざるを得ない。水の問題ですよ、ほかとは違うんです。平行なら平行でよろしいです。しかし、この問題はいつ返事くれまんね、いまできなんだから……。

○ 産業衛生部長(内田 繁君) いつ返事をくれるかという御質問ですが、現段階では、まだ何ら正式な申し入れはない時点でございますので、そのお返事はちょっといたしかねると思ふます。そういう時点が来ましたら、十分皆さん方に諮問いたしまして慎重に検討していきたい、かように思っておりますので、よろしく願ひいたします。

○ 20番(田中包治君) おかしいですね。おかしいというのは御存知のとおり、市の方針として和泉市だけで建設してるのか、三市共同か、四市共同か知らんけど、やっておるのかということ。そこらが問題なんです。いま、どうたらこうたら話しておりますが、結局、そういう魂胆でやっておるんです。その場合、来ることに相談受けて反対したらやめまっか。ここらがポイントですね。賛成する人はおりませんよ。

○ 助役(坂口禮之助君) いろいろ御質問をいただいておりますが、産衛部長がお答えしておりますように、現時点までは、あの用地を取得いたしました経過等から御承知いただいておりますように、和泉市のいわゆる粗大ごみ、不燃物の廃棄場という形で位置づけて進めてまいっております。ただ、泉北環境事務局内部においては、産衛部長からも一部御答弁申し上げましたように、できれば将来、泉北環境のそうした残灰等の廃棄物の処理場として利用させていただけないかという動きがあるという段階でございます。

したがって、これらの問題につきましては、あくまでも現時点では市の単独ということで、本年3月にも実施設計等の予算を組ませていただいたのは御承知でございます、その後、大阪府

並びに厚生省に対しまして、和泉市単独の処理場の設置をしたいということで補助申請をしておるわけでございます。しかし、まだ全国的にはこれら処理場設置をしたいということでたくさん
の申し出があり、本年度、和泉市に補助金がつくかどうかについては、まだ確定もしておらない
という現状なんです。

そういう中で、たまたま泉北環境施設組合等の中で、事務局段階ですが、そうした動きもある
と察知しております。それらの問題が仮に具体化していきましたら、当然、これはその前段で地
元の関係町会の方々あるいは水利組合の方々等に対しまして全貌を明らかにし、御同意を得る
ように努力いたします。当然、それまでには議会の方にもその趣旨を十分御説明いたしまして、
御理解と御同意を得てから事を進めていきたいと思っております。したがって、現時点におい
ては、まだそこまで問題が進んでおりません。正式の申し入れもございません。そういう状況で
ございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 20番(田中包治君) 了解せよと言われても了解できる問題やない。土地を買ったというこ
とは、やるということでしょう。やるから土地買うたんでしょ。反対があったら売る予定だっ
か。そういうずさんなやり方はないでしょう。そこらをはっきりしてください。過去のいろん
な例もあるんだから、やることははっきりしてるんでしょ。なぜはっきりこういう方向でやると
説明しないのか。ただ、議会でぽっと出してきて多数決で採決され、それで前とは納得せよ
という、こんなもの話になりまっか。

○ 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

おっしゃるとおり、和泉市のいわゆる粗大ごみの廃棄物処理場としてやらせていただくという
考え方で土地を購入し、設計の予算も御上程申し上げ、御議決をいただいたわけでござい
ます。その前段で議員さんがおっしゃっております、はっきりものを言わないというのは、いわゆる地
元関係町会、水利組合に対してのお話でないかと思っております。私が報告を聞いている段階
では、その用地を取得する前後にわたりまして、関係の町会、水利組合あるいは道路愛護会とか
の関係諸団体に対しまして、こうした処理場を設置したいということの説明もし、御同意を得
るべく努力を重ねてきております。ただし、最終的な詰めには至っていない。今後、いろいろ計
画を進めていく上において問題が当然あることとございますから、その都度地元の方々にも説明
を繰り返し、御同意を得るように努力をしたいというふうに地元の方々にも申し上げてきてお
るというふうに報告を受けておる次第でございます。決して地元の合意もなく、強行に事を進めて
いくというような考えはさらさら持っておりません。

地元ということの範ちゆうについてもちょっと触れておられましたが、もちろん立地する土地
の周辺、合わせまして一番お互いに不安を感じ、危惧を感じておりますのは、その処理地から発

生する汚水の処理問題でございます。その影響の度合いを一番われわれも憂慮しております。したがって、それらの下流に与える影響、範囲を十分に検討しながら、その範囲の方々についても当然御説明、御納得いただくように努力してまいる所存でございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 20番(田中包治君) 確かに中山製鋼のときもそうやったんですよ。横山の何か道路とか松尾寺とか、そこの了解を得て強行したんです。確かに松尾寺の一番どん尻、あるのはおかしい。あとは道路の問題だけでしょ。結局、公害には関係ないところに相談したから、負担金出したら了解しますよ、だれだってね。2、3百万円か知らんが出して了解を得たと聞いてます。あんた言うてるのはそりゃでしよ。現実に被害を受けるところは反対するからやらない、これが市の態度でしよ、違ひんですか。

私は1、2年前にも質問したが、そのときはいまの建設部長だったが、私も話しに行ったことも知ってます。それっきりですわ。私が仲に入って、「やるんやったら、一応話だけはしておきなさいよ」と、賛成とか反対とかいうんじゃなくして、一応、話だけは聞こうやないかということでした。今度もそうなんでしょう。恐らくそりゃだと思います。あんた方、あの立地条件などは農林課がよく知ってるんです。同じ市役所内で知りながらにぎりつぶしをしているから問題がある。私はそれを言いたい。

これは平行線なのでいつまでも言いませんが、あなた方の考え方なら了解できない。私もいまは内田農協もないし、実行組合長だから、農業関係の責任者として言わざるを得ない。こういう実態の中で強行しようとするなら、買った土地は使えなくなる。それだから私は言ってる。一応いまの考え方なら、この問題はあくまでも反対だということですよ。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。

- 建設部長(山本俊兼君) 第2点目の宅造による近隣町内の被害についての御質問でございますが、御説明申し上げます。

本件につきましては議員さんのお説のように、特に内田地区の用心池周辺一帯の排水問題だと存じます。本件については非常に不勉強で申しわけございませんが、早速私自身現地調査を行いまして、開発事業者にもよく話し合いを持ち、早期に解決したいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

- 市長(池田忠雄君) 3点目の田中議員さんの同和行政についての諸般にわたる御質問についてお答え申し上げたいと存じます。

いろいろと御指摘がございましたが、市民合意のための市同促の構成についての御意見もござ

いました。先般の6月議会におきまして、この件についてはお答えを申し上げた次第でございますけれども、いろいろと市同促準備委員会で御討議をいただき、私から御委嘱申し上げ、発足を願っているところでございます。その中で正副議長さんの問題等についても、先般も御質問がございました。その節お答えをさせていただいたわけでございますが、これは市長の諮問機関として、この同和促進協議会が発足しているわけでございます。正副議長さんあるいは同和の正副委員長さんも御参加をお願いし、御了承をいただいている次第でございます。

なお、市の幹部につきましても、市同促の規則にございます関係行政機関という意味の中で4名参加させていただいてございます。いずれも、それぞれ先般の議会でお答えさせていただいた次第でございます。

議長さんが参加するのはいかがかという御意見もございましたが、いろいろ諮問機関、都計審初めやはり副議長さんにも御参加をいただいている例も幾つかございます。そういう意味合いの中で選考し、御委嘱させていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。あるいは関係行政機関ということで4名の幹部職員が参加をしております。いずれにしても、あるべき同和行政についての御諮問を申し上げ、いろいろ御意見を賜る機関でございますので、議会から4名、行政機関あるいは連合町会初め諸団体からも、また学識経験者、地元からも入っていただいた、こういうことでございます。発足の経過につきましていろいろ御意見を賜るところでございますが、準備委員会で御討議いただいた上に立って御委嘱申し上げましたわけで、何とか御理解をいただきますよう、お願い申し上げる次第でございます。

○ 20番(田中包治君) 問題は議会代表なんです。議会代表とはどういうことか。どこの機関で、どういふふうを選んだのですか。議会を代表するということは、議会でやらなかったら代表にならんですよ。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じますが、他の議会選出のいろんな対応と違いました。諮問機関としての役割の中で準備委員会で御討議いただき、私の方から御委嘱申し上げ、御了承をいただいた経過がございます。したがって、どの機関でという御質問でございますが、いわゆる議会側からということで4名の方に御委嘱申し上げたという経過でございます。諮問機関の持つ意味から、準備委員会で御討議いただき、私の方から御委嘱申し上げ、お引き受けいただいたということでございますので、他の行政機関のいろんな選出とはまた異なったケースであろうと思っております。その辺はひとつ御理解をいただきたいと存じます。

○ 20番(田中包治君) 議会代表というと、本会議なり、そういう機関で選出されるのが議会代表なんです。だれが考えてもはっきりしてる。代表者会議では、議会代表と違うことははっきりしてる。あんた、準備委員会がどうか言ってるが、それはあんたの私設機関でしょう、関係

ないです。そんなことを盾にここで言うのはおかしい。あなたが任命するんです。準備会を置いてやります。とは書いておりません。議会代表という人なら、本会議ではっきり出すべきでしょう。これは常任と一諾ですよ。常任委員会の委員ですら、ここで了解を得てやる。だから、私は議会代表ということについてこだわってるわけです。

もう一つ、市の職員とって4名、これは4名じゃないでしょう。中学校長とかも入ってるが、皆行政機関でしょう。そして、これは単なる諮問機関ではない、協議会なんです。採決によって多数決の原則です。就学適正審議会とかなら、少数意見と多数意見が並行して答申されるが、この市同促については、賛否をとって答申するんでしょ、そこに違いがある。

そうすると私が言ってるとおり、行政機関が入るといことは採決要員があるということですよ。市長の諮問したやつに三役や学校長が反対しまっか、したら逆さまになってあげますよ、わがの首かけて反対するなら別やが……。そうすると議会代表となってくると、本会議に対する議長というもののやったことに対する不信任だということですよ。端的に言えば、議長不信任と同じかっこうになる。だから、この問題が後に尾を引くと言ってる。

本会議ではっきりやりなさいよ、議会代表という人ならね。私は、議会代表という言葉が気に入らない。議長はあくまでも議会の中から選出、互選されて出たんです。その人々がその場に出て、賛成しても反対しても負けるんですよ、採決だから、そいでしょう。そしたら、その反対意見が議会へ流れてこない。そこに私は問題があると思う。そこらを十分理解してもらいたい。

- 市長(池田忠雄君) お説いろいろと拝聴させていただきましたが、議員さんがおとりいただいている協議会の規則からいたします多数決原則のお話でございます。御理解をいただきたいのは、同和对策事業促進協議会の規則にもございますように、私の諮問に応じていろいろと調査及び審議ということで、第2条で規定いたしております。

したがって、ここで採決云々ということが主体ではなく、和泉市の同和行政のいかがあるべきかということについてのいろいろ御諮問する中でいろいろと御意見をいただく機関でございます。そこから出てくるものについては、市長としてはその辺を勘案し、尊重させていただき、また改めて議会に御審議をお願いしていく、こういう筋道でございます。これが御案内のとおり、諮問機関の役割でございます。したがって、ここで採決したから議会で云々ということにはならない組織だと私は理解しております。いろいろと御意見をいただく場として御諮問申し上げ、参酌させていただき、同和行政の各般について議会に御提案し御議決をいただいでいく場でございますので、その辺についての協議会の持つ役割というものについて御理解をいただきたいというのが第1点でございます。

第2点につきましては、そういうことでございますので、いわゆる各界のいろんな方々からお

集まりいただいでるわけでございます。関係の行政機関として、助役以下4名が入ってございます。各種団体から7名、これは教育団体とか、連合町会長さん、連合婦人会長さん、PTA会長、人権擁護委員会の委員長さん、福祉協議会会長さん、それから小学校、中学校の各校長会の会長さん等でございます、これをいわゆる関係行政機関、各種団体という位置づけの中で御選任させていただいたということでございます。その辺明確に区別させていただいてるわけでございます。

したがって、諮問機関という性格からくる市同促のいろいろ同和行政についての御意見をいただく場として御諮問申し上げ、御意見をいただき、議会に御提案させていただくわけでございまして、決して開発公社の理事会云々とは基本的に組織が違い、役割も異なるという点について御理解賜われればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 20番(田中包治君) 私が考えてるのはそりやないと思ひ。市長は口がうまいからどないでも言うてしよが、現実の問題を言うてるわけです。和泉市の中では、いままでは審議会ですら採決して答申しとる。反対があれば、無記名で投票をやっている。審議会であれば、はっきり言えば、少数意見と多数意見を答申して、そして当事者が決める。これは協議会です。協議会と諮問機関とは違ひますよ、あんたの諮問には違ひないが……。協議会という性格と諮問機関とは違ひますよ。何かの方向で答申せないかんでしよが、採決しよが、どうしよがね。諮問機関なら多数意見、少数意見で終わります。これが会議運営の原則です。しかし、和泉市においては、諮問機関でも採決が行われてきたのが事実です。私ら、採決で負けた経験があるから言うてる。

そうであるならば、人的構成で議会代表とするのなら議会の了解を得るべきです。議長が就任することについてだれが賛成したんですか、あるいは副議長について、議会の中でだれが了解したのか。また、助役なり学校長が入っておれば、あなたの思ひように採決でき答申する。議会の代表者が入ってるから議会で攻撃されなひ。そうしたら大きな金が流れる。大きな金の問題になる。解放センターなど、また市の財政等々の問題もからみ、議会がつんぼさじきのかっこうで全部なっていく。こういう実態を私はつまびらかに話してゐるわけです。

それだから、これはもう一遍審議し直したらどうかと思ひ。もし正副議長、その他が入らなひかんのだったら議会に諮りなさい。それが筋と違ひまっか。だから人選については、あくまでも、もう一遍本当に市民の代表を選ぶ中であることが正しいのではないか。もう一遍つくり直したらどうかと説いてる。準備委員会はあなたの姿勢でやっただけで、それがええか悪いかは私らはわからなひ。こうなれへんかと心配したので質問してゐる。私は、人選についても異議がある、条例、その他いろんな角度からいってもね。だから、これを再検討して新しくつくり直せというのが私の考え方です。

- 市長(池田忠雄君) 重ねてのお尋ねでございますが、いろいろと御質問いただく趣旨については拝聴させていただいてるわけでございますが、率直な話、先般もお答えし、きよりもお答えしている趣旨からいまして、議員さんの御質問の要点はわかりませんが、あくまでも諮問機関として御委嘱申し上げ、お引き受けいただいたことの中で、議会側からということで正副議長さんと同和対策の正副委員長さんにお入りいただいた経過がございます。他の諮問機関についても、そうした議会側からお入りいただいた経過がございます。

私といたしましては、同和行政について、もろもろのこともせうでございますが、あくまでも理事者として精査検討の上御提案させていただくという一つの経過の中で、この同和行政について、私なりにいろいろ参酌させていただきたいという立場でこの市同促を発足、運営させていただいてるわけでございます。そういう意味から、第2条でございます同和問題の調査研究、啓蒙あるいは運営指導、同和対策の促進に必要な事項という中で、いわゆる規則に基づいて今後とも運営させていただきたいと存じます。議員さんのおっしゃる御質問の要旨はわかりつつも、いまこうした経過の中で発足させていただいた市同促でございますので、ぜひひとつご理解を賜りたい、かように思いますので、よろしく願いいたします。

- 20番(田中包治君) そりゃ、あんたの思うように動く市同促をつくったんだからいいでしょう。しかし、それで第三者が納得しますか。

それから、議会側というが、議会代表とはっきり名簿に書いてあるでしょう。だれが書いたんや。そこまで言うんなら、常任と特別のどっちが優先しますね、その話もからみますよ。同和特別事業は関連があるというんなら、何が関連があるのか。和泉市民としたら何でも関連がありますよ。関係のないところがあれば言うてください。

その中で常任の厚生文教が同和事業の所管をするんだとはっきり決まってるのに、なぜその常任の代表を抜きますね。その点ははっきりしてください。

- 市長(池田忠雄君) 先般の議会でもお答えいたしましたように、確かに議員さん御指摘の向きはございます。ただ、いままでの考え方といたしまして、常任委員会、特別委員会それぞれの御選任の中、各部門でいろいろと御指導、御協力をいただいております。

ただ、常任委員会と特別委員会の権限の問題でございますが、これは議会でも今後、いろいろと御指導をいただかなければならない点があると思います。今回の選任の経過の中で、いわゆる正副議長さん、それから同和問題については、同和対策特別委員会の正副委員長さんということの経過の中でお決めいただいた経過がございます。私もそういうことで御答申をいただいたので御委嘱申し上げたのでございまして、決してどうこういうむずかしい考え方の中で御委嘱申し上げたのではございません。その辺は御理解いただきたいと思います。

ただ、常任と特別はどういう関連があるのかということにつきましては、率直なところ、今後議会の御指導もいただかなければいけないと思いますが、同和行政は確かに厚生文教委員会の所管でございます。ただ、同和行政というものは、行政各般にまたがっております関係上、実は、厚生文教委員会以外にもいろんな部門にまたがってる事項がございます。その意味合いから特別委員会、私もつまびらかではございませんが、同和行政全般というごとで特別委員会が設置されたと理解いたしております。したがって、常任か特別かの御論議は議会で御指導を仰がなければいけないと思いますので、そういう経過の中で特別委員会の正副委員長さんということでお決め願ひ、御委嘱させていただいたわけでございますので、その辺御理解いただきたいと存じます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 坂上君。

○ 28番(坂上國治君) 議事進行について、いろいろ本問題について時間も長引いてると思いますが、これは理事者の答弁も悪いと思うんです。田中さんのおっしゃってることについては、私の受け取り方では、市の行政の中では、勤労青少年ホームの運営協議会というのものもあるわけです。これらについては、議会から何名と決め出てるわけです。しかし、同じ運営協議会の中でも、このやり方はおかしいやないかという御質問の趣旨やと思うんです。だから、理事者の答弁をもっとはっきりした方がええと思うんです。

実際言うたら、私も言いたかったんです。この解放会館の運営委員会をつくったとき、最初は議会から入ってなかったんでしょ。そういうことからの経緯があつての発言やと思う。だから、勤労青少年会館の運営委員会、解放会館の運営委員会も同じことやと思うんです。そこらの持っでいき方である程度の不満があるというのか、そこらを的確に質問の趣旨に答えていったらスムーズにいくんじゃないか。

このままの状態では、いつまでたっても切りがないと思う。私の受け取り方が間違ってるのかわかりませんが、運営委員会の関係にしても、そこらを十分包み隠さず、はっきりとわかりやすく答弁していかんと、この質問、答弁となると、まだ後にも質問の方がたくさんおられるので、そこらを十分踏まえて納得のいける答弁をしてほしいと思います。終わります。

○ 20番(田中包治君) いま市長が言われたので、私もはっきり言わせてもらいますが、市長は条例を守らないんだ。条例には、同和行政については厚生文教委員会でやるんだとなってる。言いわけにすぎない。あなたのやり方がおかしいから言ってる。だから、条例を変えたいの、あんた方がそうしたいんならね。なぜ条例の変更を提案しないんですか。この議会にでも提案したいのでしょう。特別委員会は四つしかつけれないなら、どこか一つ減らしてこしらえたいの。それまであんた方が言うんならね。まあ、いかにあんた方が言おうとも、条例というのは法

律的に最優するんです。あんた方の選考で助役初め三役が入ってるんでしょ。三役が条例を知らんとは言わさない。この時点でもそんな言い逃れして、まあまあ済めばええんだという考え方はおかしい。時間もないのであとは聞きたくないけれども、結局はそういう考え方で、あんたは自分の都合のええことだけはやるが、都合の悪いことはやらん。こういうことでしょう、すべてがね。私は条例とか法律を盾に言ってる。何もどうこう言っていない。

(「議長、時間はどないなってるや」と呼ぶ者あり)

だから、やめると言ってる。そういう方向の中でろりくろりとやられたら時間がたつのはあたりまえや。理事者がわけのわからんことを言っておったらそれでええのか。もう私は何も言いません。だからやめます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、12番・藤原要馬君。

○ 12番(藤原要馬君) お許しを得まして一般質問をさせていただきます。理事者の納得できる御答弁をお願いいたします。

財政問題について市長さんにお尋ねいたします。これはわれわれがたびたび申し上げていますが、現在の和泉市の財政状態はよく知っております。しかし、その中でも私らにわからんものがあると思うんですけど、それらについてここで確かめても仕方ありませんが、大体を申し上げますと、和泉市の現在の赤字は、単年度赤字として、53年度決算は19億になると思います。そうすると、赤字再建団体転落しなくてもいいのかどうか、そこらのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

そして市長さんも御存知のように、地場産業はほとんどだめになってると思います。それがために、企業からの税収は日に日に減ってくるんじゃないかと思うんです。そうすると、いつまでも国や府におんぶすることもできないから、それにかわるべき税収の考え方を持っておるのかどうか。何をもって満ちそうとしておるのか、ひとつお尋ねしたいと思います。財政問題については、特に市長さんにそれをお願いしたい。

また、聞くところによりますと、市長さんは随行員を連れてたびたび東京に出張されておるようでございますので、それのおみやげ、代償というものがあるだろうと考えておりますので、あるならば、そのプラスになってることを御説明願いたいと思います。財政問題はこれで終わります。

次に、人事問題についてでございますが、現在、和泉市には高齢者が相当おるとは思いますが、やめられる人は少ない。それがために若い職員さんを雇い入れることはできないという現状です。池辺市長当時から、それがために3年、4年、5年と採用しなかったために大きな断層ができて

おります。これでは行政的に非常に問題があるだろうと思うんです。今後、そういう憂いを繰り返してはいけないと思います。

今年ですか、優遇条例もなくなったようにございますが、やはり優遇条例を設置して高齢者がやめていきやすいようにし、若い人を採用していく。高齢者の給料なれば、若い人を二、三人は雇えると思いますので、やはり新陳代謝の関係からもそういう形をとってもらいたい。それで、市長におかれまして優遇条例を設置する意思があるかないかということです。堺も二年ほど前にストップしたが、やはり今度、そういう高齢者のために復活したと聞いておりますので、市長さんからひとつ御説明願いたいと思います。

次に、庁舎問題でございますが、これはうちの五月会の藤原利一議員が6月議会で質問したんですが、その後何の動きもないように思いますので、再度お尋ねしたいかように思いまして、一般質問に出したわけでございます。

これはなぜ庁舎の増設をしないのかということです。市長さんが庁舎を回られたらわかると思いますが、教育委員会とか建設部など各部へ行っても、本当に座るところもない、部課長と話し合いするところもないという現状でございます。部長の部屋はあっても、課長の部屋なんかない、ほとんど話し合いする場所がないと思う。これではやはりわれわれ議会としても、また市民全体の交流を考えても非常に支障を来すんじゃないか。そのためにわれわれは1日も早く増築したらどうかお願いしてる。やれと言ってるのになぜやらないのか、やれないのか、ひとつはっきりとした御答弁を願いたいと思います。

これで私の質問の要旨を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 藤原議員の御質問にお答え申し上げたいと存じます。

まず、第1点の財政問題についていろいろと御指摘をいただき、御心配をいただいておりますが、率直な話、52年度の決算見込みは約12億の赤字、53年度末で約14億7,000万円以上の赤字が出ると再建団体の指定を受けなければならないという財政実態でございます。その差が約2億7,000万円ということに相なるわけでございます。

御指摘のように、いま、いろいろと事務当局で諸般の対策の見直しの中で内部協議を重ねているわけでございます。何とかして再建団体には転落したくない、自主再建で乗り切っていかなければならないと懸命の努力をしているわけでございます。53年度もいろいろ心配はございますが、あらゆる手を打ち、何とか赤字を再建団体の枠内に抑えなければいけないと努力しているわけでございます。すべての事業の見直し、各種施策のあり方等、今後とも渾身の努力を傾注させていただきますと存じます。

歳入の増収についてもあらゆる手を尽くしました。短期的には臨時的な収入の確保に努力し、中長期的には消費的経費の節減を初めとするあらゆる手を打ってまいりたいと思います。

また、御指摘のように再々、国の方にも出向いております。特別交付税の増額問題を初めとしあるいは本市の最重点施策である同和事業に対する国のてこ入れの問題等、いろんな角度から陳情を重ねているわけでございます。国あるいは府に対して、積極的に今後とも対処させていただかなければならないと存じまして、再建団体回避に向けて今後とも努力を重ねていきたいと存じておりますので、ひとつ議員皆様方におかれましても、よろしく御理解、御協力をお願い申し上げたいと思っております。

それから、これからの対策としてどういう考え方を持ってるかということについての御質問でございます。率直な話、起死回生の措置はむずかしゆうございますが、これだけ広大な面積を有しております本市におきましては、土地こそが唯一の決め手でもございます。こういう意味合いから、やはり今後もちり家対策の推進等を軸とし、積極的に公害のない、調和のとれた発展を目指して町づくりを進め、長期的な手を打っていかねばならないと決意し、努力をさせていただいてるわけでございまして、今後とも議会と御相談させていただき、こうした施策の推進について行ってまいりたい、かより考えている次第でございますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

- 12番(藤原要馬君) 市長の答弁を聞いておりますと、何か簡単に財政もやれるように聞かれますが、そうじゃなからうと思う。われわれ26人がこれを追及し、赤字再建団体に転落したなれば、前の赤字再建団体転落で非常に市民の皆さんに御迷惑をかけてるので、議会としても赤字再建団体に持っていかなうように懸命に努力し、応援もしていると思う。そこらのことを考えてもらわないと困る。

そして、いま、あなたはそれにかわる財政的な問題で計画的なことをちょっと言ってるけれども、和泉市のかわりの財源はどうしてつくっていくんだということについては納得いかない。これだけの広い土地を持ってるが、ミ開発、乱開発ばかりで、何の都市計画的なものはない。だから、いざ計画してやろうというときには、それらの家を取り壊さなければならない。だから、先もって和泉市の全体の計画をつくって、乱開発の業者が来ても、ここは排水、ここは道路を将来つくるんだから協力せよ、と指導ができるんですが、今度、議案に指導要綱ができるらしいが、そんな計画は一つもない。もし、そういう計画を持っておれば、そういう業者に聞かれても、そこはだめだ、道路の計画があるんだ、と言えるが、そんなものは一つもない。いまやってるのは皆乱開発、ミ開発ばかりです。1メートル半か2メートルくらいしかないところにどんどん家を建ててるが、黙認してるじゃないですか。和泉市の広い土地を有効に使おうとするならば、

まず、線引きしなければならぬ。そうすれば指導もできるんですが、いまは何の計画も線引きもない中で、一体どんな指導をするんですか、どういう方法で指導するんですか。そこへ家建てたら、学校や幼稚園や道路が要るから分担金だけ出さない、とそれで終わるわけですか。後で全体計画をつくって開発しようとしたときに大きな障害が横たわってくるということです。

市長もすでに3年がくるんですから、和泉市の全体計画をちゃんとつくり、線引きすべきだと思うんですが、何もやってないじゃないですか。あんた、口で何ほりまく言うてもだめなんです。現実に実現の問題なんです。深くあんたを追及することはしないが、市民全体のために利益にならないことをしてもらっては困るから言わないかんのでしゃべってる。助役さん、あんたは側近ですから、そういう計画について市長に進言し、どんどんやらなければいけない。国から何ほりもらい、府からもらうと言っても、全国に市があるんですから、うちだけ有利にしてくれない。自己財源はつくらなければいけない。それについては、やはり議会の皆さんの御協力も願い、地形的な計画もしてやらなければいかにのちよっともやってない。私はそう思いますので、今後は改めてしてもらいたい。答弁は要りません。これで終わります。

- 助役(坂口禮之助君) ちよっと一言。答弁は要らんというのに申しわけありません。御指摘いただいておりますように、このままの状態では和泉市の現状が推移してまいりましたならば、まず、財政的に行き詰まることは火を見るよりも明らかでございます。したがって、何らかの形で幸い広い未開発地域を持っておりますので、この土地を最も有効な形で開発を進めながら税源を培う努力をしなければいけないということです。

いろいろわれわれ事務局段階では、あらゆる角度から広域な地域の調査等もやってまいっております。過去2年間、大阪府の御助力を得ながら、ほぼ調査段階は終了に近いところまでまいっております。近くそれらのものをまとめまして議会の皆さん方にも御説明申し上げ、いろいろ御議論をいただきつつその計画実現の方向に御協力をいただきたい、かように存じておるわけでございます。いずれもう1カ月もすればほぼ成案がまとまると存じますので、その段でよろしく御協力を賜りたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 市長(池田忠雄君) 第2点目の人事問題についてのお尋ねの中で、特に高齢者対策につきましては御案内のとおり、56歳以上の高齢者については、45年から52年度までで優遇措置が終わってございます。また、55歳未満で勤続20年までについては、52年度まで本年3月で優遇措置が切れたわけでございます。

その中で御指摘のように、私たちといたしましては、やはり高齢者の方が後進に道を譲っていただき、あるいは新陳代謝をして人事の刷新を図る、こういう考え方は常に持ち、努力いたして

いるところでございます。現在やっている措置については、58歳以上の職員については定昇をストップあるいは勤続20年以上の職員については退職金を加算する等、いろんな方途は講じているわけでございます。

しかし、高齢者対策についての効果は十分まだ発揮されてございません。この点につきましては、いまの御指摘ももっともでございますので、何らかの措置は、いまとっている対策は対策といたしまして、現在、人事当局でいろいろと精査している最中でございます。御指摘を胸に体しまして、この高齢者対策につきましてはいろいろな角度から検討させていただきたい。徐々にではございますが、何とか目的を達成させていただきたいつもりでございます。よろしく願いいたします。

○ 12番(藤原要馬君) やろうという意思だと思いますが、やはり高齢者の方がやめやすいようにしてやらなければいけないと思う。市長さんは節約、節約と言ってますが、人件費なんかは、余り仕末してはいかんと思ふ。一生懸命に働いてもらってこそ市民サービス、市民の利益になるんですから、若い人が十分市民さんにサービスできる形をつくっていく。私らも高齢者ですので、新陳代謝でかわっていかないかんと思っている時代ですので、職員の方にもそういう形をとってしてもらわんと和泉市は若返らない。聞き置くだけではなく、せひつくってもらよう努力してもらいたいと思ふ。お願いしておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 市長(池田忠雄君) 3点目の庁舎の増築についてでございます。本件につきましては、先般の議会でも、藤原利一議員さんからたびたび御要請をいただいている点でございます。藤原利一議員さんの御趣旨にのっとりまして、その後、いろいろと理事者間で精査してまいっておりますが、まずそのお返事を藤原利一議員さんにもよう申し上げず、恐縮に思っていたところでございます。きよう、藤原要馬議員さんからの再度のお尋ねでございますので、これまで精査してまいりました結果について発表させていただき、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

御指摘のように、庁舎は狭い中、いろいろと不便を来しているのが実態でございます。さりとて、新館の3階を継ぎ足したらどうかという御質問の趣旨でございます。その趣旨に沿っていろいろ検討させていただいたわけでございますが、実は、私たちもびっくりしてるわけなんです。建築基準法の変更等によりまして、もちろん本体工事だけでいかんことは事実でございますが、いわゆる浄化槽等についても、この3階を継ぎ足す場合、どうしても9,000万円程度の費用が要するという一つの試算が出てまいっております。そうしますと、本体工事、電気設備、空調、衛生等、その他備品一式、付帯設備等を含めた見積もりが約2億8,000万円と出てまいるわけでございます。議員さん方もそうでございまいしょうが、私たちも基礎があるわけですので、この上

に継ぎ足すだけでいけるんじゃないかという考え方で、1億前後だろうという胸づもりをしておいたわけでございますが、実際試算すると2億8000万円余ということでございます。

私といたしましても、現下の厳しい財政事情で再建団体すれすれの実態の中で、しかも、庁舎の増改築については、どうしても補助、起債は至難な見通しでございます。そうなってきますと、御質問の趣旨は私も同感でございます、何とかしたいということで試算をさせたわけでございますが、こういう膨大な数字が出てまいると、どうしてもしんどいことに相なってくるのが実態でございます。さばけてきようはお返事させていただき恐縮でございます。

ただ、考えられることは、こうした実態の上に立っても、なお庁舎が狭い、何とかせよという御要望あるいはわれわれ理事者としても、狭い中でいろいろ業務を執行させてる不便さについては十分理解いたしておりますので、こうした数字だけを基礎にするんじゃなく、いろんな節減の中で、あるいはいろんな配慮の中でできないものかという点についてもっと深く検討させていただき、議会にも御相談させていただきたい、こういうふうに存じております。御指摘はごもっともでございます。藤原利一議員さんの御質問以来の率直な検討結果を発表させていただき、なお、その上に立ってどないか道がないかどうかについても検討させていただき、改めて議会にも御相談させていただきたいと存じております。

- 12番(藤原要馬君) 市長さんの適切なる御答弁をいただいたのですが、いまの法律で浄化槽が新しく要するというのですが、当然、指導の立場にある市役所ですからそういうものはやり直さなければいけないだろうと思いますが、これは将来性というものを考えてはどうかということです。このままの浄化槽でいけるかということです。また、庁舎もこのまま建てずにいけるかということです。その点について、われわれは明快な御答弁を願わな困るということです。やはり増改築すると浄化槽はやり直さなければいけないという法律があれば、それはやらなければいけないでしょう。将来性を見通してやるのかということです。このままの浄化槽でいけるかということです。

それともう一つは、この建築するにしても人間がふえるのかということです。ふえないでしょう。だけれども、なぜやらなければいけないかということです。

それと、建築費の問題です。こんなもん鉄骨でしょう。壁はジゴレットなんかを張り込んでしょり、坪30万円くらいで十分いけるんじゃないか。下からくい打ちして鉄筋の3階建てで37万円くらいでいけるんでしょり。現実にとるのを見せましょりか。模範的な建築をして、それでいけるんでしょり。

私は、無理してやれと言ふんじゃないが、どうしてもやらなければならない問題でしょう。市民サービスの見地からみてもね。見積もったらこんだけ要りますのであきまへんね、ということ

ですか。もっとそんな説明せずに努力したらいいじゃないですか。内部のことでしょう。あんたが調査してそりするんなら、こっちもやりましょ。府へでも行って一応、浄化槽はやるが、この時点ではこうしていただけないか、とかも研究したんですか、やってないでしょう。ただ建築課から言うてきたのをうのみにしてるだけでしょ。府に行つて聞き、こっちも努力したが、という説明もない。やるのか、やらんのか教えてください。やらのなら、やらんでよろしい。

- 市長(池田忠雄君) 重ねての御質問でございますが、建設課からの見積もりについては、いま申し上げたとおりでございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、庁舎が狭いということとは事実でございます。今後の見通しがしんどいのも事実です。しかし、その上立って何とかしなければならぬということの気持は変わりございません。こうした数字を前にして、とてもじゃないがやれないということではなく、あらゆる方途を講じてそれでどうかという上立って議会とも御相談させていただきたいと存じております。御理解いただきたいと思います。
- 12番(藤原要馬君) 終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) ここで暫時休憩いたします。
(午後2時44分休憩)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、21番・直村君。

- 21番(直村静二君) 一般質問の通告を行っております順序に基づいて質問いたしますが、初めに一言申し上げたい。

同和行政については、池田市長が誕生して市政担当が3年目、そして、市民合意の明るい同和行政というのが、いまやりたい文句になっております。しからは、その市民合意の明るい同和行政をやるには、どうしても守ってもらわなくてはならない基本方針として、行政の主体性がございます。これを今後ともどんなことがあっても守っていく決意を第一番に、最初の答弁にその点をひとつきちんとお願いしたい。

市同促は4月24日に発足したということですが、①その後何回開いたか。どういうことを諮問したか。②人事交代はあったのか。現在の市同促の会長など三役についてはどうなっているのか。③これは解放同盟以外の地域の運動団体をぜひとも入れるべきである。労働組合、市職員組合、教員組合などもぜひとも入れるべきであるが、これについてのお考えをお聞かせ願いたい。

それから、市民合意の明るい同和行政の基本として、この市同促の運営についてどのように行

おうとしているのか。つまり単なる諮問、単なる協議ではなく、やはり市民の立場から見て、第三者的な公平な機関としていくためにはどうすればいいか、これが運営の基本ではないかと思えますので、ひとつお答え願いたい。

さらに、私は6月議会で質問し、明快な答えをもらってなかったのですが、6月8日の新聞報道で解放同盟の副支部長の竹内氏が逮捕されました。これからはからずも市同促の副会長、さらにまた、7月28日付の報道で、これは贈賄側で起訴されております。これにつきましては、私が6月議会で質問したところ、推移を見て、ということでございますので、どのようになったのか。市長からお答えを願いたい。

次は同和教育推進協議会、通称同推協と言われておりますが、これが最近、署名をしてくれということで署名簿が回ってきたそうでございますが、これについてはいかなる項目で署名し、これは国に出てると思えますが、どういう内容であるのか。このような署名運動についてどこから申し入れがあり、どのように配布していったのか。さらには、この担当事務局はどの委員会なのか、この点をひとつ明快にお答え願いたい。

次は、3番目の経済力培養についてでございますが、これは固定資産税の減免について聞きたい。これは一律減免になっております。つまり払える人が払わなくてもいいことになっているが、どこから見てもおかしいじゃないかと思えます。それから健康保険料の二分の一、これも最高で17万円納める人でも半分で済むので8万5,000円、5,000円の方は2,500円です。こういうのを上にいくほど厚い逆累進と言うのです。しからば、この経済力培養という点について、この固定資産税、国民健康保険で救われない人、つまり上の人を救う経済力培養ということになれば、この不況の中で一般市民が大変苦しんでいるんです。税金をまけてほしい、減免してほしいという声を抑える。しかも、財産や収入が多い人に対してうんともうけてくださいという施策です。単に経済力の培養では筋が通らんという点で、これを是正する考えがあるかどうかをお尋ねしたい。

ここでもう一度改めて聞きたい点を二つほど申し上げますので、担当者はよく聞いてもらいたい。幸保育園、ひまわり保育園、あさひ保育園、くすのき保育園、この公共施設である保育園の中で部落解放同盟和泉支部の掲示板があります。私は常にこの演壇から運動団体の壁新聞、看板について指摘してきました。前議会では、幸小学校のフェンスを指摘しましたが、これは若干日がかかって取り外しました。今度もこれらの保育園に掲示板がある。運動団体との癒着、この団体に入っておらない人は差別、支配されたような気になる。これでは公共施設の主体性がないと聞いておりますので、即刻調べてお返事を願いたい。

それから、老人解放センターで盆の音頭の会があったそうですが、そこへ老人が行ったところ、

会員やなかったらあかんということですので、どうぞ帰りはったということも聞いておりますが、そういう事実があったかどうか、的確に調べてお返事を願いたい。

それから身障センター。ここでは会議をやってるがどんな会議か、三大闘争報告の会、要求団体、それから府同促方式、窓口一本化、それから同盟と新聞の件、さらには動員の確認書等。私は和泉市の場合、幸会館、王子会館、さらに解放センターなど運動団体系、さらには、地域住民の場としてこういうものがあることはよく存じております。しかし、いま申し上げた点で行政と運動団体との癒着は現に戒めないかん。同対審の答申にもとる。そういうことで3点指摘しましたので、調べて後でお返事をいただきたい。

さらには経常経費。昭和46年からやってきましたが、これからも再三、財政危機の折からどうしてもこの負担金の関係、そして市民の負担の関係、この点を明らかにしてもらいたい点で若干申し上げます。

同和関連事業の総額、52年度の実績で結構です。さらに、53年度もわかれば結構です。その中で福祉関係の総額が何ぼか。それから保育園の経常経費が幾らか。解放会館の経常経費、それから補助金は幾らか。それに対して同じく総額に対して市の負担は幾らか。福祉関係の総額にしてもわかれば市の負担。保育園の分についての市の負担。幸、王子、解放会館の市の負担。それから補助金の負担関係、市単は何ぼと、こういう点で明快にお答えを願いたい。これについては、明快に包み隠さず報告していただき、そして、私の調査した点と合わせてこの財源の捻出方について意見を申し上げますので、その点よく認識して御答弁のほどをお願い申し上げます。

以上です。この質問に対して明快なお答えがあれば非常にスムーズにいきますが、議員の皆さん方に大変申しわけありませんが、1時間内外、最高で1時間30分という申し合わせがございますので、よろしく願います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員さんの御質問の第1点についてお答えを申し上げたいと存じます。その前のお尋ねでございますが、私の方から決意を述べよということでございますので、若干私の所見を申し上げておきたいと存じます。

同和行政につきましては、同対審の答申の精神あるいは特別措置法に基づきまして、本市の重点施策として位置づけていく中で今日まで行ってきております。同和行政を行うについて、行政の主体性を持ってやるという決意を述べよというお話でございます。御指摘ももっともでございます。同和行政を行う上の中では、行政の主体性を持って行ってまいりたい。このように存じます。ただし、府の同対審の答申にもございますように、同和行政という根幹的なこともあって、地域住民の方々のいろんな連携と、自主解放を願われるいろんな地域住民の方々との連携を

保ちつつ、行政の主体性を持って行っていくのが同和行政のあるべき姿ではないか、このように存じておりますので、この点ひとつ御了承をいただきたいと存じます。

なお、市同促協についてのお尋ねの中で抜けてる点があれば担当セクションからお答えさせるといたしまして、何回行ったかということについては、市同促協は過去2回持たせていただき、役員会も2回御開催をいただいたと理解いたしております。

人事の交代については御案内のとおり、役職をもってそれぞれ御委嘱を申し上げております関係上、役職の交代があった時点では、やはり市同促の役員さんも入れかわっていただくこともあり得る、こういうことで人事の交代は行ってまいっております。あるいは全解連を初め教職員組合等も市同促に入れる意思がないかという御質問でございますが、これは先ほどもお答えしましたように、準備委員会で過去1年間練っていただき御委嘱申し上げました関係で、ひとつこれは御理解をいただきたいと思っております。過般来申し上げておりますように、いろんな団体の方に御加入を御委嘱申し上げております。そうした点で、いわゆるそうした労働組合等についての御意見はわかるとしても、すでに発足し、運営を願っている関係上、この辺についてはひとつ御了解をお願いを申し上げたい、こういうふうに存じます。今後の運営につきましては、これからの和泉市の同和行政をいかに行っていくのかという点についていろいろ御諮問申し上げ、御意見を拝聴しつつ運営をお願いさせていただきたい、こういうことでございますので、ひとつよろしく御理解のほどをお願い申し上げたいと存じます。

最後に、竹内さん云々のお話がございました。なるほど大阪府の湾岸下水の関係でそうしたことがございました。この点につきましては、過般の市同促の中でも会長さんから御提起があり、いろいろ論議の末、いまは被疑者の段階の中でいわゆる推移を見る、こういう経過がございます。推移を見ながら、ということでございますので、ひとつよろしく御理解をお願い申し上げたい、こういうふうに存ずる次第でございます。市同促に関連してのお尋ねにつきましては、以上のような答弁でよろしく御理解をお願いしたいと思います。

- 21番(直村静二君) 市長ね、あんた恥ずかしい答弁をしなさんなよ。市民合意の明るい同和行政、そして行政の主体性でしよ。それやったら、竹内建設が6月8日の時点で即刻、指名業者の停止をしたんでしよ。これは確認を取ってます。新聞でちゃんと起訴されてるわけでしょう。そうすると、ここで私はあなたの公約、そして、あなたが委嘱行為をした人について、問題があれば委嘱を外す権利は市長にあるんでしよ。片方の指名業者の方は入札させないんですから、これは明らかに処分でしょう。それが市同促の副会長が、起訴された段階でまだ委嘱をしている。そんなメンバーでやられたら、自分の明るい公正な同和行政に傷がつくとあなたは思わないのか。私は、その点で恥ずかしい答弁をしなさんなと言った。あなたが委嘱行為を汚された

と思う。この点、あなたの責任は重大だと頭に入れてください。会長から提起があったが、まだ被疑の段階だから推移を見て、という。

それでは、解放同盟なる団体は、2700万円渡してる団体でしょう。その副会長をしてるが、人事の交代について案件があったはずでしょう。その解放同盟で竹内支部長が再任されたり、やっぱりあなたは委嘱したままでいかなしようがないということになる。そうじゃありませんか。そんな贈賄業者が市の指名から外した、半年か2年か知らんがね。その建設業者がまだ副会長、そして、明るい同和行政をやるんやという。市長、最初に質問したが、明るい同和行政、行政の主体性を持ってやっていくと強調したが、それが肝心かなめやないですか。そのところを外して、いかほど口でうまいこと言ってもあきません。午前中の田中議員の質問のように、第三者が納得するんかということです。

聞くとところによると、老人の日に1000以上の「竹内建設」というまんじゅうをまいた、功績があるということらしい。私は前にも言いましたが、市民の中にはいろんな人がおります。右へ行く人もおれば左へ行く人もある。しかし、行政の主体性は、市民全体に権利と責任を持つてゐるやないですか。一人委嘱しても、問題があればかえてもらわないかんやないですか。

その市同促に諮問したから、だれが反対意見を言えるんですか。逆に言えば、そんな業者でも副会長をしていけるんやから、これからどんな人が出て来えんやという実例をつくつたらいかんと思う。そのために行政の主体性、委嘱の権限を正しく行使し、即刻かえてもらいなさい。あなたはそれができないのですか。選挙のときに奮勇を振るとか、勇気を持ってとか出てきましたが、いまここでそれを持ってもらいたい。

そうしないと、これから議会関係上、市民感でも、同和問題は贈賄業者が副会長やせ、だれが委嘱したんやとなる。市長の傷だけならかめへんが、和泉市に傷がつく。恥ずかしい。やはり市長の立場に立って、一議員として申し上げてるんだということを十分聞いてもらいたい。これは検討課題でしょう、どうですか。再度お聞きします。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ御意見を拝聴させていただきました。先ほど申し上げましたように、この件については、まことに遺憾に存しております。ただ、逮捕され、被疑者の段階でございまして起訴されたとはいえ、その辺についての判決がまだという中で、いわゆる地元の解放同盟和泉支部の副支部長としての立場で御委嘱申し上げてるという点がございまして。そうした点からならみ合わせまして、推移を見ながら、ということは、判決の経緯、その他の経過を見ながら、ということで申し上げてるわけでございますので、その辺ひとつ御賢察をいただきたい、こういうふう存じております。したがって、すぐにこの件についてもかえよということについては、御意見のほどはわかりますが、役職によって御委嘱申し上げてるのは事実でございます。た

またま事業面のこうした不祥事でございます。まだ白黒がわからない現状でございますので、推移を見ながら対処してまいりたい、こういうふうに存じておりますので、御意見のほどはわかるとしても、いま即刻ということはなりにくいということで、御理解をいただければありがたいと思います。

○ 21番(直村静二君) 意見だけ言うときます。

泉北環境だからということではなく、各市の負担金をもって官公需の発注をしている。贈賄側ですよ。440億やるんですから。どうしても疑いの目で見られる。こういう状況の場合、行政というものは即刻外すと違うんですか。その点、あなたはまだそんなことを言ってる。2700万円渡してる団体、差別をなくせという民主団体、憲法に保障された活動、これも問題があると思う。

私は同和問題については、ここ10年間言うてきました。私の指摘したとおりのことです。利権集団になったらあかんぜ、市と密着したらあかんぜと言ってきた。遂にそれが出ました。それについてもまだ行政の主体性を持っていない。今後も暗い同和行政が続くんやないか。こんなことを質問せんかんのは私もつらいんです。私に個人攻撃をかけてきました。「絶対に間違っただことはしていない。共産党の直村、何をぐずぐず言うてるんか」と。私は住民代表として、議員として言うてるんです。こんなことは、解放運動として恥ずかしい出来事でしょう。やはり市民合意の同和行政は一朝一夕にはいかんという現状はわかりますが、いまこそ声を大にして一生懸命公正にやれと言いたい。

再度要望したいのは、地域の労働組合なり、地域の運動団体も参加させ、本当に合意のできる体制をとって進んでもらいたい。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 教育次長(広岡史郎君) 同推協の署名活動等の御質問にお答え申し上げます。

この署名活動の表題でございますけれども、「「部落地名総鑑」差別図書販売事件の真相糾明と抜本的な人権・労働施策の確立を求める第2次署名」となっております。その内容は、内閣総理大臣あて8項目の要請を行っておりますが、その要点は、地名総鑑等の差別図書の真相を糾明し、購入企業の社会的責任を果たすよう指導するとともに、差別を商うものに法的規制をすること。政府が就職差別を禁止する国際条約111条を即時批准し、就職差別を禁止すること、という内容でございます。

署名活動でございますけれども、もともと9月11日に同推協の最高議決機関でございます運営委員会が開会されまして審議の結果、署名運動の趣旨から見て、同推協規約第4条に掲げる「その他同和教育推進に関する必要な事業」という形で、適切で有意義であるとして可決された

のであります。

どのように配布されたかということですが、各校区の同推協の手で配布されたものと確認いたしております。

それから、事務局でございますが、教育委員会指導部同和教育室の所掌でございます、事務局は、解放センター内に設置いたしてございます。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) これは署名の現物ですが、解放同盟中央本部、取り扱い団体・和泉市同和教育推進協議会となっております。どこが間違ってるか、この中身については、賛成すべき内容はたくさんありますよ。しかし、私は議会の議決でも保留したこともあるんです。この中に「政府がこうした悪質な差別を商うものに対する「法的規制」を行うこと」、これはあかんぜいということです。第一、だれが差別と認定するのかです。労働組合から立候補して同和問題を取り上げたはがき、これが差別で糾弾された。認定者は解放同盟なんです。議会で発言して、気に入らんかったら問題があると出てくる。認定者がだれなのかわからない。

さらに、寝た子を起こすという運動方針であれば、ここは同和地区の環境改善地域なんだと市が発表するんでしょ。だから「購入企業ならびに関係経営者団体が根本的な反省を行ない、社会的責任を果たすよう指導すること」、これは賛成なんです。しかし、法的規制は、現在でさえも差別の認定がわからない。憲法にはちゃんと公務員は無茶したらあかんと、人権宣言も皆あります。だから、私は自治体は出たらいかんとこの前にも申し上げました。これはしかるべき運動団体がせないかん。その点で行政の主体性が外れてる。結局、解放同盟から申し入れがあったら行きましょ、金も出しましょ、便宜も図りましょという下請けになってしまう。その点では今後、非常に気をつけてもらわないかん、こういうことになってくるよね。

これは文章を変えるとか、そういうものはいかんと通達を出すとかね。逆に法的規制は市民的合意になってしまいませんか。私が議会で発言すると、竹内建設が糾弾に来る。こんなもん、認定権はだれにおますね。基本的には、民主主義はさらに前進していく。問題があれば討論していく。そして、実際に差別をなくしていくことです。

われわれだって、大阪府下62部落の地名は全部わかってます。各団体が皆つくっていくんですからね。その上に出たもので何が金もうけができますか。いまでも同和問題について正しい運動が進んでないから、こんなものが出るんですよ。煙を縛りに行くようなことをしないで、火元をなくして皆が仲よくできることをやりなさい。そして、問題があれば根本的な反省を行い、社会的な責任を果たすように指導するようにしなさい。きよう特に問題にしたのは、規制とか法律とが、地方自治体がそんなものに携わつたらいかん、行政の主体性を守ってもらいたいからです。

市長の最初の答弁を聞いてますからね。これはよろしい。

さっき言われた保育所の結果、わかりましたか。

○ 市民部長（森 保君） お答え申し上げます。

現在、私の方で事実調査し、後日、御報告いたしたいと思います。

○ 21番（直村静二君） いまやったらええ。園長に電話したら一発やがな。後日調べてとは何ですか。あんただけが職員やあるまいしね。

○ 市民部長（森 保君） すぐに調べます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 同和対策部長（中西淳富君） 第3番目の経済力培養の点について総括してお答えいたしたいと思います。

例示をいたしまして固定資産税の減免並びに国保料金についての御質問があったわけでございますが、これを是正する考えはあるかどうかでございます。両減免対策につきましては、同和対策事業として実施していることは御承知のとおりでございます。この同和対策事業の目的について少々御紹介いたしまして、御理解を賜りたいと存じます。

多年の差別の累積によります同和地区の低位性を克服することを通じて、地区への差別を完全に解消することにあるわけでございます。従来、国及び地方公共団体の行政のあり方では、一般行政の処理の中で同和地区と一般地区との社会的格差を解消することが不可能であるという点について、同和対策特別措置法の制定に見られますように、同和行政という特別な行政措置が要求されているのはその結果でございます。

まず、何におきまして、一般行政の対象となり得る水準にまで地区を引き上げることは、当然の施策と認めなければならないものとするわけでございますが、それとともに、同和行政の目的水準が、一般的な生活水準を保障する程度の段階に設定されるべきでないということでございます。それは一般的な生活水準程度への保障的な底上げであっては、同和地区の持つ社会的体質の伝統的な脆弱性によって、結果的には平均的な一般地区との間に再び社会的格差が再生産されることが予想されますので、同和対策事業におきましては、この点を十分考慮に入れて、同和行政の目標を現状において可能な限り高水準に置き、一般地区との社会的格差を是正するため努力していかねばならないと考えてございます。

したがって、固定資産税の減免並びに国保料金の減免につきましては、この見地を十分踏まえまして、固定資産税につきましては大阪府市長会において、また、国保料の減免につきましては各市町村において十分協議の上、要綱を作成しこれの実施に当たっているわけでございます。ちなみに、固定資産税の減免については毎年度、市長会におきまして検討を行い、率の改定等を

行っているわけでございます。その点よろしく御理解を賜りたいと思います。

- 21番(直村静二君) あなたは書いたやつを読んだだけやからええが、あなたの文章の中でも間違いがあるんです。一般にやったら、また差別が再生産される、これが間違ってるんですよ。どう間違ってるか、いまの社会は資本主義社会、これがなくなる限り部落差別はなくなるらない。その調法が入ってないですよ。だから、和泉市があろうとなかろうと、だれにかわろうと、資本主義がある以上はいつでも落ち込む、また再生産されるという理屈を言ってるんです。

それやったら、憲法も地方自治法も条例、規則も要らん。いまやってるようなことで経済力の培養ができるかという逆の意見が出てくる。培養ができるんですか、逆に聞きたい。二分の一やとか言わないで、全部免除したら経済力がつくんと違うんですか。なぜ基準をつくったのか、それを言いなさい。経済力の培養、まだ足らんと言ったらどないしまんね。私は足らんと言いますわ、それを答えなさい。あなたが通り一遍の文章を読んで、経済力培養について納得さそうとしたが、逆にこんなもんぐらいで、健康保険料二分の一まけてもろうたかて、固定資産税を半分にまけてもろうたかて一遍に財産持ちになりまへんぜ。ほかの地区に負けぬような経済力の培養でしょう。なぜ基準をつくってるのか、明快に答えなさい。

- 同和対策部長(中西淳富君) なぜ基準をつくってるかという問題ですが、これはあくまでも施策でございまして、やはり財政的なあらゆる見地から検討を加えた上で基準を作成されたものでございます。

- 21番(直村静二君) 財源的には2,600万円減免してるわけでしょう。いま和泉市が困ってるからと1,300万円にまけてもらえるんですか。財政を勘案してでしょう。それとも無原則ですか。市長、答えなさい。私が質問すると同対部長が困るんでね。

- 市長(池田忠雄君) いろいろと同対部長からお答えさせていただいておりますとおり、基準をつくって減免制度を実施しているわけでございまして、その理由については、同対部長がお答えしたとおりでございます。

ただ、少なくとも固定資産税の減免につきましては、府下で統一してやっております、毎年市長会でこの問題については、見直し改定を行っているわけでございます。本年度につきましても市長会の中でいろいろと審議し、地区外資産については減免率を下げた経過がございます。いま、論議されておりますのは、いわゆる地区内資産の中で所得制限を設けるべきではないかという意見が出ております。すなわち一律ではなく、やはり率の問題を討議していくべきだという意見の中で、来年度からそうした問題についても市長会でシビアに審議していく、こういうことの申し合わせがございまして。

こうした中で、いわゆる減免率については和泉市のみならず、大阪府下一円の各市の中で統一

歩調をとっておりまして、毎年、市長会の中で審議し、そして、これでいこうということで行っているわけでございます。減免の率についても年々、そのときどきの同和地区の実態の中で検討、審議し、率の改定も行っていく、こういう方向づけをとっておりますので、この現状について御報告を申し上げます。

○ 21番(直村静二君) 意見を言うときです。

経済力培養については、その程度では培養にならない。毎年、市長会でシビアに審議し若干率を下げたということですが、内容も下げてきております。矛盾ですよ。

そこで私が言いたいのは、この内容も問題がある。一つは地区外、前の蒸し返し、つまり属地主義であれば同和地区の分だけやったらいい。その土地を利用して地代が入ってる。倉庫業をやって利益を上げてる。当然、これは税務署へは、固定資産税は経費として落とすんですから、減免やったらプラスせないかん。そんなことしてまへんけど、そんな問題もある。

ましてあなたは大阪府下の同和部会長をやってる。和泉の市議会の中で共産党の議員からそういう意見が出た。まことに結構だ、財政もないし、今回改めて所得基準を持ちたいとね、そう発想したらどうですか。各衛星都市でもやってないところ、もうちょっと切りたいところもあります。あなたが発想してしかるべきでしょう。何のためにそういう役職を持つてるのか。地元の議会でこういう声があるという点は十分頭に入れて臨んでもらいたい。

端的に言って、この固定資産税と国民健康保険料の一部減免は問題がある。答弁にあった経済力の培養は逃げ口上、ちびっていこうというもので、経済力培養はインチキだ。払える人にまでやる逆累進、何百万円については何程ということの方が市民的に合意が得やすいということで、私は特に強調しておきたい。その点は、明るい主体性のある同和行政で断固としてやりなさい。必ず実現できるはずですよ、やってもらいたい。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 同和对策部長(中西淳富君) 第4点の経常経費についてお答えいたしたいと思います。

52年度の同和对策事業の経常経費でございますが、総額で1億1,279万9,000円でございまして、これに対する国庫支出金が367万4,000円、府支出金が1億668万5,000円、その他特定財源が4,730万8,000円、一般財源が8億5,513万2,000円でございます。

福祉の対策費でございますが、6,616万6,000円、これに対する府支出金が175万100円、一般財源6,441万5,000円でございます。

保育所の運営費でございますが、事業費といたしまして2億5,082万7,000円、府支出金2,673万円、一般財源として2億2,409万7,000円と相なっております。

○ 解放総合センター所長(萩本啓介君) 続きまして、解放センターの分の数字を申し上げます。
52年度の決算見込みが1億7785万4000円、そのうち国、府を合わせて2747万4000円の補助でございます。解放センターと王子会館の分を含めてでございます。幸会館は、現在の扱いでは、解放センターに吸収されてございます。したがって、和泉市は解放センターと王子会館の2館扱いになってございます。いま申し上げた数字は、両方を含めた数字でございます。52年度に隣保館費の中で同和対策事業補助金として支出しましたのは1200万円でございます。

○ 21番(直村静二君) これは全部市の単費ですか。国の補助金はつけへんの。

○ 解放総合センター所長(萩本啓介君) 結局、現在のシステムから申し上げました場合、国庫補助金は、人件費と事業費が補助の対象、府の場合には、人件費と事務費、それから事業費という形になっております。したがって、全体の中の事業費の補助には入ってくるということでございます。その分は、特に切り離してという形ではございません。

○ 21番(直村静二君) 金額のことですのもう少し詳しく聞きたいが、時間がありません。一応、ざっと聞いただけですが、大変国、府の補助が少ないのは歴然としております。その点、さらに抽出してもっと明確にするために、恐れ入りますが、一つだけ再質問いたします。

結局、保育園関係では、同和保育園の園児1人当たり何ぼ、一般の保育園は何ぼかかってるか。府、国と違います、市の単費です。これはすぐ計算できますな。私の計算では80万円。あとは逐一、詳細については、私がじかに課へ行きます。私の調べた数字が違うかどうか確認したい。いま答弁された同対部長、解放センターの方、この関係で明細を知らしてもらいたいということにしておきましょう。保育園の1人当たり何ぼ、これはいますぐ出るでしょう。

○ 市民部長(森 保君) お答え申し上げます。

いま、同対部長からお答え申し上げた数字につきましては、同和保育園5園に対する一般職員の加配分の76名分、そして諸経費の分でございます。手元には、同和保育園1人当たりの経費については計上してございません。

○ 21番(直村静二君) 先ほどの総額、1人当たり何ぼ、そんなものは計算してあるはずですわ。議会で前に聞いたやつと違って出てくるなんていかん。

○ 市民部長(森 保君) いまお答えした数字につきましては、一定の資料に基づいて変わるとはございません。

○ 21番(直村静二君) これはなかなか専門家と違うから、議員ですからね、すべてに目を通すことはできません。ポイント、ポイントで端的に聞いておけばね。市長だって資料持って国へ行くんでしょ、これだけほしいとね。一般と同和のやっはこうやと出してもらわんと困る。市

民だってどないなってるんや、と聞きませ。国は何程負担してるんや、と聞かれます。園児1人についての市の単費、一般とは格差があるが、どうするが、となりまんな。

○ 市民部長(森 保君) それから、先ほど御指摘のございましたひまわり、くすのき、あさひ保育園の掲示板の件でございます。確認いたしましたところ、ひまわり、くすのき2園につきましては、掲示板はございます。あさひ、さいわいの2園にはございません。

それから、解放会館、身障センターの三大闘争の件でございますが、電話での確認はできかねるので、後日、報告させていただきます。老人解放センターについても、調べて御返事いたします。

○ 21番(直村静二君) これも私がいちいち言わんと直してくれん。2園には、あったことは事実ですな。いつ外しましたんか。ついこの間までありましたよ。

○ 市民部長(森 保君) その点についても調査不十分ですので、調査して後日……。

○ 21番(直村静二君) 市長、あんたがしゃっぽで明るい同和行政と言ってるが、主体性がなから、核へ行けばずたずたになってます。それに対して発言したり質問したりするのは、この議会でも私以外には少数でしょう。午前中、田中議員がおっしゃったように、第三者は納得しないぞと思う。市同促ではどんなことが論議されたか。こういう問題が論議されるようにしとかんといかん。とにかくもの言えない。共産党議員団が議会でしゃべり、委員会でしゃべり、表で演説してるが、市は明るい同和行政だと、これでいくと、汚職業者を委嘱したり、団体から離れない。そんな団体は何者か。良心に恥じないのか。それで議会で案件を全部審議せよと、そんな茶番劇はないですよ。解放運動はもっとまじめなもんですよ。恥ずかしくて執行委員、役員はしつてられまへんぜ。当然、部落の中でも批判の声は私も聞いてますよ。

あなたも3年目やから声を大にして言うてる。借越ですが、市長たる役は、その任において出来、不出来はございます。また、次は当選するか、当選しないかもわかりません。当選したかて、市民合意と公約した以上は、それはやっぱり守ってもらいたい。第三者が納得するような同和行政にしたい。措置法が延長されたかて、どないしたかて、そう簡単に部落そのものはなくならないことは自明の理です。さっきの答弁では差別の再生産、資本主義社会では、金持ちが有利なのはわかってる。下の者はいじめられます。細々とした財政で何程固定資産税を減免したかて上へいく。しかも特権者をつくってる。しかし、一挙にはいきませんよ。私は市長に申し上げたら、なかなかむずかしいんや、これは……とね。先代からの件もあるが、もうそれは通りませんよ。先代に責任をかぶせるわけにはいきません。こういうことを願って言うてるんです。

そういう点で理事者もよく聞いてもらいたい。市の権限、行政の主体性は大変大事なもんです。場合によれば、首飛んだかて、命ほっても守らないかん。私自身もどうなるかしれまへん。しか

し、私がここで言ってることは、少なくとも、多くの方々の共鳴があると思う。理事者の中にもあると思う。少なくとも、良識の方へってもらいたいということを願って声を大にしてきました。私自身、野心でやってません。その点十分強調して終わりたいと思います。さらには、議案審議でも、その他でも、大いに是正をするためにがんばっていきたいと思います。

終わります。

-
- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

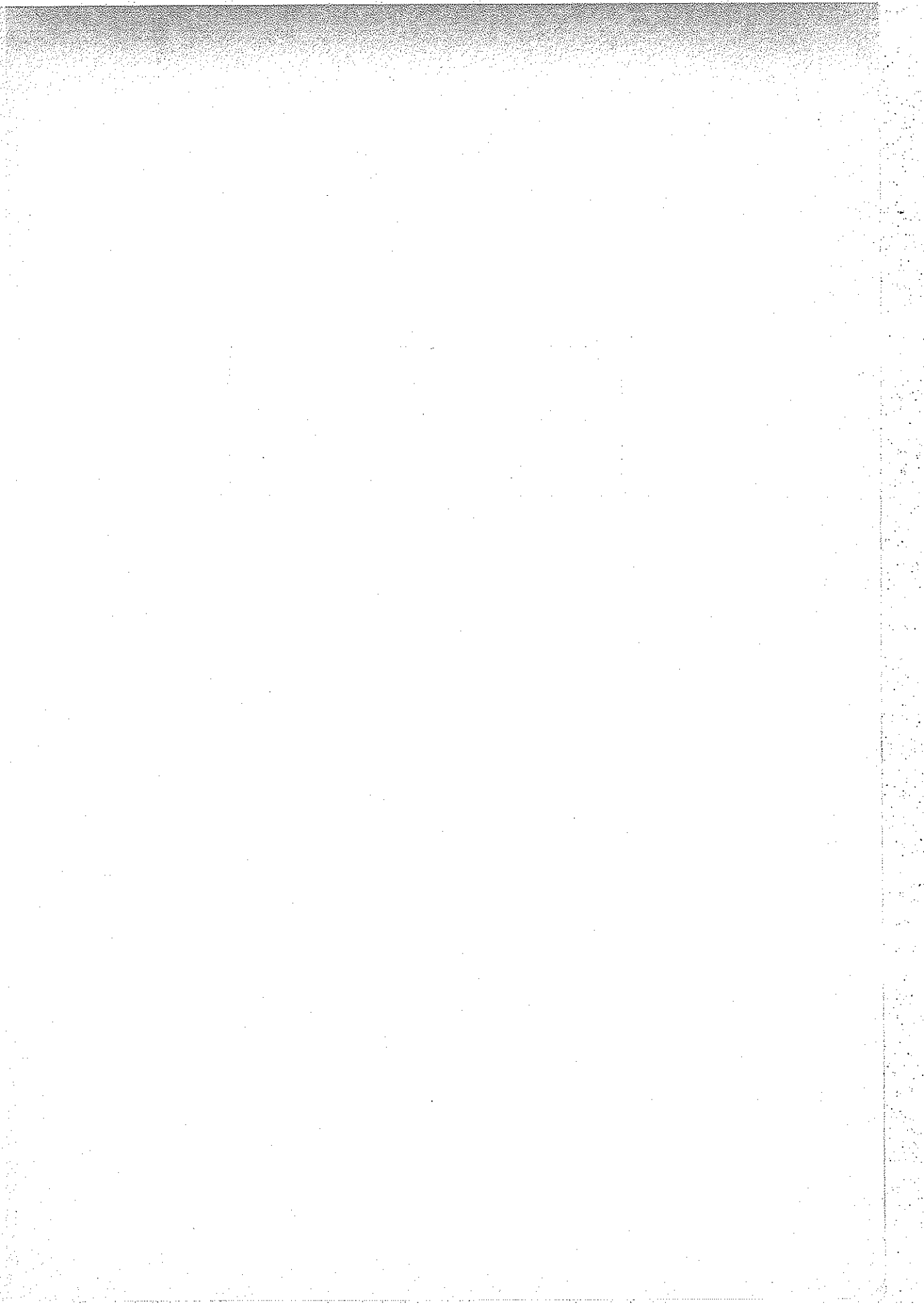
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないよりでございますので、散会いたします。

なお、明日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集のほどをよろしくお願い申し上げます。長時間どうもありがとうございました。

（午後4時27分散会）

第 2 日



昭和53年9月27日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員 (23名)

1番	寺田 茂 君	18番	池 辺 秀 夫 君
2番	天 堀 博 君	19番	貝 淵 博 治 君
3番	橋 本 佳 行 君	20番	田 中 包 治 君
5番	仁 井 明 君	21番	直 村 静 二 君
6番	大 谷 昌 幸 君	22番	勝 部 津 喜 枝 君
8番	成 田 秀 益 君	23番	三 井 正 光 君
9番	松 下 定 君	25番	竹 内 修 一 君
10番	山 口 義 一 君	26番	柳 瀬 美 樹 君
11番	上 代 卯之松 君	27番	竹 下 義 章 君
13番	赤 阪 和 見 君	28番	坂 上 國 治 君
15番	横 田 憲 治 郎 君	29番	藤 原 利 一 君
16番	木 下 甲子三 君		

欠席議員 (3名)

7番	金 沢 勝 君	17番	富 山 敏 治 君
12番	藤 原 要 馬 君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長	池 田 忠 雄	財 務 部 次 長	北 野 敦 雄
助 役	坂 口 禮 之 助	財 政 課 長	大 塚 孝 之
収 入 役	中 塚 白	同 和 対 策 部 長	中 西 淳 富
参 与 兼 兼 市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	同 和 対 策 部 次 長	生 田 稔
参 与 土地開発公社事務局長	林 徳 次	市 民 部 長	森 保
市長公室企画担当理事	佐 原 行 雄	市 民 部 次 長 兼 福祉事務所長	富 田 宏 之
市長公室次長兼 秘書広報課長事務取扱	竹 田 明 郎	産 業 衛 生 部 長	内 田 繁
財 務 部 長	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫

建設部長	山本俊兼	用地担当参事、土地開発公社事務局次長	岩井益一
建設部次長兼建設総務課長事務取扱	吉田日出男	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	逢野一郎	教育長	葛城宗一
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明坂貞士	教育次長	広岡史郎
解放総合センター所長兼総務課長事務取扱	萩本啓介	管理部長	杉本弘文
病院長	竹林淳	管理部次長	青木孝之
病院事務局長	平野誠蔵	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長兼管理課長	藤原光夫	指導部次長	橘本昭夫
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部理事兼工務課長事務取扱	福本喬久	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
消防長	松村吉堯	監査事務局長兼公平委員会事務局長	向井洋
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	農業委員会事務局長	信田種行

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

○

(午前10時14分開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、昨日に引き続き御苦勞様でございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは14名でございます。藤原要馬議員さん、冨山議員さんから欠席届が出てございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思われます。現在、14名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員数14名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、昨日に引き続き一般質問に入ります。2番勝部津喜枝君。

- 2番(勝部津喜枝君) 通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、第一の教育行政の中での学校教育の第一点は、鶴山台南北小学校の問題です。市教委は7月28日に現地で説明を行い、十分な理解をしてもらえなかったと、昨日の答弁でもございましたが、まず、どの点に十分な理解が得られなかったと考えておられるのか、その点お聞きしたいと思ひます。

第二点に、短期間に7,000以上の署名が寄せられておりますが、こうした住民の要望をどう受けとめておられるか、お聞きしたいと思ひます。

これの2点につきましては、教育長さん自身からお答えをいただきたいと思ひます。

続きまして学校教育の第二点は、障害児教育です。長年の運動や要求が実りまして、来年度から養護学校の義務化が実施されます。しかし、就学免除の制度や、不当な就学猶予が行われぬ保障がないなどという一定の不十分さもありますが、多くの方々の希望の実った制度でもありません。

そこでまず、現状把握の意味から本市の就学免除、猶予を受けておられる児童数、さらに、本市の小中学校の養護学級の実態等をお尋ねしたいと思ひます。

第二の社会教育のまず第一点は、文化財保護の問題です。とりわけ池上遺跡につきましては、1976年に国の史跡指定に部分的ではございますが、なっております。さらに、かつて1972年4月でしたか、本市でも6,600万円の債務負担行為が行われており不執行になっております。さらに、現在やめておられますが、阪東次長さんが50億で中央部分の買収をしていきたいという方針を述べられておりますが、今日、こうした問題が行政段階でどのように進められておるのか、お聞きしたいと思ひます。

社会教育の第二点は、いよいよ本市の図書館も間近に開館されると聞いておりますが、この図書館問題につきましては、かつて、ぜひ手の届くところによい本を与える環境づくりということ

で、本議会でも市長さんみずから、図書分館制度も検討課題として進めていくというお約束もいただいております。ぜひ本館開館とあわせて、こうした地域の手の届くところによい本を与える環境づくりとしての図書分館もお考えいただきたいということをお願いしたいと思います。

第二点の環境問題ですが、まず、身近な問題として2点お尋ねしたいと思います。住宅地内の水路の清掃、ごみ上げなどは、非常に長期間放置されているところがあちこちに見受けられます。該当所管課に申し上げても、なかなかうまくいかないという実情です。こうした水路の清掃などにつきましては、どのような体制がとられておられるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

第二点は、これまでも共産党の直村議員等も取り上げておりますが、相変わらず各地の空き地の雑草がはびこっております。高く雑草が生い茂り、みぞの掃除なども困難を来し、やがて水害時等にも非常に大きな影響を与えていると思います。条例制定なども提案した時期もありますが、こうした空き地の雑草等につきましても、もう少し適切な措置が必要ではないかと思いますが、この点のお考えや取り組みもお聞きしたいと思います。

さらに第三点は、今後の町づくりの問題としての提起でもありますが、当和泉市にも近畿自動車道を初め大きな道路計画がたくさんございます。さらに、昨日の答弁でも近く議会にも提出するというのですが、丘陵開発等も横たわっております。こうした問題は、これまで泉北ニュータウンや地元の鶴山台団地の経験もございますが、該当する地域の可能性を調査するだけでなく、周辺地域に与える影響等もぜひ調査する必要があると思います。効率的な行政の判断だけでなく、今後の都市問題につきましては、ぜひ専門家や地域住民も含めた町づくり、都市計画づくりが必要ではないかと思いますが、そうした点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

その他再質問を留保いたしまして、終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 教育長（葛城宗一君） 勝部先生からの御指摘についてお答え申し上げます。

先に鶴山台南北小学校の規模の適正につきまして説明に参りました。十分な御理解を得られなかったということで次長からお答え申し上げたのでございますが、それに対して、どのように理解しておられるのかということでございます。

私は率直に申し上げまして、住民の方々の自然な考え方である。かように考えるのでございます。御承知のように町づくりの中心は、小学校校区を中心にして自然会組織等がつくられてまいり、その上に立って社会連帯意識が養われていくというような過程を経て町づくりが構成され、発展していくものと思います。したがって、保護者の方々も、感情としては、一たん就学した学校が変わるということについてはなかなか容易に承認しがたい、許しがたいというのが、住民の方々の自然な感情であろうと理解するものでございます。

次の署名をどう受けとめておるかということですが、今回、議会にも請願されておりますが、数多くの方々の署名をもって請願されております。それらの動向を見きわめ、あるいはまた教育的な観点から見ましても、まあ、もう一校新設するということは、理想としては、きわめて必然的な要素を持っているであろう、かように受けとめるものでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 養護学校関係での義務化に伴います御質問にお答え申し上げます。

現状、養護学級を小学校では14校20学級、125名の精神薄弱児の学級がございます。なおまた中学校では7校9学級、54人ということでございます。

それから、肢体不自由児の関係では、小学校2校2学級、7名。言語障害は国府小学校に2学級設けておりまして、市内から32名の方々が通学されてございます。

それから、就学義務を猶予されている者ですが、小学校では7名 この方々は、すべて脳性麻痺による重度障害児でございます。中学校では1名、この方は先天性四肢短肢でございます。この8名以外には、就学していない者はございません。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 指導部次長（橋本昭夫君） 教育委員会関係の第二点の社会教育関係につきましてお答え申し上げます。

まず 第一点の文化財関係でございますが、池上曾根遺跡につきましては、史跡の指定を受けて以来、鋭意遺跡の保存につきまして積極的に公有化を図ってまいりました。何分、泉大津在住の地主さんが非常に多うございまして、史蹟指定を受けました民有地のうち約70%が、泉大津在住の地主さんでございます。泉大津市とともども連携を保ち、泉大津さんの方は農業委員会の中に特別委員会を設置され、遺跡関係の土地の解決についてまとめていただいております。その代表の方々と協議を続けてまいり、一応の段階に達しております。

最も問題になりましたのは、税制が非常に不十分であることから、地主さんの権利が十分に保障されないという形ではございましたが、年次的に分割して買収させていただくという基本的な考えでまとまりましたので、今年末を期しまして各地主さんの意向をすべて特別委員さんの方で取りまとめ、泉大津、和泉市が一緒になって公有化を積極的に進めることになっております。ただ、そういうことでございますが、すべての地主さんがこの公有化に御賛成というわけではございません。今後も引き続いて農業を営んでいきたいという地主さんも多々いらっしゃいます。その方々の意向を十分踏まえながら、御迷惑にならない形で公有化を進めてまいりたいと思います。

第二点の図書館本館の開設に伴いまして、将来課題として分館を設置すべきであるという御指

摘でございますが、当面の課題といたしましては、今秋に開館を予定しております本館を基本といたしまして、現在、バスで巡回文庫の充実と、学校図書館と十分連携をとりまして、将来課題としては、学校図書館の中に家庭文庫を設置していくという考えを持っておりまして、特別に分館を建設するという考えは今のところ持っておりませんので、御理解願いたいと思います。

○ 2番（勝部津喜枝君） それでは、まず鶴山台南北小学校問題からお尋ねいたしたいと思えます。

現地の説明、また住民の署名等にあらわれている要望をどう受けとめるかという、一つの基本的なことだと思うんですけど、率直に申し上げまして、至って冷静というか、冷ややかに受けとめているという感じがするわけです。やはり感情としては理解しながらも、十分行政として納得し得ない点については、もっと熱意を受けとめて、今後の住民との折衝を図りたいという立場をあらわしていただきたいというわけです。

一つお尋ねしたいのは、これまでも私も本会議で取り上げ、教育委員会自身もいろんな場で資料を提出しておりますが、まず、7月28日に出された社会減を含めた数字、また鶴山台南北小学校に6教室建設するときの見通しの数字、また1976年の12月2日に北小学校PTA運営委員会でこちらも出向かれ、今後の見通しを申されたときの数字、そういうときにもう1校必要だということを地元で説明しながら納得してもらってるという経過もあります。

そういう点で見ましたら、とりわけ7月28日に出された社会減を含めた発生児童数とことし2月4日に出された発生状況は大変大きく減を見込んでの発表になっております。わずか6カ月の間にどのようなお考えというか、どうして社会減を見込んでこういうその都度変わった数字が出てくるのか、こういうことをまず第一点、お聞きしたいと思えます。

さらに、7月28日に社会減の説明が行われ、住民の方々がなかなか納得しにくい、もっとも聞きたいことがあるということで、教育委員会の方々が席を立たれた後も、長く住民の方々が座ったままで立ち上がらなかったということも聞いております。私は早速教育委員会に問い合わせまして、「なぜ適正就学審議会を開かなかったのか。」ということをお聞きしましたら、「この件については聞く必要がないと教育委員会では考えてる。」ということでした。ところが、せんだっての厚生文教委員会協議会で共産党の寺田議員がお尋ねしたときには、「開く暇がなかった。」、こういうふう聞いております。この点からいっても、非常にその対応の仕方が違っておりますので、どうしてだろうかとなると思えます。住民の方々を説得しきれない部分として大きく横たわってるんじゃないかと思えます。その点をお聞きしたいと思えます。

○ 教育次長（広岡史郎君） 鶴山台南北両校の児童推計の中で、その数値がたびたび変わってるんじゃないかという御質問でございます。鶴山台北小学校に10教室を増築した時点で、校区の変

更等を十分考慮し対処したのでございますが、単年度での南北小学校両校区の団地内住民の社会増並びに社会減とその実態はつかみにくい、2カ年にわたって十分実態等をつかんだ上で、ということであるといろいろと精査してきたわけでございます。

今回示しました児童推計は、社会増を見ながらもなお社会減を生ずる。これは日本住宅公団の各地にございます団地等の趨勢からそういう数値を得たものでございます。これらの数字を当時、当日の説明会でいろいろと御説明申し上げてまいりましたが、御出席されておる方々の中には、そういう数字を十分理解して聞き得られなかったということがございます。教育委員会としても、コンピューター等によって過去2カ年の推計で社会増の半面、一方では社会減を生じているということを経験をかけてる説明させていただき、なお、皆様方がそういう数値について、これが適正であるという資料等がございましたら、教育委員会にお示し願えれば、謙虚に受けてとめて検討させていただくということも申し上げてまいっております。過去2年間、鶴山台南北両校を含めなお1校が必要であろうということも、一方では十分、察してまいっております。教育委員会では主体性を持つ中で、各職員の衆知を集め、いろいろな角度から検討してまいり今回、かような数字が出たということでございます。

それから、審議会を開くかどうかについての御意見、御質問でございますけれども、鶴山台北及び南のPTAの方々、一方、南の児童増に大変憂慮され、北小学校のPTAの方々も南小学校のマンモス化についていかに対処されるのかという是念から、そういう御判断で説明会を開いてくれということの御希望がございました。それで同校へ参り、なおまた、南小学校でも4、5回そういう会議を進めてまいっております。その席上、団地開発当初から2丁目の1-4の児童の方々も北小学校の就学区域であるが、南小学校へ就学していただいているんだ。南小学校の極度のマンモス化を解消するために、2丁目の1-4の方には北小学校の定められた就学区域へ帰っていただきたいという、元来、そういう基本線で2校建設され、現在まで運営してきたんだ。そういう中で元の校区へ帰っていただきたいということでございますので、現状、教育委員会としては、適正就学対策審議会の議を怪るかどうか、開かねばならんということは決定していないという判断でまいってきたのであります。7月28日の説明会の席上でも、そういう形での説明を続けてまいってきたのが実情でございます。

以上でございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 改めてもう一度お聞きしたいのは、いまの御答弁では職員も配置し、もう1校必要だという立場から十分調査研究してきたということなんですが、この点につきましては、御努力があったと理解していきたいと思うんです。具体的に用地の候補を挙げたり、公団との折衝等でどれほど検討されてきたのか。やはりそういう要求をされたんですから議会の中

でも明らかにしていただきたいし、また、住民に説明に来ても木で鼻をくくったような結果だけを示すのではなく、こういう努力をしてきたという点では、もう少し具体的にお示し願いたいと思うんです。

○ 教育次長（広岡史郎君） 第3校目を必要とする場合、当然、団地内で建設されるべきであるという判断から、団地内での学級用地転用等、また、それらに十分確保できる用地があるかどうかということで、一方ではいろいろ協議をしてきております。この3校目建設についての用地確保は、いろんな条件がございまして至難ではございますが、公園用地としてある用地を一応白羽の矢を立て、これではどうかということで過去、そうした立場から検討したこともございます。それらについては現状、事務的に進んでないのでございますが、公園を即学校用地に転用する至難な問題等も十分研究してきたのは事実でございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） いままでの御答弁を聞きましたら、2年にわたって精査検討してきたという、提出されている資料、これはまた非常につかみにくい問題であるということのみずからもおっしゃっておられます。そういう面から言いましたら、住民の方々も今後の状況を心配して、本当の教育を進める立場からは、もう1校必要ではないかという点もむげに断る立場は数字的に言っても出ないんじゃないかと思えます。もう1校必要だという調査研究してきた段階で、用地の確保等を含めて非常に困難であったということは、やはり必要として進めてきた段階もあったということだと思います。これも2校だけど運営していくんだという教育委員会の発表が非常に無理があると思えます。

さらにもう1点、当初から校区変更を行うという御案をしてあるので、審議会を開く必要はなかったということも、昨日の答弁では、ぜひ審議会を開いて誠実に対処していきたいという点では、教育委員会自身が、当初の審議会を必要としない立場から、住民のこうした要望、また、一定の過去のいろんな経緯から開かなければならないところにきていると思うんです。

そういう点で、私はぜひ一つ申し上げたいのは、審議会を開くときには、ぜひそれだけの結論で校区問題を解決するのではなく、独自に住民の方々とも話し合いの場を持っていく必要があると思えます。さらにもう1校必要とする立場でこれまで続けてこられた努力は、やはり住民との話し合いの中でももう少し具体的に明らかにし、住民や父兄、先生方と手を携えていく部分はどこにあるのかという、積極的な姿勢で臨んでいかなければならないと思うわけです。この点でぜひ教育長さんの御答弁をいただきたいと思えます。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

いま次長からお答え申し上げましたように、もう1校建設に検討を加えてきた、と申し上げますのは、もちろん鶴山南北小学校の規模の適正もさることながら、御承知のように、昭和49年

から50年にかけて、本市の秩序ある町づくりを行うという基本構想に基づく総合構想が立案されております。これらの都市環境づくりの一環としての鶴山全地域、信太校区、これらを一体とした町づくり構想を基盤にしたこれらの位置づけ、規模、その適正配置はどうあるべきかを基本にしていろいろ構想を練ったわけでございます。

しかし御承知のように、総合的な人間回復の町づくりと銘打った市の総合基本方針そのものが、方向づけとしては、教育面に至っても全市的な総合的視野に立って、教育の就学区域を基本とした学校配置を根本的に考え直さなければならないことが強調されながらも、御承知のように、中期計画なるものが策定されておられない状況の中で、委員会だけが教育の基礎を描きましても、結局は財政抜きの理想的な主張に終わりがねないということ等々、委員会内部でいろいろ論議したわけでございます。

したがって、基本的には、団地内学校は2校で運用できる。御承知のように、北小を開校した当時、信太小学校の一部を校区変更しております。48年の北小開校の時点では、信太小学校は1,533名、その上に木造老朽化いたしております。これらの状況とあわせて、上町、上代町を中心に、ほか舞、尾井の飛び地を含めて一部変更したものでございます。それらの事情との兼ね合いの中で、信太地域全体を含めての和泉市の町づくりの構想の上に立ってどうあるべきかという学校環境づくりを考えたものでございます。したがって、説明に至るまでの具体的なものになっていないということを御理解いただきたいと思うんでございます。

なお、審議会につきましては、過日の文教厚生委員会でさきに御説明に参りましたその声というものをつぶさに訴え、今回の署名請願と合わせて御説明申し上げ、所管いただきます文教委員会からもいろいろ御指摘なり、おしかりをいただきました。適正就学審議会にお諮りして、市全体の広い視野の上に立って、答申を得た上で説明に行くべきではなかったかというようなおしかりもいただいたものでございます。即刻、審議会に御諮問申し上げ、今後の方向づけについて謙虚に求められる資料をすべて提案し、その方向づけをもらった上にせよという結果をいただいております。早々に審議会に御諮問申し上げ、求め得られる謙虚な気持であらゆる資料を提出、その中から市全体の立場に立って、教育上の見地からも御理解をいただき、方向づけをお示しいただくかよう考えるものでございます。この点御理解いただきたいと思っております。

- 22番(勝部津喜枝君) 教育は、ある意味では理想を追究するものであるとも思います。現状、財政面のあることも確かですが、それでは、なぜ全体計画を含めて納得できるような7月28日の説明会ではなかったか、この点はやはり責任があると思っております。

さらに、当初開く予定でなかった審議会をやはり開いて、住民の方にもう一度説明するという立場も、やはり7,000人の署名に大きくあらわされていると思っております。その意味では、今後の

教育行政のあり方の一つの大きな柱として、ぜひこういう住民、父兄、先生方の意見や話し合いを大切にするとする姿勢を大きく貫いていただきたいと思います。今回の鶴山台北小学校の校区変更の説明は、ぜひ審議会の答申も受けながら再度、誠実ある態度で本当にいい教育を進める立場から、新校の建設も含めて改めて行うということをお願いもし、また確認もしておきたいと思います。この点は終わらせていただきます。

○ 教育長（葛城宗一君） 説明につきましては、今後、審議会の方向づけをいただいた時点で参る所存でございますので、その点御理解いただきたいと存じます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 次の障害児教育の問題ですが、これはいろいろ各地で問題も起こっておりますが、大事なことは、やはり困難ではあっても、そういう重度の寝たきりのお子さん方に対しても、一人一人の子供の就学なり、能力を伸ばす立場で施策を講じていかなければならないと思います。さらに、新聞報道等でも、そういう義務化に応じて研究所等で障害の程度、尺度の調査研究が進められているとのことですが、私、大事なことは、こうした研究された一定の尺度だけをうのみにするのではなく、やはり一番密接に関係している地方自治体が、そういうお子たちの生まれた状況や育つて環境等を含め、本当にその立場を保障する行政が望まれていると思うんです。その点では、府県段階の仕事ということだけではなく、ぜひ本市におけるそういう障害児の保障の立場を進めるようぜひ取り組んでいただきたいということと、最近、特に義務化の中であらわれておりますけれども、すべての子供を普通の学級に入れる点につきましては、往々にして、こういう障害の問題を教育以外の目的に走らせていく傾向等も出ております。そういう点では、本当にその子にいい就学の間を与える立場で、行政の自主性のある対処が望まれているのではないかと思います。その点は意見だけ申し上げておきたいと思います。

文化財保護の問題ですが、いま、指定地域内での泉大津との協議の問題などが具体的に出されておりますが、一つお尋ねしたいのは、さらに埋蔵されている文化財の保存問題とあわせ、団体等からもぜひこうしたものを保存していく資料館や博物館のようなものを建設してほしいという要望が強く出されておりますが、共産党もそうしたものがぜひ必要と考えておりますが、こうした問題の検討がどこまで進められているということと、もう一つは、泉大津では農業委員会の中に特別委員会が設置されているということですが、とりわけ文化財保護委員会は、当市にも規則として決められておまして、橋本次長さんのお話では、毎月1回開いているというお答えでございますが、こうした問題がこの委員会にどの程度反映され、御論議もされているか。こういう点もお聞きしたいと思います。

○ 指導部次長（橋本昭天君） 集蔵庫につきましては、池上曾根遺跡は泉大津、和泉市にまたがる大規模なものであるということと、遺跡の持つ非常に学術的に高い評価を受けております関係

上、大阪府で集蔵庫を建設するという確約は取っております。いずれ近い機会に具体的なものが示されるように期待しております。なおかつ、今後とも教育長初めとして、これらの早期建設につきまして大阪府に要望を続けてまいります。

それから、遺跡問題にからんで泉大津の農業委員会の中に特別委員会ができましたのは、御承知のように、池上曾根、豊中、板原遺跡など、泉大津の農地の多いところに遺跡があるということで、池上曾根遺跡に限らず板原、豊中遺跡の問題も含めて、農業経営という形で取り組まれた中で御議論されているように聞いております。

文化財保護委員会につきましては御指摘のとおり、月に一度開催しておりますが、非常に大きな問題ではございますが、文化財保護委員さんの中に遺跡の活用、保存等につきまして提言いただける機会を事務局の方で用意し万全を期していきたい、かように考えておりますので、よろしく御了解賜りたいと思います。

- 22番(勝部津喜枝君) 大阪府が集蔵庫を設置するようになってるとのことですが、これは和泉市にそういうのをつくるということですか、よくわからないのですが。
- 指導部次長(橋本昭夫君) 池上曾根遺跡の周辺の適地に大阪府の文化財保護課としては、池上曾根遺跡の出土品を中心に集蔵庫を建設したいという考えを明らかにしております。
- 22番(勝部津喜枝君) いま、池上にある大阪府のプレハブの建物、あれも集蔵庫の一つと思いますが、郷土の遺跡を広く市民に広げ、今後の町づくりの観点からも大切に保存していく立場からの集蔵庫、そう理解していいんですか。
- 指導部次長(橋本昭夫君) はい。
- 22番(勝部津喜枝君) 文化財保護委員会に今後、事務局から提案していくということですか。これまでは一度もこうした問題を委員会に提起してないということですか。
- 指導部次長(橋本昭夫君) 具体的に和泉市の今後の文化財行政はいかにあるべきかという基本テーマにして、その都度、文化財に関連する問題の御審議をお願いしているわけです。今後、そういう形でやっていきたいと思います。
- 22番(勝部津喜枝君) 文化財問題につきましては、いろんな専門の学者、個人も団体としても守る会や連絡協議会等あるのは御承知のとおりだと思います。せんだって9月9日付でも、和泉市長と教育長あてに要望書も出されておりますが、やはりこの段階まで文化財保護委員会に問題提起がされていないのは非常に残念だと思います。会長が岡本良一さんというお方で、お近くにいらっしゃるということで御意見を伺いましたが、委員会につきましては、やはり予算がないということも含めてなかなか活発な動きはできにくいということで、池上遺跡についても心にはとめているが、なかなかむずかしい、積極的な提起もされていない現実だという御意見でした。

月に1回開かれているということですが、もっと充実したものとしての要望も持っておられるようでした。こうした大事な時点にきておりますので、遺跡の指定も含めて池上遺跡について、要望書も含めて委員会に問題提起をしていただけますか。

- 指導部次長（橋本昭夫君） はい。
- 2番（勝部津喜枝君） 図書分館問題につきましては、まだ本館が開かないのでこれからの段階だと思いますが、市長さんに再度お願いしておきたいのは、せんだつての本会議でも申し上げましたように、手の届くところによい本を与える環境が一番大事だと思います。そういう役割を果たすのが、地方図書館の一つの大きな役割だと思います。検討課題としてお約束いただいておりますが、お忘れではないと思いますが、この際、お答えをいただきたいと思います。
- 市長（池田忠雄君） お答えいたします。

決して忘れておりません。大事な問題でございます。ただ、先ほど担当次長からお答えいたしましたように、市民の皆さん、議会の皆さんから御要望の強かった図書館の計画は、何とかしてこの秋にオープンしたいということで全力投球をしておるわけでございます。御指摘のように、手の届くところによい本を、というのは、非常に理想的な姿であることは十分理解しております。ただ、いまは本館建設で精いっぱいございまして、今後、いろんな角度から検討は続けさせていくつもりでございますが、とりあえずは、巡回文庫の併用と相まって、お手元に文庫が参上させていただくというスタイルの中で対処させていただきたい、かように存じておりますので、よくわかっております。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業衛生部長（内田繁君） お答えいたします。

私の方の所管事項で2件あったと思います。まず、第一点の住宅地内の水路の清掃等をどういふふうに対処しているかという問題でございます。これも御存知のとおり、私の方では1班3名で2班の側溝清掃班を設けております。市内一円のみぞの清掃等を行っているわけでございますが、何分御要望の数が非常に多うございます。鋭意努力して実施しているわけでございますが、広い範囲の中を6名でもって処理している関係上、御希望、御趣旨に沿わないこともあったと思います。今後 さようなことのないように鋭意努力してまいる所存でございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

第二点目の各地の空き地の雑草の適切な方策をとっておるかということでございますが、これについては非常に問題がございまして、いわゆる民有地もあり、また公共用地の空き地もございまして。民有地につきましては、その管理者に対して、雑草等の適切なる措置を文書等をもって通知を出し、お願いするようにいたしておるわけでございます。また、公共用地につきましては、

それぞれの所管で適切なる措置をお願いしておるわけでございます。御指摘もございましたので、再度、そういう空き地の雑草等につきましては、民有地、公有地については適切なる措置をしてもらうよう対処したい、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） お答え申し上げます。

今後の町づくり、丘陵開発等の御質問でございますが、御存知のとおり、昭和48年策定いたしました和泉市総合基本構想というものがございまして、これらは和泉市全体の将来の町づくりということで策定したわけでございますが、これらの関連での御質問でございます。これにつきましては現在、国の資金で各種の調査をやっておりますが、それらのまとめが後約1カ月ぐらいでできるのではないかと予想しております。それらの調査のまとめができた段階で所管の委員会に御説明、御協議を申し上げていきたい、かように考えているわけでございます。非常に重要な総合計画でございます。これらについては、周辺の調査も含め各種の調査をしております。専門家の導入云々の意見もございましたし、地域住民の参加もございまして、これらについても所管委員会に御協議申し上げ、御指導を仰ぎながら対処していきたい、かように考えるものでございます。

○ 22番（勝部津喜枝君） 1点だけ。空き地の雑草につきましては、例をとりますと、上代町に上がって行くところに病院ができ、その向かい側に空き地があり、大変大きく生い茂っております。近くの方も困って何回か問い合わせしたりしてるんですが、民間の方が持っておられるので一向に草が明きません。雨が降ったら草が邪魔になって掃除もできない。地主もはっきりわからない、通知も出しているが、実際にはそう簡単に来られない。その点では、東京に行ってる方とか、よその方も含めて、もう少し機敏な、適切な、しかも親切な対応の仕方をしていただかないとなかなかうまくいってない実情です。特にあちこちに空き地が多いので、どこら辺を改善しなければならぬかを十分研究していただきたいと思っております。意見として申し上げておきます。

私はこれで終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、2番・天堀君。

○ 2番（天堀博君） 通告要旨に基づきまして質問させていただきます。

まず、環境問題についてであります。その①として水質についてです。水資源の確保の角度から、本市の水資源となっております光明池の水質にしばってお伺いしたいと思います。光明池から和田浄水場にて直接取水している水ですが、この水が春から初夏にかけて臭いにおいがするというので、水道部としては取水をストップするとか、あるいは脱臭装置等をつけたりして対

策を行ってゐる模様であります。ここ何年か前からこういう事態が起こっております。また、泉北水道企業団では、ことし、同じような時期に、赤水の原因によりまして約40日間、取水をストップしたというのも事実であります。その原因も粘土質云々ということではなく、両方ともいわゆる「光明池の赤潮」と言われるところによるものであると考えられるわけです。ここで断りを申し上げておかななくてはならないのは、「光明池の赤潮」というのは正式に言われておるものではありませんので、御了解を願いたいと思います。

さて、いまの時点におきまして、こういう問題に真っ向から取り組んでいく必要があるのではないか でなければ、今後の当市が現在、水資源として確保しております光明池に非常に重大な事態が発生するのではないかと考えるわけであります。

そこで2点お伺いしたいのは、こういう現状をどういうふうにつき、また、どのように考えておられるのか。さらに2点目は、こういう問題にどう取り組んでいこうとされているのかをお伺いしたいと思います。

次に、㊸の泉北環境のごみ焼却についてであります。一般ごみの収集の際の問題でありますが、和泉市は不焼物と焼えるごみ、こういうものを分別して収集しております。不焼物については、その処理地も含め、その処理のためにかなりの投資をしております。さらに、その処理地等々についても、先般来、いろいろと問題も発生しておる模様でございます。ところが、他市ではなかなかそのような分別の収集をしていないのではないかと考えられるわけです。たとえば不焼物の空きかん、空きびん等を主にしてかなり混入しているというふうに考えられるのであります。これは黒石の残灰処理場を見ても、十分その形跡が伺えるわけであります。

そこで、2点お伺いいたしますが、まず1点目は、正直なところ実態をどうつかんでおられるのか、ひとつお伺いしたい。さらに2点目には、泉北環境などに対してこういう問題でどのように対処しておられるのかということでもあります。

次に、広報活動についてであります。その一つ目として、悪質な訪問販売ということで挙げております。これは最近、話題にもなっておりますが、国際勝共連合という団体の悪質な訪問販売について報告もし、市の広報活動としての対処を望みたいというものであります。いろいろ述べますと長くなりますので、この訪問販売についてのみ述べますと、国際勝共連合というのは統一協会とも言うんですが、簡単に言うと、韓国仕込みの団体で、韓国は神の国であり、ほかはサタン、悪魔としているわけであります。他人をだますことは悪いが、神が悪魔をだますのは悪くないという論理であります。大学生とか青年男女をたぶらかして、徹底的にこういう思想論理を叩き込むわけであります。

修業ということで各家庭を訪問させます。やり方は、効きもしない薬事法違反の朝鮮にんじん

や、さらに普通のつぼを驚くほど高い値段で売りつける。もう一つは、ボランティア活動を装い手足の不自由な子供たちのためにぜひ寄付をお願いしたいということで、100円か200円の交通安全の絵馬とかお茶あるいは鈴とかを各家庭を訪問して回り、1,000円程度の寄付を集めるわけであります。こういうものを別に社会福祉協議会とか各施設に持って行くわけでも何でもないことは、私自身の調査によっても明らかであります。

そでお伺いしたいのは、こういうことに対する市への届け出はあるのかどうか1点目。さらに2番目に、消費者や市民を守る立場から、このようなことについてどのように考えておられるか。広報活動以外の問題でもあるかと思いますが、あわせてお伺いしたいと思います。さらに3番目に、先ほど申し上げましたように、こういう悪質な訪問販売について、これを防ぐために、市の広報活動としてPRするつもりはないかということをお伺いしておきます。

次は、㊤の助産制度についてであります。入院助産と言いまして、簡単に言うと語弊があってはなりませんが、お産をするにもかなりの金がかかります。そこで、一定の所得以下の人については、公費でお産ができる制度がございます。市立病院にも、一定のベット等の確保もでき、受け入れ体制もできている模様であります。ところが、このことを知らない市民が多いため、なかなか利用者が少ないというのが現実であります。今回、市の方から出された「ミニガイド」にも載っておりません。この点についても今後、広報活動で市民等にもよく知らせる必要があると考えますが、お答えをお伺いしたいと思います。

さらに、3点目の和泉中央丘陵の開発についてであります。いま、各方面からの動きがいろいろ具体的になってきておりますので、ここの時点で伺っておきたいと思えます。

一つは、計画が具体的にどの程度まで進んでいるのか、調査も含めてであります。先ほどの答弁でも多少出ておりましたが、もう少し突っ込んだところをお伺いしたいと思います。また、そのことについて、どの程度まで市として察知しているのか。これは市の方に公表されている問題以外等についてもどの程度察知しているかということでもあります。

2点目は、この計画に対して本市としてどう対処し、また、しょうとしているのか。単に総合基本構想という通り一遍のことではなく、この点についてももう少し具体的にというか、まだ計画の全貌が明らかにされていない時点ですからなかなかむずかしいと思えますが、住民本位の町づくりということからして、いろいろこういうことがあればこうしたいという例があれば出していただいでお答え願いたいと思うわけであります。

次は、農林行政についてであります。その1つ目は、干ばつ対策であります。先般9月11日この件に関しまして市長に申し入れを行っております。その点を基本にしてお伺いをしたいと思います。

本年は例年にならぬ干ばつのため、各方面でさまざまな被害が出ております。本市の農業にとっても例外ではございません。特に蔬菜類あるいは果樹柑橘類、特別に被害が大きいのはみかん、そして、たけのこであります。農家にとっては、農業経営そのものが危ぶまれているというところさえあります。

そこで、申し入れは5点ございました。早急に各地域の各種の被害実態を把握すること。2点目は、応急対策の必要な、また建てられるものは至急に立てること。3つ目は、農業共済などの損害評価事務への援助を行うこと。4番目に、国、府に対しての働きかけや、各種の保険制度の活用のみではなく、市としてそれへの補てんや補助を行うこと。5点目は、そのほか農協、各農業関係機関でよく協議し、十分な対処を行うこと——というものであります。

まず、市として実態把握のためどのようにされているか。それから、応急措置あるいはその他の対処として、いままでどのように行ってこられたか。さらに、今後、どのような対策を考えておられるのか、この点について主にお伺いしたいと思います。

最後は都市農業でございますが、非常に表題が大きくて、これだけでかなりの時間がかかります。そこで、今回は具体的な1つの例、あるいは、2、3の例を挙げてお伺いしたいと思います。

1つは、今回の議会にも請願が寄せられておりますが、農地の宅地並み課税でございます。これは本市としてどのように考えておられるのか。先般、議会の議決もされております。そういう点で、請願が出てきて、改めて総務委員会等でその審議をするということではなく、市としてもいろいろ考えておられると思いますので、通り一遍の抽象的なことではなく、都市農業を守るという観点からひとつお答えを願いたいと思うわけであります。

2番目は、近代化、省力化農業というか、いろいろと都市あるいは都市近郊で、農家の方々が意欲をもって取り組んできております。これに対して国、府、市等の補助、援助が行われております。さらに、横山地区においては、農業構造改善事業なるもので、こういうことも非常に進んでいる模様であります。

そこで、こういうふうに国や府、市が農業振興育成の援助、補助を行って基本はどこにあるのかという、非常にむずかしい問題でもありますが、簡単にお答えを願えればお伺いしたいと思います。というのは、すでに第一次の農業構造改善事業等で行われた事業で共同貯蔵庫がございます。一つの例ですが、こういうものにも税の対象とされております。さらに、その地面については、宅地並み課税がされてると聞き及んでおります。こういう事業を援助、補助してやらせておいて頭を叩くというふうなことはよくないと考えるわけなんです、こういう点を基本にしてお伺いしたいと思います。

以上、お伺いをいたしまして、お答えのいかんによりまして再質問させていただきたいと思

ますので、的確な御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 水道部長（田中稔君） 水質について、水道部の立場から御答弁申し上げたいと思います。

御指摘のように、毎年梅雨時になりますと、光明池の水が非常ににおいがするという事は事実でございます。原因につきましては、いろいろ研究しておりますが、よく言われる富栄養化ということになるわけでございます。家庭排水あるいは工場排水、農業排水が非常にふえております。魚釣りのまき餌等々も原因であろうかと言われてるわけでございます。

これらの今後の取り組みにつきましては、大津川流域水質保全協議会というものがございまして、阪南水道協議会の中に技術部会というもののの中で、いろいろこれらの対策について共同研究あるいは検討しているわけでございます。本市といたしましても、御指摘の泉北水道と共通した問題でございまして、ともども光明池土地改良区も含め監視体制を強化していく、あるいは洗剤追放等につきまして、琵琶湖の関係で水質対策が進んでおります滋賀県等を参考にいたしまして、今後は、積極的に洗剤追放等のいわゆる原因となっておるものの追放についてPR等を積極的に取り組んでいきたい、かように考えておるわけでございます。

以上でございます。

○ 2番（天堀博君） いまのお答えで大体結構なんですが、単に水道部だけの問題ではなく、産衛部とか関係方面であわせてひとつ考えていただく必要があると思います。先ほど申し上げましたように、非常に重要な水源でありますので、かなりの水量をここから取水しているということでもあります。そういう点からも、いまの時点で水道部長が言われたような対策、対処、さらにもう一つ幅を広げたプロジェクトチームのようなものも、多少金をかけてもつくってやっていく必要があるのではないか。本当に原因を究明して大々的にキャンペーンを張るぐらいのことをやってもしかるべきだと考えるわけであります。この問題はこれで結構です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（内田繁君） 私の方の泉北環境のごみ焼却についての2点の御質問でございます。

率直に言って実態をつかんでいるかということですが、3市の部課長会議において、ごみ収集等について種々話し合いを行ってのわけでございます。泉大津市では、粗大ごみとして扱うような考え方で月1回収集を行い、臨海の方で焼却あるいは埋め立て処分を行ってのが現状でございます。高石につきましては、同様に粗大ごみとして月1回ですが収集を行い、泉北施設組合の近くの借地に集め、焼却あるいは焼却できないものを選別しながらやっているのが現状でございます。

本市は不燃物と燃焼物に分けて収集している実態でございます。御指摘のとおり、いわゆる黒石町における焼却灰を見ても、やはり粗大ごみというよりも、不燃物を多く含んでることは、われわれも了知しております。

今後、泉北環境についての2番目の問題にもなりますが、それらのことについて、泉北環境に対して、常に御指摘を体しながらやっているわけでございますが、何分にも粗大ごみあるいは私の方の不燃物という考え方にも多少の相違もあつたかと思ひますが、その点会議等において十分わかっていただくとともに、和泉市といたしましても、それらの他市の粗大ごみであるというものの実態のもう少し裏づけというか、調査し、そのようなことのないよう、泉北環境組合に対しても、本来の焼却灰にするよう促していきたい、かように考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 2番(天堀博君) いまの御答弁でそういうことだろうと思ひます。私は、和泉市のように分別して収集する場合、ええやろう、ということで、空きかんや空きびんをたまにはほり込むこともあると思ひます。市の広報でこの間も発表されておりましたが、ああいうふうに分けてやるんですよ、ということで、市民の良心に訴えることである程度までは解消する問題だと思ひます。

ところが、他市ではそうないというところに根本的、基本的な問題があるかと思ひます。実は、私的なことで申しわけないのですが、私の親籍が泉大津と和泉市の境界のところにおるんですが、そこで話を聞くと、和泉市の場合、ごみを出すときに、そういうものを混入すると、非常にごみ収集業者から苦情が出る、当然だろうと思ひます。ところが、近所はそういうものを混入しても、泉大津市の領域に持って行けば、泉大津の業者はそのまま持って行くということです。こころ辺にも問題がある。

市長は副管理者という立場からも、泉北環境に対して嚴重に今後の対処を望みたい。炉が痛むとか、しかも、和泉市の負担金が1番大きいと聞いております。不燃焼物の処理地で非常に金がかかり、問題が発生して困つてるといふことが現実にある。大変苦勞しているのに、片方がそんなことをするのはいかんと思ひますので、嚴重な対処をお願いしたい。これは別に答弁は要りません。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 市長公室次長(竹田明郎君) 第2点目の広報活動について2点ほど御質問がありましたので、私の方からお答えいたします。

まず、第1点目の訪問販売についてでございますが、議員さんから具体的に御指摘がありましたように、最近、商品の販売が、店頭販売から次第に居ながらにして商品が選択できる、そのよ

うな点を利用しての訪問販売あるいは通信販売が急速に多様化してまいっております。しかし半面、消費者側の対応が十分でございませんので、トラブルの発生も少なくないというのが現状で、大阪府から出されております消費者のパンフレットを見ると掲載されております。

まず第1点、その中でこれまでに被害届があったかどうかということですが、昨日までに私どもの市民相談室あるいは毎月2回行っております消費者相談室にも寄せられていないのが現状でございます。

それから、今後の対処、考え方でございますが これらの消費者保護対策といたしましては、私たち行政に携わる者は、消費者保護基本法の趣旨を受けて対処しているわけでございますが、私たち広報担当課といたしましては、「広報いずみ」の紙面をもちまして、その中で消費者相談コーナーというものを設けて常に啓蒙しているわけでございます。訪問販売についても、昭和51年12月、訪問販売等に関する法律が制定されまして、これらの法律をわかりやすく訪問販売を考える、というようなテーマでいろいろな規制あるいは対処の仕方等を掲載してまいりました。今後とも、御指摘の消費者保護の立場に立ちまして、担当課と連携を保ちながら、広報等を通じて市民啓蒙を続けてまいりたいと思っております。

第2点目の助産制度の啓蒙についてでございますが、議員さんのお話にもありましたように、経済的、また家庭環境、保健上助産が困難なとき、指定の助産施設に入所していただき、助産費を国、府、市がその一部を補助する制度がございます。御指摘のように、この制度を御利用いただくために今後PRを進め、広報等に早急に掲載してまいりたいと思っておりますが、何分にもこの制度の適用者が、段階別には7階層にも分かれておりまして、また出産補助額も種々制約されておりますので、詳細な点まではいかないと思っておりますが、担当課と協議しながら、よくわかるように市民広報等を通じて啓蒙してまいりたいと思っております。

- 2番(天堀博君) 2番目の広報活動で助産制度、これはそういうことでお願いしておきたい。具体的にという点で問題がございましたが、これはいろいろ実務上問題があると思っておりますから、そういうことで結構でございます。

初めの悪質な訪問販売ですが、たとえば化粧品とか、一定の有名メーカー品、車などもですが、名の通った品なら、それなりに消費者は認知しているが、全然知らないものもあります。特に私が問題にしておりますのは、国際勝共連合というところが、ボランティア活動とかで各家庭を訪問する。私の家にも来ました。これは皆さん方もだまされてはならないと思っておりますので、参考のために言うときですが、2カ月前、非常に朝早く6時半ごろ、チャイムを鳴らすんです。仕事の立場上、何か緊急事態が起きたんじゃないか、夏とはいえかなり早い。飛び起きて玄関のかぎをあけると、若い20歳までの男が立っておりまして、袋にいろいろお茶とか、交通安全の絵馬

とかを入れて持つてる。「手足の不自由な子供たちのためにひとつ寄付をお願いしたい、1,000円です。」という。いろいろ問いただしたんですが、どうも本人は言い逃れするばかりで、はっきりした返事がないということで帰したんです。

どうもこれはおかしいと思い、近所を探して見ると、またやってるわけです。のっけからつかまえてどうだこうだと言うと、また問題になるといけませんので、外で様子を見ておりますと、同じことをやってる。「いままで社会福祉協議会とか施設へ持って行ったことがあるのか。」と言っても返事をしない。これはどうもぐあい悪いということで、実はそこの家も1,000円を渡した。そこでお茶と絵馬の両方を手に持つてるんですが、片方だけ出して、「お茶も一緒に違えますか。」と言うと、「お茶がよろしいですか。」と言って片方を引っ込める。こういうことをやって1つずつ出して1,000円で売りつけるんです。

どうもおかしいというので、早速駐在所に電話して警察官を呼んだんですが、警察官の質問に対して、連絡先とか夕べ泊まったところ、そこへ来た経路等を聞いてもはっきりした答えをしないという状況です。駐在所に連れて行きいろいろ問いただしたらしいですが、どうもその辺の要領を得ないというのでパトカーを呼び、本署の防犯課に引き渡したという連絡をもらっております。

私は、そこのだまされた家庭に後で赴きいろいろ聞いたんですが、朝の早くから来られてこれから出かけようというとき、交通安全の絵馬とかを手足の不自由な子供のためにと出されたら、気悪うて断れない。これから自動車に乗ってどこかへ行く、もし断ったら、事故でも起きたら、そのときの断ったことがたまたまじゃないかと思うという。これは人間の心理です。広報その他でこういうことについての被害がなかなか出てきてないということは、人の善意にかにつけ込んで、それを悪用するというのをやってる。これはけしからん、ほっておけない問題やと思います。

いろいろ言いたいことはありますが、こういう資金がわれわれの攻撃に使われておることは調査で明らかなんですが、そのことは別にしても、朝早くから人の善意につけ込んだり、あるいは人の情を悪用して売りつけに回るとするのはもってのほかだと思います。広報としても、そういう名前を出すのはむずかしい問題があるかと思いますが、それらしきことでも結構でございますので、ひとつ消費者がだまされない、単に普通のだまされるということと違いますので、適切な措置をお願いしたい。要望にとどめておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 市長公室企画担当理事（佐原行雄君） 3点目についてお答え申し上げます。

先ほど勝部議員さんにも基本的な考え方を申し上げましたが、現在まで、われわれとして

の具体的な内容につきましては、以上のとおりでございますが、いずれにしても、基本構想の実現につきましては、二眼都市づくりという考え方から出発するという中身でございます。公園、道路、都市施設、上下水道あるいは農業問題等、幅広いものがこの中に包含されてくるわけでございます。これにつきましては、調査のまとめができ上がった段階で今後、所管の委員会で御説明したい、かように申し上げたわけでございます。

その点について、いろんなニュース等が出ておりますが、それらを十分察知しておりますが、先日、藤原議員さんに対するお答えでも申し上げましたが、基本構想の実現、国家資本の導入によって財政負担にならない、むしろ市の体質改善になるような市財政体制の方向でこの問題を検討していきたい。住民本位の町づくり云々の言葉もございましたが、その調査内容がまとも次第、所管委員会に御説明申し上げていきたい、このように考える次第でございます。

- 2番(天堀博君) いろいろニュースも察知しておられるようですが、ほかにわからない方もあるといけませんので、多少言うときますと、9月28日付という、日付を先取りしているらしいですが、住宅新聞の第940号に、いよいよ和泉中央丘陵が開発されるということが、非常に大々的に報道されております。宅地開発公団としては全面買収をやるという関西第1号で、33,000人、3住区の町、和泉中央丘陵344ヘクタール、来年度から開発準備をされるということです。泉北ニュータウンが55年度で終わるんですが、それに引き続いてやるということが出ております。

さらに、私どもの方の府の段階で得た資料によりますと、新たな宅地供給のため、大阪府は宅地開発公団と共同で和泉中央丘陵、茨木丘陵、箕面を候補地として調査してきたことを明らかにし、この中で和泉中央丘陵が最も煮詰まっていると言われる、ということです。そういう点から、いよいよ本格化してくるということが明らかであろうと考えます。

私は住民本位ということ、これは住民というのは、先祖伝来和泉市に住んでおられる方、それから何十年という方、さらに何年、もう少し言いますと、近々引っ越してきたという方もあると思う。それから、この中央丘陵に新たに団地ができると、そこに引っ越してくるという方もあると思います。そういうすべての人々を対象としたことを考えなくてはならないと思います。地場産業を中心にしての産業の育成、それから緑地、その他いろんなことが出されると思います。

特に学校というのは、先ほど鶴山台のことが問題になっておりましたが、たとえばいま石尾中学校が満杯でどうしようがないという事態、すでに一部では新校の要求も出てきております。こういうことをやられると、石尾中学だけをどうこうする問題ではなくなってくる。伏屋から石尾中学へ行くというようなことは、これをやられたら、全く基本から考え直さないかんことになる。大幅な校区の編成替えをしなければならなくなる。こういうものにいろいろ調査結果が出て

云々ということもありますが、現時点から、教育委員会だけでなく、前から石尾中学なんか言うてますが、本当にしっかりとした構想を立ててかかっているか、それこそ振り回されてしまうことになろうと思うんです。その点を十分よく考えていただきたいというのが一つ。

それから、助役さんにお伺いしておきたいのは、先日の藤原要馬議員さんの御質問に財源確保の問題が出ておりました。いまの佐原氏からもそういう話が出ましたが、これはそういう宅地開発によって低家賃、低所得者向けではなく、いわゆる中級、高級というか、そういう住宅の開発で開発負担金なり、あるいは税金をあげる、こういうことが内容なんでしょうか。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

非常に端的な御質問でございますけれども、いま、天堀議員さんからのたまたま住宅新聞にそのようなことが報道されているということでございますが、ある程度内容に不慣れなことがございました。私も住宅新聞にそのようなことが載っているということは存じておりませんでした。昨日、情報をキャッチして一応、新聞を見せていただきました。かなり具体性をもって書かれておるようでございますが、それは現在までの諸環境調査等を終えた後の一つの構想として描かれているものをどこかで入手されてお書きになったと思うんです。

御承知のとおり、泉北ニュータウンの開発をめぐるしまして、和泉市の一部光明池の地域の開発にからんで、泉北鉄道の車庫を和泉市域に位置するということが大きな起爆剤となり、泉北鉄道の車庫のみを受けるといふか、1駅を和泉市に延伸していくべきだということで、当時、非常にけんけんがくがくの議論があったわけです。それが一つの誘因となりまして、現にまだ泉北鉄道を和泉市域内に延伸させる、させないという問題は生きておるわけです。延伸させるということになれば、いかなる方法が必要かというようなところから、いわゆる和泉丘陵地域の総合的な開発ということが議題に上ってきたわけでございます。

時たまたま、宅地開発公団が生まれまして、主として首都圏を中核とした宅地の大量供給というものを中心にしておられるようですが、近畿圏においてもその必要があるんじゃないかということで、大阪府下における宅地開発の適地調査という依頼が大阪府の方にございました。それを受けて、先ほどおっしゃってられますように、茨木北部、南では和泉丘陵地域、この2つを対象として適地かどうかという調査に入りました。それから2年余、いろんな角度から調査が行われてまいっております。本市の地域内における基礎的な調査は、一応完了したというところまでまいっております。

それと、総合的な開発ということになってまいりますので、いまおっしゃってられるように単に低家賃住宅を排除して高級な住宅を中心としたものに集約してやるというようなことでもございません。従来のような泉北ニュータウンのように、ただ住宅のみを中心とした考え方ではな

くて、地元の産業対策とか、農業の振興の問題とか、それらを網羅した総合的な都市整備という形で構想が見られておるといふ状況でございます。まだ具体的な内容についてはわれわれも掌握が十分でございませんので、約1カ月、10月いっぱいぐらいになればほぼまとまってくると承っておりますので、その全容が明らかになった段階で早速議会等にも御協議申し上げ、その内容の検討に入りたい、このように存じております。住宅政策によって財源を培養するという短絡的な構想ではないという点だけは御理解いただきたいと思ひます。

○ 2番(天堀博君) いまの助役の答弁は非常に結構と思ひますが、どうもやはり財源確保という、のどから手が出るほどといふか、それ以上にほしいのが現実だろうと思ひます。しかし、そういうものが先行してはいかんと思ひるので、一言、言っておきたかったわけですが。開発をやってはいかんとは私も言いません。また、開発には波がありますから、和泉市でどの辺がいいとなってしまう事態、そういう現実問題に対処することは、非常にむずかしい問題があることはわかりますが、財源の確保ということが先行すれば、非常に問題が起きてぎくしゃくしてくるといふことがありますので、その点は、十分今後の課題として考へてほしいと思ひます。

さらに、和泉中央丘陵開発という大規模なことが進められる以前に、すでにいま、大蔵屋とか東急の石尾台、それから、久保惣の社宅が積水かどこかのマンションとかいふ話もあります。また、唐国台とか、あの辺がどんどん開発されております。以前の青葉台とか緑ヶ丘とかのように一定規模ではなく、中小といふか、ミニ開発に毛の生えた程度のもものがあつちこつちですでにできてきている。あるいはできようとしている。こういうことに対して教育委員会も頭の痛いところだろうと思ひます。その辺をもう少しよく考へていかんと、大蔵屋のあそこがもし建てば、ほかのものは許可されて、あとは学校関係だけだといふ話もちらつと聞いておりますが、その子供が行く学校がないといふ話になつてくる。まあ、極端な話ですが、そんな問題とか、石尾の問題もありますので、過渡的な段階での対処は非常にむずかしいので、ぜひ適切にやっただきたいと要望しておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 産業衛生部次長(角谷泰夫君) お答え申し上げます。

干ばつの被害でございますが、経過といたしましては、7月15日以後、雨らしい雨は降っていないといふ実態でございます。9月19日に約30ミリの降雨がございまして、何とか樹体維持にこぎつけたといふ事態でございます。被害状況につきましては、実のところ、刻々被害が進んでまいる状況で、非常に実態把握は困難をきわめておりますが、農協、農業共済組合、普及所の方々とともに協議いたしまして、果樹振興会、本市農林課と合同で実態調査、一筆調査に入りつつございます。これらの調査をまとめ、全体的な被害を的確に把握したいと考へております。

推定の域を脱しませんが、みかんの被害につきましては、樹体の被害本数は、技術的な面も含め、いまのところ算出は困難ですが、果実の早生につきましては大体370ヘクタール、80%の減収になるのではないかと。特に干ばつ以来の急激な雨によりまして、裂果が原因となって減収につながったと思います。晩生につきましては680ヘクタール、肥大が非常におくれ、9月19日現在の肥大調査では、例年に比べ4ミリないし6ミリの肥大のおくれがあるという実態で、これも品質の低下につながってくるものと思われます。30%程度の減収見込みでございます。

その他の果実につきましても、やはり干ばつのため相当量の被害が出るかと思いますが、まだそこまでの調査は進んでございません。

その他水稻でも全体的には非常に豊作型でございますが、水利の悪い地域に限って枯死等の被害が出ておりますが、11ヘクタール前後ではないかと思われます。

また、野菜、たけのこ等につきましては、まだ十分把握できておりません。特にたけのこにつきましては技術的な問題と、推測の域を脱しないということで、今後引き続いてこれらたけのこの栽培技術の指導とともに、被害の実態等もつかんでまいりたいと考えております。

それから、応急対策的な問題といたしましては、もちろん農家の方々は朝早くから夜遅くまで川水等をくみ上げ、また、ため池の死水までもくみ上げて樹園地に車で運んでるのが実態でございます。本市といたしましても、上水道等も危機状態になっておりましたので、学校の協力を得てプールの水等を開放して樹園地に散水するといった措置もしておりました。特に9月中旬に至りまして、どうしても樹体被害も非常に及んでくるということで、平坦部のため池に残っている水とか、その他河川水等を利用し山村地域へ運搬する計画も関係農協と協議決定しておりましたが、たまたま、9月19日等の降雨がございまして実施には至りませんでした。そういった応急措置並びに特に早生みかんに対しては、水を余り与えることによる裂果問題については、降雨量の少ない8月中旬以後、技術的な指導につきましては、農協を通じて適宜の散水を行うことによって未然に裂果を防ぐ等の技術指導を行ってまいりました。今後、これらについても、樹体、肥大回復に十分技術的指導を得まして万全の努力をしてみたい、このように考えております。

特に金銭的な対策等もあるかと思いますが、このことにつきましては、現在、農協、果樹振興会その他農業関係団体の協力を得て農家の意向を集約、それを尊重して国、府からの資金導入について強力に図ってまいりたいと思います。これら国、府の施策にも種々ございますが、それらの中身、たとえば天災融資法の激甚災となりますと、相当な一般財源が必要となってくるものがございますが、本市としても現在の財政状況の中ではございますが、何とか前向きで取り組んでまいりたいと考えております。

それから、これらの施策のほか、果樹振興会等々からも要望、問題点の提起がされてござい

す。農業共済会等においては仮払い制度等がございまして、これらについても、できるだけ年内に早急に支給できるよう、事務的にいろいろ検討を加えておるものでございます。

次の都市農業の問題に……。

- 2番(天堀博君) ②の都市農業については、一応、今回は先ほどの意見を言うておく程度にし、次のときにとらえてみたいと思います。

干ばつについては、市長、端的に言つてえらいことになってます。一遍、見にきてほしい。枯れてきてるものもありますし、農家もいや気になっている。專業農家の方なんか、非常に力を入れてやられてますので、そういう実態を見てもらいたいということと、農業構造改善事業の設備なんかに見られましたか、スプリンクラーなんかりっぱなものができてます。あれでかなりカバーできてるんです。水がありましたからね。

いま、農林サイドからいろんな答弁がございましたが、やはり共済の立てかえ払いなんかもやったことがなく、事務上もいろいろ研究していかないかん段階らしいです。これが実現したら戻ってくる金ですので、市の方で一たん立てかえて上げといて、今年中にくるので返してもらおうという方法も含めてね。

今回の干ばつの被害で市は何をしたか、応急的なポンプを貸してやってくれということだけではなくて、実態を把握して市長にも見に行つていただきたい。こういう立てかえ払いもやりました。こういうこともやりました。という中で1つぐらいはしてしかるべきだと思いますので、要望にとどめておきますが、市長、何かお答えがありましたら、言うていただきます。

- 市長(池田忠雄君) 御指摘、御意見いろいろ拝聴させていただきました。未曾有の干ばつの中、和泉市の大事な果樹に大きな被害があることは重大な実態でございますので、農林課とよく協議させていただき、一度私なりに視察をさせていただき、検討させていただきたい、このように存じております。

- 2番(天堀博君) 早急にぜひ積極的な対処をお願いしたいということを申し入れ、今後、私自身もセクションと具体的なことでいろいろと話し合いをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午前11時55分休憩)

(午後1時14分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 午前に引き続き会議を開きます。

それでは、13番・赤阪君。

- 13番（赤阪和見君） 通告要旨に基づきまして質問いたします。理事者におかれましては、簡単明瞭に明快なお答えをお願いいたします。

献血推進協議会の運営と活動についてであります。2、3点お聞かせ願います。昭和52年第2回定例会において、当時部長より推進協議会の今後の取り組み方、考え方を一般質問の中でお聞かせいただきましたが、その後、どのような協議会の運営及び活動をしてきたかを、協議会会長である市長さんよりこの際、御報告をお願いいたします。また、52年度実績もあわせてお尋ねしておきます。

2点目に、協議会委員は各種団体の代表となっておりますが、会則を見るならば、1年の任期となっております。毎年の委員の任命は、だれがどのようにしているか。また、団体によっては、役員の交代も年度途中であることもあるやに聞かれますが、その点委員への連絡または辞令等を出されているのかどうか、お伺いいたします。

3点目に、1つの制度をわが市でも提案するものであります。献血の歴史を見ると、昭和37年9月、大阪府赤十字血液銀行として日赤本社より独立し、昭和39年、献血に対する国会、閣議決定がなされ、売血の廃止に向けて一歩大きく前進し、名前も大阪府赤十字血液センターとして再出発、昭和43年には、完全に売血も廃止となり、それまでの貯血も廃止に向けて進んだのであります。45年5月、念願の献血一本化が達成され、現在に至っているわけであります。

毎年毎年の献血量も相当な量に上り、人々の善意が大きく実を結び、とうとう人命を数知れず救っているわけであります。しかし、供給は、大阪府下また当和泉市において、大きく献血量を上回っているわけで、血液の絶対量はまだまだ不足であります。

それ以上に考えなくてはいけないのは、現在活動を続ける各種献血団体保管の献血手帳は、地域、職域を問わず十分の保有量を持つに至り、このままいくと献血意欲を失いかねない現況にあることを見逃すわけにはいかないものであります。

そこで、推進協議会の目的からいって、市民の献血思想の普及と献血者の組織化の推進を図り、もって広く血液需要に応ずるため、大阪府赤十字センターの提唱する過去、将来における献血の安定確保のため、毎年、対象人員に対し優秀な献血実績を持つ団体と献血供給に関する覚え書きを交し、市民は献血推進協議会が行う献血活動に参加し、事あるときには、安心して市民のどれもが血液の供給を受けられる体制をとるべきであると考えます。現在、寝屋川、高槻、藤井寺3市及び日電公社、松下電器等4事業所が覚え書を交換し、献血思想の普及とともに、どれもが安定した供給を受けているのです。

市長の常に言われる創意と工夫、貧乏はしていても心温まる行政、住んでよかった和泉市を実

現するため、市長であり、また献血推進協議会会長として精査検討をしていただきたいとともに、もう一步突っ込んで、どのように精査検討していただけるのか、具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

次に、保育行政についてであります。長期化する構造不況、インフレ、円高、サラ金地獄と、いかにのん気者の私ですら身に感ずるわけです。「真綿で首を締められる。」ということわざがぴったり当てはまるような今日、働く人たちは必死に生活を守ってるわけです。

そうした中で、小さな子供を抱え、働きに出たくとも出られない、子供は母親の手元でという親心であります。しかし、経済的理由からどうしても働かなくてはならない人たちもふえてきていることは、皆さん方の周囲を見ればわかると思ひます。本市初の民間保育所を1カ所、ことし開設いたしました。その後、各園の待機児はどれくらいであり、また来年度の見通しはどうか。それを踏まえて市の増設、新設の計画はどのように考えているかをお答え願ひたい。

と同時に、企業内保育所助成制度が今年度よりスタートするが、それに対する市の考え方は、また、どのように取り組んでいるかをあわせて御答弁を願ひます。市としての独自の補助制度を設けるべきであると私は考えております。

次に、3つ目の身体障害者復帰施設設置についてであります。精神障害児など養護教育が来年度から義務化される方針が打ち出され、障害児教育の見通しが改めてクローズアップされてきたことは、非常に私自身も嬉しいことであると思ひます。

しかし、その次にある社会復帰施策について、私は憂うものであります。身体障害者(児)を抱える家庭の父母から口ぐせのように出る言葉は、わが子の教育はもちろんのこと、不自由な子供を残して先に死ねない。また、私が死んだ後、だれがこの子の生活を見てくれるのか。たとい兄弟や親戚がおっても、ともすれば世話を避けたがるという言葉であります。この父母の言葉は、現在の社会的環境や世間の冷たい目の中に置かれた立場がそう言わしめたと思ひます。

それだけに障害児の生涯保障教育と社会復帰の機能回復訓練の場が緊急不可欠だと言えます。9月は「心身障害者雇用促進月間」と銘打って、大阪府政ニュースの中でのる身体障害者の雇用問題について発表しておりますけれども、それらに当てはまる人はまだまだよい方であり、それ以前に訓練を必要とし、また、社会復帰を目指して親が必死の思いでやっている現況をどう市はとらえ、どのようにしていこうとしているのか。こういう身体障害者に対し授産所的なものをつくる計画、お考えはどうか。また、親の会等について、予算委員会でも公園の清掃委託等を提案させていただいたこともありますが、その後、どのように検討していただいているかをあわせてお答え願ひたいと思ひます。

障害者の社会復帰に対する市の施策として月1回、相談日を決めて相談に応ずるとともに、対

象者を登録し、職業安定所、市内企業、商工部門と連携し、真に障害者の社会復帰をともに取り組むことによって障害者たちに生きがい生まれ、自立も夢でないと考えることによって活力が生まれてくると確信いたします。その点どう当市でお考えいただいているかをお聞かせ願います。

次に、社会教育施設の充実についてであります。少し公民館を取り上げてみたいと思います。一週間ほど前、府中センターの側壁が通行人の多い中、崩れてまいりました。そして、けが人もあったように聞いております。それとまた、6月当初に南池田公民館の屋根が朝4時から5時ごろ大きな物音とともに落ちてきたということでもあります。教育委員会の方で把握しておられると思いますが、南池田公民館は非常に老朽化している中、一週間に1日の休日のほか6日間はすべて詰まってるという現況で、利用率が非常に高いわけでもあります。そのような危険な構造物を社会教育の場に使っている現況をどうしようとしているのか。これは絶対に使用禁止にし、そして新たに建てかえていただきたい、そういう考え方はないかどうか、お聞かせ願います。

以上、再質問を保留いたしまして、趣旨説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 赤阪職員さんの第1点の献血推進協議会の運営、活動等についてのお尋ねに対しましてお答えをいたしたいと存じます。

献血推進協議会の諸活動は、まだきわめて不活発で申しわけなく存じております。担当である市民部にも命じまして、いろいろと取り組みについて協議させているわけでございます。御指摘のとおり、今後とも重要な献血の問題でございますので、意を新たにいたしまして、活発な取り組みを推進させていただきたい、このように存じております。取り組みがおくれておりますことをおわび申し上げますとともに、今後とも積極的な推進について努めてまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

市長の方からお答え願いましたが、52年度からの取り組みは皆無と言ってよろしゅうございます。本当に申しわけございません。

御指摘2番目のだが、どのように年度期間の委嘱等について実施しているかということでございます。御承知のとおり、献血推進協議会の委員の方々は、連合町会長さんを初め、青年会議所の会長さん、そのほか各種団体の方々がおられます。したがって、任期については、1年が限度でございます。途中の役員の交代についても御連絡申し上げ、実施すべきが本意でございますが、これもかなり連絡不十分な点もございます。その点おわび申し上げ、52年度後期から53年度にかけて誠心誠意やっていきたい、かよう考えます。

3番目の将来のための献血協議会をどういふふうに具体的に考えていくのかということござ

います。献血の推進につきましては、議員さんから御指摘ございましたように39年8月に閣議決定、国、府などの地方公共団体の責任において実施することになってございます。肝に銘じてございます。大阪府においても、39年12月より大阪府の中に献血推進協議会を設置、本市においてもおくれさせながら、50年3月に和泉市の献血推進協議会を設置してございます。

献血は、人々の善意を結集する地味な努力と忍耐力が必要であると考えております。先ほど市長さんから御答弁願ったわけでございますが、本市の献血協議会の活動は、52年度につきましては非常に不活発で、ほとんど地域グループの献血に頼ってきたわけでございまして、まことに申しわけなく思っております。今後の取り組みといたしましては、早々に献血推進協議会の御努力を願い、各種の新しい取り組みも研究いたしまして、きめの細かな施策を打ち出し、言葉よりもまず実行といった面に力を入れていきたいと考えます。特に広報活動、PRに種々創意工夫をこらし、各種の印刷物の配布、特にPRに積極的に推進してまいりたい、かよう考えております。

- 13番(赤阪和見君) あのね、昨年6月の第2回定例会で言わせてもらい、いろんな答弁をいただきました、きょうと同じようなね。本当に言うてどうのということではなく、常日ごろ、広報にもお願いして毎月載せてくれとね。市長が常に言うように、心温まる行政、金はなくても貧乏はしておっても豊かな心、住んでよかった和泉市を築くため、皆さんの善意でもってやりたいと思います。

そうした中で、ひとつ問題になるのは推進協議会です。青年会議所の代表、会長さんですか、所長さんですか、連合婦人会会長、中学校校長会の会長など、そうそうたるメンバーです。この人らにちょっと電話して聞いたところ、だれ1人として「えっ、私がそないなってますか。」と、こんなばか気な組織はどこにありますか。「あんた、推進協議会の委員さんですね。」「はっー」ということです。会長さん、副会長は知ってたが、本当に何とかしてもらいたい。1年たってます。その点推進協議会の取り組み方、よろしく願いいたします。

それと、先ほど3点目に提案したやつですが、推進協議会の力というのは、これだけの代表がおるわけですから、私も日赤へ担当者と一緒にいかせてもらいました。先方の言うには、「何ほ赤になってもかめへん。」とね。ここに献血依頼書というのがあります。これ1枚で、市の推進協議会がセンターと覚え書きを交してくれたら何ほでも出しますと。和泉市の献血は零でもよろしい。そのかわりに推進だけはしてくれということです。この血液供給依頼書というのがあります。だから早急に重要なことですから、うちの方も事故が多いね。和泉市民病院でも相当の血液を使ってます。うちの木下議員さんも血液のおかげで助かっております。これも一つの善意です。そういうことを大きく取り上げてやっていただきたい。

市の行政が中心になっていかなければいけません。鶴山台、横山にしても、手帳はどつとたま

るわけです。こんだけあったら、うちは献血はせんでも大丈夫、何にもしなくてもええ、という感覚が生まれつつある。その点先ほど申し上げましたような制度についてももう一步の取り組み方をお聞かせ願いたい。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

先ほど御指摘がございましたように、市の取り組み方が本当に不活発で申しわけございません。献血推進協議会の皆さんにもお諮りし、徐々に献血の認識を持っていただくとともに、献血の日赤の方で数年先になるかわかりませんが、お認め願うような施策を講じていきたい、かよう考えております。

○ 13番（赤阪和見君） 去年6月のときも「一生懸命やります。」ということでした。1年たっても、まだ何もしていない。徐々に、なんて言ったら、数年、十年、十数年先にならんとできないと思います。だから、そういう趣旨はわかっているとしますので、どくどく言いませんので、取り組み方については他の面でもあると思います。市長は会長ですので、早急に会議を招集して、会長がしないことにはできないとなっておりますので取り組み方の検討、まず、頭に立つ人の考え方を一歩進めてもらいたい。血液センターは「赤になってもかめへん。取り組み方を示してくれたら何ほでもやります。」と言ってるんですから、来年度中にも覚え書きを交して「すいまへん。赤で悪いけど……」と、市の財政も赤やから結構でしょう。どんどんそういう取り組み方をやってもらわなければ、市民は安心してついてこないと思います。そうした中に連帯感が生まれ、協力もしてもらえるんだと思います。その点要望だけしておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 市民部長（森保君） 続きまして、保育行政についてお答え申し上げます。

民間保育所とともに、本年度の待機児の状況、来年度の見通し等について御説明申し上げます。本年4月現在、待機児が427名でございます。この前の6月定例会でもお答え申し上げましたとおり、地域別に見て和泉地域、信太、鶴山台地域にほとんど70%でございます。

今後の新設につきましては、種々議会の皆さん方の御同意を得まして、地域のバランスも含め民間保育所という方針のもとに、黒鳥校区、そして富秋地域の周辺を考え、現在、検討中でございます。

来年度の待機児の予想でございますが、本年度と同じか少し増ぐらいになるんじゃないかなろうかと思っております。今後の見通しですが、特に黒鳥校区が待機児が多うございますので、民間保育所の設置を考えていきたいと存じております。

次に、企業保育所の関係でございますが、企業に働く従業員の児童を保育する施設でございます。現在まで国、府、市とも一切助成措置がとられてなかったのでございますが、今回、財団法

人の日本児童協会から、職場保育所の新增設の建設費に対し、一定の事業費を補助するというふうに府の方からも連絡を受けております。きょうも私、PRの文書を早急に送っていただきたいと御連絡を申し上げました。明日ぐらいに書類が届くと思います。本市には、森田電気さんが企業保育をやっておられるほか、私の調べたところでは6カ所ございます。今後、市が民間保育所に対してどのように考えるかという御指摘でございますが、財政難の折からでございますが、この点については十分検討を加えてまいりたい、かよう考えております。

- 13番(赤阪和見君) 各園の待機児を聞いてるわけですが、全体でおっしゃっていただいても結構ですが、それと、4月現在で427ということですが、4月以後も申し込みがあると思います。そうした中でいま現在何名になってるか、これはすぐつかめると思います。
- 市民部長(森保君) 5月1日のデータはございます。
- 13番(赤阪和見君) いま現在のデータはわからないの。
- 市民部長(森保君) いま現在のはちょっと……。5月現在のは、和泉地域で216、北池田16、南池田40、横山32、南横山1、北松尾2、南松尾零、緑ヶ丘31、信太、鶴山台182合計518でございます。
- 13番(赤阪和見君) それも5月ですが、毎日の計算の中では上がってるはずですが。一遍後で結構ですから、資料をもらいたいと思います。

来年の見通しが同じか少し増というのは、そういう感覚で行政ができるのかどうか。大体的内容というのは、住民票なりいろんな資料で出てるわけですから、和泉市に関する本も出てることですから、いまの年齢に1つ足せば出せる。同じか少し増という感覚ではなく、常にそういうのを把握していただきたい。そして対処していくという方向で進んでいただきたい。まだまだこれから民間の小規模の開発がふえていくわけですから、保育需要はふえていくと思う。昨今の不景気からもまだふえていきますので、もう少し詳しく調べてもらいたいと思います。

それと、新設は民間で黒鳥等という話がありました。信太、鶴山関係の信太第2の定員が60ぐらい、こういうところをもう少し枠を広げて増設していくとかの考えはないのかどうかという意味なんです。どうですか。

- 市民部長(森保君) 信太第2につきましては検討の余地がありますが、できれば民間保育園を考えていきたいと存じます。
- 13番(赤阪和見君) 待機者が多いというのは常に問題になってくるんですが、新設、増設にしてもトロトロとした行政やなく、敏腕な市長ですから、パッパッと目標、計画を立ててやっていただきたい。場所が狭いから、ぜにがないからあかんどかいうことでは、なかなか行政も進まんと思います。

もう1つの企業内保育所の件ですが、取り組み方は先ほども聞きましたが、しからば、民間保育所に委託しなければならない。増設の見通しはない、毎年このぐらいの待機者は出るだろうという形の中であるならば、いま通園している、あるいはこれから入ろうとする児童の実態を把握して民間に頼めないところはないか。そこで、市の行政として大いに取り入れていくという考え方はどうかという点です。民間の企業保育が6カ所あると聞きますが、こういう形で何人ぐらい助かってるわけですか、市の行政を裏返せばね。そちらの企業保育所で措置されてるのか、また措置される可能性はどのぐらいあるのですか。和泉市にはどれぐらいの企業があって、これが軌道に乗れば何人ぐらい措置されるという実態調査はないのですか。

○ 市民部長（森保君） お答え申し上げます。

現在、各企業で保育している児童数は、大体100名でございます。各企業によって考え方も違いますし、特に企業は仕事と平行する中での児童保育ということが前提になってございます。そういった面から先ほどお答え申し上げましたように、いままではそういった企業に対して全然温かい手がなかったということに対して今回、その制度ができたことは一歩前進したという考え方でございます。今後、やはりこの問題が非常にクローズアップされると思います。大きく飛躍発展していくのではなからうか。したがって、私たちが非常に助かるという結果になると見ております。

○ 13番（赤阪和見君） その感覚が僕らとして納得できない。市の行政の受ける感覚、こういうのができました、はい、もらいます。府から何か言うてくるやろう。府から言うてきた、聞きに行く、言うてきたらやろうか、という感覚では行政は進まない。民間をやめて公立を建てるのは理の当然です。こういうふうには100人の子供さんが民間の企業保育所で措置されてるわけですから、市の行政としてそれだけ助かってるわけです。常に私たちの先輩も言うてるように、そういう企業が労働力を確保するため、その子供の措置もちゃんとする。そして、お昼の休憩時間には子供とスキンシップをやっている。そこに企業保育というものが大きくクローズアップされるんだということをとらえていくなれば、もっともっと奨励していく。市の考え方、補助の出し方、そういうのはどうしていくんだということです。

11月までに申し込めば何らかの措置がされるようになってくれば、検討課題に乗せていただけるならば、民間の保育所6カ所を訪ねて、またやれそうなところ、市の公立幼稚園に入っているお母さんが働いているところをずっと統計をとって、あの生命保険会社から10人來てる、あそこから30人來てるというところがあれば、あの話では、増設は5人以上、新設は10人以上となっておりますので、5人でもあればそこへ働きかけ、そのかわり市は公立にすればこだけ要るが、それだけではできないが、たとえ1人にわずかでもその事業所に対して、その措置児に対して補

助していくという考え方、それが基本的にあっているんじゃないか。今後の方向として、そういう考え方をお持ちかどうか。

- 市民部長（森保君） 議員さんのお説の趣旨は十分わかります。今後、企業保育の成長と相まって、やはり市の何かの援助も考えるということにつながると思います。その辺につきましても十分精査検討を加え、今後の課題としていきたいと思います。
- 13番（赤坂和見君） あと、お願いと実施方を要請いたします。こういうふうに企業保育という形が出てきました。また、民間保育にも取り組んでいかなければならない。市立の保育園は予算の関係でどうしようもないという結果が出てるわけですから、より有効な100円で10人措置できるか、500円で10人しか措置できないか、そこに市の考え方を持っていき、そして、企業とタイアップして大きな1つの行政効果を上げてもらいたい。そう思いますので、いま現在措置している児童の実態調査、どこの会社はどうしてるかわかりますね。全部あげてるからね。入所の申し込みのときと9月1日であげるわけですから、その状態はわかると思います。その企業に鋭意当たっていただき、市の助成も考えていただくということで、この取り組み方をよろしく願います。これが2年も3年もということではなく、きょうから取り組んでいただきたい。よろしく願います。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（森保君） もう1点の身体障害者（児）の社会復帰についての御指摘でございます。今後、心身障害者の社会復帰に基本的にどのように授産所施設等を考えていくかという御質問でございます。

御存知のとおり、本市では初めてですが、和泉市多目的通所ミニセンターが7月10日に開所いたしました。身体障害者の手をつなぐ親の会の長い間の努力が実りまして開所式が行われました。登録は18名きてございます。発足までいろいろと問題もございまして、皆さん方に持にお世話になったということを会長からお聞きしてございます。本当にありがとうございます。

心身障害者（児）の多目的小規模センターの請願をせんだっての6月6日の厚生文教委員会で御審議をいただき、補助交付等についても特に現在、継続審議になってございます。補助金交付等につきましては、府の助成交付と並行いたしまして早い時期に考慮していきたい、かよう考えております。

特に堺市、岸和田におきましては、数年前より肢体不自由児父母の会、手をつなぐ親の会、身障児を守る会等の団体が中心になり、多くの方々の御協力を得ながら運営されております。すでに成長し始めた障害児もあるかのように聞いております。本市も独自で建設に踏み切ることは、現況の財政事情では至難だと考えておりますが、こういった善意が中心になり、小さな努力が1

障害児の社会復帰につながっていくのではないかと考えております。今後、厚生文教委員会でも議題になってございますが、審議会または協議会の特に御検討もお願いし、各議員さんの御協力を得てやっていきたい、かよう考えております。

○ 13番(赤阪和見君) 補助金の件ですが、阪南各市の堺、岸和田等はどのぐらい出てるんですか。そういう授産所的な、ミニセンター的なものに対してはね。

○ 市民部長(森保君) 堺市では630万円です。

○ 13番(赤阪和見君) そういう民間というか、会がやっているものに対する市独自の補助、ひとつ和泉市も何らかの形でできるように思いますので、よろしく願いいたします。

それとこれから先の行政、政治は100年の大計にあると言われます。大計を立ててやるんだという中で、いまの目先、現実を見てやっていくことも大事ですが、大計を立てなければならぬという面では授産所等も必要と考えると思うんですが、基本的な市の取り組む姿勢が大事です。補助金にしても、単に言うてくるさかいに出したらええ、ということではだめだと思えます。そういう大計的な見地から、市長の考え方はどんなものでしょうか。

授産所、社会復帰の施設の必要性は、身障者も小さいうちは背負って行けるが、大きくなると足を引きずって負ってる姿を見ます。また、家でごろごろ寝転んでテレビばかり見ている。たばこでも吸おうものなら、そばについて見てなければならぬという現実です。極端に言えば、守りするのが精いっぱい、その守りもしかねる。そういう中で、わしが先に死ねない、という声も踏まえて考えていただきたいと思いますが、その点の考え方はいかがでしょうか。

○ 市長(池田忠雄君) 子を持つ親といたしまして、この身障児の問題は、福祉行政の原点だと理解いたします。だれの責任でもない、こうした社会の責を背負って生きていかなければならない身体障害児を抱える親の気持あるいは身障児の明日を考えると、胸が痛むわけでございます。

いま御指摘のように、100年の大計という、現実はこのしんどいぐあいですので大変行き届きませんが、何とか思いながら、府の補助と相まって考えていかなければならない現段階でございますが、将来にわたりましては、やはり福祉行政の原点としての気持で取り組んでいかなければならない。そういうふうに十分心得てございます。よろしく願いしておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 市民部次長(富田宏之君) 現在の行政の中で相談日を設けておらないということは、御指摘のとおりでございます。でき得るならば、各地域で御活躍を願っている身体障害者相談員、また精薄者相談員等にもよくその点を御理解願ひ、御協議申し上げ、早期に開設できるよう善処いたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 13番(赤阪和見君) もう一つあったんですが、親の会等に公園の清掃等、市の行政の範囲で何かを委託される、せにもうけするというのではなく、障害児を持つ親たちは、一步でも外へ出して、1円の金でも自分でもうけたいという感覚をつかませたいわけです。黒鳥山公園とか、そういうところの清掃の委託を何とか考えてほしいということをや算委員会でもお願いしたんですが、検討するという事でしたが、その点のお答えがない。

また、市内の相談員云々ということがありましたが、そうではなく、専門的な身体障害者更生施設に働く人、大阪府とか堺とかから専門的な人を呼んで、その人たちの悩み、その人の動ける範囲を聞き、それを登録して身体障害者雇用月間ですので、今月を機に、和泉市でも行政で相談日を設けて適切なアドバイスする。市内の相談員さんでもいいんですが、委員さん自身も困ってるわけです。

過日も和泉市役所の玄関に張ってあるポスター、身体障害者職業・・・、御相談の方はここへ、と書いてあるが、それを引きちぎって激怒しているんです。なぜか、あんなのは書いてるだけ、やってるというだけで、実際施設へ行ったらどうか、とってくれないという。私も過去、川口市に最近行きましたが、46年開設で5.0人の定員です。もう8年たつが、その間にそこから出て就職した人は何人、8人です。1年1人の勘定です。そして、かわって入ってきた人が8人です。だから、そこが満員になればとれないという施設です。だから、そんなもん、ここでは受けると書いて張ったるが、雇用促進とか、大阪府政ニュースでPRして事業主も考えましょう。促進しましょう。と書いてあっても、身体障害者の手を引いて事業所へ行く、安定所へ行く、そして、「この人の仕事はないか。」とやっていくためには福祉だけではだめだと思います。これは福祉行政ではないと思います。商工部門とタイアップしてやっていかなければね。民間保育所もそうです。商工部門とタイアップしていくことによっていろんな情報が得られるという体制でいかなければならないと思います。身体障害者の雇用促進を図るという意味から、先ほど提案したように、雇用対象者を登録し、その人の詳しい現況を書き、そして、いろんな形をとっていけないかということです。その点できるか、できないか。

○ 市民部長(森保君) ごもったもな御意見でございます。その点は十分検討し、対処していきたいと考えます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 教育次長(広岡史郎君) 社会教育施設の充実で、公民館に寄せられました御質問にお答え申し上げます。

本市では、公民館が3館ございますが、いずれも町村時代から受け継いだもので、建物の果たす機能からいって、十分とは言えないと思います。維持補修等については、年々手当をしま

っております。国の方針から府がいろいろと指導されているわけですが、その事項の中で、公民館の建設は、地域住民の文化、社会教育活動の普及、均衡化、近年、総合的な文化会館的な活動を可能にできる建物という形に大きく方向が転換してまいっております。

戦後間もない昭和21年8月南池田公民館が建設されまして、すでに32年経過しておりますが、町村時代に補助金等の交付を受けて建設されたものでございます。

公民館は、地域住民の公民館活動という中で建設されるものでございまして、その改築は、学校の教室等の改築のように、補助対象事業は考えられておりません。現在、国の方針からもいろいろとございますけれども、建設する場合は、相当規模の大きいものを考えよという指示を受けてる実態でございます。

御指摘のございます南池田公民館の老朽化からこの際、建てかえてはどうかというお説でございしますが、いろいろとまだ研究を必要といたします。御意思を十分体しまして、日時をいただいて研究させていただきたい、かようお願い申し上げる次第でございます。

○ 13番(赤阪和見君) 南池田公民館ですが、もうそれやったら廃止したらどうですか。早急に使うのをとめていただきたい。南池田、松尾、南横山、この3カ所の実態はどうなってますか。どのぐらい使用してますか。

○ 教育次長(広岡史郎君) 南池田公民館は、3館のうち最も利用度が高くなってございます。

○ 13番(赤阪和見君) 私が見たところでは、1週間のうち1日、人の出入りのないのは月曜日だけです。そのほかは頻繁に利用しております。館に来る皆さんに「どうぞ」と上を見せると、「危険やからよろしく」と帰るといふ。親しまれた公民館ということで、昔の人に聞いたんでしょ、あそこへ行ったら住民票をくれる、青葉台の人が来るという。そのぐらい地域に根の張った公民館で、村時代からですからね。非常に重要性がある。

やめたらどうかというのは、一時ストップし、あそこでやってる青年学級等をよそへ回していただいて早急に建てかえるか、補修といってももう無理です。入り口の屋根が落ちたのを知ってるでしょう。朝4時か5時だったからけが人はなかったが、その他のところは見てませんわ。はっきり言うてね。隣の屋根に側壁が10センチはともたれてもってる、そんなんですよ。どうするんですか。全部雨が入ってしまうから、モルタルの下地のラス張りが腐って落ちてきます。まして週3日間、柔道をやってますので、子供が窓からのどいてるときに落ちてきたらけがします。市の管理責任を問われます。そういったものを未然に防ぐのが行政の側だと思います。先ほど申し上げたように、1週間ほど前に府中センターの側壁が落ちて相当な騒ぎになったことは知ってると思います。ちょうど5時ごろでした。その点で公民館どないします。お伺いします。

○ 教育次長(広岡史郎君) 当然、現状はいろんな団体の方々、また青年学級等が利用され、ち

ちゃんと日程表に記載され、計画が進められておりますので、即廃止するとかいう指示はいたさないでございませう。補修等に重点を置いて今後、事故等の発生を来さないよう努力してまいりたいと思ひます。

- 13番(赤阪和見君) 多くは言ひませんが、即廃止ができないのでしたら、まず、見に行きなさいよ。天井が落ちた、屋根が落ちた、畳2枚ほどですが、コンクリートが落ちるわけですから、また、落ちかけて隣の屋根で持ってるという状態ですからね。そういう点で早急に、いまから現課へ電話して「1回行ってこい。ちゃんと補修してこい。」というぐらい敏速でなければね、人の命にかかわる問題ですからね。その点で管理の方をよろしくお願ひします。

以上で終わります。

-
- 議長(柳瀬美樹君) ここで暫時休憩いたします。

(午後2時12分休憩)

(午後3時4分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、1番・寺田君。

- 1番(寺田茂君) 一般質問の通告どおり、順を追ってまず質問の要点を申し上げます。

なお、6点出しておりますが、その後、担当部課長との話し合いの中で割愛させていただく点もあると思ひますので、御了承のほどをお願ひしたいと思ひます。

さきに私たち共産党議員団の3名の方が終わりました。昨年12月24日に、私たちは市当局に向けて基本3項目、個別62項目の予算要望を提出しております。この観点から、特に切実な問題点として重視する点を取り組んでまいりました。なお、私の質問もその中から幾つか重要点を出しておりますので、明快かつ敏速な実行を期待したようなお答えを願ひたい、こういうふうに思ひます。

それともう一点、市長及び理事者の方に特に願ひしておきたいのは、昨年でしたか、私は委員会の発言によって、ある建築業者から威圧的な行動があったと申し上げました。これは当然、あの時点では、私たちの政策、そして住民を考えたところの質問であったわけなんです、私、議会にどことは申し上げませんが、出した点で、またもや業者なのかわかりませんが、私のところへ共産党が質問を出してるということで見解を聞かせてほしい、こういうふうになりました。

議員の発言というものについては、われわれはもちろん住民を主体にした、選ばれた議員として、言論の自由を重点に置きながら慎重審議を行っている。議会の発言、委員会の発言というのは、いまの財政危機の問題について献身的に、前向きにただそうとし、それを提案している問題

なので、当然、当局の側からはありがたがってもらわないかんに、議会でだれそれが発言してこうなったんです。こういうことが2度も3度もあるということでは、行政の一つの大きな指導の問題が出てくるのではないかと。再度のことなんで、これを厳しく戒めておきたい。それから、きょうの質問についても、私はそういう問題がまたふえるとして、今後、そういうことが起こった場合は、いまは2回目の忠告として申し上げておきますので、共産党議員団としての決意の中でこれをただしていきたい、こう申し上げておきます。

まず、一つ目の通告には、市の遊休地について、これは市有地の問題と関連いたしますので、そのように受けとめていただきたい。市有地の財産管理なんですが、いろんな形の管理方法があると思うんですが、和泉市ではどういう管理方法でいま進めているか、それが1つです。また、市有地なり、これは普通財産であれ行政財産であれ、どんな場合に市の土地を相手方に貸与できるのかという点を一つお願いしたい。もちろんこの中では、いろんな条例に沿っての問題がございますので、その条例のどの部分に適合した形で貸与でき、また、そういう市の土地を貸与している事実が私、あるというふうに思いますので、あればある。こういうことで貸している、それは市条例なのか、地方自治法のどこに載っておるのかということを一つお願いしたい。

それとともに、この質問をさきに出しながら、私はその結果によって後からも出てくると思うんですが、たとえば行政財産の中で信太町33番地、41番地、聖ヶ丘住宅内の現在、フェンスをしてある遊休地、これは地域住民の人たちから何とか子供さんのために公園に貸していただけないか、とかいろんな要望、これは議会の中でもうちの勝部議員が申し上げたと思うんですが、この件について今後、その住民の要求に沿った形で受け入れることができるかどうか、これがまず1点です。

もう一つは、唐国住宅内の東側にある348番地とありますが、ここにいまごみをほったりして、そして谷間みたいな形になってるんですが、ここはいま使用されてないのですが、これも行政財産だろうと思うんです。特に唐国住宅などは自動車を持って中々車庫証明が取れないという、家自体が土地が高いという関係もあって、車庫がなかなか取りにくいという不便さがありますので、こういうものをひとつは市として、住宅管理の中での駐車場に貸与することはできないのかどうか、これが一つ。市有地と遊休地の問題で基本点を明らかにしながら進めていきたいと思っております。

第2点目の重度障害者(児)の給付についての問題なんですが、これは後でも盲人協会の請願が出てるように、和泉市としておけているこれらの施策に対して、先ほど質問また答弁もありましたが、これらの今後の問題点。そして、他市に比べての現状をどう考えているか。これについては、私も一定の納得の理解点がございまして、ここでひとつ資料だけお願いしたいのはいま、何名の方が1級から4級、精薄も含めてなんです、何名おられるか。それと、基準にな

る20歳の上下の比率をいただきたい、これが2点目です。

それから3点目は、黒鳥校区の保育園及び老人憩いの家、先ほど、保育園については、若干黒鳥問題が出ておりましたが、もう少し煮詰めた中で答弁をいただければ結構だと思います。

また、老人憩いの家につきましては、これは長年の懸案であり、和泉市では、毎年2カ所ずつ建てていくという基本線から若干崩れてはおりますが、今回、黒鳥校区に老人憩いの家、これについても御披露願いたい。

次の第4点目は、ごみ及びし尿等の委託業者、この関連で出しておりますが、特に適正化の問題です。そして、管理監督と出してるんですが、いま業者がどのくらいあって、範囲はどのくらいなのか。それによって市民に与える影響が出てきているのではないかと思いますので、管理監督とあわせてどのように進めていってるか。また、今後の展望があればお答えをいただきたいと思ひます。

5番目の市新問題の健康診断。これは6月議会で産衛部長の方から若干の報告、そして答えも聞き出してはおるんですが、議会から議会まで、中身は何もないというのは一つは問題になりますので、この点きょうは明確な答えだけで結構でございますので、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

最後に、一般向け市営住宅建設については、いま、一般向け市営住宅というのは、和泉市では445戸、若干1、2戸間違ひがあればごしんぼう願ひたい。こういう住宅が市営住宅として出てるんですが、この中で1番古いのは昭和の年代で書いてますが、昭和28年に建ったのが最初、たとえば北田中の木造28戸、そして、伯太町の坊城川住宅が28年、それから、一般住宅で一番新しいのが48年度の唐国住宅の16戸、これがいままでの最後という形で打ち切りになってるわけです。

それと、いま開発が進む中で低所得層の市営住宅、これは当然だと思ひますが、これらについての現状、そして今後の見通し、これが1つと、それから、修理の範囲についても続けて御披露願ひたい、こういうふうに思ひます。

また、再質問いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 冒頭の御発言のことでございますが、あつてはならないことでございまして、まことに遺憾であるとともに、理事者一同としても、この議会の御発言については御指摘のとおり、これは和泉市の最高の議決機関であり、言論が保障された場所でございます。理事者一同、この点を肝に銘じて今後対処させていただきたい、こういうふうに存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部長（山本俊兼君） 市有地の問題につきまして、端的に市有地財産の管理、その方法等につきましてお答え申し上げます。

行政財産の関係についてのお尋ねでございます。本件につきましては、寺田議員さんも御承知かと思いますが、黒鳥第1住宅の西側にある防火水槽、これは和泉町当時つくられたものだと聞き及んでおります。この防火水槽につきましては、現状、非常に環境状好ましくないということで、黒鳥第3町会、連合町会の関係の方々から、その目的に支障を来さない範囲におきまして、自治活動の住民のための施設として使用を許可されたい、という要望がかねがねあったわけでございます。

われわれもいろいろ検討してまいりましたが、一応、地方自治法第238条の4第3項の公共の目的にさほど妨げにならない限度であれば一時使用許可ができる、という項目もございまして、それにのっとりまして、地元の許可願、連合町会長の特に要望書、こういったものを踏まえまして、もちろん防火用水でございまして、それに支障のないような設備等を考慮願いたい、こういう中で許可した次第でございまして。

それから、次に北信太駅前線用地として、44年に大阪市にお住みになってる方から先行買収したところがございまして。これについても、いろいろ公園というか、ちびっ子広場的な住民のための施設に一時利用できないかという御質問でございまして。

本件につきましては、われわれの考え方といたしましては、当然、行政目的をもって先行買収したいいろんな事情の中で事業がおくれているものでございまして、一定の事業目的をもって地主の御協力を得、しかも、当時の地主の御意見といたしましては、道路以外に使用することのないような特に留意願いたい、こういったお話も実はあったわけでございまして、本件につきましては御意見はごもっともかと存じますが、御了承賜りたいと存ずる次第でございまして。

それから、第2点目の唐国住宅における空閑地というか、この問題につきまして、車どめ、車庫の問題でお困りになってるという現状でございまして、現地の調査もしなければなりません、やはり現地の状況いかんによっては、単にこの住宅の1戸にお入りになってる方にどうこうというわけにもまいらない点もありますので、早速調査し、住宅管理人の意見、われわれの総合判断もして後日、議員さんにお返事を申し上げたい。かように存ずる次第でございまして。

最後に、市営住宅問題でございまして、本件についても、確かに48年に唐国住宅を建設して以来、本市の財政状況等の中で建設はできておらないという実態でございまして。ただ、現下の社会情勢の中で、われわれといたしましては、かねてより大阪府の施設、住宅供給公社、さらに公園の施設、これらの住宅施設につきましては、できるだけ和泉市民が活用願えるような優先入居の方法を当局に話してるところでございまして。現下の財政事情の中、当面のところは、そういっ

た措置によって市民の方々の住宅問題に取り組んでまいりたい、かように考える次第でございます。

それから、修理の関係でございますが、53年度予算におきましては、市営住宅の修理予算というか、約200万円計上していただいているわけでございます。お話の28年当時に建てた古い住宅があるということもわれわれ、承知しております。ただ、現状としては、管理人またはお住みになってる入居者からの通報等を踏まえて、応急的な対応策をとっておるという現状でございますので、今後、その辺につきましても、古い住宅の改良等につきましてはどのようにすべきかについて十分検討を加えてまいりたい、かように思う次第でございますので、よろしく願いいたします。

- 1番(寺田茂君) 冒頭に申し上げました議員の発言について、市長さんからこの前と同じようなお答えができました。私、2度目なのであえて申し上げたんです。市の行政を思って言うことが、すべて敵対関係の発言のように言われてる。正しくきちんと言うてくれるんやったら、共産党の言うてることは、決して皆さんに理解できない問題じゃなかろうと私は信じてるんですが、部分的に、これをこうしろと共産党は言ってますよ。とそれだけ言われると、聞いている業者は、なんじゃいな。そんなあほなこと……、となりますので、言うんやったら、中身もきっちり言うてほしい。議事録にも皆残りますので、ややこしいのはそれを見て言うてもらいたい。主観で言うてもらおうと大変なことになります。どこの課というよりも、私も6月議会に出した問題としてもらいたい。意見として申し上げておきます。

それと産衛部長、ちょっと早く答えてくれましたが、私の言うてると違うんです。早過ぎて何を考えてるんかと思う。私の言うてることを何も聞いてない。もう一遍言います。私は市有地の財産管理について、どういう方法で管理しているのか。普通財産とか行政財産とかを貸与できるという場合、どういうふうに貸与できるかと聞いた、違いますかな。あんな、ちょっと早い。何かしら、私が聞かん前に先に言うてね。行政財産、普通財産があるでしょう。それを貸与するのは、もちろん地方自治法にのっとりやる。普通財産の場合はこういう形でやる、その範囲はどうですかと聞いた。それと、老人クラブ、町内会とかにはこういう形で貸与できると言うて下さい。それでよろしい。

- 財務部長(麻生和義君) 財産管理をどういう方法で進めているかという御質問でございますので、財務部からお答え申し上げます。

現在、市の財産につきましては、普通財産と行政財産の大別して2つございます。普通財産につきましては、財務部管財課においてすべて管理いたしてございます。行政財産、すなわち学校、消防等一定の行政目的のある財産につきましては、直接行政を進めてまいっております現課と申

しますか、部局ですべて管理をいたしてございます。本市の財産管理の方法は、そういった方法で進めてございます。

それから、全体的な行政財産のことでございますので、参考にお答え申し上げますが、行政財産の貸し付けにつきましては、お説の地方自治法第238条の4の第4項の規定により各課において行政財産を管理し、貸し付け等を行ってるのが現在の実態でございます。

以上でございます。

- 1番(寺田茂君) 行政財産は地方自治法の範囲の適用で貸与でき、普通財産はもちろん、市条例の15条第4項だと記憶してるんですが、ここから一つお聞きしたいのは、地方自治法にのっとってあなた、黒鳥が出ましたね。その問題をちょっとお聞きしたい。

私は、あれは結構なものを建ててありがたいと思ってます。あの土地は黒鳥住宅の行政財産、貸した時点では……。

- 建設部長(山本俊兼君) われわれといたしましては、第1住宅の行政財産というか、ただ、和泉町当時、先にそういう防火水槽というか、そういうものをつくられたのか、その経緯をいろいろ調べたわけでございますが、住宅を建てた後でつくられたか、その辺がちょっと明らかになっておらないのでございますが、一応、行政財産、第1住宅の用地であるという位置づけをしております。

- 1番(寺田茂君) 非常にあそこへ集会所ができたことは結構だと思ってるんですが、たびたび私も議会で質問することがあるんです。たとえば黒鳥小学校横の土地について、保育園とか幼稚園の問題が出たときに、「あそこはどうか。」と聞くと、「あれは教育委員会の管理下で行政財産となっておりますので、なかなかそのお話には乗りにくい。」という説明がございました。いま、この土地はどうなってるか、普通財産に切りかわってるんですね。当時は行政財産でしたが、いま、あの土地は普通財産に切りかわってるんです。今度の黒鳥の集会所も、行政財産の中で7月に分筆され、番地も二つになりながら貸与できてますので、今後、こういう一つの公共的な使用という要素がございましたら、無理なやつは別として、町会単位とかで貸すことができる、自治法なり市条例に乗っかってるものについてはいけると判断してよろしいかどうか、これだけひとつ。

- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

私どもといたしましては当然、自治法なり市の財産管理条例、規則に従いながら事を進めてまいりたいと考えます。ただ、行政財産の貸し付けにつきましては、各現課で一定の行政目的を持ってございますように、用途または目的を妨げない限度において云々という問題がございますので、十分検討しなければならないと考えるわけでございます。

- 1番(寺田茂君) 確認させてもらいたい。

いま、普通財産と行政財産の問題を分けて出されました。比較的普通財産については、そういう形で今後は貸与できます。と聞こえた。ただ、行政財産については、現課と相談しながらやらなくてはいけないので、あなたの方からはなかなか言えない、こう聞こえたのですが、もう一遍きちんとしておきたい。後の問題と関連がありますので、普通財産だったら、公的なところで市の土地をお貸しすることはできる、こう判断して聞いたんですが、よろしいか。

- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

「和泉市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」には、確かにおっしゃるような項目がございまして、「他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため……」というわけでございまして、普通財産につきましては、本年3月の当初予算議会において御議決を賜っております財産処分売り払いということで、基本的には、売り払いということで進めてまいっておるのが実態でございます。御了承賜りたいと存じます。

- 1番(寺田茂君) ことし3月に財産売り払いという形で議決願ってるという。私、地方自治法と市条例のコピーを持っていますが、これは優先しないんですか。もし、そういう答弁だったらあなたは間違ってるんじゃないか。こういう中で、これに適合しながらも、なおかつ、どうしても売却しなければならないという問題が出たときには売却してもらったらええんであって、そうでないと、地方自治法は全部変えないかん。抹殺せないかん。和泉市の持つてる土地を全部売り払いになってるんやったら全然要らん。しかし、それは違うと思う。

- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

3月定例会で御議決いただいた件でございまして、なおかつ、財産管理の事務を所管いただいております総務委員会にも種々財産処分、その他管理等について御説明も申し上げ、いろいろ相談に乗っていただいているということもございまして。そういう観点からも、所管の委員会等にも十分お諮りしながら慎重に対処してまいりたい、かように考える次第でございます。

- 1番(寺田茂君) 大体わかりました。そういうことで、行政財産は、行政の現課の責任においていろいろ進めていく。その中には、地方自治法にのっとって公共事業に寄与するものだったら、話によっては貸すこともできる。普通財産は、同様に市条例にのっとって公共的だったら、これも貸すことができる。簡単にはいかんやろうが、そういう話し合いの場を持てばいけるだろうという答弁をいただいたので、そういうふうに私、認識しておきます。これはこれで結構です。

それと行政財産、これはたまたま黒鳥の方を出してもらいましたが、これは非常にありがたいと思うんですが、これはもちろん無償でしょうね。契約とか、そういうものはあるんですか。

- 建設部長(山本俊兼君) 先ほど申し上げましたように、一時使用許可でございますので、許

可形式でして、さらに5年間ということで、別途の契約の書類として交しております。

- 1番(寺田茂君) 5年契約してもらってありがとうございます。黒鳥の人は皆喜んでるわけです。それはそれで結構です。

聖ヶ丘の空き地、これは私も現場へ行っただけなんですけど、貸すことはできないが、現在は、漠然と使ってもらって結構ですよ。というふうになってないのですか。

- 建設部長(山本俊兼君) いまの寺田議員さんのお話、私も初耳でございます。私の考え方としては、先ほども申し上げましたように、大阪市在住者から北信太駅前線用地として先行買収したわけで、特に地主さんの意見としては、道路用地以外に使うことのないようにしてください、ごういう御意見でございます。しかも一応、公共目的を持っておる土地でございますので、その辺御了解賜りたいと思います。

- 1番(寺田茂君) そういうことでしたら、一遍、課長と部長と話してもらってね、私はそう認識して、これはありがたいな、と思ってきたので、ちょっと意思統一してもらって、そして、聖ヶ丘、唐国の駐車場問題、これは早急に次のときでも結構ですので、何らかのまとまった回答をもらいたい、ごういうふうに申し上げて第1点目を終わっておきます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。

- 市民部長(森保君) 2点目の和泉市重度障害児の御質問についてお答え申し上げます。

せんだって6月6日ですかの厚生文教委員会でも御報告申し上げましたように、52年度から53年度にかけて、少額ではございますが、1級のランク改正を行い、4級まで給付額をふやしてございます。1級から4級までの数とパーセンテージを申し上げますと、1級の者が220名、87%、児が34名、13%、合計254名、2級が者330名、89%、児41名、11%、合計371名、3級が者248名、90%、児27名、10%、計275名、4級が者394名、96%、児15名、4%、計409人、総合計1,309人になります。アップ率は、平均15%でございます。

以上でございます。

- 1番(寺田茂君) この点ちょっと後でその辺の資料だけくれませんか。これは委員会でも出しましたが、一応、市単独で何ぼかさ上げはしてますが、現在、4級というのはいままでなくてごとし初めてできた、2,000円ですか、たとえばごういう問題がございます。新しく制度化されたので非常にありがたいんですが、たとえば2,000円のいろんな申し込みとか、用紙を書いたりとか、市役所へ足を運ぶことになる。いま、横山からバスで来るとかなりかかる。市役所の事的な問題は、こっちから郵便で送っていつからいつまで受け付けますよ、それをもらったら、高い安いではなく、その人たちは当然来る。そのときの交通費、極端な言い方をしたら、交通費

を使って来ると足が出るということも一般的な話として出るんです。その辺もう少しうちの天堀議員もよく言うように、市民の窓口が上の方に連絡所みたいなものがないかということもありまして、そういうものからみ合った1つの考え方を持ってもらわないとね。横山の奥から来ようと思ったら、バス代で足が出る、ありがたい施策で足が出る、こんなおもしろい話はないので、今後の検討材料として、このもう少し積み上げについて、市は大変だろうと思いますが、見直しをやる中で再度考えていってもらいたい。資料は後日で結構ですが、その検討もしてもらえように、ひとつ要望だけしておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 市民部長(森保君) 次の黒鳥校区に保育園及び老人憩の家建設についてでございますが、黒鳥校区の保育園建設につきましては、6月議会で寺田議員さんの御質問に3点についてお答え申し上げたと思います。第1点については、待機児の多い信太、鶴山地域と旧和泉地域の保育園新設が必要であるということ。2番目に、このうち1カ所は阪和線西側の富秋地域もう1カ所は黒鳥周辺が最適地と判断している。3点目につきましては、今日の市の財政事情等も踏まえ、新設については民間保育園とすること一、ということで御回答申し上げたわけでございます。

具体的な方針をもとに対処してまいってございますが、幸いなことに現在、黒鳥校区で民間保育園の設置希望者があり、土地の選定等で協議を行っております。土地の確保につきましては、まだまだ多分の時間がかかるかと思いますが、なお一層の協議を、できるだけ早い時期に建設できるよう努力してまいりたい、かよう考えております。

続きまして、2番目の憩の家の建設であります。昭和48年度より2カ所ということで建設を促進してまいってございます。府の財政事情の窮迫にかんがみ1カ所ということで、53年度はすでに緑ヶ丘に決定しております。今日まで黒鳥校区につきましては、いろんな用地の経過もあるかのように聞いております。町会及び校区老人会の用地確保を願うならば、用地の見通しと相まって府の補助金を取りつけ建設していきたい、かよう考えます。

○ 1番(寺田茂君) 保育園問題は、具体的に民間でという話も出ましたが、民間と公立の問題については、若干の異論もありますが、これはこれで置きまして、具体的にそこまで出てるんなら、市の方では来年度とかにならないんですか、その辺どうですか、年度を明確にすることはできませんか。

○ 市民部長(森保君) お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、用地確保につきましては、かなり至難な問題もあろうかと思えます。場所の選定、進入道路問題など、すぐに決定できるものでもございません。まとまった資金も必要になってきましようし、本年度買収したからすぐ来年度に、とはいかない、かよう

考えております。できるだけ早急に話はしていきたいと思ひます。

- 1番(寺田茂君) 民間保育所は公的でないと思はるんでは、それとも私的ですか。ちよつとむづかしいですか。
- 市民部長(森保君) 民間保育所につきましては、あくまでも社会福祉法人でございます。ですから、半官半民ということに相なります。
- 1番(寺田茂君) そういうことで理解すれば、公的な問題というふうには私は受けとめられる。また、そういう審議を尽くしていけば必ず理解できるもんだと思ひます。土地問題がいろいろ出てくるんですが、私、最初に聞きました市の財産、黒鳥町でこれだけありますので、ちよつと言ひます。黒鳥町719の4番地、209平米、719の5、5.0平米、718番地、133平米、それと隣接した府中町460番地の140平米、これは一角です。黒鳥小学校の真横、いま普通財産です。これをひとつ検討材料に願えるかどうか、また、していただけるもんだと思ひますので、きょうはできないでしょうが、先ほど答弁いただいたのと関連しながらひとつ提案していきたいと思ひます。

先ほど言うた教育委員会の行政財産だったやつが普通財産に切りかわり、先ほどどなたかが、「もう財産を売るように議決してもらってますんや。」ということなんです。この前のときは教育委員会の所管やからできない。それが普通財産に切りかわってそういう形になった。だから私、市民要求のこういう問題のために渡してやってもええのではないかと申し上げておりますので、ひとつ再検討の材料にしてください。売るのが目的やなく、公的な福祉関係に入る問題なんで、ひとつ検討してくれるということで、これはやめておきます。

憩の家はどうですか。これも土地を言いなさいとなると言わんことはないが、黒鳥はいま非常に過密化されてくるのに、一番おくれるのが現実なんです。保育園の問題にしても、特に府中の方にかんりの団地ができてくる。そこらもあわせて特にどの周辺というんじゃなく、私がいま提起したところ、黒鳥と府中の一部を含めてええ場所やなかろうかと思ひますので、そういうふうには理解していただきたい。

特に老人憩の家でいま、管理人の家が数年、そのまま放置されてますが、あれはどうしはるんですか。家というのは、空き家で放つてあるとちよつともいいことはないんで、取り壊しますか。そたと、何かに利用する方向に入つてるんか。もし、利用するんやったら、いま言うてる憩の家とか、そういうものに利用してやればいいのではないかと思ひます。あの家、どないしますんか。

- 建設部次長(吉田日出男君) おっしゃる物件は、黒鳥公園の管理人住宅でございまして、その後使用しておりませんので、取り壊す予定でおります。

- 1番(寺田茂君) 何年ぐらい空いてるの。取り除くといっても何年にもなる、5年や6年ではなからうと思います。
- 建設部次長(吉田日出男君) ちょっと。
- 1番(寺田茂君) わからんほど昔に空いていて、質問すると取り壊すという。市長さん、こういうことではいかんと思う。利用するんやったら早く手を打ってもらわんと、市民からそういう声が出てくるのは当然です。取り壊さなんたら利用させてほしい。そういう前向きな姿勢で老人憩いの家の問題を考えてください。私はないのに言ってるんじゃない、あるんです。今後の課題として、また、次のときにもきちんとした答弁をもらいたいと思います。
- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 産業衛生部長(内田繁君) ごみ及びし尿の委託業者の範囲の適正化と管理監督について2点ほど問題提起があったので、それを含めてお答えしたいと思います。

御承知のとおり、市の委託しております清掃業者は、ごみ処理については6社、し尿処理につきましては4社で、一定の地域を選定して処理をいたしているわけでございます。最近の人口の急増等により、ある程度地域によりばらつきが生じておることは、了知いたしております。そういうことから、御趣旨の処理対象範囲というか、その適正化につきまして、処理対象の範囲の決定につきましては種々の経過もござりますので、御趣旨を受けとめ、今後十分検討してまいりたい、かよう考えるわけでございます。

それから管理監督、これは行政指導だと思っておりますが、現在、清掃業者に対しましては、いわゆる行政指導の1つにしております、私の方では毎月、定期的に業者の会合を開き、種々意見の交換等を行いながら、市民サービスをモットーにするようにと指導しております。無論、その中で指導監督もやっておるわけでございます。ひとつ御了承賜りたいと思っております。

- 1番(寺田茂君) これは私の方から一方的と言っては悪いが、こういうことでと要望しておきます。

たとえばごみの問題、いま6社ですか、し尿は4社、確かに受け持ち戸数のアンバランスはデータに出てるんです。ごみ問題で和泉衛生さんが1万ちょっと、岡田清掃さんが3,700という受け持ちなんですよ。これはどう見てもアンバランスで、市民の中ではそういう1つの問題が出ている。やはりバランスを取っていく、適正化に行政が取り組むことが必要なんで、これはきちんとやる中で親切な業者ができてくるのではないかな。横暴といったら言葉は悪いが、そういう感情的なものが入るのではなからうか。業者をきれいに振り分ける中で親切なやり方ができていくのではないかな。

それともう一つ、部長さんではなかったか、えらい部長さんが基本的な考え方の間違いをよう

しますね。行政がどんなことで間違いを起こすか、たとえばあの業者はたくさん車を持っていますので、これぐらいが適当である、これは大きな間違いです。そうすれば、大きければ大きいように、しまいには和泉市が1つの業者になるような理論的なつけ方をするのではなく、やはり市民サイドに立った業者、小さい業者にもそえだけのことをしてやってね。市民が喜ぶようにしてやる。そこらの配慮をしていく形をとらんと、アンバランスが生じてくる。不祥事が起きるんじゃないか。

私とこであつたんですよ。どこやとは言わんが、とにかく横暴きわまりますよ。あんた方は管理監督をやつてると言われるが、市民に親しまれる業者、悪い業者はやめてもらうたらええ。言うても聞かんなら、やめてもらわなしょうがない。まだ聞いてくれる余地があるんなら、それなりに管理監督を十分してもらいたい。そして、適正化の問題も何とかしていただきたい。この点要望みたいになります、今後、よろしく頼みます。

市新問題、一言だけ言ってください。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業衛生部長（内田繁君） 一言ということですが、前回、ある程度御回答申し上げております。かなり結核検診の問題につきましては、関係機関というか、結核予防会の年間スケジュールがビシッと詰まっているために、われわれがそこへ割り込むのは、かなり至難な問題でございます。当時もそういうお話も申し上げていたわけですが、再度御要請もございまして、関係機関とも協議し、御要請に沿えるかどうか、再度検討させていただきたいと思っております。
- 1番（寺田茂君） 私、一言で終わると思ったが、本議会での話やなく、普通おつき合いしての中で信用して一言と言ったが、6月議会では、前向きで取り組んでいきますということでした。何回か折衝はしてくれたと思うが、予算面でも1人200円ぐらいの負担やったら、10万円もあれば余ると思う。そう大きな引っくり返るような話ではないんです。もう済むと思ってました。あんたにこの間から質問しなくて確認だけさせてください。と言ったら「やるようにします。」と聞いた。いまはちょっと違いますが、どうですか。もう一遍聞きたい。今度はほんまにしますわ。
- 産業衛生部長（内田繁君） やるというような話をした覚えはございません。ただ、そういう御趣旨に沿えるように検討していきたいという回答でございます。先ほど申し上げましたように、結核予防会の方には、府下の全体的な申し入れでもって年間のスケジュールがビシッと組んでおります。そこへ途中から割り込んで来てほしいとお願いしてもかなりむずかしいということで、われわれとしても、非常に困っているということでございます。いま、再度の御要請でございます。

ので、私の方では関係機関に御協議申し上げ、御趣旨に沿えるように検討していきたいと思えます。

- 1番(寺田茂君) 市長さんは非常に市新のことでいろいろ努力してくれたことは事実なんで、いろいろ市長の名前で裁判所に対する要請行動もしていただきました。地場産業を守るということからだと思います。いま、市新の労働者は健康診断も何もできないんです。これをそのままほっとくことは、われわれの中でも、市全体としても問題です。健康診断がないためにこうや、ということのないように、この間から問題提起をさせてもらってますので、市長さんからも、現課において必ず実行していく方法の助言もしてやっていただきたい。これは終わります。

冒頭申し上げたように、今後共産党議員団は、市の行政をどう運営していくか、どうおこたえしていくか、どう市民の生活を守るかという諸点から、いろんな同和行政の問題等を提起させてもらいます。また、悪徳業者については、ただすべきはただしましようという提起はその都度させてもらいますので、議員の発言の問題については、十分現課の方でも教育していただきやってもらいたい。これだけひとつ要望して、終わります。

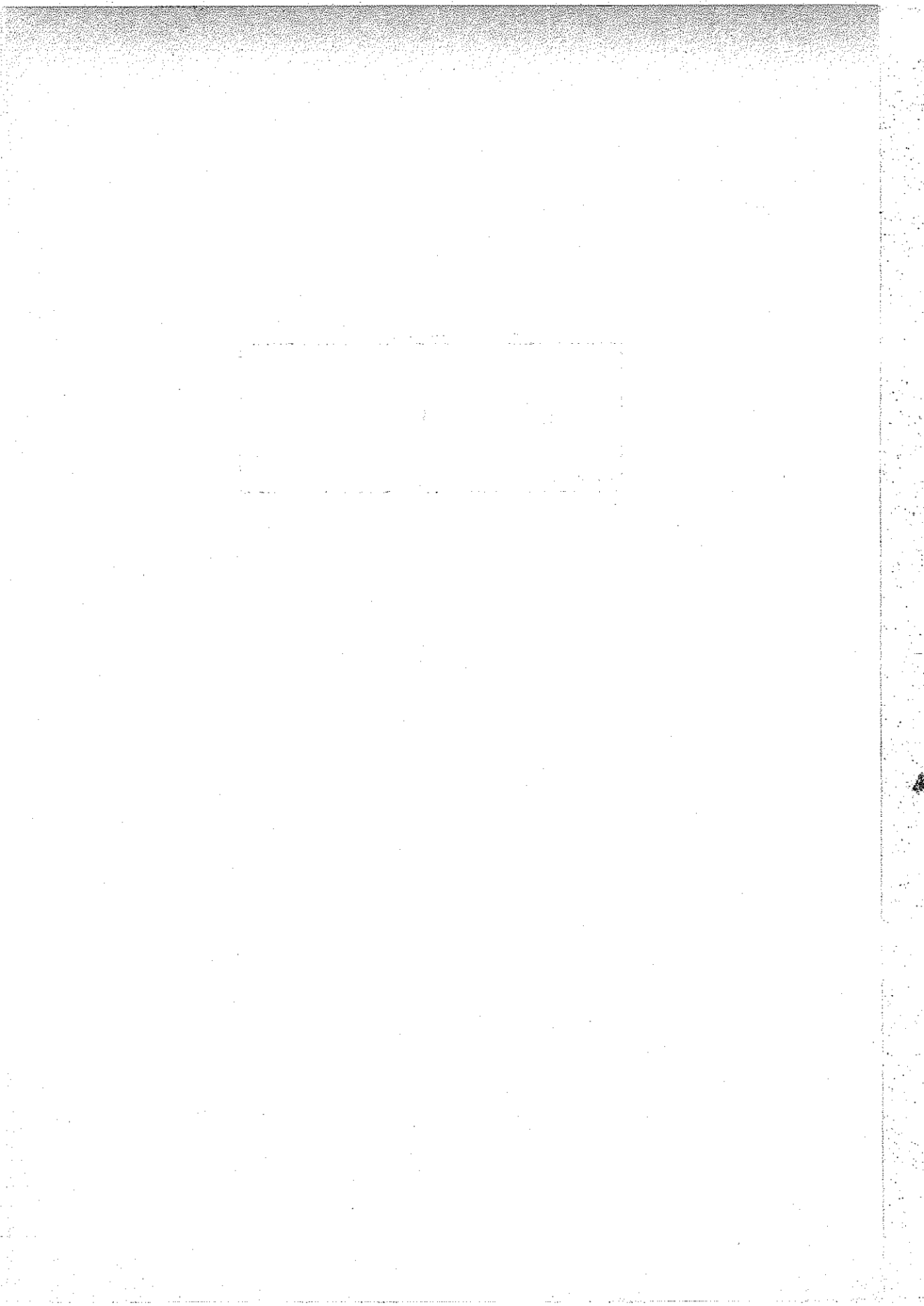
-
- 議長(柳瀬美樹君) 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆様方の御協力によりまして、予定期間より早く終了できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、議会運営委員会の日程に基づき、明28日は休会とし、29日より議案審議に入りたいと思いますので、定刻御参集のほどをよろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後4時5分散会)

第 3 日



昭和53年9月29日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	寺田	茂君	16番	木下	甲子三君
2番	天堀	博君	17番	富山	敏治君
3番	橋本	佳行君	18番	池辺	秀夫君
5番	仁井	明君	19番	貝淵	博治君
6番	大谷	昌幸君	20番	田中	包治君
7番	金沢	勝君	21番	直村	静二君
8番	成田	秀益君	22番	勝部	津喜枝君
9番	松下	定君	23番	三井	正光君
10番	山口	義一君	25番	竹内	修一君
11番	上代	卯之松君	26番	柳瀬	美樹君
12番	藤原	要馬君	27番	竹下	義章君
13番	赤坂	和見君	28番	坂上	國治君
15番	横田	憲治郎君	29番	藤原	利一君
欠席議員（1名）					

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財務部次長	北野 敦雄
助役	坂口 禮之助	財政課長	大塚 孝之
収入役	中塚 白	同和対策部長	中西 淳富
参与兼市長公室長 事務取扱	西川 喜久	同和対策部次長	生田 稔
参与、土地開発公社 事務局長	林 徳次	市民部長	森 保
市長公室企画担当理事	佐原 行雄	市民部次長兼 福祉事務所長	富田 宏之
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田 明郎	産業衛生部長	内田 繁
財務部長	麻生 和義	産業衛生部次長	角谷 泰夫

建設部長	山本俊兼	用地担当参事、土地 開発公社事務局次長	岩井益一
建設部次長兼建設総務 課長事務取扱	吉田日出男	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	逢野一郎	教育長	葛城宗一
改良事業部次長兼改良 総務課長事務取扱	明坂貞士	教育次長	広岡史郎
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本啓介	管理部長	杉本弘文
病院長	竹林淳	管理部次長	青木孝之
病院事務局長	平野誠蔵	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長 兼管理課長	藤原光夫	指導部次長	楠本昭夫
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水道部理事兼工務 課長事務取扱	福本喬久	選挙管理委員会会長	岸田秀仁
消防長	松村吉堯	選挙事務局長兼公平 監査委員会事務局長	向井洋
消防本部次長兼 消防防署長	湯川行夫	農業委員会事務局長	信田種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊



本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (収入役扱昭和52年度昭和53年4月分)	P. 1
2	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (収入役扱昭和53年4月分)	P. 6
3	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和53年4月分)	P. 11
4	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱昭和53年4月分)	P. 17
5	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和53年5月分)	P. 22
6	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱昭和53年5月分)	P. 28
7	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役扱昭和52年度昭和53年5月分)	P. 33
8	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱昭和53年5月分)	P. 38
9	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱昭和53年6月分)	P. 43
10	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱昭和53年6月分)	P. 49
11	監査報告 第27号	定期監査(第1次分)結果報告	P. 54
12	認定 第1号	昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
13	認定 第2号	昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
14	議案 第46号	土地改良事業の施行について (老朽ため池事業中野池改修工事)	P. 11
15	議案 第47号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の実施方法について	P. 14
16	議案 第48号	工事請負契約締結について (市立横山小学校増改築工事)	P. 18
17	議案 第49号	和泉市公共施設整備基金条例制定について	P. 21
18	議案 第50号	和泉市立図書館設置条例制定について	P. 24
19	議案 第51号	和泉市立市民体育館条例等の一部を改正する条例制定について	P. 27
20	議案 第52号	和泉市立宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 33

日程	種別及び番号	件名	摘要
21	議案第53号	昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P. 38
22	議案第54号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P. 46
23	諮問第1号	人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて	P. 4
24	議案第44号	公平委員会委員の選任について	P. 6
25	議案第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 8
26	議案第55号	監査委員の選任について	追加 P. 1
27	選挙第1号	和泉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	別紙
28	請願第2号	農地の固定資産税に関する請願	別紙
29	請願第3号	鶴山台校区変更に反対し新設校建設を要求する請願	別紙
30	請願第4号	「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願	別紙
31	請願第5号	盲人障害児(児)に対する制度並びに対策に関する請願	別紙
32	決議第3号	一般消費税の導入に反対する決議	別紙
33	決議第4号	同和行政の改善要望決議	別紙
34	決議第5号	国際児童年にふさわしい行動計画の具体化を求める要望決議	別紙

(午前10時30分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には何かとお忙しいところ、多数御出席賜わりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは21名でございます。富山議員さんから欠席届が出ております。なお、上代議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員21名をもちまして議会は議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してありでありますので、よろしく御願ひ申し上げます。

それでは、議案審議に入ります。

日程第1より第10までは「例月出納検査結果報告」、日程第11は「定期監査結果報告」でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年度昭和53年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年7月28日

監査委員 西口喜一郎

同 竹下義章

記

- 1 検査実施日 昭和53年7月28日
- 2 検査の対象 昭和52年度昭和53年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支 計

区 分	収 入			支 出	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計	13,776,476,956	△ 1,880,261 1,060,586,517	14,835,183,312	17,571,166,239	△ 3,028,402 783,318,774
特 別 会 計	国民健康保険 事 業	△ 408,610 2,109,240,127	2,321,513,742	1,934,714,654	△ 377,857 172,942,110
	土地区画整理 事 業	203,214	203,214	12,148,139	1,180
	公共用地 先行取得事業	75,541,939	75,541,939	74,764,638	2,526
基 金	用品調達				
	同和更正資金 貸 付				
	財政調整				
	土地開発				
特別歳入歳出外現金					
歳入歳出外現金					
府 税					
住 宅 敷 金					
合 計	15,961,462,236	△ 2,288,871 1,273,368,742	17,232,442,107	19,592,793,670	△ 3,906,259 956,264,590

算 書

昭和53年4月28日現在(単位円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互作用	差引残高	摘 要
		くりこし, くりかえ			
18,851,456,611	3,516,278,399	3,500,000,000 180,000,000	△11,979,562	151,747,039	
2,106,778,907	214,734,835	△10,000,000		204,734,835	
12,149,319	△11,946,105		11,979,562	33,457	
74,767,164	774,775			774,775	
20,545,152,001	△ 3,312,709,894	3,670,000,000		357,290,106	

現 金 の 保

区 分		現 在 高	普通預金	内	
				当 座	定期預金
一 般 会 計		151,747,039	99,747,039		10,000,000
特 別 会 計	国 保 事 業	204,734,835	179,734,835		
	土 地 区 画 整 理 事 業	33,457	33,457		
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	774,775	774,775		
基 金	用 品 調 達				
	同 和 更 生 資 金 貸 付				
	財 政 調 整				
	土 地 開 発				
特別歳入歳出外現金					
歳入歳出外現金					
府 税					
住 宅 敷 金					
駐 車 場 使 用 料					
合 計		357,290,106	280,290,106		10,000,000

管 方 法

昭和53年4月28日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局			
12,000,000	30,000,000			
5,000,000	20,000,000			
17,000,000	50,000,000			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,269,988,000	3,825,032,376	△ 675,871 16,676
地 方 贈 与 税	84,195,000	54,808,000	37,474,000
自 動 車 取 得 税 交 付 税 金	146,017,000	85,200,000	37,053,000
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	71,382,000	71,382,000	
地 方 交 付 税	2,833,057,000	2,850,087,000	
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付 金	19,133,000	19,133,000	
分 担 金 及 負 担 金	726,063,000	653,723,145	△ 115,070 4,460,225
使 用 料 及 手 数 料	199,695,000	198,311,375	△ 72,350 3,524,290
国 庫 支 出 金	4,362,710,000	3,249,156,666	△ 1,013,667 252,569,117
府 支 出 金	1,704,694,000	405,262,960	9,670,644
財 産 収 入	515,132,000	344,573,703	280,783
寄 附 金	73,468,000	5,833,166	
繰 入 金	100,000		
諸 収 入	2,961,365,000	986,183,608	△ 3,303 342,701,782
市 債	3,857,854,000	547,876,000	372,836,000
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	22,252,966,957	13,776,476,956	△ 1,880,261 1,060,586,517

調 査 書

昭和53年4月28日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
3824,373.181		445,614,819	89.56
92,282,000	8,087,000		109.61
122,253,000		23,764,000	83.73
71,382,000			100.00
2,850,687,000	17,630,000		100.62
19,133,000			100.00
658,068,300		69,594,700	90.44
201,763,315	2,068,315		101.04
3,500,712,116		861,997,884	80.24
414,933,604		1,289,760,396	24.34
344,854,486		170,277,514	66.94
58,633,166		14,834,834	79.81
		100,000	
1,328,882,087		1,632,482,913	44.87
920,712,000		2,937,142,000	23.87
426,513,957			100.00
14,835,183,212		7,417,783,745	66.67

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	174,658,000	171,009,631	△ 580 1,236,359
総 務 費	217,491,900	196,857,558	△ 1,115,840 38,036,076
民 生 費	459,720,100	417,775,458	△ 622,075 45,408,700
衛 生 費	153,517,000	146,234,583	△ 82,267 33,553,919
労 働 費	73,311,000	69,812,670	△ 351,984 74,954
農 林 水 産 業 費	277,314,000	112,348,728	46,599,951
商 工 費	176,799,000	168,373,565	2,845,123
土 木 費	556,182,957	2,857,125,987	△ 5,000 518,243,805
消 防 費	424,732,000	405,058,916	16,549,876
教 育 費	3,793,554,000	2,747,095,593	△ 850,656 80,712,591
公 債 費	2,075,284,000	2,074,950,570	45,100
諸 支 出 金	668,751,000	667,550,905	
災 害 復 旧 費	6,450,000	2,350,569	12,320
予 備 費	18,000,000		
前年度繰上充用金	695,000,000	691,646,506	
合 計	22,252,966,307	17,517,166,239	△ 3,028,402 783,318,774

調

書

昭和53年4月28日現在(単位円)

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
172,245,410	24,125,90	98.62
2,000,777,794	174,141,206	91.99
4,222,537,088	374,663,917	91.85
1,495,702,35	39,463,765	97.43
69,535,640	3,775,360	94.85
158,948,679	118,365,321	57.32
171,218,688	5,580,312	96.84
3,375,364,792	2,186,459,165	60.69
421,608,792	3,123,208	99.26
2,826,957,528	96,659,6472	74.52
2,074,995,670	288,330	99.99
667,550,905	1,200,095	99.82
2,362,889	4,087,111	36.63
	18,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
1,835,145,6611	3,901,510,346	82.47

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年7月28日

監査委員 西口喜一郎
同 竹下義章

記

- 1 検査実施日 昭和53年7月28日
- 2 検査の対象 昭和53年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

収 支 計

区 分		収 入			支	
		前月末累計	本月分	計	前月末累計	本月分
一 特 別 会 計	般 会 計		660,878,784	660,878,784		△ 188,882 867,747,456
	国民健康保険 事 業		92,747,760	92,747,760		
	土地区画整理 事 業					
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業					299,652
	下 水 道 事 業					1,183,180
基 金	用 品 調 達		3,963,330	3,963,330		1,488,188
	同 和 更 正 資 金 貸 付		54,106,956	54,106,956		
	財 政 調 整					
	土 地 開 発		1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金			416,245,263	416,245,263		
歳入歳出外現金			91,446,142	91,446,142		37,033,665
府 税			△ 246,625 62,091,888	61,845,263		62,091,888
住 宅 資 金						
合 計			△ 246,625 1,394,287,445	1,394,040,820		△ 189,742 991,564,618

算 書

昭和53年4月28日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
867,558,574	206,679,790	450,000,000	△183,550,000	59,770,210	
21,719,729	71,028,031			71,028,031	
				0	
299,652	△299,652		300,000	348	
1,183,180	△1,183,180		3,000,000	1,816,820	
1,488,188	2,475,142			2,475,142	
	54,106,956			54,106,956	
	1,091,424			1,091,424	
	416,245,263			416,245,263	
37,033,665	54,412,477			54,412,477	
62,091,888	△246,625		250,000	3,375	
991,374,876	402,665,944	450,000,000	△180,000,000	672,665,944	

現金の保

区 分	現在高	内			
		普通預金	当 座	定期預金	
一 等 別 会 計	般 会 計	59,770,210	59,770,210		
	国 保 事 業	71,028,031	71,028,031		
	土地区画整理事業	0	0		
	公共用地下水道事業	348 1,816,820	348 1,816,820		
基 金	用 品 調 達	2,475,142	488,425	1,986,717	
	同 和 更 正 資 金 貸 付	54,106,956	6,106,956		48,000,000
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金		459,121,377	416,245,263		
歳入歳出外現金		54,412,477	54,412,477		
府 税		3,375	3,375		
住 宅 資 金		11,715,898	2,589,058		9,126,840
合 計		715,542,058	613,552,387	1,986,717	57,126,840

管 方 法

昭和53年4月28日現在(単位円)

				備 考
農 協	郵 便 局	追加信託		
42,778,746	97,368			大阪公 97,141 大阪 2,423 227
42,778,746	97,368			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,646,834,000		
地 方 議 与 税	102,763,000		
自 動 車 取 得 税 金 交 付	124,520,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	312,790,000		592,868,000
交 通 安 全 对 策 金 特 別 交 付	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	262,901,000		
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000		18,122,195
国 庫 支 出 金	3,813,406,000		
府 支 出 金	1,477,130,000		
財 産 収 入	266,767,000		11,184,50
寄 附 金	3,300,000		2,400,000
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	1,989,804,000		463,751,39
市 債	1,376,766,000		
合 計	17,531,800,000		560,878,784

調

書

昭和53年4月28日現在(単位円)

済 額	収入済額の予算額に対する差		予算に対す る収入割合
	過	不 足	
		4646834000	
		102763000	
		124520000	
		78520000	
592868000		2528928000	18.99
		19000000	
		262901000	
18122195		199470805	8.32
		3818406000	
		1477130000	
1113450		265653550	0.42
2400000		30600000	7.27
		1000000	
46375139		1943428861	2.33
		1376766000	
660878784		16870921216	3.77

歳 出

科 目	予 算 額	支
		前 月 末 累 計
議 会 費	181,724,000	
総 務 費	1,502,845,000	
民 生 費	4,786,410,000	
衛 生 費	1,283,193,000	
労 働 費	77,593,000	
農 林 水 産 業 費	225,494,000	
商 工 費	178,876,000	
土 木 費	3,703,279,000	
消 防 費	415,785,000	
教 育 費	2,771,436,000	
公 債 費	2,203,525,000	
諸 支 出 金	201,640,000	
災 害 復 旧 費		
予 備 費	50,000,000	
合 計	17,531,800,000	

調

書

昭和53年4月28日現在(単位円)

出 済 額		予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
本 月 分	計		
11,894,153	11,894,153	169,829,847	6.55
△80,940 86,871,208	86,790,268	1,416,054,732	5.78
△71,942 266,979,707	266,907,765	4,519,502,235	5.58
12,452,590.4	12,452,590.4	1,108,667,096	10.10
5,533,017	5,533,017	72,059,983	7.13
4,654,686	4,654,686	22,083,931.4	2.06
65,740,821	65,740,821	113,135,179	36.75
50,587,110	50,587,110	3,652,691,890	1.37
24,549,716	24,549,716	391,235,284	5.90
△36,000 149,390,260	149,354,260	2,622,081,740	5.39
77,020,874	77,020,874	2,126,504,126	3.50
		201,640,000	
		50,000,000	
△188,882 867,747,456	867,558,574	16,664,241,426	4.95

監査報告第19号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年7月28日

監査委員 西口 喜一郎
同 竹下 義章。

記

- 1 検査実施日 昭和53年7月28日
- 2 検査の対象 昭和53年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

4 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

4 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和53年4月30日現在

(単位円)

残高	借		貸		方	
	借	高	借	高		
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高
			資産の部			
32,241,686.4	32,341,686.4		土地			
270,650,469	270,650,469		建物			
3,722,476.911	3,722,476.911		構築物			
631,837.574	631,837.574		機械装置			
102,145,856	102,145,856	814,200	量水器具			
124,236.53	124,236.53		車輦及運搬器具			
259,678.60	259,678.60		工具器具及備品			
518,362.330	518,362.330	23,302.012	建設仮勘定			
310,000	310,000		水利権			
91,500	91,500		電話加入権			
210,000	210,000		現金			
78,105,903	609,149,234	52,677,598.1	普通預金	531,043,331	531,043,331	
	531,043,331	531,043,331	当座預金	531,043,331	531,043,331	
161,762,096	190,105,822	73,379,263	未収品	28,343,726	28,343,726	
24,990,196	84,552,836	14,547,050	貯蔵品	9,562,640	9,562,640	
			仮払金			
			有価証券			
135,000	135,000		投資有価証券			
230,000	230,000		保管有価証券			
			負債の部			
	26,778,510	26,778,510	未払金	14,547,050	81,529,700	4,751,190
			未払費用			
	430,000,000	430,000,000	一時借入金	470,000,000	1,030,000,000	600,000,000
	1,775,800	1,775,800	前受金	737,000	451,463.10	273,886.10
	5,574,411	5,574,411	預り金	7,630,411	27,465,161	21,890,750
			預り担保有価証券		230,000	230,000
			減価償却引当金		55,899,691.4	55,899,691.4

					退職給与引当金				12,196,000	12,196,000
					資本の部					
					自己資本金				11,980,323	11,980,323
					借入資本金				3,269,686	3,269,686
					資本剰余金			18,856,000	1,705,949	1,705,949
					利益剰余金					
					費用の部					
					原水及浄水費	34,076,472	34,076,472			
					配水及給水費	7,024,895	7,024,895			
					受託工事費	97,140	97,140			
					業務費	67,140,990	67,140,990			
					総務係費	474,502	474,502			
					減価償却費					
					資産減耗費					
					支払利息及企業債取扱諸費	323,574	323,574			
					雑支					
					その他の営業費用	131,000	131,000			
					過年度損益修正損	4,050	4,050			
					収益の部					
					給水収益			72,634,288		72,634,288
					補償					
					受託工事収益			305,500		305,500
					その他の営業収益			1,301,545		1,301,545
					受取利息			1,385,885		1,385,885
					雑収益			486,100		486,100
					固定資産売却益					
					過年度損益修正					
					加	1,010,000	1,010,000	14,720,000		13,710,000
					合計	1,704,099,007	1,704,099,007	7,995,402,720		6,414,288,771

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和53年4月30日現在

(収 入)

(単位円)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
① 水道事業収益	1,376,558,000	91,325,518	91,325,518	1,285,232,482
1 営業収益	1,202,358,000	76,990,833	76,990,833	1,125,367,167
1 給水収益	1,170,576,000	72,634,288	72,634,288	1,097,941,712
2 受託工事収益	16,000,000	3,055,000	3,055,000	12,945,000
3 その他の営業収益	15,782,000	1,301,545	1,301,545	14,480,455
2 営業外収益	174,100,000	14,334,685	14,334,685	159,765,315
1 加入金	159,000,000	13,710,000	13,710,000	145,290,000
2 受取利息	2,600,000	138,585	138,585	2,461,415
3 雑収益	2,500,000	486,100	486,100	2,013,900
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000
3 特別利益	100,000	0	0	100,000
1 過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000

① 資本的収入	495,500,000	18,856,000	18,856,000	476,644,000
1 企業債	359,000,000	0	0	359,000,000
1 企業債	359,000,000	0	0	359,000,000
2 工事負担金	93,000,000	18,856,000	18,856,000	74,144,000
1 工事負担金	93,000,000	18,856,000	18,856,000	74,144,000
3 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4 補助金	39,000,000	0	0	39,000,000
1 国庫補助金	39,000,000	0	0	39,000,000
収入合計	1,872,058,000	110,181,518	110,181,518	1,761,876,482

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和53年4月30日現在

(支 出)

(単位円)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 減 額
		4 月	累 計	
① 水道事業費用	1,345,225,000	53,116,249	53,116,249	1,292,108,751
1 営業費用	1,056,280,000	52,788,625	52,788,625	1,003,441,375
1 原水及浄水費	591,842,000	34,076,472	34,076,472	557,765,528
2 配水及給水費	1,248,790,000	7,024,895	7,024,895	117,854,105
3 受託工事費	1,600,000	97,140	97,140	1,590,2860
4 業務費	1,040,600,000	6,714,090	6,714,090	97,345,910
5 総係費	79,433,000	4,745,028	4,745,028	74,687,972
6 減価償却費	1,345,060,000	0	0	1,345,060,000
7 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8 その他の営業費用	5,000,000	131,000	131,000	4,869,000
2 営業外費用	287,695,000	323,574	323,574	287,371,426
1 支払利息及 企業債取扱諸費	287,645,000	323,574	323,574	287,321,426
1 雑支出	50,000	0	0	50,000
3 特別損失	300,000	4,050	4,050	295,950

1	過年度損益修正損	300,000	4,050	4,050	295,950
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
①	資本の支出				
1	建設改良費	621,249,000	24,116,212	24,116,212	597,132,788
1	1 事務費	553,645,000	24,116,212	24,116,212	529,195,788
2	2 擴張工事費	31,878,000	1,794,276	1,794,276	300,83,724
3	3 改良工事費	350,122,000	12,818,370	12,818,370	837,303,630
4	4 配水管整備事業費	48,000,000	8,536,210	8,536,210	39,463,790
5	5 光明台水道施設建設費	1,900,000	0	0	1,900,000
6	6 配水管更正事業費	67,230,000	153,156		67,076,844
7	7 營業設備費	16,000,000	0	0	16,000,000
		21,082,000	814,200	814,200	20,267,800
2	企業債償還金	67,937,000	0	0	67,937,000
1	1 企業債償還金	67,937,000	0	0	67,937,000
	支出合計	1,966,474,000	77,232,461	77,232,461	1,889,241,539

和泉市水道事業損益計算書(4月分)

(昭和53年4月1日より 昭和53年4月30日まで)

	円	円	円
1. 営業収益			
① 給水収益	72,634,288		
② 受託工事収益	3,055,000		
③ その他の営業収益	1,301,545	76,990,833	
2. 営業費用			
① 原水及び浄水費	34,076,472		
② 配水及び給水費	7,024,895		
③ 受託工事費	97,140		
④ 業務費	6,714,090		
⑤ 総係費	4,745,028		
⑥ 減価償却費	0		
⑦ 資産減耗費	0		
⑧ その他の営業費用	131,000	52,788,625	
営業利益			24,202,208
3. 営業外収益			
① 加入金	13,710,000		
② 受取利息	138,585		
③ 雑収益	486,100		
④ 他会計補助金	0	14,334,685	
4. 営業外費用			
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	323,574		
② 雑支出	0	323,574	14,011,111
当月分経常利益			88,213,319
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	0	0	
6. 特別損失			
① 当月分純利益	4,050	4,050	△ 4,050
当月分純替益			38,209,269

資 金 予 算 表

昭和53年5月10日

科目 / 月次		4月執行済額	5月予定額	6月予定額	7月予定額
前月繰越金		0円	78,315千円	18,760千円	2,760千円
収 入	営業収益	1,397,190	10,000	50,000	65,000
	営業外収益	5,114,685	10,000	10,000	10,000
	前年度未収金	27,573,106	60,000	20,000	9,000
	企業債	0	0	0	0
	工事負担金	13,383,000	5,000	10,000	10,000
	一時借入金	470,000,000	15,000	0	500,000
	預り金	2,561,000	1,000	1,000	1,000
	前年度繰越金	82,583,253	0	0	0
	前受金	737,000	1,000	1,000	1,000
	計	603,349,234	102,800	92,000	596,000
支 出	営業費用	51,404,535	54,000	86,000	55,000
	営業外費用	323,574	0	0	9736
	前年度未払費用及未払金	16,982,650	0	0	0
	建設改良費	15,937,662	60,000	15,000	31,000
	貯蔵品	9,795,860	46,355	5,000	16,000
	企業債償還金	0	0	0	0
	一時借入金返還	430,000,000	0	0	470,000
	預り金返還	505,000	1,000	1,000	1,000
	前受金	80,000	1,000	1,000	1,000
		4,050	0	0	0
	計	525,033,331	162,355	108,000	583,736
収支差引額		78,315,903	18,760	2,760	15,024

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年7月28日

監査委員 西口喜一郎
同 竹下義章

記

- 1 検査実施日 昭和53年7月28日
- 2 検査の対象 昭和53年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

4 月分月次合計残高試算表

4 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和53年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

借			貸			方	
残高	合計		勘定科目	合計		残高	
	当	月		当	月		
			資産の部				
153,235,865	153,235,865		土地				
222,231,598	222,231,598		建物				
294,679	294,679		構築物				
3,330,000	3,330,000		車両				
613,742,690	613,742,690		機械及備品				
			減価償却引当金	83,109,661	83,109,661		
160,162,222	160,162,222		投資				
234,755,6	234,755,6		電話加入権				
42,900,795	42,900,795	1,398,383,61	普通預金	1,481,055,669	1,481,055,669		
830,337,72	830,337,72	830,337,72	未収金				
983,039,0	443,612,29	345,645,75	貯蔵品	345,308,39	345,308,39		
950,000	950,000	200,000	前払金				
38,100,00	38,100,00	300,000,00	定期預金				
103,943,95	178,529,036		過年度未収金	74,585,641	74,585,641		
			負債の部				
			一時借入金	1,300,000,000	2,500,000,000	1,200,000,000	
			未払金	345,645,75	345,645,75	345,645,75	
			仮受金				
	16,002,502	16,002,502	預り金	12,149,717	25,314,631	93,12,129	
			予納金				
			固定負債		16,633,835	16,633,835	
			公立病院特例債		242,960,000	242,960,000	
	45,942,522	45,942,522	過年度未払金		86,713,042	40,770,520	

					資本の部				
					自己資本金			261,551,371	261,551,371
					借入資本金			273,815,319	273,815,319
1,309,041,222	1,309,041,222				繰越欠損金				
					資本剰余金			1,118,000	1,118,000
					収益の部				
					入院収益		56,611,310	56,611,310	56,611,310
	39,333	39,333	39,333		外来収益		34,755,308	34,755,308	34,715,975
					その他医業収益		3,112,418	3,112,418	3,112,418
					受取利息配当金				
					他会計補助金				
					患者外給食収益		2,070	2,070	2,070
					その他医業外収益		153,669	153,669	153,669
					費用の部				
					給与		49,402,550		
49,402,550	49,402,550				材料		33,782,018		
33,782,018	33,782,018				経費		7,633,444		
7,633,444	7,633,444				減価償却費				
					資産減耗費				
	232,580	232,580			研究費		232,580		
1,602,738	1,602,738				支払利息及び 委託費		1,602,738		
748,821	748,821				患者外給食材料費		748,821		
					建設仮勘定				
32,630,020	32,630,020				合計		303,152,121.6	767,492,335.8	4,722,766,852
4,722,766,852	7,674,923,358	3,031,521,216					3,031,521,216	7,674,923,358	4,722,766,852

4 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和53年4月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		4 月	累 計	
病院事業収益	1,411,374千円	94,595,442		1,316,778,558
1. 医療収益	1,339,995	94,439,703		1,245,555,297
1. 入院収益	858,261	56,611,310		801,649,690
2. 外来収益	413,400	34,715,975		378,684,025
3. その他医療収益	68,334	3,112,418		65,221,582
2. 医療外収益	30,899	15,5739		30,743,261
1. 受取利息配当金	1,300			1,300,000
2. 他公計補助金	1,8594			1,8594,000
3. 患者外給食収益	12,710	2,070		12,707,930
4. その他医療外収益	1,200	153,669		1,046,331
5. 国庫補助金	2,095			2,095,000
3. 特別利益	40,480			40,480,000
病院事業費用	2,055,839	98,402,151		1,962,436,849
1. 医療費用	1,728,018	91,050,592		1,686,962,408
1. 給与	978,795	49,402,550		929,392,450
2. 材料	445,947	33,782,018		412,164,982

3. 経費	164,468	7,633,444	156,829,556
4. 減価償却費	132,151		132,151,000
5. 資産減耗費	1		1,000
6. 研究修費	6,656	232,580	6,423,420
2. 医業外費用	327,526	2,351,559	325,174,441
1. 支払利息及び企業債取扱諸費	315,867	1,602,738	314,264,262
2. 患者外給食材料費	11,659	748,821	10,910,179
3. 予備費	300		
資本的収入	349,416		349,416,000
1. 他会計出資金	72,626		
2. 企業債	276,790		
資本的支出	389,896	30,000,000	359,986,000
1. 建設改良費	328,333	30,000,000	298,333,000
1. 看護婦宿舍割賦金	1,233		1,233,000
2. 器械備品購入費	15,000		15,000,000
3. 病院増設事業費	135,100	15,000,000	120,000,000
4. 看護婦宿舍増設事業費	177,000	15,000,000	162,000,000
2. 企業債選金	21,083		21,083,000
3. 公立病院特例費	40,480		40,480,000

4 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和58年4月30日

和泉市立病院事業会計

科	目	当	月	累	計
1. 医 業 収 益	入 院 収 益	56,611,810			
	外 来 収 益	34,715,975			
	そ の 他 医 業 収 益	3,112,418			
	計				
2. 医 業 費 用	給 材 費	33,782,018			
	経 費	7,633,444			
	減 価 償 却 費				
	資 産 減 耗 費				
	研 究 費	282,580			
	計		91,050,592		
	医 業 利 益		3,889,111		
3. 医 業 外 収 益	受 取 利 息 配 当 金				
	他 会 社 補 助 金				

患者外給食収益	2,070			
その他医療外収益	153,669			
国庫補助金			155,789	
計				
4. 医療外費用				
支払利息及び	1,602,738			
企業取扱諸費				
患者外給食材料費	748,821			
雑損				
計			2,351,559	
5. 特別利益				
6. 特別損失				
経常利益			1,193,291	
当月純利益			1,193,291	当月迄の純利益
上記当月分収益中			88,033,772円	
健康保未収金				
上記当月分費用中			34,564,575円	
未払金				

昭和53年4月末

資 金 予 算 表

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	4 月 執行 済 額	5 月 予 定	6 月 予 定
収	事業収益	11,561,670円	15,000,000円	80,000,000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	74,585,641	65,000,000	
	一時借入金	1,800,000,000		50,000,000
	預り金	12,149,717	10,000,000	10,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	時聞外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	合 計	1,898,297,028	90,000,000	140,000,000

区分	科 目	4 月 行 済 額	5 月 予 定	6 月 予 定	
支	事業費	58,871,312円	70,000,000円	122,397,000円	
	建設改良費	30,000,000			
	企業債償還金			4,793,000	
	貯蔵品購入費				
	過年度未払金	45,942,522	30,000,000	10,000,000	
	一時借入金返還	13,000,000,000			
	預り金還付	16,002,502	10,000,000	10,000,000	
	前払金	200,000			
	時間外費用				
	予納金還付				
出	仮受金還付				
	定期預金	30,000,000			
	合計	1,481,016,336	110,000,000	147,190,000	
	収支差引	△ 82,719,308	△ 20,000,000	△ 7,190,000	
	前年度又は前月より繰越	125,620,103	42,900,795	22,900,795	
	翌年度又は翌月へ繰越	42,900,795	22,900,795	15,710,795	
	差引				

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年7月28日

監査委員 西口喜一郎
同 竹下義章

記

- 1 検査実施日 昭和53年7月28日
- 2 検査の対象 昭和53年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5 月分月次合計残高試算表

5 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和53年5月31日現在

(単 位 円)

借		方			貸			方	
残高	合 計	本 月 計	勘 定 科 目		本 月 計	合 計	残	高	
			資 産 の 部						
323,416,864	323,416,864		土 地						
270,650,469	270,650,469		物 物						
3,722,476,911	3,722,476,911		構 築 物						
631,837,574	631,837,574		機 械 及 装 置						
102,782,056	102,782,056	636,200	量 水 器						
12,423,653	12,423,653		車 輛 及 運 搬 器 具						
26,147,860	26,147,860	180,000	工 具 器 具 及 備 品						
532,877,461	532,877,461	1,451,513	建 設 仮 勘 定						
810,000	810,000		水 利 權						
91,500	91,500		電 話 加 入 権						
210,000	210,000		現 金						
113,477,660	727,034,143	117,884,909	普 通 預 金		825,131,52	613,556,483			
183,773,155	613,556,483	825,131,52	当 座 預 金		825,131,52	613,556,483			
37,928,642	286,345,226	96,239,404	未 収 金		74,228,345	102,572,071			
	50,778,836	16,226,000	貯 蔵 品		3,287,554	12,850,194			
			仮 払 金						
			有 価 証 券						
135,000	135,000		投 資 有 価 証 券						
2,300,000	2,300,000		保 管 有 価 証 券						
			負 債 の 部						
	37,196,030	10,417,520	未 払 金		17,121,040	48,650,740	11,454,710		
			未 払 費 用						
	430,000,000		一 時 借 入 金		15,800,000	1,045,800,000	615,800,000		
	22,127,000	4,369,000	前 受 金		2,993,000	48,139,610	26,012,610		
	11,460,271	5,385,860	預 り 金		6,261,610	33,726,771	22,266,500		
			預 り 担 保 有 価 証 券			2,300,000	2,300,000		

					減価償却引当金			558,996,914	558,996,914
					退職給与引当金			12,196,000	12,196,000
					資本の部				
					自己資本			119,803,235	119,803,235
					借入資本			3,269,686,834	3,269,686,834
					資本剰余金		8,500,500	17,144,502,220	17,144,502,220
485,986,310		485,986,310			利益剰余金				
					費用の部				
					原水及浄水費	35,193,253			
69,269,725		69,269,725			配水及給水費	9,989,149			
17,014,044		17,014,044			受託工事費	648,578			
745,718		745,718			業務費	6,309,361			
130,234,511		130,234,511			総係費	4,646,087			
9,391,115		9,391,115			減価償却費				
					資産減耗費				
					支払利息及企業債取諸費				
323,574		323,574			雑支出				
					その他の営業費用	475,330			
606,330		606,330			過年度損益修正損	148,171			
152,221		152,221							
					収益の部				
		160,240		160,240	給水収益		95,789,914	168,424,202	168,263,962
					補償金				
					受託工事収益		5,497,808	8,552,808	8,552,808
					その他の営業収益		605,110	1,906,655	1,906,655
					受取利息			138,585	138,585
					雑収入		156,160	642,260	642,260
					固定資産売却益				
					過年度損益修正				
		1,010,000		1,010,000	加		11,170,000	25,890,000	24,880,000
6,557,351,293		8,401,840,065		406,437,345	合		406,437,345	8,401,840,065	6,557,351,293

5月分予算執行報告書 甲

昭和53年5月31日現在

(収入)

(単位 円)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業収益	1,376,558,000	113,058,752	204,384,270	1,172,173,730
1 営業収益	1,202,338,000	101,732,592	178,723,425	1,023,634,575
1 給水収益	1,170,576,000	95,629,674	168,263,962	1,002,312,038
2 受託工事収益	160,000,000	5,497,808	8,552,808	7,447,192
3 その他の営業収益	15,782,000	605,110	1,906,655	13,875,345
2. 営業外収益	174,100,000	11,326,160	25,660,845	148,439,155
1 加入金	159,000,000	11,170,000	24,880,000	134,120,000
2 受取利息	2,600,000	0	138,585	2,461,415
3 雑収益	2,500,000	156,160	642,260	1,857,740
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 特別利益	100,000	0	0	100,000
1 過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000
① 資本的收入	495,500,000	8,500,500	27,356,500	468,143,500
1. 企業債	359,000,000	0	0	359,000,000
1 企業債	359,000,000	0	0	359,000,000
2. 工事負担金	98,000,000	8,500,500	27,356,500	65,643,500
1 工事負担金	98,000,000	8,500,500	27,356,500	65,643,500
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
4. 補助金	39,000,000	0	0	39,000,000
1. 国庫補助金	39,000,000	0	0	39,000,000
収入合計	1,872,058,000	121,559,252	231,740,770	1,640,317,230

5 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

(支 出)

昭和53年5月31日現在

(単 位 円)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
① 水道事業費用	1,345,225,000	57,409,929	110,526,178	1,234,698,822
1. 営業費用	1,056,230,000	57,261,758	110,050,383	946,179,617
1 原水及浄水費	591,842,000	35,193,253	69,269,725	522,572,275
2 配水及給水費	124,879,000	9,989,149	17,014,044	107,864,956
3 受託工事費	16,000,000	648,578	745,718	15,254,282
4 業務費	104,060,000	6,309,361	13,023,451	91,036,549
5 総係費	79,433,000	4,646,087	9,391,115	70,041,885
6 減価償却費	134,506,000	0	0	134,506,000
7 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8 その他の営業費用	5,000,000	475,330	606,330	4,393,670
2. 営業外費用	287,695,000	0	323,574	287,371,426
1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	287,645,000	0	323,574	287,321,426
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3. 特別損失	300,000	148,171	152,221	147,779
1 過年度損益修正損	300,000	148,171	152,221	147,779
4. 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000
① 資本的支出	621,249,000	15,331,331	39,447,543	581,801,457
1. 建設改良費	553,312,000	15,331,331	39,447,543	513,864,457
1 事務費	31,878,000	2,143,058	3,937,334	27,940,666
2 擴張工事費	350,122,000	11,190,380	24,008,750	326,113,250
3 改良工事費	48,000,000	622,837	9,159,047	38,840,953
4 配水管整備事業費	19,000,000	0	0	19,000,000
5 光明台水道施設建設費	67,230,000	558,856	712,012	66,517,988
6 配水管更正事業費	16,000,000	0	0	16,000,000
7 營業設備費	21,082,000	816,200	1,630,400	19,451,600
2. 企業償還金	67,937,000	0	0	67,937,000
1 企業償還金	67,937,000	0	0	67,937,000
支出合計	1,966,474,000	72,741,260	149,973,721	1,816,500,279

和泉市水道事業損益計算書（5月分）

（昭和53年5月1日より 昭和53年5月31日まで）

	円	円
1. 営業収益		
① 給水収益	95,629,674	
② 受託工事収益	5,497,808	
③ その他の営業収益	605,110	101,732,592
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	35,193,253	
② 配水及び給水費	9,989,149	
③ 受託工事費	648,578	
④ 業務費	6,309,361	
⑤ 総係費	4,646,087	
⑥ 減価償却費	0	
⑦ 資産減耗費	0	
⑧ その他の営業費用	475,330	57,261,758
営業利益		44,470,834

3. 營業外収益		
① 加 入金	11,170,000	
② 受取利息	0	
③ 雑収	156,160	
④ 他会計補助金	0	11,326,160*
4. 營業外費用		
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	0	
② 雑支出	0	1,326,160
当月分經常利益		55,796,994
5. 特別利益		
① 過年度損益修正益	0	0
6. 特別損失		
① 過年度損益修正損	148,171	148,171
当月分純利益		△148,171
		55,648,823

資 金 予 算 表

昭和53年6月10日

科 目	月 次		5月執行済額	6月予定額	7月予定額	8月予定額
	前月	繰越金				
収 入	前月繰越金	78,315,903 ^円	113,687 ^円	19,687 ^円	15,141 ^円	
	営業収益	14,770,417	50,000	73,000	80,000	
	営業外収益	11,326,160	10,000	10,000	10,000	
	前年度未収金	63,471,082	20,000	5,000	500	
	企業債	0	0	0	0	
	工事負担金	8,500,500	10,000	10,000	10,000	
	一時借入金	15,800,000	0	450,000	0	
	預り金	1,023,750	1,000	1,000	1,000	
	前年度繰越金	0	0	0	0	
	前受金	2,993,000	1,000	1,000	1,000	
計	117,884,909	92,000	550,000	102,500		

支	營業費用	54,861,784	86,000	55,000	68,000
	營業外費用	0	0	7,546	8,459
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	14,443,751	60,000	15,000	17,000
	貯蔵品	9,522,480	38,000	5,000	8,000
	企業債償還金	0	0	0	8,251
	一時借入金返還	0	0	470,000	0
	預り金返還	648,000	1,000	1,000	1,000
	前受金	3,022,087	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正損	15,050	0	0	0
計	82,513,152	186,000	554,546	111,710	
収支差引額	113,687,660	19,687	15,141	5,931	

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年7月28日

即日報告 昭和53年9月29日

監査委員 西 口 喜一郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年7月28日
- 2 検査の対象 昭和53年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

5月分月次合計残高試算表

5 月分月次合計残高試算表

昭和53年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸			高	
		合	計	勘定科目	合	計		
残	高	果	計		当	月	果	計
				資産の部				
153,235,865		153,235,865		土地				
2,222,315,983		2,222,315,983		建物				
2,946,791		2,946,791		構築物				
3,330,000		3,330,000		車輦				
613,742,690		613,742,690		機械及備品				
				減価償却引当金		83,109,661		83,109,661
16,016,222		16,016,222		投資				
2,347,556		2,347,556		電話加入権				
38,564,170		1,639,441,192	115,484,728	普通預金		119,821,353	1,600,877,022	
177,170,141		177,170,141	94,136,369	未収金				
9,896,670		74,054,129	29,692,900	貯蔵品		29,626,620	64,157,459	
950,000		950,000		前払金				
33,100,000		33,100,000		定期預金				
19,286,384		178,529,036		過年度未収金		84,657,011	159,242,652	
				負債の部				
		1,300,000,000		一時借入金		2,500,000,000	1,200,000,000	
		6,056,000	6,056,000	未払金		29,692,900	64,257,475	58,201,475
				仮受金				
		27,405,567	1,140,306,65	預り金		12,192,012	37,506,643	10,101,076
				予納金				
				固定負債			16,633,835	16,633,835
				公立病院特例債			242,960,000	242,960,000

	66,865,482	209,229,660	過年度未払金			86,713,042	19,847,560
			資本の部				
			自己資本金			261,551,371	261,551,371
			借入資本金			2,738,151,319	2,738,151,319
1,309,041,222	1,309,041,222		繰越欠損金				
			資本剰余金			1,118,000	1,118,000
			収益の部				
	393	393	入院収益	65,008,033		121,619,343	121,618,950
	68,584	29,251	外来収益	41,526,807		76,282,115	76,213,531
			その他医業収益	5,210,834		8,323,252	8,323,252
			受取利息配当金				
			他会計補助金				
			患者外給食収益	872,090		874,160	874,160
			その他医業外収益	151,230		304,899	304,899
			費用の部				
			給与	64,847,037	25,960	25,960	
114,223,627	114,249,587	64,847,037	材料	31,961,540	121,120	121,120	
65,622,438	65,743,558	31,961,540	経費	9,985,297			
17,618,741	17,618,741	9,985,297	減価償却費				
			資産減耗費				
			研究費	868,380			
1,100,960	1,100,960	868,380	企業利及 私債取扱諸費				
1,602,738	1,602,738		患者外給食材料費	820,050			
1,568,871	1,568,871	820,050					
			建設仮勘定	2,698,000			
35,328,020	35,328,020	2,698,000					
			合計	388,905,970	80,638,293,328	388,905,970	488,909,089
4,839,009,089	8,063,829,328	388,905,970					4,839,009,089

5 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和53年5月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		5 月	累 計	
病院事業収益	1,411,374 ^{千円}	112,739,350	207,334,792	1,204,039,208
1. 医療収益	1,339,995	111,716,030	206,155,733	1,133,839,267
1 入院収益	858,261	65,007,640	121,618,950	736,642,050
2 外来収益	413,400	41,497,556	76,213,531	337,186,469
3 その他医療収益	68,334	5,210,834	8,323,252	60,010,748
2. 医療外収益	30,899	1,023,320	1,179,059	29,719,941
1 受取利息配当金	1,300			1,300,000
2 他会計補助金	13,594			13,594,000
3 患者外給食収益	12,710	872,090	874,160	1,183,840
4 その他医療外収益	1,200	151,230	304,899	895,101
5 国庫補助金	2,095			2,095,000
3. 特別利益	4,048			4,048,000
病院事業費用	2,055,839 ^{千円}	108,335,224	201,737,375	1,854,101,625
1. 医療費用	1,728,018	107,515,174	198,565,766	1,529,447,234
1 給与	978,795	64,821,077	114,223,627	864,571,373
2 材料	445,947	31,840,420	65,622,438	380,324,562

3	經 費	1 6 4, 4 6 3	9, 9 8 5, 2 9 7	1 7, 6 1 8, 7 4 1	1 4 6, 8 4 4, 2 5 9
4	減 價 償 却 費	1 3 2, 1 5 1			1 3 2, 1 5 1, 0 0 0
5	資 產 減 耗 費	1			1, 0 0 0
6	研 究 研 修 費	6, 6 5 6	8 6 8, 3 8 0	1, 1 0 0, 9 6 0	5, 5 5 5, 0 4 0
2.	醫 業 外 費 用	3 2 7, 5 2 6	8 2 0, 0 5 0	3, 1 7 1, 6 0 9	3 2 4, 3 5 4, 3 9 1
1	支 弘 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	3 1 5, 8 6 7		1, 6 0 2, 7 3 8	3 1 4, 2 6 4, 2 6 2
2	患 者 外 給 食 材 料 費	1 1, 6 5 9	8 2 0, 0 5 0	1, 5 6 8, 8 7 1	1 0, 0 9 0, 1 2 9
3.	予 備 費	3 0 0			3 0 0, 0 0 0
	資 本 的 收 入	3 4 9, 4 1 6 ^{千円}			3 4 9, 4 1 6, 0 0 0
1.	他 會 計 出 資 金	7 2, 6 2 6			7 2, 6 2 6, 0 0 0
2.	企 業 債	2 7 6, 7 9 0			2 7 6, 7 9 0, 0 0 0
	資 本 的 支 出	3 8 9, 8 9 6 ^{千円}	2, 6 9 8, 0 0 0	3 2, 6 9 8, 0 0 0	3 5 7, 1 9 8, 0 0 0
1.	建 設 改 良 費	3 2 8, 3 3 3	2, 6 9 8, 0 0 0	3 2, 6 9 8, 0 0 0	2 9 5, 6 3 5, 0 0 0
1	看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1, 2 3 3			1, 2 3 3, 0 0 0
2	器 械 備 品 購 入 費	1 5, 0 0 0			1 5, 0 0 0, 0 0 0
3	病 院 增 設 事 業 費	1 3 5, 1 0 0	1, 6 0 0, 0 0 0	1 6, 6 0 0, 0 0 0	1 1 8, 5 0 0, 0 0 0
4	看 護 婦 宿 舍 增 設 事 業 費	1 7 7, 0 0 0	1, 0 9 8, 0 0 0	1 6, 0 9 8, 0 0 0	1 6 0, 9 0 2, 0 0 0
2.	企 業 債 償 還 金	2 1, 0 8 3			2 1, 0 8 3, 0 0 0
3.	公 立 病 院 特 例 債	4 0, 4 8 0			4 0, 4 8 0, 0 0 0

5 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和53年5月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	65,007,640		121,618,950
外 来 収 益	41,497,556		76,213,531
その他医業収益	5,210,834		8,323,252
計		111,716,030	206,155,738
2. 医 業 費 用			
給 与 費	64,821,077		114,223,627
材 料 費	31,840,420		65,622,438
経 費	9,985,297		17,618,741
減 価 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	868,380		1,100,960
計		107,515,174	198,565,766
医 業 利 益		4,200,856	7,589,967

3. 医業外収益					
受取利息配当金				874,160	
他会計補助金				304,899	
患者外給食収益					
その他医業外収益					
計			1,023,320		1,179,059
4. 医業外費用					
支払利息及び 企業債取扱諸費				1,602,788	
患者外給食材料費			820,050	1,568,871	
雑損					
計			820,050		3,171,609
5. 経常利益					
特別利益					
特別損失					
当月分純利益			4,404,126	当月迄の純利益	5,597,417
上記当月分収益中	健保未収金	94,136,369円			
上記当月分費用中	未払金	29,692,900円			

資 金 予 算 表

昭和53年5月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
収	事業収益	18,458,981 ^円	80,000,000 ^円	90,000,000 ^円
	固定資産売却代金			
	企業業債			
	過年度未収金	84,657,011	100,000,000	
	一時借入金		100,000,000	
	預り金	12,192,012	100,000,000	100,000,000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	合 計	115,308,004	200,000,000	100,000,000

区分	科目	5月の執行済額	6月予定	7月予定
支	事業費用	78,564,604 ^円	142,397,000 ^円	82,608,000 ^円
	建設改良費	2,698,000		
	企業債償還金		4,793,000	1,737,000
	貯蔵品購入費	6,056,000	20,000,000	20,000,000
	過年度未払金	20,922,960	13,850,000	
	一時借入金返還			
	預り金返付	11,403,065	10,000,000	10,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金返付			
出.	仮受金返付			
	合計	119,644,629	191,040,000	114,345,000
	収支差引	△4,336,625	8,960,000	△14,345,000
差引	前年度又は前月より繰越	42,900,795	38,564,170	47,524,170
	翌年度又は翌月へ繰越	38,564,170	47,524,170	38,179,170

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年度昭和53年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年9月12日

即日報告 昭和53年9月29日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年9月12日
- 2 検査の対象 昭和52年度昭和53年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

収 支 計

区 分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計	14,835,183,212	△ 412,333,782 4,519,997,650	18,942,847,080	18,351,456,611	△ 13,168,836 1,549,591,655
特 別 会 計	国民健康保険 事業	2,321,513,742	△ 7,872,794 51,934,397	2,365,575,345	2,106,778,907 △ 124,571 210,244,810
	土地区画整理 事業	203,214	△ 200,000	3,214	12,149,319
	公共用地 先行取得事業	75,541,939	△ 90,975	75,450,964	74,767,164 △ 3,800 523,800
基 金	用品調達				
	同和更正資金 貸				
	財政調整				
	土地開発				
特別歳入歳出外現金					
歳入歳出外現金					
府 税					
住 宅 敷 金					
合 計	17,232,442,107	△ 420,497,551 4,571,932,047	21,383,876,603	20,545,152,001	△ 13,297,207 1,760,360,265

算 書

昭和53年5月31日現在(単位円)

出	収支差引残高	翌年度 繰越財源	翌年度 繰上充用金	繰越金	差引残高
計					
19,887,879,430	△ 945,032,350	△ 264,356,213	1,209,388,563		0
2,316,899,146	48,676,199			△ 10,000,000	38,676,199
12,149,319	△ 12,146,105		12,146,105		0
75,287,164	163,800	△ 163,800			0
22,292,215,059	△ 908,338,456	△ 264,520,013	1,221,534,668	△ 10,000,000	38,676,199

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内			
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金	農 協
一 般 会 計					
特 別 会 計	国 保 事 業	38,676,199	38,676,199		
	土 地 区 画 事 業 整 理				
	公 共 用 地 得 先 行 取				
基 金	用 品 調 達				
	同 資 和 更 生 金 貸 付				
	財 政 調 整				
	土 地 開 発				
特別歳入歳出外現金					
歳入歳出外現金					
府 税					
住 宅 敷 金					
合 計	38,676,199	38,676,199			

管 方 法

昭和53年5月31日現在(単位円)

訳			備 考
郵便局	追加信託		

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,269,988,000	3,824,373,181	△48,564,346 459,612,446
地 方 譲 与 税	84,195,000	92,282,000	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	146,017,000	122,253,000	
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	71,382,000	71,382,000	
地 方 交 付 税	2,850,687,000	2,850,687,000	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,133,000	19,133,000	
分 担 金 及 負 担 金	682,289,000	658,068,300	△83,000 4,455,000
使 用 料 及 手 数 料	199,695,000	201,763,315	△8,660 2,414,445
国 庫 支 出 金	4,180,288,000	3,500,712,116	21,826,487
府 支 出 金	1,626,906,000	414,933,604	1,046,981,348
財 産 収 入	515,132,000	344,854,486	△161,541,767 2,900,686
寄 附 金	734,680,000	58,633,166	△35,500,000 30,502,918
繰 入 金	100,000		869,459
諸 収 入	2,962,989,000	1,328,882,087	△1,666,636,009 964,134,861
市 債	3,579,995,000	920,712,000	1,986,800,000
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	21,688,777,957	14,835,183,212	△4,123,333,782 4,519,997,650

昭和53年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
計			
4,235,421,281		37,566,719	99.19%
92,282,000	8,087,000		109.61
122,253,000		23,764,000	83.73
71,382,000			100.00
2,850,687,000			100.00
19,133,000			100.00
662,440,300		19,848,700	97.09
204,169,100	4,474,100		102.24
3,522,038,603		658,249,397	84.25
1,461,914,952		164,991,048	89.86
186,213,405		328,918,595	36.15
53,636,084		19,831,916	73.01
869,459	769,459		869.46
2,126,380,939		836,608,061	71.76
2,907,512,000		672,483,000	81.22
426,513,957			100.00
18,942,847,080		2,745,930,877	87.34

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	174,658,000	172,245,410	475,245
総 務 費	2,045,199,000	2,000,777,794	記△16,695 △6,203,000 24,573,409
民 生 費	4,596,897,000	4,222,537,083	△6,015,309 269,767,213
衛 生 費	1,518,574,000	1,495,706,235	△30,000 7,083,399
勞 働 費	73,311,000	69,535,640	△1,200 3,517,027
農 林 水 産 業 費	244,560,000	158,948,679	△240 84,118,573
商 工 費	177,518,000	171,218,688	717,506
土 木 費	5,225,854,957	3,375,364,792	△290,975 916,303,433
消 防 費	426,097,000	421,608,792	4,352,716
教 育 費	3,741,356,000	2,826,957,528	△628,110 記16,695 234,566,228
公 債 費	2,079,383,000	2,074,995,670	4,099,350
諸 支 出 金	668,751,000	667,550,905	
災 害 復 旧 費	2470,000	2,362,889	17,556
予 備 費	19,149,000		
前 年 度 繰 上 充 用 金	695,000,000	691,646,506	
合 計	21,688,777,957	18,351,456,611	△13,168,836 1,549,591,655

昭和53年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
17,272,065.5	1,937,345	98.89 %
2,019,131,506	26,067,494	98.73
4,486,288,987	110,608,013	97.59
1,502,759,634	15,814,366	98.96
73,051,467	25,9533	99.65
243,067,012	1,492,988	99.39
171,936,194	5,581,806	96.86
4,291,377,250	934,477,707	82.18
425,961,508	135,492	99.97
3,060,912,341	680,443,659	81.81
2,079,095,020	287,980	99.99
667,550,905	1,200,095	99.82
238,0445	89,555	96.37
	19,149,000	0
691,646,506	3,353,494	99.52
19,887,879,430	1,800,898,527	91.70

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年5月分収入役抜の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年9月12日

即日報告 昭和53年9月29日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年9月12日
- 2 検査の対象 昭和53年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 支 計 算 書

收 支 計

区 分		收 入			支 出	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		660,878,784	△ 3,744,144 749,819,226	1,406,953,866	867,558,574	△ 1,186,148 2,541,170,115
特 別 会 計	国民健康保険業	92,747,760	△ 393,857 524,169,277	616,523,180	21,719,729	22,939,112
	土地区画整理業					12,189,545
	公共用地 先行取得事業				299,652	280,483
	公共下水道事業		20,000,000	20,000,000	1,183,180	1,103,192
基 金	用品調達	3,963,330	5,039,809	9,003,139	1,488,188	4,668,071
	同和更正資金 貸付	54,106,956	326,570	54,433,526		2,900,686
	財政調整					
	土地開発	1,091,424		1,091,424		
特別歳入歳出外現金		416,245,263	888,993,790	1,305,239,053		612,188,725
歳入歳出外現金		91,446,142	38,911,965	130,358,107	37,033,665	56,755,493
府 税		61,845,263	△ 1,274,387 114,426,768	174,997,644	62,091,888	89,243,545
住 宅 敷 金		11,715,898	365,689	12,081,587		
合 計		1,394,040,820	△ 5,412,388 2,342,053,094	3,730,681,526	991,374,876	△ 1,186,148 3,343,433,967

算 書

昭和53年5月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,407,542,541	△ 2,000,588,675	1,750,000,000	288,800,000	33,211,325	
44,653,841	571,864,339			571,864,339	
12,189,545	△ 12,189,545		12,200,000	10,455	
580,135	△ 580,135		1,000,000	419,865	
2,286,372	17,713,628		3,000,000	20,713,628	
6,156,259	2,846,880			2,846,880	
2,900,636	51,532,840			51,532,840	
	1,091,424			1,091,424	
612,188,725	693,050,328		△ 300,000,000	393,050,328	
98,789,158	36,568,949			36,568,949	
151,335,433	23,662,211			23,662,211	
	12,081,587			12,081,587	
4,333,627,695	△ 602,946,169	1,750,000,000		1,147,053,831	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内			
		普通預金	当 座	定期預金	農 協
一 般 会 計	33,211,325	33,211,325			
特 別 会 計	国 保 事 業	571,864,339	571,864,339		
	土 地 区 画 整 理 事 業	10,455	10,455		
	公共用地先行取得 公共下水道事業	419,865 20,713,628	419,865 20,713,628		
基 金	用 品 調 達	2,846,880	488,425	2,358,455	
	同 和 更 生 資 金 貸 付	51,532,840	3,532,840	48,000,000	
	財 政 調 整				
	土 地 開 発	1,091,424	1,091,424		
特別歳入歳出外現金	537,921,874	393,050,328			144,774,233
歳入歳出外現金	36,568,949	36,568,942			
府 税	23,662,211	23,662,211			
住 宅 敷 金	12,081,587	2,850,358		9,231,229	
合 計	1,291,925,777	1,087,464,147	2,358,455	57,231,229	144,774,233

管 方 法

昭和53年5月31日現在(単位円)

訳			備 考
郵便局	追加信託		
97,313			大阪公 24,223 172 大阪公 137 97,141
97,313			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	4,646,834,000		△81,144 150,128,553
地 方 譲 与 税	102,763,000		
自 動 車 取 得 税 交 付 金	129,458,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,520,000		
地 方 交 付 税	3,121,796,000	592,868,000	199,891,000
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	263,900,290		16,270,060
使 用 料 及 手 数 料	217,593,000	18,122,195	△76,200 18,779,030
国 庫 支 出 金	4,313,593,000		124,200,000
府 支 出 金	1,640,957,000		6,700,000
財 産 収 入	266,767,000	1,113,450	920,175
寄 附 金	33,000,000	2,400,000	15,035,200
繰 入 金	1,000,000		
諸 収 入	3,199,804,000	46,375,139	△3,586,800 217,895,208
市 債	1,655,706,000		
繰 越 金	264,356,213		
合 計	19,955,047,503	660,878,784	△3,744,144 749,819,226

昭和53年5月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
150,047,409		4,496,786,591	3.2 %
		102,763,000	
		129,458,000	
		78,520,000	
792,759,000		2,329,037,000	25.39
		19,000,000	
16,270,060		247,630,230	0.62
36,825,025		180,767,975	16.92
124,200,000		4,192,198,000	2.88
6,700,000		1,643,276,000	0.41
2,033,625		264,733,375	0.76
17,485,200		15,564,800	52.83
		1,000,000	
260,683,547		2,939,120,453	8.15
		1,655,706,000	
		264,356,213	
1,406,953,866		18,559,917,637	7.05

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	181,724,000	11,894,153	10,709,236
総 務 費	1,505,111,000	86,790,268	△287,861 93,992,073
民 生 費	4,786,592,000	266,907,765	△514,531 321,131,392
衛 生 費	1,233,493,000	124,525,904	△6,000 71,979,144
勞 働 費	775,980,000	5,533,017	△377,756 4,280,431
農 林 水 産 業 費	225,494,000	4,654,686	4,963,758
商 工 費	178,988,000	65,740,821	5,806,777
土 木 費	4,626,465,503	50,587,110	69,042,042
消 防 費	415,785,000	24,549,716	26,592,123
教 育 費	3,058,637,000	149,354,260	226,482,836
公 債 費	2,203,525,000	77,020,874	274,570,303
諸 支 出 金	201,640,000		201,620,000
災 害 復 旧 費			
予 備 費	300,000,000		
繰 上 充 用 金	1,230,000,000		1,230,000,000
合 計	19,955,047,503	867,558,574	△1,186,148 2,541,170,115

調 書

昭和53年5月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
22,603,389	159,120,611	12.44%
180,494,480	1,324,616,520	11.99
587,524,626	4,199,067,374	12.27
196,499,048	1,036,993,952	15.93
9,435,692	68,157,308	12.16
9,618,444	215,875,556	4.27
71,547,598	107,440,402	39.97
119,629,152	4,506,836,351	2.59
51,141,839	364,643,161	12.30
375,837,096	2,682,799,904	12.29
351,591,177	1,851,933,823	15.96
201,620,000	20,000	99.99
	30,000,000	
1,230,000,000	0	100.00
3,407,542,541	16,547,504,962	17.08

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年9月12日

即日報告 昭和53年9月29日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年9月12日
- 2 検査の対象 昭和53年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

6 月分月次合計残高試算表

6 月分月次合計残高試算表

昭和53年6月30日現在

(単位 円)

残高	借		貸		勘定科目	方	残高
	合計	本月計	本月計	合計			
323,416,864	323,416,864				資産の部		
270,650,469	270,650,469				土地		
37,224,769.11	37,224,769.11				建物		
63,183,574	63,183,574				構築物		
103,192,756	103,192,756	410,700			機械及装置		
124,236,538	124,236,538				量器		
26,947,860	26,947,860	800,000			車輛及運搬器具		
571,792,818	571,792,818	38,915,357			工具器具及備品		
310,000	310,000				建設仮勘定		
91,500	91,500				水利		
210,000	210,000				電話加入権		
97,960,861	1,066,336,280	839,302,137		854,818,936	現金	968,875,419	
179,672,952	890,897,759	277,341,276		277,341,276	普通預金	890,897,759	
314,026,74	868,923,544	82,578,318		86,678,521	当座預金	189,250,592	
135,000	55,718,466	49,396,630		11,465,598	未収金	24,315,792	
230,000					貯蔵品		
					仮払金		
	135,000				投資有価証券		
					前払費用		
					前払金		
	230,000				保管有価証券		
					負債の部		
	51,714,480	145,184,50		4,939,630	未払金	53,590,370	
					未払費用		
	560,000,000	130,000,000		150,000,000	一時借入金	1,195,800,000	
	25,397,000	3,270,000		5,698,000	前受金	53,887,610	
	223,796,97	1,091,942,6		10,438,526	預り金	44,165,297	
					預り担保有価証券	2,300,000	

					減価償却引当金			558,996,914	558,996,914
					退職給与引当金			12,196,000	12,196,000
					資本の部				
					自己資本			119,803,235	119,803,235
					借入金			3,269,686,834	3,269,686,834
					資本剰余金		14,309,974	1,728,760,194	1,728,760,194
					利益剰余金				
					費用の部				
					原水及浄水費	58,378,327	127,648,052		
					配水及給水費	13,651,619	30,665,663		
					受託工事費	4,052,978	4,798,696		
					業務費	14,624,731	27,648,182		
					総係費	9,841,439	19,232,554		
					減価償却費				
					資産減耗費				
					支払利息及企業債諸費		3,235,74		
					雑支出				
					その他の営業費用	114,160	720,490		
					過年度損益修正損	10,410	162,631		
					収益の部				
					給水収益		160,240		
					補償				
					受託工事収益			8,707,456	8,707,456
					その他の営業収益			2,407,865	2,407,865
					受取利息			657,286	657,286
					雑収益			771,790	771,790
					固定資産売却益			4,400	4,400
					過年度損益修正益			4,940,000	3,083,000
					加人				
					合計			1,004,088,958	9,405,929,023
6,672,008,044							9,405,929,023		6,672,008,044

6 月分予算執行報告書 甲

(収入)

昭和53年6月30日現在

(単位 円)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
① 水道事業収益	1,376,558,000	87,978,497	292,362,767	1,084,195,233
1. 営業収益	1,202,358,000	82,805,866	261,529,291	940,828,709
1 給水収益	1,170,576,000	82,150,008	250,413,970	920,162,030
2 受託工事収益	16,000,000	154,648	8,707,456	7,292,544
3 その他の営業収益	15,782,000	501,210	2,407,865	13,374,135
2. 営業外収益	174,100,000	5,168,231	30,829,076	143,270,924
1 加入金	159,000,000	4,520,000	29,400,000	129,600,000
2 受取利息	2,600,000	518,701	657,286	1,942,714
3 雑収益	2,500,000	129,530	771,790	1,728,210
4 他会計補助金	1,000,000	0	0	1,000,000

3. 特別利益	100,000	4,400	4,400	4,400	95,600
1 過年度損益修正益	100,000	4,400	4,400	4,400	95,600
① 資本的収入	621,400,000	14,309,974	41,666,474	579,733,526	
1. 企業債	471,000,000	0	0	471,000,000	
1 企業債	471,000,000	0	0	471,000,000	
2. 工事負担金	93,000,000	14,309,974	41,666,474	51,333,526	
1 工事負担金	93,000,000	14,309,974	41,666,474	51,333,526	
3. 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000	
1 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000	
4. 補助金	52,900,000	0	0	52,900,000	
1 国庫補助金	52,900,000	0	0	52,900,000	
収入合計	1,997,958,000	102,288,471	334,029,241	1,668,928,759	

6 月分予算執行報告書 乙

(支 出)

昭和53年6月30日現在

(単位 円)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	累 計	
(1) 水道事業費用	1,345,225,000	100,673,664	211,199,842	1,134,025,158
1. 営業費用	1,056,230,000	100,663,254	210,713,637	845,516,363
1 原水及浄水費	591,842,000	58,378,327	127,648,052	464,193,948
2 配水及給水費	124,879,000	13,651,619	30,665,663	94,213,337
3 受託工事費	16,000,000	4,052,978	4,798,696	11,201,304
4 業務費	104,060,000	14,624,781	27,648,182	76,411,818
5 総係費	79,433,000	9,841,439	19,232,554	60,200,446
6 減価償却費	134,506,000	0	0	134,506,000
7 資産減耗費	510,000	0	0	510,000
8 その他の営業費用	5,000,000	114,160	720,490	4,279,510
2. 営業外費用	287,695,000	0	323,574	287,371,426
1 支払利息及 企業債取扱諸費	287,645,000	0	323,574	287,321,426
2 雑支出	50,000	0	0	50,000

3. 特 別 損 失	300,000	10,410	162,631	137,369
1 過年度損益修正損	300,000	10,410	162,631	137,369
4. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000
		6		
① 資 本 的 支 出	749,930,050	40,126,057	79,573,600	670,356,450
1. 建 設 改 良 費	681,993,050	40,126,057	79,573,600	602,419,450
1 事 務 費	31,998,353	4,518,994	8,456,328	23,542,025
2 拡 強 工 事 費	478,682,697	18,572,980	42,581,730	436,100,967
3 改 良 工 事 費	48,000,000	12,088,498	21,247,545	26,752,455
4 配水管整備事業費	19,000,000	0	0	19,000,000
5 光明台水道施設建設費	67,230,000	3,420,015	4,132,027	63,097,973
6 配水管更生事業費	16,000,000	314,870	314,870	15,685,130
7 管 業 設 備 費	21,082,000	1,210,700	2,841,100	18,240,900
2. 企 業 債 償 還 金	67,937,000	0	0	67,937,000
1 企 業 債 償 還 金	67,937,000	0	0	67,937,000
支 出 合 計	2,095,155,050	140,799,721	290,773,442	1,804,381,608

和泉市水道事業損益計算書（6月分）

（昭和53年6月1日より 昭和53年6月30日まで）

	円	円
1. 営業収益		
① 給水収益	82,150,008	
② 受託工事収益	154,648	
③ その他の営業収益	501,210	82,805,866
2. 営業費用		
① 原水及び浄水費	58,378,327	
② 配水及び給水費	13,651,619	
③ 受託工事費	4,052,978	
④ 業務費	14,624,731	
⑤ 総係費	9,841,439	
⑥ 減価償却費	0	
⑦ 資産減耗費	0	
⑧ その他の営業費用	114,160	100,668,254
営業損失		17,857,388

3	營業外收益		
①	加入金	4,520,000	
②	受取利息	518,701	
③	雜收	129,530	
④	他會計補助金	0	5,168,231
4.	營業外費用		
①	支払利息及 企業債取扱諸費	0	
②	雜支出	0	5,168,231
	当月分經常損失		12,689,157
5.	特別利益		
①	過年度損益修正益	4,400	4,400
6.	特別損失		
①	過年度損益修正損	10,410	10,410
	当月分純損失		△6,010
			<u>12,695,167</u>

資 金 予 算 表

昭和53年7月10日

科 目	月 次	6 月 執 行 済 額	7 月 予 定 額	8 月 予 定 額	9 月 予 定 額
前	月 繰 越 金	113,687,660 ^円	98,170 ^{千円}	16,396 ^{千円}	15,686 ^{千円}
収	営 業 収 益	73,081,465	81,000	101,000	110,000
	営 業 外 収 益	5,168,231	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	13,013,381	7,000	4,000	1,600
	企 業 債	0	0	0	0
	工 事 負 担 金	14,070,000	10,000	10,000	10,000
入	一 時 借 入 金	150,000,000	400,000	0	100,000
	預 り 金	369,000	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	5,698,000	1,000	1,000	1,000
	過 年 度 損 益 修 正 益	4,400	0	0	0
	計	26,140,477	506,000	123,000	229,600

支	營業費用	98,447,576	60,000	60,000	60,000
	營業外費用	0	10,000	8,459	105,567
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	30,876,137	30,000	30,000	30,000
	貯蔵品	14,518,450	15,774	15,000	16,000
	企業負債還金	0	0	8,251	23,202
	一時借入金返還	130,000,000	470,000	0	0
	預り金返還	849,900	1,000	1,000	1,000
	前受金	2,218,803	1,000	1,000	1,000
	過年度損益修正損	10,410	0	0	0
	計	276,921,276	587,774	123,710	236,769
	収支差引額	98,170,861	16,396	15,686	8,517

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和53年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和53年9月12日

即日報告 昭和53年9月29日

監査委員 西 口 喜 一 郎
同 竹 下 義 章

記

- 1 検査実施日 昭和53年9月12日
- 2 検査の対象 昭和53年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

6 月分月次合計残高試算表

6 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 53 年 6 月 30 日 現在

和 泉 市 立 病 院 事 業 会 計

借		方			貸			方	
残 高	合 計	当 月	勘 定 科 目	当 月	合 計	残 高	計		
							累 計	累 計	
153,235,865	153,235,865		資 産 の 部						
2,222,315,983	2,222,315,983		土 地						
2,946,791	2,946,791		建 物						
3,330,000	3,330,000		構 築 物						
613,802,690	613,802,690	60,000	車 輛						
			機 械 及 備 品						
16,016,222	16,016,222		減 価 償 却 引 当 金			83,109,661		83,109,661	
2,347,556	2,347,556		投 資						
56,300,784	1,870,758,696	231,317,504	電 話 加 入 権						
184,596,240	268,011,167	90,841,026	普 通 預 金		213,580,890	1,814,457,912			
9,766,586	106,825,159	3,277,1030	未 収 金		83,414,927	83,414,927			
950,000	950,000		貯 蔵 品		32,901,114	97,058,573			
83,100,000	33,100,000		前 払 金						
16,094,000	178,529,036		定 期 預 金						
			過 年 度 未 収 金		3,192,384	162,485,036			
			負 債 の 部						
	1,300,000,000		一 時 借 入 金		100,000,000	2,600,000,000	1,300,000,000		
	1,963,5475	13,579,475	未 払 金		32,771,030	97,028,505	77,393,030		
			仮 受 金						
	4,427,6942	16,871,375	預 り 金		24,383,400	61,890,043	17,613,101		
			予 納 金						
	308,034	308,034	固 定 負 債			166,338,35	16,325,801		
			公 立 病 院 特 例 債			242,960,000	242,960,000		

	78,654,182	11,788,700	過年度未払金		86,713,042	8,058,860
			資本の部			
			自己資本		261,551,871	261,551,871
	4,485,000	4,485,000	借入資本		27,981,513,19	2,798,666,319
1,309,041,222	1,309,041,222		繰越欠損金			
			資本剰余金		1,118,000	1,118,000
			収益の部			
	126,117	125,724	入院収益	62,562,524	184,181,867	184,055,750
	1,340,38	65,454	外来収益	42,225,330	118,507,445	118,373,407
			その他医業収益	5,206,115	13,529,367	13,529,367
			受取利息配当金			
			他会計補助金			
			患者外給食収益	851,860	172,6020	172,6020
			その他医業外収益	174,690	479,589	479,589
			費用の部			
			給与	10,500	36,460	
253,833,150	253,869,610	139,620,023	材料		121,120	
101,769,750	101,890,870	36,147,312	経費	140,000	140,000	
87,545,651	37,685,651	20,066,910	減価償却費			
			資産減耗費			
			研究費			
1,258,010	1,258,010	157,050	企業債及び諸費			
3,998,403	3,998,403	2,395,665	患者外給食材料			
2,383,353	2,383,353	814,482	建設仮勘定			
353,280,20	353,280,20		合計	601,414,764	86,652,440,92	5,059,960,276
50,599,60,276	8,665,244,092	601,414,764				

6 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和53年6月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		6 月	果 計	
病院事業収益	1,411,374 ^{千円}	110,829,341	318,164,133	1,093,209,867
1. 医療収益	1,339,995	109,802,791	315,958,524	1,024,036,476
1 入院収益	858,261	62,436,800	184,055,750	674,205,250
2 外来収益	413,400	42,159,876	118,373,407	295,026,598
3 その他医療収益	68,334	5,206,115	13,529,367	54,804,633
2. 医療外収益	30,899	1,026,550	2,205,609	28,693,391
1 受取利息配当金	1,300			1,300,000
2 他会計補助金	13,594			13,594,000
3 患者外給食収益	1,2710	851,860	1,726,020	1,0988,980
4 その他医療外収益	1,200	174,690	479,589	720,411
5 国庫補助金	2,095			2,095,000
3. 特別利益	40,480			40,480,000
病院事業費用	2,055,839 ^{千円}	199,050,942	400,788,317	1,655,050,688
1. 医療費用	1,728,013	195,840,795	394,406,561	1,333,606,439
1. 給与費	978,795	139,609,523	253,833,150	724,961,850
2 材料費	445,947	36,147,312	101,769,750	344,177,250

3 經 費	1 6 4 4 6 3	1 9 9 2 6 9 1 0	3 7 5 4 5 6 5 1	1 2 6 9 1 7 3 4 9
4 減 價 償 却 費	1 8 2 1 5 1			1 8 2 1 5 1 0 0 0
5 資 產 減 耗 費	1			1 0 0 0
6 研 究 研 修 費	6 6 5 6	1 5 7 0 5 0	1 2 5 8 0 1 0	5 3 9 7 9 9 0
2. 醫 業 外 費 用	3 2 7 5 2 6	3 2 1 0 1 4 7	6 3 8 1 7 5 6	3 2 1 1 4 4 2 4 4
1 支 私 利 息 及 公 司 債 權 取 報 諸 費	3 1 5 8 6 7	2 3 9 5 6 6 5	3 9 9 8 4 0 3	3 1 1 8 6 8 5 9 7
2 患 者 外 給 食 材 料 費	1 1 6 5 9	8 1 4 4 8 2	2 3 8 3 3 5 3	9 2 7 5 6 4 7
3. 予 備 費	3 0 0			3 0 0 0 0 0
資 本 的 收 入	3 4 9 4 1 6 ^{千円}			3 4 9 4 1 6 0 0 0
1. 他 會 計 出 資 金	7 2 6 2 6			7 2 6 2 6 0 0 0
2. 企 業 債	2 7 6 7 9 0			2 7 6 7 9 0 0 0 0
資 本 的 支 出	3 8 9 8 9 6 ^{千円}	4 8 5 3 0 3 4	3 7 5 5 1 0 3 4	3 5 2 3 4 4 9 6 6
1. 建 設 改 良 費	3 2 8 3 3 3	3 6 8 0 3 4	3 3 0 6 6 0 3 4	2 9 5 2 6 6 9 6 6
1 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金	1 2 3 3	3 0 8 0 3 4	3 0 9 0 3 4	9 2 4 9 6 6
2 器 械 備 品 購 入 費	1 5 0 0 0	6 0 0 0 0	6 0 0 0 0	1 4 9 4 0 0 0 0
3 病 院 增 設 事 業 費	1 3 5 1 0 0		1 6 6 0 0 0 0 0	1 1 8 5 0 0 0 0 0
4 看 護 婦 宿 舍 增 設 事 業 費	1 7 7 0 0 0		1 6 0 9 8 0 0 0	1 6 0 9 0 2 0 0 0
2. 企 業 債 償 還 金	2 1 0 8 3	4 4 8 5 0 0 0	4 4 8 5 0 0 0	1 6 5 9 8 0 0 0
3. 公 立 病 院 特 例 債	4 0 4 8 0			4 0 4 8 0 0 0 0

6 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和53年6月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		果 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	62,436,800		184,055,750
外 来 収 益	42,159,876		118,373,407
花の他 医業収益	5,206,115		13,529,367
計		109,802,791	315,958,524
2. 医 業 費 用			
給 与 費	139,609,523		253,883,150
材 料 費	36,147,312		101,769,750
經 費	19,926,910		37,545,651
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 研 修 費	157,050		1,258,010
計		195,840,795	394,406,561
医 業 利 益		\triangle 86,038,004	\triangle 78,448,037

3. 医業外収益					
受取利息配当金				1,726,020	
他会計補助金				479,589	
患者外給食収益	851,860				
その他医業外収益	174,690				
国庫補助金					2,205,609
計			1,026,550		
4. 医業外費用					
支払利息及び				3,998,408	
企業債取扱諸費		2,395,665			
患者外給食材料費		814,482			2,388,858
雑損					
計			3,210,147		6,388,176
5. 経常利益					△82,624,184
6. 特別利益					
特別損失					
計					
当月分純利益			△88,221,601		△82,624,184
上記当月分収益中	健保未収金	90,841,026円			
上記当月分費用中	未払金	32,771,030円			

負債金予算表

昭和53年6月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	6月の執行済額	7月予定	8月予定
収	事業収益	103,400,042 ^円	90,000,000 ^円	90,000,000 ^円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金	3,192,384		
	一時借入金	100,000,000		
	預り金	24,883,400	10,000,000	10,000,000
	他会計繰入金			72,626,000
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金			
入	仮受金			
	合計	230,975,826	100,000,000	172,626,000

区分	科目	6月の執行済額	7月予定	8月予定
支	事業費用	166,146,628 <small>円</small>	77,608,000 <small>円</small>	187,734,000 <small>円</small>
	建設改良費	368,034		
	企業債償還金	4,485,000	1,737,000	943,000
	貯蔵品購入費	13,579,475	25,000,000	25,000,000
	過年度未払金	11,788,700		
	一時借入金返還			
	預り金還付	16,871,375	20,000,000	10,000,000
	前払金			
	期間外費用			
	予納金還付			
出	仮受金還付			
	合計	213,239,212	124,345,000	173,677,000
	収支差引	17,736,614	△24,345,000	△1,051,000
差引	前年度又は前月より繰越	38,564,170	56,300,784	31,955,784
	翌年度又は翌月へ繰越	56,300,784	31,955,784	30,904,784

監査報告第27号

定期監査（第1次分）の結果について

地

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に基づく昭和53年度定期監査（第1次分）を別記要項により執行した。

その結果を同条第8項及び第9項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和53年9月7日

即日報告

昭和53年9月29日

監査委員 西 口 喜 一 郎

同 竹 下 義 章

昭和53年度(第1次分)

定期監査結果報告書

和泉市監査委員

和泉監第 26 号

昭和53年8月19日

和泉市長 池田忠雄殿

和泉市議会議長 柳瀬美樹殿

和泉市監査委員 西口喜一郎◎

同 竹下義章◎

昭和53年度定期監査（第1次分）結果報告

地方自治法第199条第3項の規定に基づき、昭和53年度定期監査を実施したので、その結果を同法第8項の規定により次のとおり報告する。

1. 監査の対象

昭和52年度事務事業のうち今回、次の各施設機関を対象として監査を実施した。

- 中学校（1校） 和泉中学校
- 小学校（9校） 和気小学校・芦部小学校・伯太小学校・北池田小学校・横山小学校・幸小学校・信太小学校・鶴山台南小学校・鶴山台北小学校
- 幼稚園（5園） 国府幼稚園・伯太幼稚園・幸幼稚園・横山幼稚園・南松尾幼稚園
- 保育所（9園） 国府第一保育園・国府第二保育園・芦部保育園・和泉保育園・横山第二保育園・南横山保育園・南松尾保育園・北松尾保育園・緑ヶ丘保育園
- 解放総合センター
- 消防本部
- 市立病院

2. 監査の実施期間

昭和53年5月1日～6月8日

3. 監査の方針

定期監査は、年度当初の計画に基づき、第1次は庁外の各施設機関を、第2次は庁内の各課を実施することとした。

今回は第1次分として昭和52年度中における、これら施設機関の運営管理等事務事業が関係法令及び、条例規則等に則り適正かつ効率的に執行されているかについて、指導的な監査を行い、本市の行財政の適正な運営を確保するも

のである。

実施方法については現地において実施し、あらかじめ提出を求めた資料と関係書類等に基づき、所管関係職員から業務の概況、事務の執行状況等について説明を聴取するとともに関係諸帳簿の照査を行った。

4. 監査の結果

○ 総括

各施設機関とも財務に関する事務の執行状況については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部において、検討・改善を要する点があったので更に精査、研究を重ねられ事務事業の合理的な運営に努め遺憾なき執行を期するものである。

なお、各施設機関ごとの事務の概要及び執行状況は次のとおりである。

○ 小学校・中学校

市立小学校17校・中学校8校のうち今回は、標記小学校9校・中学校1校を対象に全般的な事務の執行状況について監査を実施したが、総括的にみておおむね適切に処理されているものと認められた。

前年度指摘事項であった水道の使用管理については週1回メーター点検日を設定、確認措置を講じ漏水事故等の早期発見未然防止につとめられている。なお、事務処理の一部については、次のとおりであったので今後、充分に検討し、改善につとめられたい。

1. 郵券受払状況について

郵券の購入費として事務局より支給された費用及び購入した郵券の受払については受払簿等により処理されおおむね適正であった。尚、各校とも郵券使用受払簿の様式が不統一、整理方法もまちまちで改善の要がある。

2. 公衆電話設置、通話手数料の取扱いについて

- 公衆電話の設置、通話による手数料は市の収入として措置されており、おおむね適正に処理されているが一部累積未納の学校が見られた。早期に納入処理するよう措置されたい。尚、手数料の出入金を預金通帳のみで処理している事例があったが金銭出納簿の作成により更に適正を期せられたい。
- 公衆電話を設置しない学校については、私用電話使用簿により適正に処理されているが、金銭受払簿等の作成により更に明確を図られたい。

3. 寄付物品の收受処理について

物品の寄付申込みを受けた場合、財務に関する取扱規程にもとづく所定の手続き（物品主管課長宛通知することとなっている。）洩れの学校が一部あったが、受贈後速やかに適切処理されるようつとめられたい。尚、最終処理完了迄に数ヶ月を要している実状であり関係課とも円滑な事務処理につき検討されたい。

4. 物品の管理状況について

使用中の物品の保管管理は、おおむね適正であった。なお、備品補助カードの整理も適切になされたいが、一部に保管者印の押印洩れが散見された。適切処理されたい。

棄（破）損等の不用物品についての返納処理手続は適正になされていた。

5. 施設の使用許可について

教育財産使用許可申請（願）にもとづく体育館、校庭等の使用許可決定手続については、おおむね適正に処理されていた。なお、許可申請書の様式が不統一で改善の要がある。また、申請書の一部に記入脱漏等不備のものが見受けられたので、受理に際し十分審査されたい。

6. 施設の警備状況について

学校警備については警備会社に委託している。

警備日誌の巡回状況等事項の一部に日時の記入洩れが散見されたが日誌は

毎日点検の際、確認のうえ適切記入するよう警備員を指導されたい。

7. 校舎の維持管理状況について（教委）

窓ガラスの破損、廊下のひずみ、ビニタイルのはがれ、コンクリート柱の一部欠落、モルタル壁の崩落等の箇所が見つけられ児童生徒の傷害の原因となるおそれのある状況の学校があり早急に補修整備を図られるよう十分に配慮されたい。

8. 配当予算の処理状況等について（教委）

各校別に経常運営費用として備品費、需用費が予算配当されているが執行に当たって各節間の流用がひんぱんになされている。需要度を再検討のうえ適正配当され、効率的な運用を図り適切処理につとめられたい。

9. 給食関係について

○給食費関係現金出納簿の整理状況及び給食材料費の支払整理状況等について

(1) 給食会計にかかる金銭出納簿等の関係諸帳簿類の備付記帳はなされているものの、その内容は、全般的に不統一で、いわゆる大幅帳的な処理をしている。経理会計処理方式等について一層工夫されるとともに、次の点については、適正処理を図られたい。

ア. 給食費の入金の際金銭出納簿等への記帳整理に当たって、生活保護、準要援護別の受入れ記帳区分又、教職員と児童生徒別の徴収記帳区分等がなされていない事例があった。項目別に整理されたい。

イ. 給食材料費の支払は小切手で行っているが支払日以前に校長印を押印してある小切手帳が見られたが、好ましくない。業者に支払の際に押印するとともに、その管理保管に厳重を期せられたい。また、業者からの請求書、領収書は別綴となっているが、編綴整理方法等工夫されたい。

ウ. 帳簿上における収入支出年月日と関係諸帳票、証票類に記入されて

いる年月日の不一致の事例が散見された。慎重に事務処理されたい。

○ 幼稚園

1. 市立幼稚園 8 園のうち今回は、標記 5 園を対象に全般的な事務の執行状況について監査を実施したが、総括的にみておおむね適切に処理されているものと認めた。なお、事務処理の一部については次のとおりであったので、今後十分に検討し改善につとめられたい。
 - (1) 私用通話については私用電話使用簿により適切に処理されているが、金銭受払簿の作成により更に明確を図られたい。
 - (2) 各園別に経常運営費用として備品費、需用費が予算配当されているが執行に当って各節間の流用がひんぱんになされている。需要度を再検討のうえ適正配当され、効率的な運用を図り適切処理につとめられたい。
 - (3) 給食徴収金の金銭出納簿等への記帳整理に当って職員分と園児分の徴収区分がなされていない事例があった。項目別に整理されたい。なお、全般的に経理会計処理方式等について一層工夫され適正処理を図られたい。
 - (4) 給食材料納入業者に対する代金支払日は、ばらつきが見うけられる。保育業務に支障を来たさない様、支払期日を定めておく等配慮されたい。
2. 保育料等の徴収事務及び指定金融機関への納入事務等は適正に行われていた。

○ 保育所

1. 市立保育園 21 園のうち今回は、標記 9 園を対象に全般的な事務の執行状況について、監査を実施したが、総括的にみておおむね適切に処理されているものと認められた。なお、事務処理の一部については、次のとおりであったので、今後十分に検討し改善につとめられたい。
 - (1) 私用通話については、私用電話使用簿により適切に処理されているが、

金銭受払簿の作成により更に明確を図りたい。

- (2) 給食徴収金の金銭出納簿等への記帳整理に当って職員分と園児分の徴収区分がなされていない事例があった。項目別に整理されたい。なお、全般的に経理会計処理方式等について一層工夫され適正処理を図りたい。
 - (3) 給食材料納入業者に対する代金支払日にばらつきが見うけられる。保育業務に支障を来さない様、支払期日を定めておく等、配慮されたい。
2. 保育料の徴収事務及び指定金融機関への納入事務等は適正に行われていた。

○ 解放総合センター

1. 事務の概要

当センターは同和問題の速やかな解決に資するための総合施設として設置され、昭和52年5月16日に運営を開始、隣保事業、社会・教育に関する事業、同和問題の調査研究及び啓蒙、地域住民の各種講座、相談及び研修に関する事等の事業を実施している。所長以下33名の職員（内非常勤嘱託員1名）が配置され幸会館、王子町会館の管理運営業務をも所管しており、総務課（2係）指導課（2係）で構成されている。

2. 事務の執行状況

(1) センター等の利用状況について

昭和52年度の利用状況は次表のとおりで、解放会館においては、会議室、和室、研修室、講座室等での会議研修会、講座等に、文化ホールにおいては、各種大会、催物等に利用されている。また、幸・王子町両会館では、会議、研修会等に利用され各種講座（珠算・習字・生花・編物等）を常設的に実施している。

解放総合センター等利用状況

区 分	使用回数	使用人員	備 考
解 放 会 館	733	24,187	52.5.16～53.3.31
市民文化ホール	24	22,570	"
(解放総合センター計)	(757)	(46,757)	"
幸 会 館	877	18,109	52.4.1～53.3.31
王子町会館	672	16,444	"

- (2) 施設の使用許可及び使用料の徴収状況について施設の使用許可決定手続き及び使用料の徴収事務等は、おおむね適正に執行されていたが、許可申請書のセンター側記入事項が一部脱漏等不備な点が見られた。適切に処理されたい。使用料の徴収状況は解放会館では、会議室等の使用料として8件82,780円、文化ホールでは附属設備等使用料を含め10件1,040,900円王子町会館では、隣保館使用料等3件2,930円、計21件1,126,610円を徴収している。

行政財産の目的外使用許可決定処理は適正であった。

- (3) 業務委託関係について

電気機械設備、冷暖房設備の運転保守、電話交換設備、エレベーターの保守点検及びし尿、塵芥処理、浄化槽清掃、維持管理等の業務を業者と委託契約を締結している。

関係書類を調査したところ事務処理及びこれら契約履行の確認に係る日誌、点検報告類の整理は適正であった。なお、契約締結に係る起案文には、まとめに至る経過記述の不十分なものが見られた。適確に記述されるよう配慮されたい。

- (4) 負担金関係について

関係書類について調査したが支出に関する諸帳簿類の備付整理及び事務

処理は適切であった。

○ 消防本部

1. 事務の概要

組織は、消防長以下92名の職員が配置され、本部については、総務、予防、警備、消防団事務の4課(5係)から成っており、主として消防の運営、企画、人事、予算庶務等、消防組織の維持に必要な事務を処理している。消防署は4係(庶務、予防第一、予防第二、警備)4出張所(松尾、池田、府中、旭)から成っており、二部態勢による隔日勤務制を実施している。火災の予防、警戒、鎮圧及び救急業務、その他災害の防除等の消防活動を行っている。

2. 事務の執行状況

(1) 職員に対する規律訓練、器具及ポンプ操法訓練等を実施して初期消火体制の確立に努めるとともに葛ノ葉町、箕形町、浦田町に防火水槽を、市内一円に消火栓93栓を新設の外76栓を維持補修して消火水利の整備確保に努められた。機械器具の整備は化学消防ポンプ車1台、積載車1台及び資器材等を購入し、充実強化が図られ、消防団については、小型動力ポンプ付積載車3台(第4、5、6の各分団)小型四輪貨物自動車1台(第5分団)及び資器材等を購入、春木川・大野両班の器具庫が整備され、消防拠点の確保が図られていた。

(2) 昭和52年中の火災及び救急出動状況

○月別火災出動状況は次のとおりである。

種別 月別	出動 件数	出動 人員	出動 台数	死 者	負 傷 者	焼 失 棟 数	特 殊 火 災 数
1	11 ^件	193 ^人	53 ^台	0 ^人	1 ^人	14 ^棟	0 ^件
2	10	141	36	0	1	4	0
3	11	133	37	0	0	8	0
4	6	44	17	0	1	4	0
5	5	101	27	0	0	4	0
6	4	66	18	0	1	7	0
7	4	58	17	0	0	3	0
8	7	104	30	0	3	6	1
9	6	84	24	0	0	6	0
10	7	110	29	0	4	4	0
11	7	121	32	0	0	7	0
12	7	94	27	0	1	5	0
合 計	85	1,249	347	0	12	72	1

○月別救急出動状況は次のとおりである。

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
件数	168	201	168	182	206	200	242	207	195	203	158	207	2,337
救護 人員	166	190	170	169	201	189	235	184	185	191	147	193	2,220

(3) 手数料の徴収について

消防諸証明及び許可手数料について徴収簿等の関係書類を調査したが、適正に執行されていた。なお、徴収状況は次のとおりである。

	区	分	件数	金額	
危険物許可関係	許可手数料	設置	19 ^件	186,000 ^円	
		変更	19	146,000	
	完成検査手数料	設置	25	115,000	
		変更	14	53,000	
	タンク検査手数料			0	0
	仮貯蔵取扱承認手数料			1	2,000
	仮使用取扱承認手数料			17	34,000
諸証明関係	完成検査合格証明手数料等		13	4,000	
	罹災証明手数料		66	16,400	
	救護証明手数料		2	400	
合計			176	556,800	

(4) 業務委託関係について

電気工作物、冷暖房設備、構内交換電話設備の保安点検及びし尿塵芥処理、浄化槽清掃維持管理等の業務の業者委託について関係書類を調査したが、締結事務処理及びこれら契約履行の確認に係る日誌、点検報告類の整理は適正であった。

(5) その他事務関係について

諸事務の執行状況はおおむね適正に処理されていたが、予算差引簿の整理内容（予算流用額を差引簿へ整理する際）に一部記帳方法の誤りが見られた。適切に事務処理されたい。

○ 市立病院

1. 事務の概要

- (1) 組織は医務部局と事務部局とから成っており、医務部局では医師23名、医療技術員等25名、看護婦等103名が診療部門を担当し、事務部局には55名の職員が配置され管理、医事、経理の3課で管理運営等に関する事務を処理している。(人員は昭和53年3月31日現在)
- (2) 増築新館に於いては昭和52年12月12日から診療を開始しており、入院規模を201床に、また、高度医療の導入に伴う関係医療機器の購入等、施設、設備の整備充実を図るとともに産婦人科を新設外来診療を開始している。
- (3) 昭和52年度の診療実施状況は下表のとおりとなっている。

科 目	外 来		入 院	
	診 療 数	一日平均 診 療 数	診 療 数	一日平均 診 療 数
内 科	31,948 ^人	107.6 ^人	24,744 ^人	67.8 ^人
外 科	10,670	35.9	8,324	22.8
整形外科	32,853	110.6	7,701	21.1
小 児 科	14,167	47.7	2,045	5.6 [※]
神 経 科	4,800	16.2		
産 婦 人 科	748	2.5		
放 射 線 科	65	0.2		
計	95,251	320.7	42,814	117.3

○産婦人科(外来)開設 昭和53年1月9日

2. 事務の執行状況について

(1) 料金及び手数料の収入整理状況

料金のうち室料差額収入は24,455,750円、各種証明書、診断書等の交付による手数料収入は1,209,800円である。また、使用規則第8

条の規定にもとづく公的扶助を受けている患者等に対する室料差額減免額は、315,000円である。これらの事例につき抽出による関係書類の照合結果は適正であった。

(2) 病院施設等の目的外使用許可状況

売店外2件に対し使用許可しており、許可条件にもとづき使用料が徴収されていた。これらの使用許可手続、使用料の徴収等の事務処理は適正になされていた。

(3) 看護婦等入学資金及び修学資金貸与状況

52年度に入学資金を貸与した者10名、修学資金を貸与した者は延30名である。なお、貸与辞退者等3件あったが、当該貸与資金は返還されている。これらの事務手続については、規則にもとづき適正に処理されていた。

(4) 医薬品類の管理状況

入在庫伝票の発行、物品出納簿への記帳等財務規則にもとづき適正に行われていた。また、薬品受払簿は各々品目種別に分類記録され、事務処理は適切であった。

(5) 各種業務委託契約等関係について

院内設備点検保守業務、院内清掃管理業務等の委託契約、病院敷地等の賃貸借契約等の締結事務手続については、おおむね適正に処理されていた。

なお、業務委託契約関係に於いて加入抹消の訂正事項の証印洩れ等、一部事務処理上適切さを欠く点が見つけられたが、慎重に処理されたい。契約履行の確認に係る日誌、点検報告類は良好に整理されていた。

(6) 固定資産、器械器具备品の取得、管理等について各々資産台帳に登載記録管理され、備品等については昭和52年度購入分より、従来の台帳からカード式に切り替える等処理方法を改め適切に整備されていた。

(7) 医薬品類の購入契約処理について

14業者と随意契約により購入納品契約を締結している。院内で薬事委員会を設け医薬品の採否の選定に当り、事務局で購入契約の締結事務に当っており適正になされていた。なお、更に内部事務処理基準を定める等検討されたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第17号より第27号までの報告を終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第12「昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和52年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により昭和52年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田 忠 雄

認定第1号及び認定第2号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律292号）抜粋

（決算）

第30条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5、6 略

昭和52年度



和泉市水道事業会計決算書

自昭和52年4月1日～至昭和53年3月31日

和泉市水道部

昭和52年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収入

区分	当			予			算			決算額	予算額に比 べ決算額の 増減	備考
	予算額	初	補正	予算額	正	小計	法第24条 第3項の規 定による支 出額に係る 財源充当額	法第26条 第2項の規 定による繰 越額に係る 財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	870,409,000		66,221,000	936,630,000	0	936,630,000	0	0	936,630,000	942,401,642	5,771,642	
第1項 営業収益	704,809,000		80,591,000	785,400,000	0	785,400,000	0	0	785,400,000	788,082,800	2,682,800	
第2項 営業外収益	165,500,000		△14,970,000	151,130,000	0	151,130,000	0	0	151,130,000	154,287,402	3,107,402	
第3項 特別利益	100,000		0	100,000	0	100,000	0	0	100,000	81,440	△ 18,560	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考			
	当 予 算 額	初 予 算 額	補 予 算 額	正 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	法第24条第3項の規定による支出額					小 計	法第24条第2項の規定による繰越額	合 計
第 1 款 水道事業費用	1,140,242,000		32,036,000	0	0	0	0	1,172,278,000	0	1,172,278,000	1,152,483,008	0	19,794,992	
第 1 項 営 業 費 用	862,567,000		47,896,000	0	0	0	0	910,463,000	0	910,463,000	891,815,342	0	18,647,658	
第 2 項 営 業 外 費 用	276,575,000		△16,060,000	0	△60,000	0	0	260,455,000	0	260,455,000	260,314,036	0	140,964	
第 3 項 特 別 損 失	100,000		200,000	0	0	0	0	360,000	0	360,000	353,630	0	6,370	
第 4 項 予 備 費	1,000,000		0	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予算額						予算額に 比へ決算 額の増減	備考
	当 予 算 額	補 予 算 額	正 予 算 額	小 計	法第26条の 規定による繰 越額に係る財 源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額		
第1款 資本的収入	662,500,000	△125,400,000	537,100,000	15,538,531	29,000,000	581,638,531	△180,176,531	
第1項 企業債	580,500,000	△64,500,000	466,000,000	3,000,000	29,000,000	498,000,000	△112,000,000	
第2項 工事負担金	90,000,000	△37,300,000	52,700,000	12,538,531	0	65,238,531	△4,276,531	
第8項 負担金	4,500,000	0	4,500,000	0	0	4,500,000	0	
第4項 補助金	37,500,000	△28,600,000	13,900,000	0	0	13,900,000	△13,900,000	

支 出

区 分	予 算							額			翌 年 度 繰 越 額		備 考	
	当 予 算 額	初 予 算 額	補 予 算 額	正 額	流 用 増 減 額	小 計	法 第 2 6 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繼 続 費 通 繰 越 額	合 計	決 算 額	法 第 2 6 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繼 続 費 通 繰 越 額		合 計
第 1 款 資 本 的 支 出	781,269,000	△157,804,000	0	0	0	623,465,000	15,768,531	66,914,382	706,147,913	568,896,764	0	128,681,050	128,681,050	8,570,099
第 1 項 建 設 改 良 費	722,812,000	△157,804,000	0	0	0	565,008,000	15,768,531	66,914,382	647,690,913	510,439,852	0	128,681,050	128,681,050	8,570,011
第 2 項 企 業 債 償 還 金	58,457,000	0	0	0	0	58,457,000	0	0	58,457,000	58,456,912	0	0	0	88

昭和52年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和52年4月1日より昭和53年3月31日まで)

1. 営業収益	
(1) 給水収益	718,554,616円
(2) 受託工事収益	37,733,687円
(3) その他の営業収益	31,794,497円
	783,082,800円
2. 営業費用	
(1) 原水及び浄水費	453,596,258円
(2) 配水及び給水費	123,069,086円
(3) 受託工事費	33,520,348円
(4) 業務費	98,682,264円
(5) 総係費	77,784,142円
(6) 減価償却費	80,535,222円
(7) 資産減耗費	88,448円
(8) その他の営業費用	24,399,574円
	891,815,342円
営業損失	108,732,542円

3. 営業外収益			
(1) 加入金	132,610,000円		
(2) 受取利息	8,774,852円		
(3) 雑収益	2,852,550円		
(4) 他会計補助金	10,000,000円	154,287,402円	
4. 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	260,314,036円	260,314,036円	△106,076,634円
経常損失			209,809,176円
5. 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	81,440円	81,440円	
6. 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	358,630円	358,630円	△ 272,190円
当年度純損失			210,081,366円
前年度繰越欠損金			275,904,944円
当年度未処理欠損金			485,986,310円

昭和52年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和52年4月1日より昭和53年3月31日まで)

欠 損 金 の 部

1. 前年度未処理欠損金	275,904,944円
2. 前年度欠損金処理額	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高	275,904,944円
3. 当年度純損失	<u>210,081,366円</u>
当年度未処理欠損金	<u>485,986,310円</u>

資 本 剰 余 金 の 部

1. 国庫補助金	3,948,000円
(1) 前年度末残高	<u>0</u>
(2) 前年度処分額	<u>0</u>
(3) 当年度発生高	<u>0</u>
(4) 当年度処分額	<u>0</u>
(5) 当年度末残高	<u>3,948,000円</u>

2. 府補助金

(1) 前年度末残高	9,778,400円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	9,778,400円

3. 工事負担金

(1) 前年度末残高	1,526,538,452円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	60,957,000円
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度末残高	1,587,495,452円

4. 負担金

(1) 前年度末残高	21,000,000円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	4,500,000円

(4) 当年度処分額	0
(6) 当年度末残高	25,500,000円

5. 受贈財産評価額

(1) 前年度末残高	34,416,657円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生高	25,955,211円
(4) 当年度処分額	0
(6) 当年度末残高	60,371,868円

翌年度繰越資本剰余金

1,687,093,720円

昭和52年度和泉市水道事業欠損金処理計算書(案)

1. 当年度未処理欠損金	485,986,310円
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	485,986,310円

昭和52年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和53年3月31日)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		323,416,864円
ロ. 建物	270,650,469円	
建物減価償却引当金	20,399,683円	250,250,786円
ハ. 構築物	3,722,476,911円	
構築物減価償却引当金	371,231,054円	3,351,245,857円
ニ. 機械及び装置	631,837,574円	
機械及び装置減価償却引当金	118,834,493円	513,003,081円
ホ. 量水器	101,331,656円	
量水器減価償却引当金	29,963,140円	71,368,516円
ヘ. 車輛及び運搬具	12,423,653円	

車輛及び運搬具減価償却引当金	<u>6,795,222円</u>	5,628,431円
ト. 工具器具及び備品	25,967,860円	
工具器具及び備品減価償却引当金	<u>11,773,322円</u>	14,194,538円
チ. 建設仮勘定	495,060,318円	
有形固定資産合計		<u>5,024,168,391円</u>
(2) 無形固定資産		
1. 水利権	310,000円	
ロ. 電話加入権	<u>91,500円</u>	
無形固定資産合計		401,500円
(3) 投資		
1. 投資有価証券	<u>135,000円</u>	
投資合計		<u>135,000円</u>
固定資産合計		<u>5,024,704,891円</u>
2. 流動資産		
(1) 現金預金		82,583,253円
(2) 未収金		116,726,559円

(3) 保管有価証券	2,300,000円
(4) 貯蔵品	<u>20,005,786円</u>
流動資産合計	221,615,598円
資産合計	<u><u>5,246,820,489円</u></u>

負債の部

3. 固定負債	
(1) 引当金	<u>12,196,000円</u>
固定負債合計	12,196,000円

4. 流動負債	
(1) 一時借入金	560,000,000円
(2) 未払金	16,982,650円
(3) 前受金	44,409,610円
(4) 預り金	19,884,750円
(5) 預り担保有価証券	<u>2,300,000円</u>

流動負債合計
負債合計

648,527,010円
655,723,010円

資本の部

5. 資本金
 (1) 自己資本金 119,803,235円
 (2) 借入資本金
 1. 企業業債 3,269,686,834円
 資本金合計 3,269,686,834円
 3,389,490,069円

6. 剰余金
 (1) 資本剰余金
 1. 国庫補助金 3,948,000円
 2. 府補助金 9,778,400円
 3. 工事負担金 1,587,495,452円
 4. 負担金 25,500,000円
 5. 受贈財産評価額 60,371,868円

1,687,093,720円

資本剰余金合計

(2) 欠損金

1. 当年度未処理欠損金

繰越欠損金年度末残高 275,904,944円

当年度純損失 210,081,366円 485,986,310円

欠損金合計

485,986,310円

剰余金合計

1,201,107,410円

資本合計

4,590,597,479円

負債・資本合計

5,246,320,489円

和泉市水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

(イ) 経営の方法

本市の水道料金は、昭和44年以来9年間すえおいてまいりましたが、その間における諸物価の高騰は、あらゆる企業努力にもかかわらず多額の純損失発生のをやむなきにいたりました。このため水道財政健全化計画のもとに昭和53年1月より水道料金並びに手数料等を改定、昭和55年度末不良債務を解消、経営の健全化と今後の水需要に対処すべく、公共性の確保に鋭意努めてまいりました。

(ロ) 給水の状況

夏季の降雨量が少なく渇水に見舞われ受水制限を受けましたが、幸にしてピーク時をすぎたのと市民の協力により危機を脱する事が出来ました。その他の時期については比較的順調な給水を行なうことが出来ました。

(ハ) 建設改良工事等の進捗状況

和泉上水道第3回拡張事業は前年度に引き続き、未給水地区解消のため福瀬、善正加圧

ポンプ設備、南面利配水池築造工事及び送配水管布設工事を計画通り施行し、本年度から和浄水場排水処理設備工事を着工しました。改良工事及び配水管整備事業につきましては水量増強のため各施設の改良工事並びに配水管布設工事を施行、光明台水道施設建設事業及び受託工事については原因者負担により配水管の布設、移設、給水管取出工事をそれぞれ施行しました。

尚、本年度中における主な工事内容は「2.工事」のとおりであります。

(二) 普及の状況

	昭和53年3月31日現在	昭和52年3月31日現在
総人口	122,335人	121,761人
給水人口	118,631人	115,600人
給水普及率	戸数別97.2% 人口別97.0%	戸数別95.6% 人口別94.9%
給水戸数	33,364戸	32,641戸
給水栓数	31,164栓	30,427栓

(三) 規則、規程の制定改廃について

- 昭和52年 6月 1日 和泉市水道部水質検査受託規程の制定について
- 昭和52年 8月 13日 和泉市水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関

の指定に関する規程の一部を改正する規程。

- 昭和52年12月28日 和泉市水道事業給水条例施行規則の廃止について
 昭和52年12月28日 和泉市水道事業給水条例施行規程の制定について
 昭和53年2月27日 和泉市給水工事公認業者に関する規則の廃止について
 昭和53年2月27日 和泉市給水工事公認業者に関する規程の制定について

(2) 議会議決事項

番 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日
報 告 第 7 号	繰越計算書について	52. 6. 27	52. 6. 27
" 第 8 号	継続費繰越計算書について	"	"
認 定 第 1 号	昭和51年度和泉市水道事業会計決算の認定について	52. 9. 30	52. 12. 21
議 案 第 56 号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	52. 10. 3	"
" 第 67 号	昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	52. 12. 23	52. 12. 23
" 第 10 号	昭和53年度和泉市水道事業会計予算	53. 3. 10	53. 3. 29
" 第 32 号	昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	53. 3. 16	53. 3. 16

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件	名	許可年月日
53. 2. 9	大阪府知事	昭和52年度事業債許可の件	和泉上水道第3回拡張事業 和泉上水道配水管整備事業	459,000刊 7,000刊 53. 2. 9

(4) 職員に関する事項

	部	部長	次長	課長	課長補佐	係長	職員	合計
総務課		1	1					2
庶務係				1	主幹 1			2
経理係						1	6	7
営業課				1			3	4
営業係						1		1
計量係						1	9	10
給水係						1	13	14
工務課						1	6	7
計画係				次長兼務	1			1
工務係						1	1	2
管理係						1	4	5
浄水課						1	7	8
浄水第1係				1	1			2
浄水第2係						課長補佐兼務	10	10
浄水第3係						1	6	7
施設係						1	4	5
水質係						1	2	3
合計		1	1	3	8	12	74	94

上記以外に非常勤嘱託員3名

(5) 料金その他供給条件の設定変更に関する事項

(1) 変更前の料金表

種別	用途別	和泉上水道		
		基本水量	基本料金	超過料金
		基本水量 (m^3)	金額 (円)	($1 m^3$ につき) (円)
専用せん	家事用	8	400	70
"	官公署学校病院用	20	800	70
"	学校及び公共ゾール用	300	8,000	70
"	湯屋営業用	200	8,000	70
"	工場用	100	4,600	70
"	臨時用	10	1,000	100
共用せん	家事用	8	300	70
連用せん	家事用	8	400	70
九鬼簡易水道	-	-	200	-
計				
量				
せ				
ん				

メーター使用料金	
(m^3)	(円)
18	40
20	70
25	80
40	200
50	500
75	700
100	1,100
125	1,300
150	1,700
200	2,700
250	4,400

(ロ) 変更後の料金表

事業別	用途及び口径別	月額		使用料	値上げ率	
		メーター口径	基本料金			
和泉上水道	一般用	25mm以下	8m ² まで	従量料金(1m ³ につき)	1435	
			9~20m ² まで	90円		
			21~30m ² まで	100円		
			31~50m ² まで	120円		
			51m ² 以上	140円		
	口径別		40mm	1~20m ² まで	90円	2331
				21~30m ² まで	100円	2243
				31~50m ² まで	120円	2239
				51m ² 以上	140円	2251
	湯屋用	-	200m ² まで	80円	1192	
11,000円						
福祉施設用 民間社会福祉施設 (設のうち市長が認めるもの)	-	100m ² まで	80円	1067		
		5,500円				
共用	25mm以下	8m ² まで	80円	1568		
		500円	90円			
連用	25mm以下	8m ² まで	90円	1435		
		700円	140円			
臨時用	-	10m ² まで	180円	1800		
		1,800円				
九易 鬼水 簡道	1戸当たり 定額制	-	350円	1750		

メーター口径	メーター使用料金	値上げ率
13mm	80円	2.00
20	140	"
25	160	"
40	400	"
50	1,000	"
75	1,400	"
100	2,200	"
150	3,400	"
200	5,400	"
250	8,800	"

2. 工 事

(1) 建設改良工事概況

1. 和泉上水道第3回拡張事業

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣功年月日	備 考
配水管布設工事	南面利町	FCD ϕ 75 \times 2m FCD ϕ 100 \times 86m FCD ϕ 150 \times 274.7m	13,384,000	52. 5. 2	52. 5. 31	第5工区
"	"	FCD ϕ 100 \times 103m FCD ϕ 150 \times 415.4m	18,205,000	52. 5. 2	52. 5. 31	第6工区
"	善正町 南面利町	FCD ϕ 100 \times 446.77m	5,690,000	52. 5. 2	52. 6. 15	第3工区
"	"	FCD ϕ 100 \times 380.78m FCD ϕ 75 \times 37.6m	6,008,000	52. 5. 2	52. 6. 15	第4工区
"	"	FCD ϕ 100 \times 402.6m FCD ϕ 75 \times 10.8m S P ϕ 100 \times 12.5m	5,578,000	52. 5. 3	52. 6. 30	第1工区
"	"	FCD ϕ 150 \times 427.6m FCD ϕ 75 \times 2.5m	7,333,000	52. 5. 2	52. 6. 30	第2工区
善正加圧ポンプ場ポンプ 電気、計装、設備工事	善正町	ポンプ ϕ 65 Q=0.4 m^3/min H=9.5m 15KW \times 2台 電気設備、計装設備 ポンプ設備、テレメーター設備	2,048,000	52. 5. 12	52. 11. 30	
配水管布設工事	府中町	FCD ϕ 100 \times 72.6m FCD ϕ 150 \times 212.1m	6,016,000	52. 5. 27	52. 6. 27	

南面利配水池築造工事	南面利町	FCD ϕ 150 \times 10.4m FCD ϕ 100 \times 23m FCD ϕ 75 \times 5m V P ϕ 100 \times 9.4m RC造り V = 180 m^3 1池	22,039,000	52. 6. 1	52. 10. 28	
和田淨水場排水処理施設築造工事実施設計委託業務	和田町	土木建築工事及び機械電気計装設備工事実施設計業務委託	10,280,000	52. 6. 8	52. 8. 24	
配水管布設工事	上町	FCD ϕ 300 \times 548.15m FCD ϕ 200 \times 199.5m FCD ϕ 150 \times 53.4m	13,914,000	52. 6. 18	52. 7. 30	
舗装本復旧工事	善正町	密粒度 ASCO H = 5cm 1,338.60 m^3 粗粒度 ASCO H = 5cm 1,338.60 m^3 セメント処理碎石 H = 15cm 638.23 m^3 粒調碎石 H = 25cm 638.23 m^3 区 面 縁 巾 = 15cm 752.00 m	5,710,000	52. 6. 20	52. 7. 31	
配水管布設工事 実施設計委託業務	伏屋町他	L = 2,800m	3,100,000	52. 7. 4	52. 8. 20	
配水管布設工事	池田下町	FCD ϕ 150 \times 47.65m FCD ϕ 100 \times 9.1m FCD ϕ 75 \times 3.7m	7,556,000	52. 7. 6	52. 8. 20	
"	東阪本町	FCD ϕ 100 \times 254.7m ACP ϕ 50 \times 1.8m	3,381,000	52. 7. 18	52. 8. 18	
"	三林町 黒石町	FCD ϕ 800 \times 497.6m FCD ϕ 150 \times 5m FCD ϕ 100 \times 5.1m FCD ϕ 75 \times 1m	14,955,000	52. 7. 27	52. 9. 20	第2工区
"	"	FCD ϕ 800 \times 490.5m FCD ϕ 150 \times 8.3m	14,014,000	52. 8. 1	52. 9. 20	第1工区

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣功年月日	備 考
配水管布設工事	伏屋町	FCD ϕ 300 \times 65538m FCD ϕ 200 \times 538m FCD ϕ 150 \times 875m	23,653,000	52. 9. 10	52. 12. 15	第2工区
"	観音寺町	FCD ϕ 150 \times 409m	4,328,000	52. 10. 17	52. 11. 25	第1工区
"	"	FCD ϕ 300 \times 419m FCD ϕ 200 \times 11m	9,332,000	52. 10. 17	52. 11. 30	第2工区
"	浦田町	FCD ϕ 150 \times 58144m	10,994,000	52. 10. 17	52. 12. 16	
"	坪井町	FCD ϕ 100 \times 483m FCD ϕ 75 \times 39m S P ϕ 100 \times 1383m	8,695,000	52. 10. 18	52. 12. 15	
"	芦部町	FCD ϕ 100 \times 247.1m	4,253,000	52. 11. 1	52. 11. 30	
舗装本復旧工事	池田下町	表層工 H=5cm 1,828.09 m^2 路盤工 H=15cm 1,728.09 m^2	4,513,000	52. 11. 1	52. 12. 10	
配水管布設工事	伏屋町	FCD ϕ 300 \times 5323m FCD ϕ 125 \times 53m FCD ϕ 200 \times 20m FCD ϕ 150 \times 156m FCD ϕ 75 \times 17.6m	15,304,000	52. 11. 12	52. 12. 10	第3工区
"	"	FCD ϕ 300 \times 467.2m	10,467,000	52. 11. 15	52. 12. 20	第1工区
舗装本復旧工事	坪井町	下層道盤(粒調砕石 H=25cm) 469.74 m^2 上層道盤(セメント処理石 H=15cm) 469.74 m^2 基層工(粗粒度ASCO H=5cm) 469.74 m^2 表層工(密粒度ASCO H=5cm) 767.70 m^2	4,850,000	52. 11. 25	52. 12. 25	

配水管布設工事	万町	FCD ϕ 150 \times 510m FCD ϕ 100 \times 102m FCD ϕ 75 \times 3m	11,210,000	58. 1. 5	58. 2. 15	
"	上代町	FCD ϕ 200 \times 227.8m FCD ϕ 150 \times 228.3m	6,059,000	53. 1. 17	53. 2. 28	
"	松尾寺町	FCD ϕ 400 \times 280.18m FCD ϕ 300 \times 35m	9,349,000	53. 1. 23	53. 3. 15	第2工区
"	"	FCD ϕ 400 \times 293.8m FCD ϕ 500 \times 37.3m FCD ϕ 250 \times 30.46m	11,471,000	53. 1. 23	53. 3. 25	第1工区
"	箕形町	FCD ϕ 100 \times 149.8m	3,670,000	58. 2. 13	58. 3. 10	
加圧ポンプ設備工事	福瀬町	加圧ポンプ設備 ϕ 40ラインポンプ 0.05 m^3/min H = 48.5m 3.7KW 調整槽設備工 FRPパネルタンク V = 6.0 m^3	6,770,000	53. 3. 5	施行中	
和田浄水場 排水処理設備工事	和田町	1.排水処理棟築造工事 2.濃縮槽築造工事 3.既設排水、排泥池及びポンプ室改造工事 4.場内整地工事 5.場内配管工事 機械電気計装設備工事一式	297,000,000	53. 2. 8	施行中	

ロ. 和泉上水道改良工事

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣工年月日	備 考
配水管更生工事	今福町	クリーニングライニング FCD ϕ 75 \times 282m 布設替 FCD ϕ 75 \times 4.5m	8,679,000 円	52. 8. 6	52. 8. 20	
配水管布設工事	伯太町	FCD ϕ 150 \times 1499.4m FCD ϕ 100 \times 338m FCD ϕ 75 \times 75.3m	4,378,000	53. 1. 19	53. 2. 28	
"	三林町	FCD ϕ 75 \times 75.3m	3,357,000	53. 1. 20	53. 2. 28	
"	伯太町	FCD ϕ 150 \times 841.20m FCD ϕ 75 \times 815.0m	5,897,000	53. 2. 13	53. 3. 31	

ハ. 維持補修工事

工 事 名	施行場所	施 行 内 容	工 事 費	着工年月日	竣工年月日	備 考
山荘配水池工事	山荘町	樹脂系防水剤 1,440 m^2 コンクリート打設工 75 m^2 (底版、コンクリート、勾配)	5,600,000 円	53. 2. 3	53. 3. 18	

3. 業 務
(1) 業 務 量

区 分	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	前年度対比率
受 水 量	11,491,820 m ³	11,109,885 m ³	382,435 m ³	1.03
大阪府よりの受水量	4,828,960	4,640,300	188,660	1.04
泉北水道よりの受水量	1,764,590	2,085,550	△ 320,960	0.85
自 己 水 源	4,908,270	4,883,535	519,735	1.12
一 日 平 均 受 水 量	31,484	30,436	1,048	1.03
配 水 量	11,390,810 m ³	10,997,695 m ³	393,115 m ³	1.04
一 日 平 均 配 水 量	31,207	30,130	1,077	1.04
給 水 量 (有収水量)	9,910,005	9,348,041	561,964	1.06
一 日 平 均 給 水 量	27,150	25,611	1,539	1.06
有 収 率	87.0%	85.0%		
総 人 口	122,385人	121,761人	574人	1.00
給 水 人 口	118,631人	115,600人	3,031人	1.03
総 戸 数	34,816戸	34,138戸	178戸	1.01
給 水 戸 数	33,364戸	32,641戸	723戸	1.02
普 及 率 (人口)	97.0%	94.9%		
” (戸数)	97.2%	95.6%		

用途	別	給水量	率	栓	数	率
計	般用	8,208,477 m ³	82.8%	30,448	栓	97.7%
	口径別	1,031,112	10.4	368		1.2
量	湯屋用	70,558	0.7	12		0
	福祉施設用	6,588	0.1	2		0
七	共用	11,675	0.1	11		0
	連用	528,692	5.3	173		0.6
人	臨時用	57,903	0.6	150		0.5
	合計	9,910,005	100	31,164		100

(2) 事業収益に関する事項

区 分	本 年 度		前 年 度		増 △ 減
	金 額	率	金 額	率	
営 業 収 益	788,082,800円	83.6%	885,680,443円	85.4%	△ 97,597,643円
営 業 外 収 益	154,237,402	16.4	151,009,231	14.6	3,228,171
特 別 利 益	81,440	0			81,440
合 計	942,401,642	100	1,086,689,674	100	△ 94,288,032
1ヶ月平均収益	78,538,470		86,390,806		
1日平均収益	2,581,922		2,840,245		

(3) 事業費用に関する事項

区 分	本 年 度		前 年 度		増 △ 減
	金 額	率	金 額	率	
営 業 費 用	891,815,342円	77.4%	927,053,431円	80.4%	△ 35,238,089円
営 業 外 費 用	260,314,036	22.6	225,610,792	19.6	34,703,244
特 別 損 失	353,630	0			353,630
合 計	1,152,483,008	100	1,152,664,223	100	△ 181,215
1ヶ月平均費用	96,040,250		96,055,351		
1日平均費用	3,157,487		3,157,984		

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(1) 工事請負契約（1件5,000,000円以上）

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
5. 2. 5. 12	2,048,000.00 円	和泉上水道第3回拡張事業 善正加圧ポンプ場、ポンプ、電気、計装、設備工事	朝日企業 林 八 郎
5. 2. 6. 1	2,203,900.00	和泉上水道第3回拡張事業 南面利配水池築造工事	西野建設 佛 一 富
5. 2. 6. 17	5,998,000.00	和泉上水道第3回拡張事業 上町配水管布設工事	佛出原工務店 正 弘
5. 2. 6. 17	5,710,000.00	和泉上水道第3回拡張事業 善正町配水管布設補さく跡舗装本復旧工事	熊谷道路 佛 登 志 郎
5. 2. 7. 26	5,956,000.00	和泉上水道第3回拡張事業 三林町・黒石町配水管布設工事	佛 寄 田 組 年 文
5. 2. 7. 27	5,107,000.00	和泉上水道第3回拡張事業 三林町・黒石町配水管布設工事	高田鉄工水道工業所 高 田 業 男
5. 2. 9. 6	1,586,000.00	和泉上水道第3回拡張事業 伏屋町・池田下町配水管布設工事	白川建設 佛 健 一
5. 2. 10. 15	7,734,000.00	和泉上水道第3回拡張事業 浦田町配水管布設工事	佛井阪工務店 義 晴

52. 10. 17	6,065,000	和泉上水道第3回拡張事業 坪井町配水管布設工事	畑中水道ポンプ工業所 畑中	清 春
52. 11. 12	7,284,000	和泉上水道第3回拡張事業 伏屋町配水管布設工事	鈴木水道工業所 鈴木	初 夫
52. 11. 14	5,586,000	和泉上水道第3回拡張事業 伏屋町配水管布設工事	畑中野組	吉 雄
52. 12. 28	7,213,000	和泉上水道第3回拡張事業 万町配水管布設工事	新陽電機水道工業所 河野	市久 寿
53. 1. 13	6,179,000	和泉上水道第3回拡張事業 松尾寺町配水管布設工事	木村建設村	梯 辰 喜
53. 1. 31	5,600,000	維持補修工事 山荘配水場配水池防水工事	(有)東海産林 小直	商 直 彦
53. 2. 7	297,000,000	和泉上水道第3回拡張事業 和田浄水場排水処理設備工事	梯栗本鉄工野	所 順 次
53. 3. 4	6,040,000	和泉上水道第3回拡張事業 福瀬加庄ポンプ設備工事	朝日企業林	梯 八 郎
53. 3. 28	17,300,000	光明台水道施設建設事業 和田町小荒井水路整備工事	畑竹内建設 畑竹内	設 務

(甲) 物品購入契約 (1件5,000円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
52. 6. 23	5,118,450 ^円	FCDメカニカルセメントライニング直管 A型1種φ300×6M 85本外1件	西海機材製作所 朝長 敏 浩
52. 10. 21	5,263,390	FCDメカニカルセメントライニング直管 A型1種φ150×5M 82本外1件	大阪金紙硝 熊 城 実

(乙) その他 (1件5,000円以上)

契約年月日	契約金額	契約の内容	契約の相手方
52. 6. 2	1,028,000 ^円	和泉上水道第3回拡張事業 和田浄水場排水処理施設実施施設設計業務委託	新日本設計 土 田 仁 三 郎

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債

1. 企業債発行総額	3,910,700,000円
内本年度発行額	386,000,000円
2. 償還額	641,013,166円
内本年度償還額	58,456,912円
本年度末未償還額	3,269,686,834円

(ロ) 一時借入金

1. 前年度末残高	300,000,000円
2. 本年度借入総額	1,736,200,000円
3. 本年度返済総額	1,476,200,000円
本年度末残高	560,000,000円

昭和52年度和泉市水道事業会計収益費用明細書

収 益 の 部						
款	項	目	節	金額	備考	
水道事業収益	営業収益	給水収益		942,401,642 ^円		
				788,082,800		
			給水収益	718,554,616		
			受託工事収益		37,733,687	
			受託工事収益		37,733,687	
		その他の営業収益			81,794,497	
			手数料	1,271,777		
			材料売却収益	28,022,720		
			補償金		2,500,000	
		営業外収益			154,237,402	
		加入金		132,610,000		

			加 入 金	132,610,000	
	受 取 利 息			8,774,852	
			預 金 利 息	3,188,468	
			有 価 証 券 利 息	11,050	
			貸 付 金 利 息	5,575,339	
	雑 収 益			2,852,550	
	他 会 計 補 助 金		雑 収 入	2,852,550	
				10,000,000	
			一 般 会 計 補 助 金	10,000,000	
	特 別 利 益			81,440	
				81,440	
			過 年 度 損 益 修 正 益	81,440	
収 益 合 計				94,240,1642	

費、用、部					
款	項	目	節	金額	備考
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費		1,152,483,008 円	
				891,815,342	
				453,596,258	
			給料	63,196,737	予算額 63,219,000 円
			手当等	50,821,327	予算額 51,247,000 円
			賃金	134,000	
			法定福利費	15,855,562	予算額 15,856,000 円
			旅費	64,140	
			被服費	33,200	
			備用品費	1,305,440	
			燃料費	607,510	
			印刷製本費	249,780	
			通信運搬費	655,970	
委託料	2,540,040				
賃借料	944,580				

修繕料	959,860		
動力費	4,198,463		
薬品費	1,772,851		
材料費	12,490		
受水費	252,577,873		
請負工事費	3,904,600		
補償金	20,000		
	123,069,086		
給料	31,042,159		予算額 31,043,000 円
手当等	22,796,438		予算額 22,806,000 円
法定福利費	7,943,672		予算額 7,944,000 円
旅費	10,080		
被服費	68,800		
備用品費	917,020		
燃料費	531,383		
印刷製本費	177,744		
賃借料	840,852		
		配水及び給水費	

款	項	目	節	金額	備考
			修繕料	16,110,269 円	
			路面復旧費	1,048,030	
			材料費	4,075,579	
			請負工事費	37,507,065	
		受託工事費		33,520,348	
			路面復旧費	1,935,818	
			請負工事費	29,474,000	
			材料費	2,110,530	
		業務費		98,682,264	
			報酬	2,839,534	
			給料	42,218,006	予算額 42,219,000 円
			手当等	29,587,268	予算額 29,633,000 円
			法定福利費	10,759,663	予算額 10,760,000 円
			旅費	19,530	
			被服費	20,650	
			備消費費	146,115	

燃 料 費	382,697		
印 刷 製 本 費	1,184,360		
通 信 運 搬 費	394,280		
委 託 料	8,132,856		
手 数 料	2,608,385		
修 繕 料	388,970		
	77,784,142		
給 料	32,116,921		予算額 52,118,000 円
手 当 等	28,818,696		予算額 23,319,000 円
法 定 福 利 費	8,053,368		予算額 8,054,000 円
旅 費	888,540		
被 服 費	16,000		
退 職 給 与 金	5,000,000		
厚 生 費	258,580		
備 消 品 費	800,027		
燃 料 費	360,456		
光 熱 水 費	673,314		
総 係 費			

款	項	目	節	金額	備考
			印刷製本費	1,190,566 ^円	
			通信運搬費	262,550	
			委託料	1,645,476	
			手数料	199,600	
			賃借料	27,500	
			広告料	70,000	
			修繕料	313,960	
			研修費	126,750	
			交際費	498,110	予算額 500,000円
			食糧費	516,931	
			会費負担金	429,762	
			保険料	793,490	
			諸謝金	108,250	
			公課費	165,300	
		減価償却費		8,058,522	
		有形固定資産 減価償却費		8,042,252	

			無形固定資産 減価償却費	110,000	
	資産減耗費			88,448	
			固定資産除却費	88,300	
			棚卸資産減耗費	148	
	その他の営業費用			24,539,574	
			材料売却原価	24,539,574	
				260,314,036	
	営業外費用			260,314,036	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		209,916,726	
		一時借入金利息		50,332,464	
		企業債手数料 及び取扱諸費		64,846	
	特別損失			353,630	
		過年度損益修正損		353,630	
		過年度損益修正損		353,630	
	費用合計			1,152,483,008	

昭和52年度和泉市水道事業會計資本的収支明細書

收 入

款	項	目	節	金 額	備 考
資本的収入	企 業 債	企 業 債		451,457,000円	
				386,000,000	
	工 事 負 担 金	工 事 負 担 金	企 業 債	386,000,000	
				386,000,000	
負 担 金	工 事 負 担 金	工 事 負 担 金		60,957,000	
				60,957,000	
	他 会 計 負 担 金	他 会 計 負 担 金	工 事 負 担 金	60,957,000	
				4,500,000	
収 入 合 計			451,457,000		

支

出

款	項	目	節	金額	備考
資本的支出	建設改良費	事務費		568,896,764 ^円	
				510,489,852	
				24,992,800	
			給料	1,286,805.2	予算額 12,363,052 円
			手当等	9,296,757	予算額 9,296,757 円
			法定福利費	2,855,191	予算額 2,855,191 円
			旅費	88,970	
			被服費	17,200	
			備用品費	29,482	
			燃料費	171,416	
			印刷製本費	164,882	
			賃借料	60,900	
				898,240,532	
				270,286,000	
				28,556,000	
		擴張工事費			
		請負工事費			
		路面復旧費			

款	項	目	節	金額	備考
			材料費	94,302,370円	
			補償金	84,900	
			負担金	11,262	
		改良工事費		31,819,727	
			給料	2,656,189	予算額 2,688,000円
			手当等	3,726,454	予算額 3,728,000円
			法定福利費	821,524	予算額 833,000円
			旅費	14,950	
			被服費	8,600	
			備用品費	356,930	
			燃料費	34,956	
			印刷製本費	79,430	
			請負工事費	17,560,000	
			路面復旧費	818,000	
			材料費	5,464,950	
			負担金	277,744	
		配水管 整備事業費		10,450,000	
			請負工事費	6,750,000	

	材 料 費	3,700,000	
		84,791,259	
	給 料	4,018,928	予算額 4,018,928 円
	手 当 等	3,160,081	予算額 3,160,081 円
	法定福利費	1,002,991	予算額 1,002,991 円
	旅 費	6,020	
	被 服 費	12,900	
	備 消 品 費	60,420	
	燃 料 費	112,938	
	印刷製本費	124,871	
	請負工事費	1,418,000	
	材 料 費	14,874,110	
		15,145,534	
	固定資産購入費	2,873,100	
	量 水 器 費	12,272,484	
		58,456,912	
		58,456,912	
	元 金	58,456,912	予算額 58,457,000 円
		568,896,764	
光 明 台 水 道 施 設 建 設 費			
営 業 設 備 費			
企 業 債 償 還 金			
支 出 合 計			

有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却引当金	年度末償却未済高	備考
有形固定資産	5,048,240,862	242,752,062	1,892,596,180	5,583,165,305	558,996,914	5,024,168,391	
土地	310,571,953	1,284,491	0	3,234,168,664	0	3,234,168,664	
施設用地	310,571,953	1,284,491	0	3,234,168,664	0	3,234,168,664	
建物	1,888,524,69	81,798,000	0	2,706,504,69	203,996,883	250,250,786	
事務所用建物	28,960,000	2,461,000	0	31,421,000	2,919,168	28,501,832	
施設用建物	159,892,469	79,337,000	0	239,229,469	17,480,515	221,748,954	
構造物	2,268,377,141	145,409,977	0	8,722,476,911	371,231,054	8,351,245,857	
原水及び浄水設備	217,503,527	124,856,000	0	342,359,527	29,623,015	312,736,512	
配水及び給水設備	1,997,979,332	1,323,368,770	0	3,321,348,102	330,017,783	2,991,330,319	
その他構築物	528,942,822	58,750,000	0	58,769,282	11,590,256	47,179,026	
機械及び装置	283,043,574	348,794,000	0	631,837,574	118,834,493	513,003,081	

電気設備	11,259,448.0	130,968,000	0	24,356,248.0	336,400,450	209,922,435
ポンプ設備	70,028,782	95,750,000	0	165,778,782	254,723,333	140,306,449
塩素滅菌設備	28,698,186	83,990,000	0	37,097,186	115,816,667	255,155,191
その他機械装置	71,722,126	113,677,000	0	185,399,126	481,404,448	137,258,678
量水器	74,052,695	27,794,506	515,545	101,331,656	299,631,400	71,368,516
車輛及び運搬具	11,521,553	1,905,100	1,003,000	124,236,533	679,522,222	562,843,100
自動車	11,521,553	1,905,100	1,003,000	124,236,533	679,522,222	562,843,100
工具器具及び備品	22,055,707	41,220,000	209,847	259,678,660	11,773,322	14,194,538
建設仮勘定	1,889,765,770	496,162,336	1,890,867,788	495,060,318	0	495,060,318
和泉上水道 第3回拡張事業	11,996,111,140	418,233,332	11,996,111,140	418,233,332	0	418,233,332
和泉上水道 改良工事	19,193,739,700	32,656,525	19,300,819,500	31,585,727	0	31,585,727
配水管整備事業	7,738,000	10,481,220	7,769,220	10,450,000	0	10,450,000
光明台水道 施設建設事業	490,479,233	34,791,259	490,479,233	34,791,259	0	34,791,259
総計	50,482,408,622	242,752,062,336	1,892,596,180	558,316,530,500	558,996,914	502,416,839,100

無形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	当年度減価償却費	年度末現在高	備考
無形固定資産	511,500 円	0 円	0 円	110,000 円	401,500 円	
水利権	360,000	0	0	50,000	310,000	
借地権	60,000	0	0	60,000	0	
電話加入権	91,500	0	0	0	91,500	
総計	511,500	0	0	110,000	401,500	

企 業 債 明 細 書

種 類	發 行 年 月 日	發 行 總 額	償 還 高		未 償 還 殘 高	發 行 價 格	利 率	償 還 終 期	借 入 先
			當 年 度 償 還 高	償 還 高 累 計					
昭 和 2 8 年 度	昭 和 29. 4. 15 31. 4. 27	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	6.5	(償還済)	大 藏 省 資 金 運 用 部
昭 和 3 0 年 度 地 方 公 營 企 業 等 資 金			0						
昭 和 3 1 年 度	32. 5. 31	24,000,000	1,467,523	17,094,840	6,905,660	24,000,000	"	57. 3. 1	"
昭 和 3 2 年 度	33. 5. 30	30,000,000	1,691,953	19,708,605	10,291,995	30,000,000	"	58. 2. 1	"
昭 和 3 4 年 度	35. 5. 30	3,000,000	154,206	1,594,373	1,405,627	3,000,000	"	60. 2. 1	"
昭 和 3 5 年 度	36. 2. 28	18,000,000	852,169	8,810,741	9,189,259	18,000,000	"	61. 2. 1	"
昭 和 3 6 年 度	37. 5. 21	29,000,000	1,287,867	12,822,145	16,177,855	29,000,000	"	62. 2. 1	"
"	"	7,000,000	310,865	3,095,000	3,905,000	7,000,000	"	"	"
昭 和 3 7 年 度	38. 4. 9	9,000,000	368,645	3,670,275	5,329,725	9,000,000	"	63. 2. 1	"
"	"	30,000,000	1,272,808	11,598,269	18,401,731	30,000,000	"	"	"
"	"	34,000,000	1,416,854	18,522,945	20,477,055	34,000,000	"	"	"
昭 和 3 8 年 度	39. 3. 10	17,000,000	653,184	6,236,414	10,768,586	17,000,000	"	64. 2. 1	"

種 類	發 行 年 月 日	發 行 總 額	債 還 高		未 償 還 殘 高	發 行 價 格	利 率	償 還 終 期	借 入 先
			當 年 度 償 還 高	債 還 高 累 計					
昭 和 3 8 年 度 地 方 公 營 企 業 等 資 金	昭 和 39. 4. 21	84,000,000	1,328,592	12,106,591	21,893,409	34,000,000	6.5%	64. 2. 1	大 藏 省 資 金 運 用 部
昭 和 3 9 年 度	40. 3. 20	41,000,000	1,477,713	13,465,484	27,534,566	41,000,000	"	65. 2. 1	"
"	40. 3. 27	10,000,000	380,819	2,904,110	7,095,890	10,000,000	"	"	"
昭 和 4 0 年 度	41. 3. 25	88,000,000	2,069,270	15,780,169	72,219,831	88,000,000	"	71. 2. 1	"
"	41. 5. 10	16,000,000	376,230	2,869,121	13,130,879	16,000,000	"	"	"
"	41. 9. 28	3,800,000	87,748	737,501	3,062,499	3,800,000	"	"	"
昭 和 4 1 年 度	42. 4. 25	36,000,000	772,655	6,428,505	29,571,495	36,000,000	"	72. 3. 1	"
"	42. 10. 27	128,000,000	2,749,805	22,757,782	105,242,218	128,000,000	"	"	"
昭 和 4 2 年 度	43. 12. 25	67,000,000	1,519,352	8,850,424	58,149,576	67,000,000	"	"	"
昭 和 4 3 年 度	44. 5. 30	17,000,000	356,454	2,076,392	14,923,608	17,000,000	"	73. 3. 1	"
昭 和 4 4 年 度	45. 3. 20	70,000,000	1,358,602	7,914,030	62,085,970	70,000,000	"	74. 3. 1	"
昭 和 4 5 年 度	46. 3. 25	96,000,000	1,796,862	6,546,579	89,453,421	96,000,000	"	75. 3. 1	"
昭 和 4 6 年 度	47. 3. 31	78,000,000	1,249,535	4,552,482	73,447,518	78,000,000	"	77. 3. 1	"
昭 和 4 7 年 度	48. 8. 15	125,000,000	1,878,831	5,293,133	119,706,817	125,000,000	"	78. 3. 1	"
"	48. 12. 20	26,000,000	376,290	1,057,915	24,942,085	26,000,000	6.75	"	"

昭和48年度	49. 3. 25	106,000,000	0	0	0	106,000,000	106,000,000	7.5	79. 3. 1	"
昭和49年度	50. 5. 31	198,000,000	0	0	0	198,000,000	198,000,000	8.0	80. 3. 1	"
"	50. 9. 20	12,000,000	0	0	0	12,000,000	12,000,000	"	80. 9. 1	"
昭和50年度	51. 3. 25	249,000,000	0	0	0	249,000,000	249,000,000	7.5	81. 3. 1	"
"	51. 5. 31	3,000,000	0	0	0	3,000,000	3,000,000	"	"	"
昭和51年度	52. 5. 25	812,000,000	0	0	0	812,000,000	812,000,000	"	82. 3. 1	"
"	"	3,000,000	0	0	0	3,000,000	3,000,000	"	"	"
昭和52年度	53. 3. 31	7,000,000	0	0	0	7,000,000	7,000,000	6.5	83. 3. 1	"
"	"	118,000,000	0	0	0	118,000,000	118,000,000	"	"	"
昭和35年度	36. 3. 20	115,000,000	0	0	115,000,000	0	0	7.3		公营企業金融公庫 (償還済)
昭和40年度	41. 3. 20	115,000,000	0	0	115,000,000	0	0	7.6		
昭和41年度	42. 3. 20	72,000,000	3,570,438	29,154,744	29,154,744	42,845,256	72,000,000	7.0	65. 3. 20	"
"	42. 3. 28	7,000,000	350,000	2,800,000	2,800,000	4,200,000	7,000,000	"	"	"
昭和42年度	43. 3. 20	40,000,000	2,000,000	14,000,000	14,000,000	26,000,000	40,000,000	"	66. 3. 20	"
昭和43年度	44. 3. 20	9,000,000	450,000	2,700,000	2,700,000	6,300,000	9,000,000	"	67. 3. 20	"
"	"	175,400,000	8,352,380	75,171,440	75,171,440	100,228,560	175,400,000	"	65. 3. 20	"
昭和44年度	45. 3. 20	39,000,000	1,950,000	9,750,000	9,750,000	29,250,000	39,000,000	"	68. 3. 20	"

種 類	發 行 年 月 日	發 行 總 額	債 還 高		未 償 還 高	發 行 價 格	利 率	償 還 終 期	借 入 先
			當 年 度 償 還 高	償 還 高 累 計					
昭 和 4 5 年 度 地 方 公 營 企 業 等 資 金	昭 和 46. 3. 20	49,000,000 ^円	2,450,000 ^円	9,800,000 ^円	39,200,000 ^円	49,000,000 ^円	6.7%	69. 3. 20	公 營 企 業 金 融 公 庫
昭 和 4 6 年 度	47. 3. 20	40,000,000	2,000,000	6,000,000	34,000,000	40,000,000	"	70. 3. 20	"
昭 和 4 7 年 度	48. 3. 20	56,000,000	2,800,000	5,600,000	50,400,000	56,000,000	6.4	71. 3. 20	"
"	48. 3. 22	8,000,000	400,000	800,000	7,200,000	8,000,000	"	"	"
昭 和 4 8 年 度	49. 3. 20	54,000,000	0	0	54,000,000	54,000,000	7.7	74. 3. 20	"
昭 和 4 9 年 度	50. 3. 20	82,000,000	0	0	82,000,000	82,000,000	8.2	78. 3. 20	"
昭 和 5 0 年 度	51. 3. 20	107,000,000	0	0	107,000,000	107,000,000	7.7	79. 3. 20	"
昭 和 5 1 年 度	52. 3. 20	467,000,000	0	0	467,000,000	467,000,000	"	80. 3. 20	"
"	52. 3. 30	36,000,000	0	0	36,000,000	36,000,000	"	"	"
昭 和 5 2 年 度	53. 3. 20	156,000,000	0	0	156,000,000	156,000,000	6.7	81. 3. 20	"
"	53. 3. 22	73,000,000	0	0	73,000,000	73,000,000	"	"	"
昭 和 3 1 年 度	32. 4. 25	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000	6.5	(償 還 済)	郵 政 省 簡 易 保 險 局
昭 和 3 2 年 度	33. 5. 28	3,000,000	173,533	1,970,151	1,029,849	3,000,000	"	58. 3. 31	"
昭 和 3 5 年 度	36. 5. 31	25,000,000	1,184,470	12,246,472	12,753,528	25,000,000	"	61. 3. 31	"
昭 和 3 6 年 度	37. 5. 25	23,000,000	1,022,189	10,177,034	12,822,966	23,000,000	"	62. 3. 31	"

昭和30年度 昭和三9年度 第1回公債	30.11.10 { 40.5.28	86,000,000	0	86,000,000	0	86,000,000	0	7.3 { 7.8	(償還済)	住友銀行 及 株式会社 泉州銀行
昭和46年度	47.3.31	4,500,000	450,000	1,800,000	2,700,000	4,500,000	2,700,000	7.5	54.3.31	住友銀行
"	"	4,500,000	450,000	1,800,000	2,700,000	4,500,000	2,700,000	"	"	泉州銀行
昭和47年度	48.8.31	10,500,000	1,050,000	2,625,000	7,875,000	10,500,000	7,875,000	8.0	55.8.31	住友銀行
"	"	10,500,000	1,050,000	2,625,000	7,875,000	10,500,000	7,875,000	"	"	泉州銀行
昭和48年度	49.3.30	7,500,000	750,000	1,500,000	6,000,000	7,500,000	6,000,000	9.2	56.3.30	住友銀行
"	"	7,500,000	750,000	1,500,000	6,000,000	7,500,000	6,000,000	"	"	泉州銀行
昭和49年度	50.3.31	13,500,000	0	0	13,500,000	13,500,000	13,500,000	9.7	60.3.31	住友銀行
"	"	13,500,000	0	0	13,500,000	13,500,000	13,500,000	"	"	泉州銀行
昭和50年度	51.3.31	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000	20,000,000	9.1	61.3.31	住友銀行
"	"	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000	20,000,000	"	"	泉州銀行
合計		3,910,700,000	58,456,912	641,013,166	3,269,686,834	3,910,700,000	3,269,686,834			

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） それでは、ただいま上程されました昭和52年度和泉市水道事業会計決算について御説明申し上げます。

まず、16ページの事業報告から申しますと、本年度も引き続き景気の低迷により、前年度対比で給水入口において約3%、給水量で約6%の伸びにとどまりました。一方、52年10月より府管水道並びに泉北水道の受水料金が大幅にアップされましたので、44年2月以降据え置いてまいりました本市の水道料金等を、議員皆様方の深い御理解によりまして改定の御議決賜り、財政健全化に向けて第一歩を踏み出したものでございます。ここに改めて厚く御礼申し上げますのでございます。

なお、本年度決算におきましては、改定によるところの効果が少ししか出ておりませんが、53年度よりはその効果を期待いたしておりますので、経済活動に急激な変動がない限り、健全化計画目標年次の55年度末には、累積する不良債務を解消いたしたく考えておりますので、よろしく御指導、御援助のほどお願い申し上げる次第でございます。

次に、本年度の給水状況でございますが、夏季の降雨量が例年に比べ少なく渇水に見舞われ、受水制限を受けましたが、幸いにしてピーク時を過ぎておりましたので、大事に至らず危機を脱しました。

また、建設改良工事の概況につきましては、第3回拡張事業は、前年度に引き続き善正加圧ポンプ設備工事、南面利配水池築造工事、福瀬加圧ポンプ設備工事及び配水管布設工事をそれぞれ計画に基づき施行し、念願の未給水地域につきましても、ようやくして解消できるようになった次第でございます。

また、本年度より2カ年継続工事として、和田浄水場排水処理設備工事を着工いたしました。改良工事及び配水管整備事業につきましては、水量増強のため配水管布設及び配水管更生工事を施行し、光明台水道施設建設事業は、公団負担で配水管布設工事を、受託工事につきましても、配水管移設、給水管取出工事を、それぞれ原因者負担で施行いたしました。

維持補修工事につきましても、配給水管漏水調査委託と山荘配水場、配水池防水工事、給水管切りかえ工事等を施行いたしました。

普及の状況につきましては、昭和53年3月31日現在、総人口12万2,335人に対し、戸数別97.2%、人口別97%と相なっておりますのでございます。

それでは前に戻りまして、1ページの決算報告書以下について申し上げます。

収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第1款、水道事業収益予算額合計9億8,663万円に対し決算額9億4,240万1,642円となっており、予算額に比べ577万1,642

円の増となっております。決算額の内訳は、第1項、営業収益で7億8,808万2,800円、第2項、営業外収益で1億5,423万7,402円、第3項、特別利益8万1,440円となっております。

一方、支出につきましては、第1款、水道事業費用予算額合計11億7,227万8,000円に対し決算額11億5,248万3,008円、不用額1,979万4,992円となっております。不用額につきましては、受水費、請負工事費、材料費等であります。

なお、決算額の内訳は、第1項、営業費用8億9,181万5,342円、第2項、営業外費用2億6,031万4,036円、第3項、特別損失35万3,630円でございます。第4項、予備費については決算額はなく、予算額100万円は、全額不用額となっております。

次に、建設改良工事を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。まず、収入では、第1款、資本的収入予算額合計5億8,163万3,531円に対し決算額4億5,145万7,000円であります。その内訳をいたしましては、第1項、企業債予算額合計4億9,800万円に対し決算額3億8,600万円で、予算額に比べ1億1,200万円の収入減となっております。これは第3回拡張事業の一部が関連工事のおくれたことにより、借入れが53年度に繰り越された結果でございます。次に、第2項、工事負担金予算額合計6,523万3,531円に対し決算額6,095万7,000円で、予算額に比べ427万6,531円の収入減となっております。これは一般の開発行為が見込みより少なかったことによるものであります。第3項負担金でございますが、予算額合計450万円に対し決算額450万円、これは一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であります。第4項、補助金は、予算額合計1,390万円に対し決算額は零となっておりますが、これは国庫補助対象工事が、関連工事のおくれたことにより収入されなかったものであり、第1項、企業債同様、53年度に収入予定いたしておるものでございます。

一方支出につきましては、資本的支出予算額合計7億6,14万7,913円に対し決算額5億6,889万6,764円あります。決算額の内容につきましては、第1項、建設改良費で5億1,043万9,852円、その内容は、継続事業の第3回拡張事業費に4億1,823万3,332円、改良工事費に3,181万9,727円、配水管整備事業費に1,045万円、光明台水道施設建設費に3,479万1,259円、営業設備費に1,514万5,534円となっております。

なお、翌年度へ繰り越される継続費繰越額1億2,868万1,050円を除き857万99円の不用額が生じておりますが、これは改良工事費と営業設備費に係るものであります。

なお、これら工事概要につきましては、22ページ以下に記載いたしております。

次に、第2項、企業債償還金につきましては、決算額5,845万6,912円となっております。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,743万9,764円は、前

年度よりの繰越額にかかる財源充当額 3,289万1,000円及び借入金 8,454万8,764円で補てんいたしておるものであります。

次に、5ページの昭和52年度和泉市水道事業損益計算書について申し上げます。これは昭和52年度における本市水道事業の経営成績を明らかにするものでございまして、簡単に御説明いたしますと、営業収益では、給水収益以下で7億8,808万2,800円、営業費用では、原水及び浄水費以下で8億9,181万5,342円となり、営業収益より差し引きいたしますと、1億3,73万2,542円の営業損失と相なるものでございます。

次に、営業外収益でございしますが、加入金外で1億5,423万7,402円となるものでございます。営業外費用として支払利息及び企業債取扱諸費 2億6,031万4,036円を営業外収益より差し引きいたしますと、1億6,07万6,634円の営業外損失となり、さきの営業損失を加えますと、2億9,80万9,176円の経常損失となるものでございます。

次に、いずれも水道料金に係るものでありますが、特別利益として過年度分損益修正益及び過年度損益修正損を差し引きいたしますと、特別損失 27万2,190円となり、さきの経常損失に加え、当年度純損失 2億1,008万1,366円となります。これに前年度繰越欠損金 2億7,590万4,944円を合計いたしますと、当年度未処理欠損金 4億8,598万6,310円と相なるものでございます。

なお、この損益計算書の詳細につきましては、34ページ以下の収益費用明細書のとおりでございします。

次に、7ページの剰余金計算書に移ります。欠損金の部から申しますと、前年度未処理欠損金 2億7,590万4,944円は処理する方法がなく、全額繰越欠損としており、これに先ほど申し上げました当年度純損失 2億1,008万1,366円を加え、当年度未処理欠損金 4億8,598万6,310円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございしますが、国庫補助金及び府補助金はそれぞれ移動がなく、そのまま翌年度へ繰り越すものでございます。

工事負担金でございしますが、15億2,653万8,452円に、本年度収入された工事負担金 6,095万7,000円を加え、15億8,749万5,452円となるものでございます。

次に、負担金でございしますが、前年度末残高 2,100万円に、一般会計よりの消火栓新設負担金 450万円を加え、年度末残高は 2,550万円となるものでございます。

受贈財産評価額でございしますが、前年度末残高 3,441万6,657円に対し、当年度中に住宅公団外より寄贈を受けた資産を 2,595万5,211円と評価し、年度末残高 6,037万1,868円となり、以上をそれぞれ合計いたしますと、翌年度繰越資本剰余金は、16億8,709万3,7

20円となるものでございます。

次は、欠損金処理計算書(案)でございますが、当年度未処理欠損金4億8,598万6,310円は、処理する財源がございませんので、全額翌年度へやむなく繰り越すものでございます。

なお、貸借対照表につきましては省略させていただき、以上、簡単でございますが、昭和52年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。決算付属書類として18ページ以下に各明細書を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、何とぞ速やかに御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

- 21番(直村静二君) いまも聞いておりますと、当年度の赤字が2億1,000万円、累積で4億8,000万円ないし5億ということですね。一つは、府受水の依存率が上がってきた。その中で、ことしの夏に琵琶湖の水が危険水位を割ったので和泉市が節水を呼びかけるといった場合、この赤字の解消が非常にむずかしい。つまり水はたくさん飲んでもらわんと料金値上げの効果が出ない。同時に府営水の依存率が高いから節水となる。

そうすると、和泉市の自己水源の開発、この辺の問題を十分付託されるであろう委員会で行っておいてもらわんと、光明台の事業についても全部原因者負担で金を取ってるものの、これから人口がふえて漏水になったときに大変です。建設改良工事にしても、最終決算では2億6,000万円の支払利息が大きくなっていく。純欠損が2億1,000万円です。そうすると、支払利息が市民にかかってくる。実際の赤字は、利息分が赤字になったということでは困る。この点十分将来の見通しとして、赤字の解消のためとは言いながら水は供給せないかん、そして飲んでもらわないかん。そしていかんと収益は減るということなので、どうしても和泉市の自己水源の開発について、委員会でも十分検討してもらわないかんということで、意見として申し上げておきます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。

- 13番(赤阪和見君) 漏水対策の問題ですが、一昨年が165万トン、52年度が148万トンというふうにある程度少なくなってると思いますが、こうした漏水状態が続く中、これだけの水が年間を通じて漏水してる。要は、出た水がそれだけ収益になるという方向が大事であり、特に夏場になれば、先ほども出てましたが、自己水の確保という面から見ると、市総合開発計画では、60年度には人口20万人と推定されております。その中で和泉市の自己水の開発をどうしていくかという計画も、総合計画にあわせてやっていってもらわなければならない。

もう一つは、工事請負契約の相手方でいろいろ本会議でも問題になっていますが、昭和52年11月14日、和泉上水道第3回拡張事業伏尾町配水管布設工事、中野組が相手方になっており

ますが、土木の方でいろいろ新設の道路で中野組自身が問題になって強制買収をかけないかという、市に協力しないという業者だということですが、その点お聞かせ願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 水道部長（田中稔君） 中野組のことにつきましては、私どもも全く知らんということではないわけですが、直接水道部と中野組との関係はないわけでごさいます、そういうことも配慮しながら、中野組については全面的に排除しているのではなく、そういうことも十分参考にして踏まえながら中野組を指名している場合もあるということで、御了承願いたいと思います。
- 13番（赤阪和見君） 詳細は付託されるであろう決算委員会で聞きたいということで、意見として申し上げておきます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については十分御審議願いたいと思いますので、本決算の審査につきましては、過日の議会運営委員会の決定に基づき、決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中の御審議をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、決算委員の選任についても、さきの議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、今会期中に選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第13「昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第2号

昭和52年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により昭和52年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度

和泉市病院事業会計決算書

和泉市立病院

決算概要

収益の収入額	1,098,243,496円
収益の支出額	1,405,927,856
当年度純損失	307,684,360
前年度繰越欠損金	1,001,356,862
欠損金累計	1,309,041,222
資本の収入額	2,155,421,417円
資本の支出額	2,190,409,727

昭和52年度

和泉市病院事業会計決算書

昭和52年度和泉市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区	分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
		当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源充当 額	合 計			
第1款	病院事業収益	920,573,000	159,333,000	0	1,079,906,000	1,098,243,496	18,337,496	
	第1項 医療収益	826,859,000	71,699,000	0	898,558,000	916,170,658	17,612,658	
	第2項 医療外収益	53,234,000	87,634,000	0	140,868,000	141,592,838	724,838	
	第3項 特別利益	404,800,000	0	0	404,800,000	404,800,000	0	

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	修正予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 病院事業費用	1,264,704,000	168,569,000	0	0	0	1,433,273,000	0	1,433,273,000	1,405,927,856	0	27,345,144	
第1項 医業費用	1,076,466,000	172,547,000	0	0	0	1,249,013,000	0	1,249,013,000	1,223,447,158	0	25,565,842	
第2項 医業外費用	187,937,000	△3,978,000	0	0	0	183,959,000	0	183,959,000	182,480,698	0	1,478,302	
第3項 特別損失	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	0	1,000	
第4項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	0	300,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予算額						決算額	予算額 比へ決算 額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業 法第28条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費 繰越額 に係る財 源充当額	合計			
第1款 資本的収入	889,813,000	470,410,000	1,360,223,000	0	902,100,000	2,262,323,000	2,155,421,417	△106,901,583	
第1項 他会計出資金	20,813,000	98,410,000	59,223,000	0	0	59,223,000	59,223,000	0	
第2項 企業債	869,000,000	482,000,000	1,301,000,000	0	902,100,000	2,203,100,000	2,095,500,000	△107,600,000	
第3項 貸付金償還金	0	0	0	0	0	0	698,417	698,417	

支 出

区 分	予 算						翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 運 次 繰越額	合 計	地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	運 次 繰越額		合 計
第1款資本的支出	930,298,000	470,410,000	0	1,400,708,000	0	902,100,000	2,302,808,000	0	107,540,000	107,540,000	4,853,273
第1項建設改良費	875,738,000	470,410,000	0	1,346,148,000	0	902,100,000	2,248,248,000	0	107,540,000	107,540,000	4,852,643
第2項企業債償還金	54,560,000	0	0	54,560,000	0	0	54,560,000	0	0	0	690

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,498,8310円は、損益勘定特別利益により補てんした。

昭和52年度 和泉市病院事業損益計算書

(昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで)

(単位：円)

1. 医業収益		
(1) 入院収益	523,873,854	
(2) 外来収益	361,144,279	
(3) その他の医業収益	31,152,525	916,170,658
2. 医業費用		
(1) 給与費	733,339,718	
(2) 材料費	345,721,538	
(3) 経費	114,340,516	
(4) 減価償却費	15,589,520	
(5) 資産減耗費	10,450,746	
(6) 研究修費	4005,120	1,223,447,158
医業損失		307,276,500
3. 医業外収益		
(1) 受取利息配当金		1,511,718

(2)	他会計補助金	128,299,000	
(3)	国庫(府)補助金	2,459,000	
(4)	患者外給食収益	8,008,480	
(6)	その他医業外収益	<u>1,314,640</u>	141,592,838

4. 医業外費用

(1)	支払利息及び 企業債取扱諸費	175,236,267	
(2)	患者外給食材料費	7,164,431	
(3)	雑損	<u>80,000</u>	182,480,698
	経常損失		<u>348,164,360</u>

5. 特別利益

	当年度純損失		<u>40,480,000</u>
	前年度繰越欠損金		307,684,360
	当年度未処理欠損金		<u>1,001,356,862</u>
			<u>1,809,041,222</u>

昭和52年度 和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで)

(単位：円)

欠 損 金 の 部

1.	欠 損 金	
	1. 前年度未処理欠損金	1,001,356,862
	2. 前年度欠損金処理額	0
	繰越欠損金年度末残高	1,001,356,862
	3. 当年度純損失	307,684,360
	当年度未処理欠損金	1,309,041,222

資 本 剰 余 金 の 部

1.	府 補 助 金	
	1. 前年度末残高	1,118,000
	2. 前年度処分額	0
	3. 当年度発生高	0
	4. 当年度処分額	0
	5. 当年度末残高	1,118,000
	次年度繰越資本剰余金	1,118,000

昭和52年度 和泉市病院事業欠損金処理計算書(案)

(単位:円)

1,309,041,222

1. 当年度未処理欠損金

0

2. 欠損金処理額

1,309,041,222

3. 翌年度繰越欠損金

昭和52年度和泉市病院事業貸借対照表

(昭和53年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

1. 土地		153,235,865
2. 建物	2,222,815,983	
建物減価償却引当金	50,199,953	2,172,116,030
3. 構築物	2,946,791	
構築物減価償却引当金	793,110	2,153,681
4. 車輦	3,330,000	
車輦減価償却引当金	1,111,536	2,218,464
5. 器械及備品	613,742,690	
器械備品減価償却引当金	31,005,062	582,737,628
6. 建設仮勘定		2,630,020
有形固定資産合計		2,915,091,688

(2) 無形固定資産

1. 電話加入権 2,347,556 2,347,556

(3) 投資

1. 投資有価証券 7,215,404

2. 長期貸付金 8,800,818

投資合計 16,016,222

固定資産合計 2,938,455,466

2. 流動資産

(1) 現金預金 128,720,103

(2) 未収金 178,529,036

(3) 貯蔵品 9,796,654

(4) 前払金 750,000

流動資産合計 317,795,793

資産合計 3,251,251,259

負債の部

3. 固定負債		
(1) 特例債	242,960,000	
(2) その他固定負債	<u>16,633,835</u>	
固定負債合計		259,593,835
4. 流動負債		
(1) 一時借入金	1,200,000,000	
(2) 未払金	86,713,042	
(3) その他流動負債		
1. 預り金(共済基金)	3,100,000	
2. 預り金	<u>10,064,914</u>	
その他流動負債合計		<u>13,164,914</u>
流動負債合計		1,299,877,956
負債合計		<u>1,559,471,791</u>

資 本 の 部

5. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	261,551,371	
(2) 借 入 資 本 金		
1. 企 業 債	<u>2,738,151,319</u>	
資 本 金 合 計		2,999,702,690
6. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
1. 府 補 助 金	1,118,000	
(2) 欠 損 金		
(当 年 度 純 損 失)	(307,684,360)	
当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>1,309,041,222</u>	
欠 損 金 合 計		<u>1,309,041,222</u>
剰 余 金 合 計		<u>△1,307,923,222</u>
資 本 合 計		<u>1,691,779,468</u>
負 債 資 本 合 計		<u>3,251,251,259</u>

決算附屬書類

昭和52年度和泉市病院事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

市民の健康を守り、地域の公的基幹病院として増大する医療需要に対処すべく、病院整備事業を推進してまいっておりますが、昭和52年12月、議会・委員会をはじめ関係方面の絶大な御支援のお陰で増築新館が完成、同月12日から診療を開始いたしました。入院規模を201床に拡張すると共に、リニアック、シンチレーションカメラ、特殊撮影装置、自動分析装置等、高度医療を行なうに必要な医療用機器を購入し、施設・設備の整備充実を図り、診療科では産婦人科を新設、外来診療を開始しました。

病院の利用状況は、入院で42,814人(一日平均117.3人)外来で95,251人(一日平均320.7人)です。入院は新館への移動等で昨年比1%の減、外来では一日平均32人11%増となっています。次に財政面でみた場合、患者一人一日当り収益では、前年度に比べ、入院で1,090円、外来で103円の伸びがあり、総収益では11億円、前年度比15.6%の増収となりました。費用については増床の為の諸経費増があり、併せて新館工事費の借入利息が増嵩し支払利息は55.8%増の1億7千5百万円となりました。従って総費用は14億円、前年度比24.1%の支出増となり、この結果本年度は3億円の純損失を生じました。

病院財政は昭和53年2月の診療報酬引上げにより、全国的には収支不均衡がかなり改善されつつありますが、当病院では整備事業の過渡的期間に当りますため単年度赤字累増の事態となっており、年々苦しい資金運用を続けておりますが、引き続き本館の改造工事、看護婦宿舎増設工事を推進し、早期に計画どおり303床規模に整備を果たし、医療の質・量の拡大充実を期すると共に、病院財政健全化のため先づ医療収支の均衡に向け全力を尽くす所存であります。

(2) 議会 議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
議定第 2 号	昭和 51 年度和泉市病院事業会計決算認定について	昭和 52 年 9 月 30 日	昭和 52 年 12 月 21 日
議案第 58 号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	昭和 52 年 10 月 7 日	昭和 52 年 10 月 7 日
議案第 59 号	昭和 52 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 1 号)	昭和 52 年 10 月 7 日	昭和 52 年 10 月 7 日
議案第 68 号	昭和 52 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 2 号)	昭和 52 年 12 月 23 日	昭和 52 年 12 月 23 日
議案第 11 号	昭和 53 年度和泉市病院事業会計予算	昭和 53 年 3 月 10 日	昭和 53 年 3 月 29 日
議案第 33 号	昭和 52 年度和泉市病院事業会計補正予算(第 3 号)	昭和 53 年 3 月 16 日	昭和 53 年 3 月 16 日

(3) 行政官庁認可事項

件名	申請先	申請年月日	許可年月日
放射性同位元素の使用許可申請	科学技術庁長官	昭和52年5月25日	昭和52年7月13日
病院開設許可事項中一部変更許可申請	大阪府知事	昭和52年12月1日	昭和52年12月6日
病院構造設備使用許可申請	"	昭和52年12月1日	昭和52年12月8日
基準看護・基準給食・基準寝具設備実施承認申請	"	昭和53年1月10日	昭和53年1月10日
起債許可申請(医療機械整備事業)	"	昭和53年2月7日	昭和53年2月13日
" (看護婦宿舍増設事業)	"	"	"
" (病院増築事業)	"	"	"

(4) 職員に関する事項（昭和53年3月31日現在）

（単位：人）

職種別	医療職(一)		医療職(二)					一般行政職							合計							
	医師	小計	薬剤師	検査技師	X線技師	栄養士	理学療法士	小計	看護婦	准看護婦	見習看護婦	小計	事務職員	診療補助員		運転手	汽缶士	交換手	調理員	看護補助員	業務員	小計
職員数	23	23	7	9	4	2	3	25	33	61	3	97	21	5	1	1	3	11	9	4	55	200
臨時職員数									3	3		6										6
合計	23	23	7	9	4	2	3	25	36	64	3	103	21	5	1	1	3	11	9	4	55	206
前年度末	19	19	7	7	4	2	3	23	28	37	4	69	18	3	1	2	1	9	4	3	41	152
差引増減	4	4		2				2	8	27	△1	34	3	2		△1	2	2	5	1	14	54

(6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

1. 新館の室料差額

昭和52年12月12日実施

()は区域外利用

	病床数	料 金		病床数	料 金
特別室	2	10,000円(13,000)	3 人 室	6	1,000円(1,300)
個室(A)	7	6,000 (7,800)	4 人 室	8	500 (700)
" (B)	10	5,000 (6,500)	6 人 室	150	300 (400)
2 人 室	18	2,000 (2,600)			

2. 診療報酬改定 昭和53年2月1日実施

平均9.3%引上げ(入院10.2%、外来8.3%)

2. 工 事

(1) 建設工事の概況

工 事 名	工 事 内 容	金 額	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	備 考
病院増改築工事	新館建築工事	1,539,433,000 円	51. 4. 10	53. 1. 31	備 熊 谷 組
"	電話交換機工事	9,346,780		52. 11. 30	和泉電報電話局
"	常駐監理	8,100,000		53. 1. 25	備山田守建築事務所
"	電波障害工事	2,060,000		52. 11. 19	松下電器産業(株)
"	本館改造設計委託料	1,200,000		53. 2. 28	備山田守建築事務所
看護婦宿舍増設工事	設計委託料	1,200,000		53. 2. 28	備総合建築研究センター

3. 業 務

(1) 業 務 量

(イ) 患 者 数

() は老人医療数

	入				院				外				来	
	52年度	51年度	増減	52年度 1日平均	52年度	51年度	増減	52年度 1日平均	52年度	51年度	増減	52年度 1日平均	増減	52年度 1日平均
	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%	人	%	人
内科	24,744 (9,801)	26,252 (10,846)	△ 5.7	67.8 (26.8)	31,948 (6,158)	32,780 (5,880)	△ 2.5	107.6 (20.8)	内	3,529 (931)	15.2	35.9 (3.9)		
外科	8,324 (2,442)	7,403 (2,111)	12.4	22.8 (6.7)	10,670 (1,163)	9,259 (931)	15.2	35.9 (3.9)	外	26,574 (6,987)	23.6	110.6 (30.9)		
整形外科	7,701 (1,679)	7,929 (2,014)	△ 2.9	21.1 (4.6)	32,853 (9,171)	26,574 (6,987)	23.6	110.6 (30.9)	小	12,282	15.3	47.7		
小児科	2,045	1,667	22.7	5.6	14,167	12,282	15.3	47.7	産			2.5		
産婦人科					748 (3)				神	4,800 (750)	△ 1.1	16.2 (2.5)		
神经内科									放	65 (4)		0.2		
放射線科									合	95,251 (17,249)	11.1	320.7 (58.1)		
合計	42,814 (13,922)	43,251 (14,971)	△ 1.0	117.3 (38.1)	320,747 (58,100)	288,747 (48,900)	11.1	320.7 (58.1)	一	117.3 (38.1)		118.5 (41.0)		
一日平均患者数				% (32.5)										

(2) 事業収入に關する事項

(イ) 各科別入院収益

(単位:円)

科別	診察数	薬料	注射料	処置料	検査料	X線料	手術料	検査料	補綴料	入院料	器具料	給食料	看護料	合計	百分比(%)
内科	247.44	17,787,609	70,928,827	3,173,770	20,971,681	4,960,705	281,450	17,890,265	2,931,715	63,899,606	2,449,865	30,605,858	35,562,465	258,412,551	48.4
外科	83.24	4,508,681	76,287,489	7,187,084	13,024,074	3,789,092	17,890,265	6,512,461	6,512,461	22,397,986	841,510	9,114,544	12,258,860	173,787,046	8.92
整形外科	77.01	6,662,845	10,385,520	4,115,800	2,383,806	906,627	6,390,662	537,945	537,945	20,982,378	791,994	8,694,990	11,554,944	73,407,511	14.0
小児科	20.5	1,315,666	4,011,382	125,806	4,194,481	480,200	141,800	394,460	394,460	6,412,393	232,264	2,569,643	3,626,291	23,816,746	4.4
計	428.14	30,269,801	161,619,168	14,602,460	40,574,042	10,136,654	24,569,557	10,376,531	113,431,363	4,315,633	50,985,085	63,002,560	523,872,854	100.0	

(ロ) 各科別外来収益

(単位:円)

科別	診察数	初診	再診	薬料	注射料	処置料	検査料	X線料	手術料	指導料	その他	合計	百分比(%)
内科	3194.8	3,442,682	12,364,425	97,308,566	3,406,265	144,721	35,166,806	16,942,081	5,069,450	48,840	173,783,586	48.1	
外科	1067.0	1,172,166	3,632,400	30,187,077	2,395,491	1,513,251	7,129,474	4,220,894	661,596	528,600	3,200	51,894,081	14.2
整形外科	323.53	2,345,262	11,448,477	37,536,630	7,299,432	10,062,034	1,775,065	6,875,858	2,950,771	385,910	4,480	80,623,919	22.3
神経科	480.0	293,990	1,889,439	11,461,025	227,459	505,006	1,757,750	23,470	13,524	689,800	700	16,817,168	4.7
小児科	141.67	4,436,548	4,969,466	12,287,014	1,291,827	142,967	10,481,248	1,325,454	11,474	589,755	2,205	35,537,953	9.8
産婦人科	74.8	305,290	240,064	409,850	11,282	76,670	1,630,405	25,186	9,900	65,000		2,772,617	0.8
放射線科	6.5	2,000	15,370	3,560		123,200	44,690	20,590				209,910	0.1
計	9525.1	11,997,983	84,460,111	189,143,722	14,571,756	12,566,849	57,985,438	29,459,468	3,647,267	7,272,515	59,225	361,144,279	100.0



（イ）収益の収入項目別比較

区 分	昭和 52 年 度		昭和 51 年 度		比 較			備 考
	円	%	円	%	増 減 額	増 減 率	%	
医 業 收 益	916,170,658	83.4	820,868,584	86.4	95,302,074	11.6		
入 院 收 益	523,873,854	47.7	482,085,454	50.7	41,788,400	8.7		
外 来 收 益	361,144,279	32.9	316,192,463	33.3	44,951,816	14.2		
そ の 他 医 業 收 益	31,152,525	2.8	22,590,667	2.4	8,561,858	37.9		
医 業 外 收 益	14,159,283	12.9	89,664,037	9.4	52,528,801	59.0		
受 取 利 息 配 当 金	151,171	0.2	1,610,575	0.2	△ 98,857	△ 6.1		
他 会 計 補 助 金	128,299,000	11.7	76,808,000	8.1	51,491,000	67.0		
国 庫 補 助 金	2,459,000	0.2	28,230,000	0.3	△ 36,400	△ 12.9		
患 者 外 給 食 收 益	8,008,480	0.7	67,977,805	0.7	12,106,755	17.8		
そ の 他 医 業 外 收 益	1,314,640	0.1	1,024,657	0.1	289,983	28.3		
特 別 利 益	404,800,000	3.7	404,800,000	4.2	0	0		
合 計	1,098,243,496	100.0	950,412,621	100.0	147,830,875	15.6		

(3) 事業費用に關する事項

(4) 収益的費用項目別比較

区 分	昭和52年度		昭和51年度		比 較		備 考
	円	%	円	%	増 減 額	増 減 率	
医 業 費 用	1,223,447,158	87.0%	1,014,117,464	89.5%	209,329,694	20.6%	
給 与 費	733,339,718	52.2	609,238,694	53.8	124,101,024	20.4	
材 料 費	345,721,588	24.6	306,145,748	27.1	39,575,790	13.0	
經 費	114,340,516	8.1	80,180,205	7.1	34,160,311	42.5	
減 価 償 却 費	15,589,520	1.1	15,044,527	1.3	544,993	3.6	
資 産 減 耗 費	104,507,46	0.7	0	0	104,507,46	100.0	
研 究 研 修 費	40,051,20	0.3	35,082,90	0.3	4,968,30	14.2	
医 業 外 費 用	182,480,698	13.0	118,885,532	10.5	63,595,066	53.5	
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	175,236,267	12.49	112,471,606	9.9	62,764,661	55.8	
患 者 外 給 食 材 料 費	7,164,431	0.5	6,414,026	0.6	750,405	11.7	
雑 損 失	80,000	0.01	0	0	80,000	100.0	
合 計	1,405,927,856	100.0	1,138,003,096	100.0	272,924,760	24.1	
収 支 差 引 純 損 失	307,684,360		182,590,475		125,093,885	68.5	

4. 会 計

(1) 重要契約の要旨

(イ) 業務委託契約

契約先	契約期間	契約金額	契約の 内 容
株式会社・エイ・エム・ピーセンター	52. 4~53. 3	2,367,865 円	保険診療報酬請求業務委託
三友医療産業株式会社	"	3,364,400	基準覆具設備業務委託(貸切方式)
"	"	2,291,690	診療衣リース委託
株式会社 泉 衛 生	"	382,800	鹿芥蒐集業務委託
株式会社 関西マネジ興業株式会社	52. 4~52. 11	2,922,400	院内清掃業務委託
株式会社 新 生 舎	52. 12~53. 3	4,972,000	院内清掃・設備管理・警備業務委託

(ロ) 器械備品購入契約

契約先	契約年月	契約金額	契約の 内 容
株式会社 熊谷組	52. 1 12	86,500,000 円	リニアック本体及付属一式
株式会社 日立メデイコ	"	10,617,000	厨房機器一式
株式会社 島津製作所	"	147,000,000	循環器診断X線装置他4件
株式会社 東芝メデイカル株式会社	"	49,500,000	診断用X線装置一式他3件
株式会社 日 製 産 業 株式会社	"	1,695,000	万能形X線位置決装置一式
株式会社 アロカ株式会社	"	20,770,000	電子顕微鏡他11件
株式会社 盟和商事株式会社	"	12,500,000	超音波診断装置一式
	"	8,700,000	クリオカッターミクロトーム他2件

契約先	契約年月	契約金額	契約の内容
佛三笑堂	52.1.2	1,377,500.00	ICU・CCUベット他7件
三和化学研究所	"	8,540,000.00	ウイドマーホスビタルキヤピネ他6件
大日医科産業佛	"	3,717,250.00	手術台、マイクログライザー・エアードリル他47件
西本産業佛病設部	"	5,147,320.00	ICU監視装置、保冷庫他38件
西本産業佛	"	1,316,350.00	フジ自動現像機他5件
佛日科機	"	2,166,000.00	コールダ・カウンターS型他1件
宮野医療器佛	"	2,964,800.00	蒸溜水製造装置、ウオッシュ・ステリライザー他54件
佛了ムコ	"	9,130,000.00	麻酔器他4件
佛重松本店	"	5,554,000.00	セミオート炎光分析装置他2件
佛ダイナボットRI研究所	"	8,473,000.00	RI検査測定機一式
佛三英製作所	"	2,066,500.00	中央実験台他6件
村中医療器佛	"	1,000,000.00	プラムシュートライナー他1件
アイワメディカル佛	"	2,795,000.00	トロン手術用顕微鏡他1件
八重洲リハビリ佛	"	2,168,000.00	ハイドロコレクター他8件
田中器械店	"	871,865.00	アトム万能回診車他5件
佛羽田製作所	"	3,665,000.00	特殊配膳車他6件
佛大協器械製作所	"	1,515,000.00	生理食塩水保温庫他3件
田辺医理科器械佛	"	4,040,500.00	大型ミクロトーム他10件
阪神冷機佛	"	1,180,000.00	星崎全自動製氷機
日燃佛	"	1,258,800.00	待合応接セット

5.2.12	114,300	シユーズボックス
5.2.12	2,832,000	ムープラックハンディ他2件
"	467,000	ニューマックベースプレートルート式
"	873,000	全自動高圧滅菌器他4件
"	848,000	冷蔵庫他3件
"	330,000	島津皿直示天秤
"	128,000	喫茶室用長椅子
"	289,000	ツールス注入器
"	280,000	温風機2台
"	70,000	ニコマート
5.8.	820,000	タバコ自動販売機
"	2,050,000	定位脳手術用高周波凝固装置他1件
"	1,970,000	医用テレメーター他2件
"	115,000	リコピ複写機
5.2.	2,090,000	トヨタクラウン・スーパーサルーン1台
合計	568,330,165	

(2) 未払金の内訳

区分	分	金額	備考
給与	費	10,774,159	職員諸手当及健保負担金等
製品	費	49,992,100	併三星堂他12社 1～3月分

区	分	金額	備	考
給食	材料費	4,756,170	森口商店他18社	2~3月分
診察	材料費	2,628,810	大日医科産業株式会社	3月分
医療	消耗品費	97,900	" 他2社	"
旅費	交通費	27,310	大阪府下職員出張旅費	"
職員	被服費	29,860	川本商事株式会社	"
消耗	品費	222,456	小野商店他13社	"
消耗	品費	498,820	廣伝社他5社	"
光熱	水費	3,450,660	関西電力株式会社	"
燃料	料費	30,600	覚野石油株式会社	"
印刷	製本費	70,772	協栄印刷所他3社	"
修繕	繕料	48,770	大日医科産業株式会社	"
貸借	借料	614,114	三友医療産業株式会社	"
通信	運搬費	470,277	和泉電報電話局	"
委託	託料	2,860,194	嶺新生舎他5社	"
雑費	費	12,960	木下新聞舗他1社	"
交際	際費	24,000	病院交際費	"
図書	書費	19,310	大阪府地方自治振興会他2社	"
旅費	費	1,500,000	海外医療施設視察出張旅費	"
器械	備品購入費	8,564,000	宮野医療器株式会社	"
病院	増改築事業費	19,800	マツガミ写真店	"

合計	86,713,042
----	------------

(3) 企業債等及一時借入金の概況 (単位:円)

区分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
企業債	358,830,689	1,671,800,000	1,407,937,0	2,016,551,319
起債前借	297,900,000	1,561,900,000	1,138,200,000	721,600,000
公立病院特別債	283,440,000	0	40,480,000	242,960,000
看護婦宿舍割賦金	17,865,971	0	1,232,136	16,633,835
一時借入金	800,000,000	4,530,000,000	4,130,000,000	1,200,000,000

(4) 未収金の内訳

区分	金額	備考
支払基金他保険報酬	280,066	11~1月調定請求分
	68,824,813	2月
	86,555,889	8月
個人負担診療報酬	2,720,333	昭和52年度窓口個人請求分
個人負担金	2,488,890	入院室料差額1,218,500 その他医療収益217,270 医療外収益1,058,120
国庫補助金	1,184,000	昭和52年度特別債利子補助金(後期分)
一般会計補助金	16,094,000	昭和50年度和泉市補助金
貸付金償還金	381,045	
合計	178,529,036	

(6) 貯蔵品の内訳

区 分	金 額	備 考
薬品 (内服)	807,320	一般投薬用内服薬
" (外用)	887,487	" 外用薬
" (注射)	5,155,257	一般注射薬
診療材料	1,831,889	注射器、翼状針、ガーゼ、糊帯、カテーテル、体温計、その他
医療消耗備品	52,420	血圧計、膿盆、止血鉗子
患者用給食材料	247,996	米、小麦粉、片栗粉、マーガリン、調味料、乾物、缶詰、その他
消耗品	265,137	蛍光灯、乾電池、鉛筆、ボールペン、マジック、セロテープ、洗剤、その他
消耗備品	3,880	懐中電灯、雑談
燃料	6,600	A重油 (自家発電用)
食糧 (茶)	8,900	玄米茶、麦茶
印刷物	429,230	看護日誌、検査用紙、診断書、納品書その他
患者外給食材料	100,538	小麦粉、パン粉、片栗粉、缶詰、調味料、乾物、梅干、その他
合 計	9,796,654	

(6) 一般会計繰入金内訳

区 分	金 額	負 担 内 訳
収益的収入	1,282,990,000	企業債利息及起債前借利息 80,044,901
		特例債利息 (国庫補助金を除く分) 24,826,360
		看護婦宿舍割賦金利息 1,969,518

企業債手数料		447,113
看護婦養成委託料		4,398,750
研究研修費		4,005,120
累積欠損による一時借入金利息66,589千円のうち		1,370,723
公立病院特例債償還元金	40,480,000	40,480,000
企業債償還金	59,223,000	14,079,370
看護婦宿舍割賦金		1,232,136
器械備品購入費(企業債分を除く)		36,730,165
病院増築事業費の内		7,181,329
合計	228,002,000	
但し、大阪府補助金10,335,4650円を含む (内訳) 経常1床当り100円×120床=12,000,000 増床1床当り460円×183床=84,180,000 特例債利子補助金 7,174,650		

(7) 国庫補助金内訳

区 分	金 額	負 担 内 訳
収 益 的 収 入	2,459,000 円	公立病院特例債利子国庫助成金
合 計	2,459,000	

(8) 前払金の内訳

区分	金額	備考
窓口準備資金	150,000 円	窓口釣銭用
前渡金	600,000	立替払資金

(9) その他流動負債の内訳

区分	金額	備考
共济基金	3,100,000 円	職員共济会預り金
預り金	1,006,491.4	職員源泉所得税 4,814,959 円
		職員府市民税 1,562,830
		職員健保等個人負担分 750,204
		院内喫茶店保潔金 150,000
		生命保険料等預り金 2,786,921
合計	13,164,914	

昭和52年度和泉市病院事業会計収益費用明細書

1. 収益的収支明細書

収 益 の 部

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
病院事業収益	1. 医療収益	1. 入院収益		1,098,243,496 ^円	1,079,906,000 ^円
			1. 入院収益	528,878,854	
		2. 外来収益	1. 外来収益	861,144,279	
				31,152,525	
		3. その他医療収益	1. 室料差額収益	2,445,750	
			2. 公衆衛生活動収益	896,410	
			3. 医療相談収益	1,547,796	
		4. 受託検査施設利用収益		0	
		5. その他医療収益	4,252,569		
			1,209,800		
	1,164,470				
	246,945				
	93,560				
	1,537,794				

款	項	目	節	金額	備考(予算額)	
2. 医療外収益		1. 受取利息配当金		141,592,838 ^円	140,868,000 ^円	
		2. 他会計補助金	1. 預金利息	1,511,718		
		3. 国庫(府)補助金	1. 他会計補助金	128,299,000		
		4. 患者外給食収益	1. 国庫(府)補助金	2,459,000		
		5. その他医療外収益	1. 患者外給食収益	8,008,480		
3. 特別利益			1. その他医療外収益	1,314,640		
			患者等電気使用料	299,150		
			" ガス "	145,610		
			" 氷 "	227,130		
			" 電話 "	240,040		
			納品書及寝具汚損料	115,450		
			売店家賃その他	287,260		
				4,480,000	4,480,000	
			1. 特別利益			
			1. 一般会計繰入金	4,480,000		

費 用 の 部

款	項	目	節	金 額	備考(予算額)		
病院事業費用	1. 医療費用	1. 給 与 費		1,405,927,856 ^円	1,433,273,000 ^円		
				1,223,447,158	1,249,013,000		
				733,339,718	735,155,000		
			1. 給	料	334,422,324		
			医	師	給	56,688,500	
			看	護 婦	給	60,240,717	
			准	看 護 婦	給	67,412,927	
			医	療 技 術 員	給	46,467,800	
			事	務 員	給	43,220,800	
			労	務 員	給	50,391,580	
			2. 手	当	284,295,894		
			医	師 手	当	82,619,886	
			看	護 婦 手	当	44,820,734	
准	看 護 婦 手	当	49,040,006				
医	療 技 術 員 手	当	37,387,627				
事	務 員 手	当	36,566,055				
労	務 員 手	当	33,861,586				
	3. 賃	金	0				

款	項	目	節	金額	備考(預算額)
			4. 報酬	32,598,175	
			非常勤醫師報酬	22,506,334	
			非常勤看護婦報酬	10,091,841	
			5. 法定福利費	8,805,425	
			6. 退職給與金	1,217,900	
		2. 材料費		345,721,538	351,964,000
			1. 藥品費	276,452,646	
			內服藥	145,336,716	
			外用藥	9,943,539	
			注射藥	106,326,933	
			試藥其他	14,845,458	
			2. 診療材料費	29,483,427	
			3. 給食材料費	17,763,800	
			4. 醫療消耗備品費	2,202,166	
		3. 經費		114,340,516	131,303,000
			1. 厚生福利費	432,000	
			2. 旅費交通費	597,730	
			3. 職員被服費	280,630	
			4. 消耗品費	2,298,763	
			診察	659,781	

事務管理	費用	576,097
5. 消耗品	費用	1,062,885
診察	費用	13,260,550
事務	費用	12,009,400
管理	費用	356,860
		894,290
6. 光熱水	費用	30,742,000
電氣使用料		20,068,303
ガス	"	5,758,177
水道	"	4,915,520
7. 燃料	費用	1,869,415
暖房	費用	1,652,100
自動車	費用	217,315
8. 食糧	費用	65,920
9. 印刷製本	費用	1,772,612
10. 修繕	材料	3,505,110
建物及附属設備		1,874,760
器具及備品		1,630,350
11. 保険	材料	956,770

款	項	目	節	金額	備考(予算額)
			12. 賃借料	2,375,896.2 ^円	
			医療用器械	1,018,020.0	
			寝具借料	3,364,400.0	
			診察衣借料	2,291,690.0	
			土地その他	7,922,267.2	
			13. 通信運搬費	3,080,522.0	
			14. 委託料	29,045,529.0	
			消毒業務	7,894,400.0	
			衛生関係	1,548,875.0	
			検査委託	11,180,579.0	
			保険請求事務	2,867,365.0	
			看護婦養成	4,398,750.0	
			エレベーター及電気保安	685,800.0	
			ポイラー等	970,760.0	
			15. 諸会費	1,007,176.0	
			16. 手数料	87,700.0	
			17. 雑費	971,200.0	
			18. 交際費	606,927.0	720,000.0
		4. 減価償却費		15,589,520.0	15,637,000.0
		1. 建物減価償却費		9,799,222.0	

	2. 構築物減価償却費	168,135	
	3. 器械備品減価償却費	5,436,907	
	4. 車輛減価償却費	185,256	
5. 資産減耗費			
	1. 固定資産除却費	10,450,746	10,451,000
6. 研究研修費		4,005,120	4,503,000
	1. 研究材料費	20,000	
	2. 謝金	0	
	3. 図書費	733,590	
	4. 旅費	3,221,530	
	5. 研究雜費	30,000	
2. 医業外費用		182,480,698	183,959,000
	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	175,236,267	176,714,000
	1. 企業債利息	32,814,065	
	2. 特例債利息	26,785,360	
	3. 割賦金利息	1,369,518	
	4. 一時借入金利息	113,820,211	
	5. 企業債手数料及び取扱費	447,113	
	2. 患者外給食材料費		
	1. 患者外給食材料費	7,164,431	7,165,000
	3. 雜損失		

款	項	目	節	金額	備考(預算額)
			1. 雜損	80,000 ^円	80,000 ^円
	3. 特別損失			0	1,000
	4. 予備費			0	300,000

2. 資本的収支明細書

款	項	目	節	金額	備考(預算額)
資本的収入	1. 出資金			2,155,421,417 ^円	2,262,323,000 ^円
		1. 一般会計出資金			
	2. 企業債			59,223,000	59,223,000
		1. 企業債			
	3. 貸付金償還金			2,095,500,000	2,208,100,000
		1. 貸付金償還金			698,417

款	項	目	節	金額	備考(預算額)
資本的支出	1. 建設改良費			2,190,409,727 ^円	2,302,803,000 ^円
		1. 看認婦宿舍割賦金			2,185,850,857
				1,232,136	1,233,000
	2. 器械備品購入費			568,330,165	573,181,000

					1,565,088,056	1,648,729,000
3. 病院増改築事業費			1. 工事請負費		1,554,288,056	
			2. 事務費		10,800,000	
4. 看護婦宿舍増設費					1,200,000	25,100,000
			1. 工事請負費		0	
2. 企業債償還金			2. 委託料		1,200,000	
					54,559,370	54,560,000
					14,079,370	14,080,000
					40,480,000	40,480,000

資 金 収 支 表

(昭和52年4月1日より昭和53年3月31日まで)

(単位:円)

受 入 科 目	金 額	備 考	支 払 科 目	金 額	備 考
医 業 収 益	756,353,787		医 業 費 用	879,771,985	
医 業 外 収 益	139,355,718		医 業 外 費 用	175,236,267	
過 年 度 未 収 金	126,614,871		貯 蔵 品 購 入 費	241,034,240	
他 会 計 出 資 金	59,223,000		過 年 度 未 払 金	53,512,805	
企 業 債 金	2,095,500,000		建 設 改 良 費	2,126,034,421	
一 時 借 入 金	4,530,000,000		企 業 債 償 還 金	14,079,370	
特 別 利 益 金	40,480,000		看 護 婦 宿 舎 割 賦 金	1,232,136	
預 り 納 金	134,861,459		公 立 病 院 特 例 債	40,480,000	
予 貸 付 金 償 還 金	9,205,000		一 時 借 入 金 返 済	4,130,000,000	
前 年 度 繰 越 金	317,372		預 り 金 選 付	181,411,706	
	40,069,826		予 納 金 選 付	10,468,000	
合 計	7,931,981,033		合 計	7,803,260,930	
本表は正味の現金収支を示すものである。			差引翌年度繰越額 128,720,103		

除却資産明細書

物件名	建面積 ㎡	昭和47年取得額 円	減価償却引当金 円	差引未償却残額 円	取得年度
(鉄骨建物)					
小児科外来棟	173.6	5,289,000	818,736	4,470,264	昭和47年
(木造建物)					
旧看護婦宿舍	183.84	5,513,576	2,113,908	3,399,668	昭和38年
事務当直室	20.25	280,771	88,476	142,295	"
霊安室及倉庫	19.5	217,402	83,352	134,050	"
焼却炉上屋	32.4	6,000	3,000	3,000	"
(附帯設備)					
小児科の冷暖房等設備		2,341,000	695,275	1,645,725	昭和47年
電話設備		218,200	1,618,872	568,128	昭和44年
(構築物)					
重油貯蔵タンク		281,296	215,700	65,596	昭和38年
焼却炉		326,200	309,890	16,310	"
南側外周フェンス		214,200	203,490	10,710	"
合計		16,601,445	6,150,699	10,450,746	

和泉市病院事業会計固定資産明細書

(1) 有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却額		引当金累計	年度末償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額			
土地	150,995,865	2,240,000		153,235,865				153,235,865	
建物	240,415,659	1,997,680,073	15,779,749	2,222,315,983	9,799,222	5,421,619	50,199,953	2,172,116,030	
木造建物	5,967,749		5,967,749	0	380,956	2,288,736	0	0	
鉄筋建物	148,474,893	1,218,359,073		1,366,833,966	2,831,341		15,177,221	1,351,656,745	
鉄骨建物	5,289,000		5,289,000	0	171,364	818,786	0	0	
ブロック建物	1,790,000			1,790,000	46,719		167,544	1,622,456	
附帯設備	78,894,017	779,321,000	4,523,000	853,692,017	6,368,842	2,314,147	34,855,188	818,836,829	
構築物	2,848,487	920,000	821,696	2,946,791	168,135	729,080	793,110	2,153,681	
器械及備品	47,502,525	566,240,165		613,742,690	5,436,907		31,005,062	582,737,628	
車	1,240,000	2,090,000		3,330,000	185,256		1,111,536	2,218,464	
建設仮勘定	446,606,873	1,563,970,000	2,007,946,853	2,630,020				2,630,020	
合計	889,609,409	4,133,140,238	2,024,548,298	2,998,201,349	15,589,520	6,150,699	83,109,661	2,915,091,688	

(単位：円)

(2) 投資資産明細書

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
投資有価証券	138,124	7,077,230		7,215,404	電信電話債権
長期貸付金	9,499,235		698,417	8,800,818	医師住宅敷金・電話及字債
合計	9,637,359	7,077,280	698,417	16,016,222	

(単位：円)

企 業 債 明 細 書

起 債 年 度 類 種	借 入 先	發 行 總 額	償 還		未 償 還 殘 高	利 率	償 還 終 期
			當 年 度 償 還 高	償 還 高 累 計			
昭 和 36 年 度 病 院 事 業 費	大 藏 省 資 金 運 用 部	100,000,000	44,4093	44,214,29	5,578,571	% 年 6.5	昭 和 62. 2. 1
昭 和 37 年 度	"	70,000,000	2,867,244	28,546,593	41,453,407	"	68. 2. 1
昭 和 42 年 度	"	40,000,000	1,313,958	9,281,329	30,718,671	"	67. 3. 1
昭 和 43 年 度	"	16,000,000	484,075	34,193,30	12,580,670	"	68. 3. 1
昭 和 46 年 度	住 友 銀 行	89,700,000	8,970,000	35,880,000	53,820,000	年 7.5	58.12.25
昭 和 49 年 度	大 藏 省 資 金 運 用 部	42,800,000	0	0	42,800,000	"	81. 3. 1
昭 和 50 年 度	住 友 銀 行	28,400,000	0	0	28,400,000	年 9.1	61. 3. 25
"	泉 州 銀 行	28,400,000	0	0	28,400,000	"	"
"	大 藏 省 資 金 運 用 部	101,000,000	0	0	101,000,000	年 7.5	81. 9. 1
昭 和 51 年 度	"	1,140,200,000	0	0	1,140,200,000	年 6.5	82. 9. 1
"	"	59,800,000	0	0	59,800,000	"	57. 9. 1
昭 和 52 年 度	"	471,800,000	0	0	471,800,000	"	58. 3. 1
起 債 前 借	"	721,600,000	0	0	721,600,000	"	"
合 計	計	2,819,700,000	14,079,370	81,548,681	2,738,151,319		

借 入 資 本 金

財務分析表

項目	算式	昭和52年度	昭和51年度	昭和50年度	昭和49年度
固定資產構成比率	$\frac{\text{固定資產}}{\text{總資產}} \times 100$ (附)	90.2 %	80.6 %	68.7 %	62.3 %
固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{總資產}} \times 100$	92.2	98.5	97.2	102.6
流動動比率	$\frac{\text{流動資產}}{\text{流動負債}} \times 100$	24.4	23.0	30.2	51.7
長期資本比率	$\frac{\text{固定資產}}{\text{固定負債} + \text{資本金}} \times 100$	90.0	71.1	54.7	47.7
不良債務比率	$\frac{\text{不良債務}}{\text{醫業收益}} \times 100$	107.2	81.1	65.2	36.4
總收益對總費用比率	$\frac{\text{總收益}}{\text{總費用}} \times 100$	78.1	80.3	73.0	75.0
醫業收益對醫業費用比率	$\frac{\text{醫業收益}}{\text{醫業費用}} \times 100$	74.9	80.9	77.6	71.4
企業債償還額對減價償却額比率	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{當年度減價償却費}} \times 100$	90.3	91.5	89.2	87.3
資本的收入對資本的支出比率	$\frac{\text{資本的收入}}{\text{資本的支出}} \times 100$	98.4	91.3	71.5	909.6

經營分析表

項 目	算 式	昭和52年度	昭和51年度	昭和50年度	昭和49年度
病 床 利 用 率	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100$	81.4 %	98.7 %	99.0 %	105.7 %
一日平均患者数(入院)	$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{診療日数}}$	117.3 人	118.5 人	118.8 人	126.9 人
" (外来)	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{診療日数}}$	320.7 人	288.7 人	284.2 人	278.6 人
患者一人一日当b医療収入	$\frac{\text{医療収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	6,636 円	6,363 円	5,490 円	4,267 円
" 医療費用	$\frac{\text{医療費用}}{\text{年延入院外来患者数}}$	8,861 円	7,862 円	7,073 円	5,973 円
患者一人一日当b診療収入	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$	6,410 円	6,188 円	5,372 円	4,144 円
" (入院)	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$	12,236 円	11,146 円	9,045 円	6,229 円
" (外来)	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$	3,791 円	3,688 円	3,479 円	2,977 円
患者一人一日当b薬品費	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	2,002 円	2,045 円	1,845 円	1,393 円
" (投薬)	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	1,125 円	1,168 円	1,109 円	945 円
" (注射)	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$	770 円	798 円	668 円	388 円

項 目	算 式	昭和52年度	昭和51年度	昭和50年度	昭和49年度
入院患者一人一日当り 給食材料費	患者給食材料費	17,764 (円)			
	年延入院患者数	4,281	394	371	309
投薬薬品使用効率	投薬薬品収入	219,414			
	投薬薬品払出原価	155,280	132.4%	134.9%	137.9%
注射薬品使用効率	注射薬品収入	176,185	159.1	141.5	150.7
	注射薬品払出原価	106,327			
医薬材料消費率	医薬材料費	327,958	36.2	38.3	37.1
	入院外来収益	885,018			
診療収入に對する割合 (投薬・注射収入)	投薬注射収入	395,599	45.5	45.5	45.6
	入院外来収益	885,018			
" (検査収入)	検査収入	98,559	9.4	10.8	8.9
	入院外来収益	885,018			
" (X線収入)	X線収入	39,576	4.6	4.2	4.3
	入院外来収益	885,018			
医薬材料費対 医薬収益比率	医薬材料費	327,958	35.2	37.4	36.0
	医薬収益	916,171			
職員給与対 医薬収益比率	職員給与	733,340	74.2	75.6	88.0
	医薬収益	916,171			
補助金対 支払利息比率	一般会計補助金	128,299	68.3	17.8	117.0
	支払利息	175,236			

区	分	医 業 收 益		延患者数	調剂件数	手術件数	検査件数
		金 額	構成比				
入	院	5,238,874	59.2%	42,814人	29,916件	327件	45,845件
	内 科	1,737,789	19.6	31,948	59,737		44,551
外	科	5,139,94	5.8	10,670	12,284	67	5,356
	整形 外科	8,062,4	9.1	32,853	24,095	76	1,188
	小 兒 科	3,553,8	4.0	14,167	17,779		14,459
	神 經 科	1,681,7	1.9	4,800	10,713		824
来	産 婦 人 科	2,772	0.3	748	301	1	527
	放 射 線 科	210	0.1	65			
	小 計	3,611,44	40.8	95,251	124,909	144	66,900
	合 計	8,850,18	100.0	188,065	154,825	471	112,745

昭和 5 2 年 度

和泉市公営企業会計決算審査意見書

和 泉 市 監 査 委 員

和泉監第 30 号

昭和53年 9 月 7 日

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

和泉市監査委員 西 口 喜一郎

同 竹 下 義 章

昭和52年度和泉市公営企業会計
決算審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された昭和52年度和泉市水道事業会計ならびに病院事業会計決算を審査したので、次のとおり意見を提出する。

昭和52年度和泉市公営企業会計決算審査意見書

1. 審査の対象

昭和52年度和泉市水道事業会計決算

昭和52年度和泉市病院事業会計決算

2. 審査期間

昭和53年6月20日～8月18日

3. 審査の結果

審査に付された各会計の決算諸表及び附属書類は、いずれも関係法令の諸規定に準拠して作成されており、関係諸帳簿と符合し、その計数は正確であり、昭和53年3月31日現在の財政状態並びに同年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

細部は審査概要に記述しているとおりである。なお、文中及び表中の計数は一部千円単位として以下は四捨五入し表記した。従って加減乗除に多少の誤差がある。

昭和52年度和泉市水道事業会計決算審査意見

◎総括

52年度水道事業会計決算は収益的収支で210,081,366円の純損失を生じており、累積欠損金総額485,986,310円となっている。

経営の健全化を図るため、諸般の企業努力されているが諸費用の増加により単年度赤字の累増を示めしている。本年度後期に料金及び手数料等の改定を実施されたが、当面の経営状態は、なお厳しいものがある。事業収益費用において、総収益は942,401,642円で、前年度対比94,288,032円(9.1%)の減少である。給水収益、受託工事収益、加入金は増加しているが、その他の営業収益のうち材料供給方法の変更に伴う当収益が87.2%と大幅な低下の他、受取利息の減が要因である。

総費用は1,152,483,008円で前年度対比181,215円と僅かながら支出減となっている。営業費用では、その他の営業費用(材料売却原価)が88.5%と大きく減となっているが、人件費15.0%、受水費49.3%、動力費16.6%、受託工事費が、658.9%と著しい増加を示めし、営業外費用では、支払利息等が15.4%の増で依然と大きい比重を占めている。

営業収支で103,732,542円、営業外収支で106,076,634円の損失を計上しているが、いずれも前年度収支損失額を大幅に上回り、特別損益を算入すれば、この結果52年度は210,081,366円(単年度)の純損失計上となり、前年度に比べると94,106,817円(81.1%)の大幅な損失増となっている。一方建設改良工事費については主として企業債に依存することとなるため、この元金償還及び利息の支払は益々増大し、資金運用に苦慮されるものと思われるが、更に効率的、合理的活用を図られるとともに、収支不均衡の改善、健全財政の確立を期するものである。

本年度は未給水地区解消のための第3回拡張(継続)事業水量増強のため各施設の改良事業、配水管整備事業及び光明台水道施設建設事業並びに諸受託工

事等を施行され、市民の水需要に対応すべく整備を推進されている。

今後、より一段と健全経営の確立に努め、生活用水の安定供給体制の確保を期し、市民の福祉増進に寄与されることをねがうものである。

対前年度比較損益計算書

(金額単位千円)

科 目	52年度	51年度	増(△)減	増(△)減率(%)
A 営業収益	788,083	885,680	△ 97,597	△ 11.0
B 営業外収益	154,237	151,009	3,228	2.1
C 特別利益	81	0	81	-
D 総収益 (A+B+C)	942,402	1,036,690	△ 94,288	△ 9.1
E 営業費用	891,815	927,053	△ 35,238	△ 3.8
F 営業外費用	260,314	225,611	34,703	15.4
G 特別損失	354	0	354	-
H 総費用 (E+F+G)	1,152,483	1,152,664	△ 181	0
I 営業収支 (A-E)	△ 103,732	△ 41,373	△ 62,359	△ 150.7
J 営業外収支 (B-F)	△ 106,077	△ 74,602	△ 31,475	△ 42.2
K 純利益 (D-H)	△ 210,081	△ 115,975	△ 94,107	△ 81.1

審 査 概 要

1. 収益的収支

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	9 4 2, 4 0 1, 6 4 2 円
収益的支出額	1, 1 5 2, 4 8 3, 0 0 8 円
差 引	
	△ 2 1 0, 0 8 1, 3 6 6 円

この結果 210,081,366 円の当年度純損失を生じており、前年度繰越欠損金 275,904,944 円を含めた 485,986,310 円が当年度未処理欠損金として翌年度へ繰越されている。収益的収入は当初予算額 870,409,000 円に補正予算額 66,221,000 円を含めた予算現額 936,630,000 円に対し、決算額は 942,401,642 円で予算額に比較して 5,771,642 円の増で収入率は 100.6%である。

決算額内訳は、営業収益 788,082,800 円（構成比 83.6%）、営業外収益 154,237,402 円（構成比 16.4%）でこのうち営業収益中の給水収益は 718,554,616 円と収入中の 76.2%を占めており、収益の根幹となっている。

また、収益的支出は当初予算額 1,140,242,000 円に補正予算額 32,036,000 円を含めた予算現額 1,172,278,000 円に対し決算額は 1,152,483,008 円で 19,794,992 円の不用額を生じており執行率は 98.3%となっている。不用額の主なものは原水及浄水費の受水費 6,466,127 円 受託工事費の請負工事費 4,590,000 円である。

決算額の内訳は営業費用 891,815,342 円（構成比 77.4%）営業外費用 260,314,036 円（構成比 22.6%）でこのうち職員給与費、支払利息、受水費の合計が費用中の 74.4%を占めている。

収 益 的 収 支

(収 入)

(金額単位千円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 営業収益	785,400	788,088	2,688	100.3	83.6
給水収益	715,000	718,555	3,555	100.5	76.2
受託工事収益	39,500	37,734	△ 1,766	95.5	4.0
その他営業収益	30,900	31,794	894	102.9	3.4
2. 営業外収益	151,130	154,237	3,107	102.1	16.4
加入金	130,000	182,610	2,610	102.0	14.1
受取利息	8,130	8,775	645	107.9	0.9
雑収益	3,000	2,858	△ 147	95.1	0.8
他会計補助金	10,000	10,000	0	100.0	1.1
3. 特別利益	100	81	△ 19	81.0	0
過年度損益修正益	100	81	△ 19	81.0	0
合 計	936,630	942,402	5,772	100.6	100.0

(支 出)

(金額単位千円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1. 営業費用	910,463	891,815	18,648	98.0	77.4
原水及浄水費	464,210	453,596	10,614	97.7	39.4
配水及給水費	123,412	123,069	343	99.7	10.7
受託工事費	39,500	33,520	5,980	84.9	2.9
業務費	99,228	98,682	546	99.4	8.6
総係費	78,235	77,784	451	99.4	6.7
減価償却費	80,668	80,535	133	99.8	7.0
資産減耗費	210	88	122	41.9	0
その他営業費用	25,000	24,540	460	98.2	2.1
2. 営業外費用	260,455	260,314	141	99.9	22.6
支払利息及 企業債取扱諸費	260,405	260,314	91	100.0	22.6
雑支出	50	0	50	0	0
3. 特別損失	360	354	6	98.3	0
過年度損益修正損	360	354	6	98.3	0
4. 予備費	1,000	0	1,000	0	0
予備費	1,000	0	1,000	0	0
合 計	1,172,278	1,152,483	19,795	98.3	100.0

2. 資本的収支

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	451,457,000円
資本的支出額	568,896,764円
差引	△117,439,764円

この結果117,439,764円の不足額を生じている。

資本的収入は当初予算額662,500,000円に補正予算額△125,400,000円(減額)及び繰越財源充当額44,533,531円を含めた予算現額581,633,531円に対し、決算額は451,457,000円で予算額に比較して130,176,531円の減となっている。

決算額内訳は次表のとおりで、工事負担金の内容は主として光明台水道施設負担金32,910,600円及び大阪府関係施設負担金14,203,000円等である。他会計負担金4,500,000円は消火栓新設負担金として一般会計より収入したものである。収入減の主なものは企業債及び補助金で第3回拡張事業にかかる一部当該工事を翌年度へ繰越したことによるものである。

資本的支出は当初予算額781,269,000円に補正予算額△157,804,000円(減額)及び継続費等の繰越額82,682,913円を含めた予算現額706,147,913円に対し、決算額568,896,764円となっているが、第3回拡張事業に要する事務費及び工事費128,681,050円を翌年度へ繰越しているため、これを除いた不用額は8,570,099円である。

決算額内訳は次表のとおりで、建設改良費のうち拡張工事、改良工事、配水管整備事業及び光明台水道施設建設にかかる主な支出内訳は請負工事費306,014,000円路面復旧費29,374,000円材料費118,341,430円等である。営業設備費は貨物用軽自動車、単車及び設備機器並びに量水器の購入である。

資 本 的 収 支

(収 入)

(金額单位千円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 企業債	498,000	386,000	△112,000	77.5	85.5
企業債	498,000	386,000	△112,000	77.5	85.5
2. 工事負担金	65,234	60,957	△ 4,277	93.4	13.5
工事負担金	65,234	60,957	△ 4,277	93.4	13.5
3. 負担金	4,500	4,500	0	100.0	1.0
他会計負担金	4,500	4,500	0	100.0	1.0
4. 補助金	13,900	0	△ 13,900	0	0
国庫補助金	13,900	0	△ 13,900	0	0
合 計	581,634	451,457	△ 130,177	77.6	100.0

(支 出)

(金額单位千円)

区 分	予算現額	決算額	翌年度 繰越額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1. 建設改良費	647,691	510,440	128,681	8,570	78.8	89.7
事務費	25,113	24,993	120	0	99.5	4.4
拡張工事費	521,801	398,241	128,560	0	75.4	69.1
改良工事費	39,061	31,820	0	7,241	81.5	5.6
配水管整備費	10,735	10,450	0	285	97.3	1.8
光明台水道施設 建設費	35,081	34,791	0	290	99.2	6.1
営業設備費	15,900	15,146	0	754	95.3	2.7
投 資	0	0	0	0	0	0
2. 企業債償還金	58,457	58,457	0	0	100.0	10.8
企業債償還金	58,457	58,457	0	0	100.0	10.8
合 計	706,148	568,897	128,681	8,570	80.6	100.0

3. 営業成績

当事業年度の損益収支決算は収益的收入（総収益）942,402千円に対し、収益的支出（総費用）1,152,483千円で210,081千円の純損失を生じている。純損失額は前年度に比べ94,106千円（81.1%）の増加となっており経営状況の悪化を示している。

事業収支を分析すると営業収支においては、給水収益が前年度に比べ86,587千円（13.7%）増収だが一方費用面では、受水費等諸経費の増高により103,732千円の損失を計上し、前年度損失額に比べ62,359千円（150.7%）の増となっている。営業外収支においても前年度に比べ企業債利息の増加一時借入金利息の減少にもかかわらず加入金等の収益を上回ったことにより106,077千円の損失を計上し前年度損失額に比べ31,475千円（42.2%）の増となっている。

なお、特別損益については51年度までは、期間外収支として剰余金計算書の増減項目となっていたが52年度から特別利益及び特別損失として損益計算書の中に入れて純損益の算出に加減されることになったものである。

このように収益面で給水収益及び加入金の伸びが見られるが、費用面では諸経費の増高及び支払利息の増加が累増し、当面事業経営は厳しい状態が続くものと考えられる。

営 業 成 績

区 分	52年度	51年度	増(△)減	増(△)減率(%)
給水戸数	33,364戸	32,641戸	723戸	2.2
給水人口	118,631人	115,600人	3,031人	2.6
年間総給水量	9,910,005 m ³	9,348,041 m ³	561,964 m ³	6.0
年間総配水量	11,390,810 m ³	10,997,695 m ³	393,115 m ³	3.6
営業収益	788,083 円	885,680 円	△ 97,597 円	△ 11.0
営業費用	891,815 円	927,058 円	△ 35,238 円	△ 3.8
営業収支	△ 103,732 円	△ 41,373 円	△ 62,359 円	△ 150.7
営業外収益	154,237 円	151,009 円	3,228 円	2.1
営業外費用	260,314 円	225,611 円	34,703 円	15.4
営業外収支	△ 106,077 円	△ 74,602 円	△ 31,475 円	△ 42.2
給水収益	718,555 円	631,968 円	86,587 円	13.7
職員給与費	345,009 円	300,089 円	44,920 円	15.0

(1) 営業収益

営業収益は788,083千円で前年度に比べ97,597千円(11.0%)の減少となっている。

この内訳は次表のとおりで材料売却収益の大幅な減少の要因は工事請負業者に対して材料を有償から無償支給に供給方法を変更したことによるものである。給水収益は718,555千円で前年度に比べ86,587千円(13.7%)の増となっている。

これは53年1月より実施された料金等の改定による影響及び未給水地区の解消を図ったこと等によるものである。また、受託工事収益については配水管移設工事量等の増加により前年度に比べ32,190千円(580.6%)の大幅な増となったものである。

営 業 収 益 (金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
○給水収益	718,555	631,968	86,587	13.7
○受託工事収益	37,734	5,544	32,190	580.6
○その他営業収益	31,794	248,168	△216,374	△87.2
手数料	1,272	1,090	182	16.7
材料売却収益	28,023	244,579	△216,556	△88.5
補償金	2,500	2,500	0	0
合 計	788,083	885,680	△97,597	△11.0

(2) 営業外収益

営業外収益は154,237千円と前年度に比べ3,228千円(2.1%)の増加となっている。

この内訳は次表のとおりで加入金は132,610千円と前年度に比べ25,260千円(23.5%)の増収で本年度新規加入件数は1,391件である。また、受取利息の減少は主として一般会計への一時貸付金の減によるものである。

営 業 外 収 益 (金額単位千円)

区 分	5 2 年 度	5 1 年 度	増(△)減額	増(△)減率(%)
○加 入 金	132,610	107,350	25,260	23.5
○受 取 利 息	8,775	28,813	△ 20,038	△ 69.5
○雑 収 益	2,853	4,846	△ 1,993	△ 41.1
○他会計補助金	10,000	10,000	0	0
合 計	154,237	151,009	3,228	2.1

(3) 営業費用

営業費用は891,815千円で前年度に比べ35,238千円(3.8%)の減少となっている。

この内訳は次表のとおりで減少の主なものは、その他営業費用(材料売却原価)でこれは工所用材料購入について有償から無償支給へ供給方法の変更の関連によるものである。また、受託工事費については、受託工事件数の増加により前年度に比べ29,103千円(658.9%)の大幅な増となったものである。

営 業 費 用 (金額単位千円)

区 分	5 2 年 度	5 1 年 度	増(△)減額	増(△)減率(%)
○原水及浄水費	453,596	344,685	108,911	* 31.6
○配水及給水費	123,069	124,333	△ 1,264	△ 1.0
○受託工事費	33,520	4,417	29,103	658.9
○業 務 費	98,682	88,398	10,284	11.6
○総 係 費	77,784	70,651	7,133	10.1
○減価償却費	80,535	81,059	△ 524	△ 0.6
○資産減耗費	88	552	△ 464	△ 84.1
○その他の営業費用	24,540	212,958	△ 188,418	△ 88.5
合 計	891,815	927,053	△ 35,238	△ 3.8

(4) 営業外費用

支払利息等は 260,314 千円で前年度に比べ 34,703 千円 (15.4%) の増加となっている。

この内訳は次表のとおりで企業債利息は前年度に比べ 54,213 千円 (34.8%) の大幅な増である。これは事業の拡張に伴って企業債発行額が増加したことによるものである。また、一時借入金利息は 50,332 千円で前年度に比べ 19,508 千円 (27.9%) の減となっているが、これは一時借入金が増加しているにもかかわらず金利の引き下げが大きく影響しているものである。

営 業 外 費 用 (金額単位千円)

区 分	5 2 年 度	5 1 年 度	増 (△) 減 額	増 (△) 減 率 (%)
企 業 債 利 息	2 0 9, 9 1 7	1 5 5, 7 0 4	5 4, 2 1 3	3 4. 8
一 時 借 入 金 利 息	5 0, 3 3 2	6 9, 8 4 0	△ 1 9, 5 0 8	△ 2 7. 9
企 業 債 手 数 料 及 取 扱 諸 費	6 5	6 7	△ 2	△ 3. 0
合 計	2 6 0, 3 1 4	2 2 5, 6 1 1	3 4, 7 0 3	1 5. 4

(5) 費用構成

次表のとおり職員給与費は給与改定等により前年度に比べ 44,920 千円 (15.0%) 増加している。

また、支払利息は 260,249 千円と前年度に比べ 34,705 千円 (15.4%) の増となっているが費用構成面でもその占める割合が上昇傾向にある。

受水費についても 5 2 年 1 0 月より府営水道及び泉北水道企業団からの受水料が 1 ㎡当り 29 円 70 銭から 43 円 70 銭に引き上げられたこと等により前年度に比べ 83,369 千円 (49.3%) の増で物件費全体から見てもその伸びが際立って大きくなっている。

動力費は 41,985 千円で前年度に比べ 5,968 千円 (16.6%) の増となっている。これは主に、施設の増加稼働によるものである。

委託料は 12,318 千円で前年度に比べ 2,395 千円 (24.1%) の増である。
委託業務の内容は各建物、施設の維持管理及び料金計算等の委託である。

費 用 構 成

(金額単位千円)

区 分	5 2 年 度		5 1 年 度		増(△)減額	増(△)減率(%)
	金 額	構 成 比 (%)	金 額	構 成 比 (%)		
1. 職員給与費	345,009	29.9	300,089	26.1	44,920	15.0
(1)基本給	189,192	16.4	165,796	14.4	23,396	14.1
(2)手当	105,365	9.1	94,770	8.2	10,595	11.2
(3)賃金	2,840	0.2	3,158	0.3	△ 318	△ 10.1
(4)退職給与費	5,000	0.4	3,000	0.3	2,000	66.7
(5)法定福利費	42,612	3.7	33,365	2.9	9,247	27.7
2. 支払利息	260,249	22.6	225,544	19.6	34,705	15.4
3. 減価償却費	80,535	7.0	81,059	7.0	△ 524	△ 0.6
4. 受水費	252,578	21.9	169,209	14.7	83,369	49.3
5. 動力費	41,985	3.7	36,017	3.1	5,968	16.6
6. 薬品費	17,729	1.5	16,443	1.4	1,286	7.8
7. その他	154,044	13.4	324,308	28.1	△ 170,259	△ 52.5
合 計	1,152,129	100.0	1,152,664	100.0	△ 535	0

4. 資産、負債、資本

(1) 資産

資産合計は 5,246,320 千円で前年度に比較して 465,014 千円 (9.7%) 増加した。

この内訳は次表のとおり固定資産で 455,772 千円 (10.0%) 流動資産で 9,243 千円 (4.4%) の増となったことによる。

固定資産の増加のうち主なものは、第 3 回拡張事業光明台水道施設建設事業等の執行にともない建設仮勘定より各々正当費目に振替たものである。

固定資産構成比率は 95.8% で 51 年度 95.6%、50 年度 86.1% と安定傾

向を示めしている。また、流動資産では、現金預金、未収金、保管有価証券が増となっている。

なお、貯蔵品の減少については、第3回拡張事業が53年度最終事業となるため手持品が減少したものである。

資 産 (金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1. 固定資産	5,024,705	4,568,933	455,772	10.0
(1) 有形固定資産	5,024,168	4,568,287	455,881	10.0
土地	323,417	310,572	12,845	4.1
建物	250,251	171,888	78,363	45.6
構築物	3,351,246	1,949,616	1,401,630	71.9
機械及装置	513,003	181,733	331,270	182.3
量水器	71,369	47,175	24,194	51.3
車輛及運搬具	5,628	5,820	△192	△3.3
工具器具及備品	14,195	11,717	2,478	21.1
建設仮勘定	495,060	1,889,766	△1,394,706	△73.8
(2) 無形固定資産	402	512	△110	△21.5
水利権	310	360	△50	△13.9
借地権	0	60	△60	△100.0
電話加入権	92	92	0	0
(3) 投資	135	135	0	0
投資有価証券	135	135	0	0
2. 流動資産	221,616	212,373	9,243	4.4
現金預金	82,583	73,404	9,179	12.5
未収金	116,727	96,063	20,664	21.5
保管有価証券	2,300	2,200	100	4.5
貯蔵品	20,006	40,706	△20,700	△50.9
貸付金	0	0	0	0
仮払金	0	0	0	0
資産合計	5,246,320	4,781,306	465,014	9.7

(2) 負債

負債合計は 655,723 千円で前年度に比較して 256,141 千円 (64.1%) の増加である。

この内訳は次表のとおり固定負債では退職給与引当金 5,000 千円 (69.5%) の増、流動負債においても 251,141 千円 (64.0%) の増である。未払金は減少したが一時借入金、前受金、預り金等がそれぞれ増加したことによる。

一時借入金は本年度借入金 1,736,200 千円より本年度返済額 1,476,200 千円を差引いた 260,000 千円の増加である。また、預り金は前年度に比べ 14,608 千円 (279.5%) の大幅な増となっているが、これは、工事契約保証金等の増加によるものである。

負債 (金額単位千円)

区 分	5 2 年 度	5 1 年 度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1. 固定負債	1 2,196	7,196	5,000	69.5
引当金	1 2,196	7,196	5,000	69.5
2. 流動負債	6 43,527	3 92,386	2 51,141	64.0
一時借入金	5 60,000	3 00,000	2 60,000	86.7
未払金	1 6,983	5 5,070	△ 38,087	△ 69.2
前受金	4 4,410	2 9,890	1 4,520	48.6
預り金	1 9,835	5,227	1 4,608	279.5
預り担保 有価証券	2,300	2,200	100	4.5
負債合計	6 55,723	3 99,582	2 56,141	64.1

(3) 資本

資本合計は 4,590,597 千円で前年度に比較して 208,873 千円 (4.8%) の増加である。

この内訳は次表のとおりで企業債発行額 386,000 千円より償還額 58,457 千円を差引いた 327,543 千円が借入資本金 (企業債) の増加である。

また、資本剰余金についても工事負担金では、光明台水道施設建設及び大阪府関係施設工事負担金等の受入れとして60,957千円の増、負担金では一般会計より4,500千円の受け入れ増となっている。

受贈財産評価額の増加については住宅公団鶴山台団地の量水器15,264千円、和泉丘陵三井団地の受水場及び配水場用地(2,432.8㎡)10,691千円の受入れによるものである。

従って資本剰余金は1,687,094千円で前年度より91,412千円(5.7%)増加したが、当年度未処理欠損金485,986千円があるため剰余金合計としては1,201,107千円となっている。

資 本 (金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1. 資 本 金	3,389,490	3,061,947	327,543	10.7
(1) 自己資本金	119,803	119,803	0	0
(2) 借入資本金	3,269,687	2,942,144	327,543	11.1
企 業 債	3,269,687	2,942,144	327,543	11.1
2. 剰 余 金	1,201,107	1,319,777	△ 118,670	△ 9.0
(1) 資本剰余金	1,687,094	1,595,682	91,412	5.7
国庫補助金	3,948	3,948	0	0
府補助金	9,778	9,778	0	0
工事負担金	1,587,495	1,526,538	60,957	4.0
負担金	25,500	21,000	4,500	21.4
受贈財産評価額	60,372	34,417	25,955	75.4
(2) 欠 損 金	485,986	275,905	210,081	76.1
当年度未処理欠損	485,986	275,905	210,081	76.1
資 本 合 計	4,590,597	4,381,724	208,873	4.8

THE UNITED STATES OF AMERICA
DO hereby certify that
[Name] is a citizen of the United States of America
and is entitled to the rights and privileges of citizenship
under the laws of the United States of America.

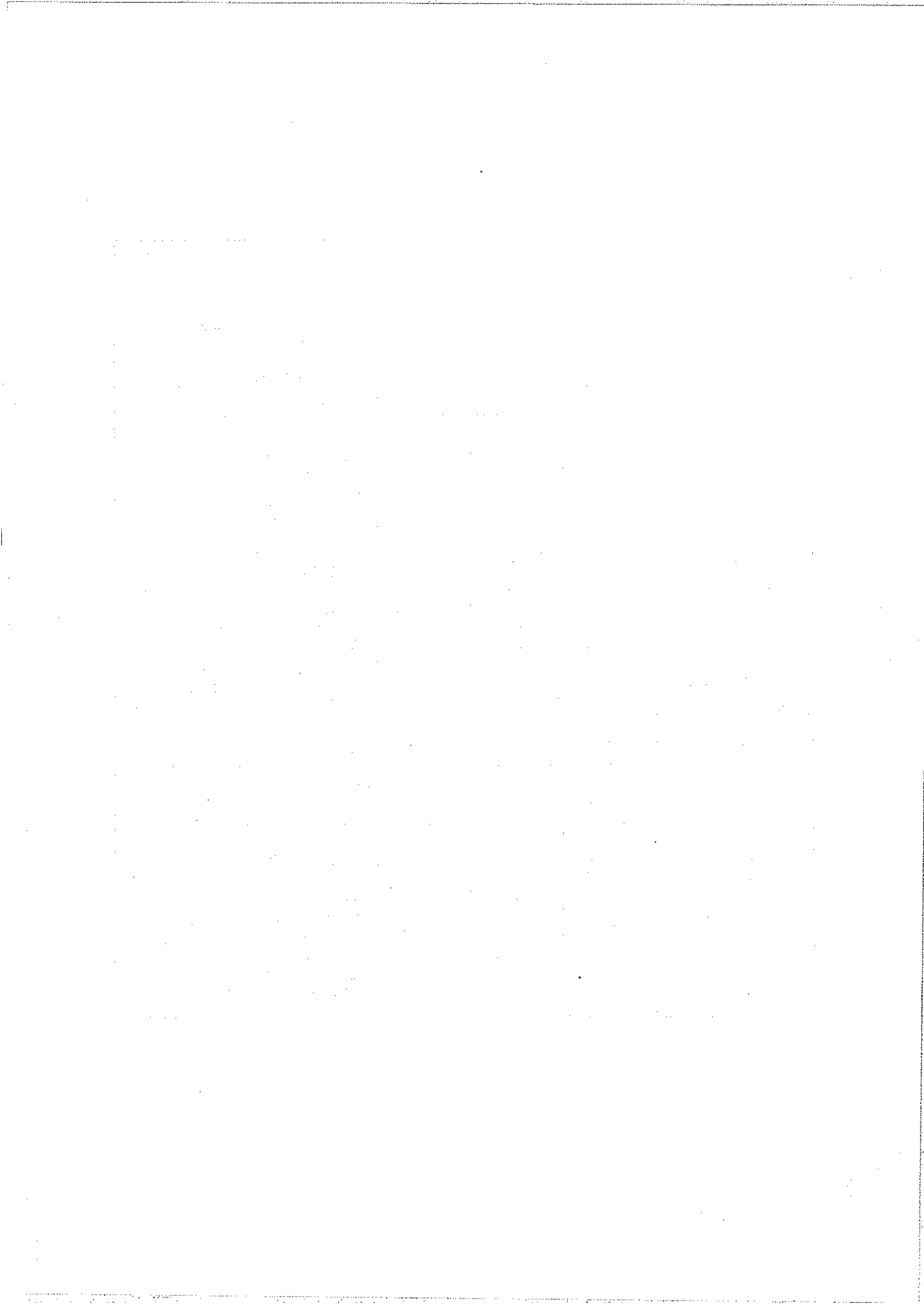
IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hand and the seal of the United States of America, at the City of Washington, this [Date] day of [Month], 19[Year].

[Signature]

[Title]

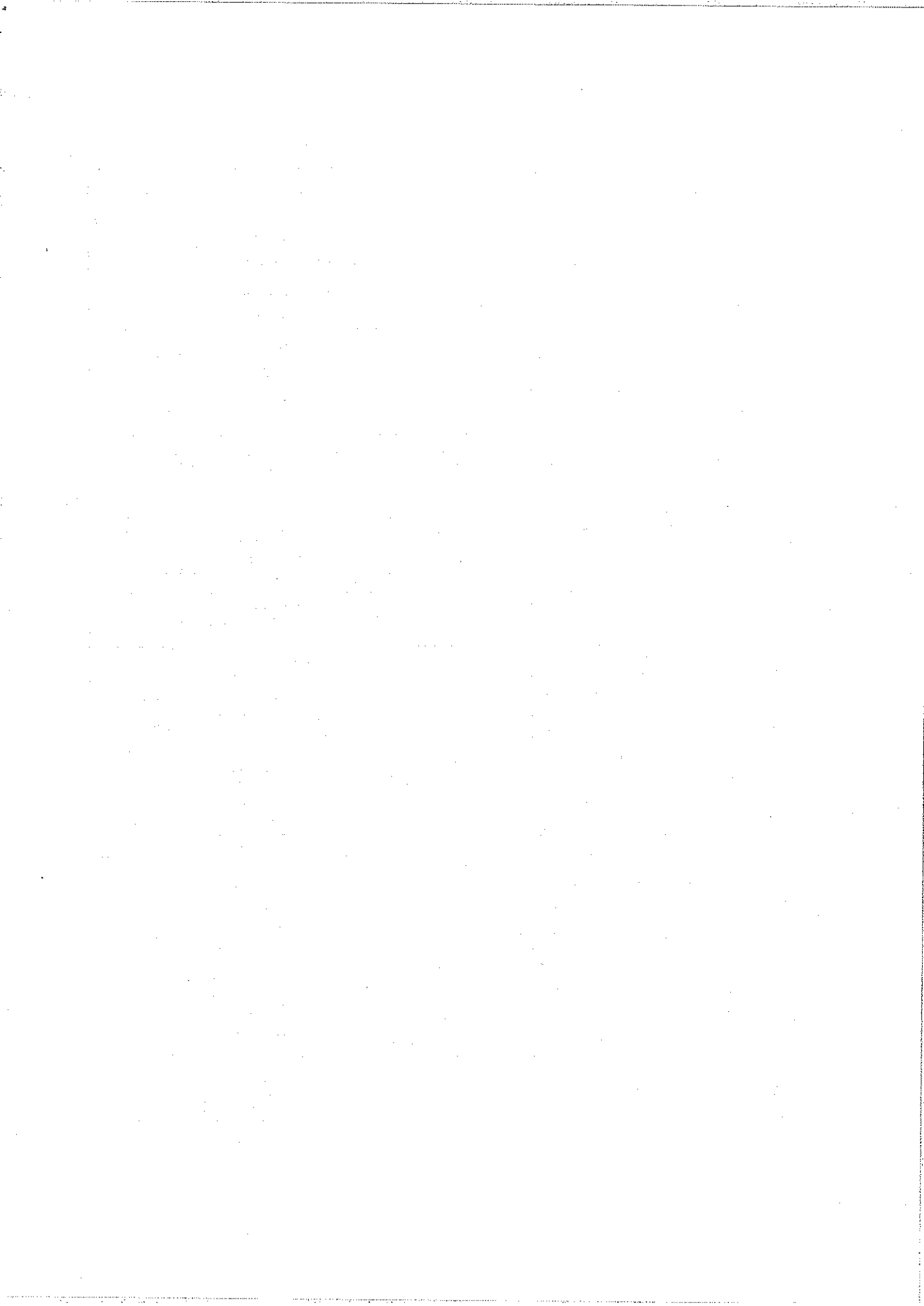
經 營 分 析 表

項 目	5 0 年 度	5 1 年 度	5 2 年 度	算 式
固定資産構成比率	8 6.1	9 5.6	9 5.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資産合計}} \times 100$
固定負債構成比率	5 8.0	6 1.7	6 2.6	$\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$
固 定 比 率	3 3 0.3	3 1 7.4	3 8 0.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100$
固 定 資 産 对 長期資本比率	1 0 2.6	1 0 4.3	1 0 9.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	2 6.1	3 0.1	2 5.2	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$
流 動 比 率	8 6.8	5 4.1	3 4.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
流動資産回轉率	1.9	2.4	3.6	$\frac{\text{營業收益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times \frac{1}{2}}$
総収益対総費用比率	9 2.0	8 9.9	8 1.8	$\frac{\text{總 收 益}}{\text{總 費 用}} \times 100$
營業收益对 營業費用比率	9 8.2	9 5.5	8 8.4	$\frac{\text{營業收益}}{\text{營業費用}} \times 100$
企業債償還金对 料金収入比率	8.4	9.0	8.1	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$
企業債元利償還金对 料金収入比率	2 9.9	3 7.6	3 8.3	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$
職員給与費对 料金収入比率	4 6.6	5 2.0	4 8.0	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$



業 務 分 析 表

項 目	5 0 年 度	5 1 年 度	5 2 年 度	算 式
普 及 率 (%)	9 5.6	9 6.4	9 6.9	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区内人口}} \times 100$
一 日 平 均 配 水 量 (m)	2 7,840	3 0,130	3 1,208	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{365 \text{日}}$
1 人 1 日 最 大 配 水 量 (ℓ)	3 30.6	3 22.8	3 52.9	$\frac{\text{1 日 最 大 配 水 量}}{\text{現 在 給 水 人 口}} \times 1000$
1 人 1 日 平 均 配 水 量 (ℓ)	2 45.0	2 60.6	2 67.3	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{現 在 給 水 人 口}} \times 1000$
有 収 率 (%)	8 4.9	8 5.0	8 7.0	$\frac{\text{年 間 総 有 収 水 量}}{\text{年 間 総 配 水 量}} \times 100$
負 荷 率 (%)	7 4.2	8 0.8	7 5.7	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{1 日 最 大 配 水 量}} \times 100$
施 設 利 用 率 (%)	6 1.9	6 6.7	5 2.2	$\frac{\text{1 日 平 均 配 水 量}}{\text{配 水 能 力}} \times 100$
最 大 稼 動 率 (%)	8 3.4	8 2.6	6 8.9	$\frac{\text{1 日 最 大 配 水 量}}{\text{配 水 能 力}} \times 100$
配 水 管 使 用 効 率 (%)	3 6.2	3 6.4	3 6.2	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{\text{配 水 管 延 長}}$
固 定 資 産 使 用 効 率 (%)	3 0.9	2 4.1	2 2.7	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{\text{有 形 固 定 資 産}} \times 100$
職 員 1 人 当 九 り 給 水 人 口	1,320.0	1,376.0	1,378.4	$\frac{\text{現 在 給 水 人 口}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員}}$
職 員 1 人 当 九 り 給 水 量	100,603	111,286	116,588	$\frac{\text{年 間 総 有 収 水 量}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員}}$
職 員 1 人 当 九 り 營 業 収 益	9,018	10,544	9,272	$\frac{\text{營 業 収 益}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員}}$
累 積 欠 損 金 比 率 (%)	2 1.2	3 1.4	6 4.8	$\frac{\text{累 積 欠 損 金}}{\text{營 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益}} \times 100$
不 良 債 務 比 率 (%)	1 0.7	2 4.2	5 6.2	$\frac{\text{流 動 負 債 - (流 動 資 産 - 翌 年 度 繰 越 財 源)}}{\text{營 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益}} \times 100$
給 水 原 価	92円07銭	100円05銭	110円40銭	$\frac{\text{総 費 用 - 受 託 工 事 費 等}}{\text{年 間 総 有 収 水 量}}$
供 給 単 価	67円38銭	67円60銭	72円51銭	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年 間 総 有 収 水 量}}$

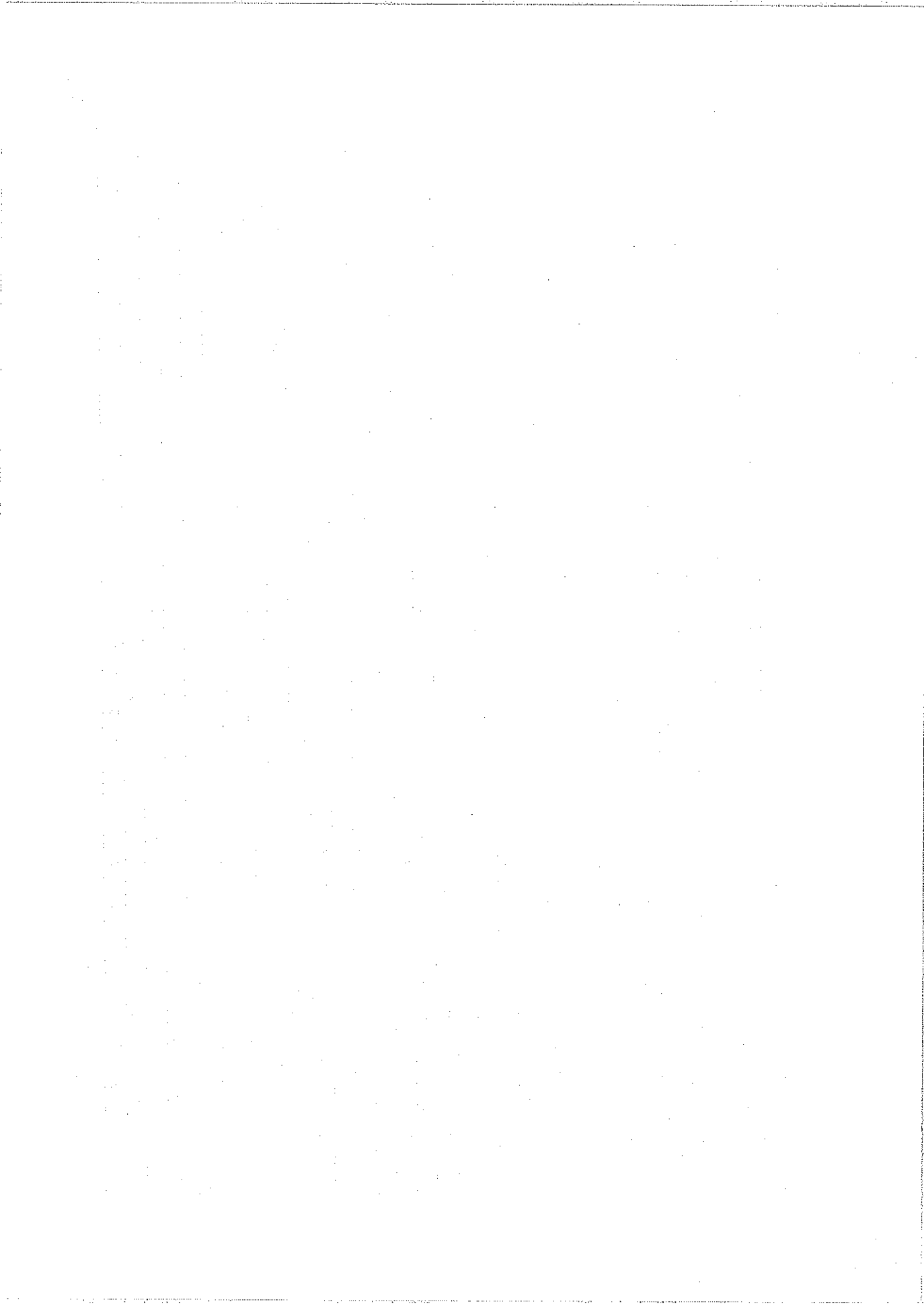


比較損益計算書

(金額単位千円)

区分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 営業収益	788,088	885,680	△ 97,597	△ 11.0	
給水収益	718,555	681,968	86,587	13.7	
受託工事収益	37,734	5,544	32,190	580.6	
その他営業収益	31,794	248,168	△ 216,374	△ 87.2	
2. 営業外収益	154,237	151,009	3,228	2.1	
加 入 金	132,610	107,350	25,260	23.5	
受取利息	8,775	28,813	△ 20,038	△ 69.5	
雑収	2,853	4,846	△ 1,993	△ 41.1	
他会計補助金	10,000	10,000	0	0	
3. 特別利益	81	0	81	-	
過年度損益修正益	81	0	81	-	
収益合計	942,402	1,036,690	△ 94,288	△ 9.1	

区分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 営業費用	891,815	927,053	△ 35,238	△ 3.8	
原水及浄水費	453,596	344,685	108,911	31.6	
配水及給水費	123,069	124,333	△ 1,264	△ 1.0	
受託工事費	38,520	4,417	29,103	658.9	
業務費	98,682	88,398	10,284	11.6	
総係費	77,784	70,651	7,133	10.1	
減価償却費	80,535	81,059	△ 524	△ 0.6	
資産減耗費	88	552	△ 464	△ 84.1	
その他営業費用	2,4540	21,2958	△ 188,418	△ 88.5	
2. 営業外費用	260,314	225,611	34,703	15.4	
支払利息及企業債取扱諸費	260,314	225,611	34,703	15.4	
雑支出	0	0	0	0	
3. 特別損失	354	0	354	-	
過年度損益修正損	354	0	354	-	
4. 予備費	0	0	0	0	
予備費	0	0	0	0	
費用合計	1,152,488	1,152,664	△ 181	0	
差引純利益	△ 210,081	△ 115,975	△ 94,106	△ 81.1	



比較貸借対照表

(金額単位千円)

貸		産				部				負債				部			
科目	目	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	科	目	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)		
I 固定資産	資産	5,024,705	4,568,933	455,772	10.0	I 固定負債	負債	1,2196	7,196	5,000	69.5	1,2196	7,196	5,000	69.5		
(1)有形固定資産	地物	5,024,168	4,568,287	455,881	10.0	(1)引当金	金	12,196	7,196	5,000	64.0	12,196	7,196	5,000	64.0		
	土地	323,417	310,572	12,845	4.1	II 流動負債	負債	643,527	392,386	251,141	63.0	643,527	392,386	251,141	63.0		
	建物	250,251	171,888	78,363	45.6	(1)一時借入金	金	16,983	300,000	260,000	86.7	16,983	300,000	260,000	86.7		
	構築物	3,351,246	1,949,616	1,401,630	71.9	(2)未払金	金	4,4410	29,890	14,520	48.6	4,4410	29,890	14,520	48.6		
	機械及装置	513,003	181,793	331,270	182.8	(3)前受金	金	19,835	5,227	14,608	279.5	19,835	5,227	14,608	279.5		
	量水器	71,869	47,175	24,194	51.3	(4)預り金	金	2,300	2,200	100	4.5	2,300	2,200	100	4.5		
	車輛及運搬具	5,628	5,820	192	3.3	(5)預り担保有価証券	証券	655,723	399,582	256,141	64.1	655,723	399,582	256,141	64.1		
	工具器具及備品	14,195	11,717	2,478	21.1	負債合計	計	655,723	399,582	256,141	64.1	655,723	399,582	256,141	64.1		
	建設仮勘定	495,060	1,889,766	△1,394,706	73.8	資本	本	3,389,490	3,061,947	327,543	10.7	3,389,490	3,061,947	327,543	10.7		
(2)無形固定資産	資産	402	512	△110	21.5	I 資本	金	119,803	119,803	0	0	119,803	119,803	0	0		
水利権	權	310	360	△50	13.9	(1)自己資本	金	3,269,687	2,942,144	327,543	11.1	3,269,687	2,942,144	327,543	11.1		
借地権	權	0	60	△60	100.0	(2)借入金	金	1,201,107	1,819,777	△118,670	9.0	1,201,107	1,819,777	△118,670	9.0		
電話加入権	權	92	92	0	0	II 剰余金	金	1,687,094	1,595,682	91,412	5.7	1,687,094	1,595,682	91,412	5.7		
(3)投資有価証券	資産	135	135	0	0	(1)資本剰余金	金	3,948	3,948	0	0	3,948	3,948	0	0		
	債券	135	135	0	0	国庫補助金	金	9,778	9,778	0	0	9,778	9,778	0	0		
	流動資産	2,216,166	2,123,793	92,483	4.4	府補助金	金	1,587,495	1,526,538	60,957	4.0	1,587,495	1,526,538	60,957	4.0		
(1)現金預金	金	8,2583	78,404	9,179	12.5	工事負担金	金	25,500	21,000	4,500	21.4	25,500	21,000	4,500	21.4		
(2)未収金	金	116,727	96,063	20,664	21.5	負債担金	金	60,372	34,417	25,955	75.4	60,372	34,417	25,955	75.4		
(3)保管有価証券	証券	2,300	2,200	100	4.5	受贈財産評価額	額	485,986	275,905	210,081	76.1	485,986	275,905	210,081	76.1		
(4)貯蔵品	品	20,006	40,706	△20,700	50.9	(2)欠損	損	275,905	159,930	115,975	72.5	275,905	159,930	115,975	72.5		
(5)仮払金	金	0	0	0	0	繰越欠損金	金	21,0081	115,975	94,106	81.1	21,0081	115,975	94,106	81.1		
(6)貸付金	金	0	0	0	0	繰越欠損金	金	4,590,597	4,381,724	208,873	4.8	4,590,597	4,381,724	208,873	4.8		
						当年度純損失	失										
資産合計	計	5,246,320	4,781,306	465,014	9.7	負債資本合計	計	5,246,320	4,781,306	465,014	9.7	5,246,320	4,781,306	465,014	9.7		



昭和52年度和泉市病院事業会計決算審査意見

◎総括

52年度病院事業会計決算は収益的収支で307,684,360円の純損失を生じており、累積欠損金総額は1,309,041,222円となっている。

病院事業は整備事業の過渡的時期に当り全般的に関連諸費用の増大はさげられず単年度赤字の累増を示めしている。本年度においても診療報酬の引上げがあり、亦諸般の対策を講じ経費の節減を図る等、収支不均衡の改善に努められているが、益々厳しい経営状態である。

事業収益費用において総収益は1,098,243,496円で前年度対比147,830,875円(15.6%)の増加である。これは診療報酬の改訂、入院料加算金(室料差額)の改正による影響並びに一般会計よりの補助金の増等によるものである。費用については前年度に比し医業費用では、人件費が20.4%、経費が42.6%の増加であり医業外費用では支払利息等が55.8%と大幅に膨張して、総費用は1,405,927,856円前年度対比272,924,760円(24.1%)の支出増となっている。

医業収支で307,276,500円医業外収支で40,887,860円の損失を計上しているがいずれも前年度収支損失額を上回り、特別損益を算入するもこの結果52年度は307,684,360円(単年度)の純損失計上となり前年度に比べると

125,093,885円(68.5%)の大幅な損失増となっている。一方建設改良工事費については、主として企業債に依存することとなるためこの元金償還及び利息の支払は益々増大し、資金運用に苦慮されるものと思われるが、更に効率的合理的活用をはかれるとともに、国、府に対し事業諸制度の改正並びに助成措置の拡大等改善策についても取り組みの推進につとめられるよう期するものである。

本年度は新館の完成に伴い、入院規模の拡充、高度医療機器の導入、診療態勢の確保等、施設、設備の整備充実を推進され、地域の公的基幹病院として市民の健康保持、増進に寄与されている。

今後、より一段と健全経営の確立に努め市民の医療確保を期するよう配慮を

望むものである。

対前年度比較損益計算書

(金額単位千円)

科 目	52年度	51年度	増(△)減	増(△)減率(%)
A 医業収益	916,171	820,869	95,302	11.6
B 医業外収益	141,593	89,064	52,529	59.0
C 特別利益	40,480	40,480	0	0
D 総収益 (A+B+C)	1,098,243	950,413	147,831	15.6
E 医業費用	1,223,447	1,014,117	209,330	20.6
F 医業外費用	182,481	118,886	63,595	53.5
G 総費用 (E+F)	1,405,928	1,133,003	272,925	24.1
H 医業収支 (A-E)	△ 307,276	△ 193,248	△ 114,028	△ 59.0
I 医業外収支 (B-F)	△ 40,888	△ 29,822	△ 11,066	△ 37.1
J 純利益 (D-G)	△ 307,684	△ 182,590	△ 125,094	△ 68.5

審 査 概 要

1. 収益的収支

収益的収支の決算額は次のとおりとなっている。

収益的収入額	1,098,243,496円
収益的支出額	1,405,927,856円
差 引	△307,684,360円

この結果307,684,360円の当年度純損失を生じており、前年度繰越欠損金1,001,356,862円を含めた1,309,041,222円が当年度未処理欠損金として翌年度へ繰越しされている。

収益的収入は当初予算額920,573,000円に補正予算額159,333,000円を含めた予算現額1,079,906,000円に対し決算額は1,098,243,496円で予算額に比較して18,337,496円の増で収入率は、101.7%である。

決算額内訳は医業収益916,170,658円（構成比83.4%）医業外収益141,592,838円（構成比12.9%）特別利益40,480,000円（構成比3.7%）でこのうち医業収益中の入院、外来収益が885,018,133円と収益全体の80.6%を占めており、収益の根幹となっている。

また、収益的支出は当初予算額1,264,704,000円に補正予算額168,569,000円を含めた予算現額1,433,273,000円に対し決算額は1,405,927,856円で27,345,144円の不用額を生じており執行率は98.1%となっている。不用額の主なものは、薬品費5,665,354円消耗備品費11,739,450円、一時借入金利息1,411,789円である。

決算額内訳は医業費用1,223,447,158円（構成比87.0%）医業外費用182,480,698円（構成比13.0%）でこのうち給与費材料費の合計が1,079,061,256円と費用中の76.8%を占めている。

なお、特別損益は従来「期間外収支」として別途項目を設定して来たが、地方公営企業法施行規則の一部改正により昭和52年度から特別損益として一体化し関係様式を整備することとなったものである。

収 益 的 収 支

(収 入) (金額単位千円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
1. 医 業 収 益	898,558	916,171	17,613	102.0	83.4
入院収益	519,000	523,874	4,874	100.9	47.7
外来収益	350,525	361,144	10,619	103.0	32.9
その他医業収益	29,033	31,153	2,120	107.3	2.8
2. 医 業 外 収 益	140,868	141,598	725	100.5	12.9
受取利息及配当金	1,300	1,512	212	116.3	0.1
他会計補助金	128,299	128,299	0	100.0	11.7
国庫(府)補助金	2,459	2,459	0	100.0	0.2
患者外給食収益	7,814	8,008	194	102.5	0.7
その他医業外収益	996	1,315	319	132.0	0.1
3. 特 別 利 益	40,480	40,480	0	100.0	3.7
合 計	1,079,906	1,098,248	18,337	101.7	100.0

(支 出) (金額単位千円)

区 分	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1. 医 業 費 用	1,249,013	1,223,447	25,566	98.0	87.0
給 与 費	735,155	733,340	1,815	99.8	52.2
材 料 費	351,964	345,722	6,242	98.2	24.6
経 費	131,303	114,341	16,962	87.1	8.1
減価償却費	15,637	15,590	47	99.7	1.1
資産減耗費	10,451	10,451	0	100.0	0.7
研究研修費	4,503	4,005	498	88.9	0.3
2. 医 業 外 費 用	183,959	182,481	1,478	99.2	13.0
支払利息及企業債 取扱諸費	176,714	175,236	1,478	99.2	12.5
患者外給食材料費	7,165	7,164	1	100.0	0.5
雑 損 失	80	80	0	100.0	0
3. 特 別 損 失	1	0	1	0	0
4. 予 備 費	300	0	300	0	0
合 計	1,433,273	1,405,928	27,345	98.1	100.0

2. 資本的収支

資本的収支の決算額は次のとおりとなっている。

資本的収入額	2,155,421,417円
資本的支出額	2,190,409,727円
差引	△ 34,988,310円

この結果 34,988,310 円の不足額を生じているが、この不足額については、損益勘定特別利益により補てんしている。

資本的収入は、当初予算額 889,813,000 円に補正予算額 470,410,000 円及び繰越財源充当額 902,100,000 円を含めた予算現額 2,262,323,000 円に対し、決算額は 2,155,421,417 円で予算額に比較して 106,901,583 円の減となっている。

決算額内訳は次表のとおりで一般会計出資金 59,223,000 円企業債 2,095,500,000 円及び貸付金償還金 698,417 円である。収入減の主なものは企業債で増改築事業及び看護婦宿舍増設事業にかかる一部当該工事を翌年度へ繰越したことによるものである。

資本的支出は、当初予算額 930,293,000 円に補正予算額 470,410,000 円及び継続費通次繰越額 902,100,000 円を含めた予算現額 2,302,803,000 円に対し、決算額は 2,190,409,727 円となっているが病院増改築事業並びに看護婦宿舍増設事業にかかる通次繰越額 107,540,000 円を除いた不用額は 4,853,273 円である。

決算額内訳は次表のとおりで器械備品購入費 568,330,165 円は高度医療に要する医療用機器及び備品を購入したものである。病院増改築事業は工事請負費 1,554,288,056 円及び事務費 10,800,000 円である。看護婦宿舍増設事業費 1,200,000 円は設計委託料で工事請負費は継続事業として翌年度へ繰越している。

資 本 的 收 支

(收 入)

(金額單位千円)

区 分	予算現額	決算額	増(△)減額	収入率(%)	構成比(%)
一般会計出資金	59,223	59,223	0	100.0	2.8
企業債	2203,100	2,095,500	△ 107,600	95.1	97.2
貸付金償還金	0	698	698	—	0
合 計	2,262,323	2,155,421	△ 106,902	95.3	100.0

(支 出)

(金額單位千円)

区 分	予算現額	決算額	翌年度繰越額	不用額	執行率(%)	構成比(%)
1.建設改良費	2,248,248	2,135,850	107,540	4,853	95.0	97.6
看護婦宿舍割賦金	1,233	1,232	0	1	100.0	0.1
器械備品購入費	573,181	568,380	0	4,851	99.2	25.9
病院増改築事業費	1,648,729	1,565,088	83,641	0	94.2	71.5
看護婦宿舍増設事業費	25,100	1,200	23,900	0	4.8	0.1
2.企業債償還金	54,560	54,559	0	1	100.0	2.4
企業債償還金	14,080	14,079	0	1	100.0	0.6
公立病院特例債	40,480	40,480	0	0	100.0	1.8
合 計	2,302,808	2,190,410	107,540	4,853	95.1	100.0

3. 営業成績

当事業年度の損益収支決算は収益的収入（総収益）1,098,243千円に対し収益的支出（総費用）1,405,928千円で307,684千円の純損失を生じている。純損失額は前年度に比べ125,094千円（68.5%）の増加となっており、経営状況の悪化を示めている。

事業収支を分析すると医業収支においては、入院・外来収益、室料差額収益が前年度に比べ94,295千円（11.6%）の増収だが、一方費用面では、給与費等、諸経費の増高により307,276千円の損失を計上し、前年度損失額に比べ114,028千円（59.0%）の増となっている。医業外収支においても他会計補助金が増であるが費用で企業債、一時借入金の支払利息の大幅増で収益を上回り40,888千円の損失を計上し、前年度損失額に比べ11,066千円（37.1%）の増となっている。

営 業 成 績

区 分	52年度	51年度	増(△)減	増(△)減率(%)
取 扱 患 者 数	138,065人	128,998人	9,067人	7.0
うち入院	42,814人	43,251人	△ 437人	△ 1.0
うち外来	95,251人	85,747人	9,504人	11.1
1日平均取扱患者数	438人	407.2人	30.8人	7.6
うち入院	117.3人	118.5人	△ 1.2人	△ 1.0
うち外来	320.7人	288.7人	32.0人	11.1
入 院 収 益	523,874千円	482,085千円	41,789千円	8.7
外 来 収 益	361,144千円	316,192千円	44,952千円	14.2
患 者 1 人 1 日 当 り 診 療 収 入	6,410円	6,188円	222円	3.6
うち入院	12,236円	11,146円	1,090円	9.8
うち外来	3,791円	3,688円	103円	2.8
病 床 利 用 率	81.4%	98.7%	△ 17.3%	-

○取扱患者数等について

本年度の年延利用患者数は138,065人であり、その内訳は入院42,814人、外来95,251人である。これをそれぞれ前年度と比較すると、入院437人(1.0%)の減少、外来9,504人(11.1%)の増加となっている。

また、病床利用率は81.4%で前年度に比べ17.3%の低下を示めている。

○入院状況について

本年度入院患者数は延42,814人で前年度に比べ437人(1.0%)の減少である。これは患者を新館への移転を円滑に推進実施するための経過的な措置に起因するものと考えられる。各科別患者数は次表のとおりで、前年度に比べ外科921人小児科378人の増加、内科1,508人整形外科228人の減少である。

○外来状況について

本年度外来患者数は延95,251人で前年度に比べ9,504人(11.1%)の増加である。これは新館での診療開始後、漸次増加し、自然増加とも併せて産婦人科、放射線科の診療開設による増加である。

各科別患者数は、次表のとおりで前年度に比べ外科1,411人整形外科6,279人小児科1,885人の各々の増加、内科832人、神経科52人の減少である。また、患者1人1日当り収益は整形外科で104円小児科で49円の減少となっているが、薬品等の効率使用により患者増にかかわらず減となったものと考えられる。

外		来		区 分	入		院	
51年度		52年度			51年度		52年度	
患者数 (人)	1人1日 当り収益 (円)	患者数 (人)	1人1日 当り収益 (円)		患者数 (人)	1人1日 当り収益 (円)	患者数 (人)	1人1日 当り収益 (円)
32,780	5,060	31,948	5,440	内 科	26,252	9,862	24,744	10,241
9,259	3,685	10,670	4,817	外 科	7,408	18,489	8,324	20,872
26,574	2,558	32,858	2,454	整形外科	7,929	9,109	7,701	9,582
4,852	3,468	4,800	3,504	神 経 科	—	—	—	—
12,282	2,558	14,167	2,509	小 児 科	1,667	8,667	2,045	11,402
		748	3,707	産婦人科	—	—	—	—
		65	3,229	放射線科	—	—	—	—
85,747	3,688	95,251	3,792	合 計	43,251	11,146	42,814	12,286

(1) 医業収益

医業収益は916,171千円で前年度に比べ95,302千円(11.6%)の増加となっている。主な内容は入院収益523,874千円、前年度対比41,789千円(8.7%)外来収益361,144千円前年度対比44,952千円(14.2%)のそれぞれの増加である。

これは、53年2月の診療報酬の改定(入院10.2%、外来8.3%、平均9.3%の引き上げ)によるもので、入院収益は患者減だが収益増となって寄与されている。室料差額は52年12月新館増築時の料金改定により前年度に比べ7,554千円(44.7%)の増である。診療項目区分毎の内訳は次表のとおりであるが手術料、検査料等の増加が目立っている。

医業収益増加の主因として、診療報酬及び室料差額の料金改正、外来患者数の大幅な増加を挙げることができる。

医 業 収 益 (金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
初 診 料	11,998	10,097	1,901	18.8
再 診 料	34,460	29,783	4,677	15.7
薬 料	219,414	199,340	20,074	10.1
注 射 料	176,185	163,801	12,384	7.6
処 置 料	27,169	24,421	2,748	11.3
手 術 料	28,214	23,396	4,818	20.6
検 査 料	98,559	74,795	23,764	31.8
X 線 料	39,576	36,379	3,197	8.8
入 院 料	113,431	108,967	4,464	4.1
寝 具 料	4,316	4,274	42	1.0
看 護 料	63,003	61,056	1,947	3.2
給 食 料	50,985	48,487	2,498	5.2
室 料 差 額	24,456	16,902	7,554	44.7
公衆衛生活動収益	896	586	310	52.9
医業相談収益	1,548	1,616	△ 68	△ 4.2
そ の 他	21,961	16,969	4,992	29.4
合 計	916,171	820,869	95,302	11.6

(2) 医業外収益

医業外収益は141,593千円で前年度に比べ52,529千円(59.0%)の増加となっている。これは一般会計からの補助金が51,491千円(67.0%)増額されたことが主因である。

患者外給食収益1,210千円(17.8%)その他医業外収益290千円(28.3%)もそれぞれ前年度に比べ増である。患者外給食収益は喫食者数の増加によるもの。その他医業外収益については、売店及び喫茶店等の使用料が増となっている。

医 業 外 収 益 (金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
受取利息配当金	1,512	1,611	△ 99	△ 6.1
他会計補助金	128,299	76,808	51,491	67.0
国庫(府)補助金	2,459	2,823	△ 364	△ 12.9
患者外給食収益	8,008	6,798	1,210	17.8
その他医業外収益	1,315	1,025	290	28.3
合 計	141,593	89,064	52,529	59.0

○ 特別利益

特別利益は40,480千円で公立病院特例債償還元金として一般会計より繰り入れたものである。

(3) 医業費用

医業費用は1,223,447千円で前年度に比べ209,330千円(20.6%)の増加となっている。

増加の主なものとは給与費で20.4%の上昇である。これは給与改定及び新館増築に伴う関係職員が206人と前年度末152人に比べ54人増員したことによる。

また、材料費、経費共に給与費と同様新館増築による関連費用の大幅な支出増となっている。材料費のうちとくに医療消耗備品費の増加が目立っている。資産減耗費10,451千円は新館増築に伴い既設建物附帯設備等を除却したものである。

医 業 費 用 (金額単位千円)

区 分	52年度		51年度		増(△)減	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	率(%)
1.給 与 費	733,340	59.9	609,239	60.1	124,101	20.4
給 料	334,422	27.3	256,395	25.3	77,527	30.2
手 当	284,296	23.2	228,732	22.6	55,514	24.3
債 金	0	0	0	0	0	0
報 酬	32,598	2.7	32,713	3.2	△ 115	△ 0.4
法定福利費	80,805	6.6	58,419	5.8	22,386	38.3
退職給与費	1,218	0.1	32,429	3.2	△ 31,211	△ 96.2
2.材 料 費	345,722	28.3	306,146	30.2	39,576	12.9
薬 品 費	276,453	22.6	263,752	26.0	12,701	4.8
診療材料費	29,483	2.4	23,831	2.4	5,602	23.5
給食材料費	17,764	1.5	17,044	1.7	720	4.2
医療消耗備品費	22,022	1.8	1,468	0.1	20,554	1400.1
3.経 費	114,341	9.3	80,130	7.9	34,161	42.6
4.減価償却費	15,590	1.3	15,045	1.5	545	3.6
5.資産減耗費	10,451	0.9	0	0	10,451	—
6.研究研修費	4,005	0.3	3,508	0.3	497	14.2
合 計	1,223,447	100.0	1,014,117	100.0	209,330	20.6

(4) 医業外費用

医業外費用は 182,481 千円と前年度に比べ 63,595 千円 (53.5%) の増加となっている。

この内訳は次表のとおりで主として企業債利息 11,071 千円 (50.9%) 及び一時借入金利息 55,785 千円 (96.1%) とそれぞれ増加したことによる。

患者外給食材料費については喫食者数の増加により 750 千円 (11.7%) の増である。また、雑損失 80 千円は医師用住宅の解約による敷金差損である。

医 業 外 費 用

(金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1. 支払利息及 企業債取扱諸費	175,236	112,472	62,764	55.8
企業債利息	32,814	21,743	11,071	50.9
特例債利息	26,785	30,752	△ 3,967	△ 12.9
割賦金利息	1,370	1,466	△ 96	△ 6.5
一時借入金利息	113,820	58,035	55,785	96.1
企業債手数料 及取扱費	447	476	△ 29	△ 6.1
2. 患者外給食材料費	7,164	6,414	750	11.7
3. 雑損失	80	0	80	-
合 計	182,481	118,886	63,595	53.5

4. 資産・負債・資本

(1) 資産

資産合計は3,251,251千円で前年度に比較して2,226,634千円(217.3%)の大幅な増加である。

この内訳は次表のとおり固定資産で2,107,879千円(255.3%)流動資産で118,755千円(59.7%)の増になったことによる。固定資産の増加のうち主なものは病院増改築事業によって取得した建物1,977,523千円(1016.2%)機械及備品560,804千円(2,556.8%)の増である。電話加入権2,348千円は増築新館の電話設備の取得増によるもので投資有価証券7,077千円(5128.3%)の増は電話架設等の電話債権の購入である。

流動資産では、現金預金、未収金が増となり、貯蔵品の減は、特に薬品在庫量の適正管理につとめたことによるものである。

資 産 (金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1. 固定資産	2,933,455	825,576	2,107,879	255.8
(1) 有形固定資産	2,915,092	815,939	2,099,153	257.3
土地	153,236	150,996	2,240	1.5
建物	2,172,116	194,593	1,977,523	1,016.2
構築物	2,154	1,494	660	44.2
車輛	2,218	314	1,904	606.4
器械及備品	582,738	21,934	560,804	2,556.8
建設仮勘定	2,630	446,607	△443,977	△99.4
(2) 無形固定資産	2,348	0	2,348	-
電話加入権	2,348	0	2,348	-
(3) 投資	16,016	9,637	6,379	66.2
投資有価証券	7,215	138	7,077	5,128.3
長期貸付金	8,801	9,499	△698	△7.3
2. 流動資産	317,796	199,041	118,755	59.7
現金預金	128,720	40,070	88,650	221.2
未収金	178,529	142,709	35,820	25.1
貯蔵品	9,797	15,496	△5,699	△36.8
前払金	750	767	△17	△2.2
資産合計	3,251,251	1,024,617	2,226,634	217.3

(2) 負債

負債合計は 1,559,472 千円で前年度に比べ 393,675 千円 (33.8%) の増加である。

その内訳は次表のとおり固定負債では 41,712 千円 (13.8%) の減、流動負債では 435,387 千円 (50.4%) の増である。

固定負債の減少は公立病院特例債 40,480 千円及び看護婦宿舍割賦金 1,232 千円それぞれの償還によるものである。また、流動負債では資金繰

りの悪化による一時借入金が400,000千円の増加及び薬品費、機械備品購入費等の未払金他に預り金の増加によるものである。

負 債 (金額単位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1. 固定負債	259,594	301,306	△ 41,712	△ 13.8
特 例 債	242,960	283,440	△ 40,480	△ 14.3
その他固定負債	16,634	17,866	△ 1,232	△ 6.9
2. 流動負債	1,299,878	864,491	435,387	50.4
一時借入金	1,200,000	800,000	400,000	50.0
未 払 金	86,713	53,513	33,200	62.0
その他流動負債	13,165	10,978	2,187	19.9
負債合計	1,559,472	1,165,797	393,675	33.8

(3) 資本

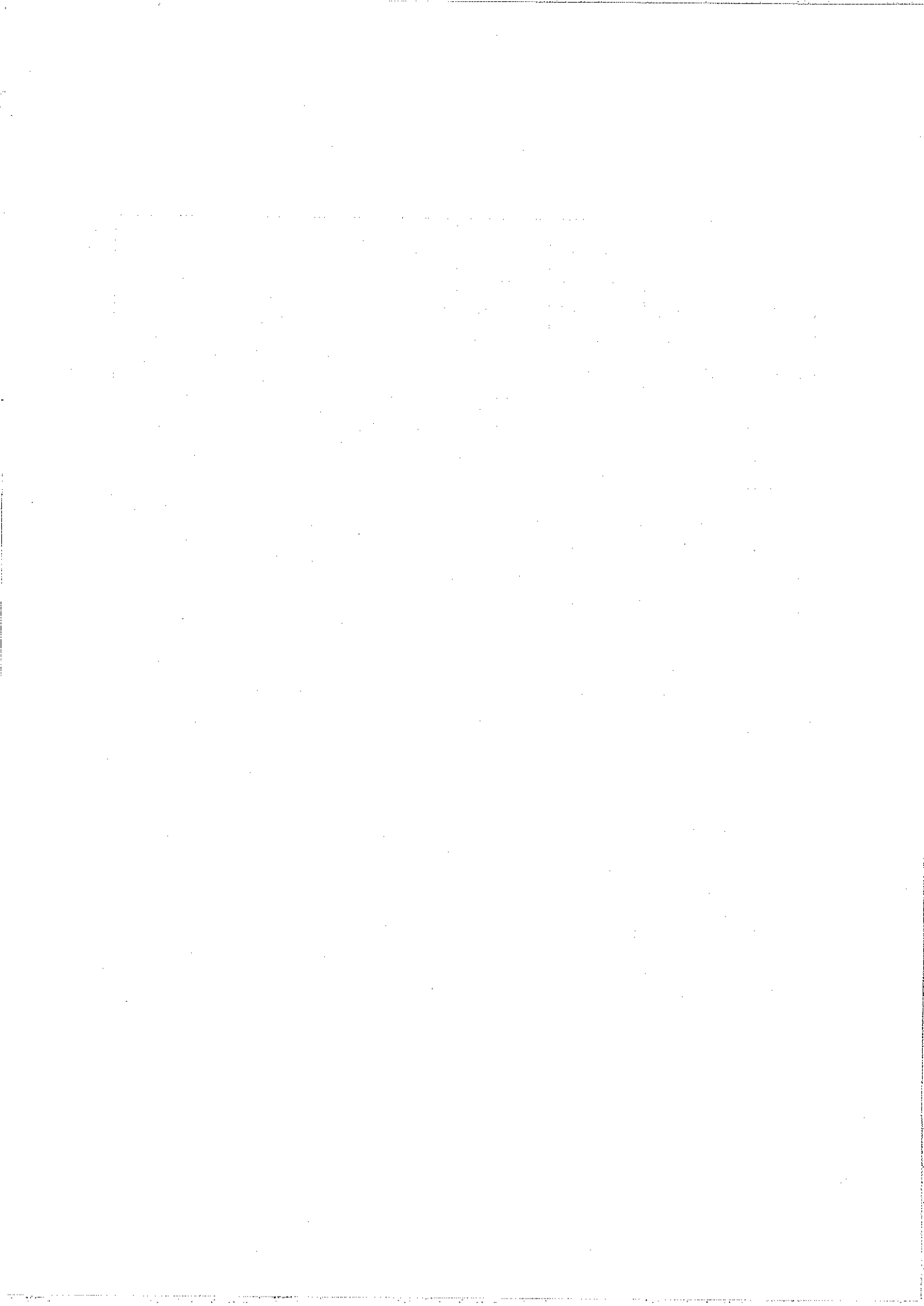
資本合計は1,691,779千円で前年度に比べ1,832,959千円(1,298.3%)の大幅な増加である。この内訳は次表のとおりで自己資本金では一般会計からの出資金59,223千円(29.3%)の増、借入資本金では企業債・起債前借発行額3,233,700千円より企業債・起債前借償還額1,152,280千円を差し引いた2,081,420千円(316.9%)の増加である。また、欠損金は前年度に比べ307,684千円(30.7%)の増となっている。

資 本 (金額单位千円)

区 分	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)
1. 資 本 金	2,999,703	859,059	2,140,644	249.2
自己資本金	261,551	202,328	59,223	29.3
借入資本金	2,738,151	656,731	2,081,420	316.9
2. 剰 余 金	△1,307,923	△1,000,239	△307,684	△30.8
資本剰余金	1,118	1,118	0	0
欠 損 金	1,309,041	1,001,357	307,684	30.7
資 本 合 計	1,691,779	△141,180	1,832,959	1,298.3

事業分析表

項 目	50年度	51年度	52年度	算 式
固定資産構成比率	68.7 ^(%)	80.6 ^(%)	90.2 ^(%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資産合計}} \times 100$
固定負債構成比率	97.2	93.5	92.2	$\frac{\text{固定資産} + \text{借入資本金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$
固 定 比 率	△ 68.1	△ 103.5	△ 280.3	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100$
固定資産対長期資本比率	△ 118.6	△ 584.8	173.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計}} \times 100$
自己資本構成比率	△ 100.8	△ 77.9	△ 32.2	$\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$
流 動 比 率	30.2	23.0	24.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
流動資産回転率	3.4	5.2	3.5	$\frac{\text{医業収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times \frac{1}{2}}$
総収益対総費用比率	73.0	80.3	78.1	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
医業収益対医業費用比率	77.6	80.9	74.9	$\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100$
企業債償還元金対 料金収入比率	7.9	6.8	6.2	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$
企業債元利償還金対 料金収入比率	14.9	13.7	18.2	$\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$
職員給与費対 料金収入比率	77.2	76.3	82.9	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$



業 務 分 析 表

項 目	50年度	51年度	52年度	算 式
外来入院患者比率	194.1%	198.8%	222.5%	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100$
一日平均患者数	(入院) 118.8人	118.5人	117.3人	$\frac{\text{年延入院患者数}}{365日}$
	(外来) 284.2人	288.7人	320.7人	$\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{実診療日数}}$
患者1人1日当り診療収入	5,372円	6,188円	6,410円	$\frac{\text{入院外来収益}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(入院) 9,045円	11,146円	12,236円	$\frac{\text{入院収益}}{\text{年延入院患者数}}$
	(外来) 3,479円	3,688円	3,791円	$\frac{\text{外来収益}}{\text{年延外来患者数}}$
患者1人1日当り薬品収入	2,442円	2,815円	2,865円	$\frac{\text{薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(投薬) 1,497円	1,545円	1,589円	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(注射) 945円	1,270円	1,276円	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{年延入院外来患者数}}$
患者1人1日当り薬品費	1,845円	2,045円	2,002円	$\frac{\text{薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(投薬) 1,109円	1,168円	1,125円	$\frac{\text{投薬薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
	(注射) 668円	798円	770円	$\frac{\text{注射薬品費}}{\text{年延入院外来患者数}}$
入院患者1人1日当り 給食材料費	371円	394円	415円	$\frac{\text{患者給食材料費}}{\text{年延入院患者数}}$
薬品使用効率	(投薬) 184.9%	182.4%	141.8%	$\frac{\text{投薬薬品収入}}{\text{投薬薬品払出原価}} \times 100$
	(注射) 141.5%	159.1%	165.7%	$\frac{\text{注射薬品収入}}{\text{注射薬品払出原価}} \times 100$
病床利用率	99.0%	98.7%	81.4%	$\frac{\text{年延一般入院患者数}}{\text{年延一般病床数}} \times 100$



比較損益計算書

(金額単位千円)

収益の部	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 医業収益	916,171	820,869	95,302	11.6	
入院収益	528,874	482,085	46,789	8.7	
外来収益	361,144	316,192	44,952	14.2	
その他医業収益	31,153	22,591	8,562	37.9	
2. 医業外収益	141,593	89,064	52,529	59.0	
受取利息配当金	1,512	1,611	△ 99	6.1	
他会計補助金	128,299	76,808	51,491	67.0	
国庫(附)補助金	2,459	2,823	△ 364	12.9	
患者外給食収益	8,008	6,798	1,210	17.8	
その他医業外収益	1,815	1,025	290	28.8	
3. 特別利益	40,480	40,480	0	0	
収益合計	1,098,248	950,413	147,835	15.6	

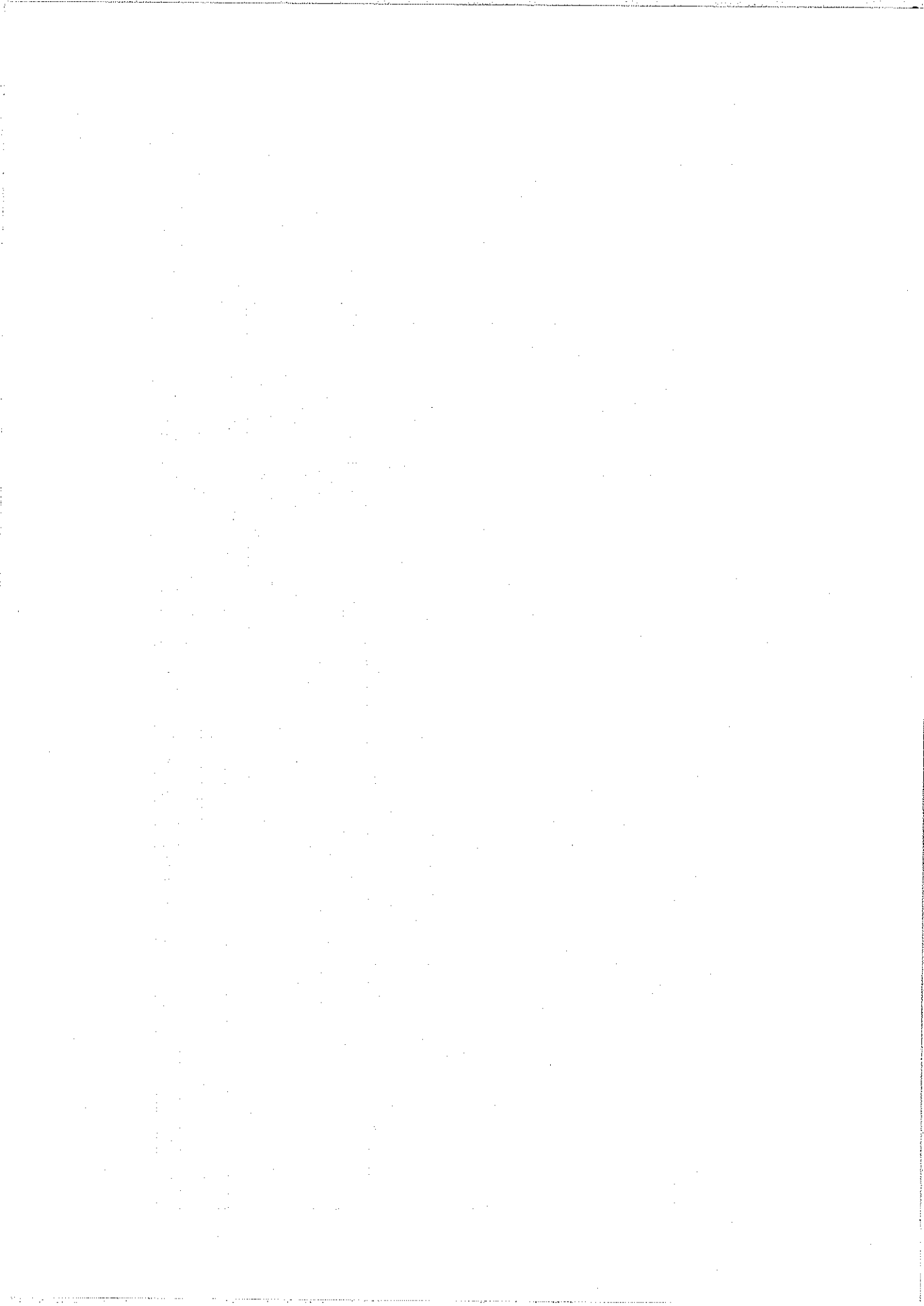
費用の部	52年度	51年度	増(△)減額	増(△)減率(%)	備考
1. 医業費用	1,223,447	1,014,117	209,330	20.6	
給与費	738,340	609,239	129,101	20.4	
材料費	345,722	306,146	39,576	13.0	
経費	114,841	80,180	34,661	42.6	
減価償却費	15,590	15,045	545	3.6	
資産減耗費	10,451	0	10,451	-	
研究研修費	4,005	3,508	497	14.2	
2. 医業外費用	182,481	118,886	63,595	53.5	
支払利息及企業債取扱諸費	175,286	112,472	62,814	55.8	
患者外給食材料費	7,164	6,414	750	11.7	
雑損	80	0	80	-	
費用合計	1,405,928	1,133,003	272,925	24.1	
差引純利益	△ 807,684	△ 182,590	△ 125,094	68.5	



比較貸借対照表

(金額単位千円)

資産			負債			部		
科	目	増(△)減額	増(△)減率(%)	科	目	増(△)減額	増(△)減率(%)	部
		51年度	52年度			51年度	52年度	
I	固定資産	2,938,455	825,576	2,107,879	I	固定負債	259,594	301,306
(1)	有形固定資産	2,915,092	815,939	2,099,153	(1)	特例債	242,960	283,440
	土地	153,236	150,996	2,240	(2)	その他固定負債	16,634	17,866
	建物	2,172,116	1,94,593	1,977,523	II	流動負債	1,299,878	864,491
	構築物	2,154	1,494	660	(1)	一時借入金	1,200,000	800,000
	車両	2,218	814	1,904	(2)	未払金	86,718	58,518
	機械及備品	582,738	21,934	560,804	(3)	その他流動負債	18,165	10,978
	建設仮勘定	2,630	446,607	△ 443,977	負債合計	1,559,472	1,165,797	
(2)	無形固定資産	2,348	0	2,348			393,675	338
	電話加入権	2,348	0	2,348				
(3)	投資	1,6016	9,637	6,379				
	投資有価証券	7,215	138	7,077				
	長期貸付金	8801	9,499	△ 698				
II	流動資産	317,796	199,041	118,755				
(1)	現金預金	128,720	40,070	88,650	II	剰余金	△1,307,928	△1,000,239
(2)	未収金	178,529	142,709	35,820	(1)	資本剰余金	1,118	1,118
(3)	貯蔵品	9,797	15,496	△ 5,699		府補助金	1,118	1,118
(4)	前払金	750	767	△ 17	(2)	欠損金	1,308,041	1,001,357
						当年度純損失	307,684	84,614
						前年度繰戻金	1,001,357	778,286
								223,071
資産合計		3,251,251	1,024,617	2,226,634	資本合計		1,691,779	△ 141,180
					負債資本合計		825,1251	1,024,617
								2,226,634
								217.3



○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(平野誠蔵君) それでは、ただいま御上程いただきました昭和52年度和泉市病院事業会計決算の概要につきまして御説明申し上げます。

昭和50年度から4カ年計画で進めさせてきております病院整備事業は、この昭和52年度におきまして、主力となります新館増築工事を完了いたしまして、残る本館改造並びに看護婦宿舎増設工事は、事業最終年度の昭和53年度へ継続いたしました。

新館の工事竣工にあわせまして要員の確保、医療器械備品の調達、診療科の充実等を図り、昭和52年12月12日から新館での診療を開始いたしました。

診療患者の状況は、入院患者年間延べ4万2,814人、1日平均117.3人、外来患者は年間延べ9万5,251人、1日平均320.7人でございまして、これを前年度と比較いたしますと、入院は年間延べ4,377人の減少、外来の方では延べ9,504人の増加でございます。入院患者が減少いたしましたのは、新館移転前後の期間、軽症者の退院の促進と入院制限を行ったため、一時的に減少となったものでございます。

次に、会計決算の状況でございますが、まず収入では、医業収益9億1,617万6,588円、医業外収益1億4,159万2,838円、特別利益4,048万円、合計では10億9,824万3,196円でございます。昭和51年度と比較いたしますと、医業収益で9,530万2,074円、医業外収益で5,252万8,801円の増加でございます。

一方、支出におきましては、医原費用12億2,344万7,158円、医業外費用1億8,248万6,988円で、前年度と比較いたしますと、医業費用では2億9,32万9,694円、医業外費用で6,359万5,066円と、いずれも大幅な増加でございます。

主な費用増加の内訳につきましては、まず、給与費で1億2,410万1,000円、材料費3,957万6,000円、経費3,416万円、それから支払利息6,276万5,000円でございます。増床に伴う要員の確保による人件費の膨張と、支払利息の急激な増加が費用増加の大きな原因でございます。

この結果、収益的収支におきましては、経常損益で3億4,816万4,360円の欠損、特別利益を加えますと3億7,68万4,360円の欠損となりまして、前年度までの未処理欠損金10億1,355万6,862円を合わせまして、昭和52年度末累積欠損金額は13億9,04万1,222円に達し、すべて翌年度へ持ち越さざるを得ない状況となっております。事業経過の年度とは申しながら、このような巨額の赤字累積は、支払利息の悪循環的な増加と資金繰りの困難等、まことにゆゆしい事態に立ち至りつつありますことを十分に認識いたしまして、その打開策に苦悩いたしておるところでございますが、医療の積極的な充実、高度化を目指す中に収益向上の活路を見

出すべく、当面、医業収支のバランス改善を課題といたしまして、病院長を中心に懸命に努力を傾注いたしておるところでございます。

資本的な収支では、工事関係15億6,508万8,056円、器械備品購入5億6,833万1,655円をお願いいたしまして、これらの事業費の財源は、起債を最大限充当に努め、建設改良費1億7,540万円、昭和53年度へ通次繰越といたしました。

以上で大変簡単ですが、決算の概要を御説明申し上げました。詳細につきましては、財務諸表、参考資料を添付いたしておりますので御参照くださいまして、よろしく御審議を賜り、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（木下甲子三君） 総括的に二、三お尋ねいたします。

昨年12月、病院の新館がオープンいたしました。当初計画しておられました医師、看護婦等の確保が順調にその後も進んでおるのかどうか、お伺いしたいと思います。

2番目に、現在改造中の旧館のオープン、すなわち全館のオープンはいつごろになるのか。

もう1点、窓口サービスでございますが、外来者が診察券を入れる箱のところ、当日、担当の医師がやむを得ず欠勤された場合、できればそういうことを外来の患者に知らせてあげるといふ方法をとっていただきたいと思っております。ということは、患者と先生との間には、かなり親密な連携がございます。あの先生に、という考え方も相当あるわけでございますので、できれば自分のかかっている先生がきょう休みかどうかがすぐわかるようにできないものかどうか、お伺いいたします。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 病院事務局長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

まず、第1点の新館以後の医師、看護婦等の確保がどのようになっておるのかということでございますが、新館体制の診療要員につきましては、12月時点で一応計画どおり整えたわけでございます。それ以後、残る本館の約100ベッドの入院増加が間もなく働くわけですが、この面につきましては実のところ、特に医師等につきましては、計画的なスケジュールを意識的に若干ずらせております。これはひとえに起債を借り入れた府等の要請もございまして、人件費を過渡期間とはいえ、極力軽くしていくということからでございます。ただ、時期的なずらし方をしておりますものの、数の確保につきましては現在、一定の見通しを持って確保しつつあります。

関連いたしまして、2点目の本館のオープンはいつごろか、本館オープン即全館オープンですが、これは二つの面がございまして、一つは、本館は大体2病棟予定しております。実のところ

現在、本館工事は昨日、一応の検査が済みまして、10月1日から使用開始ということでございます。ところが、一部現在の本館の中に将来、看護婦宿舎に持っていかなければならない部屋が幾つかございまして、看護婦宿舎の竣工がからんでいるわけでございます。

そのようなわけで、現在意識しておりますのは、2病棟のうち1病棟につきましては、10月以降できるだけ早い時点で開こうという対処をしております。残る1病棟につきましては、看護婦宿舎が11月末に完成し、そこに現在の本館の仮住居の部屋を移し、その時点で早期に開こうという構えをとっているわけでございます。

それから、3点目の窓口サービスにつきましては、端的な御質問の医師が休診いたします場合、患者さん等に窓口で知らせる方法をとれないかということでございます。この面につきましては、先般の病院委員会の協議会でも御同様の御趣旨の要請がございまして、検討をお約束したわけでございます。

現在、ここには内科は内科、外科は外科ということで窓口には表示はしてございますが、中央と申しますか、患者さんがまず来る窓口に一括した表示はできないかという趣旨の病院委員会の御要請でございまして、いまの木下議員さんの御要望もほぼ同じだと拝察いたします。この面につきましては、一応、医師の服務に係る関係いたしますので、現在、病院長に協議を続けておるところでございます。いずれ結論が出ましたら、何らかの適当な方法で御連絡申し上げたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件についても十分御審議を願うため、決算委員会に付託の上、閉会中も継続審議をお願いしたいと思います。本決算の審査につきましては、過日の議会運営委員会の決定に基づき決算特別委員会を設置、付託したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、決算委員の選任につきましても、さきの議会運営委員会の了解を得ておりますので、今会期中に選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第14「土地改良事業の施行について」（老朽ため池事業中野池改修工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第46号

土地改良事業の施行について

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、老朽ため池事業中野池改修工事を施行するについて、次のとおり議会を求める。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | | |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 工事の名称 | 老朽ため池事業中野池改修工事 |
| 2 | 施行場所 | 和泉市黒石町134-1番地 |
| 3 | 工事の概要 | 堤体延長110.0メートル、取水施設2箇所、余水吐1箇所 |
| 4 | 事業費 | 40,000,000円 |
| 5 | 実施年度 | 昭和53年度から昭和55年度まで |
| 6 | 施行方法 | 請負 |

議案第46号参考資料

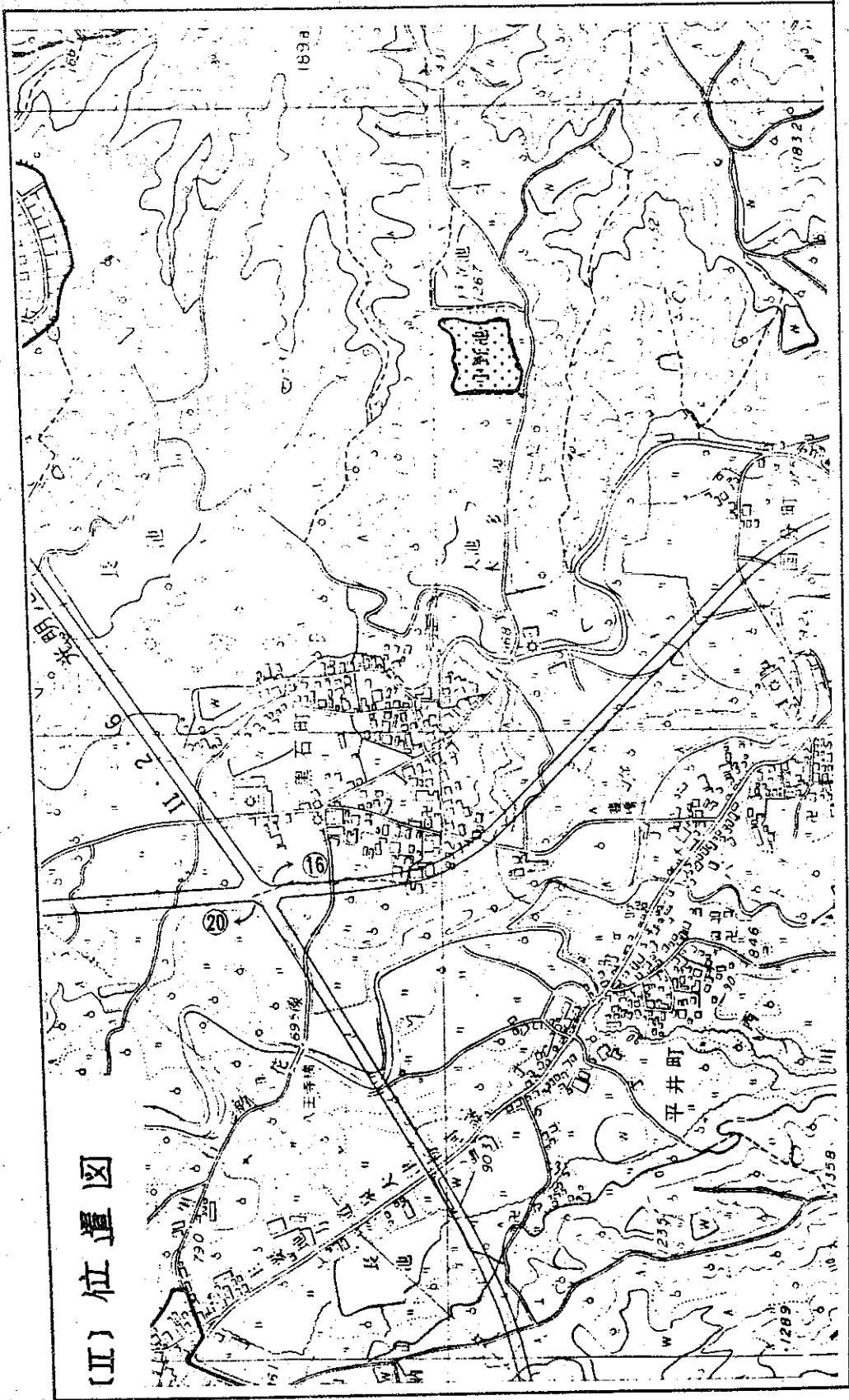
〔1〕 土地改良法(昭和24年法律第195号)抜すい

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 市町村は、土地改良事業を行おうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要(2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあっては全体構成)を定め、その計画の概要(全体構成を定める場合にあっては、その全体構成を含む。)その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2(2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2)以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3~8 略



- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 産業衛生部長（内田繁君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第46号「土地改良事業の施行について」提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本件は、和泉市黒石町134-1番地にごさいます農業用ため池中野池で、堤体6メートル、平均水深3メートル、貯水量が3万5,000トン、受益面積が41ヘクタールを有しておるものでございまして、堤体、樋管ともに相当老朽化し、貯水困難になってまいっておりますので、国費の補助金事業として改修しようとするものでございまして、これがため土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要としますので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、事業の内容につきましては、昭和53年度から3カ年の計画で事業費4,000万円の予定をもって、堤体延長が110メートル及び2カ所を改修するとともに、余水吐の改良を予定しておるものでございます。

なお、施行方法は、請負方式で施行いたしたいと考えております。

以上、簡単でございますが、議案第46号の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第46号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第15「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第47号

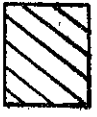
市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示の実施に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により当市における市街地の区域（観音寺町、寺門町、寺田町及び箕形町の各一部）を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

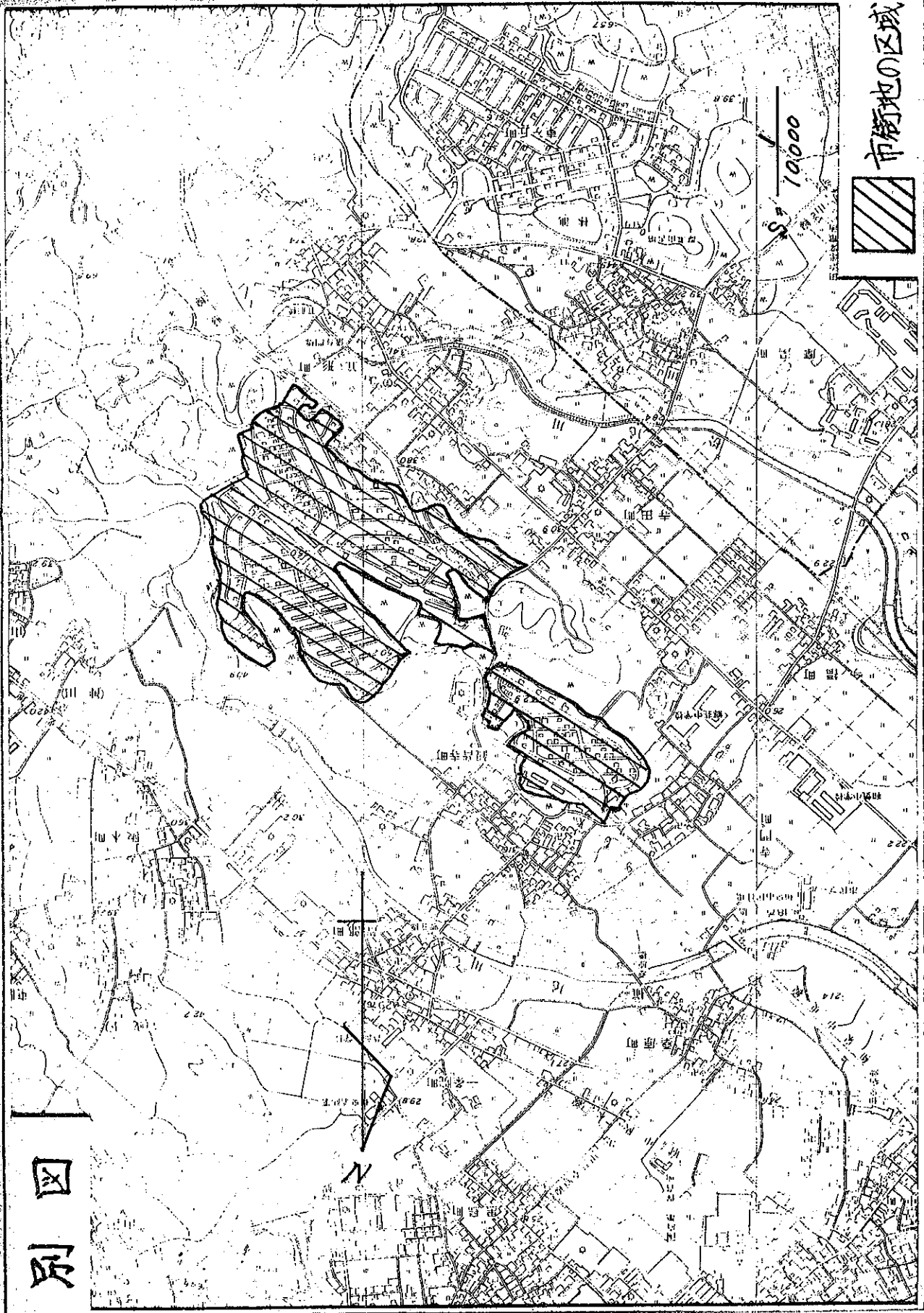
昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

市街地の区域



10000



別図



議案第47号参考資料

住居表示の実施に関する法律（昭和37年法律第119号）抜粋

（住居表示の実施手続）

第3条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2～4 略

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（山本俊兼君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第47号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本件は、昭和42年から45年にかけて、旧住宅地造成事業法によって三井不動産株式会社が造成開発、宅地分譲を行われた地域で、面積は約34.6ヘクタールございます。その区域内には、観音寺町、寺田町、箕形町、寺門町の一部があり、約8割近くまで住宅が建築され、現在、1,130世帯、人口約4,600人の住民の方々が生活されております。

この区域内には、さきに申し上げましたように4カ町が含まれているため、住民の日常生活と市行政事務にさまざまな支障を来しておりますので、この区域に含まれている現在の各町の名称を廃止して新たな町を新設し、これにあわせて街区方式による住居表示を実施し、住民並びに市行政の利便を図りたいと考えるものでございます。

なお、新町の名称並びに街区符号等につきましては、和泉市住居表示整備審議会規則によって市会議員さん、知識経験者、関係機関の代表及び市職員から成る25人以内で組織されます審議会で御審議を願うように考えております。

また、この審議会で御審議をいただいた後の方法といたしましては、地方自治法第260条によります議会の御議決等をお願いし、その後、市長から知事に届け出を行い、こういう順序に相なるわけでございます。

以上、簡単でございますが、議案第47号の提案理由並びに内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） ここにある図面では、色分けしてないのでなかなか頭に入りにくいですが、三井団地では、和泉市がえらい目に遭うたわけですね。3億の道路に1億だけでもろうて逃げてしもうた。まあ、それはともかくとして、この住居表示の目印、街区方式は何によって行うのか。

道路であるのか、それとも池とか山とか、この点お伺いしたい。この空白になってるのは多分池だと思いが、この池については若干、漏れ承っておりますが、抜くんかということです。今後、この池を埋めて住宅が建ってくるといった場合、また変更することになるのか。それとも、いまからこれをきちんと入れておけば変更しなくてもいい。ただ、番号を打つだけでいいのかどうか。もう少し作業を進めていく基本点を説明願っておかんとわからんということです。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） まず、区域の境界の問題ですが、この図面にもございますように、主な池もございませし、里道、水路等も現実にはあるわけでございます。それらの区域が、すなわち42年から45年に三井不動産が開発された区域でございませるので、その区域を一応、今回の住居表示を行う区域にいたしたい、このように存するわけでございませ。

それから、池の問題につきましては、いろいろ御意見をいただいております。まず、本件の御審議をお願いしておりますのは、住民の利便、市の行政事務の利便等をモットーとしております。したがって、池等につきましては、今後、開発されるといった場合につきましては、当然住居施設ができてくるわけでございませ。その節には、これらの区域の変更等を行いまして 順次対応してまいりたい。このように考えておる次第でございませ。

○ 21番（直村静二君） そんなら、池の分は、将来埋め立てて住居となった場合、そのときに変更して議会へ出てくるわけですか。

○ 建設部長（山本俊兼君） 当然、議会の御審議をお願いすることになります。

○ 21番（直村静二君） 逆に最初に議会の議決を求めておけば問題ないが、それはともかくとして、関連して聞きますが、一たん決まった場合、後の土地、地目、その他の変更がない場合は、議会にかけんでも行政サイドでいけるという点もあるんですか。この空白があるところ、池の変更と違うから議会の議決は要らんというふうに解釈していいかどうか。

○ 建設部長（山本俊兼君） いま申し上げましたように、たとえば池が開発造成された場合、当然、住居施設とかができますが、現在の御審議をいただいて一定の地形が終わった場合、その区域を変更して宅地化する。こういうかっこうになります。議会の方に御審議をお願いするわけです。区域の変更ですから…。

○ 21番（直村静二君） なぜ池を含めてそれができなかったのかという事情を聞かせてほしい。どうせ将来開発される可能性があるんですからね。地元の強い要望でそうなったのか。それとも、ええわい、じゃまくさいからとこうしたのか。

○ 建設部長（山本俊兼君） この別図に池等がありますが、本来の理想から申し上げるならば、こういった池の区域等も含めてやれないかと研究したわけでございませ。しかし御存知のとおり、

これらの池につきましては、部落有財産という関連等もございまして、いろいろ後において悔を残すことのないよう、しかもこれらの問題につきましては、住民、行政サイドの利便性をモットーとしておりますので、当面、池の問題については、一応区域に含めなくてもいいという判断を下したわけでございます。

- 21番(直村静二君) 反対じゃないんですよ。というふうにきっちりと地元の了解を得てやれば、まあ、池もちゃんと入れておけば、後が便利ではないかと思うわけです。地元の意見としては、もし開発された場合、賠償金、その他お金の配分等に関連があるからね。住民の感情を尊重したと、きっちり言うといってもらわんと、私はちょっと聞いたから、その点をはっきりしてほしかったのです。

それから、この議案と直接の関連はないが、いま、市立病院の裏で360戸やっていますが、府中の番外地がある。しかも、市立病院が番外地です。府中全体の街区ができてますから、議会の議決を得なくても、地区住民、自治会なりで判断はできる。桑原などあっちも入ってますし、これに引き続いてやる気があるのかどうか。議決の関係はどうか。ちょっと参考までに…。

- 建設部長(山本俊兼君) われわれといたしましては、当然市街地につきましては住民の利便性を考慮し、できる限りこういう住居表示の実施等に取り組んでまいりたいということで、いろいろ担当者において調査等をやっておるわけでございます。特に府中の住宅供給公社の計画を申されておりますが、この区域につきましては、当然、住宅の建設並びに周辺の入り混ってる地区の修正といったものは当然考えていかなければならないわけでございますので、順次そういった点についても取り組んでまいりたいと考えております。

- 21番(直村静二君) 市長、議決の関係で聞いたのは、後の手直しの問題があるからです。しかし、議決をなして番外地になっているのは早急にやってもらいたい。市立病院の裏なんかも一緒にね。方向づけだけでもこの際やってほしい。あんたは当分かわらんでも、来年にまた異動するやらわかれへんからね。

- 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

現在御指摘いただいております府中の市民病院の周辺問題でございますけれども、当然、公共施設もたくさん建ってきておりますし、それから、住宅供給公社の府中団地も完成を見ようとしておる段階でございますので、引き続いて住居表示方式をもってやっていきたいというふうに考えております。しかし、その場合でも本議案で御議決をお願いしておりますように、住居表示方式をとる場合は、必ず議会の議決を得てからでないとな進められないとなっておりますので、議案として御上程させていただくこととなります。そう考えております。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に。

○ 20番(田中包治君) 現在の1種住宅地の中で農地が残ってますわね。それはどういう取り扱いをしてますか。緑ヶ丘でもそのまま農地としてありますね。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 建設部長(山本俊兼君) 現実、池上などこれまでずっとやってきた区域でも、まだ農地として少々あるわけでございます。その場合、新しい区域の名称が決まりましたら、それに街区方式による区番をつける。すなわち住居表示に対する番号をつけるものでございます。たとえばA町何丁目、農地の場合であれば何番地、このように相なるわけでございます。その上に家が建った場合、A町何丁目何番何号という区番をつけていくということです。

○ 20番(田中包治君) 現実には緑ヶ丘でも農地として残ってる。松尾寺町何番地としてね。その中にごそっと残ってます。1種住宅でも農地は農地でしょう。こども一緒やと思ひ。農地もあると思ひ。

そうすると、恐らくくういう区域にすると、自治会か部落制度か知りませんが、そういう制度になるでしょう。そうすると、そこに家が建つとトラブルが起こる。もちろん、これをやる時は、宅造業者が協力しなければならぬから排水管とかをほり込む。こういう問題をどう解決するか。できたら、ここは別やからというかこうになると思ひ。緑ヶ丘でも真中にたんぼが残ってるが、田はつくれませんわな。こういう場所をどういふに考えるか。こういうものまでほり込んでしまうと、そこに、家を建てる時問題が起こりゃせんか。町内会へ入れるとか、入れないとか、すったもんだせんかということです。

○ 建設部長(山本俊兼君) われわれといたしましては、町の議決をいただき、審議会で御審議いただき、最終的には議会の御議決をいただいた場合、新しい町の区域が決まる。その区域内にお説の農地もあるうかと思ひますが、その区域内の農地につきましては、新しいたとえばA町何丁目何番何号、農地は何番地となるわけです。その上に住居等の施設ができれば、A町何丁目何番何号という符号をつける、それが住居表示でございます。

○ 20番(田中包治君) ちょっとおかしい。そしたら、なぜ緑ヶ丘の真中に松尾寺町何番地という土地があるんですか。

○ 建設部長(山本俊兼君) 緑ヶ丘の場合、住居表示をまだやっておらないわけです。

○ 参与(林徳次君) 補足して申し上げます。

御指摘の緑ヶ丘の場合、住居表示は未実施の区域かと思ひます。かって実施したように、住居表示にかかわりませぬ、町名変更という、一定の区域に対してやる方法もございませぬ。そのいづれかを実施した場合、御指摘の飛び地、ドーナツ現象は解消いたしませぬ。当該地域には実施されていないということから、御指摘の実態が残っていると理解するものでございませぬ。

建設部長が申し上げております三井団地の場合、囲っておる線内に農地があるかどうか私、存じませんが、池、農地等がございまして、すべて新しい町名に統一されるということでございます。御了承願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第47号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第16「工事請負契約締結について」（市立横山小学校増改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

工事請負契約締結について

市立横山小学校増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 市立横山小学校増改築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 132,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市北田中町219
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎
- 6 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和54年3月25日
- 7 契約保証金 6,600,000円
- 8 保証人 和泉市箕形町437-4
小野林建設株式会社

代表取締役 小野林 徳 一

議案第48号参考資料

市立横山小学校増改築工事概要

- 1 工事場所 和泉市北田中町1-8-3
- 2 敷地面積 12,778㎡
- 3 工事種別 増改築
- 4 構造及び規模 管理室棟 鉄筋コンクリート造3階建
建築床面積 4,23㎡
建築延床面積 1,269㎡
校長室・職員室・放送室・印刷室・教材室・更衣室・用務員室・便所・普通教室8
渡廊下棟 鉄筋コンクリート造2階建
建築床面積 61㎡
建築延床面積 1,22㎡
合併処理槽本体受水槽本体工事を含む

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(山本俊兼君) ただいま御上程いただきました議案第48号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本工事は、市立横山小学校の既存木造校舎老朽化による危険改築と増築工事を合わせて実施すべく、本年度当初予算に計上された事業を実施するものでございます。

本件につきましては去る9月9日、指名競争入札を執行いたしました結果、契約金額1億3,200万円、契約の相手方、和泉市北田中町219、大高建設株式会社・代表取締役奥野喜八郎、工期は、御議決の日から昭和54年3月25日までをもって工事請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、契約保証金は660万円、契約保証人は、小野林建設株式会社・代表取締役小野林徳一でございます。

工事の内容につきましては20ページの参考資料のとおり、管理室棟といたしまして、鉄筋コンクリート造3階建、延べ床面積1,269平米、校長室、職員室等の管理諸室、普通教室8教室、その他渡り廊下棟、鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積1,22平米、さらに合併処理槽本体

受水槽本体工事を含んで施行するものでございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 27番（竹下義章君） この際、お聞きをしておきたいと思うんですが、いま御提案になったのは本体工事だけですね、設備関係は別ですな。そういうのを合わせて総額は幾らになってるか。聞くところによりますと、芦部小学校も同じ時期に発注されたと聞いてますが、これの本体は幾らで、設備など別途は幾らか。この2点お聞かせ願えませんか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） 衛生設備、電気工事等、それに先ほど御提案いたしました本体工事を含めまして1億6,170万円でございます。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 芦部でございますが、建築工事5,750万円、電気工事1,234万円、水道工事3,800万円、合計1億2,844万円でございます。

○ 27番（竹下義章君） 久しぶりに契約が出てきたわけですが、私、たしか昨年、3,000万円から9,000万円になったとき、議会でもいろいろ論議されたわけです。従来は、3,000万円以上の工事については議会の承認を得るということであったのが改正され、9,000万円までは議会の承認は要らなくなった。私ら議会人としては、9,000万円まで承認が要らなくなれば、いまお聞きしたように、1億5,000万円ぐらいの仕事をして、別途発注していけば、内容によっては議会の議決は要らん、かけなくても工事は済んでしまい、こういう例が出てくる。その場合どうするかということていろいろお話もしたが、どなたということも申し上げませんが、一応、3,000万円以上の物件については、どこでどうしてるかということについては、何らかの機会を得て各議員さんに連絡いたしますよう。昨年、このような回答をもらっておると思う。私がなぜこういうことを言うか、たとえばいままで石尾中学の増築、緑ヶ丘小学校もしましたね、1億か2億かかっているが、それが出てこない。別途発注しておれば出てこない。あれはいつ完成するか、道路はどうかと聞かれても何ら答えられない。わからない。建設委員とか文教の方々はどうか知りませんが、連絡を受けてるかね。しかし、このようなことでは議員としても困りますので、ひとつ何らかの方法でお知らせしませしより、と語りつけてるわけですから、今後、こういう大きな物件、議会の承認を得なくてもよいという3,000万以上のものについて 議員に連絡してやる方法はこれないものかどうか。その点お聞かせ願いたい。

○ 建設部長（山本俊兼君） ただいまの御指摘、申しわけなく思います。われわれとしましては、竹下議員さんの御意見等を受けまして、議長さんとも十分御相談させていただき、適当な方法を考えてまいりたい、かように存じます。

- 27番(竹下義章君) 最後に、9,000万円までとなってから、どうも別途発注が多くなったように私は思っています。そこで今後、計画課としての方針をお聞かせ願いたいのは、物件によって技術的にむずかしいのは別にして、そうでない物件、金額的に2億、3億の仕事が出てきた場合、従来行ってるように、すべてについて別途発注する方針でやられていくのかどうか。
- 建設部長(山本俊兼君) 工事請負関係につきましては、現下の社会情勢の中、できるだけ市のそういう企業の発展というか、そういうことを願ひまして、可能なものに限って分離発注をしていく方針でこれまで進んでるわけでございます。御案内のとおり、技術的な問題とか、特別な要素の中で分離発注はどうしてもむずかしい。できないものについては別として、基本的には、分離発注の方式をもって、できるだけ市民の皆さん、そういう企業の発展を図って今後もやってまいりたいと思います。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 21番(直村静二君) いま聞いておりましたが、建設委員会の方には、3,000万円以上については報告されてるわけですね。この問題については、前々回の議会ですか、9,000万円にしたら、こんな田舎の市では大方いってしまふ、工事を割るとかするとね。それで何らかの方法で議会に報告するということでした。しかし問題は、どうして各議員さんに打ち出していくか、実は暗中模索のかつこうだったと思う。私も明快にどうせよということについては、建設委員会としてもどうかということ、これは鋭意各議員さんの知恵を集めて、やはり地元住民に聞かれた場合、建設総務課に張ってあるとか、26名全部に分厚い書類を毎回渡すことも至難だと思ひます。どうしたらええか、議会中なので、建設部長、議長とも協議して、建設へ行けば質いて張ったるとか方法、これは任せます。私も若干責任がありますので…。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 20番(田中包治君) 大高建設は大体どれぐらいの規模で資金は、従業員は何人ですか。というの、市の請負については、竹内建設ですとやってきたり、あるいは次は小野林、そして最近、ほとんど大高建設になってますわね。偏重してるんじゃないかという気持がある。緑ヶ丘やって、現在南池田の体育館ですか、そしてこれでしょう。どういう意味ですか。特定のところがあーっと出てきたと思うと、またピシャッととまる。何かあるんですか。
- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 建設部長(山下俊兼君) 大高建設の資本金とか経営状態はどうかということでございますが、まことに申しわけございませんが、ちょっと手元に資料を持っておりませんので…。今回、御提案申し上げてる大高建設さん、ここばかりにやらしてるんじゃないかという御意見のように聞かれますが、市といたしましては、指名委員会等いろいろ審議し、その企業の内容等も審査して

指名競争入札に参加願う、その結果が大高建設さんが落札されたということでございます。よろしく願い申し上げます。

- 20番(田中包治君) 何億という工事をやるのに、資本金も従業員の数も知らずにより指名委員会て指名しましたな。この責任はどないとってくれる。もし、事故やった場合、だれがどうするのか。こんなもん、暴力団かなんかのもんと一緒や。
- 建設部長(山本俊兼君) ただいまの説明がまずくて申しわけございません。当然われわれの方では、資本金、従業員、技術的な内容等はすべて把握しております。その上に立って、これらの企業については、どういうところを指名競争入札に参加願うかということを慎重に検討し、指名競争入札に参加、執行しているという段取りでございます。
- 20番(田中包治君) おかしいと思う。指名委員何人か知りませんが、そこで指名したのに資本金がわからない。賠償の問題は資本金の額がからんでくる。経営内容よりも資本金幾ら以上とね。また、従業員数もわからずして、市の公金を勝手に請負契約に使うとはどういうことですか。きちんと調べてこの会社なら何ぼと決まっとるはずですよ。場当たりもいかげんにしてくださいよ。
- 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

田中議員さんの御指摘はごもっともでございます。先ほどの建設部長のお答えはちょっと舌足らずでございます。いま手元に資料を持ってないというだけのお答えだったと思います。当然、資本金、従業員、それから技術系統はどういう系統か、何名いるか、あるいはその工事に耐え得るような資材、機材等はどれほど持っているか等、すべて建設総務で掌握しております。そして、さらにその上に、その建設業者の過去の工事実施の成績等も直接工事施行監督の現課から報告を聴しながら一定のランクをつけ、そのランクに基づいて、それぞれの工事に対して適切な業者の指名を行う。こういう方法をとってるわけなんです。

たまたま大高建設の場合、資本金、従業員等の御質問に対し、手元に資料を持ってなかったということで即答できなかったという答弁でございますので、その点御理解願いたいと思います。

- 20番(田中包治君) そんなごまかしではちょっとおかしい。和泉市では小野林とか大高とか竹内とか、三つか四つ、これの資本金もわからずして、事故が起こったらどうするんか、その裏づけもなくして、市の公金を請負に出してるところに問題がある。従業員も資本金も知りませんと、そんなんやったら、はっきり言ってわれわれが入札してトンネルできる。そんなに三つか四つしかない、ほとんど毎回やってるんでしょ。それを知らんとは通らない。大体でもわかるはずですよ。これが市の実態とは知らなんだね。そんなあほりな話はないぜ。余り次から次へ大高、大高とくるので、どんな会社かと聞いたんです。1級建築士は何人おりまんね。

○ 議長（柳瀬美樹君） 田中議員、いまの件については、調べて後で御報告させますので、御了承願いたいと思います。

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第48号を原案どおり可決決定いたします。

ここでお昼のため暫時休憩いたします。

（正午休憩）

(午後1時22分再開)

○ 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第17「和泉市公共施設整備基金条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

和泉市公共施設整備基金条例制定について

和泉市公共施設整備基金条例を次のように制定する。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市公共施設整備基金条例(案)

(設置の目的)

第1条 公共施設整備を円滑かつ効率的に行うため、和泉市公共施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 前条に規定する基金は、一般財源、その他をもって一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号の一に該当する場合、基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 公共施設整備事業の財源に充てるとき

(2) 災害復旧事業の財源に充てるとき

(3) 財政運営上特に必要と認めるとき

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

今後の公共施設整備事業に係る財政運営を円滑かつ効率的に行うため、公共施設整備基金を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 財務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第49号「和泉市公共施設整備基金条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

今回の基金の設置につきましては、地方自治法第241条第1項並びに第7項の規定に基づき設置いたすものでございまして、大規模開発に伴う公共施設整備と窮迫した本市財政運営を円滑かつ効率的に運営すべく、本基金を設置いたすものでございます。

続きまして、内容について御説明申し上げます。

第1条の設置の目的でございますが、公共施設整備を円滑かつ効率的に施行できるようにと規定いたしてございます。

第2条は、基金すなわち積立額の規定でございますが、積立金の額については、当該年度の予算に定める額といたしてございまして、本年度は、9億4,444万1,000円といたしたく措置した次第でございます。

第3条は、管理・保管の規定でございますが、有利しかも確実な方法で保管することを規定しております。

第4条の運用益金の処理でございますが、基金運用により生ずる収益は、予算に計上するとしていたしてございます。

第5条は、繰替運用の規定でございますが、財政運営上必要であるときは、短期資金として、期間利率を定めて、歳計現金に繰替運用できるように定めてございます。

第6条は、基金を処分することができる場合を定めたものでございますが、公共施設整備事業の財源に充当するとき、災害復旧事業の財源に充当するとき、また、財政運営上特に必要と認めるとき、と規定いたしてございまして、一般会計の運営が極度に悪化し、非常事態に陥つ

たとき取り崩し措置をいたしたいと存じます。

第7条につきましては、これら以上の条文にない基金の管理等必要な事項について、市長が別に定めることができるという委任規定でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行いたしたいと存じている次第でございます。

以上が和泉市公共施設整備基金条例の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳頼美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 2番（天堀博君） ひとつ深めて聞いておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず1つ目は、本市が本日、この条例案を提案してきたわけですが、他市あるいは他の府県でこういう例があるかどうかということが第1点。

2つ目は、第2条で一般財源、本年度の9億余を後の補正予算で出てくる開発負担金をそのままそっくりということだろうと思います。そこで、直接的な関係があるかどうかは別として開発負担金の使途というか取得目的、どういうところに使おうと本来はすべきなのかということ。それから地方自治法あるいは財政法等がございますが、そういう法的な問題点があるかないかということ、これが2点目です。

それから3番目は、4条の規定の「運用から生ずる収益」となっておりますが、この収益とはどういうものなのかということ、運用の具体例というか、たとえばこういうときに運用したいという例があれば出していただきたい。

それから、第5条の「市長は、財政上必要があると認めるときは…」と出ておりますが、その点と、それから第6条の3項で「財政運営上特に必要と認めるとき」ということとの違い、これをひとつお聞きしたい。

5番目になりますが、いま申しました「財政運営上特に必要と認めるとき」というのは、これも具体例というか、出していただきたい。

まず、これらをお聞きし、答弁のいかんによっては、いろいろ深めて聞きたいと思います。

○ 議長（柳頼美樹君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 天堀議員さんの御質問にお答え申し上げます。

他市、他府県に例があるかという点でございますが、府県段階の事例はちょっと見ておりませんが、市では、河内長野市、八尾市等が基金条例に類するものがあると認識しております。

それから、2条の積立額でございますが、お説のとおり、今回、後ほど御審議をお願いいたします一般会計の歳入歳出補正予算に計上した9億4,444万1,000円の同額を基金として積み立てをしたいと考えております。

それから、開発負担金の使途でございますが、これはすでに御承知のように、本市には、種々の宅地開発が行われております。これらに関連する公共施設の財源に充てる目的でもって、大阪府の指導を受けながら、一般寄付金の性格を持って、本市に開発負担金としていただいておりますということでございます。

それから、第4条の収益でございますが、基本的には先ほど申し上げましたように、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法ということございまして、私どもとしては銀行の預金、その他最も確実な運用としては、短期国債への運用等もこの範ちゅうに入るというふうに認識いたしております。その益金と言いますのは、利子でございます。

それから、財政上必要という項目が、実は、5条と6条に若干の表現の違いはありますが、2カ所ございます。第5条の「財政上必要があると認めるとき」は、財政調整資金のことでございまして、一時的に年度内で資金が不足した場合などに、この基金の確実な繰戻し等の方法を定めた上で運用いたしたい。期間等につきましては、その年度の出納閉鎖期日までに確実にこの基金へ繰戻しを行うということでございます。

それから、第6条3項の「財政運営上特に必要と認めるとき」と言いますのは、一時的な繰り替え措置ではございまして、いわゆるこの基金の取り崩し処分ということございまして、具体的には最悪の事態に陥ったときということで、地方財政再建特別措置法の適用云々の議論がなされる段階というふうに御理解賜りたいと思っております。

以上のように存ずる次第でございますので、よろしくお願いいたします。

- 2番(天堀博君) いまもお聞きしまして大体全貌が明らかになったと思います。これは最初の提案理由の説明の折に、財務部長が窮迫した本市の財政運営をかんがみて、ということ言われてるわけですが、実は、第1条の設置の目的の中にはそういうことが入ってない。ここでは、あくまでも和泉市の公共施設整備の基金ということで出されているわけで、開発負担金がこの主な積立金となることは、いまの答弁でも明らかであります。

この使途につきましては、2番目の答弁でありましたように、関連公共施設の財源に充てる、府の指導も受けながら、一般寄付金の性格を持つということでもありますので、その点では、無暗やたらにはかのところに流用することは好ましくないという判断をしいと思うわけです。しかも、第1条の目的の中に財政運営上云々という項目が入っておらないということから考えても、この第5条については、恐らく一時借入金に類するものだと判断してよろしいわけですね。

- 財務部長(麻生和義君) はい。
- 2番(天堀博君) それは別にして、特に問題になるのは第6条の3項です。いまの答弁で

も明らかのように、財政再建団体転落という最悪事態になったとき、これを取り崩すんだという事です。私は、いまの自民党政府のもとでの地方自治体の財政は非常に悪化してきている、やりにくいことは事実だと思います。しかし、その中で、本市においてはいろいろ直さなければならぬ問題があります。そちらの方はそのまま、正すべきことを正さないで、赤字がふえをとかでやってる。

こういう事態を免れるためにというか、本来は、関連公共施設の財源に充てなければならぬものを、トンネルを通して出てみたら、汽車が全然違う方向に走ってたという危険性を十分に含んでることは、いまの答弁からも明らかです。

しかも、これは管轄は総務委員会になるんですか、どこの委員会に対しても何ら相談もなく今回の議会でポンと出された。その辺のいわゆる議会に対する相談、議長とかにはわかりませんが、全体に対しては全然なかった。これは非常に問題だと思うんです。

6条の1項は、これはそのとおりでいいと思う。2項の災害復旧の財源に充てるというのも多少は考え、検討しなければならないのですがまあまあとして、3項の問題は、1条の目的に反することではないかと思えますし、その辺では、この条例を簡単に設定することには問題があると思うんです。その点、答弁をいただくとともに、議長、議会としても、一応、これはもう少し深める意味でお諮り願いたい。ここで単に上程して議決するというのではなくてね。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

第1条の設置の目的からして、6条の3項が合致しないやないかという御指摘でございます。基本的には、おっしゃるとおりでございます。この開発事業収入すなわち公共施設整備基金は、本来は、公共施設の整備並びに災害復旧等の財源と考えてございます。

先ほど申し上げましたように、本市が非常事態に陥ったときに、開発事業収入という、一般寄付金的な性格を帯びた資金を弾力的に考慮し、非常事態に陥ったときに第6条3項を適用させていただきます。その場合、もちろん予算の歳入に計上し、議会の御審議をお願いいたします。執行側で一方的にそういった取り崩しを行うという考え方は持ってございません。十分御相談申し上げ、御審議をお願いしたいと存じておる次第でございます。

○ 2番（天堀博君） それやったらね、これを削っていいね、そういう事態になったときに御相談するんやったら相談するということにしたらどうですか。いま財務部長が言われたように基本的に第3項はおかしいというか、第1項、第2項が本来やと言うんです。これを取り崩すときには一般会計にほり込まないかん。そして、それをどこかに使う、一般財源としてね。そのときにいろいろ議会で審議するということですが、これを悪くっては何ですが、年度末がきて市長が専決処分すを、いまでしたら、54年の第2回定例会が6月か7月に開かれ、その

時期に専決処分がされますわな。そのときボンと出てしまうと、議会で相談もへったくれもあつたもんやない。しかも、それが多くやなく、小出しにやられたんでは、それこそ何の歯どめもないわけです。

私は、条例とか法律とかいうものは、いまはそない言うてますが、一たん決めてしまうと何ほでも使える。車3台買った。3台も多いやないかと言われたが、いや、これは私と家内と息子が乗る。息子はまだ免許証取ってないから車庫へ入れとくんや。といつても、親父が息子の車に乗って走り回ろうが問題にならん、一遍買ってしまつたらね。それと同じで、一たん決めてしまつたら、どっちが主体になろうが問題がなくなってくるという危険性を持った条例なんですよ。この第1条の目的と6条3項は違うやないかと思ひますので、そう簡単に決めてもろつたら困るんですわ。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

市長が年度末になつて専決処分もしかねないという御指摘でございますが、私どもは決して第6条第3項の適用については、安易には考えてございません。緊急やむを得ない事態に陥つた段階でもなおかつ慎重に検討し、御審議をお願いした上で適用してまいりたい心構えでございます。その点御了承をお願いいたしたいと存じます。

○ 2番（天堀博君） 相談してくれるのはよろしいわ。相談してもらわなまた困る。しかし、先ほど言うた後段の分、一たん決めてしまつたら、朝からもちよつと出てましたが、市長も議員もいつどうなるやわかりませんわな。一遍決めたら、たとえば明治何年とか大正何年にできた法律でも、いまも通用してゐるわけでしょう。一たん法律で決めたら、どんな法律であろうがその法律を廃止しない限り全部そのまま通用する。その辺の危険性がある。だから、3項がそうじゃないんだということで、どうしても通そうとするならば、私はその項を外して、それは別に議会に前もつて相談したらどうかと言つてい。そうでないと、こんなもん、前もつて相談もなくてボンと出されたら、文字にしたら30数字しかないが命取りになりますよ。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

本来、公共施設の整備基金ということでございますので、条例設定の第1条の目的からいたしますと御指摘のとおり、6条3項と申しますものは、特別な条項に該当しております。しかし、この条項を今回、特に入れていただきたいということは、先ほども財務部長からもるる御説明を申し上げておりますように、現在、われわれが想定することといたしましては、いわゆる再建団体に転落するような事態になつた場合以外は想定してございません。したがつて、それらのもの以外の関係では、あくまでも設置目的のとおり、公共施設の整備基金として、その都度、公共施設整備の財源に引き当てていくという考え方でございます。しかし、どうしても財

政運営上、この基金を取り崩さなかったら再建団体に転落せざるを得なくなったというとき、これの基金の一部を歳入に繰り入れて転落を回避していきたいという気持があるわけで。

したがって、端的に年度末がきて収支バランスが崩れるという場合、市長が専決して事後承認を取るような形、そのようなおこがましいことは、一切さらさら考えてごさいません。基金の取り崩しについては、市長段階で勝手に取り崩しできるようなものではごさいません。そのような財政事情になった場合は、当然前段でこういう状態になりました、ということていかにその事態を切り抜けるかについては十分議会側とも御協議申し上げ、議会の御意見が合意に達してからでない、無暗やたらにこの8項を適用していくという考えは持ってごさいませんので、御理解いただきたいと思います。

○ 2番(天堀博君) よく理解しました。理解しましたから、この8項は外してくださいよ。そのときになって条例改正案を出したらどうですか。

○ 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

本来、そのような状態になった場合に、改めてその条項だけを追加提案申し上げて条例の一部を修正するという行為そのものは、やはり非常にいろいろの御批判を逆に生むんじゃないかとわれわれは考えているわけです。予想されることは当然、当初の条例の中に盛り込んでおく、これは条例制定の場合のたてまえだと理解しているわけです。ただ、その運用の段階で…。

○ 2番(天堀博君) それやったら、目的が明らかにそれやということになるんですよ、いまの助役の答弁ではね。

○ 助役(坂口禮之助君) いいえ、あくまでも目的は、第1条に書いてございましており、公共施設の整備に充当する、これが大原則でございまして。

○ 2番(天堀博君) 批判は免れない、市民や議会から批判は免れないということでしょう。それやったら、再建団体に転落したらぐあい悪い。そのためには開発負担金なり、こういうお金を使いたいということを提起していく、こういう条項を入れたいんだと、そのときに初めて挿入すれば批判もないだろうと思う。逆にいまからこんなもんを入れておくことは、私は助役さんの答弁を信じたい、信じますよ。しかし、先ほども言ったようにだれもが生身の人間、私かて、きょう帰りに交通事故で死ぬかもしれない。いつだれがどうなるかもわかりません。そんなもんを10数字でこういう条項が入ってれば、この方が優先して出てくるんじゃないか。幾らそうおっしゃっても、そうなるんじゃないか。

○ 助役(坂口禮之助君) 「財政運営上特に必要と認めるとき」という言葉を入れておりますのは、これが中心であるという考え方でしたら、あえて公共施設整備基金条例の設定というよ

うなやり方をいたしません。財政調整基金条例の方法もございます。そういう形のものにしておけば、いま御指摘のように、財政運営上必要がある場合は、その都度取り崩してできるという強力的な運用の方法もあるわけですが、あえて公共施設整備基金としたのは、大原則である公共施設の整備に充てていくんだというかたい決意と、これさえ守っていくんだという意思のあらわれでございますので、この点御理解いただきたいと思ひます。

- 2番(天堀博君) 助役さん自身、非常に矛盾に陥ってるんじゃないかと思う。財政再建団体転落という事態になったら、恐らくやむを得ないということでそれを使いたいと言われる。しかし、大原則は公共施設の整備に使うんだと言っておられる。この辺が矛盾ですわ。だから、調整基金ならできるんやということであれば、こういうほおかぶりのな形にしないで、これは抜いておく。そういう条例を出せとかどうかは言いませんが、それやったらそれで、もっとはっきりしたらどうですか。何かしら、先ほども言ったが、汽車が通って闇を通れば広野原、という歌のように、新大阪発の新幹線が東京へ向いて行くところが、どこかのトンネルを出たら、何や四国の向うに渡ってたというようなことになりはせんか。開発負担金がどこやらで化けてしまつてね。現にそのことは答弁されている。最悪の場合そうしたいんだとね。私は絶対これは抜くべきやと思ひます。
- 助役(坂口禮之助君) 何遍も申しわけございません。そのような運用をせざるを得なくなった場合は、必ず事前に議会で財政実態を明らかにし、事前に協議の上で合意を得てからでないとい一切取り崩しはいたしません。必ず公共施設の整備基金として、その目的を達成する使途に使うよう厳守していきたいと存じております。御理解賜りたいと思ひます。
- 2番(天堀博君) 私はまだ納得、理解はいたしません。議長、非常に危険な問題が含まれておりますので、これは一遍考えてほしい。このまま通すことのないように考えてほしいと思ひます。後でまだ意見、その他も言いたいと思ひますが、一たんは終ります。
- 議長(柳瀬美樹君) 直村君。
- 21番(直村静二君) これは6月の一般質問で私が取り上げ、当然そうなるんじゃないかと言いました。私が言ったからではなく、和泉市の財政状況から見て早晚わかつてます。私がお聞きしたいのは、この金がどこから入ったのか。この開発負担金という金をこの基金として入れるとなっている。この9億余、前回質問したときは10何億だったが…、さすれば、その開発負担金は公団なり会社に和泉市が相談し、交渉した結果、何は何の件ということで使う費目も決めた上で和泉市が預かっている、こういう性格のものだと思います。まず、これを確認できますか。これは学校、これはグラウンドだ、保育園だと、そして総務が9億余、これは確認しておきたい。補正で出てますから一緒にすればいいが、この基金に入れる金はこうだとね、

内訳は全部あるわけでしょう。それは確認できますか。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

9億4,400万円ということに限定するんじゃなく、一般的な開発負担金ということでございますと、お説のとおり、開発負担金と申しましても、一定の算定基礎で負担金をいただく方法をとってございます。ただし、開発委員会の方々にもいろいろと御協力を願い、お力添えをいただき、名目はいろいろとつけておりますが、實際上、財政にプラスになるような方途というようなものも行っていただいてまいっております。そういう経過がございます。いわゆる一般財源として使用できる範ちゅうのものもございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

○ 21番（直村静二君） 問題は全部ついて回ってる、無原則にね。フリーハンドではない。これは2年、3年たったら要りますよ、というひもつきです。しかし、開発委員会では、この分については事業はないが、金は何億かもろうてる、そういう措置がされてます。しかし、供給会社で人口がふえてきたら、学校なり保育園が要るのに、それを財政再建のために使ったら結局住民がたまらん。住民全体の財産である土地など、それを手玉にとってこっちへ使わせてもろうてるという関係にもなりますのでね。

私は、この基金の金がひもつきであるかないか、近いうちに使うんか、使わないのか、その辺を明確にしてもらわんと、住民も金もろうてるはずやないかとなる。しかし、背に腹はかえられんとなる。市長選挙がすんだらまた手練手管でいけます。まず、委員会なりできちっとした分の承認をもらってるということで、その確認をお願いしたい。

○ 助役（坂口禮之助君） 仰せのとおり、基金の金額が9億4,000万円と巨額に上ってます。先ほど天堀議員さんからもいろいろ御質問いただいておりますように、財政上特に必要があるということで、すべてこれが再建団体回避のためにすべて使われる。そのような性格をもって今回、基金条例を設置しようとしているんじゃないかという御懸念等もあるようでございますが、決して決して、そんな気持はさらさらございません。従来、こうした開発基金をいただいても、むしろ経理を明確にし、条例を設置し、この使用段階には、必ず議会の議決を得なければ使わないんだという歯どめのためにも、この際、基金条例を設置した方がよりいいんじゃないかというぐらいの気持を持っております。巨額なものを一挙に取り崩すというような考え方はさらさら持ってございません。必ず事前に御協議申し上げ、御同意を得た上でないと絶対に取り崩しはいたしませんので、その点は明確にお答えいたします。

○ 21番（直村静二君） いまの議論の中で若干性格が明らかになりましたが、今度出すという場合、基金から一般会計の科目に入るわけですか。

- 助役（坂口禮之助君） そうです。
- 21番（直村静二君） もちろんいろいろ言ってますが、のどから手が出るほど金がほしい。本当は転落防止のために基金をつくるんだと理解してるんですよ。これからよくなる見通しはない、悪くなるばかりやからね。そういう場合の歯どめ条項がね、条例ですから歯どめがあると言ったらそれまでです。要は、議会の議決案件になってますから、私は特別の開発委員じゃなく、常設の分の中か、その分の委員会をつくっておいてもらわんと素通りされるとね、住民の要望がかかってくるやつでしょう。ちゃんと会社から金もろうたると市民的にわかりますからね。その辺の管理監督の点で、私はまだ信用が置けないということになってます。

非常に残念ながら、こういう基金条例をこしらえても運営面で腑に落ちない。何かうまいことごまかされてるんじゃないかと感じます。すぐきょう決めるんじゃない、やはり各議員さんも各地域別にも何ぼふえてくるんか、こんなもん次から次へとたまって20億、30億になったら問題を起こします。基本的に使うもんでしょう、ひもつきのない分についてはね。それがどんどんたまっていくと、単に財政じゃなく、もっと一般市民に使ってもらいたいということになってきますからね。いまは9億4000万円ですが、どんどん宅地開発がきますからね。それも入ってくる。それを赤字の補てんに回すというずさんなことになりはせんかというのが心配です。条例の執行権は市長にあるんですから、できるだけ運営についてにきっちりしてほしい。それにはまだまだ問題があるんじゃないか、入ると出るの関係でね。わからんことはないが、ストレートで賛成というわけにはいかん。歯どめ条項とかひもつきの関係、どんだけ要るかということです。

- 助役（坂口肱之助君） お答え申し上げます。
直村議員さんのおっしゃる点、ずさんなやり方になりはしないかということですが、そういうことは一切ございません。入る、すなわち歳入、出は歳出は予算に計上し、議会の御審議、御議決をお願いしてまいるという方向でございます。よろしく御了承願います。
- 議長（柳瀬美樹君） ほかに質疑御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御意議ありませんか。
- 1番（寺田茂君） 私たちの天堀議員、直村議員が質問したとおり、私自身もこの件については、特に今後の問題として大きな危機を感じております。先ほどからの質問、答弁で明らかになってきました。こういうことでは、私たちは市民の立場に立っての責任は持てない。この条例については、先ほど再度検討していただきたいと申し上げたんですが、この点どうですか。その必要がないと言うんなら、私たちも態度をはっきりしたい。こういう要望を出してましたが、議長さんの配慮でできませんか。

- 議長（柳瀬美樹君） 挙手によって採決してみないとわかりません。
- 1番（寺田茂君） いいえ、採決は最後の手段なんで、私たちの提案した、たとえば休憩して他の議員さんの御意見なり、何らかの方法を考慮できないかという点についてはだめですか。
- 議員（柳瀬美樹君） 本件に対して反対の方がありますので、挙手によって採決したいと思います。
- 21番（直村静二君） 共産党議員団は反対とは言ってない。もう少し納得するようにしてもらうたらやむを得ないとも思いますが、入ると出の問題についてもう少し詰めとかないかん。どの物件かわからんから、その辺のことについてね。議長のいまの発言では、うちは賛成、反対でない、保留なんです。そういう態度をとらざるを得ない。反対なら反対と言いますからね。
- 12番（藤原要馬君） この問題は、非常に慎重に考えなければいけないと思うんです。だから、やはり一遍委員会に付託するか、再度検討して当初に出すとか、12月の議会にでも出した方がいいんじゃないか。われわれとしても、もうちょっとピンとこないんですよ。
- 議長（柳瀬美樹君） 暫時休憩いたします。

（午後2時30分休憩）

（午後3時3分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第49号につきましては、休憩前に御審議願いましたが、慎重に検討の必要がありますので、本件を総務委員会に付託し、閉会後も十分御審査を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を総務委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦勞ですが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第18「和泉市立図書館設置条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第50号

和泉市立図書館設置条例制定について

和泉市立図書館設置条例を次のように制定する。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市立図書館設置条例(案)

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により本市に図書館を設置し、必要に応じて自動車文庫を置くことができる。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 和泉市立図書館

位置 和泉市府中町810番地の3

(職員)

第3条 図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

図書、記録その他の資料を収集し、整理、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、本市に設置する図書館に関する事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
 - 教育次長(広岡史郎君) ただいま御上程いただきました議案第50号「和泉市立図書館設置条例制定について」の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

御説明に先立ち一言、御礼申し上げます。さきに御承認を賜りました予算に基づき、館の建設工事並びに図書の整備等について関係部局の協力を得、ほぼ予定どおり進捗しており、11

月初旬の文化の日に開館御披露いたすべく、職員一同全力を注いでおります。これもひとえに職員皆様方の御指導、御鞭撻のたまものと厚く御礼申し上げます。

御承知とは存じますが、図書館の規模及びその内容を概略申し上げます。

構造及び規模でございますが、鉄筋コンクリート造り2階建て、建築面積1,042.5平米、延べ床面積1,965.61平米となっており、内容につきましては、一階にテラスを取り入れた児童書、一般教養図書を中心とする開架室、巡回文庫のための書庫及び図書バスの車庫、玄関ロビー、空調機械室並びに図書運搬用のエレベーターを設置いたしました。二階には史書、参考文献を中心とした資料室、視聴覚室、展示ギャラリー、書庫、事務室、会議室、自習室を配置いたしました。

また、市民の方に御利用いただく図書については、図書館で児童図書1万2,000冊、一般書約1万1,500冊、参考図書で約1,500冊の計2万5,000冊、自動車文庫で約1万5,000冊の合計4万冊でございます。決して十分とは申せません。今後とも鋭意これの充実について努力を重ねる所存でございます。

次に、条例案の内容について御説明申し上げます。第1条は、設置条例の根拠及びその内容を規定するもので、図書館法第10条により「公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない」の規定に基づき制定するものであり、図書館及び自動車文庫の設置を明文化いたしました。

第2条は、図書館の名称及び位置を明文化するもので、名称を「和泉市立図書館」とし、位置を「和泉市府中町810番地の3」と定めるものでございます。

なお、隣接して建設中の大阪府住宅供給公社府中団地の完成等により住宅表示等がなされる際には、改めて改正案をお願いいたす次第でございます。また、場所のPRについては、市広報等を通じ十分に効果を挙げるよう努力いたします。

第3条は、職員の配置に関する規定でございます。館長は、法の規定により図書館司書の資格を有し、かつ2年以上の業務経験を有する者とありますので、現在の市職員の中では年齢的な配慮などをいたしますと適任者がなく、府から当初2年間の期間をめぐり館長予定者の派遣を受けて、その任命を予定しております。

専門的職員とは、図書館司書の資格を有する者でございます。法の規定からは6名以上必要となりますが、現在、館長予定者を含めて4名の有資格者を配し、養成中あるいは養成予定者は3名であります。

他に庶務担当、運転手、司書を合わせ9名の職員で発足いたしますが、巡回文庫の充実とあわせて決して図書館サービスに十分な体制とは申せません。厳しい財政事情ではございますが、

利用実態に対応し、サービスの低下につながらないよう、コンピューターシステム等の導入を早期に実現すべや努力いたします。

なお、自動車文庫の現状は、市内23カ所のステーションで貸し出しサービスを行っております。

第4条は、本条例の施行に関する必要な事項につきまして、教育委員会が規則事項として委任するものでございます。運営に関する基本事項として、開館時間及び休館日がございます。開館時間は午前10時半から午後6時までとし、ただし日曜日につきましては、午後1時までといたしたいと存じます。休館日は祝日、月曜日と、12月28日から翌年1月4日までとし、なお、毎月末日と年間2週間以内をいただき、図書の整理整備、入れかえ、充実等に専念するつもりでございます。これらの案の作成に当たりましては、近隣図書館の利用実態及び職員の労働条件を勘案いたしました。

なお、個人貸し出しは三冊以内、3週間の期間を予定いたしております。

附則は、条例の施行期日を規則で定めるもので、11月1日を予定いたしております。また図書館における貸し出し業務は、11月7日の火曜日から開始いたしたいと存じます。今後とも館の運営につきましては、職員一同全力を尽くす覚悟でございますので、よろしく御指導をお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わります。何とぞ御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第50号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第19「和泉市立市民体育館条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第51号

和泉市立市民体育館条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民体育館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立市民体育館条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市立市民体育館条例の一部改正)

第1条 和泉市立市民体育館条例(昭和51年和泉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第12条中「使用期日前3日までに」を「使用期日前7日までに」に改める。

(和泉市民球場条例の一部改正)

第2条 和泉市民球場条例(昭和42年和泉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表に定めるところにより使用料を」を「1時間当たり500円(1時間未満は1時間とみなす。)を使用料として」に、「別表に規定する金額」を「当該使用料金」に改める。

別表を削る。

(和泉市立テニスコート条例の一部改正)

第3条 和泉市立テニスコート条例(昭和44年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「別表に定めるところにより使用料を」を「コート1面につき1時間当たり300円(1時間未満は1時間とみなす。)を使用料として」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、本市市民でない者が使用する場合は、当該使用料金に2を乗じて得た額とする。

別表を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の和泉市民球場条例及び和泉市立テニスコート条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

社会体育施設の利用者の急増に伴い、現行規定のもとによる利用実態を勘察し、より円滑な施

設の運営を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第51号参考資料

和泉市立市民体育館条例等の一部改正(案)新旧対照表

1 和泉市立市民体育館条例の一部改正(第1条関係)

新	旧
<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>使用期日前7日までに使用の取消しを申し出て、しかも相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付する事ができる。</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>使用期日前3日までに使用の取消しを申し出て、しかも相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付する事ができる。</u></p>

2 和泉市民球場条例の一部改正(第2条関係)

新	旧												
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、<u>1時間当たり500円(1時間未満は1時間とみなす。)</u>を使用料として前納しなければならない。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、<u>当該使用料金に2を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(別表削除)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、<u>別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。</u>ただし、本市市民でない者が使用する場合は、<u>別表に規定する金額に2を乗じて得た額とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表 市民球場使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料</th> <th style="text-align: center;">金</th> <th style="text-align: center;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以内</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">間超過 当たり時間 1時 500円</td> </tr> <tr> <td>午前(午前8時~正午)</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>午後(正午~午後6時)</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>全日(午前8時~午後6時)</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 超過時間については、1時間以内は1時間とみなす。</p>	料	金	摘要	2時間以内	1,000円	間超過 当たり時間 1時 500円	午前(午前8時~正午)	2,000円	午後(正午~午後6時)	3,000円	全日(午前8時~午後6時)	5,000円
料	金	摘要											
2時間以内	1,000円	間超過 当たり時間 1時 500円											
午前(午前8時~正午)	2,000円												
午後(正午~午後6時)	3,000円												
全日(午前8時~午後6時)	5,000円												

3. 和泉市立テニスコート条例の一部改正

新	旧													
<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、<u>コート1面につき1時間当たり300円(1時間未満は1時間とみなす。)</u>を使用料として前納しなければならない。ただし、本市市民でない者が使用する場合は、当該使用料金に2を乗じて得た額とする。</p> <p>(別表削除)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、<u>別表に定めるところにより使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">テニスコート使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">時間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>正午～午後3時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コート1面につき</td> <td>900円</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>午後3時～午後6時</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>900円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、他市町村居住の利用者については、上記使用料の2倍とする。</p>	区分	時間		午前9時～正午	正午～午後3時	コート1面につき	900円	900円	午後3時～午後6時	終日		900円	2,400円
区分	時間													
	午前9時～正午	正午～午後3時												
コート1面につき	900円	900円												
	午後3時～午後6時	終日												
	900円	2,400円												

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長(広岡史郎君) ただいま御上程を賜りました議案第51号「和泉市立市民体育館条例等の一部を改正する条例について」の提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

近年、社会体育施設を利用される市民は増加の一途をたどり、現有施設のより円滑な運営を期するためには、現条例の制定時の社会事情と現在の利用実態とは大きく変化しており、実勢にそぐわなくなっておりまいりました。今般、この実態に対応するよう関係条例の一部を改正し、より効果的な運営を期する所存でございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。第1条は、内容の御説明を申し上げます。第1条は、市民体育館条例第12条中の「使用期日前3日までに」を「使用期日前7日までに」と改めるものでございます。30ページの新旧対照表に記載してございますように、本条例は、使用料の還付に関する規定でございます。使用料の還付の特例は、規則第10条の規定により団

体の使用の場合のみに限られ、また、その使用の申請は、規則第6条の規定により使用前3カ月以内から7日前までとなっております。したがって、現条例の3日前までの取り消しに伴う使用予定時間の空白は埋まらず、館の効率的な利用の支障になっております。これによって使用料の還付の特例を認める取り消しの申し出のある期日を、使用申請の期日と同じく7日前と改め、効率的な運営を図りたいと存じます。

第2条は、市民球場条例の第6条第1項の規定の一部を改正するものでございます。現条例は昭和42年に制定され、その当時は利用者も少なく、参考資料の別表に記載のとおり、半日単位または全日単位の使用も可能でございました。しかし、現状は御承知のとおり利用者が多く、また練習のみを希望するチームが少なくなく1時間単位で使用料を精算してほしいとの要望を受けております。現行の規定では、最少利用時間が2時間以内1,000円と定められており、1時間の使用でも2時間分の使用料をいただくという矛盾が生じます。したがって今回、現行使用料金の精算根拠であります1時間当たり500円を条例本文中に盛り込み、別表を削除いたしたく存じます。

以上の趣旨により、第6条第1項中、「別表に定めるところにより使用料を」とあるを「1時間当たり500円(1時間未満は1時間とみなす)を使用料として」に改め、「別表に規定する金額」とあるを「当該使用料金」に改め、別表を削除するものでございます。

次に、第3条は、市立テニスコート条例の第5条の規定の一部を改正するものでございます。本条例も昭和44年に制定され、利用の実態は、さきに申し述べた市民球場と同様の推移をたどっておりますので、今回、所要の改正をお願い申し上げます。

第5条は、使用料に関する規定でございまして、現行「別表に定めるところにより使用料を」とあるを現行使用料の算出根拠である「コート1面につき1時間当たり300円(1時間未満は1時間とみなす。)を使用料として」に改め、32ページの参考資料新旧対照表に記載してございますように、別表に付起されているただし書きを本文に付け加えるため、「ただし、本市市民でない者が使用する場合は、当該使用料金に2を乗じて得た額とする」を加えるとともに、別表を削除するものでございます。

以上の条例改正に伴う利用者の負担は増大いたしません。

次に、附則でございますが、改正条例は、公布の日から施行するものとし、施行前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることといたしました。

本市における屋外体育館施設の整備充実につきましては、常に御指摘をいただいております。教育委員会といたしましても、その実現に向けて今後なお一層努力を重ねる所存でございますので、よろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第51号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第20「和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第52号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例（昭和49年和泉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（適用範囲）

第2条 この条例は、和泉市域内において行われる宅地開発で、次の各号の1に該当するものに適用する。

(1) 自ら居住する以外の目的で住宅を建築する場合

(2) 宅地分譲を行う場合

(3) 同一の者又は同一の者と認められるせのにより既に開発の申請がされたものに接続して、
2年以内に課発の申請がされるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の申請に係る開発について適用し、同日前の申請に係る開発については、なお従前の例による。

理 由

最近、零細宅地開発が特に激増していることにかんがみ、事業者をして事前協議を義務づけ、公共、公益施設の整備と開発に係る応分の負担を求めるため、更に強力な行政指導を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第52号参考資料

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部
改正(案)新旧対照表

新	旧
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 この条例は、和泉市域内において行われる宅地開発で、次の各号の一に該当するものに適用する。	第2条 この条例は、和泉市の市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域をいう。)内及び市街化調整区域(同法第43条第1項第6号に規定する市街化調整区域をいう。)内において、居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべき人数が10人以上である宅地開発事業で、次の各号の1に該当するものに適用する。
(1) 自ら居住する以外の目的で住宅を建築する場合	(1) 開発区域の面積が500平方メートル以上のもの
(2) 宅地分譲を行う場合	(2) 同一の者又は同一の者と認められる者に
(3) 同一の者又は同一の者と認められるせのにより既に開発の申請がされたものに接続して、2年以内に開発の申請がされるもの	

より既に開発の申請がされたものに接続して当該申請の日から2年以内に新規に開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積の合計が500平方メートル以上となるもの。

(3) 開発区域の面積が500平方メートルに満たないもののうち、当該開発により良好な生活環境を確保するため、関連公共施設等を整備する必要性が生ずると市長が認めるもの

(4) 地上高が10メートル以上の建築物を建築するもの

宅地開發指導要綱(案)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例（昭和49年和泉市条例第12号。）に基づき、一定の基準を定めて指導し、応分の負担等を求め、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 宅地開発とは、土地の区画及び形質の変更並びに建築行為等で次条の各号の一に該当するものをいう。
- (2) 事業者とは、国又は地方公共団体、日本住宅公団、大阪府住宅供給公社、民間事業者等その他宅地開発事業を施行する者をいう。
- (3) 公共施設とは、道路、公園、緑地、広場、上水道、下水道、河川、水路、消防施設及びその他公共の用に供する施設をいう。
- (4) 公益施設とは、教育施設、福祉施設、交通安全施設、清掃施設及びその他公益の用に供する施設をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、和泉市域内において行われる宅地開発で、次の各号の一に該当するものに適用する。

- (1) 自ら居住する以外の目的で、住宅を建築する場合
- (2) 宅地分譲を行う場合
- (3) 同一の者又は同一の者と認められる者により、既に開発の申請がされたものに接続して2年以内に申請されるもの。

(事前協議)

第 4 条 前条の規定による宅地開発を行う者は、関係法令に基づく手続を行う前にこの要綱に基づき、関連公共施設等の整備に関し、あらかじめ市長と協議し、その指示に従わなければならない。

2. 前項の協議には、別に定める図書等を添付しなければならない。
3. 国又は地方公共団体、日本住宅公団、大阪府住宅供給公社等が施行する宅地開発については別途、市長と協議するものとする。

(公共・公益施設施行の原則)

第 5 条 事業者は、宅地開発区域(以下「開発区域」という。)内に必要な公共施設をこの要綱及び別に定める施行基準(以下「別定基準」という。)に基づき、自己の負担で施行しなければならない。なお、事業者は開発区域内及びこれに近接して都市計画決定がされた都市施設があるときは、市長と協議を行い宅地開発と併せて当該都市施設の整備を図るものとする。

2. 事業者は、本市が設置しなければならない公益施設の経費の一部及び用地の無償提供等について別定基準により負担しなければならない。

(公共・公益施設の検査)

第 6 条 事業者は、当該宅地開発に関する工事を完了したときは、工事完了届出書(様式第 6 号)に関係書類を添付し、市長の検査を受けなければならない。

2. 市長は、前項の検査の結果、当該工事が協議した内容に適合していると認めるときは、事業者に検査済証(様式第 7 号)を交付するものとする。
3. 市長は、必要と認める場合は工事の中間検査を行うほか随時当該工事について立入検査を行う。
4. 第 1 項又は前項の検査の結果、不備な箇所があるときは、事業者は市長の指示に基づき自己の負担において整備しなければならない。

(公共・公益施設の帰属)

第 7 条 事業者は、この要綱に基づいて設置した公共・公益施設及び当該用地等で市長が必要と認めた場合は、無償で市に帰属させなければならない。

2. 事業者は、本市に帰属することとなる施設及び用地等については、市長が指定した時期までに遅滞なく事業者の負担において権利移転等の措置を完了しなければならない。

(工事保証期間)

第 8 条 事業者は、設置した公共・公益施設について、市に引き継いだ日から起算して1年間は、当該施設等のかしに対し担保の責を負わなければならない。なお、1年以後であっても事業者の設計及び施行等の原因によるき損に対しては補修しなければならない。

(道 路)

第 9 条 事業者は、開発区域の内外において新設又は改修する道路については、市と協議のうえ、別定基準に基づき、自己の負担で施行しなければならない。

(用排水施設)

第 10 条 事業者は、宅地開発に当たって当該区域の内外において新設又は改修する用排水施設がある場合については、別定基準によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 排水施設は、開発区域の規模及び地形等により想定される汚水量、降雨量を支障なく処理できるものとし、放流の場合も含め道路、河川、水路及び公共下水道の各管理者並びに水利団体及び関係諸団体等の同意を得るとともに必要事項について市長と協議のうえ施行しなければならない。
- (2) 汚水の放流については、計画人口101人以上の場合は集中污水处理施設を設置するものとし、101人未満のものは、その規模に応じて適切な処理施設を設置しなければならない。
- (3) 前号により設置された污水处理施設で不必要になったものについては、市長が必要に応じ、施設、用地とも、市に無償で譲渡させることができる。
- (4) 第1号及び第2号の用排水施設の新設、改修等に要する経費については、事業者において負担しなければならない。

(公園・緑地等)

第 11 条 事業者は、開発区域内に公園等の公共の用に供する空地を確保し、その整備等については次表及び別定基準によるとともに、市長が必要と認め

るものは無償で市に提供するものとする。

規 模 施設名	0.3ヘクタール未満	0.3ヘクタール以上 1.0ヘクタール未満	1.0ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満	10.0ヘクタール以上
公園・緑地等	6平方メートル以上 戸	8平方メートル以上 戸	10平方メートル以上 戸	12平方メートル以上 戸

(上水道施設)

第 12 条 事業者は、開発区域内外の上水道施設の設置について、あらかじめ市長の定める基準により必要な給配水施設を設置するものとし、その経費を負担しなければならない。

(環境衛生)

第 13 条 事業者は、開発区域内におけるし尿処理方式については、市長と協議しなければならない。

2. ごみ処理については、一般廃棄物の持出し、保管及び収集に必要な集積施設を適正に配置し、その管理については市長の指示に従わなければならない。

(公害防止)

第 14 条 事業者は、開発区域の選定及び土地利用計画並びに環境整備計画の樹立に当たっては、関係法令等を遵守し、公害の発生を未然に防止するための措置を講じるとともに、万一、公害が発生した場合は市長と協議のうえ、必要な対策を自己の責任において講じなければならない。

(交通・防犯施設)

第 15 条 事業者は、宅地開発を行う場合、車両運行計画書等を事前に市長及び警察署長に提出し、交通安全並びに道路維持管理上の指示を受け、一般交通の障害等迷惑を及ぼさないよう自己の責任において対策を講じなければならない。

2. 事業者は、開発区域内の保安施設として別定基準の定めるところにより街路灯及び防犯灯を設置し、その管理については市長の指示に従わなければならない。

らない。

(駐車用地)

第 16 条 事業者は、階数が 3 以上の住宅を建築する場合は計画戸数の 2 分の 1 以上、階数が 2 以下の住宅については各戸毎の専用駐車用地を確保するものとする。

(消防水利施設)

第 17 条 事業者は、開発区域内に必要な消火せん及び防火水そうを設置するものとする。

2. 市長は、前項の設置について、開発区域内にかかわらず、周辺の状況を考慮して必要な指示を与えることができる。
3. 事業者で、階数が 3 以上の建築物を建築する場合は、はしご車等の大型車両が行動できる空地、空間を確保するとともに大型車両が開発区域外から容易に進入できる通路を設けなければならない。

(ため池等に関する措置)

第 18 条 事業者は、開発区域及び宅地開発により関連する、ため池等に対して防災対策を講じるため関係者の同意を得て、別定基準により安全施設を自己の責任において整備しなければならない。

(文化財の保護及び取扱い)

第 19 条 事業者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺地域において宅地開発を行う場合は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 条)第 57 条の規定を遵守しなければならない。

(安全対策及び損害補償)

第 20 条 事業者は、宅地開発に伴ない第三者に迷惑を及ぼさないよう対策を講じるとともに損害を与えたときは、自己の負担において当該損害を補償しなければならない。

(敷地の規模等)

第 21 条 事業者は宅地開発を行う場合は、その一戸当りの敷地規模につい

での最低基準を次のとおりとしなければならない。ただし、開発面積が5ヘクタール以上のものは、開発区域周辺を考慮するため、別途市長と協議するものとする。

開発面積区分	用途区分	第1種住居 専用地域	商業地域 近隣商業地域	その他の区域
	住宅区分			
1ヘクタール未満	1戸建住宅	150平方メートル		75平方メートル
	低層集合住宅	100平方メートル		60平方メートル
1ヘクタール以上	1戸建住宅	160平方メートル		100平方メートル
5ヘクタール未満	低層集合住宅	110平方メートル		80平方メートル

(住居表示)

第22条 事業者は宅地開発を行う場合は、あらかじめ住居の表示について市長と協議しなければならない。

(覚書の締結)

第23条 この要綱に基づき協議を行った結果、合意に達したときは、覚書(様式第5号)を締結しなければならない。

(事業者に対する措置)

第24条 市長は、事業者がこの要綱に基づく指示に従わない場合は、宅地開発に必要な協力を行わないものとする。

2. 市長は、以前に本市内で宅地開発を行った事業者で、その協議及び指示事項の履行義務を完了しないものについては、新たな宅地開発の協議を保留することができる。

(その他の事項)

第25条 この要綱に定めない事項で市長が必要と認めるものについては、その都度市長が定める。

附 則

1. この要綱は、昭和53年11月1日から施行する。
2. この要綱は、昭和53年11月1日以後の申請に係る開発に適用し、同日前の申請に係る開発については、なお従前の例による。

施 行 基 準

1. 造成に関する基準

- (1) 盛土、切土等の造成工事は、宅地造成等規制法の規定によること。
- (2) 盛土又は土の置換に用いる土質は、山土又は砂礫土とすること。
- (3) 造成工事に伴なう擁壁は、現場打ちコンクリート擁壁とすること。
- (4) 事業者は、開発区域内に緊急連絡場所を明記すること。
- (5) 民有地、公共、公益敷地の境界は、現場打ちコンクリート擁壁又は現場打ちコンクリート側溝で明確にすること。
- (6) 造成した土地は、分譲するまで雑草が繁茂したり、ごみの不法投棄の場所とならぬよう十分に管理すること。
また分譲後は、所有者に対してこのことを説明し了解を得ておくこと。

2. 公共施設の帰属に関する事項

- (1) 所有権移転登記にあたっては、その実測面積と公簿面が合致するよう所定の手続きを行なうこと。

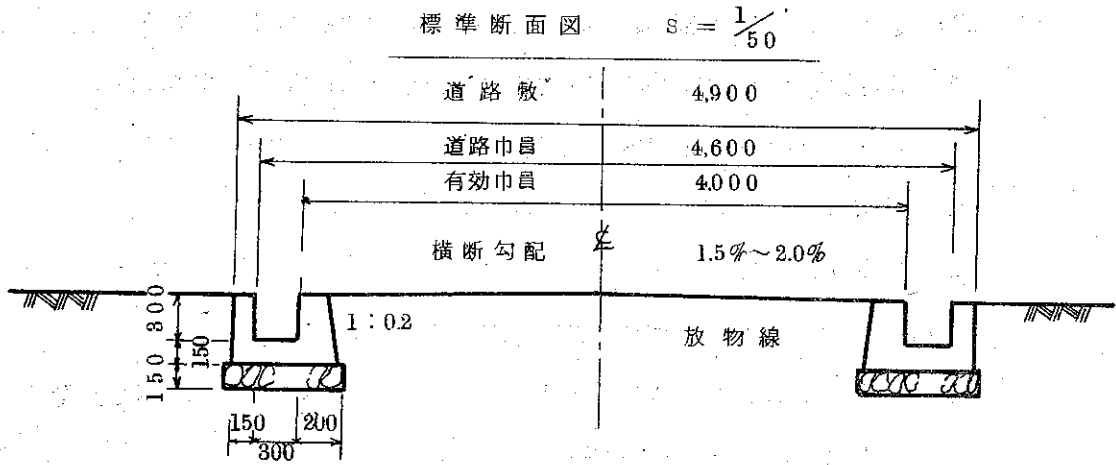
3. 道路築造基準

(1) 道路巾員の限界

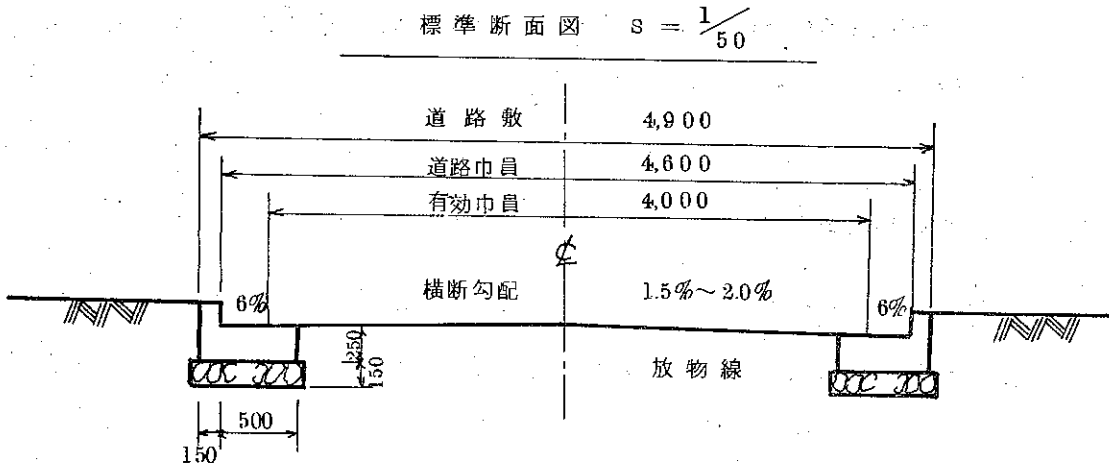
道路巾員は、次図に示す方法により計ることとし、最小有効巾員は4メートルとする。

なお、市へ帰属する場合は道路敷までとする。

(イ) U型側溝の場合



(ロ) L型側溝の場合



(2) 道路巾員の基準（有効巾員）

（単位：メートル）

予定建築物	開発規模 (ヘクタール)	開発規模				摘要
		0.1未満	0.1~0.5	0.5~2.0	2.0以上	
住宅	一般区画街路	4.0	6.0 (4.0)			主として、一戸建住宅及び2階以下の住宅の建設を予定するもの。
	主要区画街路	4.0	6.5 (4.0)	6.5		
	幹線街路				12以上	
共同住宅	一般区画街路	4.0	6.0 (4.0)	6.0		主として、3階建以上の共同住宅の建設を予定するもの。
	主要区画街路	4.0	6.5	9.0 (6.5)	9.0	
	幹線街路				12以上	

注)。()内の数値は、市長が小区間で通行上支障のないと認めた場合及び周辺の状況を勘案して支障のないと認めた場合に適用する。

・路肩にガードレール等が設置される場合は、ガードレールの内側より有効巾員とする。

・道路の側溝等には、門柱等を設置してはならない。

・店舗及び店舗付住宅は、前面道路の境界線（4 m未満の道路については、建築基準法第42条第2項の規定による道路境界線とする）から1.5 m以上後退して建築しなければならない。

なお、マーケット等は別途協議する。

(3) 接続道路の基準

(単位：メートル)

開 発 規 模	接 続 道 路
0.5 ha 未 満	4.0 m (有効巾員) 以上
0.5 ha 以上 5.0 ha 未 満	6.5 m (有効巾員) 以上
5.0 ha 以上 20 ha 未 満	9.0 m (有効巾員) 以上
20 ha 以上	12.0 m (有効巾員) 以上

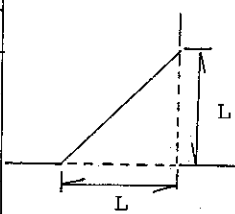
共同住宅については、別途、市と協議すること。

(4) 道路の歩車道別巾員の基準

道路有効巾員	歩 道 巾 員	車道巾員	備 考
9 m	1.5 m × 2ヶ所	6.0 m	状況により歩道を片側に設けることができる。
12 m	1.5 m ~ 3.0 m × 2ヶ所	6.0 ~ 9.0 m	

なお、12メートル以上の道路及び都市計画道路については、別途、市と協議すること。

(5) 道路交差部のすみ切り (交差角 90°以上の場合)

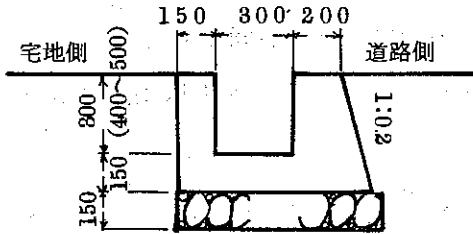
道路有効巾員	4 m	6 m	9 m	12 m	16~18 m	L = すみ切りの長さ 
4 m	2	2	2			
6 m	2	3	3	3		
9 m	2	3	4	4	4	
12 m		3	4	6	7	
16~18 m			4	7	8	

交差角 90°未満の場合は、別途市と協議する。

(6) 側溝の構造

図示縮尺 $\frac{1}{30}$

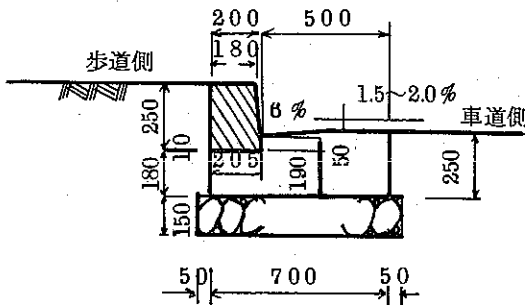
(イ) U型側溝 (現場打)



二次製品の使用は、認めない。

()内数値は有効巾員 9 m以上の道路に適用する。

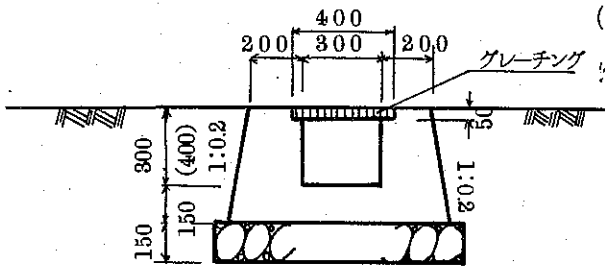
(ロ) L型側溝 (現場打)



二次製品の使用は、認めない。

▨部分については、歩車道境界に使用可、車道のみ場合は二次製品は認めない。

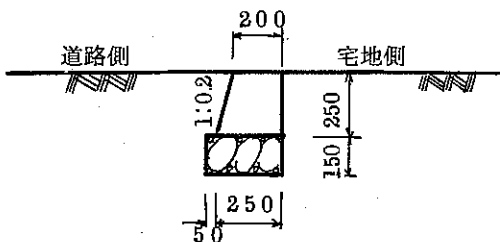
(ハ) 横断側溝 (現場打)



二次製品の使用は、認めない。

()内の数値は有効巾員 9 m以上の道路に適用する。

(7) 舗装止の構造 (現場打)



(8) 主要幹線の交差点周辺は局部的に巾員を拡大すること。

(9) 道路の縦断勾配は全て7パーセント以下とする。

ただし、地形等特別の理由がある場合は、市と協議すること。

(10) 横断勾配は片勾配を附する場合を除き、1.5パーセント以上、2.0パーセント以下とする。

(11) 道路には通行の定全確保の上で市が必要と認めるときは、防護柵の設置等の適切な措置を講じること。

(12) アスファルト舗装の構成及び設計施工については次の各号によるものとする。

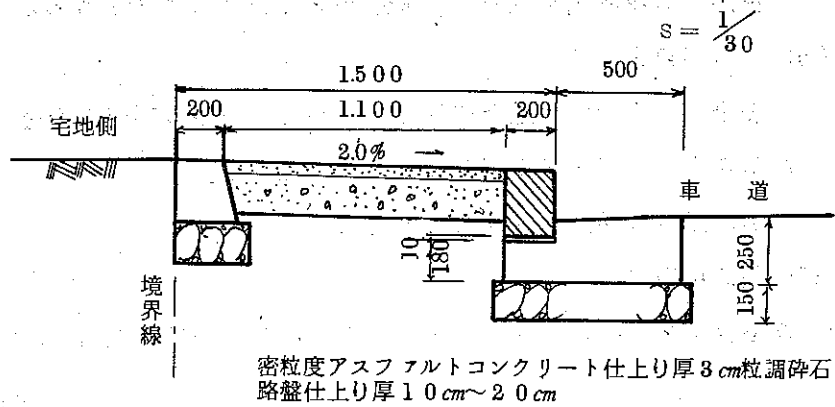
(イ) 舗装の設計、品質管理、施工等については、日本道路協会発行のアスファルト舗装及びコンクリート舗装要細に準拠するものとする。

(ロ) 舗装の設計にあたっては、次表に基づいて舗装断面を決定する。

道路巾員	舗 装 基 準 構 造	備 考
4.0m以上 ～ 6.0m未満		AC: 密粒度アスファルト Cr: コンクリート
6.0m以上 ～ 12.0m未満		AC: 粗粒度アスファルト Cr: コンクリート
12.0m以上 ～ 18.0m未満		AC: セメント処理碎石路盤 BB: 砕石路盤 Cr: 砕石路盤
18.0m以上	市と別途協議のこと	

路床上のC B Rが2.5%以下の軟弱な路床土については、遮断層を設けるものとする。

(13) 歩道舗装は次図によるものとする。



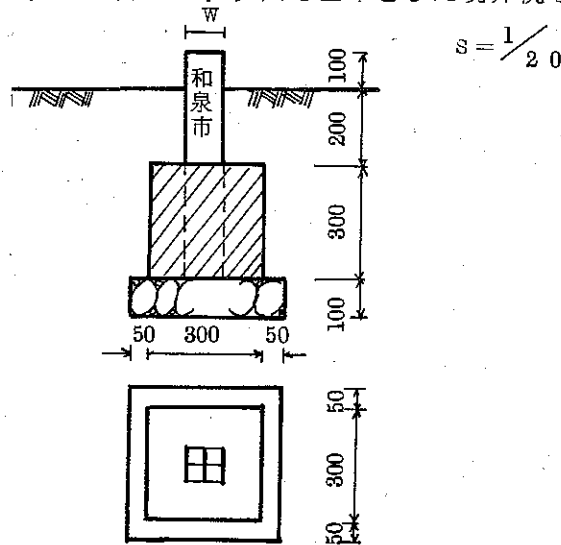
(14) 歩道等の切下げ

歩道等の巻込部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断箇所における歩道と車道とのすりつけについては、次の各号によるものとする。

- (イ) すりつけ勾配は、車いす等が支障なく通れる勾配を基準とし8パーセントを標準とする。
- (ロ) 水平区間は、すりつけ区間と段差の間に1.5m程度を設けること。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- (ハ) 車道との段差は2cmを標準とする。

(15) 境界杭設置基準

官民境界及び開発区域界には、次図を基準とした境界杭を設置すること。



使用する境界杭の形状は、別途市と協議するものとする。

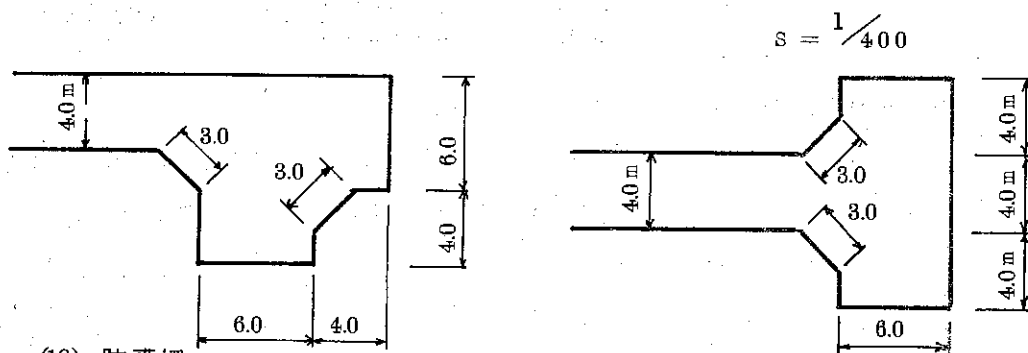
(16) バス停車帯

安全かつ円滑な交通を確保し、あわせて道路の利便を増進する為必要がある場合は、バス停車帯を設けるものとする。

尚、設計基準は道路構造令によるものとする。

(17) 袋路状道路

袋路状道路は延長35メートル以内とし、回転帯は次図を標準とする。



(18) 防護柵

次の各号に該当する環境にある場合には、道路に防護柵（ガードレール等）を設置するものとする。

- (イ) 防護柵の構造設置については、防護柵設置要綱（日本道路協会）によるものとする。
- (ロ) 道路側の高さが2メートル以上あり、車両が路外に逸脱した場合に乗員の安全が確保できない区間又は、これにもとずき重大事故を発生するおそれのある区間。
- (ハ) 道路が池、河川、水路、鉄道等に接近しており、安全確保の為必要な区間。
- (ニ) 下り勾配が4パーセントを越え、曲線半径が300メートル以下の道路で必要と認められる区間。

(19) 防護施設

落石、崩土等により交通に支障をおよぼし、又は道路の構造に損傷を与

える恐れのある箇所には、適切な法面保護工を行い、擁壁その他落石防止網を設置するものとする。

(20) 街路灯施設

夜間道路利用者の安全を確保するため、有効に設置すること。

(イ) 道路巾員12メートル以上を独立灯とし巾員9.0メートル以下を電柱添架式とする。

(ロ) 独立灯の配列を次に定めるものとする。

(a) 千鳥配列。

(b) 向合せ配列。

(c) カーブの部分は、カーブの外側に片側配列。

(d) 中央分離帯のある道路は、Y型の2灯用。

(ハ) 照明灯の種類は、蛍光水銀灯とする。

(ニ) 幹線街路、補助幹線街路の道路は、水平面の平均照度を5ルクス以上とする。

4. 排水施設に関する基準

(1) 下水道施設に関する設計計画

(イ) 開発区域内の土地の形状、予定建築物の用途及び降雨量等から想定される汚水、雨水を支障なく排除できるよう計画すること。

(ロ) 開発区域外については、上流部の集水区域面積を精査して排水量を算定し、支障なく排除できるよう計画すること。

(ハ) 下水の排除方式は、分流式とすること。

(ニ) 下水排除は、原則として自然流下によって排除できるよう計画すること。

(ホ) 下水道施設能力の決定は、将来における生活水準の向上並びに地域発展などを考慮に入れ、原則として20年後を目標に計画を立てること。

(2) 計画下水量の算定

(イ) 計画汚水量は次により算定しなければならない。

- (a) 計画人口 1戸当り 4人
- (b) 1人1日平均汚水量 620 l
- (c) 1人1日最大汚水量 780 l
- (d) 1人1日時間最大汚水量 1,105 l
- (e) 計画雨水量は次により算定しなければならない。

(a) 雨水量出量の算定基準

合理式

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画汚水量 (m³/sec)

C : 流出係数 (0.9 ~ 0.5)

A : 排水面積 (h_a)

I : 降雨強度 (mm/h_r)

$$I_{10} = \frac{460}{t \cdot 0.55} \text{ (シャーマン型)}$$

I₁₀ : 10年確率降雨強度 (mm/h_r)

t = t₁ + t₂ (流達時間)

t₁ : 流入時間 (2 ~ 3分)

$$t_2 = \frac{L}{V \times 60} \text{ (流下時間)}$$

V : 仮定流速 1.0 m/sec ~ 2.0 m/sec

L : 最長流下距離

(b) 幹線の計画雨水量は、20%増しとすること。

(3) 下水道梁の設計基準

(1) 下水道梁は原則として管梁とする。

(e) 管梁の法線は直線とし人孔により法線の変更をするものとする。

(f) 管梁断面決定に必要な計画下水量は、次項を考慮して定めること。

(a) 汚水管梁にあっては計画時間最大汚水量を排除できる断面とすること。

(b) 雨水管梁にあっては計画雨水量を排除できる断面とすること。

(c) 管梁流量の計算は、次式によること。

$$Q = A \cdot V$$

Q : 流量 (m^3/sec)

A : 断面積 (m^2)

V : 流速 (m/sec)

$$V = \frac{N \cdot R}{\sqrt{R + D}}$$

$$N = \left(23 + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot \sqrt{I}$$

$$D = \left(23 + \frac{0.00155}{I} \right) \cdot n$$

$$R = \frac{A}{P} \quad (\text{径深})$$

A : 流水有効断面積

n : 粗度係数 (コンクリート管 0.013)

I : 水面勾配 $\frac{x}{1.000}$

P : 流水潤辺長

(d) 流速及び勾配

a、流速は下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるように定めなければならない。

b、汚水管梁は計画下水量に対し流速を最少 $1.0 \text{ m}/\text{秒}$ より最大 $2.5 \text{ m}/\text{秒}$ とすること。

c、雨水管梁は計画下水量に対し流速を最少 $0.8 \text{ m}/\text{秒}$ より最大 $2.5 \text{ m}/\text{秒}$ とすること。

(4) 施設基準

(i) 下水管梁

(a) 管梁の最小管径

汚水管梁にあつては 250 mm 、雨水管梁にあつては 300 mm とする。

(b) 管梁の土被り基準

原則として1.2 m以上とする。

但し、土圧及び載荷重が管の耐荷力を超える場合又は、軟弱地盤の場合は、補強工を施すこと。

(c) 本管の接合

管頂接合を原則とする。

段差は最高1.5 mまでとし、60 cmをこえる場合は、副管をつける。

(d) 取付管

a、取付管は原則としてヒューム管または陶管を使用する。

b、取付管は本管に対し直角に取付け、本管との接合点は本管に対し60度～90度の位置で接合すること。又本管の中心線より上方に取付けること。

c、取付管の勾配は、10%以上とすること。

d、管径は150 mm以上とすること。

e、本管との取付けには支管を使用すること。又、曲り部には必ず曲管を使用すること。

f、管梁の種類

ヒューム管はJIS、A、5303に規定するものを、陶管はJIS、R、1201、JIS、R、1202に規定するものを使用すること。

(e) 人孔

(a) 人孔の配置

a、管梁の方向、勾配、管径の変化する箇所、段差の生ずる箇所に設けること。

b、管梁の合流、会合する箇所に設けること。

c、管梁の直線部においても、管径により次表の範囲内の間隔をもって設けること。

マンホールの管径別最大間隔

管 径 (mm)	300以下	600以下	1,000以下	1,100以下
最大間隔 (m)	30	70	100	130

(b) 種類および構造

a、汚水マンホールの底部には、インバートを設けること。

b、雨水マンホールの底部には、深さ15cm以上の泥留めを設けること。

c、汚、雨水マンホールとも蓋は、本市の指定品を使用すること。

又市章および、汚水、雨水の文字を表示すること。

d、マンホールの形状は、次表及び次図を標準とすること。

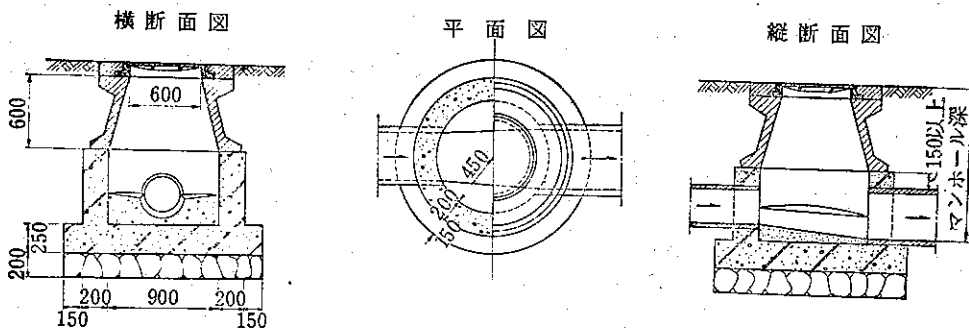
標準マンホールの形状別用途

呼 び 方	形 状 寸 法	用 途
1号マンホール	内径90cm 円形	管の起点および600mm以下の管の中間点 ならびに内径450mmまでの管の会合点
2号マンホール	内径120cm 円形	内径900mm以下の管の中間点および内径 600mm以下の管の会合点
3号マンホール	内径150cm 円形	内径1,200mm以下の管の中間点および内 径800mm以下の管の会合点
4号マンホール	内径180cm 円形	内径1,500mm以下の管の中間点および内 径900mm以下の管の会合点
5号マンホール	内のり(法) 210×120cm 角形	内径1,800mm以下の管の中間点
6号マンホール	内のり(法) 260×120cm 角形	内径2,200mm以下の管の中間点
7号マンホール	内のり(法) 300×120cm	内径2,400mm以下の管の中間点

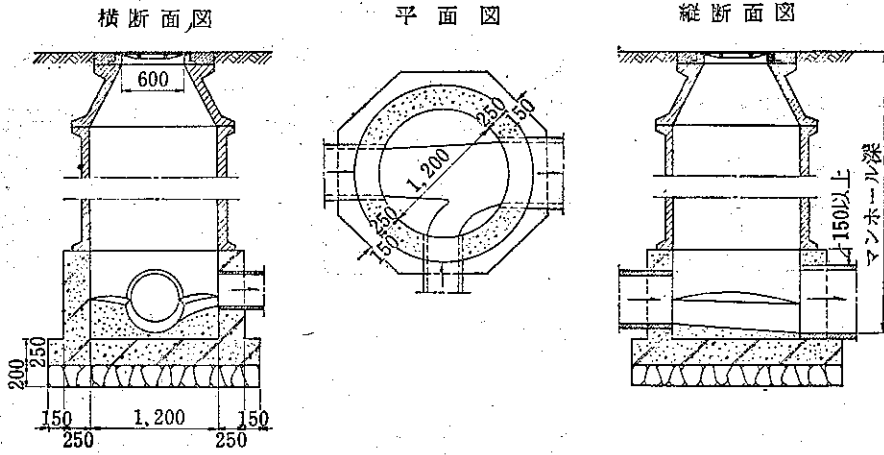
特殊マンホールの形状別用途

呼び方	形状寸法	用途
特1号マンホール	内のり(法) 60×90cm 角形	土かぶり特に少ない場合、他の埋設物等の関係等で1号マンホールが設置できない場合
特2号マンホール	内のり(法) 120×120cm 角形	内径1,000mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場合
特3号マンホール	内のり(法) 140×120cm 角形	内径1,200mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場合
特4号マンホール	内のり(法) 180×120cm 角形	内径1,500mm以下の管の中間点で、円形マンホールが設置できない場合
現場打ち管きょ用マンホール	内径90、120cm 角形	長方形きょ、馬てい(蹄)形きょ等およびシールド工法による下水管きょの中間点。ただし、Dは管きょの内径。
	内のり(法) D×120cm 角形	
副管付きマンホール		管きょの段差が0.6m以上となる場合

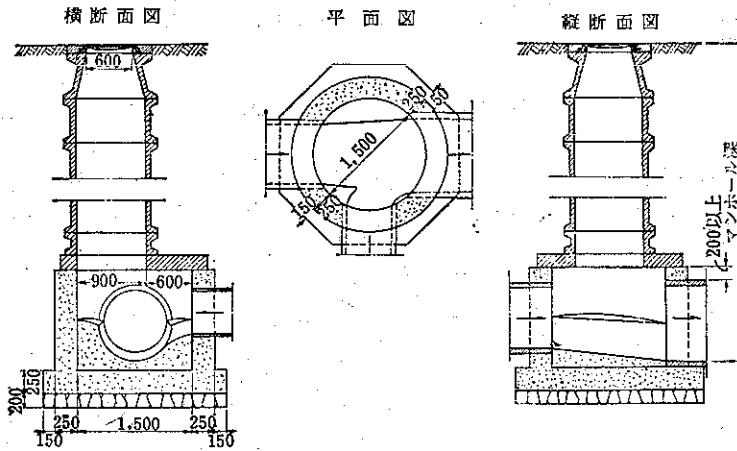
1号マンホール(内径90cm)構造標準図



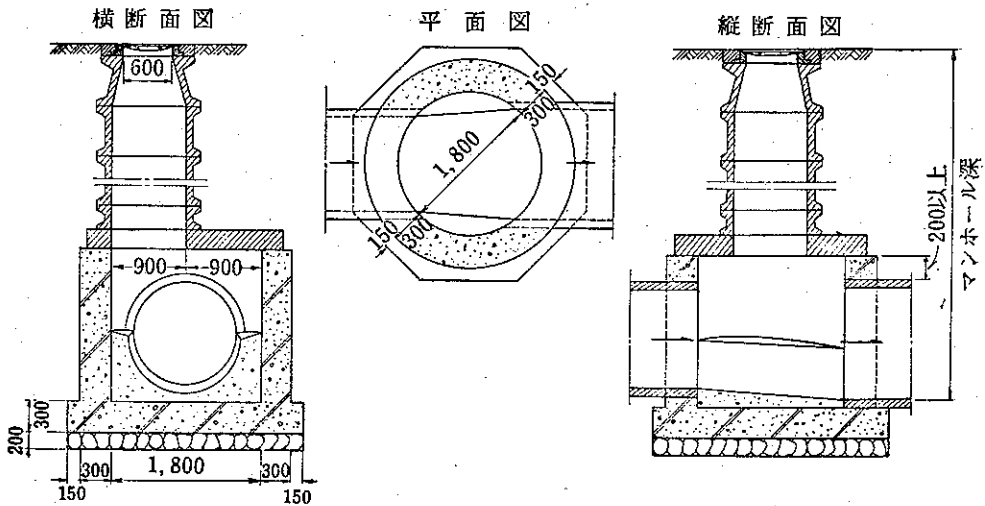
2号マンホール(内径120cm)構造標準図



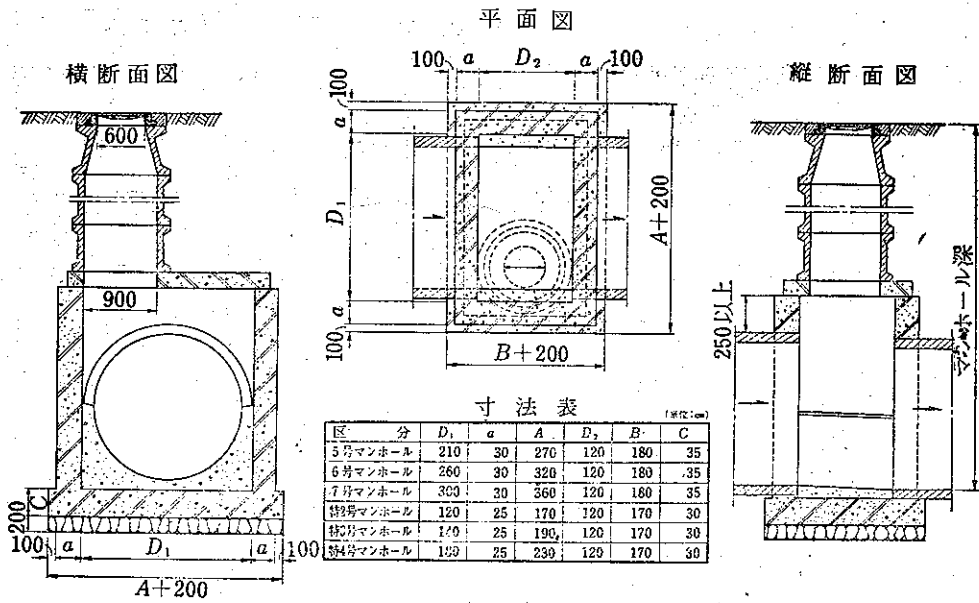
3号マンホール(内径150cm)構造標準図



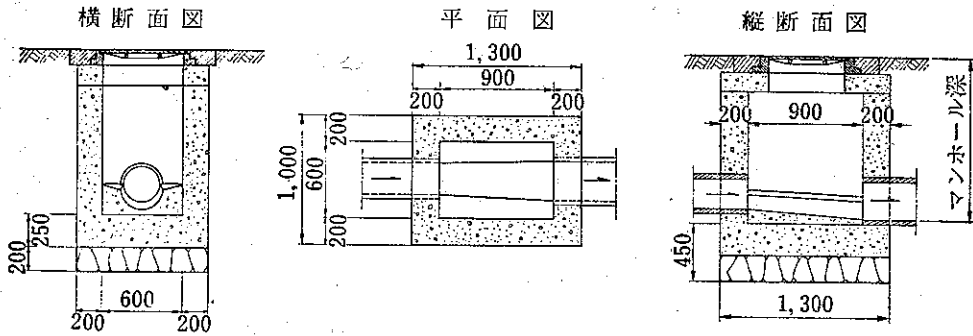
4号マンホール(内径180cm)構造標準図



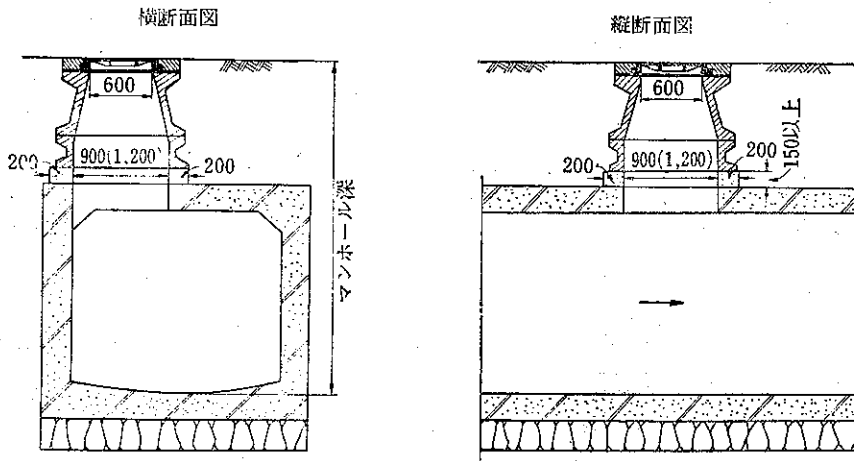
5～7号, 特2～4号マンホール(角形)構造標準図



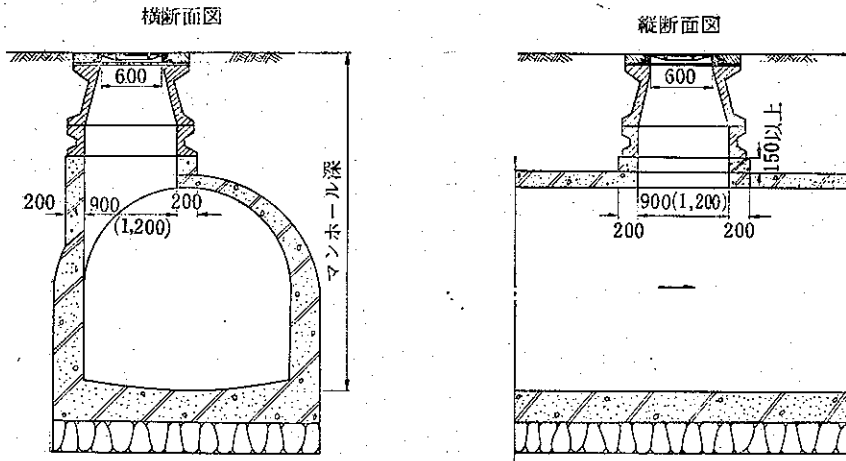
特1号マンホール(内径90cm)構造標準図



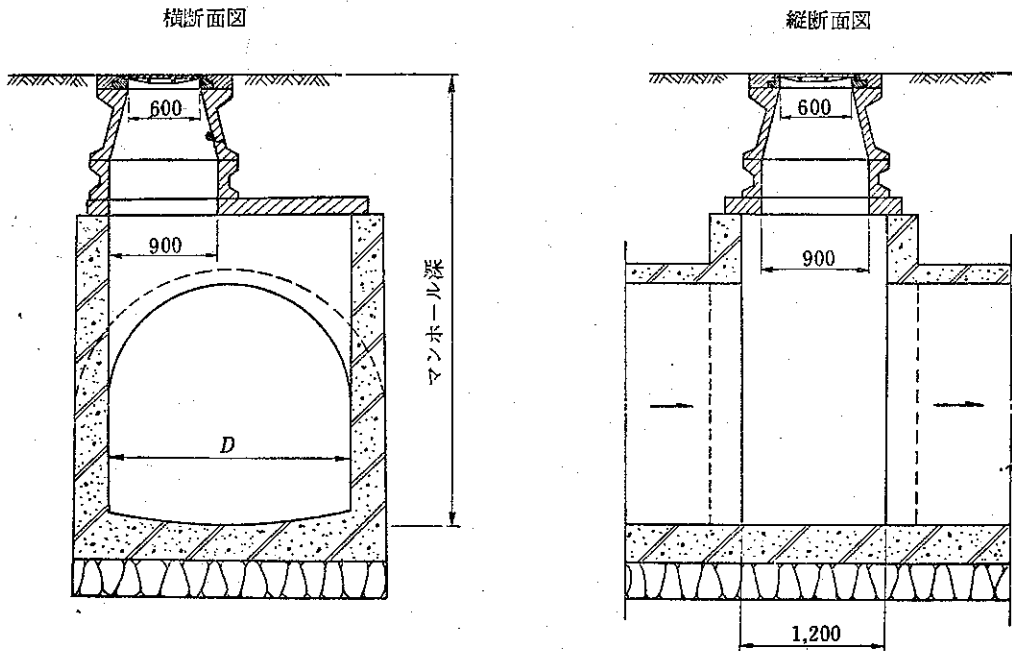
現場打ち管きょ(長方形きょ)用マンホール(内径90, 120cm)構造標準図



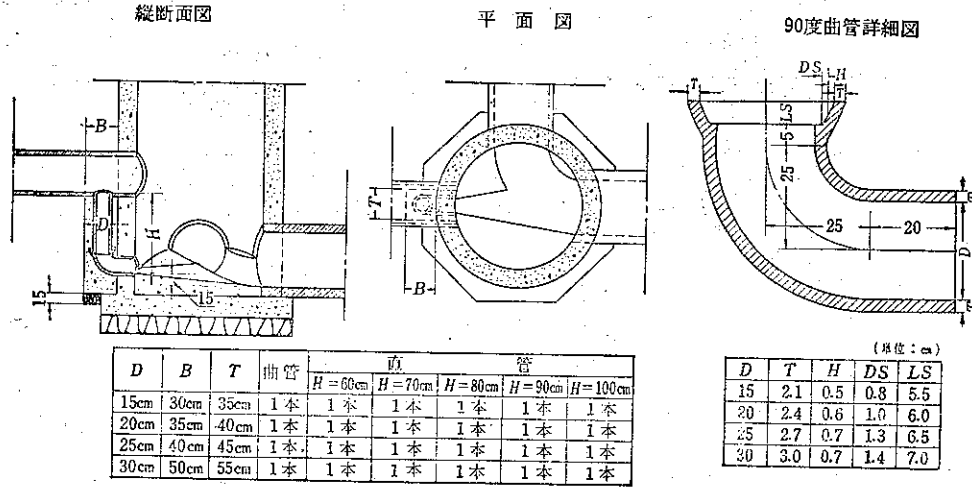
現場打ち管きょ(馬てい(蹄)形きょ)用マンホール(内径90, 120cm)構造標準図



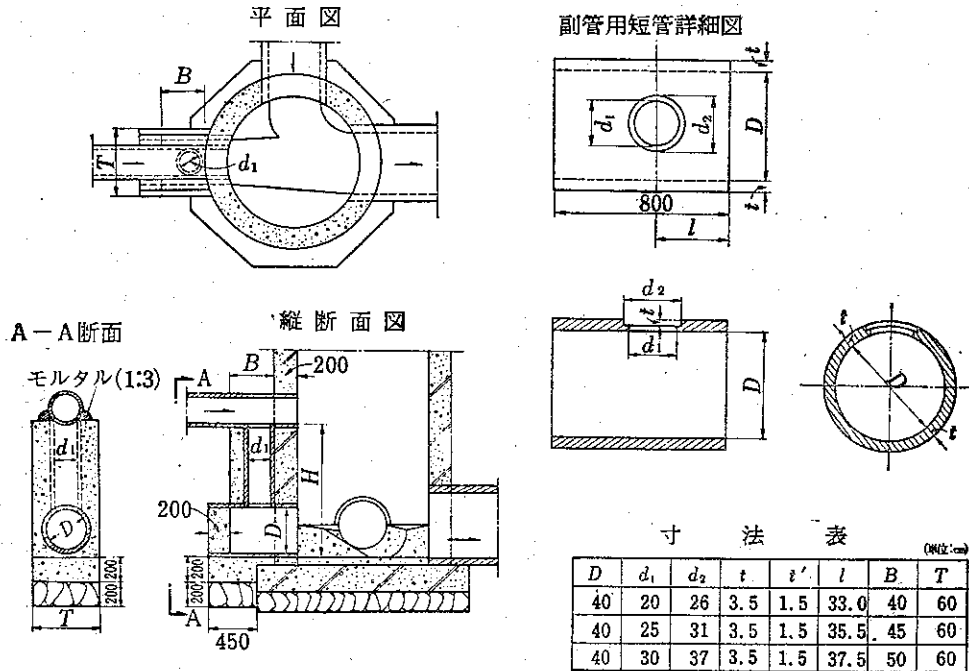
現場打ち管きょ用マンホール(内のり(法)D×120cm)構造標準図



副管付きマンホール構造標準図



副管付きマンホール構造参考図⁽³⁾



e、足掛金物は、ダクタイル鋳鉄制とし、本市の指定品を使用すること。
と。ノステップ30cm、巾30cmの間隔で交互に設けること。

(イ) ます

(a) ますの位置および配置

a、雨水ます

歩車道区分のある場合は、その境界の車道側とし、歩車道区分のない場合は道路と民有地の境界の道路内に設けること。なお、路面排水の雨水ますの間隔は3.0 m以内とする。又、宅地内雨水ますは、別に民有地内に設けること。

b、汚水ます

原則として官民境界より民地側1.5 m以内に設けること。

(b) 形状および構造

a、雨水ます

- ① 円形または角形のコンクリートまたは鉄筋コンクリートとする。
- ② 内径または内のりを30 cm～50 cmとし、深さは80～100 cm程度とする。
- ③ ふたは、鑄鉄制とする。
- ④ ますの底部には、深さ15 cm以上のどろだめを設けること。

雨水ますの形状別用途

呼び方	形状・寸法	用途
1号雨水ます	内径 50cm 円形	L形の場合に使用
2号雨水ます	内のり(法) 40×40cm 角形	L形上幅250～300mmのものに使用
3号雨水ます	内のり(法) 50×50cm 角形	L形上幅350mmのものに使用
4号雨水ます	内のり(法) 30×40cm 角形	内のり(法)300mmまでのU形等に使用
5号雨水ます	内のり(法) 45×45cm 角形	内のり(法)300mmを越え、450mmまでのU形等に使用

b、汚水ます

- ① 円形または角形のコンクリートまたは鉄筋コンクリートとする。
- ② 内径または内径のりを30～50cmとし、深さは70～100cm程度とする。
- ③ ふたは、鋳鉄または鉄筋コンクリート製の密閉ふたとする。
- ④ ますの底部には、インバートをつける。

汚水ますの形状別用途

呼 び 方	形 状・寸 法	用 途
1号汚水ます	内径 30cm 円形	取付け管内径150mm 深さ0.7m未満の場合に使用
2号汚水ます	内径 50cm 円形	取付け管内径150mm 深さ0.7m以上の場合に使用
3号汚水ます	内径 70cm 円形	取付け管内径200mm以上を使用するところに使用

(c) その他の排水施設

函梁、開梁

下水道本管は原則として管梁であるが、上下流の状況、もしくは用水路等の利用状況に応じて、函梁または開梁とすることができる。この場合の施設の構造については別途市と協議すること。

(d) 集中汚水処理施設

(a) 計画下水量ならびに水質

a、処理施設の計画下水量は、日平均汚水量を基準とするものとし、かつ日最大汚水量を勘案した一時貯留できる施設を設けること。

b、計画流入水質は次の基準によること。

BOD 200PPm

S S 300PPm

c、計画放流水質は次の基準によること。

BOD 20PPm以下

SS 70PPm以下

大腸菌群数3000個以下

(b) 管理者ならびにその義務

a、処理施設の維持管理は原則として、開発者において行なうこと。

b、処理施設管理者は毎月1回放流水を採取し、その水質を市長に報告すること。

(c) その他

上記以外のことについては、下水道法および下水道施設基準に従うこと。

(5) 添付図面及び工事写真

(1) 添付図面

(a) 申請時

- | | | |
|-------------|----|---------------------|
| a、排水区画割平面図 | 縮尺 | $1/300 \sim 1/2500$ |
| b、排水施設平面図 | 縮尺 | $1/300 \sim 1/2500$ |
| c、排水管布設平面図 | 縮尺 | $1/300$ |
| d、排水管布設縦断面図 | 縮尺 | 縦 $1/100$ 横 $1/300$ |
| e、排水管布設横断面図 | 縮尺 | $1/50 \sim 1/100$ |
| f、排水施設構造図 | 縮尺 | $1/30 \sim 1/50$ |
| g、流末水路構造図 | 縮尺 | $1/30 \sim 1/50$ |
| h、流量計算書 | | (別途指示) |

(b) 竣工時

a、下水道台帳の提出

① 調書 (別途指示)

② 図面 マイラー原図 (別途指示)

(c) 工事写真

(a) 着工前全景

(b) 工事中

a、管基礎工

b、管布設工

c、管保護工

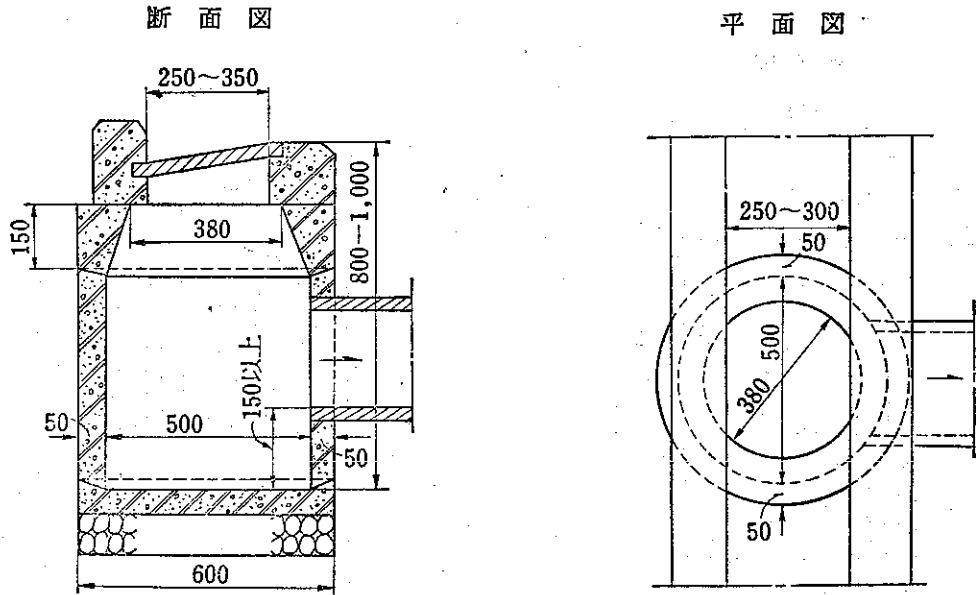
d、埋戻 転圧工

e、人孔築造工

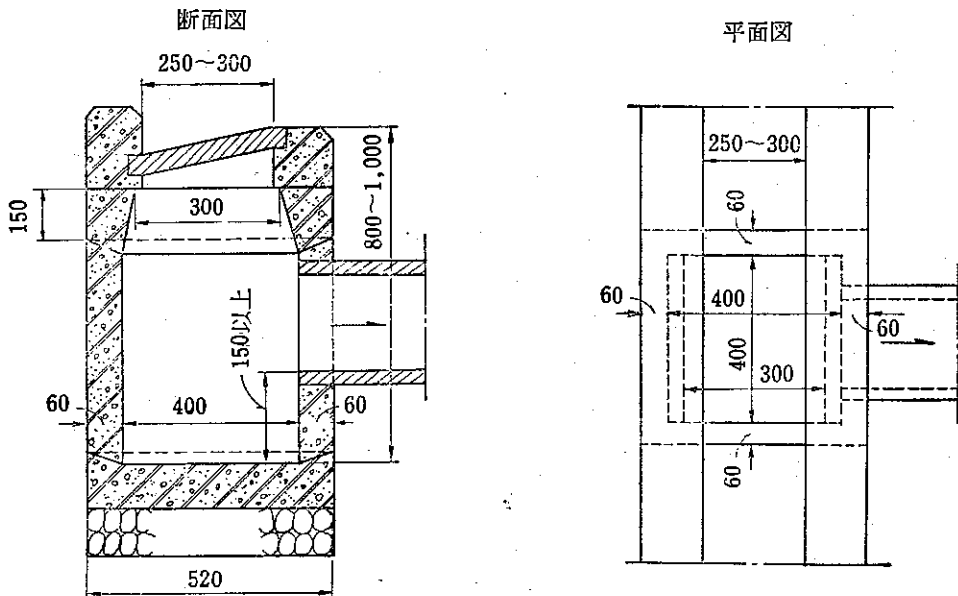
f、汚水ます及び雨水ます、取付け管の本管接続工

(c) 竣工後全景

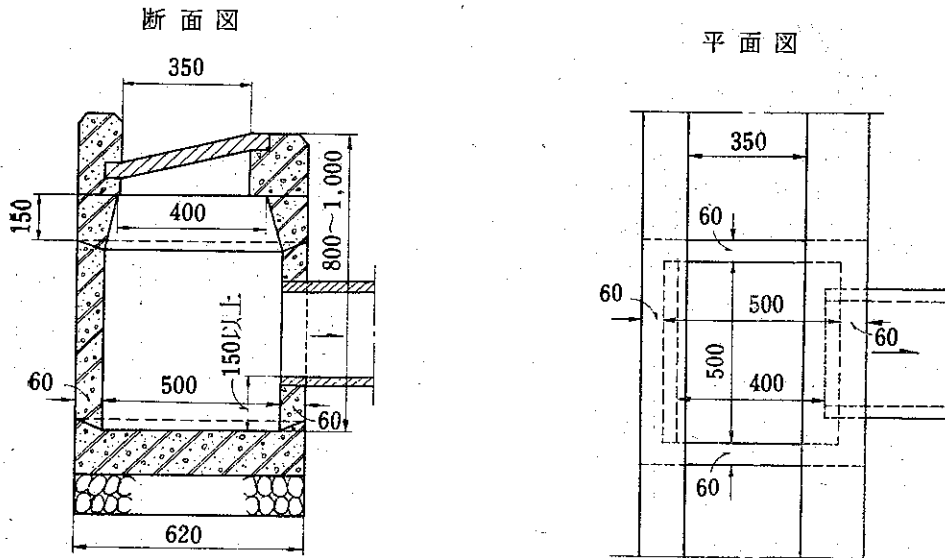
1号雨水ます(内径50cm)構造図



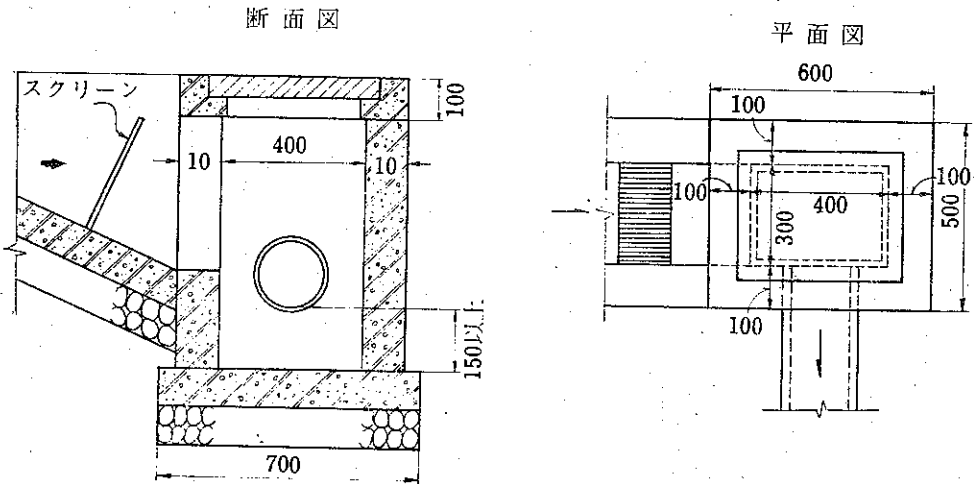
2号雨水ます〔内のり(法)40×40cm〕構造図



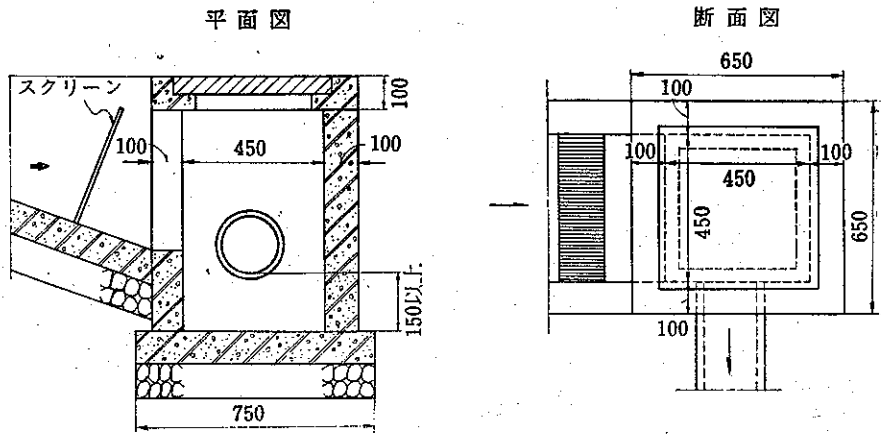
3号雨水ます〔内のり(法)50×50cm〕構造図



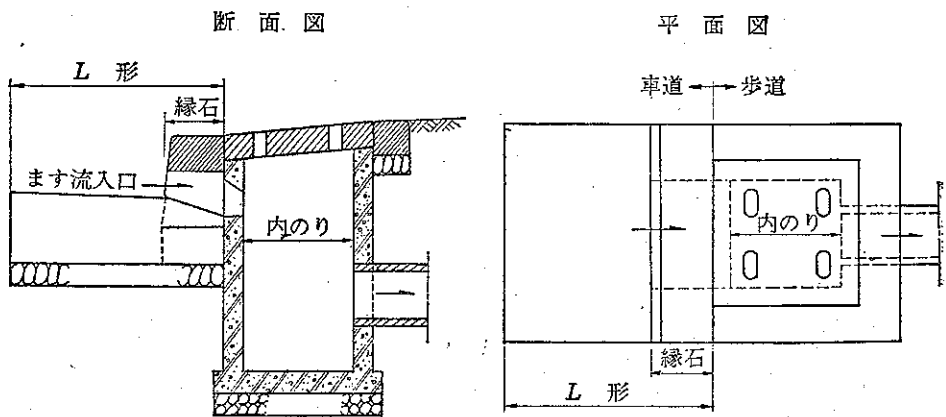
4号雨水ます〔内のり(法)30×40cm〕構造図



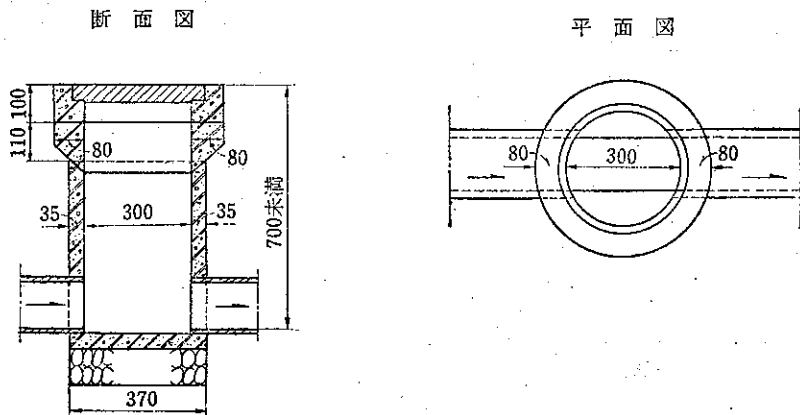
5号雨水ます(内のり(法)45×45cm)構造図



雨水ます参考図

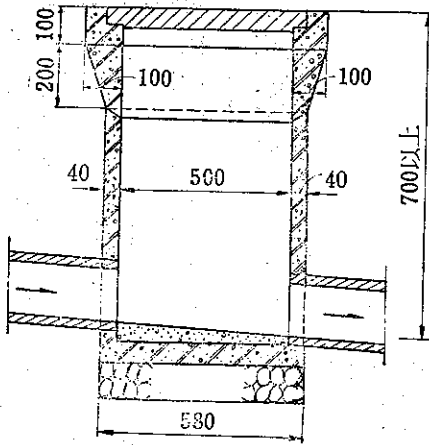


1号汚水ます(内径30cm)構造図

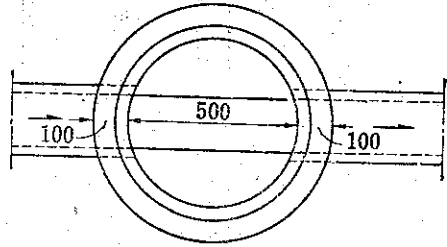


2号汚水ます(内径50cm)構造図

断面図

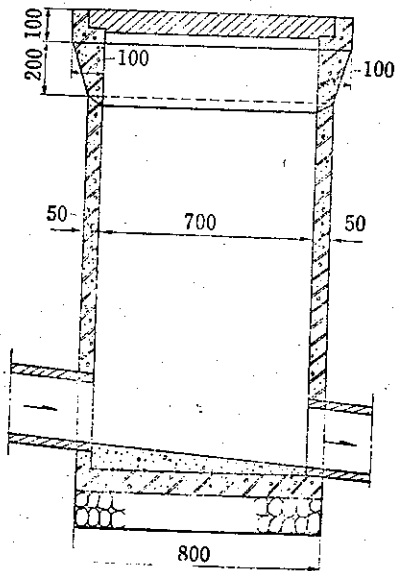


平面図

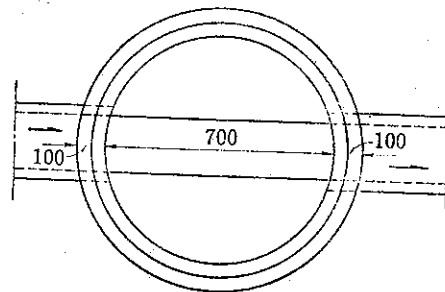


3号汚水ます(内径70cm)構造図

断面図

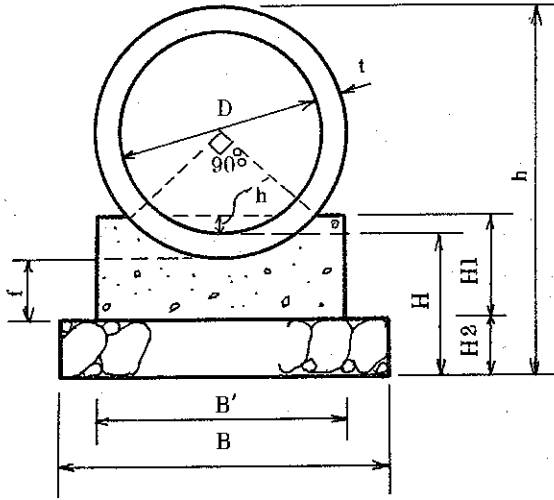


平面図



管梁布設工

① 基礎角度 90° の場合



$$H : H_2 + f + t$$

$$H_1 : f + t + h'$$

$$= f + 0.146 D + 0.293 t$$

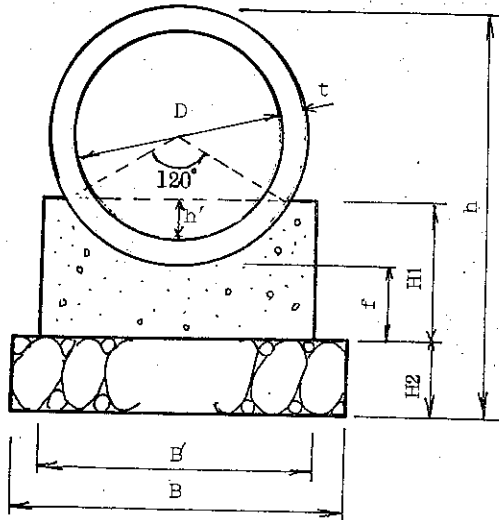
$$h' = D/2 - (D/2 + t) \sqrt{2}/2$$

寸法表

L : 1 本当り管長

D	t	H	H1	H2	f	B'	B	L	管種
200	27	227	137	100	100	300	400	2.00	管通管
250	28	228	145	100	100	350	450	"	
300	30	230	153	100	100	400	500	"	
350	32	232	161	100	100	450	550	"	
400	35	235	169	100	100	500	600	2.43	
450	38	238	177	100	100	550	650	"	
500	42	242	185	150	150	600	700	"	
600	50	250	202	150	150	700	800	"	
700	58	258	219	150	200	850	950	"	
800	66	266	236	150	200	950	1,050	"	
900	75	275	253	150	200	1,050	1,150	2.36	インロー管
1,000	82	282	270	150	200	1,200	1,300	"	
1,100	88	288	286	200	250	1,300	1,400	"	
1,200	95	295	293	200	250	1,400	1,500	"	
1,350	108	316	314	200	250	1,600	1,700	"	
1,500	112	312	302	200	250	1,750	1,850	"	
1,650	120	312	296	200	300	1,900	2,000	"	
1,800	127	317	295	200	300	2,100	2,200	"	

② 基礎角度120°の場合

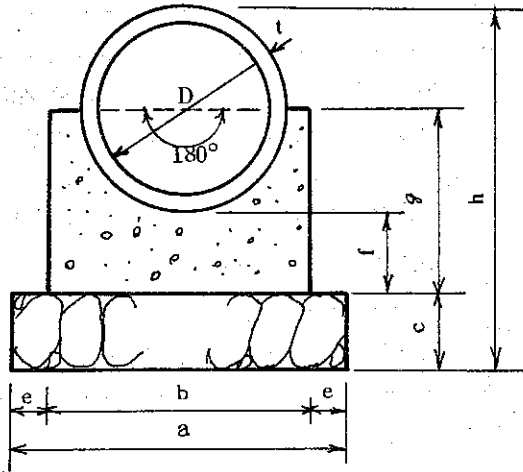


$$H_1 = f + t + \frac{1}{2} \left(\frac{h'}{2} + t \right)$$

寸法表

D	t	H ₁	H ₂	f	B	B'	h'	L
200	27	163	100	100	400	300	454	2.00
250	28	176	100	100	450	350	506	〃
300	30	190	100	100	550	450	560	〃
350	32	203	100	100	600	500	614	〃
400	35	217	100	100	650	550	670	2.43
450	38	231	100	100	700	600	726	〃
500	42	296	150	150	750	650	884	〃
600	50	325	150	150	900	800	1.000	〃
700	58	404	150	200	1.000	900	1.166	〃
800	66	433	150	200	1.150	1.050	1.282	〃
900	75	462	150	200	1.300	1.200	1.400	2.36
1.000	82	491	150	200	1.400	1.300	1.514	〃
1.100	88	569	200	250	1.500	1.400	1.726	〃
1.200	95	597	200	250	1.650	1.550	1.840	〃
1.350	103	639	200	250	1.850	1.750	2.006	〃
1.500	112	681	200	250	2.000	1.900	2.174	〃
1.650	120	772	200	300	2.300	2.100	2.390	〃
1.800	127	813	200	300	2.350	2.250	2.554	〃
2.000	145	872	200	300	2.600	2.500	2.790	〃

③ 基礎角度 180° の場合



寸法表

(単位 mm)

D	t	a	b	c	e	f	φ	h	L
200	27	500	400	100	50	100	230	450	2.00
300	30	600	500	100	50	100	230	560	"
350	32	650	550	100	50	100	310	614	"
400	35	700	600	100	50	100	340	670	2.43
450	38	750	650	100	50	100	360	726	"
500	42	850	750	150	50	150	440	884	"
600	50	1,000	900	150	50	150	500	1,000	"
700	58	1,100	1,000	150	50	200	610	1,166	"
800	66	1,300	1,200	150	50	200	670	1,282	"
900	75	1,450	1,350	150	50	200	730	1,400	2.36
1,000	82	1,550	1,450	150	50	200	780	1,514	"
1,100	88	1,700	1,600	200	50	250	890	1,726	"
1,200	95	1,850	1,750	200	50	250	950	1,840	"
1,350	103	2,000	1,900	200	50	250	1,030	2,006	"
1,500	112	2,200	2,100	200	50	250	1,110	2,170	"
1,650	120	2,450	2,350	200	50	300	1,250	2,390	"
1,800	127	2,600	2,500	200	50	300	1,330	2,554	"

5. 公園・緑地等に関する基準

(1) 開発区域周辺の公園、緑地等の位置を勘案し、有効な配置計画をすること。

なお、公園の標準規模は次表による。

種 別	面 積
幼 児 公 園	90 m ² ~ 1,000 m ² 未 満
児 童 公 園	1,000 m ² ~ 10,000 m ² 未 満
近 隣 公 園	10,000 m ² 以 上

(2) 公園の施設は次の表によるものとする。

公園の種類	
幼児公園 (チビッコ広場)	砂場、ブランコ、すべり台、シーソー、動物型遊具、ベンチ、園門、車止柵、照明灯、散水栓、植栽、くず入等
児童公園	上記施設以外に鉄棒、ジャングルジム、ラダー、石の山、プレイスカルプチャー、球止ネット（運動広場のある場合）等
近隣公園	上記施設以外に休憩所、野外卓、展望台、運動施設、手洗場、花壇等

(3) 公園の規模が1000m²以上の場合は、2ヶ所以上の出入口が配置されていること。

(4) 公園には雨水等を有効に排水するための適当な施設が設けられていること。

(5) 緑地には、休憩、観賞、散歩等住民の憩いの場所及び災害時の避災場所となる様な施設を設けなければならない。

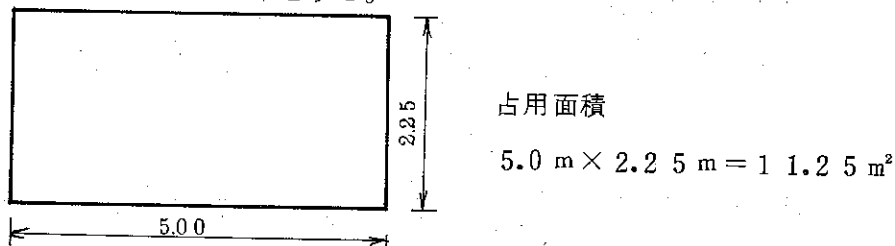
(6) 公園及び緑地で、その面積が90m²に満たないものについては負担金（一戸当たり30万円。）にかえることができる。

（負担金納入期日については、別紙、9公益施設設置基準(注)2による）

(7) その他詳細については、別途市と協議する事。

6. 駐車用地の設置基準

(1) 入居者の保有車両を小型車（道路運送車両法でいう）と想定し1台当りの占用面積は次図を基準とする。



(2) 駐車場を設置する場合は出入口は6m以上の道路に面しなければならない

い。

7. 消防水利施設の設置基準

消防水利施設等

消防水利施設等	消 火 栓	防 火 水 そ う
設置を用する 面積及び数	<p>1. 消火栓の数</p> <p>要綱第3条適用の開発に対し市街地にあたっては100m以内に1個以上、その他の地域にあつては120m以内毎に1個以上とする。</p> <p>2. 消火栓の規格</p> <p>消火栓は呼称65の口径を有するもので直径150mm以上の管に取付けられたものとする。</p>	<p>1. 水そうの数</p> <p>開発面積5ha以上、5ha毎又は端数を増す毎に1基を加えた数とする。</p> <p>2. 水そうの規格</p> <p>防火水そうは常時貯水量が40m³以上または取水可能水量が毎分1m³以上でかつ連続40分以上の給水能力を有するものとする。</p>

- (1) 上表により難しい特別の事情があるときは、消防水利の基準を定める告示（昭和39年12月10日消防庁告示第7号以下告示という）による他の指定水利利用の適否について消防本部と協議すること。
- (2) 設置する消防水利にはポンプ車が進入でき、若しくは高層（3階以上）の建築物には高層用ポンプ車が容易に接近し消火求助活動のできる道路又は空地の確保について消防本部と協議すること。
- (3) 屋外電気配線等は消防車操作に支障のある位置には設けないこと。
- (4) その他告示に定める基準による。

8. ため池補修(堤高15m以下)の設計基準

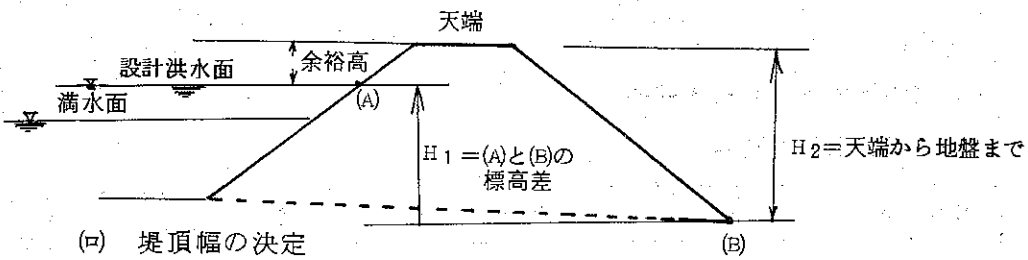
(1) 堤体断面の決め方

(イ) 余裕高の決定

低ダムの余裕高は次式により算出する。

$$\text{余裕高} = 0.05 H_1 + 1.0 \text{ (m)}$$

H_1 : 基礎地盤から計画最高水までの高さ (m)



(ロ) 堤頂幅の決定

低ダムの堤頂幅は次式により算出する。

$$\text{堤頂幅} = 0.2 H_2 + 2.0 \text{ (m)} > 3.0 \text{ (m)}$$

H_2 : 堤高 (m)

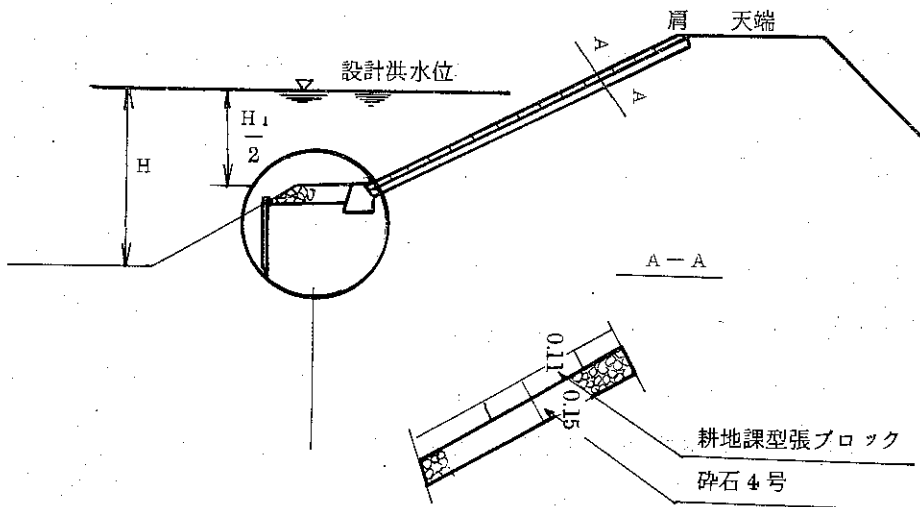
(ハ) 斜面勾配の決定

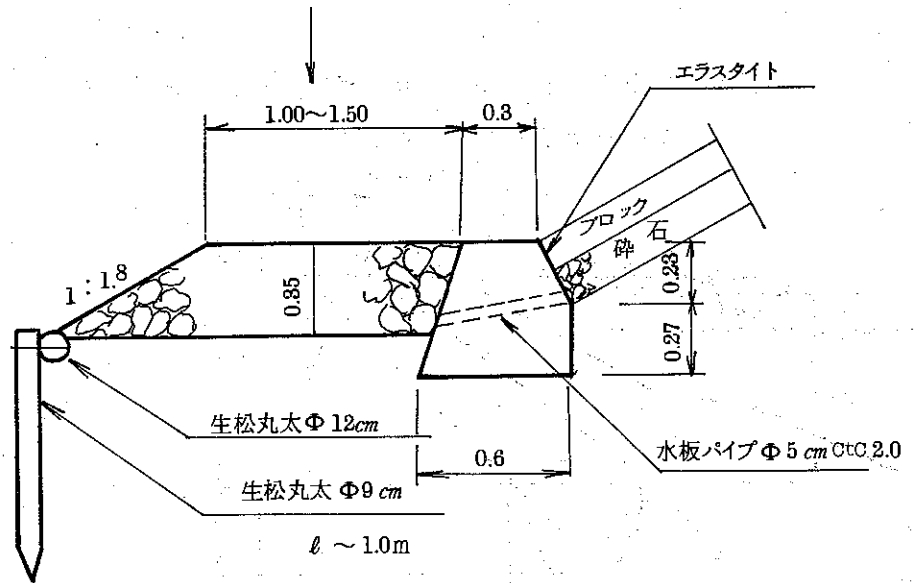
堤高 (m)	斜面勾配 (-割)		摘 要
	上流側	下流側	
3~6 未満	1.8~2.0	1.5~1.8	軟弱地盤上の低ダムでは、上下流とも、3.0割以上としさらに押え盛土を行う。
6~10 "	2.0~2.5	1.8~2.0	
10~15 "	2.2~3.0	2.0~2.2	

(ニ) 上流斜面の保護

低ダムの上流斜面防護工は、堤頂肩から $\frac{1}{2}$ 貯水位まで行くことを原則とし、防護工下端には小段を入れて洗堀、滑動を防止する。工法は次による。

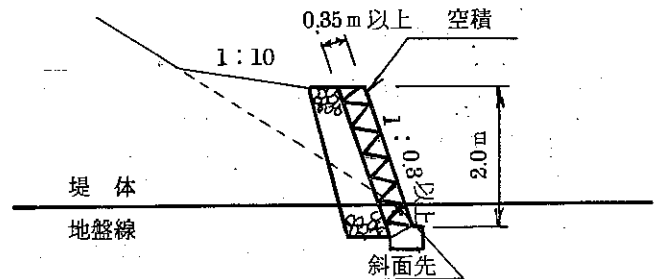
- 張ブロックは、 2 m^2 に 1 孔 $\Phi 3 \text{ cm}$ の水抜孔が必要。
- 隔壁を 15.15 mに 1ヶ所設ける。





(ハ) 下流斜面の保護

- ① 堤体の下流斜面には、芝草などの保護工をほどこし、風雨や霜柱による侵食から堤体を守らなければならない。
- ② 下流斜面先部分における土止擁壁、(石積又はブロック積、いずれも空積)の制限高は直高 2.0 m までとし表面の法勾配は、3分より急になってはならない。その位置については、下図のとおりである。

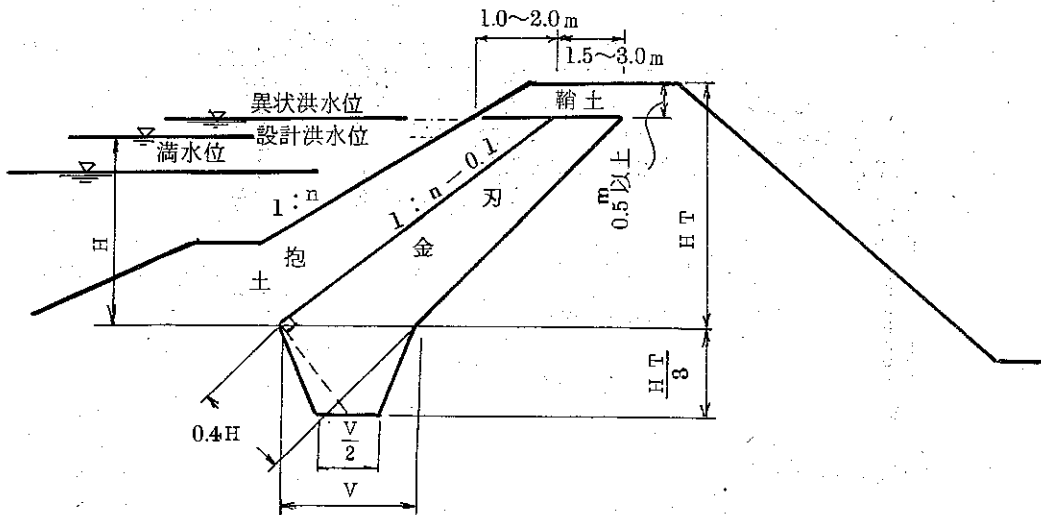


(ニ) 傾斜刃金断面の決定

- ① 刃金厚は設計洪水位における水圧の 40% とし最小水平巾は 1.5 m ~ 3.0 m とする。
- ② 刃金天端高は異状洪水面で堤頂より 0.5 m 以下とする。
- ③ 刃金の根掘巾、深さは地質調査により決定するが一般に堤高の $\frac{1}{3}$ 位が最大限であり底巾は上巾の $\frac{1}{2}$ 程度とする。

㊦刃金前面には1.0 m～2.0 m程度の抱土を施行する。

以上を図解すると次の通りである。



(2) 余水吐断面

(1) 計画基準雨量

計画降雨	観測機関名	大阪管区気象台観測所
	計画基準雨量	120.0 mm/hr
	計画根拠	農林省フィルダム設計基準による
		$\frac{1}{200}$ 年 100 mm \times 1.2 = 120.0 mm/hr

(㊦) 計画降水量 Q_1

$$\text{算式 } Q_1 = \frac{1}{3.6} \cdot f \cdot r \cdot A$$

f: 流出量 $\frac{\text{mm}}{\text{hr}}$
 r: 計画基準雨量 112.8
 A: 準水面積 (Km^2)

(㊦) 異常洪水量 Q_2

$$\text{算式 } Q_2 = Q_1 \times 1.2$$

上記により算出した異常洪水量を排水出来る断面とする。

(3) 取水設備

原則として斜樋とする。

(4) 防護柵の設置

内容については担当課と協議すること。

(5) 材料、品質管理、施行等については農林省フィルダム設計基準に準拠するものとする。

以上の点で詳細については、別途市と協議すること。

9. 公益施設設置基準

計画戸数	施設名	集会所	保育園	幼稚園	小学校	中学校
50戸未満		不要	市が当該開発区域の公益施設を考慮したうえ、支障がない場合は、一戸当り30万円の施設負担金に換える事ができる。			
50戸以上 100戸未満		施設の数				
100戸以上		規模については、別途市長と協議のうえ決定する				

(注)

- 1 集会所、保育園、幼稚園の維持管理については、市と協議のうえ決定する。
- 2 施設負担金の納入期日は、覚書交換後7日以内とする。

申請要領

都市計画法第32条・道路位置指定以外の開発事業

(事前協議必要図書)

1	事前協議申請書	(様式第1号)P 47
2	土地利用計画書	(様式第2号)P 49
3	公共・公益施設整備計画書	(様式第3号)P 50
4	排水放流願	(様式第4号)P 51
5	覚書	(様式第5号)P 53
6	工事完了届出書	(様式第6号)P 55
7	検査済証	(様式第7号)P 56
8	位置図	} 明示事項については 46ページを 参考のこと。 }	
9	現況図		
10	土地利用計画図		
11	排水施設計画平面図		
12	求積図		
13	地籍図		
14	その他必要とする図書		

事前協議申請添付図書

図面の名称	明示事項	縮尺
10. 位置図	1. 方位 2. 開発区域とその位置	1:2500 以上
11. 現況図	1. 方位 2. 開発区域境界線 3. 土地の地番、形状 4. 公共施設計画の位置と形状	1:500以上
12. 土地利用計画図	1. 方位 2. 開発区域の境界、公共施設（道路、公園・緑地、排水施設、水路等）の位置及び形状 3. 予定建築物の敷地の形状及び規模、予定建築物の用途 4. 公益施設の位置及び形状、駐車施設の形状位置	1:500以上
13. 排水施設計画平面図	1. 方位 2. 排水施設の位置、種類、材料、形状（内のり、径、勾配）流水方向、吐口の位置放流先の名称（区域外排水も含めその接続状況を明示） 3. 流末水路の経路及び断面	1:500以上
14. 求積図	1. 開発区域全体の求積図及び表 2. 各公共施設の求積及び表	1:500以上
15. 地籍図	1. 開発区域全体、該当ヶ所着色 2. 大阪法務局泉出張所備付の写	
16. その他	1. 造成計画平面図 2. 造成計画断面図 3. ガケ、擁壁の断面、構造図 4. 排水施設構造図 5. その他必要とする図書	

(様式第1号)

事前協議申請書

昭和 年 月 日

和泉市長

殿

申請者住所

氏名

㊟

電話

設計者住所

氏名

㊟

電話

和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例第3条の規定により関係図書を添付のうえ事前協議を申請します。

受付番号		受付年月日	
開発区域に含まれる地域の名称			
開発面積	戸数又は 区画数	構造 階数	
住宅種別	一戸建・低層集合住宅・高層住宅 (3F以上)	予定工期	
用途地域	宅造規制区域	内・外	地目
土地所有状況	自己所有地・借地		

課名	協 議 事 項	協 議 成 立 事 項
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>	
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>	
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>	
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>	
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>	
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>	
	<div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; height: 15px;"></div>	

上記、協議成立事項を遵守します。	代理者印		申請者印	
------------------	------	--	------	--

(様式第2号)

土地利用計画書

区 分		面 積	比 率
建築物敷地	一般宅地	㎡	%
	公益施設		
公共施設用地	道 路		
	公 園		
	緑 地		
	そ の 他		
そ の 他			
合 計			100%

(様式第4号)

排水放流願

水利組合長

殿

願人 住所
氏名
電話



記

1. 放流場所
2. 建築物の用途
3. 放流水質 雨水・家庭用雑排水・浄化槽汚水
4. 放流施設構造図 (別紙のとおり)
5. 建築物配置図 (戸数 戸)
(配置図は別紙のとおり)

上記のとおり放流致し度く、別紙図面を添えお願い申し上げます。

左記の放流願いについて、下記条件を附して同意します。

条件

昭和 年 月 日

水利組合長

住 所

氏 名

印

(様式第5号)

覚 書

和泉市長 池田忠雄(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)との間に

次のとおり覚書を交換する。

記

第1条 甲と乙の協議成立事項は、別添協議書のとおりとし、乙は責任をもってこれを履行しなければならない。

第2条 乙は和泉市宅地開発指導要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、公共・公益施設に係る負担金として総額 円
を甲に納付するものとする。

(1) 乙は、この覚書交換後7日以内に負担金を納付する。

第3条 甲は乙が開発行為を廃止したときは、乙の請求により既納の負担金を返還するものとする。

なお、返還金には利子を付さないものとする。

第4条 その他この覚書及び要綱に定めるもののほか必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

左記覚書交換の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

昭和 年 月 日

(甲) 和泉市府中町2丁目7番5号

和泉市長 池田 忠雄 印

(乙)

印

(様式第6号)

昭和 年 月 日

工 事 完 了 届 出 書

和泉市長

殿

住 所
事業者
氏 名

印

この度 開発行為にともなう公共、公益施設の設置工事が完了致しましたので、和泉市開発指導要綱第6条の規定に基づきお届けします。

記

1. 工事完了年月日 昭和 年 月 日
2. 開発区域に含まれる地域の名称

※ 受付番号	
※ 検査年月日	
※ 検査の結果	

申請代理者 住所 氏名		印
	TEL	番

添 付 図 書

- (1) 位置図 (2) 土地利用計画書 (3) 排水計画平面図 (4) 地番表、地籍図
(新、旧地番のあるときは新、旧対照表および新地番の土地登記簿謄本)

注 意

※ 印欄は記入しないこと

(様式第7号)

昭和 年 月 日

開発に関する工事の検査済証

殿

和泉市長



下記の開発行為に関する工事は、昭和 年 月 日検査の結果、和泉市宅地開発指導要綱の内容に適合していることを証明する。

記

1. 交付番号	昭和 年 月 日、和泉第 号
2. 開発区域に含まれる地域の名称	
3. 事業者の住所氏名	

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（山本俊兼君） ただいま御上程をいただきました議案第52号「和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本市域内の宅地開発行為につきましては、昭和49年4月1日から施行しております「和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例」によって、開発事業者に対し、法令に基づく手続を行う場合、事前に市長と十分協議をするよう定めた宅地開発指導要綱により行政指導を進めて現在に至っております。

しかしながら、昨今の宅地開発の動向は、開発規模がますます狭小化する一方で、いわゆるミニ開発が激増し、敷地の分割あるいは同一人による2戸または1戸という申請等の要綱逃れが多く、無計画な宅地開発となって住環境を悪化させており、その目的が果たせない状況にありますので、かねてより種々近隣都市、先進都市の状況と今日の本市の実情等を検討したところ、条例の目的をよりよく達成するため、今回の条例改正案を御提案申し上げた次第でございます。

内容につきましては、条例第2条の適用範囲が現在、「居住を主たる目的とし、かつ、その居住すべき人数が10人以上である宅地開発事業」で、「開発区域の面積が500平方メートル以上のもの及び同一の者又は同一の者と認められる者により既に開発の申請がされたものに接続して当該申請の日から2年以内に新規に開発の申請が行われる場合において、これらの開発面積の合計が500平方メートル以上となるもの」、また、「開発区域の面積が500平方メートルに満たないもののうち、当該開発により良好な生活環境を確保するため、関連公共施設等を整備する必要があると市長が認めるもの」、また「地上高が10メートル以上の建築物を建築するもの」となっておりますが、これらを改正案によりますと、(1)自ら居住する以外の目的で住宅を建築する場合、(2)宅地分譲を行う場合、(3)同一の者又は同一の者と認められるものにより既に開発の申請がされたものに接続して、2年以内に開発の申請がされるものに改めようとするものでございます。

次に、参考資料としてお手元に御配布しております、この条例改正案に基づく宅地開発指導面の要綱改正案の主な要点について御説明申し上げます。第1点は、適用範囲を条例改正案の第2条と同じく、(1)自ら居住する以外の目的で住宅を建築する場合、(2)宅地分譲を行う場合、(3)同一の者又は同一の者と認められるものにより既に開発の申請がされたものに接続して、2年以内に開発の申請がされるものに適用すること。

第2点といたしましては、敷地の規模でございますが、現在は都市計画決定されております

計画街路大阪岸和田南海線を境いに用途地域を考えないで、北部地区では、独立低層住宅すなわち1、2階建ては90平米以上、南部におきましては120平米以上、また連棟式住宅の1、2階建てのものは、北部では80平米以上、南部では90平米以上、3階建てにあつては、北部70平米以上、南部80平米以上となっておりますが、開発面積1ヘクタール未満のものは、第1種住居専用地域の1戸建て住宅の敷地規模の最低を150平米に、低層集合住宅は百平米に、その他の区域では、最低で1戸建て住宅は75平米に、低層集合住宅は60平米。また1ヘクタール以上5ヘクタール未満にありましては、第1種住居専用地域内では、1戸建て住宅160平米、低層集合住宅は110平米に、その他の区域では、1戸建て住宅は100平米に、低層集合住宅は80平米に、5ヘクタール以上の宅地開発につきましては、周辺を考慮して別途協議するように改めて考えておる次第でございます。

第3点といたしましては、公益公共用地に関する事で、現行は、公益用地低層住宅の場合1戸につき3平米、公共用地として、1,000戸以下の規模につきましては、1戸につき中学校用地6平米、小学校用地10平米、幼稚園1平米、また公園、緑地は、1ヘクタール未満は5%と定めており、1戸の敷地が仮に200平米と計算した場合10平米となりまして、公益公共用地は合計で30平米となり、これを負担金をもってかえるときの積算方法は、その開発地域の近傍、国土庁公示の地価を乗じて行うことで、平均1戸で8.0万円から12.0万円になっておりますが、最近の本市の実態は、公園、緑地の1人平均の面積が1.76平米であり、平均家族3.5人を掛けて見ると、公園、緑地は1戸で6平米になるわけでございます。また、保育園用地の園児1人当たりの平均の実態は16平米、幼稚園用地は1名で10平米、小学校児童1人で17平米、中学校用地で生徒1人31平米となっており、これに和泉市全人口に対する発生率、保育園2%、幼稚園1%、小学校11%、中学校5%を乗じて積算いたしますと、公益公共用地合計で1戸当たり約10平米を要することになります。これを負担金をもってかえる場合、用地価格を国土庁公示の和泉市内21カ所の平均が1平米当たり約4万9000円でありますので、これを乗ずると約49万円となり、これに建物の建築費として、児童生徒1人当たり建物面積平均が現在、保育園で7平米、幼稚園で4平米、小学校で5平米、中学校7平米であります。建築平均単価が、1平米当たりで保育園につきましては12万円、幼稚園10万円、小学校につきましても10万円、小学校につきましても10万円でありますのでこれをそれぞれの発生率で計算しますと約11万円となり、これを加算して計算いたしますと、開発負担金は、1戸当たり50戸未満の開発の場合60万円の負担金となるわけでございまして、このように改正をいたしたく考えるものでございます。

なお、これ以外の公共公益施設として、道路、用排水施設等市長が必要と認めるものにつ

きましては、開発者において当然設置することとしております。

また、条例改正案あるいは要綱改正案の適用範囲といたしまして、自己の居住の用に供するという判断基準につきましては、住宅建築を行うときの申請書に、特に市民税納税証明書及びその土地が自己のものであることが明らかな登記簿謄本を添付することとし、借地の場合は、土地所有者の承諾書及び賃借契約書をつけていただくとともに、自己用である旨を明らかにした誓約書を添付することにして、これらの資料を参考に自己用か自己用でないか十分検討の上判断するようにしたいと考えております。

なおまた、要綱でこれまで明文化していなかった用語の意義を定義といたしまして第2条に規定し、細部につきましては、若干字句の校正あるいは条文の配列等の変更を行うこととするものでございます。

最後になりましたが、本条例は、公布の日から施行し、同日以後の申請に係る開発について適用し、同日前の申請に係る開発については、なお、従前の例によることとしております。

以上簡単でございますが、議案第52号「和泉市宅地開発地域の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例の一部を改正する条例制定について」の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 21番（直村静二君） この中で罰則の規定はどのようにやっていくのか。

それから、20条にある隣人に迷惑を及ぼさないという点についての対策を講ずるとともに、損害を与えた場合、自己の負担において補償しなければならない、この点については、民法上の規定なのか、行政指導上のお願いなのか、この辺も明らかにしていただきたい。

それから条例とあわせての指導要綱、現在の要綱でいかにほどの負担金の収入があったか、これをひとつお答え願いたい。

さらに、これは前よりもからり厳しくなってるが、当議員団も前から言っておりましたので手おくれの感がありますが、こういう問題については、これが完璧であるというふうには考えられない。実際に適用した場合、一定の矛盾が起こると想定されるときには、また、議会に諮って相談する、あたりまえのことですが、その辺の見通しについてお答え願いたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） 御説明申し上げます。

罰則的な規定は、現在の条例、今回の改正案の中でも、要綱の中でも、それは明文化いたしておりません。ただ、現在の条例の第4条でございますが、「この条例に違反した宅地開発行為に関し、市長は、便宜の供与をしない」という項目がありまして、具体的はこれらが守られ

ない場合の罰則規定はうたってございません。

ただ、先ほども提案理由で申し上げましたように、非常に住環境が損なわれるというか、われわれといたしましては、よりよき町づくりを進めてまいりたいという願いを込めて、現在の10人以上、3戸以上ということでは実際に守られていない、これらを何とか和泉市のよき町づくりに寄与願えるように、これまで以上に行政指導を強くしていきたい、こういうことを考えているところでございます。

それから、20条の安全対策及び損害補償という点でございしますが、そのときの状況にもよるわけですが、ここで意識的に考えておりますのは、もちろん個人のミニ開発も当然該当するわけですが、特に比較的中規模というか、そういった住宅建設についても、いろいろな問題がございします。たとえばため池の周辺で開発されるとかの問題、当然、防護さく的なものも使用していく、それから、工事中の事故の損害の補償も、それらの業者が責任をもつべきだという考え方を持っておるわけでございます。その意味での20条の関係でございします。

それから、3点目のこれまでの実績についてですが、52年度実績によりますと、件数で3件で4戸、それ以外のこれは公的な団体ですが、府警の三木の宿舍建設が1件として22戸、それ以外に、収入の時期が53年度になっておりますが、東急石尾山宅地分譲関係におきまして1件として47戸、2,850万円といった52年度の実績でございします。

それから、この開発指導要綱等につきまして、実態に即さない事態が起きた場合どうするかという御質問でございします。先ほども申し上げましたように、現在の条例、要綱にしても、49年に初めて制定されたもので、以後、いろいろと当時と最近の実態が変化しつつあるという観点から、議会に御審議をお願い申し上げるところでございします。さらに、いろいろな社会情勢の変化等があった場合、当然、議会の方々にも御相談申し上げ、ある面での変更、改正も必要であるとわれわれは考えております。

○ 21番(直村静二君) 世の中の情勢はどんな状態になるかわ予測できない。負担金のいままでの実績を見ても、かなり建ってるが全然規則がない野放し、今度、ミニ開発の規制をするということですが、先ほど言った罰則の件、水道とか住民登録はあかん。印鑑証明はだめとか、利便を与えない。もう少し簡単に言えば、どうすれば、利便を与えない中でよく効き目があるか、これを聞きたい。

それから、第3者に迷惑を及ぼさないというのは、少なくとも、周辺から苦情があった場合行政当局として聞く。さらに住民の声としては、何らかの同意書的なものがほしいということがある。住民が迷惑を受けて、言いに行っても聞かない。話し合い、話し合いでどこで結着をつけるか。話し合いの義務がないと業者が言った場合、第三者の同意書が要るということ、扱

い方でいろいろありますが、その点と、水利とか排水の問題があります。先般来、上町の住宅関係の行政指導で、最初の水路の向きが東側にいったが、業者はそれまでにどっかに金を渡してあって吐き出さないかんとという問題があった。第三者に迷惑を及ぼすという点についての行政指導の基本、住民の同意が要る、どうしても要るんだというやつは、具体的に第三者の同意書が要るのではないか。そうしないと、このけつを市へ持ってこられた場合、非常に困るのではないか。業者も市や、市やとなるとね。この点の見解、どうですか。

- 建設部長（山本俊兼君） 周辺住民に対する迷惑並びに周辺住民の方々の同意書という問題ですが、具体的には、特に用排水路の関係がかなりあります。これにつきましては、改正案の指導要綱の第10条で「水利団体及び関係諸団体等の同意を得るとともに必要事項について市長と協議のうえ施行しなければならない」とうたっております。実務的には、特にそういった排水について問題がございますので、そういったところに力点を置いて、われわれも周辺住民の迷惑のかからんように指導をやってまいりたい、このように考えております。
- 21番（直村静二君） 関係住民の代表の同意が要るとか、関係者というのはあいまいです。周辺住民は市へ苦情を言いにくるだけです。きついとこやったら聞くが、ゆるいとこやったら聞かない、結局、金を取るのが目的やなく、良好な環境づくりのために必要だということが基本です。これで市が金もうけするわけではない。その点では、やはり一定の規模の場合、用排水路には住民の同意が要るといふ、他人に迷惑を及ぼすことになるので、その点はっきりしとかんと、市へすべて苦情くるばかりでお手上げ、市民の苦情も多くなりませんかという私の心配です。この点は特にもう一遍配慮して、指導要綱ですから、議会を通さないかんとということはないので、もう少し考慮して考えてください。

○ 議長（柳頼美樹君） 他に。

- 8番（成田秀益君） この問題については、どこの市でも往生してるようです。俗に言うミニ開発でやってるんですが、私ら素人でわかりませんが、ちょくちょく目につくところによりますと、現実のいわゆる確認申請をするときの建蔽率の問題、これがどう見ても四分六になってない気がする。あれなんかは、市が事務委託でやってるんだから、許可権限は府にある。こういうのが次々と出てくると、市としては非常にスプロール現象で困ると思うんです。結局、後でこんな協力金ですか、そんなどころの騒ぎではないと思うんです。

たとえば、メインの広い道路からたんぼ1枚か2枚入ったところに私道引張って、奥の方の安いところを買う、そして5、6軒建てる。そういう事例を私は知ってるんです、突き当たり道でね。買う人が市に対してこんな突き当たり道みたいなのと…、となってくると思うんです。市民となればね。消防なんかも、開発の方では相談してやってるとは思うんですが、こういう

スプロール現象が次々と起こっては、市の発展というのは人口増が原動力ではないと思うんです。基本的にこういう問題について、市長さんはどういう考え方を持っておられるか。市の発展とか市民の幸せは、人口増だという考え方がなきにしもあらず、ここではなくてよそで聞きました。私は、もっとほかにやり方があると思います。このミニ開発なんてものは、市民の幸せの足を引張ってるんじゃないかという感じがいたしますので、市長の見解を一遍聞かせていただきたいと思うんです。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 成田議員さんの御質問にお答え申し上げたいと存じます。

基本的には、私も人口がふえることのみが市の発展ではないということは存じております。ただ、憂うべきは、広大な面積を持つ本市の性格上、いろんな開発が行われてまいっております。その中でとりわけ、そういう理念の中で乱開発が行われた場合、良好な町づくりを阻害していき、おっしゃるスプロール現象が起きてくるという考え方で、何とか規制しなければならぬというのが、昭和49年制定された本条例と宅地開発指導要綱だったと思います。

そういう経過でその後、こうした指導要綱が十二分に動力を発揮しておらない現象が多々出ております。この実態に即して何とか強力に行政指導をしなければならぬという気持ちが、今回の議会でもいろいろ御指摘をいただいておりますし、市民さんから御意見も寄せられております。こうした中で、今回の条例あるいは要綱の改正を種々検討してまいり、きょう上程させていただいたゆえんでございます。

したがって、基本的な考え方というお尋ねにつきましては、私も良好な町づくりを進める上で人口の増加のみが市の発展ではないということはわかりますが、良好な町づくりを進める上に立って、秩序ある開発が実施されなければならない。そのために市として広大な面積を持ってるわけでございますので、いわゆるミニ開発的なものよりは、大きな視野に立って、和泉市の総合基本構想に基づく開発については、いろいろ国、府と協議の中で進めてまいらなければならない。ミニ開発に対しては、この改正要綱で何とかいままでの不備を補い、行政指導を強化して、少しでも良好な町づくりに資せられるような体制をとらせていただきたい、こういうふう存じております。

○ 8番（成田秀益君） 方針としては、私もそれを望むところであります。この指導要綱にももちろんあるんですが、実際問題として、ミニ開発をやっている業者さんのやり方は、土地を買って分筆し、今度は旧地主さんの名前で建ててやっけるケースが非常に多い。これなんかは、技術的に確認申請を途中で変更してるのかどうか、あの辺が私もよくわからないんです。

それと、確認申請して建てて、見に来て、そして、後で継ぎ足すというやり方をしておるん

よ」ということですが最終段階では、常に許可を下げているのが実態です。

そうすると、これは正直にやるよりも、開発許可を取らずして全部不法建築でやる方がましやとなってくるわけです。不法建築というのは近所からも反対され、いろいろとそういう実例が幾つかあるわけです。ところが最終段階では許可を下げてもうてるのが実態ということでこれでいいのかどうか。いままでのことはいたし方ないとしても、今後、こうして指導要綱を改正されて、そして、町づくりにひとつ精進していこうという中で、これからもそういうことが続いていくなれば、私は、こんなものは必要ないと思う。

先ほど成田議員さんも言われるように、建蔽率の問題等々にしても、申請が出てくる時点では、ちゃんと60%に合っている。ところができ上がってしまうと、建蔽率が足らんという問題もある。これらは不法建築とはちょっと言いがたい。実際的には許可を受けて合法的にやっていると相手の業者は考えてる。現在は、通り一遍で常識になっている。

そこで、それもさることながら、今後、われわれが一番懸念するのは不法建築です。そういうやつについて、市の方では、「われわれは反対やけれど府が許可をおろす」とか、いろいろ市と府の責任のなすり合いのようななかに聞き受けるんです。いままでのことはいたし方ないとしても、今後これをどう対処していくのか、今後の課題やと思うんです。

そこではっきりやっというもらわんと、またそろ、こういうことが続いていくと非常に困る。その点農業委員会の事務局あたりにはいろいろやかましく注意している関係上大抵責任のあるのが全部現調査して、そういうことを未然に防ぐための協力は惜しまずやってるんですけど、悲しいかな、農業委員会にはそんな建築の許可権限がございません。少なくとも、ちゃんと決められた建設部の方でやってもらう以外にはないんです。今後、そういう不法建築についてどう対処していくのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） 坂上議員さんの御質問は、特にあってはならぬ不法建築についてでございます。52年度の実績を見ますと、確認申請件数が1,089件という数に上っております。この問題につきましては、かねがねわれわれも危惧しておりまして、過日来、本市の状況等も勘案いたしましたところ、農業委員会事務局の御協力も得て、連携を密にしていくのも必要ではないか。それと、不法建築であるという住民の方々からの通報、また、われわれ自身がそれをキャッチした場合、率先して開発者に対して注意を促し、正当な手続をとってもらうということを強力に指導してまいりたい、このように考えてるわけでございます。

このためには大阪府の建築指導課の方々これまで以上の深い認識を持っていただかなければならないということで、過日、私、建築指導課の課長を初め担当者とも、この問題でいろいろ

ろ話し合いをしておるわけでございます。そういう不法建築が和泉市からなくなるよう、われわれも十分今後取り組んでまいりたい、このように考えております。

- 28番(坂上國治君) これはほんまに簡単な部長の答弁ですけど、現在まで何件か私も知ってるんですので、もう少し親切にやってほしいと思うんです。この件についてはこうやから、と 私は何回も注意してるんです。その中では、絶対に許可はおろしません、ということ。ところが、何日かたってる間にほかから聞く、「あんた、許可がおりてる」と。「そんなことはない。下がってない」、私が開発に行って確かめたことを信用している。そして、「許可はおりてませんよ」、「いや、おりてるんや」ということで、調べたら結局おりてるんです。

それを未然に防ぐためにわれわれは注意している。その人間が何回か行って話してるにもかかわらず、この本人に連絡もなく、勝手に許可をおろしてる現状です。私もそんなに見に戻ってるんじゃないから、いろいろの情報が入るので注意しているんです。それをつんばさじきに置いて知らん間に許可してしまう。親切心があれば、こうこうしかじか、あんたから注意は受けておりましたけれども、許可せんならん状態や、と言うてくれたら、私がそこまで行って恥かく必要はない。そういうことが現在まで何回かあった。それを今後どうしていくか。建ったのでいたし方ないという考え方でいくのか、あるいはそれを府に連絡してパトロールで取り締まるようにするのかです。

いままでの悪質な連中はまだ続けると思うんです。それやったら世話ない。申請にこんでもよろしい。黙って建てた方が、建蔽率が足らなくても、道が狭くても、でき上がったんやからいらいたし方ないと認めるんやったら、そんなものは要らんわけです。そこらあたり、部長、はっきりと今後はどうあろうとも、不法建築は絶対ないということにしておいてもらわんと頼りないことではちょっと引き下がれんことになるので、不法建築については、いかにどうあろうともこういうふう処理していきます、ということだけ聞かせていただけるかどうかわかりませんが、そういう答弁をしてほしいと思います。

- 建設部長(山本俊兼君) いろいろ御迷惑をかけまして申しわけないと思います。ただいまの坂上議員さんのお話の内容も私、以前から熟知いたしておるわけでございます。したがって、まず、不法建築が起こらない措置も大切で、それと、そういう不法建築される方々への対応の仕方につきましては、当然、大阪府の建築指導主事が権限を持っておりますパトロール、また、われわれとしても、住民の方々からの通報とか、われわれがそういうものをキャッチした場合、即刻関係者とも話し合いしていろいろ指導、注意も促し、その上でなおかつ市行政の中で及ばないものがあれば、これは大阪府にも即刻通報を入れ、処置しても

らうという考え方を持ってるわけでございます。これまでは、実はその辺が少し欠けていたんではないかということも私自身、痛感しておりますので、今後はそういうことのないよう、先ほど市長もおっしゃいましたように、よき町づくりを目指して皆様方にも御協力をお願いしていくという基本線で進んでまいりたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 27番（竹下義章君） 簡単にお聞きしたい。

一応、先ほど数字を言われたと思いますが、ちょっと聞き漏らしましたが、52年度の建築許可申請が出て負担金を取ったのは別として、負担金を取らない件数が何件許可されたか。53年の4月から8月末なら8月末までで結構ですが、この間にどれぐらいの件数が許可されてるか、お聞かせください。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） 52年度の建築確認申請は1,039件あります。そのうち宅地開発指導要綱による負担金にかえて納入願ったものが8件で4戸、また、公的団体によるものが1件で2戸、それから、53年度の会計年度になって納入されたものが1件で4戸、こういう状況でございます。

それから、53年の確認申請の状況ですが、8月末で474件、開発指導要綱に基いて負担金にかえたものの実績が268万5,200円ということに相なっておる次第でございます。

○ 27番（竹下義章君） なぜこれを聞くかと申しますと、和泉市では大体80軒から90軒が毎月建ってる計算になりますね。これは何ら負担金が入っておらない、いまの指導要綱の中でね。どこに欠点があったかということは、先ほども言われておりましたが、3軒以上の場合、非常に負担金が入らなかったということで今回、改正したということですが、私が申し上げたのは、3軒であろうと、いま出てる要綱であろうと、同じことだと思うんです。

なぜかということは、恐らく理事者の皆さんも若干知っておられると思いますが、私は委員会でも、また個人的にも、いろいろ3役の方にも申し上げましたのは、いま、宅地のミニ開発してる人のやり方は、いろいろ品物を売るように、設計をつくって展示する。その展示を見て「私はこれを買いましょう」と契約し、すべて完了して市の方に建築許可申請を出してくるわけです。自分のものとして出すんです。だから、3軒以上もひっかからない。

この条例の第2条(1)では、自分が入る家についてはひっかからないということです。それ以外は取りますということです。これでもひっかからんわけです。だから極端に言いますと、どこの家でも1軒何ほでいく以外にとめる方法がないということは、いままで言うてきたと思う。

こういうことをされて非常に困るのは公共施設、学校、幼稚園もどんどん建てていかないかん。昨年、1,390件あったということですが、1件10万取っても1億3,900万円、これは市の金として入ってくる。いま言われたのは60万円、このように金額が上がれば上がるほど無用するんです。恐らく開発が調べに行くんでしようが、あれだけの人員でそういうもぐってくるやつをどうひっかけていけるかに問題がある。いままでほとんど、90%ほどはひっかけてないでしょう。本当に自分が建てた家は1割あるかないか、ほとんどは、そういう商売とする業者がやっておる建物であると言っても過言ではないと思います。このままいくとすれば私のいま言った問題をどうするんですか。

- 建設部長（山本俊兼君） 自己用か否かの判断は非常にむずかしく、また、これらの改正をしても所期の目的を果たせないのではないかという御心配をいただいておりますが、われわれといたしましても、先ほど市長から申されましたように、何とか和泉市の良好な町づくりを目標に、より強力な行政指導をもって対応してまいるということを思ってるわけでございます。現実、先ほどのいろんな参考資料だけではなく、確認申請書には図面等いろんな書類がつくわけです。1つの参考資料と兼ね合わせてその設計内容を見れば、十分われわれも把握できるという点は実はあるわけでございます。

その点で、実はこれまでのような十人以上、500平米以上とかになりますと、言葉は悪いですが、巧妙な形で出てくるわけで、今回、特に自己用の家であぬという以外のものは全部乗ってもらおうということは、それらの判断資料、図面等の添付等、それから現地の状況、それらをつぶさに見て強力に行政指導をやってまいりたい。こういうふうに考えてるところでございます。

- 27番（竹下義章君） 非常に大事なことですからあえて申し上げますが、いままでもそういう答弁やったんです。いままでの指導要綱の中でも、ぜひそういうことをやっていきたいということだったが、1件もひっかけてない。ひっかけてるのは、大手が来て10軒長屋建てるとか、これは規定にはまってるのでかかります。

ところが、何々建設とか、旗あげて2、30軒建てても全然ひっかけてないでしょう。だから嚴重にやっていくというのは結構です。やらないかんのです。私が申し上げたように、自分の家だと、買って登記し全部済ませる、土地から全部ね。そして、市の方に建築許可申請出してくる。そういうやり方できてるからひっかけられてないのです。そうされると、ひっかける手がないやろうということ。これでいってもね。

- 建設部長（山本俊兼君） 竹下議員さんのお話は、建築物ができ、ちゃんと名義も整備して市の方に出てくるということですが、われわれといたしましては、建築確認の段階でこの辺の

指導を強力にやっていきたいということです。

- 27番(竹下義章君) 違う。私の言ってるのは、でき上がってからではないんです。建てる前に展示して、これを買うとなると、あんたの名前で登記も確認申請も出しましょう、とくるから、8軒以上でも1.0軒でもひっかけられずにきたのが現実だというんです。

まして今度、60万円となると、金額が上がれば上がるほど巧妙にやってきます。だから、最初からわが家だということですからすべての書類を整えてきた場合、これは建て売りやな、と思うても実際は私が買うんやから私の家や、とくる。この場合どうしてひっかけていくのかと言ってる。

- 建設部長(山本俊兼君) これまでは「宅地分譲」という表現が実はなかったわけですが、今回、第3条2)で「宅地分譲」という表現で1項目設けていく。それから、現実的な話になろうかと思いますが、現地の状況、提出された書類、この辺において、われわれが建て売りであると判断した場合、これまで以上に相当強力に行政指導していく。これは私自身の考え方でございますが、そういったことが明白である場合、確認申請そのものについても、大阪府に経路を保留していくという強い態度、そのことによっていろんな業者側の言い分等もあると思いますが、一応、和泉市の行彼指導に乗っていただくということで、ある面では、受けて立っていかないかんということもあるかと思えます。

- 27番(竹下義章君) そういうふうなことができますか。私の家やと買うてるわけです。建ててもらっただけのことです。そういう申請の出し方をしてきているわふです。これからもしてきますわな。

- 参与(林徳次君) 再度のお尋ねでございますので、私から御説明申し上げます。

御指箇の細かい点は、新しく規制が加わりますれば、それにかわる相手ももぐってくる方法は必ず出てまいります。これらの苦い経験と、現行要綱の中で持っていなかった「宅地分譲」という新しい項目を設けましたが、宅地分譲を的確に、一筆残さずにキャッチする方法は、現行制度ではございません。

ただ、御指箇のように、宅地分譲をA、B、Cと展示されて個人分譲をやりましても、何年かたってお建てになる場合は別ですが、恐らく販売契約した直後に確認申請が出てまいることは100%だと思います。その中でさかのぼって、まだ業者は建築行為以前でございますので、建築業者、いわゆる施主を呼び宅地分譲を行った事実、いまから建築確認を出そうという事前の時期に、いま部長が申し上げております措置を強硬にもっていくことによってある程度、

100%とは申し上げられませんが、規制の効果がいままで以上に上がるんじゃないかと、具体的には考えられるのであります。

さらに、みずから居住するということを振りかざしての主張がある場合には、購入者を説得する以外には方法がないわけでございます。

もう一つ、現在、大体500平米以上の現行指導要綱の規制にかかる分ですら守られておりませんので、たとえばこれ以下の200平米程度でもかけるぞという強い意欲を持っておりますものの、現行の法律そのものが1,000平米でございますので、基本的には弱さがあると知りつつも、市長申し上げましたように、あえて良好な環境保全のために、現課は強い意欲を持っておりますので、その辺をおくみ取りいただきまして、具体的な運用につきましては御指導、御助言を賜りまして、われわれは緻密にやってまいりたいという立場で意欲を持っておりますので、よろしく願いいたします。

- 27番(竹下義章君) 最後に、市長の決意を聞いておきましょう。

こんなものが出てくること自体遅いのです。何年も早く出しておれば、これだけ和泉市が苦しまなくてもよいのです。当然入ってくる金によって公共施設はやっていける。そこで、金額的にやはり問題がある。金額が高ければ高いほど悪用してくる。わずか30万円ぐらいやったら、市のためにまじめに出していこうかという意欲も出てくる。どのぐらいの金額が正しいかはわかりませんが、先ほど申し上げましたように、1件10万円取っても、52年度で1億3,000万円ぐらい入ってる。それがいままでパーになってるわけですから、やはりもう一遍若干考える余地がないかどうか。もう少し払いやすいようにしてやるとか。そういう方向でやっていく考えはないかということです。

もう一つは、率直に申し上げていま、林参与も建設部長もおっしゃっていましたが、これを完全に徹底的にやっっていこうとするならば、いまの開発の人員でいけるわけがない。もっと充実して専門に何人がつける。悪用はさせない、そういうことをしてはいかんといいことで、何人か専門的にやっっていく組織をつくる決意があるかどうか。その辺聞かせてもらえませんか。

- 市長(池田忠雄君) 竹下議員さんの御指摘ももっともでございます。ただ、ちょっと御理解を深めていただきたいのは、先ほどの提案理由で申し上げておりましたように、いままでは3戸以上であったのが、今回は1戸からいただく、こういうことでございます。

ただ、いろいろとわれわれも配慮いたしましたのは、建築確認の出てきたもの全部から負担金を取るということは、たとえば次男坊が隠居するとかは別にして、居住用以外の建て売りのなものについて1戸からということです。

したがって、負担金の問題ですが、従来の指導要綱では80万円から120万円、今回の改正は、1戸からいただくということです。居住用以外のものからということでございます。また、負担金が高いから乗りにくい、竹下議員さんの御指摘がありました。面積的な基準と負

担金で配慮して、もぐりの業者をできるだけ乗せるように、抜けたのを何とか引っ張り込んでいく、そして、行政指導を強化していくという方法を、この改正の1つのポイントとしている点を御理解を深めていただきたい。

なお、80万円から120万円がいいのか、今回の改正の60万円がいいか、非常に問題がございます。いろいろな積算基準をもって、大体1戸当たり60万円というふうに現課では考えております。この点につきましては、指導要綱に関することでございますので、なおよく検討させていただきたいと存じます。

なお、職員の問題については、もちろんこうした条例並びに要綱を改正して、和泉市の良好な町づくりを行っていくために行政指導を強化してまいりたいという意欲でございますので、いろいろこれに伴う措置につきましては、今後ひとつ十分御趣旨を体して十分検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 5番（仁井明君） 指導要綱の(1)と(4)について、2点ほどお聞きしたいと思っております。

このミニ開発の件ですが、「水利団体及び関係諸団体等の同意を得る」、それ以外の必要事項について市長と協議のうえ施行しなければならない」と、なかなかええ文句をうたってくれてあるんですが、実際は、水利団体あるいは実行組合というか、同意をもらいにいくと高額な金を取っておるわけです。同意の判をもらうだけでね。私は損をするのはどこか言いたい。やはり市が非常に損してるわけです。ミニ開発がどんどん建てられ、下水が流される。みそが詰まった、道路にあふれた、環境に早く掃除に來い、こういうことを年々繰り返してる状態です。これが布点。

それから、(4)の「用排水施設の新設、改修等に要する経費については、事業者において負担しなければならない」、これも確かにええ文句ではございますが、それではいままで違反してミニ開発をやってる地域はたくさんあると思っておりますが、いままでのところはどうか、これはほっとくのか。市が全部面倒見て公共下水道をつくるのか、その点を聞いておきたいんです。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） 第10条の(1)の問題でございますが、これにつきましては、関係の水利組合また管理者、こういったところの事前の了解というか、その辺の認識をいただくという立場から、これまでの指導要綱では、ここまで細かくなく「水利組合……」であったわけですが、われわれは、ときには水利団体及び関係諸団体の同意も必要と認めた場合はひとつ求めてもらうという意味で、この言葉を入れたわけでございます。

それから、(4)の用排水路の新設、改修等については、事業者においてやりなさい、ということについても、これまでの開発については野放しになっており、今後、いままでのところも、このことによってやっていくのかという御指簡でございます。先ほどから申し上げておりますように、これまでの指導要綱なるものは49年につくられ、今日、非常に事情が変わってきているところから、今回の改正案で特に事業者というか、建て売り業者というか、こういう方々については、こういったものを十分に守っていただくようやっていこうという意味で、これを(4)として入れた次第でございます。

- 5番(仁井明君) 今後、こうやっていくということはよくわかりますが、現在までたくさん建て売りが建っていますが、いまだに水路の違反をしているところがたくさんあります。その処置は、行政としてどう考えているのかということです。はっきりやらしてもらわんと、先ほど竹下議員も質問していたように、業者はどんどん悪用した手を使ってくると思う。市がふんどし締めてやっていただくのは結構ですよ。新設とか改修について、多額の金もやらしてもらったら結構です。

ところが、いままでのところはどうか。何とか市の行政としてこれからやっていくのか。いままでの業者はもうけ得になる。私もセクションに何回も行って、この事について部長、次長らと議論しましたが、ここで負担しなければならぬ。これからやっていただくという指導要綱が案として出てきたことで、いままで違反していたところはどうか。この点についての納得のいく答弁をお願いいたします。

- 建設部長(山本俊兼君) これまでの分についてはどうかということですが、現地の立地条件とか、いろんなものを勘案の中で、現実に隣接市町にいろいろ話し合いをやっているところは、議員さんも御存知かと思います。そういうことを進めていき、できるだけ排水が不能やということのないよう改修に努めてまいりたいということで、今後も取り組んでいきたいと考えてる次第でございます。

- 5番(仁井明君) 説明はわかりますが、10年ぐらい前からぼつぼつミニ開発が始まってきて、その後始末というか、市が非常に負担をこうむってるんです。やはりあそこが建てたからうちも……と許可を出してくる。業者は上手に言うてきますよ。それが積もり積もって、現実には、にっちもさっちもいかない地域が和泉市にはたくさんあるわけです。そして、最後に損するのは市やなかろうかと私は思うんです。

この指導要綱をつくるんなら、根本的に今後、絶対に下水排水のないところは許可をおろさんというぐらいのかたい決意を持ってやらしてもらわんと、3年、5年たてば、また、必ずや問題が起きると心配して質問してるんです。いままで下水のことで違反して建てたところへ入っ

てる人でも和泉市民ですから、何とか市の方でやってあげないとね、何も知らずに、完全な下水があると思うて建て売りを買って入ったんです。その後始末を今度は市がやらないかん。こんな不細工なこと、はっきり言ってないわけです。だから、今後も建て売り、ミニ開発については、十分建設部長、また開発の方も目光らせてやっていただきたいことを要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 6番（大谷昌幸君） 1点だけ確認いたします。

建て売り住宅の場合容積率は別にして、建蔽率60%は、建築が完了した時点で確認すればはっきりわかるはずなんですが、実際は、90%以上100%ぐらい建ってる。60%で確認申請して許可を取る場合、どのようなからくりがあるかということは、私が申し上げなくても、担当の方で十分御承知だと思うんです。その時点で現在、3軒ずつぐらい小刻みに出していく。狭い場所にかにたくさん建てて利益を上げるか、建蔽率をいかに利用するかに大きくかかってぬと思います。建蔽率の基礎になる敷地をチェックするのは至難だということは、私も了解はしてるんですが、この時点で何とか建蔽率を基礎にして押さえる方法はないものかどうか。

ちょっと飛躍しますが、向こうの東急がやったような分譲宅地、分譲宅地の場合は、一応安心できると思うんです。土地を買う人から建築確認が出てきますから、60%は確実に実施できると思いますが、建て売りの場合はできない現状にあります。今後、これをいかにやっていくかが、この案が生きるか死ぬかの分岐点だと思ってます。この点を今後、いかにようにして確認していくか、一つだけ御答弁をお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 建設部長（山本俊兼君） 先ほども申しあげましたように、自己用か否かの判断資料の一つとして、登記簿謄本をつけていただくことを考えております。確かに現地と公簿とが違ふという面もありますが、現状を見ますと、何番地の何平米、そこに建てます、といった状況で、現地へ行っても目算程度しかわかりません。その一つの判断資料として、登記簿謄本的なものもつけていただく、こういうことを考えております。

○ 6番（大谷昌幸君） 登記簿謄本をつけても、隣接の土地まで確認できませんやろう。いまの段階では、もし隣接の土地が別人の土地であっても、実は、この土地は借りてるんだ。了解できるんだから、と云えば建築確認は取れますよ、そこですよ。登記簿謄本を提出されたところで無意味なんです。あくまでも、現場をいかに見ていくかです。現在は書類審査だけ、そこに問題があります。それをやっていくとなると、竹下議員さんの発言のように、お

多くの人員の問題がありますが、それわ何とか押さえられる手わ打てないものかどうか。

- 建設部長（山本俊兼君） 私の考えておりますのは、現地の調査は担当者がやっておりますが、申請があつた場合の現地の確認のときには、申請者も現地に立ち会いを願うということも考えてるわけです。まだ実行に移してませんが、あらゆる角度から、おっしゃる建蔽率の違反とか、建つたら敷地がない、よく調べたらよその土地やった、とかのないよう十分対処していきたいと考えております。

- 議長（柳瀬美樹君） これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第52号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

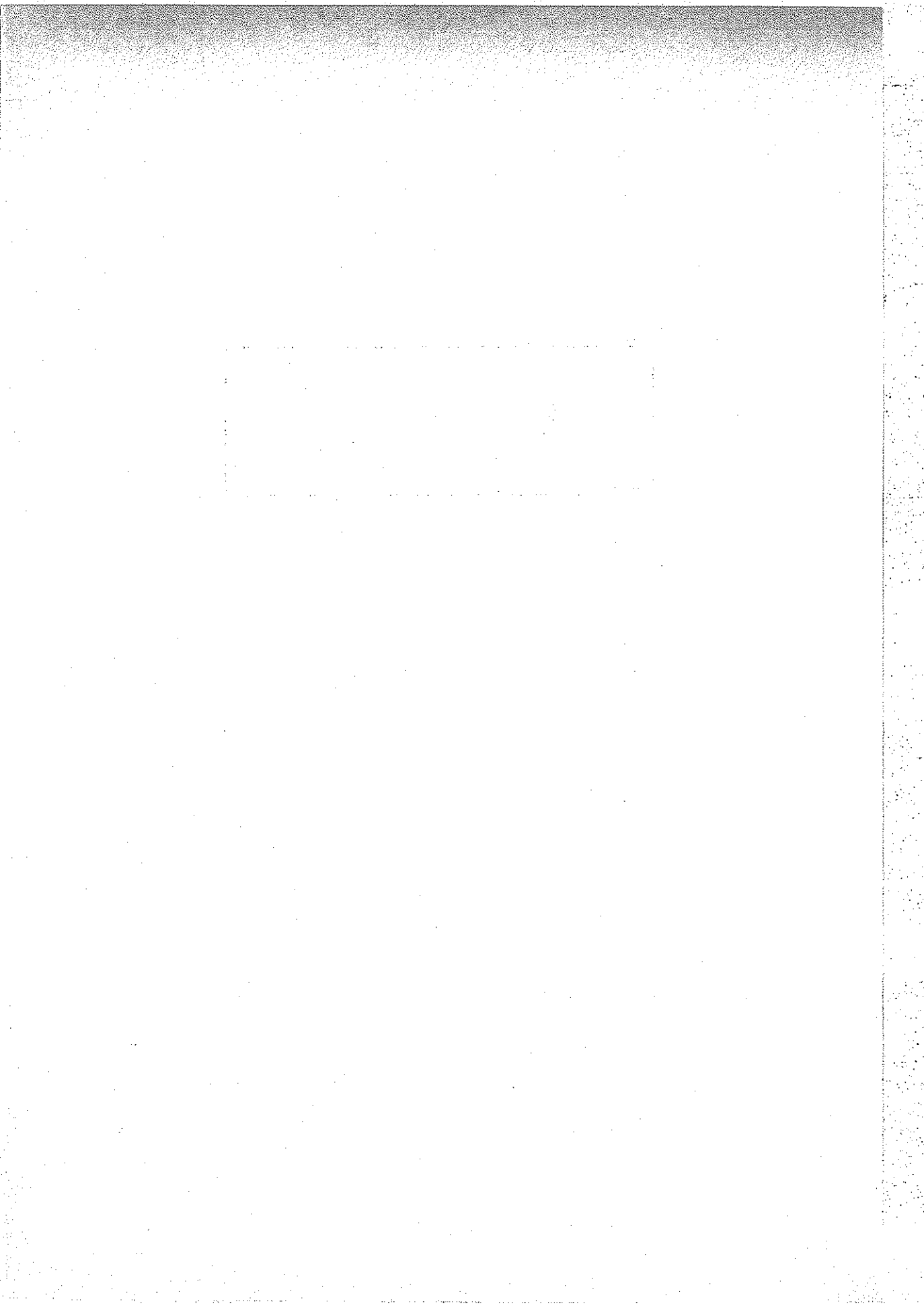
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明30日と10月1日は休会とし、10月2日に議案審議を行いますので、定刻御参集くださいようお願いいたします。どうもありがとうございました。

（午後4時38分散会）

第 4 日



昭和53年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番 寺田 茂君	18番 池辺 秀夫君
2番 天堀 博君	19番 貝淵 博治君
3番 橋本 佳行君	20番 田中 包治君
5番 仁井 明君	21番 直村 静二君
6番 大谷 昌幸君	22番 勝部 津喜枝君
7番 金沢 勝君	23番 三井 正光君
8番 成田 秀益君	25番 竹内 修一君
9番 松下 定君	26番 柳瀬 美樹君
10番 山口 義一君	27番 竹下 義章君
13番 赤阪 和見君	28番 坂上 國治君
15番 横田 憲治郎君	29番 藤原 利一君
16番 木下 甲子三君	

欠席議員(3名)

11番 上代 卯之松君	17番 富山 敏治君
12番 藤原 要馬君	

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	財務部長	麻生 和義
助役	坂口 禮之助	財務部次長	北野 敦雄
収入役	中塚 白	財政課長	大塚 孝之
参与、土地 開発公社事務局長 市長公室事務取扱	西川 喜久	同和対策部長	中西 淳富
参与、土地 開発公社事務局長 市長公室事務取扱	林 徳次	同和対策部次長	生田 稔
市長公室事務取扱	佐原 行雄	市民部長	森 保
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田 明郎	市民部次長兼 福祉事務所長	富田 宏之

産業衛生部長	内田 繁	消防本部次長 兼消防署長	湯川 行夫
産業衛生部次長	角谷 泰夫	用地担当参事、土地 開発公社事務局次長	岩井 益一
建設部長	山本 俊兼	教育委員長	堀内 由延
建設部次長兼建設 総務課長事務取扱	吉田 日出男	教 育 長	葛城 宗一
改良事業部長	逢野 一郎	教 育 次 長	広岡 史郎
改良事業部次長兼改 良総務課長事務取扱	明坂 貞士	管 理 部 長	杉本 弘文
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩本 啓介	管 理 部 次 長	青本 孝之
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 長	高橋 貞良
病院事務局長	平野 誠蔵	指 導 部 次 長	橋本 昭夫
病院事務局次長兼 兼管理課長	藤原 光夫	選挙管理 委員会委員	味谷 日吉
水道部長	田中 稔	選挙管理 委員会事務局長	岸田 秀仁
水道部理事兼 工務課長事務取扱	福本 喬久	監査事務局長兼公平 委員会事務局長	向井 洋
消 防 長	松村 吉堯	農業委員会事務局長	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次 長	吉田 種義
議事係長	西垣 宏高
議事係	佐土谷 茂一
議事係	山本 雅俊

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議 案 第53号	昭和53年和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P 38
2	議 案 第54号	昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P 46
3	諮 問 第 1号	人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて	P 4
4	議 案 第44号	公平委員会委員の選任について	P 6
5	議 案 第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P 8
6	議 案 第55号	監査委員の選任について	追加P1
7	選 挙 第 1号	和泉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	別 紙
8	請 願 第 2号	農地の固定資産税に関する請願	別 紙
9	請 願 第 3号	鶴山台校区変更に対し新設校建設を要求する請願	別 紙
10	請 願 第 4号	「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願	別 紙
11	請 願 第 5号	盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願	別 紙
12	決 議 第 3号	一般消費税の導入に反対する決議	別 紙
13	決 議 第 4号	同和行政の改善要望決議	別 紙
14	決 議 第 5号	国際児童年にふさわしい行動計画の具体化を求める要望決議	別 紙
追加	議長の辞職許可について		
追加	議長選挙について		

(午前10時27分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 皆さん、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、何かと御多忙の中御出席賜り、まことにありがとうございます。
- それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま出席されておる議員さんは17名でございます。藤原要馬議員さん、冨山議員さんから欠席届が出ております。木下議員さんから遅刻の届けが出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、17名でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告どおり、出席議員17名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第1「昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第53号

昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

昭和53年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,269,7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,109,97千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

(単位千円)

1. 歳入		項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金			24,000	13,500	37,500
		1. 国庫補助金	24,000	13,500	37,500
4. 府支出金			1,500	1,000	2,500
		1. 府補助金	1,500	1,000	2,500
5. 繰入金			155,400	1,297	156,697
		1. 一般会計繰入金	155,400	1,297	156,697
6. 市債			298,400	6,900	305,300
		1. 市債	298,400	6,900	305,300
歳入		合計	488,300	22,697	510,997

(単位千円)

2. 歳出		項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費			470,061	22,697	492,758
		2. 下水道整備費	42,009	22,697	64,706
歳出		合計	488,300	22,697	510,997

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後									
	限度額	起債の方法	利率	債還の方法			限度額	起債の方法	利率	債還の方法				
				資金区分	償還期限	据置期間				償還の方法	償還期限	据置期間	償還の方法	
公共下水道整備事業	千円 298,400	普通貸借又は証券発行	年%以内 8.5	政府 その他	年以内 30	年以内 5	年賦又は年賦元利均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還	千円 305,300	普通貸借又は証券発行	年%以内 8.5	政府 その他	年以内 30	年賦又は年賦元利均等又は当初発行額の3%以上半年賦償還	左の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合、その条件に従うことができる。但し財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し若しくは繰上償還又は借り

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 155,400	千円 1,297	千円 156,697	1-一般会計繰入金	千円 1,297	千円 一般会計繰入金追加
⑥市債	298,400	6900	305,300			
(1)市債	298,400	6900	305,300			
1,市債	298,400	6,900	305,300	1.下水道整備事業債	6,900	小田第2幹線整備事業債追加
歳入合計	488,300	22,697	510,997			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				特定財源		一般財源				区分	金額
				国府支出金	地方債その他	国府支出金	地方債その他				
①下水道事業費	千円 470,061	千円 22,697	千円 492,758	千円 14,500	千円 6,900	千円 1,297	千円 1,297	千円			
(2)下水道整備費	42,009	22,697	64,706	14,500	6,900	1,297					
1.下水道整備費	42,009	22,697	64,706	14,500	6,900	1,297					
[1]小田第2幹線整備事業費	36,009	22,697	58,706	14,500	6,900	1,297	13 委託料	土質調査及び地下埋設調査委託料追加			
							15 工事請負費	管渠築造工事費追加			
							22 補償補填及賠償金	ガス水道移転補償費追加			
歳出合計	488,300	22,697	510,997	14,500	6,900	1,297					

地方債の前々年度末における現行高並びに前年度末及び当該年度末における現行高の見込に関する調
 (単 位 千 円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前年度末現行高見込額			当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 中 現 在 高 見 込 額	
		借入済額	事業費繰越 に よ る 延 伸 分	計	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額 補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額		当 該 年 度 中 元 金 償 還 額 見 込
1. 下水道 整備債	84,764	284,633		284,633	298,400	6,900	305,300	492	589,441
計	84,764	284,633		284,633	298,400	6,900	305,300	492	589,441

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第53号「昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、その内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、建設事業費の追加でございます。まず、第1条でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ2,269万7千円を追加し、補正後の予算額を5億1,099万7千円と定めるものでございます。補正の款、項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、限度額を変更させていただくもので、内容につきましては、第2表地方債補正のとおりであります。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出予算につきましては、小田第2幹線整備事業費2,269万7千円の追加計上でございます。これに充当いたすべく財源といたしましては、国庫補助金1,350万円、府補助金百万円、一般財源相当分につきましては、一般会計からの繰入金1,29万7千円、市債690万円をそれぞれ追加計上いたした次第でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 正直言って、和泉市の公共下水道事業特別会計というのはなじみが薄い。ここで小田の第2幹線となれば、確認のために第1幹線はどこか。

さらに、公共下水道であれば、この前からの問題もあったので、この分だけ出てきてもわかりにくい。つまりこの予算を通じて第1期、現在の和泉市の公共下水道の範囲、そして第1、第2、その他関連してわかりやすく説明願いたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 建設部長（山本俊兼君） 今回、予算をお願いしておりますのは、大阪府の和泉南線沿いの松尾川から小田に向けての事業関係でございます。

それから、小田第2に対して第1幹線については、大阪府の泉南線より西側、約8.39ヘクタール、このところを第1幹線ということで考えております。一応、事業的には第2幹線ということで先にかかっておりまして、これは都市計画事業の一環としてやっていくものでございます。特に民家の多い地区の雨水排水を早急に排除すべく、一応、第2幹線というものが52年度から着工したということでございまして、特に52年度におきましては、松尾川の滝口についても主体的にやりまして、53年度におきましては、それから小田に向けて口径2千ミリのものを順次やっていきたい、こういうことでございます。

- 21番(直村静二君) 和泉市のこの下水関係について入ってる区域、それから湾岸関係、終末という経路についてもう少し説明願いたい。
- 建設部長(山本俊兼君) 大阪南部、北部下水道関係につきましては御在知のとおり、これは汚水幹線を主体として計画をしておるものでございます。小田の幹線については、あくまでも雨水幹線そのものを考えておるということでございます。大阪湾岸の関係につきましては本市だけでなく、関係市町村の大阪府を事業主体としてやっていただくということでございます。よろしく願います。
- 21番(直村静二君) もう少し教えてほしいのは、府中の駅前に出てくる分も公共下水ですね。これは一般会計の補正に出てくる。そして、これは特別会計ですが、この関連性についてわかりやすく説明してほしいと言ってる。
- 建設部長(山本俊兼君) 本来、下水道事業については、公共下水道という手法に乗ってやっていくわけでございます。補助金等も都市下水と公共下水は違ってまいります。一般会計の方では、後ほど御審議をお願いいたします府中北幹、これは都市下水路でございまして、いま御審議をお願いしているのは公共下水道ということで、10分の6の国府補助をいただく、都市下水は、10分の4でございます。
- 21番(直村静二君) 確認とか事業の説明を聞いてるだけですから、また後で現課の方で聞きます。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認め、議案第53号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第2「昭和53年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第54号

昭和53年度 和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和53年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,906,716千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,065,345千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正後	計
6.交通安全対策 特別交付金		19,000	4,514	23,514
	1.交通安全対策 特別交付金	19,000	4,514	23,514
9.国庫支出金		3,813,406	82,975	3,896,381
	2.国庫補助金	2,025,783	82,975	2,108,758
10.府支出金		1,477,130	42,917	1,520,047
	2.府補助金	1,276,531	42,917	1,319,448
11.財産収入		266,767	675,100	939,867
	2.財産売払収入	255,790	673,100	928,890
12.寄附金		33,000	12,000	45,000
	1.寄附金	33,000	12,000	45,000
14.諸収入		3,199,804	971,034	4,170,838
	5.雑入	3,024,954	971,034	3,995,988
15.市債		1,376,766	120,176	1,496,942
	1.市債	1,376,766	120,176	1,496,942
歳入合計		18,746,738	1,906,716	20,653,454

2. 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		1,505,111	15,158	1,520,269
	1.総務管理費	825,558	15,158	840,716
3.民生費		4,786,592	180,291	4,966,883
	1.社会福祉費	1,759,739	180,291	1,940,030
8.土木費		3,703,279	65,897	3,769,176
	3.河川水路費	41,553	3,000	44,553
	4.都市計画費	896,537	62,897	959,434
9.消防費		415,785	2,151	417,936
	1.消防費	415,785	2,151	417,936
10.教育費		2,773,514	23,558	2,797,072
	2.小学校費	1,356,044	5,382	1,361,426
	5.社会教育費	354,540	16,476	371,016
	6.保健体育費	16,971	1,700	18,671
12.諸支出金		201,640	1,617,541	1,819,181
	4.普通財費取得費		673,100	673,100
	5.基金費		944,441	944,441
15.災害復旧費			2,120	2,120
	1.土木施設 災害復旧費		2,120	2,120
歳出合計		18,746,738	1,906,716	20,653,454

第2表 債務負担行為補正

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
共同浴場 建設事業	昭和53年度	116,748		
	昭和54年度			
横山小学校 改築事業			昭和53年度	69,945
			昭和54年度	

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		限度額	起債の方法	利率	償還の方法					
				償還期間	償還の方法				償還期間	償還の方法				
(仮称) 旭温泉 建設事業	千円		年% 以内	年 以内	年 以内	千円	普通 貸借	年% 以内	年 以内	年賦又は半 年賦元均等 又は当額初 行額の3% 以上半年賦 償還。				
河川整備 事業	3,200	普通 貸借	8.5	25	3	88,376	同上	8.5	25	3	同上	同上	左記の条件 内において 先に入通る 案件がある 場合	左記の条件 内において 先に入通る 案件がある 場合

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
⑥ 交通安全対策特別交付金	19,000	4,514	23,514			
(1) 交通安全対策特別交付金	19,000	4,514	23,514			
1. 交通安全対策特別交付金	19,000	4,514	23,514	交通安全対策 1. 特別交付金	4,514	交通安全対策特別交付金追加
⑨ 国庫支出金	381,3406	82,975	389,6381			
(2) 国庫補助金	2,025,783	82,975	2,108,758			
1. 総務費国庫補助金	5,648	4,000	9,648	交通安全施設 3. 整備費補助金	4,000	黒島観音寺線歩道設置費補助金
2. 民生費国庫補助金	63	52,365	52,428	3. 共同浴場 整備費補助金	52,365	(仮称) 旭温泉建設事業補助金
4. 土木費国庫補助金	1,614,545	25,000	1,639,545	都市計画費 1. 補助金	24,000	府中北幹線都市下水道整備事業補助金追加
5. 消防費国庫補助金	5,030	210	5,240	河川改修 5. 費補助金	1,000	東松尾川改修事業補助金追加
8. 災害復旧費国庫補助金		1,400	1,400	1. 消防費補助金 災害復旧 1. 費補助金	210	無線機購入費補助金
					1,400	福瀬九鬼線道路災害復旧事業補助金

科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
① 府支出金	1,477,130	42,917	1,520,047			
(2) 府補助金	1,276,531	42,917	1,319,448			
民生費府補助金	235,183	39,417	274,600	共同浴場 6. 整備費補助金	39,417	(仮称) 旭温泉建設事業補助金
土木費府補助金	563,932	3,500	567,432	2. 河川費補助金 都市計画 4. 費補助金	1,000	東松尾川改修事業補助金追加
① 財産収入	266,767	673,100	939,867		2500	府中北幹線都市下水道整備事業補助金追加
(2) 財産売払収入	255,790	673,100	928,890			
不動産売払収入	255,740	673,100	928,840	土地建物 1. 売払収入	673,100	不動産売払収入追加
② 寄附金	33,000	12,000	45,000			
(1) 寄附金	33,000	12,000	45,000			
1. 一般寄附金	33,000	12,000	45,000	1. 一般寄附金	12,000	一般寄附金追加
④ 諸収入	3,199,804	971,034	4,170,838			
(5) 雑収入	3,024,954	971,034	3,995,988			
1. 雑収入	3,024,954	971,034	3,995,988	3. 過年度収入	2,4893	過年度収入追加

科目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
				4.雑入	946,141	市民グラウンド整備事業収入 1,700 千円
						開発事業収入 944,441
⑯市債	1,376,766	120,176	1,496,942			
(1)市債	1,376,766	120,176	1,496,942			
1.民生債	1,866	88,376	90,242	3.共同浴場整備事業債	88,376	(仮称)旭温泉建設事業債
3.土木債	886,500	31,800	918,300	2.河川整備事業債	800	東松尾川改修事業債追加
				6.都市計画事業債	31,000	府中北線線都市下水道整備事業債追加
歳入合計	18,746,738	1,906,716	20,653,454			

2 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説 明
				待	財 源		区 分		金 額		
					国府支出金	地方債				その他	
② 総務費	千円 1,505,111	千円 15,158	千円 1,520,269	千円 4,000	千円	千円	千円 11,158	千円	千円	千円	
(1) 総務管理費	825,558	15,158	840,716	4,000			11,158				
1. 一般管理費	674,067	3,100	677,167				3,100				
③ 庁舎管理費	44,753	3,100	47,853				3,100	15. 工事 請負費	3,100	庁舎整備工事費	
交通安全 1) 施設費	23,380	12,058	35,438	4,000			8,058				
交通安全 ①) 施設費	23,380	12,058	35,438	4,000			8,058	13. 委託料	2,348	歩道設置工事設 計及び調査委託 料追加	
								15. 工事 請負費	9,710	府中信太山線歩 道設置工事費 5,010 黒鷲観音寺線歩 道設置工事費追 加 4,200 道路標示設置工 事費 500	
③ 民生費	4,786,592	180,291	4,966,883	91,782	88,376		133				
(1) 社会福祉費	1,759,739	180,291	1,940,030	91,782	88,376		133				
10 共同浴場費	15,895	180,291	196,186	91,782	88,376		133				

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特定財源		一般財源	金額		
				國府支出金	地方債				
②(仮称)旭 温泉建設事 業費	千円	千円 180,291	千円 180,291	千円 91,782	千円 88,376	千円 133	千円 10	千円 府内旅費	
							11.需用費	消耗品費 30 印刷製本費 30	
							13.委託料	設計委託料	
							15.工事 請負費	建物建設工事費	
							17.公有財 産購入費	用地購入費	
							18.備品 購入費	浴場用備品購入 費	
③土木費	3,703,279	65,897	3,769,176	285,000	31,800	5,597			
(3)河川水路費	4,1553	3,000	4,4553	2,000	800	200			
2.河川改修費	12,160	3,000	15,160	2,000	800	200			
①東松屋川 河川改修 事業費	12,160	3,000	15,160	2,000	800	200	15.工事 請負費	東松屋川河川改 修工事費追加	
(4)都市計画費	896,537	62,897	959,434	26,500	31,000	5,397			
4下水 道費	159,152	1,297	160,449			1,297			
①下水 道費	159,152	1,297	160,449			1,297	28.繰出金	公共下水道事業 特別会計繰出金 追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				待 定 財 源		一般財源	区 分	金 額	分 額	
				国府支出金	地方債					
8.都 市 下 水 路	千円 56,231	千円 61,600	千円 117,831	千円 26,500	千円 31,000	千円 4,100	千円	千円	千円	
①)府 中 北 幹 線 整 備 事 業	56,231	61,600	117,831	26,500	31,000	4,100	15. 工事 請負費	61,600		管渠築造工事費 追加
②)消 防 費	415,785	2,151	417,936	210		1,941				
(1)消 防 費	415,785	2,151	417,936	210		1,941				
2.非 常 消 防 備 費	27,091	851	27,942			851				
(1)消 防 団 費	27,091	851	27,942			851	19. 負担金 補助及 交付金	851		公務災害共済基 金負担金追加
3.消 防 施 設 備 費	38,050	1,300	39,350	210		1,090				
(1)常 備 消 防 施 設 費	29,850	1,300	31,150	210		1,090	18. 備 品 購入費	1,300		救急車積載備品 購入費
④)教 育 費	2,773,514	23,558	2,797,072			21,858				
(2)小 学 校 費	1,356,044	5,382	1,361,426			5,382	1,700			
4.学 校 建 設 費	750,092	5,382	755,474			5,382				
(3)南 池 田 小 学 校 体 育 館 増 改 築 事 業 費	145,272	5,382	150,654			5,382	18. 備 品 購入費	5,382		体育館用備品購 入費

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明		
				待定財源						区分	金額
				国府支出金	地方債	その他	一般財源				
(5) 社会教育費	千円 354,540	千円 16,476	千円 371,016	千円	千円	千円	千円	千円			
10 図書館費	1,156	16,476	17,632			16,476					
(2) 市立図書館運営費		16,476	16,476			16,476	9. 旅費	74 府内旅費			
							11. 需用品	3,262 消耗品費 1,970 食糧費 20 印刷製本費 350 光熱水費 917 医薬材料費 5			
							12. 役務費	334 通信運搬費 150 電話架設料 184			
							13. 委託料	416 電気設備保安業務委託料 93 浄化槽清掃管理業務委託料 23 夜間整備委託料 300			
							17. 公有財産購入費	390 電話債券購入費			
							18. 備品購入費	12,000 図書購入費			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

(単位千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額	当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
			期 間	金 額	特 定 財 源	其 他 財 源		
						国府支出金	地方債	
横山小学校 改築事業	69,945		昭和53年度 昭和54年度	69,945	22,031	41,800		6,114

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前年度末現在高見込額		当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当該年度中 現 在 高 見 込 額	
		借入済額	計	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		当該年度中 元金償還 見込額	当該年度中 元金償還 見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
				補正前の額	補正額				補正後の額
1. 普通債	18,099,500	19,980,000	20,258,940	1,376,766	120,176	1,496,942	564,361	21,191,521	
(2) 民 生	1,465,948	1,393,512	1,393,512	1,866	88,376	90,242	5,401	14,397,53	
(6) 土 木	15,386,53	1,865,906	1,971,946	242,500	31,800	274,300	86,016	21,602,30	
計	18,763,739	21,023,460	21,302,400	146,466	120,176	158,464	588,319	22,298,723	

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第54号「昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」について、その内容を説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、補助金の確定に伴う一部事業費の補正と、公共施設整備基金への積立金並びに土地開発公社が所有する土地を市において処分すべく措置いたしたのが主なものでございます。

まず、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億671万6千円を追加し、補正後の予算額を206億5,345万4千円と定めるものでございます。補正の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。共同浴場建設事業につきましては、今回、歳入歳出予算に計上することにより廃止するものでございます。また、横山小学校改築事業につきましては、すでに一部を当初予算に計上いたしておりますが、今年度において危険校舎を追加改築すべく計上いたした次第でございます。

なお、期間、限度額については、第2表債務負担行為補正のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。起債の限度額の追加及び変更でありまして、第3表地方債補正のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により歳出から御説明申し上げたいと存じます。61ページでございます。

まず、総務費でございますが、一般管理費といたしましては、庁舎の整備費等に310万円、交通安全施設費といたしまして、歩道設置工事費等1,205万8千円のそれぞれ追加計上でございます。

次に、民生費でございますが、（仮称）旭温泉建設事業費1億8,029万1千円の計上でございますが、これは今年度補助事業として採択されましたので、今回、債務負担行為から歳出予算に組みかえた次第でございます。

次に、土木費でございますが、河川水路費といたしまして、東松尾川河川改修事業費3百万円、下水道総務費として、公共下水道事業特別会計繰出金129万7千円、また、都市下水路費の府中北幹線整備事業費6,160万円を追加計上いたした次第でございます。

次に、消防費でございますが、消防団費といたしましては、消防団員等の公務災害補償基準の改正により共済基金への負担金の追加85万1千円、常備消防費につきましては、先般、関係各位の御協力により寄贈された救急車に積載する備品といたしまして、130万円計上いたした次

第でございます。

次に、教育費でございますが、小学校費といたしまして、南池田小学校体育館建設に伴う備品購入費といたしまして538万2千円、また、社会教育費につきましては、市立図書館開館に伴います運営経費等として、1,647万6千円を計上いたしました。また、保健体育費につきましては、市民グランド整備費として、170万円を計上いたしました次第でございます。

次に、諸支出金でございますが、普通財産取得費といたしまして、土地取得費6億7,310万円を計上いたしてございますが、これは本市の土地開発公社の所有財産のうち当面、処分可能なものについて、関係機関の協議を賜りながら、諸般の調整を進めてまいりましたものについて、今回、市において公売等の手続をいたすべく、土地開発公社から市に買い戻しをするための財産取得費として計上いたしましたものでございます。

なお、内容につきましては、伯太町1丁目328外16筆並びに府中町7丁目7-1外1筆を合わせた金額でございます。

次に、基金費につきましては、公共施設整備基金積立金として、9億4,444万1千円を計上いたしました次第でございます。

次に、災害復旧費でございますが、6月の集中豪雨による災害でございますが、福瀬九鬼線道路災害復旧事業といたしまして、212万円を計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございますが、19億671万6千円の追加と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたすべく歳入予算について御説明申し上げます。55ページでございます。

まず、交通安全対策特別交付金でございますが、すでに交付額が確定いたしましたので、今回、451万4千円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、国庫補助金でございますが、交通安全施設整備補助金4百万円、共同浴場整備費補助金5,236万5千円、都市計画費補助金2,400万円、河川改修費補助金百万円、消防費補助金21万円、災害復旧費補助金百40万円をそれぞれ計上いたしました次第でございます。

次に、府補助金でございますが、共同浴場整備費補助金2,941万7千円、河川費補助金百万円、都市計画費補助金250万円を計上いたしました次第でございます。

次に、財産売払い収入でございますが、不動産売払い収入といたしまして、6億7,310万円計上いたしてございますが、これは歳出予算の諸支出金の土地取得費に関連するものでございまして、土地開発公社からの買い戻し物件について、市において公売を行うものでございます。

次に、寄附金でございますが、一般寄附金として、1,200万円の追加計上でございます。

次に、諸収入でございますが、過年度収入2,489万3千円、市民グラウンド整備事業収入170万円及び開発事業収入9億4,444万1千円でございます。これはすでに協定締結に伴う大阪府住宅供給公社の負担金でございます。

最後に、市債でございますが、民生債といたしまして、共同浴場整備事業債8,837万6千円、また、土木債といたしまして、河川整備事業債80万円、都市計画事業債3,100万円のそれぞれ追加計上でございます。

以上が、昭和53年度和泉市一般会計補正予算（第3号）の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 1番（寺田茂君） 今回の補正の基本点を少しお聞きしたいと思います。

19億余の今回の補正で本年度の合計が206億と2百億円台になんなんとするわけなんです。これとの関連で和泉市としての今後の問題、これを一つお聞きしたい。

それと、この19億の補正の中で、基金条例が一応委員会付託という形になっておりますが、数字上では出てきております。この19億の補正のほとんどが、ここに出てきております基金、それから公社の土地問題、実にならん操作上の補正になってる。実質上、幾ら市民のために補正をするのか、私、ちょっと計算したんですが、これをちょっと先に言ってくれませんか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

今回の補正予算の基本的な問題でございますが、年度途中の補正予算といった趣旨に基づきまして、特定財源の確実な見通しの立ったもの、年度途中において発生した諸経費ということでございまして、議員さんが申されておりますように、大きな諸収入で見込んでおります9億4,440万円並びに本市の土地開発公社から一般会計へ市が買い入れを予定しております財産の6億7,300万円、これらは歳入歳出とも同額を計上してございます。

それと、今後の問題でございますが、今回計上いたしました歳入歳出予算の総額は、206億5,345万4千円と相なる次第でございます。加えることのできる先般3月の市議会で御報告申し上げました、昭和52年度から繰り越してまいりました事業が12億831万円、これを加えますと、今回の補正予算議決後の執行可能な予算につきましては、218億6,176万4千円と相なるわけでございます。

現時点で見込まなければならない経費は、今回の補正に計上いたしてございますが、今後、緊急やむを得ないものとか、臨時的なものがございました段階でまた御提案申し上げ、御審議をお願いしたい、かように考える次第でございます。

○ 1番(寺田茂君) 今回の補正の19億と繰り越しを合わせて218億、まだ第4回定例会があるのでどうなるかわかりませんが、218億という和泉市の予算、市長、膨大な数字なんです。これをごく普通と見るのかどうか。218億円の出ているものについては、若干減があったりして、最終的にどうなるかわかりませんが、私は、これを見て54年度は大変なことになるぞと思います。この点、今後の推移を見ていきたいと思います。

特に今度の19億円の補正予算、市民さんがいろいろ要求され、待っておられるものも若干出ておりますが、補正予算19億というと、市民さんは、大抵えらい金かけてやってくれるんやな。と見る。「広報いずみ」のトップに出ます。こうやります。あれもします。といつも出てる。そこで、中身の問題も、もう少し詳しく書いてほしいということと、市民さんはなかなかわからないのが現状なんです。一般質問でも出ましたようにね。このことを明らかにしていただくのと、今回の19億の補正の中身を見ると、ほとんど市民に還元されてるところはない。基金とかは、いま使うものではない。この前の答弁のように、和泉市が大変なことになったときに使わせてもらわないかんと、一応、預かりみたいなのです。この辺の基本点を非常に危懼するものです。

それと、自治法上の問題ですが、基金条例が委員会付託となっております。私もちょっと調べたのですが、この扱いについて、補正の額としてはここに出ている9億余、これをどうしはるのか、ちょっと言うてください。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

寺田議員さんの端的なお尋ね、予算に計上した基金の扱いでございますが、自治法上の扱いになるわけですが、条例、規則等の予算を伴うものにつきましては、議会に御提案し、御審議をお願いする段階では、予算の計上措置が的確に講ぜられるものでないと条例の提案はできないということでございます。予算を的確に措置し、その上で条例、規則等を御提案申し上げていくという基本的な考え方でございます。

○ 1番(寺田茂君) そういう扱いの中でこの補正予算を審議してくれという、基金を残しながらも問題はないと理解して聞いております。数字上では、ここから9億円を引いた数字やなく、19億円という形で聞きました。その点も気になったのでお聞きしました。その意味では、今回の補正は非常に問題を残しており、再度検討しなければならないことが出てきました。前もってそれを聞きながら、もう一度検討していきたいと思いますので、私、一時これで結構です。

○ 議長(柳瀬美樹君) 直村君。

○ 21番(直村静二君) 3点ほど、浴場の件、開発収入の金額の内訳、それと公社財産を市が取得して売り払うということについてお答え願いたいと思います。

浴場については、まことに結構なことなのですが、この入浴料金はいかほどにしているのか。それから、いままでの実績、利用者の数。それから、対象人口の変動。そういう実績がございまずので、今度の規模で大体何人が利用でき、どのぐらいの収益、運営経費は要るか、お答え願いたい。

それから開発収入の9億4,400万円、これはよく金を残しておったな、ということだろうと思う。いつからもらっておったか、つまり昭和51年、52年、53年と、最初は開発事業収入に入ってくるが、この9億4千万円の内訳として、51年度で何ぼ、52年度で幾らというふうにお答え願いたい。それと相手方、公団、公社、その他、これは総務委員会で条例が付託、詳しく審議されると思いますが、ついでに積算基礎もひとつここでお答え願いたいと思います。

それから、公社の分について端的に聞きますが、この歳入歳出が同金額ということですが、これは公社から金利等を含めた分、つまり何年か前に買って金利、諸掛りなど全部入れての分を市が買う。そして、その金額をそのまま売り払う予定、こういうふうに認識するのです。そうすると、市が売り払う場合、市が実質的に公社の代理者として公売にかけ、できるだけ値のええ方に売ってもらいたい。そうしなければ、赤字を減らすことができない。公売にかけて高く売れるかどうか。その値段で売れない場合、会計上はどういうふうに扱うのか。6億余が4億円だった場合、マイナス2億円はどこへ持っていくのか、その辺のことをお答え願いたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 産業衛生部長(内田繁君) お答えいたします。

浴場について3点ほど御質問がございましたが、まず、入浴料金の問題ですが、現行は大人30円、小人20円ということでやっております。これにつきましては従来、いろいろ浴場運営委員会の方にお願ひし、現在、御協議をさせていただいておりますが、近く改定もしていただけるんじゃないかと思ってるわけでございます。

それから、対象人員でございますが、現在、環境改善整備事業が実施されておりますので、正確な対象人員はちょっとわかりかねますが、最近の実態調査では、旭温泉については、千人を少し上回った人口が最高のピーク時となっておりますので、それに合わせた規模でもって建てかえていきたいと思っております。将来、どれだけの人口になるということも、あくまでも推定の域を出ませんが、われわれとしては、聞くところでは、6千~7千程度になるんじゃないか。したがって、余り現在の対象人口と変動がないというふうに理解いたしております。

それから、52年度の収支の中から運営経費につきましては、参考までですが、旭温泉につきましては、収入が752万1千円、支出が985万円、結局1年間で約230万円余りの赤字が生じているという経営状態でございます。

- 21番(直村静二君) 大人30円、小人20円でこだけ収入が上がりますか。経費が要って230万余の赤字で終わるということですが、人件費はどないなってますか。何人携わってますか。
- 産業衛生部長(内田繁君) 現在、旭温泉は4人で経営いたしております、それらの人件費も全部含めての52年度実績でございます。
- 21番(直村静二君) ついでに聞くが、大人は中学生以上ですか。
- 産業衛生部長(内田繁君) そうです。
- 21番(直村静二君) この場合も老人入浴券は発行されてるんですか。それは収入減になるのか、それとも、入浴券は市から出すのだから、一定の金額は市から渡すという形ですか。
- 産業衛生部長(内田繁君) 入浴券も同じように金をいただきます。これは金券なんです。一つの料金なんで、その券を持って行って福祉からいただくということです。これは福祉サイドでして、私の方は、その制度に沿って入浴していただくということです。
- 21番(直村静二君) 老人入浴券をもらう条件、年齢とか基準は。
- 市民部長(森保君) 60歳以上でございます。同和対策の一環としてやっております。
- 21番(直村静二君) 入浴券をもらえる資格は……。新しく建てかえるのですから聞いておきたい。
- 市民部長(森保君) 老人しあわせ会の制度でございます。
- 21番(直村静二君) しあわせ会に入ってる人だけに渡すということですか。
- 市民部長(森保君) はい。
- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 財務部長(麻生和義君) 開発事業収入、その他についてお答え申し上げます。

本件につきましては、昭和51年10月5日、相手方である大阪府住宅供給公社と費用負担の協定が締結されまして、同年10月12日に9億4,444万1千円が収入されてございます。

それから、開発公社の土地を一般会計が取得して処分する問題でございますが、個々の土地の取得価格、現在までの金利等を本席で申し上げることはちょっと……、今後、競争入札を進めてまいりたい所存でございますので、個々の内容等については、事情御賢察賜りたいと存じます。

それから、減の場合の扱いということですが、和泉市において競争入札を施行した金額でもって即日処理処理ということで、開発公社からの買い上げを行いたいという事務手順を考えてございますので、当面、一般会計には差損は生じないように措置してまいりたい。ただ、このままではまいりませんので、そういった債務保証の議決をいただいた状況等を十分踏まえながら、今後

の問題点として十分慎重に対処してまいりたいと財政当局では考えてございます。

以上でございます。

- 21番(直村静二君) いまの答弁ですが、開発収入は、51年10月5日に締結して入った。その後、次々といろいろ入ってきて9億4千万円なのか、それとも、公社の分だけで9億4千万円と聞こえたが、その辺のところはどうか。
- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。
大阪府住宅供給公社1件でございます。51年10月12日の収入分でございます。
- 21番(直村静二君) 私は、51年、52年にまたがっての、また、公社とか公団とか考えておりましたが、いま聞くと、供給公社1件だけで9億4千万円。そうすると、私の記憶では、鶴山台とか光明台の分とか、あちこちにある分は、金が入って預かっているのか、にぎっているのか。その中から小出しに9億4千万円が出てくるのか、その点ちょっと……。
- 財務部長(麻生和義君) お説の内容でございますが、光明台関係等については、予算措置させていただき処理いたしてございます。その他の開発事業収入等についても、処理済みでございます。ただ、お説の鶴山台の1件については、最終的な処理が若干残っているということでございますので、現在、管理いたしてございます。
- 21番(直村静二君) そうすると、明細的なものを聞かせてほしい。ここへ入った分は、鶴山台の分が1件処理が残っているから預かっている。あとのやつは処理した、一般会計で使ったという意味の処理ですか。それとも、まだにぎっているのか。
- 財務部長(麻生和義君) 一般会計に収入済みでございます。そのとおりでございます。
- 21番(直村静二君) この9億4千万円と鶴山台の分若干、2億か3億かの分だけ、あとはもらって使ったと理解してよろしいな。
- 財務部長(麻生和義君) そのとおりでございます。鶴山の分は1億でございます。
- 21番(直村静二君) それは使い道があるから基金には入ってこない、いまの段階ではね。
- 財務部長(麻生和義君) 鶴山台の件につきましては、最終的にはほとんど終わっておりますが、さらに、一般会計の費用負担が生ずるという事態でございますので、その段階で議会に御提案申し上げ、御審議をお願いしたいと考えております。
- 21番(直村静二君) 聞いておきたかったのは、残っている分があるのか、それとも、もらった分は全部使ったのかです。われわれの目のつけどころは、議会の審議している9億4千万円の分です。鶴山の分は、いずれ議決事項として出てくるが、それで開発事業収入はしまい。この9億4千万円は、まるっきり基金に入るという扱い方ですね。
- 財務部長(麻生和義君) そのとおりでございます。

○ 21番(直村静二君) この件については、いずれ付託された委員会でもう少し詳細に審議できると思いますので、これはよろしい。

次は、公社の件ですが、いま、苦しい答弁をされておったのはよくわかりますが、公社問題については市が債務保証した、責任はとる。黒字についてはなかなか出ない。いよいよ物件が出てまいりましたが、これは公社がろみになってますので、質問はなかなかむずかしい。そこで、わかったのは、この6億余を売ったとき差損を生じない措置をしてある、そういう答弁ですね。そうすると、差損を生じない措置とは、具体的にどういうことですか。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

差損が生じない措置と申しますのは、あくまでも、市において競争入札での処分を予定しております。その金額で本市の開発公社から買い上げを行いたい、こういう意味でございます。当面、一般会計での損失というか、差損が生じてまいらない、私が申し上げてるのは、あくまでも事務的な措置を申し上げておるわけでございます。一般競争入札の性格からして、できるだけそういったことのない、少ないよにという努力のもとに、実際の事務を行うのは財務部管財課でございますが、そういう事態の起こらんように精いっぱい努力をしてみたいという考えでございますので、事情御賢察賜りたいと存じます。

○ 21番(直村静二君) 事情御賢察と言われるとね……。結局、入りが6億何ぼに対して4億にしか売れなかったとなると、元の公社の財産は4億やったということにして、出も入りも4億に下げて処理するという仮措置ですか。そうだとすると、一般会計に差損が生じないからね。

○ 財務部長(麻生和義君) 一般会計の歳入歳出ということでございますので、仮措置ということでは決してないわけでございますが、先ほど申し上げましたように競争入札ということでございますので、努力して行っていくということでございます。私の申し上げてるのは、事務的な一般会計での扱いを申し上げてるわけで、あくまでも、落札金額をもって開発公社から買い上げを行いたいということでございます。

○ 21番(柳瀬美樹君) 同じことや、公社の理事会があつて理事長は市長、そこでこれから赤字の製造をする。これとこれが売れないから、市の方で売ってくれというのがここへ出てくる。それをわれわれが仮措置としてやる。赤字になった分は公社で持たせていく。ひとつ理事長から答弁を願いたい。これでしまいと違うと思います。

○ 参与(林徳次君) 今後の公社保有財産等も含めてお答え申し上げます。

端的な御質問ですが、売れないから、市の方で一般競争入札に付するというものでは決してございません。あくまでも、公社の定款あるいは土地処分要領を定めてございまして、それに基づく処分でございます。御存知のように、公社の土地処分は、原則として公共用地もしくはそれに

準じた公益の範囲と限られてございます。それ以外には、処分いたします場合には、原則として市に売却して処分すると定められております。

なお、例外として、その土地の立地条件から隣接地主等に売却した方が有利であるという細かい条項が三つほどございますが、これは例外でございまして、あくまでも、こういった原則に沿った条件の土地は、この方針で処分させていただくということに相なろうかと思えます。

- 21番(直村静二君) 物件は、先ほどの財務部長の答弁では伯太と青少年会館ですか。
- 財務部長(麻生和義君) そのとおりでございます。
- 21番(直村静二君) あと聖神社とか山荘の分とか出てくる可能性があります、参与の答弁では、隣接の地主とかに売るといふ特例もあるとか、同和地区にあるヘタ地、7、8カ所ありますが、公共に利用できない場合は全部競争入札でいくわけですか。
- 財務部長(麻生和義君) 市すなわち地方公共団体が普通財産を処分する場合、原則として、基本的には競争入札で行うということでございますので、当然、公社での隣接地主等への措置以外の財産処分は、一般会計が買い上げて処分を行うものについては、競争入札を基本に考えております。
- 21番(直村静二君) だから、この二つの物件は、競争入札でいくんだということですね。そうすると、林参与の説明によると隣接の地主、隣接の地主がほしいと言えばあがってくる。
- 財務部長(麻生和義君) 私の申し上げてるのは、あくまでも一般会計へ買い上げる物件でございまして、隣接地主等への処分は、公社の定款、公社サイドで処理をしていただくというふうに考えているわけでございます。
- 21番(直村静二君) 地主さんが公社へ売って、それが市の財産として売りに出たとき、わしは買い戻したいという場合は特例がありますか。私はそういう御意見を聞いたことがあります。
- 参与(林徳次君) 元の地主さん等の買い戻し等の意向があった場合という、特別の例を引いての御質問でございまして、これは非常にケース・バイ・ケースの判断が必要と相なろうかと思えます。たとえば全国的に国有地を元の地主にお返しになったという事例もないことはございませんが、それぞれ公共公益の利用等の原則に沿った土地利用を図るのが私どもの仕事でございますので、あくまでも前向きに、現在の保有地は、まず公共用地として有効に使ってまいるといふ立場、あくまでも、公共利用が原則でございます。

なお、先ほど申し上げました一点だけを強調されると困るんですが、公社で処分できる内容は、先ほどヘタ地という表現もございましたが、そういった土地も代替地とか、特定の形状等からいたします判断による処分、あるいは一般的な公共団体から他の大阪府の事業であるとか、そういう代替地の提供を求められるケースもございまして、広範囲な公共目的の中で私ども、

公法の趣旨に沿った処分を考えていきたいということでございます。

○ 21番(直村静二君) くどいようですが、確認したいのは、今回の補正予算で出た物件は、第1原則として、主たる公共公益にふさわしいものとして競争入札で買っていただくという趣旨ですな。

○ 財務部長(麻生和義君) そのとおりでございます。競争入札で行ってまいりたいと考えております。

○ 21番(直村静二君) ところが、最初は公共目的で買ったものが、公社サイドでどうもできなかった分についても、あくまでも第1の優先は公共的な団体、公共目的に使うという条件はついてやるのかという確認です。競争入札やから、値の高い方へいくということはわかっていますが、どんなものができるかという歯どめ、この2点です。たとえば建て売り業者が買った場合、計算すると採算が合います。ところが、売る方は金利が重なってくるわ、私も委員会に聞いたが、先ほどの公社の答弁では大体赤や、採算はとれないんだ、思い切って赤でしんぼうしようかという空気です。建て売り業者でいけませ。

いま、地価は、昨日の新聞報道によると上がってきてるから、採算がとれるようになってくる。その点、赤字の方も心配ない、黒字になってくる、うまいこと売れる、後の土地利用も公共的なものに使いたい。この二つの目的、役目がこの補正予算を出した中であると思う。一般会計で差損はないんだという無責任なことではなく、やはり理事長が市長ですから、できるだけ赤字を出さるように売る。同時に、できるだけ公共目的に使ってほしい、そういう人に入札させたいという、この二つをきちんとするんだという点について、理事長から確認をしていただきたい。そうでないと、この補正予算を認めていくのは問題があると思う。

○ 助役(坂口禮之助君) 二点ございますが、一つは、非常に問題があるわけでございますが、先ほど来、財務部長が答弁申し上げておりますように、今回の処分対象になっておる二つの土地につきましては、できるだけ現在、公社が保有しております帳簿価格を上回ったもので処分したいという念願を持っておるわけなんです。しかし、一般競争入札でございますし、やってみないと最終の価格はわかりませんが、あらゆる努力を払って、できるだけ差損の出ないよう全力を傾注していきたいと考えております。

その場合、一般会計における取り扱いの方式といたしましては、いわゆる最終の売却金額が決定した価格によって公社側から一般会計が買い取る、したがって、その金額で売却することになりますので、一般会計における収支のバランスは保っていきたくて考えてるわけなんです。その売却価格が公社の帳簿価格と差損が生じた場合、当面、公社側の赤字として留保していただきたいと考えてるわけなんです。利益が上がれば当然、公社に還元すべき性質のものでござい

ますので、そういうやり方をしたいと存じております。

それから、第2点目の当土地についても、いわゆる公共事業を張りつけないという考え方で、公社が先行取得してまいったものでございます。今回の一般競争入札の場合でも、公共施設を優先してそういうものに利用するのかもしれないお話でございます。一般競争入札でございますので、そのような一定の土地利用目的を明確にして、そういう方でなければ入札させません。こういう用途にしか使ってもらっては困ります。という、厳密な意味での土地利用計画なり、資格認定はいたしかねます。あくまでも、一般競争入札でございます。その参加資格等については、条件なり制限はございません。どなたでも参加していただくこととなります。

ただし、かねがね申し上げておりますように、土地利用につきましては、これは周辺の方々に御迷惑のかからないような、あくまでも、市の公有地を一般競争入札方式によって処分するので、当然、良好な環境を阻害するような事業目的を持っておられる方につきましては、これは一切排除していきたい、その点だけは、われわれとしても十分配慮してまいりたい、このように思っているわけでございます。直村議員さんの御質問のように、特定の目的を持った方、いわゆる公共を優先する、公共あるいは公共的な利用目的を持った方のみ入札参加資格を与える、そのような規制措置はとれませんので、その点はひとつ御了解賜りたいと思います。

- 21番(直村静二君) 逆なんですね。公共目的に使われないから補正に出ている、あかんから出ている。この物件、府中町7丁目の青少年会館、あの全面積は何ぼ、そのうち寄付された面積は何ぼかわかってますわな。それが今度、ぼこっと全部ひっくるめて200坪ですか、売りますから、寄付された人は横っ面張られるようなもんやね。それに対しては、何らかのことを考えてますか。
- 助役(坂口禮之助君) 仰せのとおり、今回計上いたしましたうちの一つの物件は、青少年会館の敷地を予定しております。一般会計で所有しております土地の部分につきましては、53年度当初予算の財産売り払い代金ということですでに予算化いたしておりますので、今回、公社保有地のもののみ予算化させていただいたわけでございます。仰せのとおり、一般会計で保有しておる土地につきましては、これは元々の御寄付をいただいた土地でございます、非常に心情としては、この売却につきましては痛み入るわけでございますが、目的が青少年会館等として利用されてまいっておりますので、今回、それにかわるりっぱな施設ができることになりましたので、この売却代金をもって図書館の一般財源に充当してまいりまして、寄付者の御意思もそういった方面に計上して生かしてまいりたいと思います。
- 21番(直村静二君) 図書館に使うということですが、実際に買う人は全部買う、半分と違うので、その点では考えてるかとか聞いたら、考えていないという。これは心情の問題ですから、

あえてとやかく言いませんが……。

以上、質問して大体わかってきたんですが、公社の問題については一つ提言したい。あくまでも、公社の問題は、法律上では報告案件、議決事項ではない。そこで、議会人等からも特別委員会をつくり、そこですべての報告、意見を聞いてやっていくことになってます。基本的には、私はやむを得ないと思う。しかし、少なくとも、公社関係の財産が一般会計に出てくる。当初に債務保証してある。これからまだまだ未利用地が一般会計の補正に出てくる。そして処理していく。

このような関係からいくと、いまのような公社と、議会サイドの特別委員会では間尺に合わないかと思う。この財産売却については、やはり本会議一発方式で、補正予算に組んで諮ればしまいということではなく、やはり財産の問題としては、それなりに総務委員会でその都度出し、議会側の正確な審議なり相談を受けていく。そうでないと、出てくるたびに見落とすと難儀です。補正予算の1項の財産売り払いというかついで出てきてしまいでは、公社の特別委員会に入ってる人だけは知ってるだけとなる。少なくとも、総務委員会は通していただくということにしていかなと、私は自治法上おかしいと思う。債務保証してある土地を、途中で普通財産に乗せて売り払うのですから、総務委員会を通してもらわないかん、財産処分ですからね。市長、いかがですか。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

御指摘ごもっともでございます。一般会計の方に買い取って売却するという行為を行うのでございますので、実質的な御議論は開発公社特別委員会で十分やっていただいておりますけれども、やはりこういう手続をとるとなると、当該総務委員会にも事前に御説明申し上げ、御協議を申し上げるのが筋だと存じますので、今回はひとつ御勘弁いただきまして、以後、そのような取り扱いをしたいと思います。

○ 21番（直村静二君） ほかの議員さんもあると思いますので、私はこの辺でやめときます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 28番（坂上國治君） 開発公社問題が出てきますので、一言、言わせてほしい。

実際問題、これは市の方が開発公社にお願いして、これを買ってくれということだったと思う。にもかかわらず、何にも使い道のないものを市が開発公社に買いなさいと言ったのか。おかしいですよ。わざわざ損するためにあんた方、頭痛めたのかもわかりませんが、大きな損害でしょう。だから、少なくとも、こういうものについては、公社の方で処分してもらったらええんと違うかと思う。市が公共物を建てるもののみ、市が買い入れたらええのと違いまっか。わざわざ損して売るやつを、回りくどく開発公社から買ってね。そうしないと都合が悪いからかもわかりませんが、売れた値段で開発公社から買うなんておかしい。

いままでからわれわれが言うてるとおり、これがもし損害をこうむったらどないするんや。市が責任を負わないかんやろうということは、和泉市長と開発公社の理事長は同じ人やないかと、いままでからくどく言うてきた。にもかかわらず、市が公共物を建てない土地まで市がやるというのは、私はおかしいと思う。だから、いままでできるだけ損害のないように開発公社でやってほしいと言いつけてきたわけです。

今後、まだいろいろと開発公社の土地はたくさん残ってる。しかし、これらの土地の処分も十分考えてやってもらわないと、私の考え方が悪いのかどうか分かりませんが、市の公共物を建てるために買入れた分については、これはその時点で開発公社から市が買い取るんだと思ってたわけです。こうしてわざわざ損害をこうむってまで処分せないかんものを、わざわざ市の一般会計へ入れてやるというようなおかしい考え方はわかりません。

私が前々から言うてたように、開発公社というのは隠れみのと言っても過言ではないと思う。必要でないものをなぜ開発公社に買うてもらうたのか。あるいは開発公社が勝手に買うたのか、そこのところははっきりわかりませんが、恐らく市の方から依頼して買うたものと判断してるんです。ということは、現在の最後の段階で市がそれを引き取ってやっていくということは、これは開発公社にお願いした関係上、そうせざるを得ないんじゃないかと思うんです。ちょっとおかしいですよ。

先ほど、いろいろ直村議員さんからも言うてましたが、やはり当然、そうした総務委員会あるいは26名の議員さんにそれらのことを全部相談してやってもらわんと、余りにも理事者は一方的ですよ。これでは困ると思うんです。公社問題が非常にむずかしいということは、あの当時、はっきりと9名の人が反対したんです。ところが、調査委員会もできなかつたのですが、厳然として反対者があつたんです。これは私だけやなく、皆さん方もよくおわかりやと思う。少なくとも、9名の方々は、損までしてもらうたら困る、損せんと売ってくれということですよ。

せやけど、私は、内容についてははっきりわかりませんが、どうやら相当の赤字になるようにちょっと聞いてるんです。だから、これを市が受け取るとするならば、公社と話し合いて、何ぼで買うた、それに金利とかいろんなものをプラスして損害がないようにひとつ処分してもらいたいと思うんです。おかしいよ。ある機関を通じて議員さんにもそういうことが相談されてるんならともかく、現時点でこんなことをするという事は、われわれは、議案書を見るまではわからなかつた。何らその説明も受けてないわけです。だから、開発公社が最後の最後まで責任を持ってやってくれるんだと思ってました。絶対に損せんように売ってもらわんと困りますよ。

私は今日まで、事務局長にもいろいろお願いしてきましたが、これやったら、責任の主体というのはどこへ持っていったらええんか。開発公社は、市の方へ買い取ってもらいますよ。という

ことで責任は免れると思う。これは何億のものを買おうと、議会には何の発言権もないんです。開発公社で買収していくことになれば、われわれ26人おるが、どうだこうだと言える人間はない。そんなことで、われわれは12万市民の代弁者だと大きな顔できない。市民から税金をかけてもらうんやから、何かの形で市民に還元しなければならないのに、還元どころか、大きな赤字を市民に背負わすような代表だったら困ると思うんです。

いかに理事者は執行機関といえども、議会をここまで軽視されては困ると思うんです。何ほ言っても、あんた方だけでやれないんですよ。行政は、議会の審議機関で審議してこそやっていく。あんた方だけでは何もできっこない。それなのに、こういう勝手なことだけは、あんた方だけで勝手にやってる。議会に相談もなく勝手にやってることになると思う。それでいいのかどうかということです。

だから、この問題は、市民に損害をかけないで処分してくれるんならまだしも、それであつてもまだ一言、文句を言いたいです。それなのに、大きな損害を市民に損害をかける状態の中で、議会をつんばさじきに置いてやろうとしてるんかどうかわかりませんが、それでは困りますよ。

この開発公社問題は根が深いんです。ということは、最初は反対が多かったんです。ところが、いろいろの関係で、最終段階では9名ということにとどまったんですが、そこらを十分心にとめてやってもらわんといかん。市が開発公社から買い戻していくとき、これは赤字にならんとするんやったら文句ない。あんた方も言いわけできると思うんです。しかし、現在の不用な土地が相当あると思うが、それを全部処分したら、一体和泉市の一般会計はどうなるんですか、最終段階でね。開発公社の赤字全部を一般会計にしわ寄せせないかんと思う。その時点で和泉市はどうなるか。12万市民にどれだけ損害を与えるかということをもまず考えてほしいと思う。

あんた方から見れば、「26人の議員なんか何じゃい。」とお考えやと思うが、やはり26人の議員に十分話し合いをしてもらうて、それから、あんた方の方でいろんなことに直面してやってもらわないかん。こんな状態の中で、こんなことをやられたら、実際、議員としても、私個人としても情けないと思う。売る値段、はっきりしてると思う。名目は入札というが、この価格はこれこれと、恐らく談合に近いような話し合いがあるんじゃないかならうか。こういうふうに感じますよ。理事者サイドでは、あくまでも、そんなことは言えんと思う。いかにそうであっても、「いいえ、そうではございません。」となると思いますけど、私は、いろんな意味でそうなるんじゃないかならうかという感じはするんです。

それで、これはたつてのお願いをしておきたいのは、まず、12万余の市民に対して、開発公社にお願いして買収した土地の件で、市民に損害をかけないという姿勢でひとつやってもらうことを要望しておきます。市長はいまうなずいてたが、それならここで確認しておきたいんですが、

絶対に市民には損害をさせません。ということをご確約していただいて、私はこの質問を終わりたいと思います。市長さん、ひとつ12万市民には、他の面ではどうかと思いますが、この開発公社問題については、絶対市民には御迷惑はかけません。ということをご市長から言うていただきたい。市長は開発公社の理事長でございますので、そこら辺のことについて、そうになったら、一銭の損害があっても私は承知しがたいということをごここではっきり申し上げて、御答弁をお願いいたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 市長。

○ 市長(池田忠雄君) 坂上議員さんからいろいろ御指摘をいただきまして、お答えを申し上げたいと存じます。

本件につきましては、議員さんの御指摘どおり、いろいろ経過もございます。その中で本日、御提案をいただいておりますのは、2件について公社から和泉市が買い戻し、一般競争入札に付していきたい。先ほど財務部長が御答弁申し上げましたように、一般会計の扱いとしては、こうして補正予算案を御議決いただいた暁に立って、最大の努力を払って競争入札に付し、そこで落札した価格でもって公社から買い上げ、一般会計に差損を来さないような措置をとらせていただきたい、こういうふうにお願ひし、御提案を申し上げてのわけでございます。御指摘のとおり、公社という公法人の性格上、競争入札に付して処理させていただかざるを得ないという法的な制約もございますので、この件について御提案をさせていただいてのわけでございます。

端的な御指摘でございます。われわれといたしましても、何とかこの公社の赤字という問題は、最大の悩みでございます。このまま手をつかねておりますと、非常に金利もふえてまいります。何とか早く立て直してまいりたいということで、公社特別委員会の皆さん方にもるる御審議をいただき、御指導をいただいておりますので、今回を初めてといたしまして、今後も累積する赤字あるいは金利、これらに対応していろいろと御相談する中で、何とか早く措置すべきものは措置させていただき公社再建を図ってまいりたい、この一念でございます。きょう、御提案申し上げております、こうした一般競争入札に付するについての予算の措置でございます。われわれとしては、最大の努力をさせていただきたい、この決意で今後対処させていただきたい。競争入札にも付してまいりたいと存じております。何とか努力させていただきたいということで事情御賢察いただき、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 28番(坂上國治君) 市長は一般会計で差損を出さないように、私の言うてるのは一般会計云々ではなく、12万余の市民に対して損害を与えるか、与えないかということをご申し上げてるわけです。ここで何ぼかずつでも損していったら、結果としては、12万市民に損害を与えることになる。そうでしょう。だから、そういうことじゃなく、絶対に12万市民には、開発公社問

題では損害をかせません。と言ういただけるかなと感じておりました。これだけ大きな損害を予測される中で、それだけに各議員さんとの話し合いもなかったらいかんと思う。これやったら、あんたらだけで和泉市を自由にできる。赤字をどんどんふやしていくのもあんたらだけでやる。そうすると、やってくれるのは結構やが、われわれはこうやって会議に出てきて、「あいつら、1日何してるんや。」という結果になると思う。それでは、せつかく公選で皆さんから支持してもらって出てきて、何の値打ちもないことになります。

だから、くどくど申し上げるのはやめるが、行政だけでは政治はやっていけない。あんたら、執行機関というだけで、審議機関をほつたらかしてやるというやり方は、私はけしからんと思う。ここで長々しゃべっても聞いてくれんなら何にもならんから、何とかひとつ市民に損害をかせないというお約束を願えれば引き下がりたいと考えるんですけど、市民さんに赤字を背負すんだということになれば、なかなかそう簡単に私は済む問題やないと思う。だから、ひとつ胸張って、絶対市民には損害をかせません。と一言言うてくれたら、さつと私は引き下がりますので、そうやないと、市民に赤字を背負わすことをあんたらだけでやられて、われわれはつんぼさじき、ただ、市会議員という名前だけ、こんな状態では、私はちょっとしんぼうしかねますので、ひとつ腹くくっていただいて、絶対市民には迷惑かせません。とね。そう言うてくれたら、私はさつと引き下がりますので……。

聞いてみたら、総務委員会にもかかってないという。常任委員会ですよ。そこに何の相談もなく予算に計上して審議していこうというところに、私はあつと疑義があるんです。そこらの辺、ちつとおかしい。十分市民が納得してくれるような御答弁、市長さんに限らず、開発公社関係の理事さんもここでおられることですので、そこらもひとつわれと思わん者は、絶対に市民に迷惑はかせません。と言つていただいたら引き下がりたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 坂上議員さんの発言に対して、私からも、理事者においては、坂上議員の指摘された事を十分肝に銘じ善処されるよう要望いたします。坂上議員さん、ひとつよろしく願ひいたします。

他にございませんか。

- 27番（竹下義章君） 簡単にお聞きいたします。わかりませんので教えていただきたい。

基金条例が委員会付託になったわけですが、基金条例の性格は第2条にございますように、「一般財源、その他をもって一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。」とあります。このような性格で今回、基金条例が出てきている。そこで、基金条例で問題になりましたのは、第6条の中で「財政運営上特に必要と認めるとき」がおかしいやないかということていろいろ論議があつたわけです。そして、基金条例が委員会付託になったわけですね。

委員会付託になりましたら、恐らく補正予算の中では、基金という名前の金額は消えるんだと

解釈しておったんです。予算の伴う条例というものは先に出して決定すると同時に、後で予算が出てくると解釈しておったんですが、今回、この補正予算の中には、基金費ということで9億4,444万1千円が出ております。運営上、これでいいのかどうかということをお聞きしたい。

ということは、基金条例というものは、議会が必要と認めるかどうかはまだ決まってない。基金という名前はない項目で、うたつてはいけないと思うんです。まだ議会を通過してないので、これが否決になるかどうか知りませんが、通過しないのに、こういう計上の仕方でもいいのかどうか。ちょっと今後の問題もあるので、お聞きしておきたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 基金条例と、今回の第3号補正予算との扱いの問題でございますが、すでに先ほどもお答え申し上げましたように、予算を伴う条例を議会に御提案申し上げる際には、確実な予算計上が必要であるということで今回、同時に提案申し上げたわけでございます。予算を伴う条例を御審議願う場合には、必ず予算措置をしておかなければならないと認識しているわけでございます。当然、9月29日の本会議において総務委員会に付託していただきました和泉市公共施設整備基金条例案の御審議いただく場において、私どもは予算措置が必要であると解釈するわけでございます。

以上でございます。

○ 市長（池田忠雄君） ちょっと補足させていただきたいと思います。

いま、財務部長が申し上げましたが、基金条例を総務委員会に御付託いただき、そこで一つの方向づけをいただき、来る議会で御議決をいただくまでは、執行、その他につきましては当然、凍結させていただかなければならないと承知しております。ただ、予算の扱いとしては、こうして御提案させていただいたわけでございます。予算としては、ぜひ基金費という性格からしてお認めいただきたいということでございます。

○ 27番（竹下義章君） 基金条例は総務委員会付託で、この会期中には恐らくありませんわね。この定例会がすんで後、閉会後も審議していくことになるわけでしょう。最終的に12月になりますわね。臨時があれば別ですが……。その辺のからみはどうなるんですか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたします。

基金条例が総務委員会付託になり、それが可決された場合は、当然予算を伴う条例でございます。したがって、地方自治法上予算を伴う条例等を御提案申し上げる場合は、同時に予算措置も行って上程しなければならないという規定がございます。それは御承知のとおりでございます。そういう条項に基づいて今回、同時提案させていただいたわけですが、たまたま基金条例は総務委員会付託になりましたので、その御協議の結果を待たないと、条例等は成立いたしません。

したがって、今回、本補正予算に計上させていただいております基金関係の収入支出の面につきましては、基金の条例の成立を見るまでは、このまま留保するという形になるわけでございます。

御承知のとおり、予算が議決されたからといって、そのまま執行できる筋合いのものではございません。条例、規則等が制定されないと執行できませんので、留保づきとなるわけでございます。今回、これを削るということになりますと、一方、地方自治法上からは、条例そのものは御上程申し上げ、総務委員会で継続審議となつてございますので、欠陥が生ずることになるわけでございますので、その点御理解いただきたいと思ひます。

したがって、予算計上はさせていただいておりますが、本来の筋から申し上げましたら、この部分だけ基金条例と合わせて総務委員会付託となるのが正しいと思ひますが、予算そのものは一括した一つの議案でございますので、その部分だけを切り離して委員会付託するという措置の方法はございませんので、この際、予算は一括して御審議をいただき、条例措置が行われるまでは、その部分に関しては留保するという扱いにさせていただきたい。かように思ひます。

○ 27番(竹下義章君) そういう説明ならばよくわかりました。私もそれを聞きたいと思つてました。

そこで、留保するというのではなく、基金条例が委員会付託になつたわけですから、ここから除いておいて、改めて条例が議決されて初めて出してくるというやり方もできると思ひますが、自治法上では何か欠陥がありますか。

○ 助役(坂口禮之助君) その場合は、先ほど申し上げましたように、地方自治法上問題がございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 横田君。

○ 15番(横田憲治郎君) 要するに、さきの基金条例の審議を通じて、われわれ議会で審議するという立場から、いまの竹下議員の質問なり意見が出てくると思ふ。私も全く同感なんです。理事者の執行するという立場からすれば、予算を伴う条例は、予算と並行して提案しなければならぬのは当然だと思ふんですよ。自治法上ね。それはそれでいいんですが、いわゆる議会尊重という理事者の立場、また、われわれ慎重審議する立場からは、予算そのものが議決されて、それに伴う条例が追隨的に審議されるということについては、すでに予算そのものが議決されてるわけですから、やはりそうした内容と相関連した審議内容も想像されるわけです。

したがって、今回の定例会での補正予算の扱いとしては、定例会の会期はまだあるわけですよ。議案審議は本日で議了するという、一定の運営委員会での申し合わせ、取り決めはありますがね。私は、何らかの事務的措置を含めて、議会の審議を尊重するという立場に立てば、私は、本定例

会内においても、本補正予算の再提案の扱いは理事者の立場ですべきだ。また、できるんじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

- 議長（柳瀬美樹君） 助役。
- 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

私、先ほど申し上げましたように、この部分だけ合わせて総務委員会に付託して同時審議を煩わすのが筋でございます。いま、横田議員さんの御指摘がございましたように、予算を議決していただきましたら、基金条例もそういう方向に誘導する意思は全くございませんが、そういう議会との関係等もございますれば、御意見はよくわかります。筋から申し上げても、総務委員会でこれだけ切り離してやっていただくのが当然だと存じます。

非常に唐突なことでございますが、この部分だけを別途補正予算第4号として、この際、追加上程させていただき、その部分は、基金条例とともに総務委員会に御付託いただく、このような措置をとらせていただければありがたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 坂上君。
- 28番（坂上國治君） 関連。そこまでいろいろ考えてるんなら、この会期はまだ日時があるわけですから、その中でひとつ総務委員さんにお願ひし、通知もしなくて期間もなく気の毒やと思いますが、こうして全議員さんが出席されておるんやから、こういうことで、とお願ひして、ちょっとでも委員会を開いていただき、そこで結論さえ出れば、こんなもの問題ないと思う。あんた方は、それだけの努力をせないかんと思う。努力をすれば、各議員さんも理解してくれるであろうし、委員会の中でそれを諮っていただくのが一番好ましいと思う。そんなややこしいことせんでも……。あんた方の努力が足らん。いつかのあいた時間に委員長にお願ひしてやってもらえばええと思う。いまからでも時間があるんやから、できればそういう方法をとっていただき、すんなりと決めていただいた方がええやないかと思うんです。これは意見にとどめておきます。
- 議長（柳瀬美樹君） お昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時12分休憩）

（午後2時10分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の一般会計補正予算審議の中で、基金積立金について種々御討議がなされ、所管の総務委員会にも協議されていないという指摘もあったので、休憩時間にお願ひして総務委員会を開催されました。その結果を報告いたします。

午後1時より総務委員会を開催し、各委員より該当委員会に対し説明不足が種々指摘されまし

た。これら指摘に対し、理事者より今回の措置について強く反省し、おわびがあり、協議の結果
予算審議は、現在の提案のままの形で了解し、今後このようなことのないよう強く要望し、終わ
りました。

以上が総務委員会の結果でありますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本件の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」の声錯綜）

天堀君。

- 2番（天堀博君） 私どもは、先ほどからの議案審議の中で申し上げておりますように、開発
公社の件などについても、財産処分の方法について、一たん市の財産に入れて処理するというよ
うな方法、これは不必要な財産を購入した、公社に購入させたという問題も含め、いろいろ問題
があらうかと思えます。実務上の処理、その他については、ある程度やむを得ないと考えますけ
れども、そういう公社財産の処分について問題がないとは言えませんし、さらに、当議会などで
いろいろ質問も出、答弁がありましたように、公社の尻ぬぐいという事態になってきております。

さらに、公社の調査特別委員会等も提案され、これが否決されたとはいえ、不透明な部分がた
くさんございます。

このようなことを考慮いたしまして、賛成する立場には立てないという理由から、当補正予算
案には、数々の歩道の設置、災害の復旧、その他小学校費、図書館費等の措置しなければならない
ものが含まれておりますけれども、賛成はできません。しかし、反対をするというのではなく、
この件については退席し、保留させていただきたいと意見を申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 御異議ないものと認め、議案第54号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第3「人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求める
ことについて」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

諮問第1号

人権擁護委員候補者を推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推せんするについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第1

39号) 第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

氏名	生年月日	住所	職業

諮問第1号参考資料

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号) 抜すい

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程いただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推せんするにつき議会の意見を求めることについて」、提案の理由と内容について御説明申し上げます。

これまで人権擁護委員として御活躍いただいております森下堯夫氏、友谷重子氏のお2方の任期満了に伴いますもので、両氏は、昭和50年10月に人権擁護委員に就任されて以来、人格識

見が豊かで円満、公正さをもちまして基本的人権を擁護し、自由人権・思想の普及と高揚を図るため、積極的に活動されてまいられました経験豊かな方でございますので、再度、委員候補者として推せんいたしたく、人権擁護委員会法第6条第5項の規定により議会の御意見をお伺いいたしたく存じます。

森下堯夫氏は和泉市太町171-18番地にお住まいで、職業は婦人装身具製造業を経営され、生年月日は大正3年11月3日でございます。

また、友谷重子氏は和泉市唐国町676番地にお住まいで、無職、大正2年3月6日生まれでございます。

何とぞ満場一致で森下堯夫氏、友谷重子氏のお2方を人権擁護委員候補者として推薦することについて御了解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、諮問第1号を原案どおり同意することに決めます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第4「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第44号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により議会の同意を求める。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生 年 月 日

職 業

議案第44号参考資料

〔1〕 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 第16条各号（第4号を除く。）の一に該当する者又は第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～9 略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

〔2〕 任期満了日

公平委員会委員	任期満了日
串野音吉	昭和53年10月24日

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました議案第44号「公平委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力を賜っております串野音吉氏は、来る10月24日をもって任期満了となります。これに伴い後任者の人選を進めてまいりましたが、串野音吉氏が昭和44年に公平委員会委員に選任されて以来、3期歴任されており、御活躍を賜っております。氏は、資性きわめて温厚にして人格高潔、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に正しい理解と正確なる判断をもって当たられ、まことに適任者であると存じますので、引き続き公平委員会委員として選任いたしたく、ここに議会皆様方の御同意をお願い申し上げる次第でございます。

住所は和泉市府中町3丁目12番23号で、明治43年1月1日生まれ、職業は美容院を経営

されておられます。

何とぞよろしく御審議をいただきまして、選任に御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に御異議ないものと認め、議案第44号を原案どおり同意することに決めます。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第5「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第45号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

昭和53年9月26日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所
氏 名
生 年 月 日
職 業

住 所
氏 名
生 年 月 日
職 業

議案第45号参考資料

〔1〕 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい

第423条 固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項を除く。）に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4、5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

7～10 略

〔2〕 前任者の任期満了日

固定資産評価審査委員会委員	任期満了日
西井正之	昭和53年11月8日
辻美模	昭和53年11月8日

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第45号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力を賜っております西井正之氏と辻美模氏の両氏が、来る11月8日をもちまして任期満了となります。これに伴い後任者の人選を進めてまいりましたところ、西井正之氏、辻美模氏の両氏とも昭和44年に固定資産評価審査委員会委員に選任されて以来3期歴任され、豊富な知識経験と円満公平なお人柄をもってその職責を全うされておられますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに議会の皆様方の御同意をお願い申し上げる次第でございます。

なお、西井正之氏は明治44年10月16日生まれ、住所は和泉市葛之葉町78番地で、職業は、現在、信太農協の組合長をしておられます。

辻美模氏は大正12年3月19日生まれ、住所は和泉市唐国町641番地、職業は織布業及びゴルフ練習場を経営しておられます。

何とぞ満場一致で西井正之氏、辻美模の御両氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて御同意をいただきたく、お願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に御異議ないものと認め、議案第45号を原案どおり同意することに決めます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第6「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、去る9月27日開催されました議会運営委員会において、追加議案の御了解を賜っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

昭和53年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生 年 月 日

職 業

議案第55号参考資料

〔1〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営

管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員うちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2、3 略

（任期）

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔2〕 前任者

西口喜一郎 昭和53年9月16日死亡退職

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました議案第55号「監査委員の選任について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本市監査委員は、条例に基づき、その定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名で構成されておられます。すでに議員各位におかれましては御承知のとおり、病气療養中でありました西口喜一郎氏が去る9月16日、薬名の効なく御逝去されました。ここに慎んで哀悼の意を表する次第でございまして。

つきましては、10月、11月にかけての決算監査の時期を控えておりまして、今回、後任の監査委員として追加御提案をいただいた次第でございまして、久光喜多男氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございまして。

久光喜多男氏は大正3年11月15日生まれ、住所は和泉市鶴山台4丁目18番4号でございまして。職業は現在、無職でございまして、昭和4年に大阪府職員となり、昭和45年、大阪府議会事務局長を退職され、その後、大阪府土地開発公社常務理事、同土地開発公社副理事長を歴任され、本年3月、退職されました。実に50年近くの長きにわたり行政に携わってこられた方でありまして。行政各般にわたって精通されておられると存じます。

なおまた、資性きわめて温厚にして、卓越した見識と情熱を兼ね備えた方でございまして、本市監査委員として最適任者であると存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

別に御異議ないものと認め、議案第55号を原案どおり同意するに決します。

○ 議長(柳瀬美樹君) 日程第7「和泉市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第1号

和泉市選挙管理委員会委員および補充員の選挙について

昭和53年10月24日をもって選挙管理委員会委員および補充員の任期が満了するので、地方自治法第182条の規定により各4名を選挙するものとする。

昭和53年9月26日提出

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

選挙管理委員会委員

氏名	住所	生年月日

選挙管理委員会補充員

氏名	住所	生年月日

選挙第1号参考資料

選挙管理委員会に関する法律抜粋

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定するものうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

○ 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を求めます。

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 本件につきましては、議会議案として御提案申し上げておりますので、はなはだ僭越でございますが、お許をいただきまして、私から提案の内容を御説明申し上げます。

和泉市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、来る10月24日をもって満了となります。したがって、地方自治法第182条第1項並びに第2項の規定によりまして、委員並びに補充員の選挙を議会において行わなければならないこととなっております。委員4名、補充員4名、計8名を選挙願いたいわけですが、補充員につきましては、順位の決定もあわせてお願いしたいわけでございます。

なお、当該委員及び補充員の選任につきましては、指名推薦の方法をもって行うこともできますので、よろしく御願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、提案の理由の説明いたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件につきましては、各委員の任期満了に伴いまして、議会において選挙しなければならないことになっております。したがって、事人事に関することであり、慎重を期して、さきの各派代表者会議において人選をお諮り申し上げ、一応の御了解をいただいているものと存じますので、はなはだ僭越ではございますが、私から委員の氏名を申し上げ、推薦をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

別に御異議ないようでございますので、私から指名推薦させていただきます。

選挙管理委員会委員として、味谷日吉、辻村徳次、高橋正道、米田安雄、以上、4名の方をお願いいたします。

次に、補充員といたしまして、1番出原晃雄、2番大和暹、3番若林久一、4番壺井修蔵以上

の方をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

別に御異議ないようでございますので、選挙第1号を原案どおり決定いたします。

○

- 議長(柳瀬美樹君) ここで、ただいま同意されました各委員よりあいさつの申し出がありますので、許可いたします。

(公平委員就任あいさつ)

- 公平委員(串野音吉君) このたび私、公平委員として皆様方の御賛同をいただいたことを厚く御礼を申し上げます。最初のときは公平委員としての使命を痛感いたしました。就任して10年になんなんとしますが、その責任あるいは許された範囲内での課題といえますか、その重さだけをつくづく感じております。

幸いにして就任以来10年、市行政一般、特に人事等について公平を欠くということは、当市にはございません。しかし、周辺を見ますと非常に多くございます。特に言えることは、人事問題でございます。もちろん私どもの使命は、地方公務員の権利、利益などの擁護の責任を持ってございますが、これに違反する者なく、あくまでも、公平に地方公務員としての責任と義務を十分に果たしていただいた上において、私たちはその権利を擁護していく立場でございます。

かようなことは、諸先生方にはすでに御承知だと思いますが、就任に際して、平素から市長さんを初め諸先生方の御指導を感謝しておるものでございます。ますますの御支援、御指導をお願い申し上げます。簡単でございますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○

(固定資産評価審査委員代表就任あいさつ)

- 固定資産評価審査委員(西井正之君) 一言、御礼とごあいさつを申し上げます。

このたび、固定資産評価審査委員会委員に選任していただきました西井でございます。隣は辻氏でございます。まことに浅学非才な私どもでございますが、固定資産の評価審査という重責を与えられましたことは、身に余る光栄と感激しておる次第でございます。この席をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

今日、地方財政の硬直化がますます深刻化している中、市税収入の動向が1番注目されておりますが、景気の変動に左右されない固定資産税は、一段と重視されるものと存じます。特に来年度は、固定資産評価がえの基準年度に当たりまして、非常に重要な年かと存じます。それらのことを十分認識いたしまして、私ども審査委員はあくまで厳正公平な立場に立ち、適正な審査を行

う所存でございます。議会の皆様方には従来同様、御支援と御鞭撻のほどをお願い申し上げる次第でございます。

まことに簡単でございますが、一言、御礼とごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

(監査委員就任あいさつ)

- 監査委員(久光喜多男君) 私、久光喜多男でございます。先ほどは私に対する監査委員の同意についての御提案をいただき、御議決を賜りまして、まことにありがたく光栄に存ずるところでございます。この機会に衷心より厚く御礼申し上げます。

お見かけどおり、浅学微力、しかも不慣れな者でございますが、今後さらに勉強いたしまして皆様方の御期待に背かないよう、誠心誠意職務を果たしてまいる所存でございます。どうか議員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願いいたしまして、簡単粗辞ではございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

-
- 議長(柳瀬美樹君) あいさつが終わりました。

次に、日程第8「農地の固定資産税に関する請願」といたします。

請願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

農地の固定資産税に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

同

同

同

同

坂上國治 ㊦

貝淵博治 ㊦

池辺秀夫 ㊦

金沢勝 ㊦

田中包治 ㊦

農地の固定資産税に関する請願

1. 請願の要旨

昭和54年度は、固定資産税にかかわる土地および家屋の評価替えが行われる基準年度にあたる。

このため、農地の固定資産税については、農地評価による農地課税を基本として実施すること。

2. 請願の理由

さいきんの経済・社会情勢のもとで、わが国農業の生産体制を拡充強化し、国民食糧の安定供給を確保することは、国の長期にわたる基本的な政策でなければならず、かつ国土の有効利用、環境保全の観点からも極めて重要な政策課題である。

このため、農地の固定資産税については、土地を絶対的な生産手段とする農業の特性ならびに農業の低収益性にもとづき、現に農業の用に供されている土地については、農地評価による農地課税を行うことを基本として、農業経営の継続がはかられるよう下記の措置を講ずべきである。

3. 請願の内容

- (1) 一般農地については、水田利用再編対策等を考慮し、現行税額に据え置くこと。
- (2) 市街化区域内農地については、宅地なみ課税を廃止し、農地課税とすること。
- (3) 地方自治体が地域農業振興のために実施している農業緑地保全制度を継続、実施すること。

昭和53年9月26日

代表者 和泉市小田町851

和泉市農業協同組合連絡協議会

会長 森口兵次

外3,460名

和泉市議会議長 柳瀬美樹殿

- 議長（柳瀬美樹君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 28番（坂上國治君） 提案理由の説明を申し上げます。
ただいま局長が朗読されたとおりでございますので、よろしく願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては、種々審査検討する必要があると思っておりますので、本件の内容からして総務委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を総務委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第9「鶴山台校区変更に反対し新設校建設を要求する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

鶴山台校区変更に反対し新設校建設を要求する請願

紹介議員

和泉市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

竹内修一 ㊟

仁井明 ㊟

上代卯之助 ㊟

勝部津喜枝 ㊟

松下定 ㊟

三井正光 ㊟

山口義一 ㊟

藤原利一 ㊟

横田憲治郎 ㊟

竹下義章 ㊟

鶴山台校区変更に反対し新設校建設を要求する請願

私達は、昭和53年7月28日に開かれた市教委の校区変更の説明内容に絶対反対し、小学校新設の意を唱えています。

いまや、この声は全鶴山台に広がりつつあります。市教委は校区変更のみでマンモス化を解消しようとしておりますが、真の解決にはならないものと思います。

以上の立場にたち、私達は次の諸点を要求するものであります。

1. 住民無視の校区変更をしないように要求します。
2. マンモス化解消の為、新設校の建設を要求します。

昭和53年9月26日

代表者 和泉市鶴山台2丁目2番 8棟506号

鶴山台学校建設推進連絡会

葭田敏弘 ㊟

外7,067名

和泉市議会議長 柳瀬美樹 殿

- 議長（柳瀬美樹君） 紹介議員の趣旨説明をお願いします。
- 25番（竹内修一君） ただいま局長が朗読いたしましたとおり、請願の趣旨ははっきりして
ます。昭和51年度から教育委員会並びに理事者では、種々データも集め検討されたんでありま
すけれども、財政難等で解決を見ておられない。本議会においても、各議員からいろいろ要望があ
ったと思います。今後、前向きに、地域バランスから見ても、かつて教育委員会で第三の検討用
地として考えておられる警察無線用地等を国有地等との代替を検討され、納得のいく校区の編成
に努力されるよう要望いたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
本件についても、十分審査検討する必要があると思いますので、本件の内容からして厚生文教
委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第10『「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願』を議題といたします。

請願を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

仁井 明

印

三井 正光

印

貝 淵 博 治

印

田 中 包 治

印

赤 阪 和 見

印

橋 本 佳 行

印

坂 上 國 治

印

直 村 静 二

印

「和泉市立市民総合グラウンド」設置に関する請願

私達和泉市には、現在市民グラウンドが1ヶ所しかありません。近接の高石市では、人口66,061人で3ヶ所、泉大津市は人口69,161人で5ヶ所あります。

私たちの和泉市は、人口120,440人を有し、壮年人口58,540人と多くの中で1ヶ所の現状で、年2回の大会開催すら困難をきたしております。

昨年来和泉市の市政方針の具体化はすでに各地域において取り組まれておりより市民ソフトボール愛好者が増加の一途をたどっています。

とりわけ壮年期におけるスポーツ交流はその健康と親睦にとどまらず各地区・各団体・各職場活動の推進力となり私たちの郷土和泉市発展の主要な役割を果たしております。

お父さん、お母さんが一堂に会し親しみ交り合っている姿こそ、人間疎外が見受けられる現在社

会において大切であり子供たちに勇気と協力と責任感を教える実践の場でもあります。

以上の目的と現状に立って私たち市民ソフトボール愛好者は和泉市における和泉市立市民総合グラウンドの早急なる設置を要望します。

昭和53年9月26日

代表者 和泉市小野田町89

小野林 貞 昌

和泉市太町175

赤 松 保 夫

外3,747名

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹 殿

- 議長(柳瀬美樹君) 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 5番(仁井明君) 和泉市におきましては、各種団体の野球並びにソフトボールが非常に盛んになってきております。そこで局長の朗読にもございましたように、壮年人口が市民の半分ございますので、何とぞ議員皆様方によりしく願ひいたします。
- 議長(柳瀬美樹君) 本請願について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件についても、十分審査検討する必要があると思っておりますので、本件の内容からして厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦勞でございますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第11「盲人障害者(児)に対する制度並びに対策に関する請願」を議題といたします。

議題を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

盲人障害者（児）に対する制度並びに対策に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員	坂上 國治	㊦
同	山口 義一	㊦
同	寺田 茂	㊦
同	直村 静二	㊦
同	勝部 津喜枝	㊦
同	天堀 博	㊦
同	貝淵 博治	㊦
同	仁井 明	㊦
同	三井 正光	㊦
同	赤阪 和見	㊦
同	横田 憲治郎	㊦

盲人障害者（児）に対する制度並びに対策に関する請願

不況とインフレに悩む社会経済不安の中で、失明という不幸を背負いながら、しかも障害を克服して自立し社会活動に参画しようとする我々盲人に、理解と援護の手をさしのべていただきたくお願い申し上げます、下記事項につきまして、速やかに実施下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

請 願 趣 旨

1. ガイドヘルパー制度を早急に実施して下さい。

盲人の最大の悩みは、なんと云っても一人歩きの困難な事でございます。人として行動の自由をうばわれる程悲しい事はございません。こうした私共視力障害者の苦境を救済するため、阪南地区におきましては、堺・岸和田・貝塚の各市がすでに此の制度を実施してくれております。岸和田市の実施内容は次のようになっています。まず市側がガイドヘルパーの1時間の給料を4000円と定め、盲人からの連絡でヘルパーを派遣し、その利用した時間の給料を支払、利用者はヘルパーの交通費と食費を負担する事になっています。

2. 和泉市の実施している重度身障者給付金を岸和田市並に引上げて下さい。

岸和田市では、1、2級は31,500円、3、4級は24,000円となっています。

3. 盲人の特殊性にそくした事業を推進するため、助成金を交付して下さい。

身障者には大別して、盲、ろう、肢体の3種類があり、市単位、都道府県単位、全国組織とそれぞれ障害別団体を持ち、障害にそくした活動を行なっております。これら3団体の目的は自立

更生と福祉の向上ではありますが、その手段、対策につきましてはまったく異なっています。本会では1名につき月額50円の会費は徴収しておりますが、これでは本会独自の事業は全く出来ませんので、現在では本部である大阪府盲人協会の事業での参加にとどまっております。毎年行う本部事業の主なもの、スポーツ大会、点字競技会、カナタイプ、文化の集い、卓球大会、福祉大会などで、毎週お茶、生花、料理、洋裁、歩行訓練などの講習を行っております。本会からも受講生を送っております。

昭和53年9月26日

和泉市黒鳥町803番地

和泉市盲人福祉協会

会長 山口利夫

和泉市議会議長 柳瀬美樹殿

- 議長（柳瀬美樹君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 1番（寺田茂君） この請願の中に三つの大きな柱を掲げ、お願いしております。ガイドヘルパーの制度を早急に実施の問題、それから給付金問題、それから助成金、この中には細かく内容、また、他市との関係も明記してございますので、よろしく願い申し上げます。
- 議長（柳瀬美樹君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないすのと認め、これを終わります。

本件についても十分審査検討する必要がありますので、本件の内容からして厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第12「一般消費税の導入に反対する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第3号

一般消費税の導入に反対する決議

上記決議文を別紙の通り会議規則第13条の規定により提出します。

昭和53年9月26日提出

和泉市議会議員

貝 淵 博 治
上 代 卯之松
橋 本 佳 行
三 井 正 光
坂 上 國 治
赤 阪 和 見
勝 部 津喜枝
寺 田 茂
直 村 静 二
天 堀 博
竹 下 義 章

一般消費税の導入に反対する決議

一般消費税の新設づくりをすすめてきた政府は、9月12日の税制調査会の答申を受け、来年度に導入を計画しています。

一般消費税は空前の大衆課税方式であり、国民に多大の税負担をかけるものと思われま

す。その1は、最終的にこれを負担するのは広範な一般消費者である。しかもその場合、収入の多少にかかわらず同じ商品にはだれでも同じように税率がかかるうえ、収入のうち消費生活にまわす率の多い低所得者ほど負担割合が重いという。その上年金受給者、生活保護世帯にまで課税される税金で「生活費非課税の原則」をまっこうからふみにじる最悪の大衆課税である。

その2は、一般消費税は価格に上乘さされ最終は消費者が負担するため、物価が少くとも税率分だけ各段階、合計上がるのは当然であるが、さらに「便乗値上げ」、計算の便宜上の値上げなどが

からみあい物価が税率分にとどまらず高騰することはE.C諸国での付加価値税導入時の例をみても明らかなことです。

その3は、中小零細業者に煩雑な記帳義務や記録保存義務、納税手続きなどの実務的負担がたえがたく増大する一方、下請業者等は強い立場の親企業に税を上乗せて請求できない懸念もあり中小零細業者の経営破壊につながるものです。

その4は、一般消費税は、物価騰貴を引き起し、勤労者、国民の賃金、所得そして福祉を実質的に切り下げることになり、国民の購買力はうばわれる今日の不況からの脱出はますます困難にならざるをえません。

これらの点から一般消費税の導入に反対する。

以上決議する。

昭和53年 月 日

和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 13番（赤阪和見君） ただいま局長の朗読したとおりであります。政府の税制調査会が12日、一般消費税の試案を発表して以来、国民の間からは、一方的に不公平な負担を強いる大衆課税強化策としての一般消費税の導入は許せないという反対の声が急速な高まりを見せている中で、私たち和泉市議会においても反対決議をお願いするものでございます。何とぞ当決議を皆様方の御支持で御採択のほどを切にお願いいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 27番（竹下義章君） 今後のこともありますので……。この議案の提出の仕方について、いまちょっと見ていくと、いままで請願を4件やりましたが、これには議員の名前に㊦がついてます。ところが、あとの3件は全部㊦がついてない。したがって、請願は㊦が要り、決議は㊦が要らないことになってるのか、この点の出し方についてお聞きしたいと思います。
- 市会事務局長（吉岡昭男君） ただいまの御質問に対しお答え申し上げます。御指摘のように、各議員さんの㊦が抜けております。おわびして訂正いたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第3号を原案どおり決議することに決します。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第13「同和行政の改善要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

同和行政の改善要望決議

上記決議文を別紙の通り会議規則第13条の規定により提出します。

昭和53年9月26日

和泉市議会議員

寺田 茂

直村 静二

勝部 津喜枝

天 堀 博

同和行政の改善要望決議

同和対策特別措置法に基き、本市の同和行政は対象人口9,068人（昭和50年5月）と把握され、昭和46年度より同和事業施策を行っているものであります。同和行政の基本は憲法に保証された基本的人権の擁護の確立であり、公正で民主的なものでなくてはなりません。したがって12万市民の理解と納得のいく市民合意の明るい同和行政が行なわれる様に適正、円滑に推進される必要があります。行政の主体性を確立し、真に同和問題の解決に役立つ様に次の諸点を強く要望する。

要 望 事 項

1. 本市行政全般の施策の中で同和行政を正しく位置づけ、地区の環境等の改善、住民の社会的地位向上をはかること。
2. 市同和事業対策促進協議会の構成を対象地区の運動団体、市民団体も参画すること。
3. 老人解放センター、身障者センターの利用にあたり、同和地区住民が団体加入の有無及び思想信条の違いによる排除をすることなく等しく受益をされるように措置すること。
4. 固定資産税、国民健康保険料は一率減免ではなく低所得者層を中心とした所得基準を導入する

こと。

5. 同和施策に関し市財政の負担の軽減につとめること。

以上決議する。

昭和53年 月 日

和泉市議会

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 21番（直村静二君） 趣旨を説明いたします。

第一に、贈賄汚職の容疑で起訴されている同和建设業者が市同促の副会長をしておいて、そして、明るい同和行政をやっていると言えるのか。このような不明朗な事能ができるのは、市同促の構成に欠陥があるからです。どの協議会委員も良識をもって正常にする発言がなかったのか。地区内の運動団体は特定団体だけではなく、広く市民団体としての労働団体、教職員、市職員組合の団体が入っておれば、公正な第三者機関として有効に運営されるのではないか。

第2に、老人解放センター、身障センターの利用について、同じ地区住民として、同じ市民として施設が利用できないほど、人為的な壁は取り外すべきである。差別をなくす、人権の確立の立場から、地方自治体がこのような差別を認めてはなりません。固定資産税、国保料金の一律減免も、払える者でも払わなくてもいいとか、金持ちになればなるほど利益が大きい。これは福祉の原則に反するのではないか、是正すべきである。

以上、本市の同和行政を市民福祉向上の立場から改善要望をまとめたものであります。何とぞ全会一致、賛成御決議のほどをよろしくお願いし、趣旨説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 3番（橋本佳行君） 本要望決議に反対の理由を述べさせていただきます。

私は、ここで本来、同和対策とは何か、さらには、同和行政の意義と目標とはどうあるべきかについて提起したいと思います。

国の同和対策審議会答申は、近代社会における部落とは、一口に言えば、市民的権利自由の侵害にほかならない。また、さらには、市民的権利とは、職業の選択の自由、教育の機会均等を保障させる権利、住居及び移職の自由、結婚の自由等を保障される権利自由が完全に保障されていないことが差別であると明記いたしております。

また答申は、さらに同和地区に対する心理的差別と実態的差別としてあらわれてくるところを

示しているのであります。したがって、差別を克服するためには、この心理的並びに実態的差別の根源をなくすことが何よりも重大なことであります。同和対策とは、そこに任務があると言われるのであります。

さらに、昭和40年に出された同和対策審議会答申、昭和44年に制定されましたところの特別措置法を受けて、本市は、最重点施策として同和対策を位置づけてきたところであります。同和行政の目標は、多年の差別の蓄積による同和地区の低位性を克服することを通じて、地区への差別を完全に解消することにあります。従来、国及び地方公共団体の行政のあり方では、一般行政の処理の中で同和地区と一般地区との社会的格差を解消することが不可能であった。地区の水準を引き上げるためには当然の施策と認めねばなりません。

それとともにここで特に留意すべき点は、同和行政の目標水準が、一般的な生活水準として保障する程度の段階に設定すべきではないという点であります。一般との格差を埋めるだけでは、同和地区の持つ伝統的な脆弱性、社会的体質によって、結果においては、一般地区との間に社会格差が再生産されるわけであることが予想されるわけにあります。このようなことは、大阪府の同和審答申にも明確に述べられております。この点十分考慮していただき、同和行政を最重点施策として名実ともに位置づけ、同和行政の推進とともに、一般行政の水準を高めていく方向で本市も鋭意、さらに努力すべきであるというふうな意味をもって、本要望決議に反対する意見といたします。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件に対し反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。

本件について決議することに賛成の方挙手願います。

(挙手少数)

挙手少数でありますので、決議第4号を否決することに決します。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第14「国際児童年にふさわしい行動計画の具体化を求める要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第5号

国際児童年にふさわしい行動計画の具体化を求める要望決議

上記決議文を別紙の通り会議規則第13条の規定により提出します。

昭和53年9月26日提出

和泉市議会議員

貝 淵 博 治

上 代 卯之松

橋 本 佳 行

三 井 正 光

坂 上 國 治

赤 阪 和 見

勝 部 津喜枝

寺 田 茂

直 村 静 二

天 堀 博

竹 下 義 章

国際児童年にふさわしい行動計画の具体化を求める要望決議

来年は国連決議に基づく「国際児童年」であります。

同決議は、各国政府が児童の福祉向上のためにふさわしい行動計画をたてるよう呼びかけています。

今日、不況下での生活破壊・教育の荒廃・文化の退廃は子供達の心と身体をむしばみ、子供の自殺、学力停滞、非行の増加など深刻な状況であります。こうした現況を考えるなら「国際児童年」は大きな意義をもっています。政府が国連決議をはじめ、憲法・教育基本法・児童憲章・児童福祉法の精神にのっとり、実のある行動計画を早急に具体化することを強く要望します。

以上決議する。

昭和53年 月 日

和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案の趣旨説明を願います。
- 2番（天堀博君） 決議内容にもうたわれておりますように、今日の不況下での生活の破壊あるいは教育の荒廃、文化の退廃は著しいものがあります。次の世代を担う子供たちの成長を願う者にとりましては、いたたまれないものがあります。当要望決議を議員皆様方の御同意を得ましてぜひとも御決議いただきますよう、お願いするものでございます。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、決議第5号を原案どおり決議することに決めます。

-
-
- 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時10分休憩）

（午後4時5分再開）

- 副議長（大谷昌幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま柳瀬議長より辞職願が提出されました。よって、新議長が誕生するまでの間、議長の職務を務めさせていただきます。何分不慣れな私でございますが、議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。「議長の辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「議長の辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

「議長の辞職許可について」を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

辞 職 願

私 儀

今般一身上の都合により議長を辞したくお願い致します。

昭和53年10月2日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

和泉市議会副議長 大 谷 昌 幸 殿

○ 副議長（大谷昌幸君） ただいまの朗読どおりであります。

柳瀬美樹君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

○ 27番（竹下義章君） いま、副議長が次の新議長が決まるまで運営していきたい、というあいさつがあったのですが、私、それを聞きまして申し上げるのはどうかと思いますが、今後の議長選出の方法について諮っていただきたいと思えます。

私、各市の状況をいろいろ聞いてまいりました。何も各市がやってるから、そうせよと言うのではございませんが、それと、私の副議長の経験から申し上げますと、従来、和泉市の役選については、議長の辞表はどうしますか、ということで辞表を受理、後は副議長が場合によっては時間延長あるいは会期の延長をして決められているのがいままでの実態です。私の副議長のとくにも、会期を再延長して決めた経過もあります。結局、毎年、副議長をしておられる人が非常に苦労して議長の選出をする。こういう経過でございます。

いままで、たとえば1年間正副でやってもらってるわけですが、私も含めて副議長さんというのは、議会運営をしていく機会は余りないわけです。たまたま一番最後のえらいときだけ議長代行をせないかん。こういう問題が起こってくる。私がやったときと同様、役選でございますから、場合によっては会期の延長とかの問題も出てきます。その間、他市との会合とかでも、和泉市は議長選です。空白で議長おりまへんね。ということでおつき合いもできん状況もいままであったと思えます。

そこで、泉大津市の選出方法を聞くと、このように議長の辞職許可が出た場合、その辞職を許可するのではなく、辞表を預かりにして、議会の運営委員長に預けておいて、新議長が決まるまでは、少なくとも、現議長の責任で決めていただき、新議長が大体決まるであろうというところに来たとき、初めて本会議の中で議長の辞職を許可し、直ちに正副議長を決めていく、こういう運営をやられてると聞いております。副議長さんだけが立ち往生して苦労するのではなく、やはりいままでやってきた議長の経験もあるのですから、議長が最後まで新しい正副議長を生み出す努力をやっていくべきだ。このように思います。

これは急に申し上げておりますので、恐らくいろいろ反論もあってむずかしかろうと思えます

が、できるならば、和泉市も空白をつくるのではなく、空白をつくらんよう、ひとつ出てる議長
の辞職許可については、預かりとして議会運営をやっただき、最終的に新しい正副議長が
決まるときに許可をする。そのようにいけないだろうかという私のお願いの提案なんです。諮っ
ていただきたいと思います。

○ 副議長（大谷昌幸君） お諮りいたします。ただいまの竹下議員の発言につきまして、いかが
お取り計らいいたしましょうか。

○ 21番（直村静二君） それ以前に、手元に「議長の辞職許可について」という議案がない。
口頭で始まって口頭で終わってる。私の意見として、議長の辞職、また議長の選出についてとか
の文書ですね。それがない。

いまの竹下議員の発言については私ども、検討させていただく、一考に値する意見だと思いま
すが、いますぐどう、というわけにはいかんのかなと考えます。しかし、出発点から議案
が出てないのに論議するのはどうかと思いますので、副議長の方でよきお取り計らいをお願い
いたします。

○ 副議長（大谷昌幸君） 一応、議運でも日程が決まっておりますし、竹下議員の御意見も一考
に値すると思いますが、時期的な面もありますので、従来どおり、この際、議長選挙を行いたい
と思います。

○ 20番（田中包治君） ちょっとおかしい。ここに議案が出てない。議長の辞職を許可すると
か、せんとかの議案もなく、ただ口頭でパツペツと行ってどうだという話は通らない。議会運営
上ね。

○ 副議長（大谷昌幸君） 「議長選挙について」という日程はありますが、議長の辞職を認める
かどうかはまだ決まってませんので、議案をお配りすることができないわけです。議長の辞職を
認めるかどうかという日程はないわけです。

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） ただいまの御質問でございますが、「議長の辞職許可について」
は口頭で処理させていただいております。次の「議長選挙について」から日程をおいおい出させ
ていただきたい。かように思います。

○ 7番（金沢勝君） 慣習もあるわけでございます。議長の意思で辞職願が出るわけで、役選
というのは、議案が優先するのは決まっておりますので、辞職願を副議長が預かって、いままで
「議長の辞職許可について」という議案はあったと思うんです。これが変わったかどうか知りま
せんが……。ある、ないは別として、議長の意思で辞職願が出ておりますので、副議長が諮
られて、慣習に従ってやっていただきたい。

竹下議員の意見は、議員総会か何かで次年度で決めるよう、いま、この議場で預かりというの

はカンが狂ってくる。一考せないかん点はありますが、今回は、従来どおりやっていたきたいということです。

- 市会事務局長（吉岡昭男君） ただいま「議長の辞職許可について」の議案を出してないという御意見ですが、昨年も口頭で出ておりますので……。
- 副議長（大谷昌幸君） もう一度お諮りいたします。柳瀬美樹君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、柳瀬美樹君の議長の辞職を許可することに決しました。この際、前議長のあいさつをお願いいたします。

○

（議長退任のあいさつ）

- 前議長（柳瀬美樹君） 貴重なお時間を拝借いたしまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

光陰矢のごとしとか、昨年10月、議長の要職につかせていただいてよりはや1年、その間、ただ何となく大過なく、無事これ務めさせていただきましたのも、皆様方の温かき御支援のためものと深く感謝申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

今後は、一議員として市政発展のため努力いたすつもりでございますので、いままでより以上の御支援のほどをひとえにお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、私のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

-
-
- 副議長（大谷昌幸君） 前議長さんのあいさつは終わりました。柳瀬前議長さんには1年間、どうも御苦労さんでございました。

お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙につきまして、いかがいたしましょうか。御意見を承りたいと思っております。

事務局の方から、急な日程追加につきお渡しする議案の文書がないとのことですので、さよう御了承をお願いいたします。次のときからちゃんと配らせていただきますので、よろしく

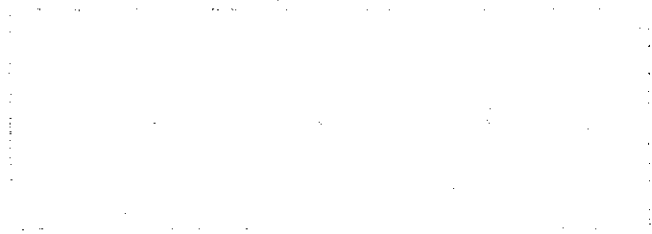
御了解をお願いいたします。

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 本日の日程ではなく、追加の日程でございますので、「議長選挙について」の文書はないのでございます。御了承願います。
- 21番（直村静二君） 議長が辞職して退任あいさつを聞いたので、当然、議案書として配布されなければいけないのに、それはない。急なことで文書がないんやと、そんなことでわれわれに審議させるの。そんなことではあきまへんぜ。
- 副議長（大谷昌幸君） 事務局では、従来のパターンで配れないということですので、恐れ入りますが、さよう御了承いただきたいと思えます。

本日はこれにて散会し、明日定刻10時に御参集をお願いいたします。ありがとうございました。

（午後4時27分散会）

第 5 日



昭和53年10月3日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(21名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	19番	貝淵博治君
3番	橋本佳行君	21番	直村静二君
5番	仁井明君	22番	勝部津喜枝君
6番	大谷昌幸君	23番	三井正光君
7番	金沢勝君	25番	竹内修一君
8番	成田秀益君	26番	柳瀬美樹君
9番	松下定君	27番	竹下義章君
10番	山口義一君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

欠席議員(5名)

11番	上代卯之松君	18番	池辺秀夫君
12番	藤原要馬君	20番	田中包治君
17番	富山敏治君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部長	麻生和義
助役	坂口禮之助	財務部次長	北野敦雄
収入役	中塚白	財政課長	大塚孝之
兼市長公室長 参与事務取扱	西川喜久	同和対策部長	中西淳富
参与、土地開発公社 事務局長	林徳次	同和対策部次長	生田稔
市長公室企画 担当理事	佐原行雄	市民部長	森保
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田明郎	市民部次長 兼福祉事務所長	富田宏之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産 業 衛 生 部 長	内 田 繁	消 防 本 部 次 長	湯 川 行 夫
産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫	兼 消 防 署 長	
建 設 部 長	山 本 俊 兼	用 地 担 当 参 事	岩 井 益 一
建 設 部 次 長 兼 建 設		開 発 公 社 事 務 局 次 長	
総 務 課 長 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
改 良 事 業 部 長	逢 野 一 郎	教 育 長	葛 城 宗 一
改 良 事 業 部 次 長 兼 改		教 育 次 長	広 岡 史 郎
良 総 務 課 長 事 務 取 扱	明 坂 貞 士	管 理 部 長	杉 本 弘 文
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
兼 総 務 課 長 事 務 取 扱		指 導 部 長	高 橋 貞 良
病 院 長	竹 林 淳	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 蔵	選 挙 管 理 委 員 会 長	味 谷 日 吉
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 光 夫	兼 委 員 長	
兼 管 理 課 長		選 挙 管 理 委 員 会 長	岸 田 秀 仁
水 道 部 長	田 中 稔	事 務 局 長	
水 道 部 理 事	福 本 喬 久	監 査 事 務 局 長 兼	向 井 洋
兼 工 務 課 長 事 務 取 扱		公 平 委 員 会 事 務 局 長	
消 防 長	松 村 吉 堯	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○
 本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月3日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	

(午前11時7分開議)

- 副議長(大谷昌幸君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さん方には、何かと御多忙のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは19名でございます。上代議員さんは、公務のため出張で欠席届が出ております。富山議員さんも欠席届が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、19名でございます。

- 副議長(大谷昌幸君) ただいまの報告どおり、出席議員19名をもちまして議会が成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 副議長(大谷昌幸君) なお、会議に入る前に、昨日の会議で議事日程の配布について御指摘、御意見があり、御迷惑をおかけいたしました。このことにつきまして、局長より陳謝と報告の申し出がありましたので、これを許可します。

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 貴重なお時間をお許しいただきまして、私からおわびと御報告を申し上げたいと存じます。

昨日の議長の辞職許可につきましての議事日程の配布につきましては、私が説明不足のあったために、議員の皆さん方におきまして、大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

昨日本会議終了後、副議長さん等とも御協議申し上げまして、その結果、各議員さんの御指摘されました議事日程につきまして、今後、日程追加御承認後、御配布させていただきたいと存じますので、よろしく御願ひ申し上げます。

- 副議長(大谷昌之君) 局長の陳者を兼ね報告がありましたが、よろしく御了解たまわりたいと存じます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷、配布してあをとおりでございます。

それでは、「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙につきましていかがいたしますか、皆さんの御意見を承りたいと思
います。

○ 28番(坂上國治君) 役選の初日でございますので、まだ煮え詰まっていないような感じ
もありますので、休憩に入って、そうして各会派の代表者会議でも開いていただいて、そうし
て徐々に進めていったらどうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 副議長(大谷昌幸君) いまの坂上議員の御意見につきまして、その他の意見ございませ
んか。

○ 21番(直村静二君) まあ、それはいいと思うんですけどね、日程でいくときょうは、1
日われわれ招集されているので拘束を受ける。このまま入って行って夕方になって5時になれ
ばね、それがまとまって選挙されるとよろしいがね。できない場合には、それで自然流会とい
う場合には、議長においてですね、次は9日という日程が決まっておりますので、その辺了承
の上で、各自できるだけ早く議長選挙ができるように努力する、ということでやってもらっ
たら結構だと思います。

○ 副議長(大谷昌幸君) その他に御意見ございせんか。

それでは、この後休憩に入りまして、代表者の皆さんには、御苦勞ですが会議にお出いた
きます。

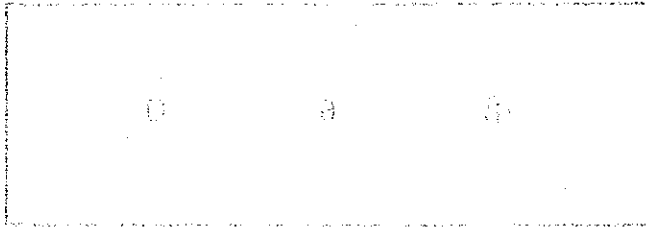
それで一応本日は、その後散会ということにさせていただきます、次回は、議事日程のと
おりに、9日の定刻に御参集いただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午前11時12分自然散会)

第 6 日



昭和53年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	18番	池辺秀夫君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	21番	直村静二君
6番	大谷昌幸君	22番	勝部津喜枝君
7番	金沢勝君	23番	三井正光君
9番	松下定君	25番	竹内修一君
10番	山口義一君	26番	柳瀬美樹君
11番	上代卯之松君	27番	竹下義章君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

欠席議員(3名)

8番	成田秀益君	20番	田中包治君
17番	富山敏治君		

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部長	麻生和義
助役	坂口禮之助	財務部次長	北野敦雄
収入役	中塚白	財政課長	大塚孝之
参与兼市長公室長 事務取扱	西川喜久	同和対策部長	中西淳富
参与、土地開発公社 事務局長	林徳次	同和対策部次長	生田稔
市長公室企画 担当理事	佐原行雄	市民部長	森保
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田明郎	市民部次長兼 福祉事務所長	富田宏之

職名	氏名	職名	氏名
産業衛生部長	内田 繁	消防本部次長	湯川 行夫
産業衛生部次長	角谷 泰夫	兼消防署長	岩井 益一
建設部長	山本 俊兼	用地担当参事、土地	
建設部次長兼建設		開発公社事務局次長	
設総務課長事務取扱	吉田 日出男	教育委員長	堀内 由延
改良事業部長	逢野 一郎	教育長	葛城 宗一
改良事業部次長兼改		教育次長	広岡 史郎
良総務課長事務取扱	明坂 貞士	管理部長	杉本 弘文
解放総合センター所		管理部次長	青木 孝之
長兼総務課長事務取扱	萩本 啓介	指導部長	高橋 貞良
病院長	竹林 淳	指導部次長	橋本 昭夫
病院事務局長	平野 誠蔵	選挙管理委員会	
兼管理課長	藤原 光夫	委員長	味谷 白吉
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会	
水道部理事		事務局次長	岸田 秀仁
兼工務課長事務取扱	橋本 喬久	監査事務局次長兼	
消防長	松村 吉堯	公平委員会事務局	向井 洋
		農業委員会事務局	信田 種行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次長	吉田 種義
議事係長	西垣 宏高
議事係	佐土谷 茂一
議事係	山本 雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月13日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	
追 加	会期延長について	

(午後1時33分開議)

- 副議長(大谷昌幸君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、連日何かとお疲れのところ、多数御出席くださりましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは20名でございます。富山議員さんから欠席届が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、20名でございます。

- 副議長(大谷昌幸君) ただいま20名御出席でございます。

これより本日の会議を開きます。

○

- 副議長(大谷昌幸君) なお、会議に入る前に、現在までの経過を簡単に御説明申し上げますと、10月9日の代表者会議におきまして、立候補を表明されている2名の方と、できることなら、今後の議会運営の点においても、円満に調整すべきだとの意見があり、私として努力させていただきましたが、微力なため調整でき得ず、きのうも代表者会議をお願いいたしました。その経過を御報告させていただきました。

本日はまた、各会派ごとの御意見を承りましたところ、選挙という機に達していないという御意見が多いので、先ほど、やむを得ず議会運営委員会を開いていただいた次第でございます。

以上が、いままでの概略の経過でございます。

この際、お諮りいたします。会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、この際会期の延長を日程に追加し、議題とすることに

決します。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。先ほどの議会運営委員会の決定に基づき、会期を10月17日までの3日間延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、さよう決定いたします。

ここで皆さんにお諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明14日及び15日を休会とし、16日に定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。

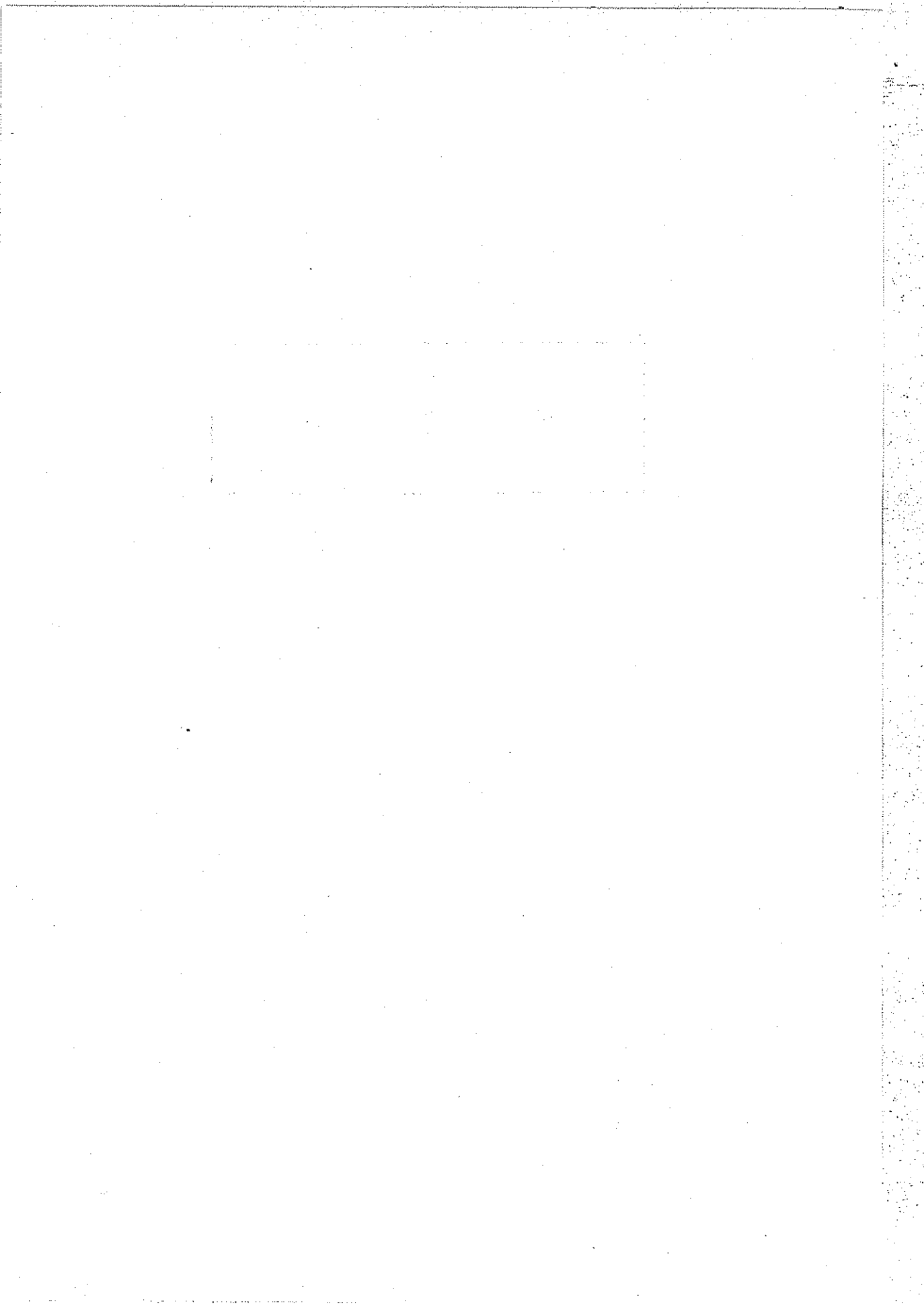
そこで皆さんにお願い申し上げたいのは、毎年のことながら、役選というとなかなかスムーズにいかないと存じますが、会期の延長もしてることでありますので、週明け早々にも新議長が誕生できるよう、皆さんの御協力を特にお願い申し上げたいと存じます。

本日はこれにて散会させていただきます。

どうもありがとうございました。

（午後1時37分散会）

第 7 日



昭和53年10月17日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	18番	池辺秀夫君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	20番	田中包治君
6番	大谷昌幸君	21番	直村静二君
7番	金沢勝君	22番	勝部津喜枝君
8番	成田秀益君	23番	三井正光君
9番	松下定君	25番	竹内修一君
10番	山口義一君	26番	柳瀬美樹君
11番	上代卯之松君	27番	竹下義章君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

17番	富山敏治君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部長	麻生和義
助役	坂口禮之助	財務部次長	北野敦雄
収入役	中塚白	財政課長	大塚孝之
参与兼市長公室長 事務取扱	西川喜久	同和対策部長	中西淳富
参与、土地開発公社 事務局長	林徳次	同和対策部次長	生田稔
市長公室企画 担当理事	佐原行雄	市民部長	森保
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田明郎	市民部次長 兼福祉事務所長	富田宏之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部長	内 田 繁	消防本部次長兼消防署長	湯 川 行 夫
産業衛生部次長	角 谷 泰 夫	用地担当参事、土地開発公社事務局次長	岩 井 益 一
建設部長	山 本 俊 兼	教育委員長	堀 内 由 延
建設部次長兼建設総務課長事務取扱	吉 田 日出男	教 育 長	葛 城 宗 一
改良事業部長	逢 野 一 郎	教 育 次 長	広 岡 史 郎
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	明 坂 貞 士	管 理 部 長	杉 本 弘 文
解放総合センター所長兼総務課長事務取扱	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
病 院 長	竹 林 淳	指 導 部 長	高 橋 貞 良
病院事務局長	平 野 誠 蔵	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
病院事務局次長兼管理課長	藤 原 光 夫	選挙管理委員会会長	味 谷 日 吉
水道部長	田 中 稔	選挙管理委員会会長	岸 田 秀 仁
水道部理事兼工務課長事務取扱	福 本 喬 久	監査事務局次長兼公平委員会事務局次長	向 井 洋
消 防 長	松 村 吉 堯	農業委員会事務局次長	信 田 種 行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月17日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	
追 加	会期延長について	

(午後4時37分開議)

- 副議長(大谷昌幸君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には連日、何かとお疲れのところ、多数御出席くださりましてありがとうございます。

それでは、局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは23名でございます。富山議員さんから欠席届が出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われまふ。現在、23名でございます。

- 副議長(大谷昌幸君) ただいま23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 副議長(大谷昌幸君) この際お諮りいたします。本日の会議時間は、議事調整の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日の会議時間は延長することに決めます。

ここでしばらく休憩いたします。

(午後4時38分休憩)

(午後7時39分再開)

- 副議長(大谷昌幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、この際、今期の延長を日程に追加し、議題とすることに決めます。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。先ほどの議会運営委員会の決定に基づき、会期を10月19日までの2日間延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、さよう決定いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。明18日は休会としたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、あすは休会といたします。

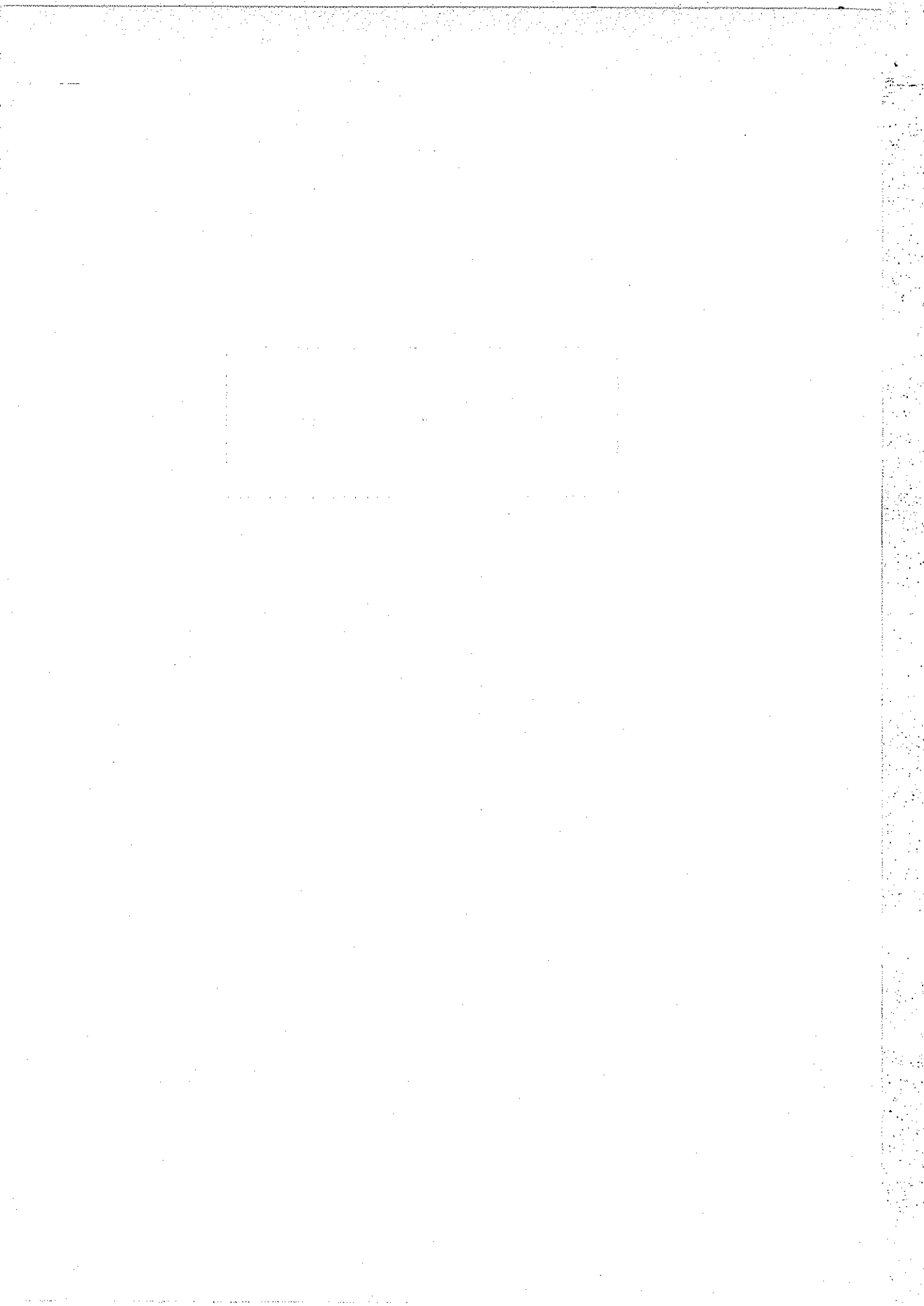
なお、本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明後19日、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。どうも長時間、ありがとうございました。

(午後7時40分散会)

第 8 日



昭和53年10月19日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	寺田茂君	16番	木下甲子三君
2番	天堀博君	18番	池辺秀夫君
3番	橋本佳行君	19番	貝淵博治君
5番	仁井明君	20番	田中包治君
6番	大谷昌幸君	21番	直村静二君
7番	金沢勝君	22番	勝部津喜枝君
8番	成田秀益君	23番	三井正光君
9番	松下定君	25番	竹内修一君
10番	山口義一君	26番	柳瀬美樹君
11番	上代卯之松君	27番	竹下義章君
12番	藤原要馬君	28番	坂上國治君
13番	赤阪和見君	29番	藤原利一君
15番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

17番 富山敏治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田忠雄	財務部長	森生和義
助役	坂口禮之助	財務部次長	北野敦雄
収入役	中塚白	財政課長	大塚孝之
参与兼市長公室長 事務取長扱	西川喜久	同和対策部長	中西淳富
参与、土地開発公社 事務局局長	林徳次	同和対策部次長	生田稔
市企画担当理事	佐原行雄	市民部長	森保
市長公室次長兼秘書 広報課長事務取扱	竹田明郎	市民部次長兼福祉 事務所長	富田宏之

職 名	氏 名	職 名	氏 名
産業衛生部長	内 田 繁	消防本部次長 兼消防署長	湯 川 行 夫
産業衛生部次長	角 谷 泰 夫	用地担当参事、土地 開発公社事務局次長	岩 井 益 一
建設部長	山 本 俊 兼	教育委員長	堀 内 由 延
建設部次長兼建設 総務課長事務取扱	吉 田 日出男	教 育 長	葛 城 宗 一
改良事業部長	逢 野 一 郎	教 育 次 長	広 岡 史 郎
改良事業部次長兼改 良総務課長事務取扱	明 坂 貞 士	管 理 部 長	杉 本 弘 文
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱	萩 本 啓 介	管 理 部 次 長	青 木 孝 之
病 院 長	竹 林 淳	指 導 部 長	高 橋 貞 良
病院事務局長	平 野 誠 藏	指 導 部 次 長	橘 本 昭 夫
病院事務局次長兼 管理課長	藤 原 光 夫	選挙管理委員会会長 選委 員 員	味 谷 日 吉
水道部長	田 中 稔	選挙管理委員会会長 選挙事務局長	岸 田 秀 仁
水道部理事兼工務課長事務取扱	福 本 喬 久	監査事務局次長兼 公平委員会事務局次長	向 井 洋
消 防 長	松 村 吉 堯	農業委員会事務局次長	信 田 種 行

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中 野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

○
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月19日)

日 程	件 名	摘 要
1	議長選挙について	

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月19日)

日 程	件 名	摘 要
2	副議長の辞職許可について	
3	副議長選挙について	

昭和53年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月19日)

日 程	件 名	摘 要
4	常任委員会委員の辞職許可について	
5	議会運営委員会委員の辞職許可について	
6	交通公害対策委員会委員の辞職許可について	
7	開発事業対策委員会委員の辞職許可について	
8	第2阪和国道対策委員会委員の辞職許可について	
9	同和対策特別委員会委員の辞職許可について	
10	関西新国際空港対策特別委員会委員の辞職許可について	
11	土地開発公社特別委員会委員の辞職許可について	
12	常任委員会委員の選任について	
13	議会運営委員会委員の選任について	
14	交通公害対策委員会委員の選任について	
15	開発事業対策委員会委員の選任について	
16	第2阪和国道対策委員会委員の選任について	
17	同和対策特別委員会委員の選任について	
18	関西新国際空港対策特別委員会委員の選任について	
19	土地開発公社特別委員会委員の選任について	
20	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	
21	泉北水道企業団議会議員の選挙について	
22	決算審査特別委員会委員の選任について	

(午前10時45分開議)

- 副議長(大谷昌幸君) 皆様おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には連日、何かとお疲れのところ多数御出席くださりましてありがとうございます。

それでは、局長より本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは25名でございます。富山議員さんから欠席届がございます。

以上でございます。現在、25名でございます。

- 副議長(大谷昌幸君) ただいま25名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 副議長(大谷昌幸君) 日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件につきまして、いかがいたしましょうか、お伺いいたします。

- 21番(直村静二君) 議会運営委員会で決まったことですので、直ちに選挙に入るといふうにやってほしい。

- 副議長(大谷昌幸君) 選挙によってという御意見ですが、他に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は25名であります。

お諮りいたします。開票立会人を9番・松下君と10番・山口君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、松下君と山口君にお願いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次、投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、ただいまから開票を行います。松下君、山口君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数25票、これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票25票、有効投票中の横田憲治郎議員さん15票、田中包治議員さん10票でございます。横田憲治郎議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおりでございます。

- 副議長(大谷昌幸君) ただいまの報告どおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって横田憲治郎君が議長に当選されました。

以上で議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま議長に当選されました横田憲治郎君が議長におられますので、本席から、会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、議長のあいさつを願います。

(議長就任あいさつ)

- 議長(横田憲治郎君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

このたびの議長選に際しましては、長期にわたりまして議員の皆様方の御心労を煩わせまして、その上このたびは、光栄な議長職を汚ささせていただくことになりまして、まことにもってこの身の光栄と存じております。皆様方からいただきました御好意ある御支援と御推薦に対し

まして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

もとより凡才非力でございます。その上、まだ人生経験に乏しい若輩者でございます。住民自治の本旨にのっとり議会制民主主義に徹し、円満な議会運営を目標とし、諸先輩議長さんの巧績を汚すことなく、誠心誠意全力を込めて任に当たっていく所存でございます。しかしながら、皆様方の御叱咤と御指導、御鞭撻をいただき得なければ、とうてい果たせるものではないと存じます。今後ともの御支援、さらに御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

はなはだ簡単、粗辞で意を尽くしませんが、心から御礼を申し上げ、今後ともの御支援を重ねお願いを申し上げ、ごあいさつにかえる次第でございます。本当にありがとうございました

(拍手)

○

○ 副議長(大谷昌幸君) 以上をもちまして私の任務は終わりました。何分不慣れのため皆様方大変御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして無事、職務を遂行させていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。

(副議長退席。議長、議長席につく)

○ 議長(横田憲治郎君) ここでしばらく休憩したいと思います。いかがでございましょうか。恐れ入りますが、自席で御待機いただけたら、と思うのでございますが よろしくお願ひしたいと思います。

○ 21番(直村静二君) 今回の役選で、当初、議長選挙だけということで、かなり日数もかなり再延長もしてきたという経過がございますし、この際、暫時休憩されて、副議長選挙について次の議題は、午後からやってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 19番(貝淵博治君) せんど、いままで会期延長をして、いま直村さんが「午後」とおっしゃるので、できれば時間、まだ1時間もあるし、早く、時間の空白を持たずに、ここで休憩する前に副議長の方に入って行くのが本筋じゃないのかな。

○ 議長(横田憲治郎君) では、暫時休憩いたします。できたら、この場で御待機をお願いいたします。

(午前11時6分休憩)

(午前11時8分再開)

○ 議長(横田憲治郎君) 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。副議長の辞職願が提出されておりますので、「副議長の辞職許可について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、本件を日程に追加いたします。

それでは、「副議長の辞職許可について」を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により副議長を辞したくお願い致します。

昭和53年10月19日

和泉市議会副議長

大 谷 昌 幸

和泉市議会議長

横 田 憲 治 郎 殿

- 議長（横田憲治郎君） 大谷副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、大谷副議長の辞職を許可することに決します。

大谷副議長からごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（大谷副議長退任あいさつ）

- 前副議長（大谷昌幸君） ちょうど1年前、議会の経験の浅い、この私を副議長に御指名いただきまして、今日までのこの1年間、皆様方の熱意こもる御支援をいただきましたおかげで、大過なく過ごさせていただきまして、これひとえに、柳瀬議長さん初め25名の議員各位のおかげと、深く感謝いたしておる次第でございます。今後は、皆様方の1員にお加えいただきまして、いままでの2年間の経験を生かしまして、皆様方におくれないように勉強いたすつもりでございますので、何とぞ今後とも、よろしく御指導賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単、粗辞ではございますが、辞任のごあいさつにかえさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

（拍手）

○

- 議長（横田憲治郎君） 大谷副議長さん、どうも長らく御苦労さんでございました。
お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、本件を日程に追加いたします。

それでは「副議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。副議長選挙につきまして、いかがいたしましょうか。御意見を聞かせ
いただきたいと思っております。

- 28番（坂上國治君） もうつい、11時をちょっと回ったところですけども、一応休憩、
時間を切って、休憩に入っていただきたい。後に、常任委員会並びに特別委員会あるいは派遣
議員等々いろいろありますので、きょうは最終の日でございますので、できるだけスムーズに
進めるためには、ひとつ何とか午前中に副議長を決定するというぐらいの意気込みで運んでい
ていただきたいと、かように思います。

- 議長（横田憲治郎君） ほかに御意見ございませんか。

（「暫時休憩で、午後に」と呼ぶ者あり）

では、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時12分休憩）

（午後1時8分再開）

- 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
副議長選挙についていかがいたしましょうか、お伺いいたします。
- 7番（金沢勝君） 先ほどの議長選挙に準じ、無記名投票にしていきたいと思います。
- 議長（横田憲治郎君） ほかにございませんか。

（「異議」と呼ぶ者あり）

選挙という御意見ですが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は25名であります。

お諮りいたします。開票立会人を3番・橋本佳行君、5番・仁井明君を指名したいと思います。

すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、橋本君と仁井君をお願いいたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上局長の点呼に応じて順次、投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。橋本佳行君、仁井明君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告いたさせます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数25票、これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票22票、有効投票の内訳でございますが、藤原利一議員22票、白票3票でございます。藤原利一議員が最高得票者でございます。

以上のおりでございます。

- 議長(横田憲治郎君) ただいまの報告とおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって藤原利一君が副議長に当選されました。

以上で副議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま副議長に当選されました藤原利一君が議場におられますので、本席から、会議規則

第29条第2項の規定により告知いたします。

副議長のあいさつを願います。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(藤原利一君) 一言、御礼とごあいさつを申し上げます。

ただいま副議長選につきまして多大の、議員の皆様から御支援をちょうだいいたしまして選任されましたことを、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。はなはだ微力ではございますが、議長を補佐しながら一生懸命努力する覚悟でございます。どうぞ今後ともひとつ御支援、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単、粗辞でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

-
- 議長(横田憲治郎君) 副議長のあいさつが終わりました。

次に、ただいまお手元に配布申し上げます。常任委員会及び特別委員会関係の議案を上程いたします。

お諮りいたします。日程第4より日程第11まで及び日程第12より日程第19までの辞職許可及び選任について、をそれぞれ日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、それぞれ日程に追加し、議題とすることに決めます。

それでは、日程第4より日程第11までは、各委員の辞職許可でありますので、これを一括上程いたします。

お諮りいたします。各委員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、日程第4より第11までの各委員の辞職は許可されました。

-
- 議長(横田憲治郎君) それでは、次に日程第12より第19までの各委員の選任について、を議題といたします。

この際、暫時休憩をいたしまして、委員会室において議員総会に切りかえ、各議員の役割りをお決め願いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

直ちに委員会室の方へお願いしたいと思います。

- 28番(坂上國治君) 委員会室へ入って、いろいろ協議する中で、実は、いま先ほど、前

副議長から発言しようとしたことと同じことやと思うのですが、この第二阪和国道の委員会の問題で、何回か委員会を重ねた中で、委員会を廃止したらどうかという御意見があったわけです。ところが、これは、私は委員長をやらしてもらっておるけれども、私の段階ではどうにもならぬので、一応議会から生んでいただいた委員会だから、やはり議会で諮って、議会で決めていただくほかに道はないのじゃないかということで、現在に至っておるわけでございますので、ここらの辺、ひとつ皆様方にお諮り願うて、はっきりしていただいた上で、これをどうしようということに、委員会室で決めていただいたら、というふうに思いますので、その取り計らい、ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（横田憲治郎君） お諮りいたします。

ただいま坂上議員さんからの御意見でございますが、休憩中の議員総会の場で練っていただきたいと、このように思うのでございますが……。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまから暫時休憩いたします。委員会室の方へお願いいたします。

（午後1時26分休憩）

（午後4時10分再開）

○ 議長（横田憲治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど一括上程いたしました日程第12より日程第19までの各委員の選任中、日程第16「第2阪和国道対策委員会委員の選任について」は、先ほどの議員総会において種々検討の結果、取り下げたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第16「第2阪和国道対策委員会委員の選任について」は取り下げることと決定いたします。

○

○ 議長（横田憲治郎君） それでは、各委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御検討を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より選任させていただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、各委員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 敬称略、順不同を御了承願いたいと思います。

総務委員会委員に

橋本佳行 池辺秀夫 天堀博 田中包治
仁井明 坂上國治

以上6名

厚生文教委員会委員に

富山敏治 藤原要馬 勝部津喜枝 赤阪和見
竹内修一 山口義一

以上6名

建設水道委員会委員に

竹下義章 寺田茂 三井正光 松下定
大谷昌幸 貝淵博治 横田憲治郎

以上7名

産業衛生病院委員会委員に

金沢勝 直村静二 柳瀬美樹 上代卯之松
木下甲子三 成田秀益 藤原利一

以上7名

議会運営委員会委員に

寺田茂 池辺秀夫 天堀博 藤原要馬
竹下義章 赤阪和見 竹内修一 坂上國治
三井正光

以上9名

交通公害対策委員会委員に

天堀博 貝淵博治 直村静二 成田秀益
赤阪和見 山口義一 仁井明 竹下義章
三井正光

以上9名

開発事業対策委員会委員に

勝部津喜枝 藤原要馬 寺田茂 成田秀益
木下甲子三 大谷昌幸 上代卯之松 竹下義章
田中包治

以上9名

同和対策委員会委員に

藤原要馬 勝部津喜枝 松下定 竹下義章
橋本佳行 池辺秀夫 直村静二 木下甲子三

以上8名

関西新国際空港対策委員会委員に

赤阪和見 竹内修一 三井正光 貝淵博治
田中包治 仁井明 金沢勝 成田秀益

以上8名

土地開発公社委員会委員に

直村静二 池辺秀夫 天堀博 貝淵博治
木下甲子三 坂上國治 竹内修一 富山敏治
田中包治

以上9名

- 議長（横田憲治郎君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、朗読どおり選任することに決めます。

○

- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第20、第21を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第20、第21を日程に追加し、議題といたします。

それでは、日程第20、第21は、いずれも組合議会議員の選挙でありますので、一括選挙を行います。

この際、お諮りいたします。これらの選挙につきましては、先ほど来、種々御審議、御検討を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私より指名推薦させていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より指名推薦させていただきます。

組合議会議員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 敬称略、順不同を御了承願います。 泉北環境整備施設組合
議会議員に、

寺田 茂 仁井 明 木下 甲子三 竹内 修一
柳瀬 美樹

以上5名

次に泉北水道企業団議会議員に、

藤原 要馬 大谷 昌幸 松下 定 橋本 佳行
上代 卯之松

以上5名

- 議長（横田憲治郎君） ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、朗読どおり、それぞれ組合議会議員に選任されました。

-
- 議長（横田憲治郎君） 次に、日程第22を日程に追加したいと思います、御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第22「決算審査特別委員会委員の選任について」を日程に追
加し、議題といたします。

本件につきましても、先刻来の議員総会におきまして種々御検討願っておりますので、はな
はだ僭越ではございますが、私より選任させていただきたいと思っております、御異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 敬称略、順不同御了解願います。

決算審査特別委員会委員に、

貝淵 博治 池辺 秀夫 藤原 要馬 山口 義一
天堀 博 寺田 茂 木下 甲子三 赤阪 和見
富山 敏治 三井 正光 柳瀬 美樹 竹内 修一
松下 定

以上13名

- 議長（横田憲治郎君） ただいま朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、朗読どおり選任することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦勞様でございますが、閉会中もよろしくお願いいたします。

-
- 議長（横田憲治郎君） 以上で常任委員さん並びに特別委員さん、出先機関の各議員さんがそれぞれ決まりました。各委員さん、出先機関の議員さんは御苦勞でございますが、今後ともよろしくお願いいたします。

ここで各常任委員会の正副委員長さんが互選されましたので、この際、局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 朗読いたします。

総務委員会委員長 坂上國治議員さん、同副委員長 天堀博議員さん。

厚生文教委員会委員長 勝部津喜枝議員さん、同副委員長 山口義一議員さん。

建設水道委員会委員長 貝淵博治議員さん、同副委員長 竹下義章議員さん。

産業衛生病院委員会委員長 金沢勝議員さん、同副委員長 成田秀益議員さん。

以上でございます。

- 議長（横田憲治郎君） この際、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。

（常任委員会正副委員長代表のあいさつ）

- 総務委員長（坂上國治君） 僭越でございますが、一言、ごあいさつを申し上げます。

私ども8名が各常任委員会正副委員長に選出していただきまして、私、年長の故をもって一言、ごあいさつを申し上げます。

このたび、皆さん方の御推挙をいただきまして、各常任委員会の正副委員長を務めさせていただくことになりました。皆様方の御協力をいただかない限り、とうていわれわれの力だけではこの重責を果たし得ないと思いますので、ひとつ議員皆様方の今後の御協力を幾重にも御願ひ申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

（拍手）

-
- 議長（横田憲治郎君） 各常任正副委員長さんのあいさつが終わりました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました要件は全部終了いたしましたので、これで閉

会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって本日をもって昭和53年第3回定例会を閉会することに決めます。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

去る9月26日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多忙の折にもかかわらず、長期間にわたり慎重御審議をいただき、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。また、水道事業会計並びに病院事業会計の昭和52年度決算につきましては決算特別委員会に、和泉市公共施設整備基金条例制定につきましては所管の委員会に付託されましたが、委員の皆様方には、今後よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

今議会におきまして、一般質問並びに議案審議を通じ、御指摘、御要望をいただきました点につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜わりますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会ほおきまして、任期満了により御退任せられました柳瀬議長さん、大谷副議長さんには、御就任以来、円滑なる議会運営を通じ市政進展のために御尽瘁をいただき、御大任を全うされました。この間におけをお2人の並み並みならぬ御尽力と御心労に対しまして、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

後任の議長さんには横田憲治郎議員さん、副議長さんには藤原利一議員さんが、先刻、皆様方の御推挙により御就任されました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導賜りますよう、御願ひ申し上げる次第でございます。

なお、また、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選されましたが、それぞれ所管される事項につきましている御審議を賜り、御苦勞をおかけすることと存じますが、よろしく御願ひを申し上げます。

終わりに、長期間にわたり慎重御審議を煩わし、御議決をいただきましたことにつきまして重ねて御礼を申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつといたします。まことにありがとうございました。

○

(議長あいさつ)

○ 議長(横田憲治郎君) 閉会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本年第3回定例会も本日をもって閉会の運びに至りました。去る9月26日開会以来本日までの24日間、一般質問並びに提案されました多数の重要議案を終始きわめて熱心に慎重審議を煩わし、ことに議会運営に格段の御協力をいただき、本日、ここに全日程を終了し、無事閉会の運びとなりましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、定例会で各議員から指摘されました事項を十分に慎重配慮され、市民の要望にこたえるべく、格段の御尽力をお願いいたします。

長期間はわたりましてどうも御苦勞様でございました。まことにありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

(午後4時32分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するために署名する。

和泉市議会旧議長

副議長

新議長

署名議員

署名議員

署名議員

